

平成31年2月21日 開会

平成31年3月26日 閉会

平成31年3月定例会

美作市議会会議録

平成31年2月21日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成31年第1回美作市議会3月定例会)

平成31年2月21日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 決算特別委員会委員長の間接報告について
- 日程第5 特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告について
- 日程第6 議会改革特別委員会委員長の間接報告について
- 日程第7 発議第1号 予算審査特別委員会設置について
- 日程第8 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第1号 勝田郡老人福祉施設組合格約の変更について
- 日程第11 議案第2号 美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第3号 美作市駐車場条例の制定について
議案第4号 美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について
議案第5号 美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第6号 美作市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
議案第7号 矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について
議案第8号 美作市少林寺拳法記念館の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第9号 美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について
議案第10号 美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
議案第11号 大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第12号 美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第13号 美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について
議案第14号 市道路線の認定について
議案第15号 美作市過疎地地域自立促進市町村計画の変更について
議案第16号 美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について
議案第17号 美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第18号 美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について
議案第19号 作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について
議案第20号 平成30年度美作市一般会計補正予算(第6号)

- 議案第21号 平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成30年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 平成30年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第26号 平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第2号）
- 議案第27号 平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第28号 平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第29号 平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 平成31年度美作市一般会計予算
- 議案第31号 平成31年度美作市国民健康保険特別会計予算
- 議案第32号 平成31年度美作市介護保険特別会計予算
- 議案第33号 平成31年度美作市簡易水道特別会計予算
- 議案第34号 平成31年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第35号 平成31年度美作市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第36号 平成31年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算
- 議案第37号 平成31年度美作市老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第38号 平成31年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算
- 議案第39号 平成31年度美作市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第40号 平成31年度美作市水道事業会計予算
- 議案第41号 平成31年度美作市病院事業会計予算
- 議案第42号 平成31年度美作市下水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 青 山 慶 | 2番 和 田 広 宣 |
| 3番 岩 崎 清 治 | 4番 岡 野 鉄 舟 |
| 5番 中 山 忠 明 | 6番 倉 地 重 夫 |
| 7番 重 平 直 樹 | 8番 安 藤 功 |
| 9番 金 谷 のり子 | 10番 岡 本 泰 介 |
| 11番 山 本 雅 彦 | 12番 萬 代 師 一 |
| 13番 山 本 重 行 | 14番 尾 高 誉 久 |
| 16番 日 笠 一 成 | 17番 内 海 健 次 |
| 18番 鈴 木 悦 子 | |

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 15番 岩 江 正 行

4. 会議録署名議員

- | | |
|------------|------------|
| 6番 倉 地 重 夫 | 7番 重 平 直 樹 |
|------------|------------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 市 長 萩 原 誠 司 | 副 市 長 横 山 博 光 |
| 教 育 長 大 川 泰 栄 | 政 策 参 与 山 下 亨 |

政策審議監 春 名 利 亮
危機管理監心得 高 山 宏 明
環境部長 宿 野 豊 彦
保健福祉部長 江 見 勉
教育次長 山 名 浩 二
会計管理者 山 本 和 毅
企画振興部長心得 平 田 幸 春
勝田総合支所長 高 尾 和 弘

総務部長 岡 本 和 之
市民部長 角 南 良 雄
経済部長 遠 藤 宏 一
建設部長 真 野 弘 紀
消防長 皆 木 佳 久
企画振興部長心得 春 名 信 明
上水道課長 景 山 一 美
作東総合支所長 横 林 義 和

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長 尾 崎 功 三
課 長 坂 元 省 吾
係 長 金 谷 裕 子

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。

今定例会中、報道機関より取材のため録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたしております。なお、携帯電話、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより平成31年第1回3月美作市議会定例会を開会いたします。

欠席者の報告をいたします。議席番号15番岩江正行議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により6番倉地重夫議員、7番重平直樹議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（鈴木 悦子君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

尾高委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

おはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る2月12日午前10時から、議長、委員全員、市長、副市長、政策参与、政策審議監、担当部長出席のもと、また本日午前9時30分から、議長、委員全員出席のもと、議員控室において議会運営委員会を開催し、3月定例会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日2月21日から3月26日までの34日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

次に、市長から送付されました議案は、人事案件4件、組合規約の変更案1件、条例の一部改正案11件、制定案1件、市道路線の認定案1件、計画の策定、変更案3件、指定管理者の指定案2件、補正予算案10件、当初予算案13件の以上46件であります。

議員からの議案は、予算審査特別委員会設置についての発議1件です。なお、この発議は、議会運営委員

会で発議いたします。

本日の1日目は、諸般の報告として、平成30年度第1次定期監査の報告、平成30年度10月から12月までの例月出納検査の報告、決算特別委員会委員長の中間報告、特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告、議会改革特別委員会委員長の中間報告、予算審査特別委員会の設置発議、議案の一括上程の後、市長による所信表明、提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決といたします。

続いて、2日目の2月25日から3月4日までの6日間を代表質問、一般質問及び議案質疑の予定としております。なお、議案質疑終了後、各議案を委員会付託といたします。

ただし、議案第30号「平成31年度美作市一般会計予算」及び議案第31号「平成31年度美作市国民健康保険特別会計予算」についての議案質疑は予算審査特別委員会に付託といたしますので、この2議案の質疑は控えていただきますようお願いいたします。予算審査特別委員会につきましては、3月11日から15日の5日間とし、分科会への付託は行わず、議員全員で審査することとしております。

最終日は3月26日とし、各委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決といたします。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づいて行っていただきます。

代表質問は、通告期限を2月22日午後5時までといたします。発言の順番は通告順であり、一般質問として、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は……。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

どこか間違えましたか。

失礼、もとい。一般と言ったんですね、訂正いたします。

通告順であり、一括質問とし、質問回数は3回まで、質問時間は45分であります。

一般質問につきましては、発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分あります。

議案質疑については、通告期限を2月25日午後5時までといたします。なお、通告をしない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いいたします。

次に、請願・陳情については、2月8日までに受理した請願1件については委員会付託し、審議いたします。陳情6件のうち1件は議長預かりとし、そのほかの5件は委員会付託し、審議いたします。

予備日は、2月22日、3月18日とし、休会日は、3月19日、20日、22日、25日としております。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。よろしくようお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日21日から3月26日までの34日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日21日から3月26日までの34日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（鈴木 悦子君）

次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告、平成30年度定期監査結果報告書（第1次）、請願・陳情の扱いについては、お手元に配付をしております資料をもって報告にかえます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付をしておりますので、ごらんください。

日程第4 決算特別委員会委員長の間接報告について

議長（鈴木 悦子君）

日程第4、「決算特別委員会委員長の間接報告について」を議題といたします。

決算特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いを、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会委員長の間接報告を受けることに決定しました。

青山委員長。

1番（青山 慶君）〔登壇〕

それでは、改めましておはようございます。

これより決算特別委員会委員長報告をいたします。

去る1月30日午前9時より、議員控室におきまして委員全員の出席のもと、決算特別委員会を開催いたしました。

継続審査としておりました認定第1号「平成29年度美作市一般会計決算の認定について」、執行部から議会答弁と補助金の申請手続及びその経緯について再調査した結果の報告がありました。執行部から、当該補助金は、平成27年5月28日に鳥取市役所政策企画課への聞き取り調査と県のホームページで確認をしている、その後も平成27年9月に当時の担当部長が県に協議をし、10月には岡山県医療推進課と協議した際も補助金の廃止については何も説明を受けていない、また平成28年1月には県医療推進課から設備整備補助、運営費補助などがあるが、交付金事業者としては、地方公共団体ではなく民間事業者である、そのあたりの研究が必要であると指導を受け、平成27年度の議会答弁を行っている。

また、平成28年度の議会答弁については、平成28年6月には、新たに設置した専門学校等施設設立準備室が県医療推進課に協議をしたところ、法改正により、当該補助金は別の補助金交付要綱になっていることが判明した。国においては、補助制度は存続しているとの回答でしたが、岡山県の補助金交付要綱に事業が掲載されていないことから、再三要望を行っている、8月には、県の医療推進課から美作市の要望を受けて、施設整備について、平成29年度において要綱の整備を行うこととなったと回答を得ている、しかし指令前着

工は認めないとのことであったため、再三にわたって指令前着工を認めていただくよう要望を行った。その結果、補助金が交付されるものと認識できる内容であったことから答弁したものである。

次に、平成29年度の答弁については、平成28年度までの取り組みを踏まえて行ったものである。しかし、平成30年12月18日に、県医療推進課に聞き取りを行った際に、平成29年2月6日付で、岡山医療推進課が発出、美作保健所を經由、平成29年2月27日、美作市で受け付けの美作市企画振興部長宛ての通知の存在が判明した。通知によると、平成29年1月30日に開催された岡山県医療対策協議会新たな財政支援制度検討部会において議論した結果、美作市が提案した施設整備の提案は、平成29年度地域医療・介護総合確保基金を活用する事業として国へ要望することはかなわなかったと回答が届いていた。当時の担当者に確認したところ、通知自体を失念していたということを確認した。この通知は、基金事業になってからは岡山県の実施要綱には掲載されていないが、県が前年度に事業提案を受けて、当該年度に要綱などを改正するという流れを裏づける書類だと認識している。この通知の存在を認識していたなら平成29年度の議会答弁は変わっていた可能性がある。また、滋慶学園が補助金の申請ができなかったことなど、根幹を覆すものではないと認識していると説明がありました。委員より、執行部から、1つ目、滋慶学園の補助事業は指令前着工には当たらない、2つ目、補助事業については、当初の補助事業からは事業名が変わったけれども、最終的には補助事業を活用しての事業というもので継続している、3つ目、基金を活用する事業として、県が国へ進達しないことを決めた、以上3点を説明されたということによいか、違っているところがあれば説明してくださいとの質問があり、執行部より、指令前着工については、当初県のほうが認めないという話でしたが、市としては通常指令前制度も適用できるという場合もあるので、県に対し再三にわたって指令前着工を認めてくださいという要望も行っている、最終的な指令前着工について回答はいただけていないと説明がありました。

また、委員より、補助事業について、市町村はだめだという説明であったが、岡山県の保健福祉部医療推進課課長が美作市企画振興部長宛てに回答書が来ている、美作市から事業申請をしたからこのような回答が来たのではないかとの質問があり、執行部より、補助制度の流れについては、補助金の申請は滋慶学園が行うようになりますが、補助金申請の前段となる事業提案については市が行っても事業主体である滋慶学園が行ってもよいとなっており、市のほうから平成28年8月22日に提案を行っているとの説明がありました。

委員より、市長名で事業提案を行っているのに、なぜ部長宛ての通知になっているのか、決裁については事務分掌並びに決裁規程によると滋慶学園に係る簡易な決裁は準備室長、それ以外の案件は全て市長決裁となっていると思うが、なぜ部長先決となっているのかとの質問があり、執行部より、まず市長名で事業提案したものに部長宛ての通知が来ていることについて確認はしていない、決裁規程では、国、県への申請といったものは部長ができるとなっている、ただし特別な案件については市長決裁になるものもあり、自分らの専決の範囲内というふうに判断され、このように部長までの決裁とされたものと思っておりますとの説明がありました。

また、他の委員より、責任の所在をはっきりさせる必要があるが、どうかとの質問、またほかの委員から、一般の方からすると、長引いて容易に結論の出ない会議に聞こえてくる、これまでの議論を踏まえて、どのようにステップしていくのか決めることが必要であるとの意見があり、執行部より、行政執行において生じた問題は、当然最終的には首長の責任の範囲となるのは当然である、あとはどのような問題、性質なのか、どこに瑕疵があるのかによってさまざまな具体的な責任分担が決まってくるということになると説明がありました。

また、他の委員から、執行部の答弁がありましたが、行政運営のあり方について見直すところはきちっと見直していく、どこに責任があったかを含めて、これから調査していくという趣旨でありました。執行部側

と議会側、それぞれの総括もされたことであるので、委員長として討論を終了し、採決をしてはどうかとの意見、また他の委員から、長引いて容易に結論の出ない会議となっているという意見もあるが、結論を急ぐ必要もない、一つ一つ疑問になっていることを解決していけばよいとの意見、また他の委員から、執行部から新たに判明したことや手続と経緯について説明を受けたが、委員会として執行部の説明の整合性を確認するために、参考人として招致する予定の方のうち、1人でも2人でも出席していただき、聞き取り調査をする必要があるとの意見、また他の委員から、出向してきた職員については文書による回答でもよいのではないかと考える、また大原の地にできた学校は、少なくとも地元の希望の明かりになってることも否めないというふうに思っている、そのことについて未来志向で我々が考えていくのかどうか、私たち議員個々の判断だと思ふとの意見がありました。

以上の議論の結果、これまで執行部から受けてきた説明にそごがないのか確認するため、参考人として招致する方と日程調整を行い、1人ずつ聞き取り調査を実施することとし、継続して審査することといたしました。

以上、決算特別委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

以上で決算特別委員会委員長の間接報告を終わります。

日程第5 特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告について

議長（鈴木 悦子君）

日程第5、「特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告について」を議題といたします。

特別支援学校調査研究特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告を受けることに決定しました。

山本重行委員長。

13番（山本 重行君）〔登壇〕

それでは、これより特別支援学校調査研究特別委員会委員長報告をいたします。

去る2月15日、議員控室におきまして、委員2名欠席で議員16名の出席のもと、特別支援学校調査研究特別委員会を開催し、基礎的な対象者とニーズ調査の方法について具体的な方法を検討いたしました。

委員から、基礎的調査として、対象者の調査範囲については三県境地域も含めてはどうかとの意見、またほかの委員から、勝英地域を対象にしてはどうかとの意見、またほかの委員から、年末年始において、市内外から美作市において検討している特別支援学校の設置を前向きに進めてほしいとの連絡があるなど、市内外に広がっている状況があるとの意見、またほかの委員から、岡山県北部高等技術専門学校美作校に療育手帳を持つ方を対象としたクラスがあるので、追加してはどうかとの意見、今回の調査については、市立としての設置の議論がなされていることから、まずは市内の基礎調査を行い、必要であれば市外の調査を行うことを検討することといたしました。

なお、調査項目は、市に対しては、市内に住所を有する18歳以下で療育手帳、身体障害者手帳の交付を受けている者について、手帳別、年齢別の人数を、教育委員会に対しては、市内の中学3年生のうち、進路先として県内の特別支援学校を希望している生徒数の過去5年間の実績及び市内の中学3年生のうち、進路先として岡山県北部高等技術専門校美作校の販売流通科を希望する生徒数で、そのうち対象者は原則新規学校卒業見込みの方で知的障がいのある方の過去5年間の実績とし、私のほう委員長から議長に調査をしていただくよう申し入れを行い、議長名で調査依頼をしていただくことといたしました。

以上、特別支援学校調査研究特別委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

以上で特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告を終わります。

日程第6 議会改革特別委員会委員長の間接報告について

議長（鈴木 悦子君）

日程第6、「議会改革特別委員会委員長の間接報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会委員長の間接報告を受けることに決定しました。

日笠委員長。

16番（日笠 一成君）〔登壇〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、これより議会改革特別委員会委員長の間接報告を行います。

去る2月15日、議員控室におきまして、委員1名欠席で委員17名の出席のもと、議会改革特別委員会を開催し、平成31年1月31日付で執行部に申し入れていた美作市議会の改革に関する要望書の回答を議題として協議いたしましたので、その中間報告を行います。

まず、1項目めの議会だより等議会広報の充実のため職員の増員を図ることにつきましては、執行部より、新たに議会だよりを発行することについて、現段階では予算措置ができないとの回答がありました。そのことについて委員より、議会だよりは議会として発行していくべきとの意見、また他の委員より、委員の行政視察など、政務活動について議会だよりで報告してはどうかとの意見、また他の委員より、議員それぞれの活動を報告するよう、可能な範囲から始めてはどうかとの意見があり、そのことを踏まえて、議会だよりの発行に向けて、議員による広報委員会など、体制を整えていくこととし、引き続き発行に向けての話し合いを求めていくこととしました。

2項目めの常任委員会の中継が可能となるような予算措置を行うことにつきましては、執行部より、みまちゃんネルから放送環境が整っていないこと、特に新たな委員会の放送を行うと通常の放送ができなくなることから、委員会の放送を行うことはできないと回答があったこと、また行政懇談会でも委員会の中継放送を希望する意見は出ていないことから、現段階では対応できないとの回答でありました。このことについて

委員より、放送環境が整っていないことは、委員会を開催する議員控室もみまちゃんネルも放送環境、設備が整っていないということではないかとの意見、また他の委員より、現在の議会中継放送の見直しなどを検討してはどうかとの意見があり、まとめとして、議会中継放送とみまちゃんネルの放送環境や放送枠の状況を調査するなど、引き続き検討していくことといたしました。

3項目めの議会議員報酬の見直しを行うこと、美作市議会議員報酬及び特別職給料等審議会に諮問を行うことにつきましては、執行部より、美作市議員報酬及び特別職給料等審議会に諮問を行うと回答がありました。

4項目めの本会議及び委員会において、例規集が閲覧できる環境をつくることにつきましては、執行部より、タブレット端末の導入は情報管理が課題であるため、現段階では導入できないとの回答があり、それを受けて委員より、議会において上程された議案の審査を行う上で例規集は重要で、執行部が例規集を閲覧できる環境を整えていただきたいとの意見、また他の委員から、他市においてもタブレットの導入は進んでおり、当市においても例規集や議案書をタブレットにまとめるなど、ペーパーレス化を進めていくべきとの意見、また他の委員から、タブレットで例規集を見られるようにすることを最初の目的として検討するべきである、なお議案書や資料もタブレットで見られるようにすることについては、複数の資料を見比べるときに、これまでのような紙ベースの資料とは違い大変見づらくなるなど、デメリットが大きいと考えるとの意見があり、議案を審議する上で条例や規則を確認することは重要であることから、引き続き執行部に対して例規集が閲覧できる環境整備について具体的な対応を求めていくこととしました。

以上で議会改革特別委員会委員長の間接報告といたします。

なお、今後も議会閉会中に引き続き調査が必要ですので、御承認をいただきますようお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

議会改革特別委員会委員長の間接報告が終わりました。

ただいまの議会改革特別委員会委員長の報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続審査したい旨申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第7 発議第1号「予算審査特別委員会設置について」

議長（鈴木 悦子君）

日程第7、発議第1号「予算審査特別委員会設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

それでは、発議第1号「予算審査特別委員会設置について」、朗読をもってその説明にかえます。

〔以下朗読〕

御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

この委員会が設立されることに関しては結構だと思いますが、それをどこでやるのかということは書いてありませんので、これをどの会場でやるのか、それはどういうふうに決まっているかをお知らせいただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

基本的には、議員控室で行おうと思いますが、人数の加減等があったときは臨機応変に場所も変えていく必要があるかと思います。必要に応じて、そのように議会事務局とも相談して前に進めたいとは考えております。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

私は委員会を公開すべきだという、公開されているんですけど、テレビのほうも市民の方へ委員会も公開していくべきというような要望も出ておるので、この議場で委員会をすることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。そうしたら、何も準備する必要もありませんし、執行部の方もきちっとそろわれておるんですから、ここでするのが一番いい方法だと僕は思います。それを提案したい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

まずは、発議をしております、これが皆さん全員でもって同意が得られたならば、その後検討したいと思います。今のところ場所等については、はっきり明記いたしておりませんので、今後の協議によって決めたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第1号「予算審査特別委員会設置について」は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第1号「予算審査特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会につきましては、委員の定数が18名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということですので、本日議会終了後に予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。それでは、予算審査特別委員会を本日議会終了後に開催いたします。委員長、副委員長につきましては、後日報告をいたします。

- | | |
|--------|--|
| 日程第 8 | 同意第 1号「教育委員会委員の任命について」 |
| 日程第 9 | 諮問第 1号「人権擁護委員候補者の推薦について」 |
| | 諮問第 2号「人権擁護委員候補者の推薦について」 |
| | 諮問第 3号「人権擁護委員候補者の推薦について」 |
| 日程第 10 | 議案第 1号「勝田郡老人福祉施設組合規約の変更について」 |
| 日程第 11 | 議案第 2号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」 |
| | 議案第 3号「美作市駐車場条例の制定について」 |
| | 議案第 4号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」 |
| | 議案第 5号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」 |
| | 議案第 6号「美作市土地開発基金条例の一部を改正する条例について」 |
| | 議案第 7号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」 |
| | 議案第 8号「美作市少林寺拳法記念館の設置及び管理運 |

営に関する条例等の一部を改正する条例について」

議案第 9号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」

議案第10号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」

議案第11号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」

議案第12号「美作市簡易水道事業の設置及び、管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

議案第13号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」

議案第14号「市道路線の認定について」

議案第15号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」

議案第16号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」

議案第17号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」

議案第18号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」

議案第19号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」

議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」

議案第21号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第22号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第23号「平成30年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」

議案第24号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第25号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第26号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第2号）」

議案第27号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第28号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」

議案第29号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

議案第30号「平成31年度美作市一般会計予算」

議案第31号「平成31年度美作市国民健康保険特別会計予算」

議案第32号「平成31年度美作市介護保険特別会計予算」

議案第33号「平成31年度美作市簡易水道特別会計予算」

議案第34号「平成31年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」

議案第35号「平成31年度美作市公園墓地事業特別会計予算」

議案第36号「平成31年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」

議案第37号「平成31年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」

議案第38号「平成31年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」

議案第39号「平成31年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」

議案第40号「平成31年度美作市水道事業会計予算」

議案第41号「平成31年度美作市病院事業会計予算」

議案第42号「平成31年度美作市下水道事業会計予算」

議長（鈴木 悦子君）

日程第8、同意1件、日程第9、諮問3件、日程第10、議案1件、日程第11、議案41件、同意第1号、諮問第1号から諮問第3号、議案第1号から議案第42号を一括議題といたします。

なお、日程第8から日程第10につきましては即決案件としてお諮りする予定でございます。

この際、市長から所信表明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

皆様、改めておはようございます。

平成31年3月美作市議会定例会に当たりまして、市政の現状に対する認識と今後の市政運営について、所信の一端を申し述べさせていただきますと存じます。

まず、平成30年度最終補正予算及び財政の状況について説明いたします。

平成30年度一般会計最終補正予算は、歳入歳出それぞれ7億4,236万円を減額をして、予算総額を220億

7,213万円とするものであります。全体的には各事業の確定や決算見込み、また豪雨災害への対応による一般的な道路改良工事等の抑制に伴う財源更正や減額補正を行ってございますけれども、市税、諸収入などの増加によりまして、減債基金に8,240万円を積み立てた、いわゆる黒字決算型の減額補正となっております。なお、今減債基金に積むということを申し上げましたが、一方で財政調整基金に対しては、政府の一部に財政調整基金が一部自治体において過大であるという問題意識がございます。このことに鑑みまして、少額ではありますが、財政調整基金につきましては、取り崩しが生じた形になるように調整をさせていただきました。これによりまして、平成30年度における財政指標の変化見通しにつきましては、起債残高が262億円、前年度と比較し2億円の減少となります。また、基金残高は、災害復旧により財政調整基金を1億円取り崩すものの、総額で160億円となり、前年度と変わらない状況といたしますが微妙な変化しかございません。大胆な改革による交付税や交付金、補助金などの外部財源の積極的な獲得に加えて、大型事業所の進出による市税の増加、また電力供給会社の見直しなどによりまして、経常経費の縮減に努めてきた成果が具体的にあらわれているというふうに考えてございます。

財政の健全化を進めると同時に、市民の皆様が一人一人の思いや困り事に関して、できれば隔々まで気を配って、丁寧にそして確実に問題解決していくことこそ、私どもの基本姿勢の大きな柱であります。本年度も市内27カ所におきまして行政懇談会を開催をいたしました。市民の方々から、日々の生活を送る上でのさまざまな課題をお伺いをし、貴重な御意見、御提案も数多く頂戴をいたしました。市民生活の質の向上につなげていきたいというふうに思っております。

美しい里山公園でございますが、栄町、朽木、檜原下、北原からの各進入路が遊歩道で接続され、約8.6キロの園路が散策可能になりました。30年度末の里山公園面積は約390ヘクタールまで拡大しております。交付税算入額といたしましては毎年1億2,600万円の財源が確保されたということになるわけでありまして、この成果を、行政懇談会あるいは市民アンケートで要望が高く、かつ国、県の助成のない事業に充当して、市民の皆様へ還元をしてみたいと考えております。平成31年度につきましては、市民の方々からいただいたアイデアをもとに、既存の事業に加えて、新婚さんらしい事業など、新たな取り組みも始めたいと考えておるところであります。

次に、平成31年度一般会計予算について、説明を申し上げます。

総予算額は207億2,500万円で、経済の先行きが不透明となる中で、どちらかといえば積極的な方向で編成をいたしております。歳入面におきましては、個人、法人市県税とも増額し、また固定資産税も新築家屋と償却資産が増加傾向にございまして、市税総額で対前年度比で1,238万円の増、率でいえば0.4%の増でございますが、こういうことになろうというふうに考えております。一方で地方交付税につきましては、合併特例の段階的加算措置が減少し、要するに3割から1割になることによりまして、対前年度比で1億円の減額、パーセンテージでいいますと1.0%でございますが、そういう減額となるというふうに見込んでおります。

続いて、当初予算案に計上した主な事業について、新たなものや拡充するものを中心に順次説明を申し上げたいと存じます。

先ほども少し触れましたが、美しい里山公園地方交付税確保等財源の市民還元事業と長い名前ですが、里山公園の交付税財源を市民の生活のために還元する事業でございますが、新たな定住促進の施策として、新婚さんらしい事業を開始をいたします。市外に転居される方のうち、結婚を機に転居される方が多く見られる傾向があることから、市内に暮らすこととなる新婚さんを対象に経済的な支援を行っていきたくて考えております。結果として、市外に転出しない、あるいは市外からこちらに転出するという新婚の

カップルが増えることを期待しております。また、介護保険料の軽減、幼稚園延長保育料の負担軽減などを引き続き実施することにより、住んで得になる町を目指していきたいと考えております。

なお、御案内のとおり、ことしの10月には消費税率が10%に引き上げられることが予定になっております。このことに伴う市の施策としては、低所得者、子育て世帯の方々を対象にプレミアム付商品券を発行することとしておりますが、このほかポイント還元制度など、国が行う消費税増税対策に総合的に取り組み、市民の皆様への情報提供にも努めてまいりたいと考えております。

国では、誰もが生きがいを感じられる一億総活躍社会の実現に向けての取り組みがなされております。特に人口が減少する我が国日本にあっては、女性の皆さん方の活躍が次なる成長の大きなエンジンとして期待をされております。女性の方々が輝く社会の実現、このために引き続き子育て環境の充実等、さまざまな施策に努めてまいります。

今年度、産前から切れ目のない支援を行っていくために、母子保健コーディネーターの配置を初め、産後ケア事業の充実に取り組んでまいりました。また、経済的支援のためインフルエンザ予防接種の補助事業を開始し、12月末現在で延べ1,720名の方に補助金を交付したところであります。平成31年度は、これらの取り組みに加えまして、新たに産後健診の経費の無料化を行う、その方針で予算を編成をいたしております。さらに、平成29年度より子育て世帯の経済的負担軽減のために実施している出産祝い金支給事業につきましては、第1子に最もお金がかかるとの議会からの御指摘も受け、来年度からは支給額を3万円から5万円に増額をすることにさせていただきたいと存じます。

男女共同参画推進事業を初め、夏場の可燃ごみ週2回収の期間拡大措置の継続や図書館への女性関係図書書の充実など、各部署でそれぞれのこの問題についての取り組みが行われていく中で、女性の活躍を応援をしていきたいと存じますが、なお私どもの目の届かないさまざまな問題があるかと存じます。議員諸公並びに市民の方々におかれましては、よき御提案を積極的にお申し越しいただきますように、この場をかりてお願いを申し上げます。

障がいがある方、あるいは心身の健康に不安がある方々にも生きがいを感じていただきながら、社会において個々の方々の能力を発揮をしていただきたいと考えてございます。本年度、生活と健康に関する調査と題したアンケート調査を実施をいたしましたけれども、来年度はアンケートにより浮き彫りになった市民の方々の課題について、大学等の研究者の方々の協力のもとに、結果の分析及び分析結果に対応した具体的な支援策の検討につながる体制整備を行いたいと考えております。また、障がい者支援の拡充として、インフルエンザ予防接種について、公費助成の対象を重度の障がい者の方々へも拡大をしていきたいと考えておりまして、来年度当初予算案にこの点も盛り込ませていただいております。

特別支援学校につきましては、岡山県教育委員会と整備計画の案などの協議を行っているところでございますけれども、通学エリア、定員の推計の根拠など具体的な部分でも協議が行われております。また、特別支援教育、就労、福祉、地元、学識経験者等による協力を立ち上げたく、準備段階の組織としての会議を行っているところでございまして、この会議で出された意見を参考として、議会の皆様とも協議の上、美作市立特別支援学校の整備計画を策定していきたいと考えております。なお、特別支援学校につきましては、これまで市長部局で準備を進めてまいりましたが、新年度からは教育委員会が主となって検討を進める体制といたしたいと考えております。

次世代を担う子どもたちへの教育の充実は喫緊の課題であります。また、子どもたちを取り巻く環境の変化を踏まえて、幼児期における教育の重要性がますます高まっていると考えております。長年の懸案事項でございました大原保育園の建てかえにつきましては、12月定例会において、設計監理業務委託の債務負担を

議決をいただいておりますけれども、現在公募による設計業者の選定が進んでございます。新園舎の仕様等につきましては、保護者の皆様、地域の方々からの御意見も参考にしながら、家庭及び地域社会一体となって幼児の健やかな成長を支える、そういう施設づくりを目指さなければいけないと思っております。

多様な学びの場を市内につくり、美作市で学びたい、だから美作市に行き、美作市に住む、この好循環を生み出して、学校を核とした地域活性化を図るとともに、社会で活躍できる多数の人材を輩出するために、学校等の誘致も積極的に進めてまいりました。そして、美作市スポーツ医療看護専門学校の来年度の入学見込みにつきましては、開校2年目の目標を定め、生徒確保に向けた取り組みをされており、最終的な入学人数は確定していませんけれども、良好な感触を得ているとのことでもあります。また、滋慶学園通信制高校美作キャンパスへ通学する生徒数につきましても、来年度はより多くなるものと期待をいたしております。

また、市民の方々の生涯学習や社会教育活動を推進する重要な施設である公民館につきましては、公民館の再編、施設の位置づけの見直しを進め、そして拠点となる公民館には館長を実員配置をし、特色ある公民館活動を推進したいと考えております。

この際、一点御報告を申し上げたいと存じます。

文化芸術活動の一環として、NHKラジオクラシック番組である「きらクラ！」という、「きら」は平仮名、「クラ」はクラシックの片仮名のクラなんです、こういう番組がございまして、クラシック番組でございますが、公開録音の開催をぜひ当市でやっていただきたいということをお願いをしておったんですが、先般正式に当市での開催決定の通知が届きました。収録はことしの6月2日の日曜日、会場は湯郷の美作文化センターを予定しております。気楽に肩の凝らない形でクラシック音楽に触れることのできる番組構成となっておりますので、ぜひ御観覧をいただき、市民の皆さんに大いに楽しんでいただきたいと思っております。

作東産業団地でございますが、4-1号地につきましては、平成29年3月に日本フィルム工業株式会社と売買契約書を締結をいたしております。来年度から本格的な工事着工が行われる予定となっております、進出企業に対する分譲促進補助金をこのたびの当初予算案に計上してございます。これで作東産業団地は、小規模な1号地を残して全て埋まることとなり、大きな雇用が生まれることに加えて、税収の増も期待されるところであります。なお、残った団地、これは作東以外にもいろいろあるんですけれども、なかなか動きがとれない団地もございまして、これらにつきましては、買い取りオプション付きのリースということで初期費用をぐっと抑えた形での提供ができないかということで、今その要綱等の作成に当たっているところでございます。

次に、地域おこし協力隊でございますが、都市部の若者ならではの自由な発想で新たな地域産業の創造や既存の施設の利活用に向けた取り組みを行っていただいておりますけれども、今年度末で3年の任期を満了する協力隊員を嘱託職員として4月から1名採用し、定住支援センターを立ち上げるための準備も行うこととしてございます。当センターが移住希望者の就職や起業サポートなど、さまざまな対応が行える拠点となり、働く場を確保することによって、外部からの人口流入につなげていきたいというふうに考えます。

利用者の減少に伴い、存続が困難な状況にあった英田バス循環線でございますけれども、英田地域内の予約型乗り合いタクシーを4月1日から民間事業者主導で運行ができる、そういう調整ができました。利便性が向上するものと期待をいたしております。また、その運賃につきましても、市民の方の声を代表する議会の御要望に沿って調整をさせていただいたところであります。また、交通弱者対策として、昨年6月から市内全域に拡大いたしましたタクシー利用補助事業の状況につきましては、登録者の総数が1,157名、月平均約2,600人回——延べです——の利用を頂戴をいたしております。御利用される方々からの意見は非常に好

調で好評でございまして、来年度も引き続き実施をしてくれという声に満ちてございます。この実証実験に加えて、乗り合い型タクシーの利用状況なども踏まえながら、市全体の公共交通網の体制整備を逐次図ってまいりたい、そう考えております。このほか新たな事業として、津山行きの市営バスを御利用いただいている方々へのサービス向上のため、バスロケーションシステム、どこを今どのバスが走ってんだということが見てわかる、そういうものを導入をいたしたいと思っております。バスの位置情報をスマートフォンなどの端末で確認できるようにすることで、待ち時間のたまかな目安がわかる、あるいは必ず来るんだという安心感ができる、高校に通う学生さんたちなどにあつては、時間を有効に利用する基盤となることも考えられると思っております。

道路関係につきましては、行政懇談会において、救急搬送や防災関連の御要望を伺う中で、当地にあつては、岡山方面あるいは鳥取方面への迅速な移動のため、あるいは災害に強い地域づくりのためにも、道路網の整備を早期に進める必要があると改めて認識をしております。特に、道路網といっても、高規格道路網が災害に対して非常に強い、この点も認識をしております。美作岡山道路の北部延伸に向けた要望活動について、議会の皆様の協力もいただきながら、さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

御案内のとおり、昨年は災害の年でございました。今年度の行政懇談会でも避難所のあり方や治水の問題など、防災に関して非常に活発な御議論をいただきました。7月5日から7日にかけての西日本豪雨では、幸いにして人命にかかわるものはなかったものの、当市におきましても多くの被害が発生をいたしました。その中で反省すべき点あるいは教訓として重要となる課題などの事案も浮き彫りになったわけであります。

まず、その中で内水による浸水の対策、これが重要だということでございますが、この対策として、排水用の可搬式ポンプを導入することといたしております。排水能力の高い可搬式の排水ポンプを浸水しやすい浸水経験のある地域へ配備することによって、機動力をもって減災に役立ててまいりたい、そう考えております。

また、大規模災害発生時の通信手段、これを確保するため、防災拠点、例えば避難所あるいは市役所、支所、その他でございますが、合計25カ所の公衆無線LAN及び緊急時の告知放送の補完となる屋外拡声器を整備し、迅速かつ正確な情報伝達のさらなる向上に努めたいと考えております。

さらに、雪の問題ですが、豪雪の際に除雪した雪が路肩や歩道に壁状に積み上がって、市が所有している除雪車ではなかなか対応できないという状況もございます。この問題を受けて、雪を吹き飛ばすロータリー式の除雪車を新規に導入することを計画をしております。また、老朽化した除雪車及び地域へ貸し出しをしている小型除雪機の更新も行い、積雪による市民生活への影響を緩和しようというふうに考えております。

さて、災害の際に常に最前線で活動を行っていただいている美作市消防団でございますが、この我が消防団におかれましては、これも皆さんに御案内かと存じますが、昨年の9月に消防団では最高の名誉となる日本消防協会の特別表彰「まとい」、これに挑戦をし、このたび12月でございますけれども、正式に受賞の報が届きました。あわせて、昨年の7月豪雨時の人命救助を初めとする活躍に対し、平成30年度水防功労者国土交通大臣表彰が当市の消防団に贈られたわけであります。まことにある意味では誇らしく、また頼もしい消防団の皆様に対して心からお祝いを申し上げなければいけない、そう考えておりますとともに、今後も消防団の各位におかれましては、美作の市民の方々のために精力的に御活躍をいただきますようお願いをして、報告とさせていただきます。

自然災害のほか安全な街を目指す上で、管理する方が不在で放置された空き家についての問題が拡大をいたしていることは御案内のとおりでございます。老朽化した危険空き家につきましては、国の補助金を利用

し、従来の限度額を大幅に拡大して、老朽危険空き家除却事業を実施していきたいと思っております。

また、主に高齢者の方でございますけれども、オートマチック車のブレーキ操作をする際にアクセルとブレーキを踏み間違えて事故が発生する事例がこのところ多数発生しております。交通事故防止のために、急発進を防止する装置の取り付けに対する新たな補助事業を創設いたしたいと思っております。予算も組み込んでおります、制度の活用を市民の方々にお願いする次第であります。

地域の方々の交流の場として御要望の高かったグラウンドゴルフ場についてでございますが、スポーツの振興及び市民の方々の健康増進のために整備を行っております。来年度には大芦高原グラウンドゴルフ場が完成し、そしてランドオープンを計画しております。さらに、武蔵の里におきましても、グラウンドゴルフ利用環境の整備を行いたく関連予算を計上させていただいておりますので、御審議をよろしくお願いを申し上げます。

このほかにも行政懇談会や折に触れての市民アンケートを通じ、市民の方々からさまざまな声が寄せられてございますが、先ほどのグラウンドゴルフ場にも関連しますけれども、健康に対する市民の方々の関心というものが非常に高いものがあるというふうに分析をいたしております。今年度日曜日検診を実施いたしましたところ、若い方々が数多く受診をいただきました。平日の受診が困難な方々もいらっしゃると思いますので、来年度も引き続きこの日曜日検診というものを実施をしたいと考えてございます。また、新たに胃の内視鏡検診を取り入れて、エックス線検査ができない高齢の方々などにつきましても、安全に検査を受けていただける体制を整えていきたいと思っております。さらに、国の方針でございますけれども、これに基づいて、男性の風疹抗体検査及び予防接種を実施してまいりたいと思っておりますが、この国の方針の変更につきましては、昨年私が岡山市市長会会長として県を通じて国にいち早く御要望申し上げた件でございます。

来年度は平成最後の年度が一部ございますが、さらにその先につながる時代に向けた年度となります。新しい時代に向けて、子どもから高齢者まで全ての市民の方々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現、そしてもっともっと住みやすい町を目指すための予算編成という気持ちで今回の予算は編成をいたしました。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、6月定例会において債務負担行為の御議決いただきましたクリーンセンターの長期包括運営業務委託につきましては、去る2月5日の日に契約を締結いたしました。債務負担行為として10年間の限度額を32億円と設定してございましたが、契約金額は最優秀提案者との協議の結果、27億6,200万円余ということとなっております。

また、先ほど議会改革特別委員会日笠委員長より報告がございましたけれども、議員報酬及び特別職の給料につきましては、来年度早々に美作市議員報酬及び特別職給料等審議会に諮問を行うこととしておりますので、私のほうからもあわせて報告を申し上げさせていただきます。

最後に、新庁舎につきましては、去る12月定例会において、新庁舎を合併特例債の延長された新たな使用期限内において、市の中心部に建設すべき等とする議会決議をいただいております。また昨年11月に実施した市民アンケートにおきましては、災害に配慮した場所に文化センターなどを含めた市の中核となる施設の建設が望ましいとの方向性が確認されたわけであります。いよいよ、特例債の発行期限までに新庁舎の新築移転が完了するよう決意を固めなければと実感しておりますところでもありますけれども、場所決め等の重要案件につきまして、議会の皆様方のさらなる御指導、御先導を賜りますように心からお願いを申し上げます。

以上、所信の一端を申し述べ、議会の御審議と市民の皆様方の美作市政に対する御理解と御支援の一助にしたいと考えております。御清聴ありがとうございました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

これより10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

続きまして、日程第8、同意第1号「教育委員会委員の任命について」、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、ただいま御上程になりました同意第1号「教育委員会委員の任命について」、説明いたします。

平成31年5月24日までで任期満了となる1名の委員の方にかわりまして、万殿貴志氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。万殿氏は、昭和55年4月に株式会社英田エンジニアリングに入社をされて、吉井工場の工場長や製造部長などを歴任され、平成19年からは同社の代表取締役社長に就任をされているところであります。社長就任後におきましては、岡山県発明協会会長賞を初め、はばたく中小企業300社経済産業大臣賞などの数々の賞を受けてこられ、社員教育にも特に力を入れられておられます。人材教育にも豊富な経験と知識を有しておられることから、そのノウハウを活用した教育行政を推進していただく方として適任であり、ふさわしいと考えて思慮するものでございます。経歴等につきましては配付させていただいた資料で御確認をいただきたいと存じます。

御審議の上、何とぞ同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

市長の所信表明にもありましたけれども、女性の参画というか女性の活躍というようなことで、過去英田の枠というんですか、教育委員は女性の方がずっとやってこられたんですが、それとの整合性についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

女性の方がおやめになるということの中で、大変残念に思っております。女性の方々の委員の任命等につきましては、この後人権擁護委員が出てまいりますけれども、他の職の委員等につきましては、その積極的登用を図るということで考えております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第1号の委員会付託省略及び討論省略について、お諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

同意第1号「教育委員会委員の任命について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、同意第1号は承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第9、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、御説明申し上げます。

平成31年6月30日に任期満了となります大原地域人権擁護委員の後任として、西田尚美氏を人権擁護委員の候補者として、新任で推薦をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

西田氏の略歴でございますけれども、配付しております資料におきまして、住所、生年月日等を御確認いただくわけでございますけれども、同氏は、昭和51年3月に高校を卒業後、大原町役場美作市役所に長年勤務された後、平成27年3月から行政書士として開業され、現在まで活躍をいたされております。地域の信頼も厚く、識見に富み、人権擁護委員として適任者であると判断し、ここに推薦をするものでございます。

御審議の上、御同意を賜りますようによろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、諮問第1号は委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決す

ることに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、諮問第1号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、御説明を申し上げます。

平成31年6月30日に任期満了の美作地域人権擁護委員について、西山豊秋氏を人権擁護委員の候補者として、再任推薦をいたしたく、議会の御意見を求めるものであります。

西山氏の略歴でございますけれども、配付資料にお目通しいただくほか、同氏は、平成28年4月1日から人権擁護委員として現在も御活躍されておられまして、津山人権擁護委員協議会専門部の男女共同参画部会の委員も務めており、男女共同参画等、平等意識を高めるための人権啓発活動に御尽力され、ここに再任推薦を適当と考えるものでございます。

御審議のほど御同意賜りますようお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、諮問第2号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、諮問第2号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、諮問第2号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御説明を申し上げます。

平成31年6月30日に任期満了の作東地域人権擁護委員について、小林久訓氏を人権擁護委員の候補者として、再任推薦をいたしたく、議会の御意見を求めるものあります。

小林氏の略歴については、お手元の資料をごらんいただくとともに、同氏は、平成28年7月1日から人権擁護委員として現在も活躍されておられまして、津山人権擁護委員協議会の事務局も務められており、専門部会では子どもの人権保護に関する啓発活動にも御尽力いただいております、ここに再任適当と考え、推薦するものでございます。

御審議の上、御同意いただきますようお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、諮問第3号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、諮問第3号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、諮問第3号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、日程第10、議案第1号「勝田郡老人福祉施設組合規約の変更について」、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、ただいま御上程になりました議案第1号「勝田郡老人福祉施設組合規約の変更について」でございますが、平成9年から10年の施設整備がございましたが、これに関連しまして、組合において起債しておりました財政融資資金について、平成31年3月25日をもって償還が終了することになりました。これに伴いまして、同規約において、参加市町村の負担割合を定めておりましたが、これが不要になるため、このただし書きを削除するというのが主眼でございます。あわせて、これまでの規約におきまして、養護老人ホームの運営に特定施設入居者生活介護の介護サービスを含めていたこと、及び昨年から実施している地域支援事業に係る訪問事業が記載されていないことなどから、これらを実際に実施している事業を明確にするために、組合規約の一部を改正するものでございまして、地方自治法第290条の規定により当議会の議決を求めらるものでございます。

以上で提案理由といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

新旧対照表が手元に配られておりますが、条項としては第3条と第15条の改正。

お聞きしたいのは、第3条で新しいような改正をする必要性というのがこの31年4月1日以降というようには思えないんですが、これはどうして今まで改正がなされていないか。

今第15条絡みで償還が終わったというような説明がありました、それはそれでいいと思うんですが、その辺を質問したいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

おっしゃるとおりでございます、第3条につきましては、ぎりぎりなくてもあってもそう変わらないんですが、規約の変更が現に起こったにもかかわらず、規約の適正化というものが、もちろん程度の問題でありますけども、できるのにしなかったというのはよくないだろうということで改正をさせていただきます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第1号「勝田郡老人福祉施設組合理約の変更について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第2号から議案第42号について、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

これら議案の説明につきましては、春名政策審議監に行わせたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

春名政策審議監。

政策審議監（春名 利亮君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、ただいま上程されました議案第2号から議案第42号について、御説明申し上げます。

まず、議案第2号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、個人情報保護法及び行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本条例についても法改正の内容を踏まえた形式に改めることにより、美作市においても、より一層適切な個人情報の取り扱いを行うべく、所要の改正を行うものです。

主な改正内容といたしましては、法律と同様に、旅券番号等これまで曖昧になっていたものを明記することで、個人情報の定義を明確化するもの、人種、信条等の特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報として定義づけ、適切な取り扱いを行うものなどです。

次に、議案第3号「美作市駐車場条例の制定について」でございますが、平成31年10月1日の消費税及び地方消費税の改正に伴う駐車場使用料の改正とあわせて、美作市林野駐車場条例及び美作市湯郷駐車場条例を一本化し、適正管理を行うものです。

次に、議案第4号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、英田循環バスについて、平成31年3月31日をもって廃止することとしておりますが、このことを受け、美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第5号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」でございますが、美作市ケーブルテレビ放送施設及び美作市地域情報通信網施設の管理運営に係る自主番組の作成、伝送線路、機械設備の維持管理などの経費については、消費税率改正に伴い、美作市の負担が増大することから、税率改正にあわせて応分の改正を行うものであります。

次に、議案第6号「美作市土地開発基金条例の一部を改正する条例について」でございますが、美作市土地開発基金は定額運用基金であり、条例でその額を規定しております。平成31年度において、当該基金で保有する土地の一部をグラウンドゴルフ場とすることにより、基金残高が減少するため、条例に規定している

基金の額を変更するものです。

次に、議案第7号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」ですが、基金利子運用により、収益金が増加していることから、基金の積み立てに関して原資に加えて、収益金も基金額に含めることとし、安定した奨学金の運用を図ることを目的として改正するものです。

次に、議案第8号「美作市少林寺拳法記念館の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例について」ですが、平成31年10月1日に予定の消費税の増税に伴う料金改定と施設の現状にあわせた料金改定及び条例の統廃合を実施するもので、施設の利用料金については、施設間の格差を是正するため、体育施設の現状と年間の維持管理費、光熱水費等をもとに算出し、また照明料については、使用電力の実費相当分を算出した額に改定を行うものでもあります。

次に、議案第9号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」ですが、平成31年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられることを受け、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本とする観点から、診療等に係る使用料及び手数料について引き上げ相当分を転嫁するため、所要の改正を行うものです。また、作東診療所の経営の合理化を図るため、外来患者の少ない木曜日の午後の診察を平成31年4月1日から休診することを加えております。

次に、議案第10号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」ですが、看護師養成施設に合格し、入学を予定している者の貸付申請が可能であることを明記し、また看護師養成施設に入学後に申請を行った場合、4月にさかのぼり貸し付けを行うことができるよう規定するものです。加えて、貸付期間中に休学した者については、延長となった在学期間中は返還を猶予することができる規定を設けるため、所要の改正を行うものでもあります。

次の議案第11号から議案第13号までの3議案につきましては、消費税法の改正により、平成31年10月1日から消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものです。

まず、議案第11号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」ですが、経済部所管施設に係る使用料を所要の額に変更するため改正を行うものです。

次に、議案第12号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、水道料金について、今回改正される消費税分について、事業及び給水区域ごとにそれぞれ改正するものであります。

次に、議案第13号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」ですが、下水道等使用料金について、今回改正される消費税分を事業ごとにそれぞれ改正するものであります。

次に、議案第14号「市道路線の認定について」は、公共性が高い道路を市道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものです。該当路線は市道認定基準に適合するもので中川地内の1路線でございます。

次に、議案第15号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」ですが、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、産業の振興、交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興の各分野において、新たに事業を進めるに当たり、過疎地域自立促進特別措置法に基づく事業として位置づけ、より効果的に事業を実施するため、美作市過疎地域自立促進市町村計画に各事業を追加し、計画の変更を行うものです。

主な変更事業といたしまして、産業振興の分野では、大芦高原温泉雲海改修事業、交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進の分野では、市道1路線の内容変更、生活環境整備分野では、簡易水道改良事業ほか2件、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の分野では、保育所トイレ整備事業ほか2件、医療確

保の分野では、大原病院施設改修事業、教育振興の分野では、小・中学校整備改修事業ほか5件を計画しております。

次に、議案第16号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、美作市の辺地総合整備計画の策定を行うものです。

まず、後山地区において、冬期の地域住民の安全かつ円滑な交通を確保するため、除雪車の整備、火災発生時に住民の生命、財産を守るための小型動力ポンプの導入及び愛の村パークの空調、照明等の改修の3事業を新たに計画を策定するものでございます。

次に、議案第17号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、辺地総合整備計画の変更を行うものです。右手地区では、小型動力ポンプが使用後29年を経過し老朽化が進み、消火活動に支障を来すことから、新たに整備を行うものです。中谷地区では、現在除雪作業に使用している車両は耐用年数を大きく経過し、老朽化が進み、除雪作業に支障を来すおそれがあるため、除雪車を更新するものでございます。次に、日指地区では、現在改良工事を進めております市道日指東線について、計画期間の変更を行うものです。

次に、議案第18号及び議案第19号の2議案につきましては、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、議案第18号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」は、指定管理者において管理している美作市ベルピール自然公園の管理期限が平成31年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き平成31年4月1日より1年間、後山部落自治会を指定管理者として指定するものでございます。

次に、議案第19号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」でございますが、指定管理者において管理している作東バレンタインホテルの管理期限が平成31年3月31日をもって満了ことに伴い、引き続き平成31年4月1日より3年間、株式会社作東バレンタインホテルを指定管理者として指定するものでございます。

次に、議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」を御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ7億4,236万9,000円を減額し、予算総額を220億7,213万3,000円とするもので、あわせて災害復旧費等の繰越明許費の設定13件、債務負担行為の追加2件、変更4件、地方債の変更14件を行っております。

歳出における追加補正の主なものは、総務費では県議会議員選挙費233万5,000円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費5,920万5,000円、諸支出では美作市減債基金積立金8,240万6,000円などとなっております。また、事業の確定や決算見込みにより財源更正や減額補正を行っております。なお、今回の補正予算の財源は、市税6,472万円、寄附金1,100万円、諸収入9,283万7,000円などとなっております。

次に、議案第21号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ5,731万2,000円増額し、予算総額を36億731万1,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ790万9,000円増額し、予算総額を1億2,039万6,000円とするものであります。また、地方債の減額20万円を行っております。

主な内容は、事業勘定につきましては、歳入では国民健康保険税が1,922万7,000円、県支出金が7,933万9,000円の減額、繰入金465万9,000円の増額、歳出では保険給付費8,268万円、保険事業費441万6,000円、国民健康保険事業費納付金839万4,000円をそれぞれ減額し、基金積立金で9,063万2,000円、諸支出金では

6,217万円をそれぞれ増額するものです。直営診療施設勘定につきましては、歳入では、財産収入が18万1,000円、事業勘定繰入金114万8,000円、繰越金で678万円をそれぞれ増額し、市債では20万円を減額するものです。歳出では医業費で339万7,000円を減額し、基金費で18万2,000円、予備費では1,112万4,000円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第22号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第3号）」でございますが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,133万円増額し、介護保険特別会計予算総額を歳入歳出それぞれ45億5,265万2,000円とするものです。

主な内容は、歳入につきましては、保険給付地域支援事業に係る国県支払基金の負担金で845万円、繰入金では4,059万5,000円をそれぞれ減額し、繰越金1億16万3,000円を増額補正するものです。歳出につきましては、保険給付費で1,284万円、地域支援事業費で309万4,000円を減額し、基金積立金3,800万円及び平成29年度における介護給付費等の国・県精算返還金2,926万4,000円を増額補正するものです。

次に、議案第23号「平成30年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出それぞれ783万2,000円を減額し、予算総額を4億1,993万1,000円とするものです。

主な内容は、歳入につきましては、一般会計繰入金599万9,000円、簡易水道事業債150万円、過疎対策事業債150万円をそれぞれ減額するものであります。歳出につきましては、一般管理費525万円及び水道施設整備費300万円の減額となっております。

次に、議案第24号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出それぞれ182万3,000円を増額し、予算総額を1,135万円とするものでございます。

主な内容は、歳入につきましては、県補助金23万円の減額、基金利子8万7,000円の増額、前年度繰越金197万6,000円の増額でございます。歳出につきましては、基金利子相当分の積み立て8万7,000円、一般会計への繰出金153万6,000円、予備費20万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第25号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出それぞれ6万4,000円増額し、予算総額144万7,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳入では、基金利子6万4,000円、前年度繰越金11万1,000円の増額と繰入金11万1,000円の減額で、歳出は、基金積立金6万4,000円を増額するものです。

次に、議案第26号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出それぞれ1,000円を増額し、予算総額を596万9,000円とする補正予算でございます。

歳入は、英田河会地区都市と農村の交流施設整備基金利子の1,000円を増額し、歳出は、整備基金積立金として1,000円を増額するものでございます。

次に、議案第27号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出それぞれ559万円を減額し、予算総額を2億7,644万4,000円とするものです。

主な内容は、歳入につきましては、介護保険収入517万円、使用料で499万4,000円及び雑入で73万円をそれぞれ減額し、前年度繰越金として530万4,000円を追加するものです。歳出につきましては、総務費421万8,000円、医業費60万円、指定居宅介護支援事業費340万円をそれぞれ減額し、予備費で262万8,000円を追加するものです。

次に、議案第28号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出それぞれ40万8,000円を追加し、予算総額を2,009万円とするものです。

主な内容は、歳入につきましては、繰越金で31万円、利子及び配当金で9万8,000円を増額しております。歳出につきましては、奨学金784万円を増額し、予備費を743万2,000円減額しております。

次に、議案第29号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出をそれぞれ2,926万2,000円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,389万円とするものであります。

主な内容は、歳入については、後期高齢者医療保険料で150万1,000円、繰入金で2,854万6,000円を減額し、歳出については、総務費208万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2,799万5,000円をそれぞれ減額し、諸支出金で86万6,000円を増額するものです。

次に、議案第30号「平成31年度美作市一般会計予算」を御説明申し上げます。

歳入歳出の総額をそれぞれ207億2,500万円とするもので、看護学生等奨学金などの債務負担行為の設定6件や地方債の発行、一時借入金の借り入れ最高額について定めております。前年度予算と比較すると13億9,500万円、率にして7.2%の増となっておりますが、平成30年度当初予算は骨格予算であり、肉づけを行った6月補正後の予算と比較すると4億7,606万4,000円の減額となっております。

歳出の主なものは、みまさか創生事業2億5,393万3,000円、大原保育園整備事業2,330万円、旧じんかい処理施設解体撤去事業5億1,080万円、グラウンドゴルフ場整備事業1億8,843万1,000円などとなっております。なお、これら歳出予算の財源は、地方交付税95億円、市税29億7,508万3,000円、国県支出金26億9,571万8,000円、市債22億7,810万円などとなっております。

次に、議案第31号「平成31年度美作市国民健康保険特別会計予算」でございますが、歳入歳出それぞれ36億6,830万5,000円とし、その内訳は、事業勘定が35億4,895万3,000円、直営診療施設勘定は1億1,935万2,000円となっております。

主な内容は、事業勘定において、歳入については、国民健康保険税が4億6,332万2,000円、県支出金が27億2,477万2,000円、繰入金で3億5,222万円などとなっております。歳出については、保険給付費が26億8,732万5,000円、保険事業費が5,415万9,000円、国民健康保険事業納付金が7億4,235万3,000円などとなっております。直営診療施設勘定において、歳出で、機械購入費といたしまして1,131万1,000円を計上いたしております。

次に、議案第32号「平成31年度美作市介護保険特別会計予算」でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ44億408万3,000円とし、前年比2.2%、額にして9,692万4,000円の減額となっております。保険事業勘定では、前年比1億3万3,000円の減額の43億8,471万7,000円、介護サービス事業勘定では、前年比311万2,000円増額の1,936万6,000円となっております。

主な内容は、歳入につきましては、保険給付費と介護予防事業費に係る国県支払基金の負担金が前年比5,913万7,000円減額の28億7,632万8,000円、介護保険料が前年比100万円増額の7億8,800万円などとなっております。歳出につきましては、介護サービスの利用に係る保険給付費が前年比7,629万円減額の40億3,268万8,000円、介護予防費に伴う地域支援事業費が前年比541万3,000円減額の2億1,057万4,000円などとなっております。

次に、議案第33号「平成31年度美作市簡易水道特別会計予算」でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ5億2,884万8,000円とするもので、前年対比1億107万8,000円の増となっております。予算増の要因は、起債償還額及び水道施設整備の増加が主なものとなっております。

主な内容は、歳入では、一般会計繰入金で前年比3,284万1,000円増額の2億5,275万5,000円、簡易水道事業債が前年比2,830万円増額の6,150万円、過疎対策事業債が前年比2,830万円増額の6,140万円などとなっております。歳出では、施設管理費が1,021万3,000円増額の9,756万8,000円、水道施設整備費が5,675万5,000円増額の1億2,305万5,000円、償還元金が3,093万5,000円増額の2億2,366万2,000円などとなっております。

ります。

次に、議案第34号「平成31年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」でございますが、歳入歳出それぞれ816万3,000円とするもので、前年対比で136万4,000円の減額となっており、予算減額の要因は、歳入では、県補助金及び貸付金元利収入の減額が主なもので、歳出の主なものとして、一般会計繰出金、償還元金、利子等を計上しております。

次に、議案第35号「平成31年度美作市公園墓地事業特別会計予算」でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ118万9,000円とするもので、主な内容は、歳入では、基金繰入金94万6,000円、財産運用収入24万円などを見込んでおります。歳出では、墓地管理委託料70万円、需用費16万2,000円などを計上しております。

次に、議案第36号「平成31年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ585万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、ガレージ使用料217万3,000円、ラジコンコース使用料19万8,000円、また雑入としてアゼリア館の軽食等で販売収入224万3,000円などであります。歳出の主なものは、ガレージの管理費111万1,000円、アゼリア館の管理費474万2,000円などとなっております。

次に、議案第37号「平成31年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,874万9,000円とするものです。

主な内容は、歳入については、作東老人保健施設で1日平均一般入所46名、短期入所2名、通所リハビリ20名の利用者を見込み、また指定居宅介護支援事業では、居宅介護サービス計画作成を月平均80名、介護予防サービス計画制作20名の想定により、前年対比228万1,000円の減額となっております。なお、歳出は、指定居宅介護支援事業において、利用者の減少が見込まれるため、人件費1名分を削減した予算計上とさせていただきます。

次に、議案第38号「平成31年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」でございますが、歳入歳出の予算をそれぞれ1,124万6,000円とするもので、大学、短大、専修学校等に修学される方を支援するため、平成31年度につきましては、継続8名と新規6名の計14名に総額504万円を貸し付けるものでございます。あわせて、新規貸し付け6名分の5年間の債務負担行為を計上させていただきます。

次に、議案第39号「平成31年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ4億5,560万3,000円とするものです。

主な内容は、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料で2億7,756万5,000円となっております。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で4億2,593万2,000円となっております。

次に、議案第40号「平成31年度美作市水道事業会計予算」でございますが、収益的予算は、収入で水道収入6億2,209万円、支出では、水道事業費用で6億1,260万8,000円をそれぞれ計上しており、主な内容は、水道料金収入及び水道施設の維持管理、減価償却費等となっております。資本的予算は、収入で支出金411万7,000円、支出では建設改良費等で2億7,053万2,000円をそれぞれ計上しており、配水管、ポンプ設備等の更新工事及び起債の償還費用が主なものとなっております。

次に、議案第41号「平成31年度美作市病院事業会計予算」でございますが、収益的収支は、業務予定量を入院患者1日72人、一般病棟、療養病棟各30人、稼働率90%でございます。年間延べ入院患者を2万6,352人、外来患者は1日97人を想定し、年間延べ2万8,518人で算定しており、予算の総額を収入、支出、費用それぞれ10億1,052万8,000円とするものです。資本的収支は、収入額2,988万7,000円、支出額6,026万4,000円で、収入の内訳は、一般会計支出金2,598万7,000円、企業債390万円、支出の内訳は、カーボンマネ

ジメント事業に係る設計委託料1,189万8,000円、医療器械等購入1,226万5,000円、企業債償還3,610万1,000円などが主なものでございます。

次に、議案第42号「平成31年度美作市下水道事業会計予算」でございますが、事業収益において26億1,756万7,000円、事業費用において27億541万5,000円を計上しており、主な内容は、収益では、下水道使用料及び一般会計からの繰入金であり、費用では、施設の維持管理費及び減価償却費となっております。資本的収支予算では、収入において9億3,025万7,000円を、支出においては19億2,342万4,000円を計上しており、主な内容は、収入では、一般会計からの出資金及び企業債であり、支出では、下水道管の布設及び企業債の元金償還となっております。また、債務負担行為の設定や地方債の発行及び一時借入金の借入限度額などについても定めております。

以上、議案について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は2月25日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後0時07分 散会

平成31年2月25日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（平成31年第1回美作市議会3月定例会）

平成31年2月25日

午前10時開議

於議場

日程第1 代表質問

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤		功	
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
14番	尾	高	誉	久	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	鈴	木	悦	子	

3. 欠席議員は次のとおりである（2名）

13番	山	本	重	行	15番	岩	江	正	行
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市	長	萩	原	誠	司	教	育	長	大	川	泰	栄											
政	策	参	与	山	下	亨	政	策	審	議	監	春	名	利	亮								
総	務	部	長	岡	本	和	之	危	機	管	理	監	心	得	高	山	宏	明					
市	民	部	長	角	南	良	雄	経	済	部	長	遠	藤	宏	一								
環	境	部	長	宿	野	豊	彦	建	設	部	長	真	野	弘	紀								
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	消	防	長	皆	木	佳	久								
教	育	次	長	山	名	浩	二	会	計	管	理	者	山	本	和	毅							
企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春
建	設	課	長	春	名	隆	広	営	業	課	長	枅	岡	雅	之								

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	坂	元	省	吾				
係	長	金	谷	裕	子				

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

21日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号13番山本重行議員が葬儀のため欠席です。議席番号15番岩江正行議員が通院のため欠席です。横山副市長が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

21日議会終了後に予算審査特別委員会を開催し、委員長に尾高誉久議員、副委員長に萬代師一議員を選任いたしました。

なお、市民センター大研修室で審査を行う予定としておりますので、御報告いたします。

日程第1 代表質問

議長（鈴木 悦子君）

それでは、初めに日程第1、「代表質問」を行います。

代表質問の方法につきましては、申し合わせにより総括質問は登壇して行い、再質問については質問席で行うこととなっております。

なお、質問の回数は3回までとし、一括質問方式で行うこととなっております。

質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、公明党美作市議団、議席番号11番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

11番（山本 雅彦君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

発言の許可をいただきましたので、平成31年3月定例会の代表質問を行います。

厳しい冬の寒さも少しずつ緩んできたこのごろでございます。この美作市庁舎の前の梅の木のつぼみも先日見てみますと、ややふっくらと膨らんだ感じがしておりまして、私の近所ではもう既に梅の花が咲いておりまして梅の香りが漂ってくる、そういったすがすがしい季節となってきたわけでございます。1週間前が二十四節気の一つ、雨水ということでございましたので、雪が雨に変わってくる、そういった季節であろうということでもあります。

早いもので、我々議員の任期もこの定例会が終わりますと折り返しとなるわけでございます。まさに一年一年が大切であると、このように思うわけでございますが、皆さんいかがでございましょうか。

ところで、NHKのテレビ番組で「チョコちゃんに叱られる」という番組があります。ごらんになった方ありますか。教育長ファンですね。この番組の中でございましたけども、なぜ毎年一年一年が早く感じられるのかということでもございました。それは私たちの心の中にときめきが少ない、あるいはなくなっているということだそうであります。ときめきとは、その名のとおり期待や喜びで胸が躍る状態であるということでもあります。これは人によってはさまざまでございますが、自分が情熱や目標を持っていくことがときめきに

つながっていくということではないかというふうに思うわけでございます。

さてそれでは、公明党美作市議団として代表質問をさせていただきます。

今回の質問は昨年よりもやや少ないわけでありますけれども、それぞれの各部局ごとに幾つか行ってまいりたいと思います。一般質問とは違いますので、全体的に広く質問し、再質問はできるだけ控えたいというふうに思っておりますので、その分丁寧なお答えを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

まず、総務部関係でございます。

平成31年度行政懇談会について、お聞きいたします。

31年度についても、行政懇談会を予定されているようでございます。ところで、平成30年度の行政懇談会の結果については、まだ公表をされていないようでありますけれども、まとめはいつごろされるのか。できておれば、公表していただくわけでありますけれども。この行政懇談会、平成29年度で見れば、417件の要望等があったようでございます。多くの意見をいただいておりますけれども、この行政懇談会の要望の中で実現されたもの、そして実現されようとしているものについては、どういったことがあるのか。また、政策上で参考になるものとはどういったことがあったのか。そのあたりをお聞きしておきたいと思っております。

次に、美作市の人口動態についてお尋ねをいたします。

先日、新聞に掲載をされておりました県内各自治体の転出転入の状況でございますが、本市では2018年は日本人がマイナス204名、外国人がプラスの76名でしたので、差し引きしますとマイナス128人ということがありました。この結果を見ると、美作市民の転出の数を外国人がカバーしているということになります。しかしながら、近隣の市町村では日本人、外国人ともにプラスの自治体もあるわけであります。本市について、これをどのように分析をされておられますか。美作市の人口ビジョンでは、2040年、市の人口を2万5,000人以上に保っていくという目標があるわけであります。それについては変わりはないのかどうか。このあたりのお考えをお聞きしておきたいと思っております。

続いて、一億総活躍社会、美作市版、これは私がネーミングしてるわけですが、総活躍社会の実現についてお尋ねをいたします。

女性の活躍を後押しする施策について、さらなる子育て環境の充実についてはどのようなことが考えられるのか。また、女性が活躍できる環境をどのように進めていかれますか。男女共同参画審議会の議論は、今どのように進んでおるのでしょうか。そして、新たに産後健診の経費の無料化について、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

次に、大芦高原温泉雲海についてお尋ねをいたします。

平成29年度の決算においては約7,700万円程度の費用が必要になったと思っておりますけれども、これは毎年多額の運営費が必要になっております。このあたりで改善策を定め、取り組んでいく必要があると思うわけでありますけれども、どうでしょうか。また、平成30年度についても、これに近いものになるんだろうというふうに思っております。これについては継続中の訴訟の案件もございまして、なかなかこの見通しが今のところ立っていないということ、あるいはその審議が進んでいる過程の中で決着点はまだ見えないというふうに私は感じておりますので、これらに関係することもあるかもわかりませんが、毎年多額の運営費が必要になっているという意味からすれば、改善策は当然考えていかなければならないと、このように考えるわけでございますので、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

次に、新庁舎、新文化センターの建設についてお尋ねいたします。

これは12月議会で議員発議がございまして、美作市の中心的なところに建設をするべきだというふうな発議書がございました。これは賛成多数で可決したわけでございますけれども、このことによって建設用地の

候補地というのを既に検討していらっしゃるんじゃないかというふうに思うわけですが、これについての計画あるいは現在の状況、そういったものをお尋ねしておきたいと思います。

また、市長が所信表明の中で語られておりました議会の指導、そして御先導という、そういう文言がございましたので、議会が先導するというのもよくわかりませんが、どのようにこれを解すればよいのか。少し字句にこだわるわけではございませんが、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

続いて、市民部関係でございます。

市民部関係では、新しい事業として新婚さんいらっしゃい給付事業がございました。全くこれは、もう二、三十年前ですか、テレビ番組で新婚さんいらっしゃいっていうのがございましたけども、そのネーミングを使ってるのかどうかわかりませんが、おもしろいネーミングだなというふうに思います。この給付事業の内容についてお聞きをいたします。

4月1日以降に結婚し、市内に住まれる御夫婦、結婚して市外から市内に転入された方というふうにございました、給付はその年度限りになるのでしょうか。また、再婚の方も含まれるのでしょうか。この制度の期間は何年程度継続の予定を考慮していらっしゃるのか。このあたりの概略的なこと、少し詳しく、もし説明がございましたら、お聞かせいただきたいというふうに思うわけでございます。

それと少し関連をするわけではございますが、次にパートナーシップ条例についてお尋ねをいたします。

この条例を設置されている自治体、これは東京都渋谷区が全国で初めて平成27年度に制定をしたわけでございます。この渋谷区の条例名称は渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例というふうにございましたけども、ほかにも世田谷区、中野区、札幌市、大阪市、福岡市など、全国で9つの自治体が既に制定をしていらっしゃいます。また、先般報道によりますと県内の総社市もこの3月議会に上程をされるということをお聞きしておりますけれども、総社市の市長いわく、多様性を尊重するんだというようなコメントがございましたけども、このことに対してこの美作市ではどのように考えていかれるのか。もちろん、この総社市の場合もそういったニーズがあるということが前提になるわけでありまして、美作市は移住人口、つまり定住を促進しようという、そういう政策で進んでおられるわけでございますので、そういった考えに基づきますと、こういった制度もいち早く検討されたらどうかというふうに思うわけでございます。そういった意味でお尋ねをしております。

次に、マイナンバーカードの登録についてでございます。

本市のマイナンバーカード取得率は大変低いというふうに聞いております。これは全国的にも同じように低いわけではありますけれども、この普及率アップに向けての取り組みを積極的にしていく必要があるのではないかとこのように思うわけでありまして、といたしますのも、マイナンバーカードを健康保険に適用できるようにすることが国のほうでも検討されております。これは2020年からというふうな予定であるわけでありまして、この後も少し触れますが、消費活性化策などにも適用されるというふうに聞いておりますので。私も先日、いち早くというか随分遅いんですけども、マイナンバーカードの申請を行ったところであります。市を挙げて、しっかりとこれに取り組んでいくということが市民サービスにもつながってくるというふうに思うわけでございますので、このあたりのお考えをお聞きしておきたいと、このように思います。

続きまして、企画振興部関係についてお尋ねをいたします。

まず、プレミアム付商品券等の事業についてでございます。

これは本年10月、消費税が10%に引き上げられることに関連して国として行う政策でありますけれども、本市としてこの事業の対象世帯者数、また対象者数、これにかかわる予算規模はどれぐらいであるのか。また、中小、そして小規模事業者の店舗でのキャッシュレス決済、消費者還元制度、これは9カ月間政策が続

くわけでありますけれども、についてその後のマイナンバーカードを活用しての消費活性化策などが続くわけであります。これについては、商工会等もしっかりと協議をしながら十分な周知を行っていただきながら、この政策を進めていただきたいというふうに思うわけでございます。市としての現在の考え方をお尋ねをしておきたいと思えます。

次に、美作市内自治創生事業についてお尋ねいたします。

これは約3年前、市内の各地域でそれぞれが自分たちで考えた地域の活性化を目指して取り組んできた事業をしっかり市として応援してきた事業であります。ところが、これについては平成31年度の予算には計上されておりました。この事業について、今後どのようにお考えなのかお尋ねをしておきます。また、その中で、この事業そのものについて新たにまた地域から要望があった場合、こういったことについては市としてどのように対応されるのか。そのあたりについてもお尋ねをしておきたいというふうに思えます。

次に、南部産業団地についてお尋ねします。

これは昨年6月にもお尋ねいたしましたけれども、あれから随分時間がたっておりますので、現在の状況についてお尋ねをしておきたいと思えます。英田地域内において2カ所を予定しているというもとの説明があったわけでありますけれども、その後の状況についてどのようになっているのか。これについてお尋ねをしておきたいと思えます。

続きまして、保健福祉部関係についてお尋ねをいたします。

障がい者支援の拡充についてをお聞きしますけれども、これはインフルエンザ予防接種の公費助成の対象を重度の障がい者の方へも拡充とのことでありました。もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。また、インフルエンザ予防接種の対象者は何人でしたでしょうか。このあたりも含めてお聞きをしておきたいと思えます。

次に、風疹対策についてでございます。これは今大変問題になっておるわけでありますけれども、特にこの風疹について昨年から流行があるわけであります。2017年の患者数は、全国的に見てわずか93人でしたが。しかしながら、2018年は2,500人と実に29倍の増というふうになっているわけであります。現在、39歳から56歳の男性が対象になっていらっしゃるわけでありますけれども、抗体の有無の検査をまずしていただくと。そして、陰性になればワクチンを接種するということでもありますけれども、この風疹は事前にワクチン接種を受けていれば感染を防げるそうでもあります。抗体検査の受検、つまり受診検査です、受検目標を達成するため、3カ年計画で行うものでありますけれども、今年度中にも実施体制が整った自治体から順次実施ができるようになっております。また、助成については妊娠前に2度ワクチン接種をしておく必要があるということで、接種後2カ月間は妊娠を避けるというふうなこともあるようでございますけれども、まずは男性にということでございました。美作市の取り組みについて、今後のスケジュール等も含めてお尋ねをしておきたいというふうに思えます。

続きまして、建設部関係についてお尋ねをいたします。

平成31年度の河川のしゅんせつについて、これは昨年からもずっと申し上げておるわけでございますけれども、県としてもかなり広範囲な河川の改修計画等を作成中であるというふうにも聞いておりますけれども、この河川のしゅんせつについて、今現在どのような計画になっておるか。そして、この河川のしゅんせつについては防災対策には欠かせない政策でもあります。本市も岡山県とあわせて、しっかりと取り組んでいただきたいと思うわけであります。県の計画、そして本市の計画等についてお尋ねをしておきたいと、このように思えます。

続きまして、今後の里山公園計画についてお尋ねをしておきます。

美しい里山公園については当初500ヘクタールを計画していたわけでありまして、平成30年度末で約390ヘクタール、交付税算入額は毎年1億2,600万円というふうに市長の所信表明にもございました。都市計画区域としては、全体でどれだけの面積があるのでしょうか。また、今後の里山公園計画についての計画がございましたら、あわせてお尋ねをしておきたいというふうに思います。また、これについては市民の方からございましたが、いつごろから公園内の散策が自由にできるのかなというようなこともありましたし、またトイレ等の整備も必要じゃないかというような御意見もありました。あわせてお尋ねをしておきたいと思います。

続いて、危機管理、消防本部関係についてお尋ねをいたします。

本市の防災・減災に対する課題についてお聞きいたします。

これは冒頭申し上げました行政懇談会の中でも避難所のあり方や治水関係等の提言、そして要望等があったように聞いております。市長の所信表明の中でも排水を可搬式ポンプの導入ということもございました。それらを含め、本市の課題や今後の対策についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

次に、消防団関係の公衆無線LANの活用ということについてお聞きしておきます。

まず初めに、美作市消防団におかれましては日本消防協会が行う表彰の中で最高位に位置づけられる消防団としての最も名誉ある表彰である特別表彰「まとい」の受賞を受けられました。心よりお喜びを申し上げます。私も消防団のOBとして、また市民としても一市民として大変誇りに思うわけでございます。とともに美作市消防団の今後のますますの活躍を御期待申し上げるものでございます。

さて、ここでの質問は、公衆無線LANについてであります。これは防災拠点、避難所、官公署等というふうにありましたけれども、25カ所に設置されること。これについては必要でありますし、また有効であろうというふうに思うわけであります。私があえて提言をしたいのは、災害の現場、防災・災害対策の現場の基本的な部分というのはやはり各分団であるというふうに思っております。この分団の詰所、つまり分団本部の詰所です。ここなどにもこの公衆無線LANが必要なのではないかというふうに考えるわけでございます。確かに携帯電話、また市の防災メールなども情報収集には使えるわけでありまして、公衆無線LANが入りますとパソコン等でも容量が増えて、しっかりと活用できるということもありますので、この公衆無線LANも第一線では大変有効ではないかというふうに思うわけでございます。これについては今後の検討課題になるかならないか、このあたりのお考えをお聞きしておきたいというふうに思います。

次に、ドローンの活用についてお尋ねをいたします。

これは、昨年6月議会の代表質問とその質問の後の一般質問で安藤功議員も質問されておりました。12月議会の一般質問でも取り上げておりますけれども、平成31年度にはこの導入の予算、またオペレーターの育成等もしっかりと取り組んでいただきたいということを申し入れておりましたけれども、この新年度予算にどのように反映されているのか、このあたりについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

次に、空き家対策についてでございます。

これ市民部の所管かもわかりませんが、特に空き家の中で危険な空き家、いわゆる倒壊寸前の空き家というのをもたくさんございまして、この危険空き家という位置づけから見れば、危機管理室とも言えるかと思っておりますのでここで尋ねるわけでございます。所信表明にありました老朽空き家除去事業というのがございました。これは従来の限度額の拡大について、内容がどのように今度変わっていくのかと。そのことについて、お聞きをしたいと思います。老朽空き家については、国としても積極的に取り組んでいかなければならないというようなお考えもあります。美作市でも、このことについて、もともと持ち主がなかなか踏み切れないのは多額の費用がかかるからであります。こういったことについて、しっかりと予算措置ができ

る制度になっていくのかどうか、このあたりも含めてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

続いて、環境部関係で1点だけですが、お尋ねをします。

美作クリーンセンター長期包括運營業務委託についてお聞きします。

これも所信表明で報告がありました。プロポーザルによる提案、選定の結果、そして10年間の運營業務委託として税込みで27億6,264万円で契約をされたというふうに報告がございました。もともとこれは当初32億円ということで債務負担行為の議決があったわけでありましてけれども、このことについては附帯決議もつけさせていただき、できるだけ圧縮をしていただきたいという申し入れをしておりました。そのことから見れば、私は個人的にこのことを考えるとしっかり頑張っていたいただいたんじゃないかというふうに思います。こういう中で担当部局、努力も評価したいというふうに思います。これを包括運營業務委託をしていくことについて、今後とも美作市としても十分管理をしていただきながら取り組んでいただきたいと思います。何らかの答弁ございましたら、この点についてもお聞きしておきたいというふうに思います。

次に、教育委員会関係について何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、作東地域という候補地の予定もあるわけでありましてけれども、これはもちろん市長のほうのご発言の中にもあったわけでありましてけれども、この特別支援学校についてでございますが、本年度から教育委員会が主となって取り組んでいくというふうにお聞きいたしました。そこでお尋ねをしますが、現在は岡山県との協議はどのように進んでいるのかを、まずお聞きしておきます。また、市議会では特別支援学校調査特別委員会を設置しております。研究を進めておりますが、この特別委員会に対し、その都度丁寧な説明と、そして積極的な情報開示を要望しておきたいというふうに思います。いずれにしても、市議会の調査特別委員会、これもいつまでも続くわけではないと思っておりますが、一定の期間、しっかりと調査検討しながら結論を出していくべきであろうというふうに思います。そうした中で、教育委員会が主となるということでもありますけれども、そういうことだけでなく、しっかりと特別委員会とも協議をしながら、また先ほど申し上げたように情報を提供していただきながら、私たちもしっかりとそれは調査をしながら研究してまいりますので、そのことについてどうお考えなのか、お尋ねをしておきます。

次に、公民館事業についてお聞きします。

公民館の再編、施設の位置づけの見直し、特色ある公民館事業とありました。これはどういう内容になるのか、お尋ねをいたします。私は、この公民館事業の中で行われている映画を見ました。議員の皆さんも、こちらにいらっしゃる皆さんもごらんになったと思いますけれども、現在美作市も、またこの近隣でも映画館はないんですね。よい映画をできるだけ見たいと思います。また、公民館といっても施設や設備に差があるわけでありまして、もちろん美作市内の施設のことでもありますけれども、再編されるなら、施設や設備をできるだけ平準化できるようにするべきだろうというふうに思います。そういったことも踏まえながら、もちろん公民館長も配置をされているようでもありますけれども、あっちの施設はいいんだけど、こっちはまだまだ施設としては不十分だなというふうにならないように、そのあたりは今後しっかりと検討しながら、また改修すべきは改修していきながら、より利便性の高い、そういった公民館活動にしていきたい。この公民館活動を活発にすることは、私は大いに賛成であるというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、新大原保育園の進捗状況でございます。

このことも所信表明にございました。そこでお聞きしますが、新園舎の完成までのスケジュールについてお聞きします。また、新園舎の位置については、これは私がまだ勘違いしているのかもわかりませんが、現

在のクアガーデン跡地が有力であるということに変わりはないのかどうか。ここを改めて確認の意味でお尋ねをしておくということでございます。このことについて、御答弁をよろしくお願いします。

最後に、小・中学校のエアコン設置についてであります。

普通教室あるいは特別教室とか、校舎内でのエアコンについては既にほぼ設置が完了していると、一部残ってるところもあるのかもわかりませんが、それは工事中であるということでもあります。これについて、あわせて体育館へのエアコン設置ということも重要であるというふうに思うわけであります。教室と違って体育館は広いですから、かなり大きな設備が必要になるのかもわかりませんが、この体育館でのエアコン設置については全国的に今進んでいるところでもあります。先ほど言いましたように、本市では小・中学校の教室に設置ができたばかりでありますから、まだそこまでのお考えはないのかもわかりませんが、体育館の中でも授業中であれば、子どもたちがそこで運動するわけであります。熱中症の症状も出てくるかもしれませんし、また体育館もいろんな使い方をするわけでありますので、そのあたりのことも含めて今後の考え方をお尋ねをしていきたいというふうに思います。

以上、24の質問について今一通りお尋ねをいたしました。御答弁のほど、よろしく願いをいたします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、公明党市議団を代表されての山本議員の代表質問、まずその代表質問を3月議会には行っていないと、そういうことを継続をしていただきました。平成における最後の代表質問になるのかなと思いつつながら、感慨深く伺うとともに、またその御尽力に心から敬意を表したいと思っております。

順次お答えしますが、一部担当部にお答えをお願いするところがありますので、よろしく申し上げます。

まず、行政懇談会でありますけれども、おかげさまで大分やる側も、あるいは市民の方々も定着してきたのかなと思っております。昨年というか、平成30年度が御要望の件数でいうと、ダブりも当然あるんですけども、543件でありました。お尋ねの中にありましたように、その前の年が417件ということですから、いずれにしても活発に議論が行われているということについては、これ本当にありがたいことであろうと思っております。数が多いものですから、なかなか精査が難しく、せんだって一時的な議事録みたいなものを、課長が1人でやってるものですから、議事録が確認のために起案で上がってまいりました。これを今度は箱に入れて具体的な形で提供していく作業が残っておりまして、それが済み次第、また公表をさせていただきたいというふうに思っております。これが積み重なってきますと、大変有効な政策資料になってくるんです。本当にありがたいことと思っておりますし、次が今度は4回もやったわけですから、経年変化といったものも資料として見れるように、というもまた課長が下で、また勝手なこと言って、大変な仕事ができたとはいえませんが、大切なことでもあります。

実現しそうなこと、どんなことがあるのかということなんです、これもいっぱいあるんですけども、まずその行政懇談会が出てきている御提言あるいは御要望というのは市政にかかわることではあるんですが、背景に国や県の施策っていうことも当然入っておりますので、そういったものについては市議会との関係じゃなくて要望っていう形で県や国に提示して、それが動いてるというものもあります。筆頭典型でいいますと、この数年間、英田地域に行くとき必ず美岡道の話が出ていて、これについては御案内のとおり、我々全力で箇所づけにチャレンジをして、今ちょうど英田のところのインターに向けての用買がこの春には完了するのではなかろうかという程度まで来ています。これは筆頭典型でありますし、またこの議会でも出まし

たが、江見の大選橋のこの話。これも地域から常に要望があった件でありまして、これも国、県に対してかなりしつこくお願いをした結果、動きがはっきり出てきておりますし、もう一個小ぶりでございますと、北原のところの鶴亀橋、こっちからいうと渡って、しばらく行ったところに歩道が途切れているのがありますが、これもほぼ動き出しているというようなことも含めて、国、県の事業についても御要望があったものについては大分動いていった。その中で筆頭典型の一つが、恐らくは河川のしゅんせつを含む維持管理のところ。これについては、かなり要望がありました。他の地域に比べて美作市の河川のしゅんせつ、その他が実は割合気がついてみると進んでたんですが、このこと背景にはまさに私どもが行政懇談会を継続して行ったことがあったと思うんです。行政懇談会に常に出るもんですから、こっちもそりゃ保たないといけないですから、県にこういう話があったよと。背景には住民の方々の生の声があるんだということを言い続けてきたことっていうのは、これはまことにほかの地域に比べて私どもの町に対する対応が前進したということでございます。努力は継続的にすべきであり、継続した努力は成果につながると考えております。

また、我々の市の中で片がつく問題で見ますと、いろいろございますけれども、可燃物の週2回の収集機会の拡大、これも女性の方々が特に大きな声が上がっていただけであります。予防接種の制度助成、こんなものもそんなところにある。ほかにもいっぱい。今度は市道の関係であるとか、ふたがけの問題であるとか、いろんなところで御要望は生かされていると思います。来年度以降についても、基本この形式をとりながら市民の方々と意見交換をし、そして2年に一度ぐらいのペースでアンケートをとり、場合によってはなかなか声が拾えない若いお母さん方の声などをいろんな形で。例えば、幾つかの認定こども園などに設置されている子育て支援センターの集まりなどに参加して聞いていくといったことも考えているところであります。

次に、人口動態でございますけれども、地元紙、山陽新聞に出ていた統計調査につきましては私どもがくっているものを、ちょっと定義が違うんですけども、使って、年ベース、平成30年ベースはこうだったというものでありまして、平成30年3月の減少っていうものがあったもんですから、平成30年度における私たちが言っていたマイナス86人よりはちょっとまた大きいんですけども、基本的にはある程度の改善の方向を示しながら、まだまだ課題があるんだというようなところを示したものとして、非常に大きな参考になったわけですが。その中でお尋ねにもありましたけども、私どもそんな悪いほうじゃないんですけども、もっといいところは現に増えてると。外国の方も日本人の方も含めて増えてると。それは地理的な問題があるんじゃないかという議論もあるんですが、それはしょうがないとして、私どもとしては非常に参考になったのは政策的な観点から、これは見習わなきゃいけないだろうなと思ってるところがあります。具体的に言いますと総社市と早島なんですけど、両方とも立地はそれなりにいいんですけども、やはり子育て世代の方々に対する福祉施策が我々よりも若干先行して充実をしていたこと。これは刮目すべき、あるいは頭を下げて学ばせていただきたいというふうに思うべきところであります。

そしてまた、総社市につきましては障がい者の千人雇用というような政策、わかりやすいですね。そういうところも打ち出しているといったことについては、これは大きな効果があったものと推定をします。今のところ、美作市は割合、総社市との関係でいいますと、例えば社協がそれぞれしっかり障がい者施策に取り組んでいるというような点でいうと、県内の2大、ちょっとまだ2大っていうと、おまえちょっと先走り過ぎじゃないかということもあるんですが、注目をされ始めている。施策についても、発達障がいについての講演会がちょうど先週末ですか、ありました。香川大学の先生に来ていただいたの2回目の講演会だったんですが、御参加になった方もおられるかと思いますが、満員です。満員どころか、聞いてみたら、断られたって、満席だから、もう入るなど。立ち見でもいいかとか、断られたと。さらに会場で私見た限りでい

うと、美咲町で発達障がい支援をやろうとしている職員の方々が来ているとか、幾つかの。あるいは、周匝からも来ているとか、いろいろ見ると、美作市の取り組みに対してかどうかは若干議論はあるんですが、美作市に行って勉強しようということをお願いいただける状況になってるってこと。この辺はとても参考になったわけでありまして、意を強くしたんですが、こういったことはやはりしっかりやっていくということがあると思うんです。

別途お尋ねのあったパートナーシップ条例ですか。こういったものについても同じような見方でいけば、積極的に対応すべき問題であるというふうに一般論的には思っておりますが、これもお尋ねになりましたけれども、総社の場合には現にそういう問題を抱えていらっしゃる市民の方々からの強い要望が具体的にあったということがございまして、一方で我々の場合にはまだそういう状況があるかどうか、いろいろ確認をしてみたんですけども、今のところ市のいろんな部局には聞こえてきていないということでもあります。加えて、これも新聞等で御案内かと思えますけれども、世界のさまざまな国で同じ問題が顕著に出てきていて、そして世界の動向でいうと同性婚を合法化するという動きが出ています。あるいは、日本の国内でもパートナーシップに基づく生活をしていらっしゃるカップルの方々が婚姻として認めないのは憲法違反であるって裁判を起こすということも報道にも出てきておりますが、私どもとしてもそういった社会の流れについてはきちっと見ながら、少なくとも劣後することのないようにはしていくという構えで今のところこの問題については注視をさせていただいてるというようなことでもあります。

戻りまして、人口問題なんですが、そういうことで我々いろいろ参考にしながらやっていく中で、ある程度の手応えも出てきているという状況になってまいっておりますので、2040年の目標を2万5,000人とすることは維持をしていきたいというふうに考えているところであります。いずれにしましても、さまざまな施策を組み合わせることで、それが達成できれば、今度は自然増の問題にも波及する。社会増でいえば、日本人の方の増加にも寄与をするとすれば、何とか3万人というようなことを将来は目指せるようにする準備を我々が今しておくべきであろうというふうに思っているわけでもあります。

次に、美作版の総活躍社会ということなんですが、特に私は今の質問の中では女性の皆さんの環境というふうに拝見をさせていただきました。私の選挙の公約というのもこの点はかなり強く言っているんですが、言っているものの、なかなかやはり自分一人の目線からでは読み解けない問題があります。何を言っているかという、読み解けない問題を読み解くためにはやっぱり集団的な力が必要だというふうに思います。特に、女性の方々の協力というのは大変大切であり、この議会においても女性議員の方からいろんな、私どもが平生はちょっと見過ごしがちな視点というものも提供をいただいているということで感謝もしますし、これからも協力をお願いをしていきたいと思うわけでもあります。

具体的に言いますと、今年度から出産祝い金事業について、1子に算して言いますと3万円、5万円、20万円というスケールだったものを、第1子に係る経済的負担っていうのは一番大きいんだってことの御指摘をいただいておりますということから5万円に増額をしていくという予定をしております。また、タクシーの利用補助、結構これは好調であります。もともとをたゞしと、このタクシー利用補助については行政懇談会でもぼろぼろあったんですが、市民アンケートをとってみると高齢者の方に当然ですけども、これについての要望が強かった。さらに分析してみると、高齢者の中でも女性の方々が圧倒的にこれ強く要望したということであったことを思い出していただきたいんです。これは集団として見たときに女性の必要性が高い施策をいろんな形で拾い上げることができたということなんですが、実施をしてみました。この間、市民部をお願いをして、ところで登録者数の方々がいろいろおられるんですけども、どれぐらいの比率で女性なのですかというようなことで聞いてみたんですが、何と80%がこの事業を利用している前提が、登録者

ですけども、登録者の方のうち8割が女性であるということが明らかになって、これは設計書どおりだったということでございます。さらには、妊婦の方にも登録をいただいているということでありまして、どちらかという意図したという面もあるんですが、表面的な施策は男女全くそれが関係ないように見える施策なんですけれども、殊に女性の方々に対しては強いアピールがあったと。こういったものを含めて、今後ともいろんな施策を展開していきたいと思っております。

新婚さんいらっしゃる事業であります、名前は拝借をさせていただいたということに間違いはないんですが、まず対象者の方々の御条件ということですが、今のところ平成31年4月1日、つまり来る4月1日から平成34年3月31日までの間に婚姻届を受理されることになるであろう御夫婦の方々ということになります。この平成については、そのうち年号としてはかわってまいります。その後、初回の申請日において婚姻届を受理された日、婚姻日ということになるんですが、婚姻日の後、1年を経過していないこと。1年以内にこっちに来てねと。1年以内にお金を請求してねと、こういうことになります。私の夫婦も大分前は新婚でございました。30数年たってるんですが、30数年たってからこっちに来たっていうのでは対象にはならないと。こういうことでありまして、1年以内に行動を起こしていただきたいと。当然ですが、美作市内の同一の住宅に係る地番を所在地としてお住みになっていただくこと。美作市内で分かれて住むっていうのはだめですと。市内で一緒に住んでいただくということでありまして、そして、住基にそういうふうになると。夫婦のいずれかが納期の到来した市税を滞納してないこと。それから、これは後は意思なんでいろいろ難しい面もありますけども、給付金の受給後、3年以上本市に居住する意思が確認されることなどを条件とさせていただこうということで、今予算の御判断を待った上で適用するための交付要綱を準備をしているということでございます。

次に、給付金の額と時期についてでございますけれども、1年度について10万円と。初回の申請日が属する年度から当該年度を含む連続した3カ年。いかにも交付要綱的な書き方ですけども、要するに3年間10万円ずつ生活の足しにさせていただくために支給をさせていただくということでありまして、再婚もいいんです。再婚の方につきましては対象となりますが、夫婦のいずれかが過去に他の配偶者とともにこの給付を受けたことがある場合、つまり2回もらうというのは、ちょっとこれはいかがなものかというんで対象となっていないと。これ以外は対象とすると。制度の期間につきましては、今のところ婚姻届の平成31年度から33年度としておりますが、給付につきましては婚姻届後1年以内に申請できますので、37年3月31日というようなことになるそうでありまして、つまり3年間くっつきますんで、1年間の申請の猶予があるんで、33年末から37年末までの事業が今のところ予定されておりますが、これは実施の状況を見ながら各1年延長することが検討されるだろうというふうに思います。

パートナーシップ条例については、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、総社の動向などを見、あるいは国との関係で訴訟が起こっていることも見ながら、このお尋ねの中に同性の夫婦であってももらえるかって話が多分入ってると思うんで、その分をお答えしますと、法的な状況が安定すればそうなるだろうと。今のところはちょっとわかりませんと。法的な状況が安定すれば、そのようになるだろうと、こういうふうにご考えさせていただいております。

次に、雲海でございますけれども、これは訴訟もあつたりしてなかなか抜本的な対策を講じられないというようなこと、一方で改修をすとか、あるいはレストランの営業をお願いすとかということをやや出費先行ということでいろいろ御迷惑かけておりますが、その前提となるところの訴訟について、まず若干話しておきますと、これは遅々として進んでいなかった。裁判官の方が異動すとかというようなことで、また原点に戻って話を何かしてるっていうようなことだったんですが、最近聞いておりますと、ようやく論点

が絞り込まれてきて、私どもが参照してきた過去の裁判実例というものに裁判官が、これがあるけどどうなってるんだというところまでは来たらしいということでありまして、私どもとしてはようやく案件の本質が裁判所にも見えてきたのかなというようなことで見ているんですが、この後、予定としては3月22日に18回目の弁論準備手続が行われるというところまでは決まっていますが、その後どうなるかについてはよくわからないということでありまして。これもお尋ねあったんですが、余りこのことに縛られてると、いつまでたってもこれは本格的な動きがとれなくなってしまって、赤字が累増していくことを一体どう考えるんだというような問題になってくると思っております。

それで、その上で戻っていきますが、まず平成30年度の状況でございますけれども、入湯料では前年度に比べて200万円程度の増収、宿泊休憩では豪雨の影響があったりしたんですが、昨年、その前の年ぐらいの状況になるだろうと。幾つかの新しい事業、スタンプラリーとか地元の団体とのイベント共催とか、リピーターの獲得に向けての努力をしているというふうなことでありまして、一方平成30年3月からレストラン営業を旧大広間に変更しておりますけれども、レストラン業務を行ってる業者と協議をいろいろやってくださって、担当部が。来年度は営業活動を活発化すること、新しいメニューの開発をすること、合宿対応もすることというようなことで収益性の改善が見込めるだろうなというような状況になっております。

一方で、きょうは来てませんが、副市長からの強い提案がありまして、やはり市の関連施設それぞれに協力をすべきじゃないかということがあります。例えばバレンタインホテルに来たけども、あとはコテージに行ってみたいというのであれば、東栗倉に行くのか、英田に行くのかは別として、次はここへどうですかという流れも組めるかもしれない。バーベキューしたいんだっていったら、そうですねと言って、バーベキューは勝田でもできますね。トム・ソーヤーでもできます、てなことで御紹介をすることか。バーベキューは能登香でもできましたね、たしかね。てなことで、いろんな形で相互に連携をする。一方では、コテージに泊まってる人がちょっとホテルに行きたいと言えばあると。これは1主要施設だけではなくて複数の施設、あるいは市有施設のみならず民間の施設も本当は考えながら、連携をしてお互いに助け合っていくということが実は周遊ルートの開発にとっても重要なんで、そういったことを少なくともまずは市の中で。市有の施設の中でお互いに紹介をしたら何%キックバックするんですよってなことを決めた上でやっていくための今準備をしている。具体的に言うと、支配人連携会議というような組織をして観光プランづくりとか、それから情報提供、あるいは客の紹介といったところまでできればということを来年はとりあえず熱心にやってみたいなと、こんなふうなことで考えております。

それから、次は新庁舎、新文化センターの話ですが、これについてはこういう話がありました。1つは議員おっしゃったとおり、12月議会でいろんな議論があって、決議案を成立させていただいたというか、これ議会発議なんです。その議会発議でやったことっていうのについて、私どもとしても市民の方々の意見を聞く機会があったんですが、市民の方々の受けとめ、まことによろしいんですね、これ。市長、あんな前々出てしゃかしゃかやりようたら、おめえ反発だけくろうて、おえりゃあせんがなという声があるのは残念なことなんですけれども、やっぱり議会が正当な役割を果たしていく。特に市民の方々、大分あどきに署名活動がたしかあったんですね、最初の議決のときにありまして。簡単に言うと、構造としてどうもこの位置決め議案っていうのは普通の議案じゃないなと。2分の1可決じゃないなと、3分の2可決らしいなというような情報が、御理解が割合市民の方々の中にもできてるもんですから、そりゃああいう動きっていうのはまことに我々市民が期待する庁舎への動きに対して、議会ええことやりんさったと、こういう受けとめ方が私の耳には一番多く来ているわけでありまして。そういたしますと、私どもとしても情報提供はします。今どこどこ考えてんだって言ったら、うちとして買えそうなところはここなんだとかね。情報提供はします

けれども、その提供の範囲内において議会のほうで御先導をいただいたほうが、どうも案件としてはスムーズじゃないかということをも市民の方々も感じてらっしゃるといようなことをぜひ申し上げたくて、あの文言になっていると、こういうようなことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、マイナンバーについては、これは議員の御質問の中にいろいろあったんですが、ようやくと私は言いますが、ようやく国がこの制度をいろんな形で社会の取引基盤としても活用していこうと。殊に今回の消費税の引き上げに絡むさまざまな施策の中で、マイナンバーを基盤としながら国が国民と資金をやりとりするのに地方公共団体を介してやっていく。さらには、その先には市町村が市民との関係の決裁をマイナンバーでもってやっていけるようにしていきたいという方向性が、これ明確にあらわれてきていると私は思っています。ようやくここまで来たのかなと。そうやってまいりますと、今まではマイナンバーの受給者証みたいなものがありました、紙があって、あれだけで済んでたんですけども、現実のマイナンバーカードがICチップつきでなければいけないという状況がだんだんはつきりしてきているのでありますから、私どもとしては率先してこれを交付するようお願いもしているわけでありまして。この間、市民部に行ったんで、市民部は部長はちゃんと持ってんだらうなって言ったら、持ってますと。課長持ってんのかって言ったら、課長んんって言って、そんなことがないように、今やもう課長クラスも全て持ってるはずでしたね。

〔「持ってます」と呼ぶ者あり〕

持ってますね、ということになってる、おかげさまで。これは議員が動いていただくことも多分影響はしていると思う。この議会が終わったら、この議会の中で話があったんだっていうことを幹部会できちっと総括をしています。市職員の方々には、申しわけないっていうんじゃないくて、率先をしてこれにチャレンジをしてもらいたいというふうに思っております。

実際の数ですが、今のところでございますと美作市の交付率は、ちょっと古いかな、平成31年1月末ですけども、一月ぐらいたちましたが9.9%、県全体では10.3%。恐らく今時点でいうと、この10.3にはなつたかなって感じです。ただし、全国では12.6になってますんで、ちょっと必要性というか、取り組みの加速が必要かというふうに思っております。今のところ身分証明書としての機能のほかに税の確定申告等のオンラインサービスが使えるというようなことがありますし、これお尋ねにありましたけど、2020年度以降は保険証として利用するという。これは多分相当変わってくると思います。それから、さらに先ほどのあった取引全般に拡大をしていくということになる、その辺をよく認識しながらやっていきたいと思うんです。

その関連で、プレミアム付商品券等なんですが、数字だけまず申し上げておきますと、住民票がある非課税世帯と、それから子どもさんがゼロから3歳未満でいる世帯となっていて、非課税世帯が今、平成31年6月1日現在のことになるんですけれども、7,250人と3歳未満が550人ということで7,800名ぐらいが対象人数ということで、予算規模としては事務費と商品券に係る助成金が2億867万円というのがあって、これは予算に上がってる数字であります。加えて、これは後からになるかもしれませんが、若干の事務補助が追加が来るかもしれません。そして、事業内容は国と詰めていきますけども、私どもの基本としてはいざれにしても今後の社会のあり方を決める話というようなことがありますんで真面目に取り組もうとは思っています。ただ、1個問題があって、商工対策ではありません。これは、あくまで消費税によって所得が少なくなるということについて手当をしていいような家計状況にある方々をどうするかという対策になってます。国と美作市を含めて若干議論が残ってるのは、例えばこういう方々が医療費をこれで払えないのはおかしいじゃないかという声があるんです、医療費、個人分をね。国はそんな公共料金はおかしいんじゃないかって言うんです。それはでもよく考えてみると、これは所得不足対策なんだから何の問題もないと。あるいは、これでもって保育料であるとか学童保育のお金を払っちゃいけないかということで、いいっていうふうにはしない

と価値がないんじゃないかっていう、この辺は若干国と今我々の間でもめているところです。御参考までに申し上げます。

それから、自治創生事業につきましては、去年査定をした際の担当部局の感覚なんですけど、大分言葉は難しいんですが、できた感があつたようですね。ちょっと待ったほうがよかろうということで、今年度は当初予算としては間をあけます。ただ、我々としては自発的ないい事業があることについては大歓迎でありますから、新しい事業提案があれば、それは御相談いただければ、その次の年度かもしれませんけれども、またこういった事業を復活するということにつながっていくと存じております。

南部産業団地は……。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長、ここで10分間休憩したいと思いますので、その後にしてください。

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、市長答弁。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、休憩前に引き続いて答弁を継続させていただきますが、南部産業団地についてお答えします。

これについては、作東産業団地がほぼ完売しているということもあって、市内で今後の雇用の充足を考えて計画をしたものでございます。1つは、美岡道の整備に関連して新しくできるインターチェンジ付近、名杭辺りでございますけども1カ所ということで約2ヘクタールを想定しております。これは県との協働事業ということになります。それから、三保原地内につきましては、それに先行しまして1社の誘致が決定しているという誘致先行型、これは英田地域によくあるパターンなんですけれども、その上で美作市土地開発公社が0.7ヘクタール程度の工業地の整備に着手をさせていただいてるということでございまして、これについてはフルコストで価格を転嫁させていただくことにもお約束を頂戴しております。また、周辺の方々の御理解を得るために今さまざまな協議をしてるということです。

次に、障がい者支援の拡充ということでございますけれども、これは別途の、市民アンケートとは違う生活と健康に関する調査というようなことで20歳から65歳までの方々、約1万3,500人を対象にしてアンケート調査が行われました。大学の分析ということもありまして、大学の研究者の方々の調査方法に依存しちゃったものですから、若干違和感があつたことについてはこの場をかりておわびをしたいと思いますけど、結果、3割の方々から回答を頂戴したわけでありまして、まだまとめの途中、そのまとめにつきましては、先ほど言いましたように大学の方々に協力をいただいと。その中で、ひきこもりの問題やニートの問題というようなことを中心とした日常生活上の困り事を抱えてると思われるようなの方々に対して、大学の研究者とともに2次調査を実施させていただいて、そしてその状況を〔聴取不能〕してる、その原因となってる問題は何かというところを特定をお願いして、そして具体的に支援していきたいというふうに考えております。

それから、また障がい者の方々を対象としたインフルエンザ予防接種に伴う交付助成については、現在1歳から18歳となる日の属する年度、つまり高卒ぐらいまでは無料でやろうということでやっているわけでございますし、また65歳以上の高齢者の方々についての公費助成もございまして、その間はどうかだという

ことについて、障がい者の親の方々から、私もその場にいましたけれども、具体的な御要望があったことが一つのきっかけになっておりまして、聞いてみると、そういう声も結構やっぱりあるんだということでありました。そこで、私どもとしては障がい者の方々に住みやすい町ということは一つの政策目標でございますので、重度心身障害者医療費受給者証というのがありますけれども、これについてと、それから精神福祉手帳の1、2級所持者、それから指定難病特定医療受給者証というのがあります。この3種の方々に対して年1回、上限1,000円でございますけれども、助成をさせていく方向で今お願いしているということでありませぬ。

次に、風疹の問題でございますけれども、実はこの問題と、それからお尋ねではなかったんですけども、妊婦加算といいまして妊婦の方々が病院を受診すると加算を取られると、別に産科でも何でも無いという。これ実は私どもの職員から、女性職員でございますけれども、これおかしいんじゃないかと。風疹については一見わかんなかったんですけども、よく考えてみると、男性が媒介をすることによって女性や子どもが困るという典型問題なんだっていうことで、去年私のところに職員から訴えがありまして、そら大変だというようなことで早速に、市長会の間だったもんですから、市長会の会長としての名前を使えるもんですから、市長会の幹部にはお断りをした上で、私のほうから国、県にこれ早急にやってほしいということで要望をさせていただきました。結果、同じことを恐らく言っちゃる方が全国に何名かいたんだと思うんですけども、あっという間にこれが理解を頂戴しまして、やっていこうというようなことになって本当にうれしく思っております。具体的に言いますと、昨年12月に厚労省から昭和37年4月1日から54年4月1日生まれの男性、これは要するにかつては予防接種があったんですね。それがなくなっちゃったっていうことが、実は国としては恐らく普通の言葉でいうとチョンボだったと思うんです。それがわかんなかったんで、よく考えてみると単に女性の問題じゃなかったんだということがようやく今になってわかってきて、それ社会全体の問題なんだということで取り組むことになりました。美作市におきましても、当然言い出しっぺでございますので、来年度から早速やろうということで準備をしております。受診方法につきましては、これもお尋ねにありましたが、まず抗体検査を受ける。これは予防接種じゃなくても、既に罹患をされてる場合には抗体があるんですが、抗体検査を受けて、その抗体値が低い、つまり感染の可能性が高いという方については予防接種を受けていただくということにすると。接種につきましては、来年度からの3カ年間、予防接種法に基づく定期接種の対象として無料で実施をするということとさせていただきたいと思っております。また、抗体検査につきましても無料で行うということでございます。対象になってる方々につきましては、年度明け早々に御案内の通知を差し上げようと思っております。ぜひ、社会のためにふるって御参加をお願いしたいと思っております。

なおということをつけ加えますと、これも十分に行き渡ってはなかったんですけども、妊娠を希望している女性とその同居者に対する予防接種につきましては、従来からやっておったんですけど、これは継続をさせていただくこと、これは付言をいたします。

次に、河川のしゅんせつでございますけれども、市内の県管理河川が20カ所で、緊急対策としてしゅんせつの工事が実施されました。これについては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、その背景には今回の災害もあるんですが、そのさらに背景として市民の方々からの継続的で強い要請があったことは間違いございません。心から行政懇等で御発言をいただいた市民の方々にこの場をかりて御礼申し上げて、ありがとうございました。また、災害後、市長会でも随分大きな議論になりました。そして、県との集団的な討議があったんですけども、その場でも市長会の会長の立場がございましたんで、県はこう言ったんです。緊急度の高いものからやるんだって言うんですけども、緊急度高いって言われても、お金がなければ全く進まないわけで

す。ですから、前の議会でも言いましたけど、宝くじに当たるような話はしないでくれと。生命、身体にかかわる問題については計画的にやってほしいんだと。まず、予算総額を一定程度確保した上で、その上で計画的にやる。その中での緊急度はわかる。一番最初から緊急度だけ自分が判断するんだというようなことで、県民は納得しないだろうと、こういうことを話をして、県としてもそれはそのとおりでというようなことでございまして、来年度も今までよりも多くしゅんせつ、その他の維持管理事業が行われていくということになるかと思えます。市としても、今度県が対応を全部はしてくれないもんですから、一部残った幅の狭いというか、一定の基準以下のところについては私どもとしてもいろんな形で調査をしながら、なるべく早い段階に解決をしていきたいと思っております。

次に、里山公園でございますけれども、平成30年度末で390ヘクタール、このうち平田のところは都計に入っていないところがございますので、都計の面積はこれに対して330ということになっておりますが、年間で1億2,600万円というのはその330をベースにして算定をしているわけでありまして。これは本当にありがたいことでもあります。交付税の面については合併特例がずっと減少していく中で、何とかこれでもって賄えているということではございませんけれども、他の分野における予算の節減ということで交付税の減少を補う。ここの分については新規の、国・県からの補助がないものについてタクシー助成などを中心としながら、あるいは介護保険料のように国は面倒を見ないということについて対応させていただくための有効な財源としてできました。したがって、この1億2,000万円強のうちのほとんどは有効財源でありまして、維持管理費につきましては年間1,000万円程度ということでやっていこうと思っております。私は朽木に住んでますんで見えるんですが、結構歩いている方は増えているようでございまして、いい運動になるというふうに思っております。早期に専用ホームページを開設して、整備の状況や散策の見ごろ、その他リアルな情報をリアルタイムで発信していきたいと思っております。また、案内板とか誘導板も31年度早期に整備して、来園者の利便性の向上にもつなげていきたいと思っております。なお、トイレ問題につきましてはいろいろ議論がありまして、もう少し検討させていただくつもりであります。

それから、都市公園の面積につきましてはいろいろな議論がありますけれども、市としては、大分理解は進んできたので、市民の方々の声に耳を傾けとるんですが、一部地域の方々からは自分の地域についても都市公園に参入してほしいという声が上がってございます。また、一部河川についてもそのような要望もございますので、その辺も考慮しながら、これからゆっくり、しかし確実に拡大をしていって、都計面積で500平方キロという目標が近いうちに実現できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、クリーンセンターの長期包括業務委託でございますが、これはお尋ねにもあつて何か答えることがあつたら答えてくれるという話だったんですが、27億6,000万円というようなことの中で、たしか附帯決議が出たときの山本議員の御発言を思い出すにつけて、出発点が32億円で、せめて30億円は切れよというようなことをおっしゃっておられたような気もいたします。そういった議会の声は大変本件交渉について我々励みとなったということは、この場をかりて感謝の気持ちを込めて申し上げさせていただきたい。まさに車の両輪という言葉がございまして、それに本当にふさわしい役割分担であつたというふうに思っております。感謝を申し上げたいと思えます。なお、この実施結果についてはホームページに公表させていただいております。

それから、特別支援学校につきまして、県といろいろ協議をする中で、もう少しいろんな指標についても本市教育委員会のしっかりとした分析のもとでの提供も必要であろうというようなことでお尋ねの形にしております。そして、実施年度については当初言っていたやつが今のところ無理なんで、1年以上延長せにゃいかんということでお話をし、継続的に議論をすると。これにつきましては、お尋ねにもあつたように、

市議会において特別委員会ができておりますので公開を、情報の共有をしながら進めていくという方針に変わりはないわけでありますので、よろしく申し上げます。

それから次に、公民館事業でございますが、施設面の話はおっしゃるとおりなんで、なるべくそのようにしていきたいと思っておりますし、一方で利用者の方々が実は全市均一ではないんです。大原について言うと、きのうも出てました、Rubik's Cubeっていうダンスの団体が非常に活発にやっていて、その方々の要請っていうのが非常に強くて、鏡が増えていくっていう傾向があるんですが、必ずしもそれが全市的にあるわけじゃない。英田に行くと、子育て支援についての要望が非常に強いです。そうすると、それに見合ったことっていうのも考えていかにやいけないっていうんで。その基本、標準的なものを想定しますけれども、地域の実情にも配慮しながら地域の方々の特徴がある政策ニーズあるいは生活ニーズにはお応えできるものにしていきたいというふうに考えているところであります。大原へ館長の方がおられますけれども、新たに今年度からは英田公民館にも館長の配置が完了しております。一方で、旧来の公民館活動というのは圧倒的に質、量ともに充実をしているんですが、それを旧来の公民館の設置のあり方、つまり市内に20カ所ぐらいあるんでしたか。

〔「18館」と呼ぶ者あり〕

それはちょっと無理なんで、やっぱり18は無理ですから、拠点性を持ってやるということで、今その考え方の整理をさせていただいてるところでありまして、大原、そして英田、それから美作、作東中央公民館、抜けてんのが勝田なんですね。勝田についても何らかの手配をしなきゃいけないというようなことで、今その準備もしております。そして、それぞれの地域においていろんな活動がある。その活動の実態を見ながら、整備の骨子をつくっていくということにさせていただきたいというふうに考えております。

それから、大原の保育園の問題であります。私どもの理解としては設計監理業務委託の債務負担行為の〔聴取不能〕につきまして、前提となる場所が今のクアガーデン跡地であるということ念頭に、それを前提に御議論いただいて御議決を賜っております。今後につきましては、4月になるとプロポーザル審査委員会を開いて、設計監理委託業者が決まり、実施設計に入って、9月に補正予算、12月に今度は事業としての契約を議会に御上程申し上げて承認をいただきたいということになると思います。解体が来年から始まります。その解体が終了した場合にその建設が始まって、完成の見込みが平成32年度中というようなことになろうかと思っております。

最後に空き家の問題でございますが、これは空き家計画をつくっていくんだということを去年の議会で何回か申し上げましたが、その成果として空き家等除却事業というものがあまして、その補助金の原資が国からも頂戴できるというようなことになっております。実態見ますと、全ての建物を撤去した場合に、一群の建物がある場合とか、1戸だけとか、いろいろ差があるもんですから、実態を見ますと市内は1軒の撤去について120万円ぐらいから650万円ぐらいかかると。650万円から、もう大変な金額になるわけですが、これはちゅうちょせざるを得ないということになります。そこで、今回国の補助金をいただけるということがありましたんで、補助率は2分の1ということになりますけども、上限を今までは30万円だったんですが、これを300万円まで拡大する。大体のところ、これでカバーできることになります。でも、一部だめなんです。ほとんど全てこれで対応できることになるということで大きな前進ということになります。こんなことという大変ですが、4月からこの予算執行されますんで、3月末までは我慢してくださいということになります。なお、これは市民の方々、所有者の方々が、よし、わかったと同意をして、自分とこの空き家については周辺の方のためにも除去するんだという決意をされた場合なんです。されない場合があるんですね。されないんだけれども、周辺の方はとても困ってるという問題がここには残ってるんで、そ

れについては法及び条例が予定している最後の手段は代執行であります。これについても場合によっては腹を決めて対応せざるを得ない問題も出てくるやに感じているわけであります。その場合にも、議会にも相談をいたしますけれども、粛々とやっつけていこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

残余の点が幾つかございますので、その点につきましては担当の部長から御答弁を申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監心得（高山 宏明君）〔登壇〕

失礼します。山本議員の代表質問、16、17番について答弁をさせていただきます。

まず、本市の防災・減災に対する課題の中で避難所のあり方でございます。

御存じのとおり、本市には指定避難所25カ所を兼ねる指定緊急避難場所が316カ所しております。このたびの平成30年7月豪雨を受け、本市におきましても人的被害がなかったものの、浸水、土砂災害の被害が多発しております。この中で、土砂災害に適してない指定緊急避難場所でしたが、落石があった等の報告も受けております。行政懇談会でも、避難場所につきまして安全面について多くの御意見をいただいております。特に、土砂災害につきましては直接的被害につながると思っております。3月中には新たな案を提示し、地区の皆様の御意見等をいただき、出水期までには見直しを行いたいと思っております。治水関係につきましては、先ほど市長の答弁のとおり河川のしゅんせつ等、治水に関する防災のほうを進めていきたいと思っております。

続きまして、消防団の公衆無線LANの活用についてでございます。

消防団の活動といたしまして、火災での消火活動、風水害での現場活動、さまざまな活動をしていただいております。災害の規模が大きくなり被害箇所が複数になると、指揮系統や情報伝達に混乱が生じるおそれがあると思っております。災害時の情報伝達は重要な項目です。公衆無線LANはインターネット環境の構築に力を発揮するものなので、活用につきましては消防団とも調整をし検討してまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

それでは、本市の防災・減災に対する課題の中で排水用可搬式ポンプにつきましてお答えをさせていただきますと思います。

この排水用可搬ポンプにつきましては、昨年7月豪雨を受けまして、市内の浸水した地域2カ所に5基を配備しようとするものでございます。性能的には1分間に3トンの排水処理をするというものでございまして、これ比較するのにはどうかと思うんですけど、一応消防団が使う可搬式の消火ポンプがございまして、これの3台分、我々常備消防が使います消防自動車についてはCD-Iというのがございまして、この1台分の能力があるというものでございます。これを設置しようというふうに考えております。

それから、ドローンの活用につきましてですが、来年度、危機管理室と消防本部が中心となりまして1機を購入する予定となりました。活用方法といたしましては、例えば災害時の情報収集、それから行方不明者の検索、それから山火事、これから先、乾燥が続く中で火入れ等がございまして、山火事の燃え広がり状況、こういったものを確認するために活用をと考えております。また、当然機器の購入にあわせて操縦するオペレーター、この養成も必要かと思っておりますので、消防本部職員2名の講習受講を予定してというふ

うに予算取りもしているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

私からは最後の御質問、小・中学校のエアコン設置、体育館でのエアコン設置についてお答えいたします。

体育館へのエアコン設置につきましては、現在のところ本市においての計画はございませんが、災害時の避難場所となる場合もあることから危機管理室とも協議してまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。私のほうからは、3番の一億総活躍社会、美作市版総活躍社会の実現についてということで、女性の活躍を後押しする施策ということで産後健診の経費の無料化について御答弁をさせていただきたいと思っております。

来年度、産後間もないお母さんの心身の健康状態を把握するために受けていただく産後健診費用の助成を計画しております。受診の目安は産後2週間と1カ月後の2回で、1回につき5,000円の助成を考えており、特別な検査が追加されない限り、実質無料でお受けいただけると考えております。健診内容は、問診、体重、血圧、尿検査に加え、産後鬱病質問票により診断をしていただきます。その結果を医療機関から市に報告していただくことで、必要な方には早期に支援を開始できる流れとなります。

それから、12番の障がい者のインフルエンザの予防接種のところ、対象者数の御質問がありましたが、約500名というふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

一通り終わりました。

2回目です、どうぞ。

11番（山本 雅彦君）〔質問席〕

答弁いただきました。冒頭申し上げましたように、2度目の質問というのは基本的にははないうつもりでおりますけれども、若干何点か確認の意味でお尋ねをしておきたいことがございますので、そこらあたりを。これは市長でなくても結構でございますので、担当部のほうでお答えいただきたいと思います。

まず、マイナンバーカードでございますけれども、市長の答弁にもございましたけれども、今後このカードの利用がますます広がっていくだろうというふうに思います。したがって、その答弁にありましたように美作市としてもしっかりこのことについて取り組んでいくということでございましたので、いろんな機会を通じて、あるいは広報活動を通じて普及に努めていただき、まずは30%以上の目標を掲げて取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。要望で結構です。

それから、プレミアム付商品券事業については説明がございましたので、これは結構ですが、キャッシュレスの消費者還元制度というのがございます。けさもNHKのテレビでやっておりましたが、関東地方のある自治体ではPayPayとかOrigamiとか、そういったキャッシュレス決済業者が中心となって、しっかりとその小売店に売り込みながら、そういった取り組みをやっているところがあります。美作市も小売店もたくさんあるわけでありまして、これは非常に簡単なやり方なんです。タブレットと携帯電話

があればできるということでありますので、そういったことによってポイントの還元と、中には50%の還元とかというのもありました、これは自治体が補助してるんですけども。そういうことで、ますますこのキャッシュレス時代が進んでいくということになりますので、こういった制度もしっかりと活用していくことをお願いしておきます。これについては、まずはその取り組みについて担当部のほうでお答えいただけたらと思います。

それから、自治創生事業でございますけれども、市長の御答弁によれば、今年度はちょっとお休みをしようかなということでもございましたけども、これが2年も3年も休むと忘れちゃいますんで、できれば年度途中からでも、あるいは明年度に向けてそういった要望が1つでも2つでもあれば、しっかりと取り組んでいただけるようお願いをしておきます。

以上でよろしく申し上げます。これについては答弁結構です。

あと、ドローンについては消防長から非常に爽やかな答弁がございましたですね。これについては、了解をいたします。ただ、実績に応じて今後導入を増やしていくということも検討課題になるのだろうというふうに思いますので、そのあたりの取り組みをしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それ以外のことについては、先ほど危機管理心得からもありましたけど、消防団としっかりと協議することによってでございますので、その協議を待ちたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

もう一つ言えば、公民館事業についてですが、今現在大原公民館と英田公民館に館長を配置しているということでございました。その後については、あとほかのところでもそういった計画があるということではありますが、冒頭申し上げましたように、また市長からの答弁ありましたように、施設については幾らか差があるということでもありますので、その施設についてはしっかりと、大体どことも同じような施設になるように改修等もやっていきながら、あるいは施設設備の整備等もやっていきながら、この公民館活動がさらによくなるように、進んでいくようによろしくお願をしたいというふうに思います。

最後に、小・中学校のエアコン、教育長から答弁があったんですけども、体育館ということ、そしてこれが災害時の避難場所と、もちろん避難場所になるわけですけども、夏の暑い時期に体育館での授業というのもありまして、近年では熱中症になる子どももたくさんいるわけですし、そのあたりも含めて、このエアコンというものも体育館についても考えていかなければならない。これについては今後の検討課題になるだろうと思いますが、議論だけに終わらずに、しっかりと計画性を持ってやっていただきたいということでございますので、よろしくお願いたします。

私のその1点だけ答弁お願いできますか。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。山本議員、2回目の御質問で9番のキャッシュレス・消費者還元事業についてのお尋ねでございます。

議員御案内のとおり、消費税率の引き上げに伴う国の対応としましては中小、小規模事業者に関する消費者へのポイント還元支援ということで、消費税の税率比を9カ月間につきまして消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小、小規模の小売店サービス業者、飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗には5%、それからフランチャイズチェーン加盟店には2%を消費者に還元することも考えておられるようですし、マイナンバーカードを活用した消費活性化の準備ということで、国におきましてはポイント還元の終了後、期限を区切って自治体ポイントに国の負担でプレミアムを付与するといった動きも出ております。市と

しましても、詳細を国、県等に確認しながら調整をしまいたいと思っておりますし、商工団体を初め、関係団体と協議を進めながら準備をしまして、今後の自治体を含んだキャッシュレス社会への代行として確実に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）〔質問席〕

もう質問はいたしません。

最後、企画振興部長心得から取り組みについてのお考えをお聞きしましたので、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして平成31年3月定例会における私の代表質問を終了いたします。ありがとうございます。

議長（鈴木 悦子君）

以上で代表質問は全て終了いたしました。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

日程第2 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第2、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号5番中山忠明議員の発言を許可いたします。

5番（中山 忠明君）〔質問席〕

ただいま議長の発言許可をいただきましたので、30年度最後の一般質問1番を、先陣を切るというような気持ちでさせていただきます。

いよいよ平成最後の、新しい元号が4月に発表があり、新天皇の即位が5月にあります。まことにめでたいことでございます。当市、美作市においても、執行部初め、議員一丸となってやるべきこともたくさん山積みにあります。今回は、さらっと春の川のように透明感を持ち、そして新しい時代に向かっていく一つのしるべとなるような質問をしたいと思います。何分まだまだ経験未熟でございますので、皆様のお力をおかりしましてしっかりと質問をしたいと思います。

このたびは5項目あります。1つ目は美作市と湯郷Be11eの関係、2項目め、美作市民が心を1つにできる行事とは何をすればよいかと考えておられるのか、そして災害に強い美作市をつくる計画があるのか、またどのように考えているのかということでございます。4番目、美作インター付近にある道の駅建設

はどこまで進んでいるのかという質問でございます。そして、5番目、大原クアガーデン跡地に幼稚園建設についての5項目でございます。

まず、美作市と湯郷Be11eの関係。

湯郷Be11eができました当時は岡山県美作ラグビー・サッカー場を運動拠点とし、当時美作町のスポーツの核を目指して岡山県と美作町の官民一体となった地域支援振興を狙いとした女子サッカーチームによるまちおこしプロジェクト、このことにより湯郷温泉の従業員や町民の方々が中心となって2001年に結成されたと説明がなされております。クラブの運営は、設立当時から2009年3月31日までは美作市、岡山県サッカー協会、湯郷温泉旅館組合などが設立した任意団体、美作スポーツ&レジャークラブが行っていたが、2009年4月1日、岡山湯郷Be11eクラブ、2014年3月3日から一般社団法人に移行する形で設立された岡山湯郷Be11eという団体に移管されたとあります。いずれにしましても、時代とともに変わっていくチームが活躍する場がどんどん世界を席卷していく中で支援団体を含めて変わっていくのは、これは当然のことです。

そこで、湯郷Be11eは市民あつてのサッカースポーツ団体か、まず1点。

湯郷Be11e運営は誰がどういう経緯で決めていたか。そのときの話はいつどこであったのか。

湯郷Be11eを支援している各団体、会員、サポーターが次々とBe11eを離れて、またやめていき、選手もやめていく現状は普通ではないが、市の責任者としてどう考えているのか。

また、強いBe11eを復活させるのはどうすればよいと思っているのか。

以上、3点を市長お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

Be11eにつきましては、今お話しでございましたけども、私どもの地域がスポーツによる活性化というようなことで県にもお願いをしながら官民一体となってやってきたわけでありまして、その後、一般社団法人に経営が引き継がれていると、こういう経緯はそのとおりであります。ただこの経緯の前にやはり私どもの町がスポーツっていうものを大切にしてきたという市民の伝統というものが振り返って重要だと思っております。まずそれがなければ、長野さんのときでありますけども、岡山県が美作町に県のラグビー・サッカー場というものをつくってくれたかどうか疑問になるわけでありまして、そういう意味では町民の方々あるいは当時の英田郡の皆さんの思いというものがあつたらばこそ、全体としてこうなってるということをBe11eの方々にもぜひ共有していただいていると思えますけども、あえてそのことも申し上げなければならぬと思います。

一方、Be11eの運営っていうものは、先ほど申し上げた一般社団法人の中にも今は行っておりますので、社団法人としての意思決定を法人内部で関係法令に則してやってる。具体的には、事務局がつくって、事業計画、予算案などをそれぞれの理事会などで承認するというようになっております。具体のスポーツ組織としての運営については、会長とかGMとか事務局が中心となって、その執行に当たっているということでありまして、残念ながらというか、当然のことですけれども、市としてその内部に対して直接に関与するということにはなっていないということでもあります。Be11eについては、さまざまな形で成績の上下があつて、最近は低迷をしておりますので、その関係でサポーターの方々が離れていくということについて、あるいは選手が変わる、やめていくという状況についてはある程度そういう成績の影響も受けるものとそんたくをしてるんですけども、一方でもともとBe11eをつくるときに御協力をいただいた方々、

例えば企業名を出すとはばかれるんですが、某大手スーパーとか、某大手健康食品製造業とか、某大手地元新聞社とか、そういう方々の動きを拝見しておりますけれども、こういうところの状況の中でこそ、しっかりと支援をしていかないとやいけないんじゃないかと、こういう思いが伝わってくるわけでありまして、中核の方々についてはありがたいことに応援をいただいているという思いです。

一方で、先ほど言いましたその他、いろんな方々がそれじゃあ応援しようかって応援をしていただいたのが離れてるというところは残念であります。殊に私どもが聞くところによりますと、地元の湯郷の皆さんが若干置き去り感を持ってらっしゃるっていう話を湯郷の方に聞いたことがあるんですけども、そういったところは、これは金額の問題じゃないんだというようなことの中で、大変私は残念であり、こういうところの復活というものは、先ほど市民の団体であるっていう原点に立ち戻って改めて考えますと、これから応援の中でぜひ善処をしていただきたいというふうに思っております。選手の方々につきましては、いろんな運営についてどうこう言うような立場でもないし、あるいはそのノウハウもないんですけども。数だけで申し上げますと、昨年から今年度に向けて更新、つまり継続した人が7人、新しい方が13人となっておりますことになっております。私どもとしては、もうすぐ開幕になりますけれども、ぜひいい成績を持って2部へ戻り、またぜひ1部に戻ってほしいと思っております。

以上、Be11eについて私のほうからお答えいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、2回目です。

5番（中山 忠明君）

先ほどのスポンサーの中で某大手、某健康食品、一番大もとのスポンサーは美作市ではないかと私はそう思っておるわけでございます。せっかくこういう立派なスポーツを皆さんの将来に向けて頑張ってもらっている姿を我々もしっかりとした応援をしていくに当たり、何か足を引っ張るような質問は差し控えたいと思います。しかし、この当市が最大のスポンサーであるということの意味もしっかりいろんな角度から検証いただく必要があると思いますが、それについて29年、30年度においてV字奪回、1部リーグ復活の名のもと、従来その上に1,000万円を上乗せをして3,200万円という補助金を出しておりますが、しっかり出してもらっていいんです。いいんですけども、ここの先ほど後ろに控えておられます平田部長心得、少し説明をしていただきたいと思うんですが、これについて湯郷Be11eの関係者との話、こういうふうにしてほしいと思っているとかが、こういうふうな話があるんで、しっかりそこを注意してくださいよとかというような話があれば、あればの話ですけど、そこを軽く説明してもらえますか。意味わかりますか。ほな、ちょっとお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。中山議員の2回目の質問に御答弁させていただきます。

まず、平成29年、平成30年のV字回復の補助金1,000万円の分につきましては、その用途につきましてはチーム、選手の強化であるとか、そういったものに使っていただくということで、遠征の費用に使ってもらったりとかしております。

それから、湯郷Be11eとの関係者との話の御質問でございますけれども、これにつきましては代表である谷本会長といろいろ話をさせていただいております。そういった中で、私どもの要望といたしましては早期にまず2部リーグに復帰していただきたいという思いがございまして、そういったことも話をしたとこ

る、谷本会長のほうから、仮称ですけどもなでしこ復帰プラン、そういったものがないかというような話も聞いているところがございます。そういったものを含めまして、来年度の補助金執行するまでにもう少し具体的な話をさせていただいて、今後市としてどのように取り組んでいけるかを検討してまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、3回目です。

5番（中山 忠明君）

先ほど部長心得の答弁の中になでしこリーグ復帰のプランが、逆に何かないですかと言われたように聞こえたんですけども、これは市のほうに何かいいアイデアがないかという意味のことなんですか。それとも、市のほうがそういうことを言われたんですか、そのどこをわかる範囲内で。要は、何かプランがないかということ湯郷Be11eのほうから提案があったんですか。そこら辺のどこ、はっきりわかりやすく説明してみてください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。3回目の質問に答弁させていただきます。

以前から議会等でも湯郷Be11eについて課題であるとか、そういったものを検討協議し、湯郷Be11eと話を進めてまいるというふうに答弁させていただいております。そういったことを受けまして、谷本会長とお話をさせていただいて、現状湯郷Be11eの課題であるとか、今後復帰に向けてどういう取り組みをするか、そういったことを話しさせていただいたところ、谷本会長のほうから、まず2部のほうになりますけども、2部に向けた復帰に向けた取り組み、それから現状の湯郷Be11eの課題、そういったものをまとめたものを市のほうに出していきたいというお話をいただいております。

〔5番中山忠明君「いつまでに」と呼ぶ〕

期限につきましては、まだはっきりはしておりませんが、来年度予算の執行までには出していきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、総括です。

5番（中山 忠明君）

何となしにわかったような、わからんような。もう少しはっきりした言葉で答えてもらいたかったというのが私の本音でございます。そのことによって、しっかり応援していく、そういう体制をつくっていけるということがボールとして投げれるんじゃないかと思っておりますので、今後とも平田部長心得にはしっかりその作業をやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問にさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めに進んでください。

5番（中山 忠明君）

2項目め、美作市が心を1つにできる行事とは何をすればよいと考えているのか。

先ほども、皆さんも御承知のように新しい元号が発表される、そして新天皇が生まれるということは御承知のことと思いますが、この当市も、別に元号が変わるからというのではなくしても、合併以来5町1村

が、合併以来15年たつ、これから迎えるんですか。そこで1つの美作市という心を1つにする、できるような行事があるのか、考えているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。議員からの新年号、元号を記念して市民のきずなが深まる行事、運動会などを開催してはどうかという御質問でございます。

元号が変わることにつきまして、特別に記念イベント、大規模なものは現在の段階では特に考えていないことから予算も計上をいたしておりません。しかしながら、今後市内でそのような要望あるいは動きがあり、機運が高まってまいりましたら、改めて年度途中にでも考えさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

それでは、そのことをしっかりお願いを申し上げて次に移りたいと、3番の項目に移りたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めはもういいんですね。

5番（中山 忠明君）

ええ、もう。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、3項目めに進んでください。

5番（中山 忠明君）

岡本部長のほうからはっきりそういう要望が上がってきたら、思いが強くなればするということを言われましたので、それを市民サイドに預けとるような感じになっておるんでしょうけど、もう少し市としてそういうことを考えていってもらえたらなというんが今回の質問の、市民の偽らざる気持ちでございます。

3項目め、いいですか。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ、3項目めに進んでください。

5番（中山 忠明君）

災害に強い美作市をつくる計画があるのか。

昨年7月豪雨で、美作市は人的な被害はなかったとはいえ、道路の崩壊、浸水、さまざまところに被害が及んでおります。これはただ人的な被害がたまたまなかっただけのことで、本当にすごい、いまだに各地でその復旧作業を行っている現場に行き合わせるものがしょっちゅうでございます。そこで、全般にわたってはなかなか難しい部分がありますので、まず3点お聞きしたいと思います。

1つは、梶並川の久賀ダムの水量調整はどこが責任を持って行っているのか。

2番目は、その久賀ダムの調整について、どういう場面で、どういう方が、どの部署が指示を出しておられるのか。

3番目、これももう含めてですが、豪雨を予測してダムの水量を調整できないのか。なぜこういう質問をするのかと言えば、やはり梶並川の放流をされるというのは、この下流の住民はすごい緊張感を持って見て

おるわけでございます。大概、ダムの放流というのは増水したときにあるのであって、平常のその水位も普通に流れておる水量で放流もありますが、さほどの心配はありません。しかし、増水のときにダムを放流するということは物すごい緊張感とプレッシャーがかかるものでございます。そのことについて、行政がわかりやすく説明していただければ、市民の方々も安心して、また適切な判断ができると思いますのでよろしくをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

中山議員の災害に強い美作市をつくる計画ということで、梶並川の久賀ダムの件の御質問でございます。

まず、ダムの水量調整はどこが責任を持っているかということでございますけれども、久賀ダムは防災、それからかんがい排水機能を有する、施設としては岡山県の施設でございます。関係市町村である美作市と勝央町が県と管理委託契約を結んでおりまして、久賀ダム等協議会、会長は美作市長で副会長は勝央町長でございますが、管理を行っております。調整等の実質的な業務については、ダムの所在地、防災受益などにより美作市、担当部署としては農村整備課ということになります、が行っております。

次に、調整はどのように、また誰がいつどのように指示を出すのかということでございますが、県との管理委託協定によりまして、管理規程及び操作規程に基づきまして管理を行っているというところでございます。水位調整につきましては、原則として満水位、これ標高が193メートルでございますけど、これを超えないこと。また、かんがい排水機能を有しているため、最低の水位、これが標高186.5を下回らないよう定められておりまして、通常時においては担当部署で水位を監視し、調整を行い、豪雨時には気象庁から発表される降雨予測などを参考に、災害対策本部と連携しながら調整を行っているということでございます。したがって、通常雨が降らないときでございますけど、その場合は先ほど言った193と186.5の間で調整をしているということでございます。

豪雨を予測してダムの水量を調整できないのかということでございますけれども、久賀ダムの水量調整は気象庁などから発表される最大雨量を参考にいたしまして、降雨量を想定し、管理操作規程に沿って事前の水位調整も行いながら対応しておるというところでございます。リアルタイムで更新されます実際の降雨量の解析や降雨量予測による操作が必要でございますので、過去の気象データや経験の蓄積により適切な操作をしまいるよう努めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

市民が安心して生活ができますように、ひとつよろしくお願い申し上げまして、次の項目に行きたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、4項目めに進んでください。

5番（中山 忠明君）

美作インター近くにある道の駅建設は現在どこまで進んでおられるのかという質問でございますが、1番目、市民の利用度と建設の期待が大である跡地利用。これはもうもう工房跡という言葉が使わんほうがいいと思うんで道の駅の建設という言葉にかえさせていただきますが、美作市の玄関口でありますこの跡地の開発利用をいつごろから工事にかかれるのか。また、現在どのように進んでいるのかということと、2番目、

西日本道路公団とは高速の乗車口というんですか、現在マルナカ側にある乗り入れ口を道の駅側に移すという話はいろいろと聞き及んでおりますが、具体的にはどこのあたりまで進んでいるのでしょうか。この2点です。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

失礼いたします。美作インターの南側に市が土地開発公社で購入しております土地の件でございます。

現在、建設部において有効な利活用について調査研究をしておるところでございます。1月に、この1月ですが、国、県とも相談、協議をいたしまして徐々にではありますが実現可能性のある活用方法が見えてきているという状況でございます。内容につきましては、12月議会で市長が答弁いたしましたように、観光客のゲートウェイ機能としてレンタカーなどの二次交通の確保、ETCのバージョン2を利用した先進的なパーキング機能や、それに連携したEV充電施設など、何かしら先進的で味のある施設整備を行いたいというふうに考えております。整備及び管理方法につきましては、引き続き調査してまいります。また、当該土地にある水路や外周を通る農道などの移設、改廃などの処理を含め、もう少し具体的な整備内容が見えた時点で設計業務を行い、なるべく早くハード事業に着手したいというふうに考えております。事業実施の際の財源確保については解体費を含め、先行取得した土地代についても対象となる事業選定をする必要がございます。これから詰めていく事業内容と照らし、活用する財源についても検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、NEXCO西日本とどこまで話が進んでいるのかということでございます。

現在、マルナカ側にあるバス停留所を施設跡地側に、南側ですね、に移設することについては、以前にNEXCOと協議をしております。その時点では、NEXCO側に移設の必要性がないため、移設費用は美作市で負担し、移設完了後にバス停の建設及びそれに要した土地をNEXCO側に寄附することで回答を受けております。しかしながら、現在の駐車場利用状況や利用の将来像等、具体的な内容調整が必要でございますので、周辺農道の形状や移設に係る費用を調査した上で、再度早急に協議を進めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、2回目です。

5番（中山 忠明君）

この跡地利用、皆さんの、市民の期待が大きいだけ、しっかりとした計画を立てていただき、粛々と進めていただきたいと思いますという次第でございます。

次の5項目め。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ、進んでください、5項目めです。

5番（中山 忠明君）

大原クアガーデン跡地に幼稚園の建設についてということでございます。

もう既に、船はもう出たような感じでございます。しかし、もう決まったことをとやかく言うつもりも何にもございませんが、今後のために私が議員として知っておかなければいけない点を2問用意しておりますので、まず1点目、クアガーデン跡地の幼稚園建設が決まった経緯、2点目、学園、ここの学園とは中学校、小学校、その他、幼稚園を含めて、に近くにあったほうがよいのではないかという意見がございます

し、私もそう思っておりますので執行部のお考えをお聞かせください。これは問題を分けたほうがええのかな。まず、1番目は教育長にお聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。大原保育園が現在のそのクアガーデン跡地に決まった経緯ということでございます。そしてまた、近くにあったほうがよいのではということの2点かと思えます。

12月の議会等でも議案質疑等で御説明もしたかと思いますが、大原保育園の建てかえにつきましては、現在の園舎が大原断層の上に位置していることから安全・安心を確保するため急務となっております。このため、平成24年ごろから大原小学校周辺において建設の適地を模索しておりましたが、さまざまな問題があり、なかなか用地の提供を得ることができなかつたと。そうしたところ、クアガーデン武蔵の里が平成28年9月に休館となり、平成30年4月には廃止となりました。この場所は市有地であるとともに、保育園の統合の場所としても大原保育園、大吉保育園のほぼ中間に位置し、この場所で新園舎建設について保護者からの要望もあることから適地と考えております。なお、先ほど市長が公明党市議団を代表しての御質問にお答えしたとおり、12月の市議会定例会において設計監理業務委託の債務負担行為を御承認いただいておりますので、今後は粛々と進めてまいりたい。その際、保護者や地域の方の御意見も参考にして、早期建設に向け進めてまいりたいと考えております。

なお、学校近くにあったほうがよいのではということでございますが、御承知のとおり、大原、大吉保育園両園ともにクアガーデンの跡地に移したほうが距離は近くになりますので、御承知おきくださいませ。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

距離のことがはかったわけではないんですけど、どう見てもあの川を渡るんと川の手前、もちろん東から来られる人は川を渡らなくてはならないんですけど、そこら辺のどこに私も疑問を持っておったところがございますが、保護者の方に何人か聞きますと、全然そういう話はなかったと。今度聞くときは、会った人に、いいという人に会うてみたいと思うたりもするんですけど。どちらにしても決まった以上、とやかく言うつもりもございませんが、今後の参考にいたしたいと思ひましてお聞きしたまでのことでございますので、余り距離にこだわらんように、教育長も。どっちが近いんならというたら、どっちが近いんかはかってみんやいけんようなことになるんで。おおむねざっとそこら辺の流れになったということは、これはしょうがないんかなと思ひながら、何となしに消化不良も残っておりますので、建てるよ決まった以上はしっかりとしたものを建てていただきたいと思ひます。

平成30年度3月議会、私の一般質問はこれで終わらせていただきたいと思ひますが、新しい時代に向けて、しっかりとした議場での議論をまた構築していき、一つ一つ美作市民の安全と安心と、そして生命、財産が守れるようなしっかりとした議会にしていきたいと思ひますので、これで一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号5番中山忠明議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後 1 時 47 分 休憩

午後 1 時 59 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番 2 番、議席番号 16 番日笠一成議員の発言を許可いたします。

16 番（日笠 一成君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので一般質問を始めさせていただきます。

今回は 1 番に高齢者、体が不自由な人の外出時の支援について、2 項目め、市庁舎について、3 項目め、作東中央公民館の有効活用についてでございます。

それでは、項目 1、高齢者、体が不自由な人の外出時の支援について。

質問の要旨は、自力のみでは外出時に支障のある人の支援について、自力ではタクシーを乗降できる人には新たな財源の確保を図りながら、その上で割引の支援が得られる制度設計をしていただきました。かなり高齢に伴う、あるいは他の要因で体が不自由なため、自力では普通のタクシー、その他乗り合い自動車には乗降できない人の外出時の支援対策の制度設計が必要と思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

それでは、自力のみでは外出時に支障のある人の支援についてでございますが、市民部では今年度から高齢者や障がい者等の交通弱者の方が市内のタクシーを利用する場合に、その利用料金の 2 分の 1、上限 3,000 円を助成する事業を実施しております。2 月 5 日現在で 1,157 人の登録をいただき、多くの方に御利用をいただいております。利用者からの御意見では、非常に便利で有効に利用しているとの御意見をいただいております。また、この制度は高齢者や障がい者等にとっては外出するには非常に有効な交通手段であることから、ぜひとも継続してほしいとの意見をいただいております。この事業では、一人で外出ができない方には車両にストレッチャーや車椅子対応の車両を所有する福祉タクシー事業者なども認定事業者として登録されており、利用される方の状況により使い分けされております。来年度も引き続きこの制度を継続する予定としておりますので、多くの方の御利用をお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。高齢や他の要因で体の不自由な方の移動の支援ということでございますが、保健福祉部のほうからの御回答をさせていただきたいと思っております。

高齢者の移動支援ということで、そのサポートをする制度ということで介護タクシーと福祉タクシーというものがございます。まず、介護タクシーですが、介護タクシーでは訪問介護サービスとして介護保険が適用され、外出の際の着がえや乗降の手伝い、目的地での移動介助もサービスの一環となるということでございます。ただし、介護保険の適用範囲以外、これはまさにタクシーに乗ってる間の移動の区間のことですが、この区間については実費が必要ですよということでございます。また、利用できる方は介護度が 1 以上、それから介護保険の適用を受けるのにケアプランに介護タクシーの利用が含まれていることなど、利用

目的が病院への通院、市役所等公共機関及び金融機関の手続、こういったものに限定されるということになります。それから、一方福祉タクシーですが、この方は身体障害者手帳の交付を受けている方、要支援認定者、また単独では公共交通機関を利用することが困難な方も利用ができて、買い物や外食、観光などにも利用が可能であり、現在市内では8つの事業所が福祉タクシーのサービスを行っておられます。なお、タクシーの料金の半額助成につきましては、福祉タクシーは全額が対象で、介護タクシーにつきましては介護保険の適用外、いわゆる移動区間の移動距離に応じた料金、福祉タクシーにつきましても同じです。移動の区間の料金がタクシー補助の半額助成の対象になるということになります。

以上のように、介護タクシーや福祉タクシー、特に福祉タクシーは高齢者の移動のサポートとして有効な制度と思われませんが、両者ともあらかじめの予約が必要で、今すぐに利用したい状況というときには間に合いません。また、幾ら不便な地域にお住まいでも、元気である方は利用ができないということになります。事業者側から見ますと、体の不自由な方が対象なのでリスクが高くなったり効率が悪くて採算が合わない、普通タクシーとの共存といった問題もあるようです。高齢や他の要因で体が不自由なため、自力では普通のタクシー、その他乗り合い自動車には乗車できない人の外出時の支援の制度設計ということですが、この確立はなかなか容易ではありませんが、現在試行中のタクシー料金の半額助成制度や、31年度から英田地域で民間業者により運行予定の予約型乗り合いタクシーなどの状況も踏まえながら、深い検討が今後必要かというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

自前での移動手段を持たない人で、自宅等にひきこもりがちな生活をしている人は社交等の機会が乏しくなり、医療、保健、精神上もよくないと思います。用務のため、気晴らしのための外出はストレスの解消に、生活の質の向上に役立ち、相乗効果で健康寿命延伸にも役立つと思います。現在、試行中のタクシー給付金の半額補助金制度では、補助金対象金額は上限6,000円で補助金は3,000円です。これでは遠距離乗車者には恩恵が少ないと思いますので、上限を緩和する必要があると思います。財源につきましては、里山公園の交付税増額分を活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

日笠議員からの再質問ですが、質問でおっしゃるところは全くそのとおりだと思っております。現代における障がい者政策、高齢の障がいかどうかは別として、障がいがある方の施策の基本が社会参加を、自力と、それから社会的な支援をあわせたもので行うというのである。その社会参加ってというのは、今もお尋ねがあったとこに関連しますけれども、例えばその介護タクシーであれば、病院とか介護の先には行けるんだけれども、お祭りに行きたいとか、花火あそこで夏やってると、そこへ参加したいというようなことについて行けるものではないけれども、あるいは子どもの運動会、孫か、の運動会があつてというようなことにはなかなかならないんですね。しかし、それはとても大切な人間としての社会参加活動であることは、これは議員のおっしゃるとおりだと思ってるんです。私どもとしては、先ほど山本議員の代表質問にお答えをしましたように、里山公園の面積を今は三百何十ヘクタールですけども、500ヘクタールというようなことで目指しておりますが、それは我々もちろん公園自体が有益であるということもあるんですが、一方でお尋ねのあるような市独自の福祉対策を拡充したいがためにこれを狙ってるということでもありますので、ぜひとも

実現をしていきたいと私は前々から思っておるところであります。現状、次の年の予算にはまだ入れ組むことができていないのは残念なことでありますけれども、なるべく早い時期に今よりも利便性の増した制度改革ができるようにさまざまな努力をしてみたいと思いますので、御支援を賜りますようお願いをいたします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

現状を担当部長にお聞きしようとした政策ですから、市長の答弁は求めていこうと思いましたが、市長の答弁を、お答えをいただきましたので、現状の部長の説明は省略をさせていただきます。

それで市長にお願いするのは、補正でもいい、生活は日々やってるわけですから、来年度予算でいえば365日待たなければなりませんので、年度中途でも対応していただきますようお願いをして、この質問は終わります。答弁はいただきたいんですが、よろしい。市長の気持ちに任せます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに進んでください。

16番（日笠 一成君）

それでは、項目2は市庁舎について、質問の要旨は市庁舎の整備計画についてでございます。

山陽新聞平成31年1月11日掲載で、市庁舎の整備計画について庁舎の移設、新築等については市民アンケートの結果を尊重し、あわせて議会の判断が固まるのを待ちたいと新春市長インタビューで述べておられます。その真意と、改めて移設、新築計画のプロセスをお知らせください。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。市庁舎の整備につきましては、昨年12月議会で日笠議員より御質問をいただき、また議員発議により位置については利便性が高く、経済、商業の中心地を念頭に検討を行うこと、そして規模等については人口ビジョン等を参考に適正なものとするともに情報化の進展等を踏まえたものとなるよう検討し、議会に報告することの決議がなされております。今後は、この決議を初め、市民アンケートの結果、そして美作市庁舎整備検討市民委員会からの建議書に沿える建設候補地を議会の皆様とともに検討をしてみたいというふうに考えておりますので御指導、そして御提案等も賜りますよう、よろしくお願いたします。また、延長になったと申しましても、合併特例債の発行期限は平成36年度末まででございます。そのことを踏まえ、適切なスケジュール管理を行いながら、計画的な事業の実施ということに努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

本庁舎の改築、新築移転についての判断材料、課題、手順はおおむね部長が述べられたとおりでございます。しかし、今回私が質問しているのは新春市長インタビューで概略的なように述べられておられますが、その真意についてのことです。そのことは市民アンケートの結果を尊重したい、場所は市議会が整理してくれ、利便性と安全性を兼ね備えた経済、商業の中心地がよいと言っている議会の判断が固まるのを待ちたいとのこと、その真意についてお尋ねします。議決を伴う案件は、ほとんど執行部、市長から議会に提案され

ます。しかし、今回はまずは議会側で意見、意向の集約をしてください、議会の判断を尊重すると、どちらかという機運が醸成するのを待っておられる受動態と感じますので、能動態でアイデアを提示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

午前中の山本議員の答弁でも同じような論点がありましたように、場所決めについてはやはり議会の権限のほうが強くなっております。ただ一方で、どれぐらいの合築というか併築というか、そういうこともあわせて考えるときに、どれぐらいのものが要るのであるのかとか、あるいはどんな機能を、情報化ということがありましたけども、考えているのかとか。防災上の問題っていうのはどんなぐあいなんだというふうなことを含めて、議会の最終的な、あるいは最終的一步手前ぐらいの、このあたりだっというような判断に、参考になるような当局としての考え方は、これは提示をしなきゃいけないっていうことは、先ほどの12月議会における議会の御指導というか、決議の中での表現にもあらわれています。私どもとしましては、今議会の議論を経た上で、きょうのこの議論も参考になってるんですが、今申しました場所の概略が議会において御判断できる強い参考となるような機能的な意味合い、機能的な諸条件、あるいは場所が地番ではなくて持つておいてほしい諸条件などについて整理をして、恐らく全協をお願いすることになると思いますけれども、次の定例会より前にそういった諸条件についてお話を、お願いを申し上げることになるだろうというふうにご考えておりますので、いましばらくその動きをお待ちいただきたいというふうにご思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

市民の皆様の意向を尊重して、合併特例債を活用できる期間内に整備する方向で、そのためには執行部から案を提示していただき、議会側から提案するなどの方法をもって、いずれにしても慎重審議の上、スピード感を持って取り組む必要があると申し上げて、この項目の質問は終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて3項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

3項目めは、作東中央公民館の有効活用について、質問の要旨は作東中央公民館建てかえ計画についてです。

当施設は社会教育の拠点であり、自主的な社会活動の場所でもあります。多くの方が利活用されておられます。現在の位置付近は紡績工場跡地であり、小学校は移設しましたが、中学校、診療所、老健施設が存在している、そのような地域の中心的な場所です。当地域は、私の記憶では昭和38年災害、昭和46年災害、平成10年災害、平成21年災害で大きな災害を被災されました。当地域は残念ながら低地のため、連日の大雨時には甚大な被害を受けられました。今後、異常気象による大雨洪水の多発を予測されておりますので、水害対策が急務の状況です。当地域の水害、土砂災害の指定緊急避難場所としてのこの作東公民館が指定されておりますが、この建物は昭和48年完成で45年経過し、老朽化しているため避難所としては心もとなく思います。社会教育の拠点にふさわしい施設に建てかえる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

作東公民館の建てかえにつきまして御答弁させていただきます。

作東公民館は、議員御指摘のように建築から45年を経過した公民館としては市内で一番古い建物となっております。作東地域の文化活動やコミュニティ活動の拠点として多くの皆さんが活用されておりますが、老朽化が進み、これからは修繕費用もかさむのではないかと考えております。公民館につきましては、先ほどの代表質問にも市長がお答えしたとおり、今後再編整備を進める必要があると考え、再編計画を作成し、パブリックコメントで市民の皆様から御意見をいただき、地域の自治振興協議会などで説明をしているところでございます。こうした中、作東公民館につきまして、現在改築に向けた協議を地域の皆さんの御意見を伺いながら進めております。作東地域の皆さんが利用しやすく、そして安全で、地域交流、学びの拠点となるように、また避難所としての機能も考えながら施設を整備したいと考えておりますので、地元の議員である日笠議員の御協力も賜りながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

当施設は市内では一番古い建物とのこと、そして老朽化が進み、これからは修繕費用がかさむのではないかと考えている、そうした状況から安全で地域交流、学びの拠点となるような施設を整備したいと考えているとのことです。当エリアの利活用については、現在ランドデザインが描かれていることは漏れ聞きしております。その構想の中に当施設を組み込み、改修への緊急度が高いこの施設を先行して整備する必要があると思いますが、いかがですか。予算の調製、編成権のある市長にお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私どもとしましては、教育長は公民館のことを話をしましたけれども、地元の方の御意見を伺いますと、支所の移転の問題、それから商工会の場所をどうするかという問題、さらにあえていうと消防の活動拠点っていうようなことについての議論もあります。私どもとしましては、公民館の機能は公民館の機能としてきちっとやることにしたいと思ってるんですが、今後も恐らく江見地域の中心地、そして作東地域の中心地はあのあたりであることは、これは間違いないわけでありますので、ある種その公民館プラスアルファの総合性を念頭に置いて面的整備を進めていく。その際には、商工会を合築するのであれば、商工会の持っている今のところを公園なのか駐車場なのかは別として、利便性の高いものにしていくために面的に一体として捉えていく必要があるだろうというふうに思っております。

資金の問題についてはいろんな議論がありますけれども、ある程度の想定は当然した中で財政の見通しを組んでる案件でもございまして、あとは市民の方々の御意向をできるだけその予算の範囲内でたくさん取り込んでいくということがよかろうかなというふうに私は思っております。ただ、防災との関係については若干の議論がありまして、議会でも出ておりますけれども、21災のときの状況に耐え得るものにしなきゃいけない。少なくとも、重要機器については1階部分から外しておくことが、どういうふうにできるのかといったような論点についても当然議論をしておかなければいけないし。昨年の7月豪雨のときには江見地域の方々が自主的に公民館の2階以上に避難をされたという話もありますが、そういった避難形態でいかどうかについても今後地元の方との協議も進めていかなければならないだろうというふうに考えているところで

あります。そういう意味では、お尋ねのとおり、教育委員会だけの話ではなくて、市全体としてこの問題に取り組んでいく、そういう考えでやっていきますが、老朽化の程度もありますんで早い分に片づけようとは思っておりますので、これをどうぞよろしく御支援をお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

建てかえの必要性は認識していただいているとのことですが、そこに向けては補助金や起債等の事業費の財源確保の問題、いろいろな複合施設の関連性の問題等、整理をしなければならないということは認識できますが、重複しますが、先ほど申し上げたように教育、文化、社会教育の拠点施設でありますので、1項目でもお願いしたように補正予算でも対応できるぐらいのスピード感を持って対応していただきますようお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番2番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番3番、議席番号8番安藤功議員の発言を許可いたします。

8番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、平成31年3月定例議会の一般質問をさせていただきます。8番安藤でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今回4項目の質問を通告させていただいておりますけれども、市長の所信表明、また山本雅彦議員の代表質問等々で質問している中の一部につきましては御答弁をいただいた部分もございますけれども、重複しますが、一般質問ということであえてさせていただきますけれども、よろしくお願ひいたします。

また、きょうの代表質問の山本議員からも言われておりましたけど、本当に時間のたつのがすごく早く感じまして、よわいを重ねていくごとに時のたつのが早く感じるんだろうなと小さいころには思ってたんですけど、子どもに聞くと、子どももすごく時間がたつのが早く感じるそうです。ですから、年のせいばかりじゃないんだなっていうふうに思いました。やはり時代が本当に流れが早くて、例えば携帯電話ができて、スマートフォンになって、AIという人工知能ができて、今の5Gというようなことが専ら言われておりますけど、本当に社会全体の流れっていうのがすごく早いので、日がたつのが本当に早く感じるきょうこのごろでございます。それで、東京オリンピックにしましても東京へ決まったときにはまだまだ先だなっていうふうな気がしておりましたけど、もう来年なんですよ、早いです。本当にもう来年ということで、この東京オリンピックに関しても美作市民が一体となって、幼い子どもから高齢者の方までが一緒になってわくわくどきどき浮き浮きできるような、何かしらの活動とか行事とか事業を市長におかれましてはお考えではないのかなというふうには推察するんですけど、ぜひとも何かしらの御答弁がどこかでいただけたらなと。

先般テレビを見ておりましたら、小学校のときに聖火ランナーをしたんだという方がいらっしゃいました。その方はもうかなりお年を召してますけど、本当に一生の思い出があったんだと。前回の東京オリンピックが日本がぐっと右肩上がり成長していった時代と重なって、自分がそのような立場で参加できたことが一生の宝物だというような話もされておりました。東京オリンピックも来年になっておりますので、ぜひとも何かしらの事業を行っていただけたらなというふうに期待をして冒頭のお話になりましたけど。

その時間が早いというような話なんですけど、余談ですけど、先般の大学の偉い先生が、例えば寿命が1年、2年の小動物もいます。犬とか猫は10年前後でしょう。人が80年から90年としますと、その一生の感じ

方、人間なり動物なりが一生の時間の長さの感じ方ってほとんど同じだそうです。それはなぜかという、先生が言われるのは心拍数なんだそうですね。その一生の間に心臓何回打つかでその長さっていうのが決定づけられてるんだよというようなお話をされてました。僕は全然詳しくもないのでよくわからないんですけど、そういった感じ方っていうのがあるんだそうなので、きょうの昼休みの時間もうちの犬がかわいいんだっていうようなお話をされてた方もいらっしゃると思いますので、どうぞ犬の一生をとともに大事に生活を暮らしていただけたらなというふうに思いました。

それでは、1項目めからでございます。子育て、若者支援についてということで、以下4項目になりますけれども、先般、私6人目の孫が誕生いたしまして、実はまだ義務教育の子どもの世話もしております、子育て中でもありますし、また介護認定を受けた母親もいます。いろいろな年代、いろんな立場の方々の一代表として質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、今のインターネットのほうで、インターネットだけじゃないんですけど、ある方の手記というほど長くはないんですけど、ちょっと読んでみますので。「子育てを終えた今、町で幼子を見ると涙が出ます」という表題でございます。この方は、「2人の息子は今春大学生と社会人になります。あつという間に18年間の子育てが終わった気がします。息子たちはそれなりに成長しました。子育ての責任を果たし、ほっとしたのも事実。しかし、振り返ってみると、どうしても若い母であった私は育児にちゃんと向き合えなかったと思えるのです。何というか、息子たちがゼロから4歳のころの母として花全開だった時期に育児が息苦しくて、いかにして息子たちと離れるか、そればかり考えていたのです。まわりつく手を振りほどき、昼寝させよう、黙らせようとすごいきんまくで怒り、テレビが見られない、お茶がゆっくり飲めないと当たり散らす毎日でした。せっかく遊んでという息子を無視して、テレビを見ていたこともありました。何ということをしたのでしょうか。今になって、別にテレビもお茶も要りません。あの日々を大切にすればよかった。ただ、そう思って泣けてくるのです。二度と帰ってこない幼児期だったのに、息子たちは県外に出て夫婦2人の生活になります。もう息子たちと暮らし、じゃれ合うこともないのですね。町で子どもを連れてくるお母さんを見ると涙が出ます」というような文章なんですけれども、このことにすごく共感を持たれてすごい評判というか、いろんな話題となつとる文章でございますので。まず、子育て若者支援についての質問でございます。

それぞれの年代や各段階における美作市の支援策についてということでお尋ねをさせていただきます。

美作市には子育て若者支援プランがあり、「笑顔の子ども 見守るおとな 輝くみまさか」とのキャッチフレーズでさまざまな支援を図れていると承知をいたしておりますが、いま一度ポイントを幾つかに絞ってお尋ねと確認をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、若い世代、これから結婚し、子どもが生まれるまでの段階で美作市の取り組み事業として不妊治療助成と不育治療助成を行っておられます。子どもを授かりたくても、本人たちの意に反してなかなか実を結ばない方たちも多いと聞きます。これらの事業の概要と、現在までの状況、成果等をお尋ねいたします。

また、電子親子手帳サービス、タクシー利用補助事業についても、利用状況、市民の御意見等も聞かれていますのではないかとこのように思いますので、お尋ねをいたしたいというふうに思っています。

そして、めでたく赤ちゃんが誕生されてからの出産祝い金、これは一昨年の一般質問時においても第1子祝い金の増額の検討をするというふうにお聞きしておりましたが、この分に関しては所信表明等でもお聞きしましたのであらかたわかっているんですけども、再度お尋ねをしておきたいというふうに思っています。

それから、産後ヘルパーの派遣、子どもインフルエンザ予防接種費用助成、予防接種費無料についての事業の概要と現在までの状況、成果等をお尋ねいたしたいというふうに思っています。

次に、小学校入学までの病児・病後児保育、またファミリー・サポート・センター、子育て支援センター、就学前教育環境の充実についての事業の概要と現在までの状況、成果等をお尋ねいたします。

さらに、小学生、中学生になってからでございますけれども、乳幼児及び児童医療費給付の事業でございますが、これは市民の皆様方からも年齢の引き上げ要望が非常に多いのですけれども、今中学3年生までだったと思うんですけれども、せめて高校3年まではというようなお話も出ておりますが、そのあたりも含めて御答弁いただきたいというふうに思います。

また、ユニバーサルデザイン教育、放課後子ども教室についての、これも同じく事業の概要と現在までの状況、成果等をお尋ねいたしたいというふうに思います。

最後に、子どもさんたちの成長や発達が心配になったときに頼れる発達支援事業めばえでございます。また、発達支援センター、にこにこ教室、幼児ことばの教室についての事業の概要と現在までの状況、成果等を重ねてお尋ねしたいと思います。

多岐にわたっての質問となりますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。1回目です。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、こちら半分ぐらいの話をお話ししますが、まず御質問ありがとうございます。総括的に答弁をいたしますと、今それぞれお尋ねになった各項目、かなりいい成果が出ているということだと思っております。

まず、お尋ねにならなかったところでもありますけれども、余りいい成果が出てないのは結婚を奨励するというか、出会いの場を設ける事業も若干助成もしてるんですが、これがなかなか今のところいい成果がなく、ことしは佐用町と組んで、佐用は何か、佐用の中だけでは手詰まり感があるんで美作とぜひやりたいと言っておられますので、そういう事業をさせていただこうと思っております。

次に、不妊及び不育、不妊は御案内のとおりでございますけど、不育っていうのは妊娠はしたんだけど、なかなか生まれるまでに育たないっていうそういう意味でございますけれども、これに対して助成をしています。それで、まず不妊につきましては年間10万円を限度にしてやってるんですが、開始されたのが平成20年度ということで、随分先見の事業だと思いますけども、29年度までに87の方が申請されて、それが58人の赤ちゃんの出生につながってるということですから、これはかなりのいい成果が上がってるというふうに見るべきだと思います。それから、不育治療につきましては年間30万円を限度としておるんですが、これは28年度から開始したわけですが、2件の申請があっても無事出産に結びついたということであって、これも本当にいい成果が上がってます。それから、妊婦さんに対するタクシー利用については基本的には1人登録があるというのが実態でございます。

次に、電子親子手帳サービスにつきましては、市が配信する子育てアプリに登録をしていただければ使えるんですが、2月末現在で、これも結構いるんです、231名の方々に利用いただいております、年々増える傾向にあります。これがまた、他の制度への入り口にもなってるわけでありまして、このアプリを用いて市からのいろんな情報提供で妊娠、出産、子育てに関するサービスがありますが、それが利用されていくということであると思います。

次に、産後のヘルパー派遣事業ということですが、家事、育児のサポートなどを行う。などの中にも重要なポイントがあって、やっぱり心のケアみたいなのもつながっていくので非常に意味がある制度なんです、1回500円、生保家庭は無料であるんですが、この程度の負担で15回まで利用できる。多胎児の場合に

は、つまり双子以上ですけれども、30回まで利用できていて、実績は今年度6月、昨年6月から開始をしており、2名の方々が延べ13回の利用をされておられます。これは出発したばかりでありますけど、今後こういうサービスがあることを念頭に置いて、利用が拡大していくことを期待し、また想定をいたしているところでもあります。

インフルエンザの予防接種につきましては、今年度から新たに開始をしました。1歳から18歳、それで1回当たり1,000円の費用助成を行うものでございますけれども、1月末までで1,725件の補助が実行されたというふうになっております。それから、なお予防接種の無料化ということでございますけども、予防接種法において受けるように努めなきゃならないとされている13種、いろいろあるんですが、この予防接種については全て無料で実施をされております。

次に、病児・病後児保育につきましても、これ奈義町の件を参考にしながら開設をして生後6カ月から小学校6年生までの子どもたちを対象にしてございますけれども、28年度から開始して、現在大原と、そして美作の2施設で受け入れございまして、だんだんこれは浸透してきました。平成28年度は延べ20名、平成29年度は延べ42名、そして今年度は12月末というところで切って見た限りでいうと既に年間数を超えて54名、昨年度が年間通じて42名だったのに対して、3カ月残して54名ということで、大分浸透してきたんだろうと思うんです。流行性感冒などの蔓延の度合いからいうと、そう大差ないわけですから、これは理解が進んだということだと思います。

ファミリー・サポート・センター事業、これにつきましては預かってほしい人と預かることができる人に会員登録をいただいて、センターが相互の連絡調整をして、お互いに預け合うことなんですけど、29年度の実績が延べ502件ということでございまして、これも随分浸透してきました。主な内容は、保育施設までの送迎が最も多いということになっております。

次に、療育を通じて日常生活における基本的な生活習慣の習得というようなことで、集団生活への適応を〔聴取不能〕民間の児童発達支援の事業所が開設されておまして、現在市内に2カ所があって、本年度は12月の利用実績ではサービス受給者数が107人、それからそのうち市内の児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業で55人と。これも都市規模からいうとそれなりのというか、非常にいい成果が上がっているというふう聞いております。内容についても、かなりいいものが伝わってきております。

次に、発達支援センターにつきましては、主に中学生までのお子さんを対象にしてさまざまな御相談に対応をございまして、これも開設以来、本当に多くの相談を受けております。今年度、これは1月末までの数字ですけれども、個別相談件数で延べ146件、本当にこれはやってよかったことをしみじみ今痛感をしております。また、臨床心理士による心理検査、あるいは保育園、幼稚園、小学校等でお子さんの共通理解や支援方法を検討するためのケース会議、そして幼・保に対する巡回指導というものも年々盛んになっていまして、つまり市内全体のいろんなところにこの発達支援の動きが伝わっているというふうに思っております。そして、午前中の答弁で申し上げましたけど、土曜日に行われた発達支援の勉強会、これはすごかった、本当にびっくりするぐらい。申し込んだら、予約しようと思ったら、もういっぱいですからこらえてくださいっちゃん話もありましたけれども、当日それを知らずに来た方もおられて、立ち見でいいですか、資料がなくてもいいですかなんちゃんことで、後ろのほうで聞いておられた方もおられたんで、なかなかの盛況であったし、来られた先生も、これはすごく進展しましたねと人数を見ておっしゃっておられた。この辺は行っておられた方もおられるんで、そのとおりだったですね、これ。本当に浸透してきたということ、大きな成果につながってきていると思います。

にこにこ教室ですが、発達センター業務の一環なんですけども、親子で参加していただいて、それぞれの

子どもさんたちと親子の関係を全体で見ながらともに学んでいくということで、今年度は37回実施して、1月末現在で79組の親子の方々に御参加をいただいて、これもいい成果につながっていると思います。

最後に、子どもたちとオリンピックの問題ですが、これにつきましては当市においても全国と同様、並行して、福島発でございますけども、1カ月後ぐらいかな、聖火リレーを行います、私どもとしては区間は短いんですけども、なるべく多くの子どもたちに参加してほしいと思ってるんです。別に聖火を持って100メートル走る必要はない。聖火を持って2メートルでも隣のどこまで持ってって、それで例えば100人の子どもたちが、自分は小学校、幼稚園、保育園のときに聖火を持って渡したんだと。聖火を持って写真をお母さんが撮ってるんだと。それは多分その子の将来にとって大きな励みになってくると思うんです。だから、なるべくたくさんの子どもたちに参加してもらえるように、国や県がそんなことをしたらおかしいと言うかもしれませんが、それはすばいといいと私は思います。ぜひ、多くの方々に、子どもたちに参加をしてもらって、みんなでわいわいオリンピックを体験し祝う。そういう美作市のイベントにして、これをもって子どもたちの成長にも寄与したいというふうに考えておりますので、もし該当のお子さんがおられましたら、もしおられましたら御参加に積極的にご対応願います。終わります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

それでは、それぞれの年代や各段階における美作市の支援策についてでございますが、市民部では高齢者や障がい者等は一定条件満たした利用者証の交付を受け、市内の登録事業者のタクシーを利用した場合、その利用料金の2分の1の上限で3,000円を助成する事業を実施しております。登録者の状況でございますが……

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

要りませんか。始めたんで行きます。

〔8番安藤功君「お聞きしてますよ」と呼ぶ〕

11月末日1,091人、12月末が1,125人、2月5日現在で1,157人の登録をいただいております。

次に、市民課で実施しております出産祝い金事業でございますが、先ほども話が出ましたけれども3万円を5万円にアップしております。

次に、乳幼児及び児童・生徒医療給付事業についてでございますが、美作市では市内に住所を有する、出生の日から義務教育を終了するまでの方に処方された薬や医療機関にかかることで発生する医療費の自己負担について無償としております。この助成対象年齢の引き上げにつきましても子育て世帯から要望の多い事項でございますので、今後実現に向けて引き続き検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

子育て若者支援につきまして、教育委員会が行っている支援策でございますが、美作市子育て若者支援プランにも入れておりますように、子育て支援センターの開設、就学前教育環境の充実、ユニバーサルデザイン教育の実践、放課後子ども教室の開設、幼児ことばの教室の開設など、幼児期から小・中学校にかけてさまざまな施策を実施しているところでございます。

まず、子育て支援センターですが、この事業は幼稚園やこども園、保育園に就園していない親子が気軽に集い、交流や育児相談ができる子育て支援の拠点施設でございます。現在、勝田ひまわり園、江見保育園、

湯郷こども園の3カ所に設置しており、2月末現在で1施設当たり1日平均約25人の親子利用がござい
ます。このことから、潜在的に子育て支援の場を求めている子育て世代が多くあると感じておりまして、今
後においては子育て支援センターが地域の子育てサロンの施設となるよう、設置地域の拡大や子育て支
援策の拡充を図っていききたいというふうに考えております。

次に、就学前教育の環境の充実です。平成28年度から幼稚園やこども園、保育園へ保育支援員を配置し、
今まで園長や保育士が行っていた園内外の環境整備を初め、給食の配食、電話、来客対応などの業務を保育
支援員が担当することによって保育士の負担軽減につながっているものでございます。このことにより、保
育に専念できる環境ができ、保育の質の向上につながるとともに、保育士が保育中に持ち場を離れることも
少なくなり、安心して保育を行うことができる環境に改善されております。

次に、ユニバーサルデザイン教育です。これは年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての児童・生徒を対
象として学習に集中しやすい教室環境や授業づくりを行っており、現在勝田東小学校に引き続きまして、今
は美作中学校で2年間講師を招聘しての研究を進めているところでございます。こうした取り組みによっ
て、ユニバーサルデザイン教育の手法が市内の学校全体に広まっております。

放課後子ども教室でございます。この事業は、地域の方々による子どもの居場所づくりや体験活動、絵本
の読み聞かせ等を通じた読書活動の推進、伝統文化の継承など、さまざまな事業を行っているもので、現在
7つの放課後子ども教室が定期的開催されております。指導者の多くが市民を中心としたボランティアで
あることから、学校と地域の連携強化につながっております。

幼児ことばの教室でございます。この事業は、発音や吃音、いわゆるどもるといふこと、表現、言葉
の理解などに課題がある市内在住の4、5歳児を対象に行っている教室で、開設して2年となります。津山
みのり学園から専門指導員の派遣を受けまして、教育委員会の指導保育士と連携して指導を行っておりま
す。開設以来、23人の幼児が教育相談を受け、うち18人が教室を利用いたしました。昨年は月1回の開催で
したが、今年度より月2回開催したことで、より早い改善が見られ、6から9カ月で半数以上の利用者が卒
業していくなど、成果が上がっています。保護者の皆さんから、「話すことに苦手意識を持っていたが、自
信がついてきた」、「病院に行くほどでもなく、今まで気になっていたが、相談できてよかった」と。「よ
そでは全く成果が見えなかったが、ここでは子どもに変化が見られるし、子育ての悩みも相談でき、気持ち
が軽くなる」などの感想が寄せられております。今後におきましても、子どもたちの笑顔、それを支える家
族の笑顔のため、教育委員会においての子育て支援施策の充実を図ってまいりたいというふうに考えており
ます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ここで10分間休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時07分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

安藤議員、1項目めの2回目からです。

8番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、2回目でございます。

先般、我が家に「広報みまさか」が配布されて、特集ということでアンケート調査の結果報告というのがされておりました。やはり今回の子育て若者支援についてということで質問させていただいてるんですけど、全年代を通して見たときにでも3番手に子育て、教育における経済的な負担の軽減ということが入ってきてるんですね。当該の年代では、やっぱり1位、2位というような状況でございます。それだけ子育て、教育に関する支援を希望している方が多いということは、もう紛れもない事実でございますので、今後とも。多岐にわたる質問で多岐にわたる御答弁をいただいたんですけども、今後ともどうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。その広報紙の中で自由記載の意見ということで、子育て、福祉という欄がありまして、「若い方が住みたくなるような市になってほしい」、「子どもが少なく、この地域でこれから子育てをしていくのが不安である」、「少ないからこそ子どもたちに対しての取り組みにもっと力を入れてほしい」というような30代女性ということで、そういう言葉も紹介されております。ぜひともよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

2回目でございますが、保健福祉部の御答弁というか、市長からの御答弁の中で不妊、不育治療費補助事業は、数字の上からも本当に大きな実績が見受けられると私も感じました。今後も引き続き事業の継続と充実を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。同時に、こういったことを相談する上で若干の抵抗を感じられる方もいらっしゃると思います。そのあたりの周知や、またその弊害となっているものを取り除く取り組みに関しても注力していただきたいというふうに考えるところでございます。

また、電子親子手帳サービスに関してなんですけれども、2月末で231名の御利用があるということなんですけれども、これ全対象者から見たときの割合はどれぐらいに当たるのかなというふうに思いましたので、おわかりでしたら御答弁を願いたいと思います。

それから、出産後のヘルパー派遣事業ということで御答弁をいただきました。そのヘルパーさんというのはどういった方がされてるのかなというふうに思いましたのでお答えをいただきたいと思います。

あと、ファミリー・サポート事業については29年度で502件ということで、想像していたよりもかなり高い数字になっております。それだけ市民の皆様方から喜ばれ、そして頼りにされていると思いますので、こちらのことも今後とも事業の継続と充実を図っていただきたいというふうに思います。

また、何かしらの障がいのある子どもさんや御家族の方々のお力になれるような取り組みの拡充と中身の充実もあわせてよろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、1回目で質問してもよかったんですけども、子育て期間中、特に子育て期間中に起こる、あつてはならない児童虐待についてなんですけれども、本当に耳を覆いたくなる事件が後を絶ちません。皆さんもよく御存じだと思うんですけども、これは教育委員会にも関係してくるとは思いますけれども、家庭、学校、地域、そして行政などが常に連携と情報の共有が不可欠であろうかと思います。虐待を行うその当事者が最大最悪の責任があるのは、これは言うまでもないことではございますが、しかしニュースで見聞きする事件は必ずといっていいほど、その件にかかわる周りの大人にも重大な不手際が見受けられるケースが多々ございます。美作市内では絶対にとうといもの、幼い命が奪われたり、虐待に苦しむ子どもがいてはなりませんけれども、実態としては現状をどのように把握されておられるか、お尋ねをしておきたいと思います。

また、市民部の御答弁で出産祝い金事業、これも本当に大変喜ばれておりまして、第1子の増額も今年度予算に計上されているというふうなことでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。このことで一気にこの地域の少子化が解消されるっていうことは難しいんでしょうけれども、今後も地道な取り組みを継続的にお願いしたいと思います。

また、医療費給付事業の対象年齢引き上げに関しても、前向きに早期実現に向けて御検討いただくようお願いしたいと思います。

また、タクシー利用補助事業に関しましては、日笠議員の御答弁のほうで詳しくありましたので、ここでは割愛をさせていただきたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず、不妊・不育治療について相談する場合に抵抗感がある方もおられることを念頭に、周知をしっかりと行うようにということでございます。実際、対象の方には主治医の先生から補助制度の御紹介をいただくことが多いと思っておりますので、治療医療機関への当市の制度の周知を行い、スムーズな制度利用につながるように努めてまいりたいと考えております。

次に、電子親子手帳サービスの利用率についての御質問ですが、アプリの紹介は妊娠届け出時や乳幼児健診の際に紹介をしておりますので、例えば3歳未満の子どもさんがいらっしゃる御家庭が1月末時点ですが422世帯で、これを分母に考えますと55%ということになります。

次に、産後ヘルパーですが、どういった方に行っていただいているのかということですが、介護保険事業の訪問介護を実施されている市内8事業所と委託契約を締結してヘルパー派遣を行っております。

次に、児童虐待の実態の現状をどのように把握しているかという御質問ですが、市内におきましては何かの支援が必要と思われる児童について、美作市要保護児童対策地域協議会を設置し、教育委員会はもとより児童相談所、保健所、警察、医師会などの各種関係機関との連携を図り、児童虐待の防止、対象児童の適切な保護、支援に努めているところでございます。具体的な対象児童の把握についてですが、一般の方からはもとより、学校、保育所、幼稚園等、児童の所属する機関からの通告、情報提供のほか、児童相談所、警察などからの情報提供を受け、対象児童や保護者への面談、家庭訪問等により現状把握を行っているところです。こうした通告や情報提供をもとに要保護として把握された児童については、所属である学校、保育所、幼稚園等に見守りを依頼し、毎月報告書の作成、提出をしていただき、長期的な現状把握を行っております。

なお、昨年度の相談件数ですが、これは先ほどの要保護児童対策地域協議会で把握してる数字ということになりますが、相談件数が103件、主な相談は小学校、保育所、幼稚園などの児童の所属機関からの相談が多数を占めています。虐待の種別ではネグレクト、育児放棄が53%、身体的虐待が約14%、心理的虐待が約7%、現状では虐待とまでは至っていないが虐待になるおそれのあるハイリスクが約26%という現状でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

それでは、3回目ですね。

今、江見部長のほうから御答弁いただきまして、虐待とも言えないものも含めての御答弁があったんですけど、市内でそんなことがあってはいけないんですけども、美作市内で親御さんから子どもさんを引き離してしかるべき施設といいますか、例えば里親とか、いろんな施設があると思うんですけど、そういうところに預けられているような案件があるのかな、どうなのかなというふうに。非常に答えにくい部分があるか

もしもですが、答えられる範囲でお答えをいただけるようでしたら、美作市の現状、もうちょっと踏み込んで御答弁いただけたらというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

3回目の答弁をさせていただきます。

一般的な対応ということで御答弁をさせていただきたいと思います。児童虐待の通告や相談が入った場合に48時間以内に子どもの安全確認を行い、所属機関、家庭環境あるいは健診の受診の状況等につきまして調査を行います。その中で、子ども自身が保護を求めている場合、保護者が保護を求めている場合は直ちに児童相談所へ連絡をしまして、一時保護について児童相談所のほうで検討をしていただきます。また、確認には至らないものの性的虐待の可能性が濃厚な場合や、保護者からの「このままでは何をするかわからない」であるとか「殺してしまいそう」などの訴えがあるときは緊急対応の依頼を行います。また、乳幼児について生命に危険な行為など、重大な結果になる可能性が高い虐待が繰り返されている場合についても児童相談所に情報提供と支援依頼を行うことになっております。当市においては警察とも連携を図っており、家庭での暴力行為、家出、子どもからの保護希望での一時保護などで施設入所に至るケースがございます。一時保護を行った場合は児童相談所が中心になり、児童観察、検査、家庭や所属機関との調整を図り、会議を重ねて、最終的には安全が確認できるという段階になりましたら、その時点で家庭復帰という手続になるというのが一般的な事例です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、総括です。

8番（安藤 功君）

御答弁いただきました。

気になるというか、新聞の切り抜きなんですけど、「体罰としつけ、虐待の土壌を考えたい」というようなタイトルでございまして、「親による体罰を法律で禁止すべきか。千葉県野田市の小学生のお子さんが死亡した事件を受けて、国が児童虐待防止法などの関連法改正の検討を進めている。子どもを懲らしめる懲戒権規定を民法から削除するよう求める声も出ている。東京都は既に全国で初めて体罰禁止を盛り込んだ条例案を都議会に提出した。議論を深め、社会の意識を変える契機としたい。この事件で逮捕された父親は、冷水シャワーをかけ続けたことをしつけのつもりだったと供述しており、東京都目黒区で昨年起きた5歳女児虐待死を含め、過去の事件で逮捕された多くの保護者からも同じような言葉が聞かれた。民法は子の利益のためとの前提つきで親が看護や教育など、必要な範囲で子を戒めることができるものと定めている。この懲戒権がしつけと称する体罰の口実に使われてきた。虐待事件の大半は体罰がエスカレートしたものと見られる。たたくのもしつけという考えは根強く、昨年発表した調査では日本人の大人の6割近くがしつけに伴う体罰を容認していた。こうした社会の風潮と体罰容認の余地を残す懲戒権は深くかかわっている。そこに虐待を生む土壌があるなら、法規程のあり方も見直す必要がある。日本で虐待が高い頻度で報告されていることを懸念して、国連の子ども権利委員会は今年、対策強化を政府に勧告した。こうした中、体罰禁止の法改正の動きが与党内で加速していると。ただ、課題もある。親による体罰を禁止すれば、子どもへのあらゆる有形力の行使が法律違反だと解釈されかねない。教育現場では学校教育法で禁止し、殴る、蹴るのほか、室内の閉じ込めなど、体罰行為を通知で定めるが、保護者にとっては悩ましい。必要なしつけすらできなくなってしまふのではとの困惑の声も聞こえてくる。それでも、体罰を法律で禁止している国は54カ国に上

る。大半の国は、具体的な行為を定めていない。体罰に頼らないしつけに努めることや暴力根絶の理念を掲げるだけでも一定の歯どめになるのではないか。虐待防止へ国が強い姿勢を示すという意義は大きいだろう。体罰は子どもの心身の成長に悪影響を及ぼす。何より大切なのは、たたかず、どならない子育てができるよう保護者への支援を強めることだ。こうした暴力の背景には、経済的な困窮や夫婦関係の悪化、地域での孤立といった要因がある。児童相談所は体制充実とあわせ、関係機関と連携して現場対応を着実に強化してほしい。暴力で子どもを従わせる行為はしつけではなく支配だ。さまざまな理由で子どもを懲らしめたくなくても、一度立ちどまって考えるべきではないか。社会全体にその認識を広げていきたい」というふうな記事が載っておりました。私たちがこのことについて、本当に人ごとではなくて、真剣に考えなければならぬ重要な課題だというふうに思います。そのような状況に陥らないためにも行政として、また一個人として子育て支援にもますます力を入れてほしいというふうに願ひまして、この項の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続けて、2項目めに進んでください。

8番（安藤 功君）

介護予防についてということで、介護予防に関してのフレイルについてということで通告をさせていただいております。

介護予防、要支援、要介護、老老介護などの単語を見聞きし出してから久しく、現在日本の大きな社会問題としての情勢をあらわす単語として日々取り上げられておるところでございます。近年、高齢者は健康な状態から要介護状態になるまでにフレイルという中間的な段階を経ていると考えられるようになっております。フレイルの状態や兆候を知っておくことで、その後の身体的、精神心理的、社会的に不健康になることを予測し、予防しやすくなるということでございます。

まず、フレイルとは、加齢に伴い、筋力が衰え、疲れやすくなり、家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指しているということです。脳疾患などの疾病や転倒などの事故により健康な状態から突然要介護状態に移行することもございますが、高齢者の多くの場合、フレイルの時期を経て、徐々に要介護状態に陥ると考えられているようでございます。フレイルは身体的問題のみならず、認知機能障がいや鬱などの精神心理的問題、独居や経済的困窮などの社会問題が含まれる大きな多面的な概念だそうでございます。身体的要素、精神心理的要素、社会的要素などに起因した散在する高齢者の問題に関する概念を1つにまとめた高齢者の状態を全体的に把握しようという動きが起きているということでございます。

そのフレイルになる原因として上げてあるわけなんです、例えば動くことが少なくなる、社会的に交流する機会が減る、身体機能の低下、歩くスピードの低下というふうには書いてありますが筋力が低下する、認知機能の低下、また疲れやすくなる等々いろいろとございますけれども、高齢者はフレイルの時期に心身及び社会性など、広い範囲でダメージを受けたときに回復できる力が弱くなり、環境や外敵からのストレスに対しても抵抗力が弱くなります。しかしながら、適切に支援を受けることで健康な状態に戻ることができる時期とも、このフレイルはそういう時期だということにもされています。早期発見、早期支援で多くの高齢者の生活機能の維持、向上を目指して、日本老年医学会がフレイルという概念を提唱し、普及に努められておられます。それを受けてさまざまな自治体でも身体的なフレイルチェック、総合的なフレイルチェックを実施し、介護予防に努められているということでございます。美作市では、このような取り組みをどのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。1回目でございます。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

議員御指摘のとおり、加齢に伴い気力や体力など心身の活力が低下した状態をフレイルと言い、このフレイルが進行していく要因が大きく2つ上げられます。1つは高血圧や糖尿病などの持病、生活習慣病などが重症化すること、もう一つは心身機能の老化による衰えです。フレイル予防、改善の主な柱となるのが、活発な生活、社会参加、食生活、十分な栄養をとれる食生活、それから運動の3つとされています。美作市では、活発な生活、社会参加が送れるようなふれあいサロンの支援、介護予防体操教室、認知症カフェ、コミュニティカフェなどの集いの広場、通いの広場づくりなどを支援しています。また、高齢者大学、老人クラブ、シルバー人材センター、地区社協という場も役割を持ち、社会参加となる大事な場と位置づけています。食生活の面では、高齢期は低栄養による痩せることに注意が必要として、栄養士による講話等で食生活の改善に努めています。また、配食サービスの活用により食事の確保、バランスのとれた食事の摂取につながっていくように努めています。運動では、筋力を維持、向上し、動ける体づくりとして、みまさかお元気体操の普及、その中心的役割を担っていただく介護予防サポーターの養成や支援を行っています。また、口腔ケアによる口腔機能維持の活動、男性料理教室、生活習慣病などの重症化予防のために健診事業を行うなど、生涯を通じた健康づくりによるフレイル予防、改善に努め、健康寿命の延伸を目指しています。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

部長から御答弁いただきましたように、さまざまな取り組みと支援をされているということでございますが、これで了解なんですけれども、支援といってもさまざまな形態があると思います。支援の内容です、あると思うんですけれども、どのような支援をされているのか。お金を出してそれだけで終わりなのか、人的にも支援をされているのか、どういった内容で支援をされているかというのを概略でよろしいのでお尋ねをしたいというふうに思います。

また、そのフレイルという先ほど僕も説明をさせてもらったんですけど、その中間的な位置におられるその状況の方々に対してのアンケート調査みたいなのは行っておられるのかどうか。人数を把握するためにそういうことをされてるかどうかというのをお聞きしたいと思います。何事も早期発見、早期対処がかなめかと思っておりますので、お願いをいたしたいというふうに思います。

また、先ほど御答弁で介護サポーターの皆様方のお話が出ておりますけども、本当に御活躍というのはよく耳にしております。美作市において、今介護サポーターの皆様方の人数とかその他状況について再度お尋ねをいたしたいと思っております。2回目でございます。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

この支援の具体的な取り組み内容についての御質問ですが、市内全ての高齢者を対象に介護保険のパンフレット等の配布、講座や相談会の開催を通じまして心身機能の維持、向上に向けた介護予防に関する活動の普及啓発を行っています。高齢者の運動機能向上を目的に従来からみまさかお元気体操を推進し、平成29年度には認知症の予防に効果があり、高齢者だけではなく介護者や若い年代の方が参加しやすく、身体機能の

悪化を早期に予防していく意識づけが期待できるヨガを取り入れた運動プログラムをみまさか創生費を活用して作成しております。

それから、本年度におきましては、幅広い年代と個々の身体状況に応じましたトレーニングが可能であるフィットネスチューブを使用した運動プログラムを同じくみまさか創生費において作成いたしました。また、市内の介護予防サポーターが中心となり、体操教室を開催しています88の教室に対しては運動プログラムを提供し、教室の立ち上げや継続的な活動のため、市の保健師等、専門職員の派遣による技術的支援や研修会の開催を行っております。ことし2月1日現在の介護予防サポーターの養成者数は194人となっております。

また、地区社協が実施するミニデイサービスやサロンに対する活動費の助成も行っており、その他の地域で活動を行う自主組織に対しても保健師が出向いて出前講座や相談会を開催しております。

これらの取り組みが高齢者の運動機能の向上、閉じこもり防止、認知症予防に効果があるものとなるよう、地域の実情に応じて継続的な支援につながるものとなるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、介護予防に関してのフレイルのアンケート調査についてですが、現在のところこの調査については実施はしておりませんが、地域包括支援センターを中心に本人や家族などからの相談による訪問や地域の民生委員等からの情報、医療機関や訪問活動を実施している関係機関との連携により、高齢者の心身機能の変化や閉じこもり等により何らかの支援が必要な方を早期に把握できるよう努めているところであります。

また、地域ごとに地域ケア会議を月1回実施し、社会福祉協議会が実施する福祉会議に参加するなど、支援が必要な対象者の早期発見だけでなく、個別課題や困難事例の解決方法の検討等の具体的な支援を行えるよう取り組んでまいります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、3回目です。

8番（安藤 功君）

総括いたします。アンケート等は調査、実施はしておりませんがともという御答弁なんですけど、あすは我が身でございますので、市民皆さんが健康で長生きできるような環境づくりをこれからも本当に力を入れてやっていただきたいというふうに思います。今回、とりあえずフレイルという段階があって、そこで適切な処置というか、支援をすると健常な状態に戻る時期があるんだよということを市民の皆さんも含めて御理解していただければいいかなというふうに思いまして、この項を終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

続けて、3項目めに進んでください。

8番（安藤 功君）

SDG sと森林保全についてということで、まず1つ目として森林保全と森林の利活用、SDG sについてお尋ねをします。そして、2つ目として美作市里山公園についてということでお尋ねをしたいというふうに思います。

SDG sについては、皆様も御承知の方も多いと思われますけれども、少しだけ説明をいたしたいというふうに思います。これは、2015年に国連で決められた国際社会共通の目標であります。これは2030年までの長期的な開発指針として、持続可能な開発目標をSDG sと呼んでいるということです。17の目標と169のターゲット、具体的な目標ということでできております。貧困、飢餓、健康、福祉、教育、ジェンダー、エネルギー、気候変動等々あり、日本国内でもさまざまな取り組みが展開されているところでございます。最近新聞とかテレビとかいろいろなところで、このSDG sというような取り組みも紹介されているところで

ざいます。

先般東京に行きまして、林野庁長官牧元様と、それから国土緑化推進機構専務理事の沖様にお会いする機会がございました。萩原市長によくと言われておりました。いろいろとお話を聞かせていただきまして、意見交換をさせていただきました。その折に話に出た中で、今回特に美作市でも関連の深い森林を通じてのSDGsに関してのお考えをお尋ねしたいと思います。国土緑化推進機構のSDGs宣言がございまして、1つ目として「森にふれよう」、「2、木をつかおう」、「3、森林をささえよう」、「4、森林とくらしよう」。この4つの活動によりまして、SDGsが掲げる17の目標のうち、多くに貢献することができるということでございました。国でも推奨されている例で、例えば美作市でできることは、特に幼稚園児を中心に週2回程度森林に出向き、木や森に触れる。これは美作市の美しい里山公園の利用と活用ということにもつながろうかと思いますが、また言われておりましたのが園庭に木を植える。植えてある園庭は結構あるかとは思いますが、それから、木造校舎の建築。また、市役所建設に関して木を使ったハイブリッド建築にする。また、森林環境譲与税の活用など、いろいろと考えられるところであろうというふうに思います。美作市として、現在どのように考えておられるのかをここでお尋ねをしたいというふうに思います。

また、先ほども少し触れましたけれども、美作市の美しい里山公園に関してお尋ねいたします。

これも所信表明、また並びに山本雅彦議員の代表質問にも出ておりましたので若干のお答えはいただいておりますけれども、本当に美作市にとって一大プロジェクトの画になっているこの里山公園でございますけれども、当初の計画をお聞きしたときには本当にこんなことができるのかなと耳を疑ったものですが、紆余曲折といえますが、いろいろとあったとは思いますが、また担当職員の皆様初め、関係者各位の御苦労も並々ならぬものがあつたのではないかとこのように拝察をいたしますけれども、現在では全体像がやや具体的に見え始めて、正直なところ安堵しているのが実際のところでございます。SDGsに関連してもそうなのですが、市内の子どもたちを初め、老若男女の全ての市民の方々にも利用、活用していただければ、心と体の健康促進、子どもたちには学習といったように大きく寄与できる存在ではないかというふうに考えます。

いま一度ここで確認をしておきたいのですが、里山公園の進捗状況、当初の予定面積に対して最終的な面積は最終的にはどうなるのか。また、全体的な予算、実際にかかる金額はどれぐらいで、当該公園に関する交付税は幾らぐらいになるのか。また、維持管理費をどれぐらい見込んでおられるのか。これらのこれからの利活用を具体的にどのように考えておられるのか。また、現在既に入山できる場所も多くあるようですが、先般市民の方からも御意見といえますが、質問といえますが、いただいたんですけど、「どこから入ってどのように出ていけばよいのか、もう全くわからん」というようなお電話をいただきまして、「ルートがどうなっているのかよくわからん」と。「行きたいけど、誰に尋ねればよいのか」といったような声もちょくちょく聞くようになってきました。それだけ関心が高くなってきてるんだろうなというふうにも感じますが、そのあたりの周知方法、PR方法の手法などについてもあわせてお尋ねをさせていただきます。1回目でございます。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

森林保全と森林の利活用、そしてSDGsということでございますが、平成31年4月から新たな森林管理システムが始まります。自然的条件が悪く採算ベースに乗らない森林について、市町村みずから管理を行うことになり、財源として森林環境譲与税が交付されるということになります。森林経営管理法という新し

い法律が施行されたことによるものでございますが、この法律には「森林所有者は、適時に伐採などを実施することにより、経営管理を行わなければならない」というふうに森林所有者の責務が規定されております。しかし、森林所有者が森林の経営管理ができない場合は、市町村が森林所有者の委託を受けて、立木の伐採、木材の販売、造林並びに保育を実施するための権利、これを経営管理権というふうに言いますが、これを市町村が取得します。そして、市町村は林業経営に適した森林を林業経営者に再委託し、伐採等を実施するための権利、経営管理実施権というのですが、この権利を設定します。再委託を受けた林業経営者は、従来の国庫補助を受けながら経営管理を行います。林業経営に適さない森林につきましては、市町村が民間事業体に請負事業として発注して経営管理を行っていくこととなります。新たな森林管理システムでは管理ができていない人工林の整備が進むことが期待されておりますが、美作市では広葉樹にも適用していきたいというふうに考えております。これからの業務といたしましては、これまで手入れができていなかった森林の状況を把握し、対象とする森林や地域を選んで所有者の方の意向を確認するといった作業から進めていくこととなります。森林所有者を初め、市民の方にお知らせしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。SDGsが掲げる目標に向かって、貢献していくものというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

市役所建設に関しまして木材を使ったハイブリッド建築を考えるとどの御質問でございますが、これは議員からの御提案と理解してお答えをさせていただきます。

平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行されまして、国内産木材の利活用について推進されているところでございます。そして、木材を利用することで話題になった施設では新国立競技場などがございますが、ほかでも木質ハイブリッド建築の5階建てのかなり大きな事務所ビルがあるようございます。新たな市役所につきましてはさまざまな構造の建築物が考えられますが、その中の一案ではないかというふうに考えております。今後、庁舎建設の検討を進める中で、御協議をぜひいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

安藤議員のSDGsと森林保全についてということで、里山公園について御答弁をさせていただきます。

美しい里山公園の開園面積は、計画当初の目標値といたしましては500ヘクタールでございました。に対して、30年度末時点での契約見通しは約390ヘクタール、80%弱ということになります。うち約330ヘクタールが都市計画区域内の面積となり、年間約1億2,000万円余りの交付税の増額につながります。昨年秋ごろより園内を散策される方も増えており、少しずつではありますが、市民の関心の高まりを実感しております。開園面積の増加は地権者の皆様方の御理解、御協力に係る部分が大きく、今後も地権者の皆さんの利便性に配慮しつつ貸借契約を進めてまいりたいというふうに思っております。最終的には、全体開園面積を430ヘクタール、都市計画区域内を360ヘクタール程度を確保したいというふうに考えております。

事業費としましては、平成26年度から平成31年度の新年度予算を含めまして6年分ということになります。全体で約6億円の事業費支出でございます。これは整備費のほか管理費も含めたもので、財源といたし

ましては補助金、起債、単独費、全てを含んだ金額でございます。これに対して、交付税の増額算入による実質の収入額は平成29年度から始まっておりまして、平成29年、30年、31年度の3年間で約2億6,000万円の交付税の増収となっております。31年度末で起債事業としての整備は終了いたしますが、今後も年間1億2,000万円余りの交付税増収をもとに1,000万円程度の維持管理費を確保し、公園の維持、利活用の推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

今後の利活用についてでございますが、国土緑化推進機構のSDGsの宣言にあります「森に触れ、木を使い、森林を支え、ともに暮らす」この4つの活動を利活用の柱と捉えております。具体的には、森林の散策、トレッキングはもとより、子どもたちの森林体験、森林整備ボランティア体験などを通じて里山とともに暮らしてきた地域の歴史や郷土愛を育む学びの場にしたいというふうに考えております。また、議員の言葉をおかりすれば、整備された里山は老若男女、全ての方々に利用していただける我が町の財産でございます。それぞれの年齢、体力に応じた健康増進に役立てることもできるというふうに思っております。

また一方で、荒廃した山林は相続される方もなく、負の財産と捉える地権者、都会に出た相続人も少なくありません。来園者をもてなす傍ら、山林所有者の利便性や里山保全にも考慮した整備の継続が必要でございます。全国的に広がる山林の荒廃、それに起因する災害対策問題の一つの解決モデル事業となるよう、整備、利活用の推進を目指していきたいというふうに思っております。

最後に、入山やルートに関する情報についてでございます。先ほども触れましたように、昨年末よりわかにかに担当課へ入山に関する問い合わせが増えてきております。遊歩道整備が終了し、トレッキング可能なエリアが広がる一方で、現在も複数箇所でもルートの整備、里山進入路整備のための土木工事が行われているところでございます。担当の都市住宅課では、問い合わせを受けた場所、工事の状況や散策可能な遊歩道を紹介し、簡易マップを配布しておるところでございます。こうした工事継続の状況は31年度末まで続きますが、早期に専用ホームページを開設いたしまして、整備の状況や散策の見ごろ情報など、リアルタイム発信を行っていききたいというふうに考えております。また、案内板、誘導板も現在ある程度設置をしておりますが、31年度さらなる整備をしていききたい、そして来園者の利便性の向上につなげていききたいというふうに思っております。

本年度末には、PRビデオも完成いたします。SDGsの活動の一環としましても各小学校などへ出向き、積極的に自然教育、里山公園のPRを図っていききたいというふうに思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

2回目でございます。

経済部の御答弁で、新たな森林管理システムがこの4月から始まるということで、準備段階に入っていることと思えますけれども、美作市の山林割合非常に高い地域ですし、また林業離れということも問題化しているところだというふうに思います。国や県とも連携を深めつつ、そして先ほどから申し上げるようにSDGsに沿った事業展開を今後も力を入れて行ってほしいと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

また、森林環境譲与税に関して、今後のスケジュールや、見通しがおわかりでしたらお尋ねをしたいというふうに思います。

また、建設部の御答弁ですけれども、数字的な部分は本当によくわかりました。いろいろな心配があった

わけですけれども、この里山公園なんです、地権者の深い深い御理解があつてこそ面積も目標値に近づいているというふうに感じております。地権者の方々や関係者に感謝をいたしますと同時に、担当者の方々には大変な苦勞がおありだったかなというふうには思いますけれども、いかがだったでしょうか。この事業に関して、賛否いろいろな御意見があるということはわかっておりますけれども、このことに関して先般ある市民の方からお電話をいただきました。その方は、どうしてもこれを伝えてほしいということで私に電話してこられたんですけれども、担当部長また担当者は、皆さんはよく本当にここまでやったもんだと、しっかり褒めてあげてほしいという旨のお電話がございましたので、この場で部長にお伝えをしておきます。今後の里山の利活用方法も、市民皆様、市外よりの来園者の方々へのアンケート等も行い、有意義に活用していただきたいというふうに思います。また、先ほどPRビデオも公開するというところでございますけれども、ホームページもつくられるそうですけれども、そこだけではなくて、本当にたくさんの方の目に触れていただけるように。例えばユーチューブですとか、いろんなSNSサイトにリンクを張りつけて、そのホームページに行くような方法とかというのも研究していただければというふうに思います。

そして、最後に先ほど質問しましたけれども、教育委員会のほうにも再度SDGsに関しての御答弁をお願いしたいと思います。2回目でございます。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、SDGsということでございますが、森林が持つ機能を発揮することでSDGsが掲げる17の目標のうち、その多くに貢献することができるというふうに思います。例えば、持続可能な森林の経営などから目標15にある陸上資源、森林がCO₂を吸収することから目標13の気候変動、それから水田涵養機能などから目標6の水、衛生、そして目標14の海洋資源、そして木質バイオマスの活用などから目標7のエネルギーなどが、こういったものが上げられると思いますが、このほかにも森林分野は多くの目標にかかわっているというふうに思います。美作市においては、森林環境譲与税を用いた新たな森林管理システムに取り組むこと、それから市産材の活用を進めること、木質バイオマスの利用を促進すること、森を身近なものとするを進めていくことなど、SDGsにある目標達成に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいりたいというふうに思います。

続きまして、森林環境譲与税に関して、今後のスケジュールや見通しでございますが、森林環境譲与税は平成31年度から市町村への配分が始まります。平成31年度当初予算には計上をいたしておりませんが、2,200万円弱を見込んでおりまして、6月補正予算で計上したいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。また、平成31年度の事業でございますが、まず市が所有する森林についての情報、施業履歴や所有者などの情報を整理しまして、手入れがされていない人工林の所有者を特定する。こういった作業や現地調査を行いまして、経営管理についての意向調査を行う対象森林を抽出してまいります。この意向調査の回答や森林所有者の意向を踏まえて、経営管理権集積計画というものの策定に取り組んでまいります。そして、平成32年度以降になると思われますが、経営管理権を取得した森林について経営管理実施権を設定して、林業経営者へ再委託するなど、また市町村が管理運営を行っていくと、そういった流れになってまいります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

失礼します。2回目の御質問です。

この事業の推進に当たってということでございます。

この事業の、当初からですけれど、正当性や妥当性、関係者の方々の理解可能性などを事業を進める上で私自身大変不安があったというのは確かでございます。したがって、私がこのような心理状態だったということで、この事業に当たった職員の心労ははかり知れないものがあったというふうに思っております。しかし、いろいろの問題を解決をしていく中で、関係者の方々などの御理解や御協力が深まって、ここまで来たことはこの事業に携わった者の自信につながると確信をしておりますし、今後の市役所での仕事の中で必ず生きるといふふうに思っているところでございます。結果として、交付税がクローズアップをされてということでございますけれど、都市公園として整備が進んでいることは、市に唯一の都市計画区域であるこの地域がポテンシャル、潜在能力が非常に高い地域であるということを示しているというふうに思っております。今後もこの地域がさらなる発展をしますよう、公園も成功しますよう、SNSなどの媒体を使って発信をしていきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

先ほど御質問いただきました持続可能な開発目標でございますね。SDGsに関する御質問の中に、幼稚園児を中心に週2回程度森林に出向き、木や森に触れるということがございましたが、現在小学校におきましては教科の中、1、2年生の生活科、あるいは3年生の理科における身近な自然の観察、3、4年生の社会科における地域を知るという学習活動がございます。また、年度の初めには自然へ親しみ、集団づくりや集団のルールの学習、新入生との触れ合い交流などを図るため、各校とも徒歩遠足を実施しております。幼稚園、こども園、保育園においても、それぞれの園の行事にあわせて身近な自然を利活用し、自然観察を実施しております。教育委員会といたしましても、SDGsにおけるステークホルダーの一つ、事業者というか実施者の一つとしてさまざまな学習機会を活用し、市内の豊かな自然とかかわれる教育の実践や学びの場の提供を研究してまいりたいと考えております。

次に、園庭に木を植えるや木造校舎の建築については、今後新たに建設を行う大原保育園の建てかえにおいても自然との触れ合いや園舎への木材の利用など、十分検討を行ってまいりたいと考えております。また、今後施設整備においても、木材を利用した施設の整備も含め、考えてまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

総括します。

皆様方の御答弁をいただきました。ありがとうございました。

このSDGs、聞きなれない言葉ではございますけれども、この2030年までにこの地域として、そして日本として、どれだけ達成できるかっていうことが鍵になるかと思っておりますので、また折に触れてこの件についてはお尋ねや、確認をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。この項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続けて、4項目めに入ってください。

8番（安藤 功君）

災害時における消防活動についてということでお尋ねをさせていただきます。

近年、全国的に大規模火災が相次ぐ中、消火活動においての人の力だけではどうにもならないような状況が多く見受けられるようになってきております。住宅を中心に木造建築物もまだまだたくさんあるわけですが、特殊建築物であったり、特に工場、倉庫、また公共施設など、非木造になり、消火に当たっても従来どおりの消火方法では早期鎮火に支障が出ているとも聞き及んでおります。そうした中、現場の安全を第一優先にした中での重機の導入、活用も考えていかなければならない時期に来ているというふうに考えます。建物内部に放水するために、例えば従来どおりのとび口などで屋根板とか、壁板とかをめくるにしても、当然限界がございます。しかしながら、安全を考慮した上で重機を使用するならば、人の何百倍もの力でそれを可能にすることも考えられます。そうしたことが早期鎮火と消防団や消防署職員の安全確保にもつながると思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

また、ある自治体では消防署と解体業者会と災害協定を結び、大規模火災等に備えているというふうなことも報道されておりました。これは民間企業さんの高い技術力と豊富な知識、経験を持たれる皆さんの協力を得ることにより火災などにおける安全・安心と早期鎮火につながるというふうに思います。災害協定の件も含めてお尋ねをしたいと思っております。1回目でございます。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

災害時における消火活動について、消火活動時における重機の活用についてという御提案と質問でございます。

美作市では、平成19年に岡山県建設業協会美作支部と災害時における応急対策業務の実施に関する協定書を締結しております。しかし、この内容につきましては地震災害、風雪水害によって公共施設等が被害を受けた場合となっております。議員御指摘の大規模な倉庫、工場での火災、平成29年2月には埼玉県のアスクルの工場が火災を受けまして亡くなられる方がいらっしゃいましたし、先般2月12日には大田区の7階建ての倉庫が火災をいたしまして3人の方がお亡くなりになるというような悲惨な火災が発生しております。当然、こういった倉庫、工場での火災は開口部が少なく、有効な注水ができない場合もあります。その際、重機によって開口部をつくり、消火活動を行う方法も有効であると考えております。また、カヤぶきでトタン巻きの屋根では完全鎮火までに長時間を要することから、火災最盛期には危険ではございますが、残火処理の段階で重機を投入し、トタンを重機で剥がし、屋根材のわらを攪拌して、放水することによって完全鎮火するまでの時間の短縮が図られると考えているところでございます。そのために協定書の内容の見直しでありますとか、火災等の災害を含めた協定書の作成も必要かと考えるところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

2回目です。

消防長、髪形がすごくすっきりされて、御答弁もすごくすっきりされたのでわかりやすかったのはわかりやすかったんですが、再度お尋ねをしたいと思っております。

その協定書ということなんですけれども、地震災害、風水害によって公共施設等が被害を受けた場合というようなことで今御答弁いただいたんですけど、内容が若干どういった内容の協定書だったのかなというふうなところがございまして、概略、かいつまんででもいいんで、どういう内容だったということがおわかりでしたら御答弁いただきたいと思っております。

それから、この協定書も平成19年ということなんで、もう11年、12年目に入ろうかとしてるんですか。やはりもう10年を超すような年数がたつと、どうしてもこの美作地域も恐らく建物の状況というのかなり変わってきてるんじゃないかというふうに思いますので、やはり見直しというのは本当に必要不可欠なんだろうなというふうに考えますので、どういうふうに協定書を見直して、どういうふうにしていかれようとしているのかをお尋ねしたいというふうに思います。また、重機に関しても、さまざまな検討と協議を重ねてほしいと思うんですけれども、時のたつのは早いものでございますんで、早急に御検討をいただきたいと思えますけれども、以上、3点よろしくお願いたします。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問でございますが、公共施設等の等ということでございますが、当時担当をしておりました職員等からお話を聞く中で、まず市内のこういった市役所でありますとか公共の建物、あと公共土木施設ということで河川だとか市道というものが含まれるんじゃないかなと思っております。さらには、土地改良施設、農業の関係のため池でありますとか井堰、こういったものが含まれるものというふうに思っておりますので、これにおける、先ほども御答弁させていただきました火災についての内容がちょっと盛り込まれてないというふうに判断できるところがございます。そういった施設の障害物の除去ということになっておりますので、我々常備消防だけではございませんが、消防団の後の残火処理等も必要な部分と考えられるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういったことも含めて重機の投入を真剣に考えていきたいと思っております。

それから、順番が前後しましたが、建物の状況でございますが、近年の建物につきましては、特に倉庫なんかでございますと、サンドイッチパネルと言いまして複雑な構造の部分がございます。こういったものが焼失することによって進入している消火隊の隊員の上に落ちてくるというふうなこともございますので、こういった建築物の構造でありますとか、中に収容している収容物がこういったものが収容されているのかというのを広く消防団のほうにも情報提供していく中で、我々消防活動を進める人が事故のない、けがのない消火戦術ということを考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、3回目です。

8番（安藤 功君）

総括します。

御答弁ありがとうございます。時代の流れというのは急速に流れ、また変わってきております。先ほどの協定書だけに限らず、さまざまな決め事、約束事、締結事項とあると思うんですけれども、やっぱりいろいろ見直しというの今後必要になってくるのかなというふうに思います。

平成最後の私の一般質問となりましたけれども、次回は新しい元号で〇〇元年の一般質問をというような形で皆様方にお目にかかるかというふうに思いますけれども、これからは赤ちゃんから御高齢の方までの生活、また福祉の面、多岐にわたって御質問等をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後 4 時13分 延会

平成31年2月26日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（平成31年第1回美作市議会3月定例会）

平成31年2月26日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
16番	日	笠	一	成	17番	内	海	健	次	
18番	鈴	木	悦	子						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

15番 岩江正行

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	横	山	博	光								
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	参	与	山	下	亨							
政	策	審	議	監	春	名	利	亮	総	務	部	長	岡	本	和	之				
危	機	管	理	監	心	得	高	山	宏	明	市	民	部	長	角	南	良	雄		
環	境	部	長	宿	野	豊	彦	経	済	部	長	遠	藤	宏	一					
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	真	野	弘	紀				
教	育	次	長	山	名	浩	二	消	防	長	皆	木	佳	久						
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明
企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春	下	水	道	課	長	石	川	達	也
企	画	情	報	課	長	小	林	健	一	高	齡	者	福	祉	課	長	有	友	一	正
社	会	教	育	課	長	船	曳	敬	吾											

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	坂	元	省	吾				
係	長	金	谷	裕	子				

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号15番岩江正行議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番4番、議席番号13番山本重行議員の発言を許可いたします。

13番（山本 重行君）〔質問席〕

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、私の今議会での一般質問をさせていただきたいと思います。

実はきのう近所の方のお葬式でお休みをいただきました。2期半になりますかね、議員としてさせていただいてるのは、本会議で休んだのは初めてかなというふうな本当に。ほんの合間の時間にテレビを見させていただいて、見る立場といたしますか、そういった時間がありましたけれども。そういうことで、私のほうの一般質問をさせていただきます。

今回私のほうは4項目にわたって通告をいたしております。中山間地域支払い等について、鳥獣害対策と被害状況について、特別支援教育について、市長の政治姿勢についてというふうな4つについて通告をいたしております。

まず、1点目から質問をさせていただきます。

最初の2点については農林関係の質問でございますけれども、せんだってのある会議の中で出た話でございます。私ももともとそういうふうなことを思ってたところだったので質問というふうなことでさせていただきたいと思います。

まず、中山間地域の直接支払制度についてというふうなことでございます。農地を守り、耕作放棄地の発生を抑えるために中山間地域直接支払であったり、あるいは多面的機能支払制度が設けられてるわけでございますけれども、農家の高齢化があったり事務の煩雑さ、また補助金返還の危惧、そうしたことからこの制度の利用を諦める、そういった地域もあるわけでございますけれども、できる限りこういった制度というものは利用して、耕作放棄地を守る必要があると考えます。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

中山間地域直接支払制度、多面的支払制度についての取り組み状況、補助金返還の件数と原因、事務の簡素化はできないのかどうか、その点についてまずお伺いをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

改めておはようございます。

中山間直接支払等について、まず取り組み状況についてでございますが、中山間地域等直接支払制度は、平成12年度に第1期が始まりまして、現在第4期対策が平成27年度から平成31年度の5年間ということで実施をされております。この制度は、傾斜があることで作業効率の悪い農地の維持や管理に集落単位などで取り組む組織に交付金が支払われるものでございます。平成30年度の状況は、集落協定が82協定、法人が対象の個別協定が2協定で、対象農用地面積は900ヘクタール、交付金総額は1億1,500万円となっております。多面的機能支払交付金制度は、農地・水・環境保全向上対策交付金という名称で平成19年度に事業が始まりまして、平成26年度から現在の名称となっております。この制度は、農地の維持管理や農道、用水路の補修など、集落単位などで取り組む組織に交付金が支払われるものでございます。この制度は、農地の傾斜は関係はありません。平成30年度の状況は、協定数が21組織で対象農用地面積355ヘクタール、交付金総額2,300万円となっております。

次に、補助金返還の件数と原因ということでございますが、中山間地域等直接支払制度の現在第4期中でございますが、平成27年度から平成30年度までに補助金返還の対象となった件数は9件ございまして、国道、県道の改良工事によりまして対象農地が減少したものの4件、農地以外に工場や住宅を建てられて転用されたものが2件、それからアスパラガスを栽培したことによって畑に認定をされまして減少したものが2件、計画変更によりまして対象農地が減少したものが1件という状況でございます。多面的機能支払交付金制度において、平成29年度から平成30年度までに補助金返還の対象となった件数は7件ございまして、農地以外に転用されたものが4件、河川改修工事により対象農地が減少したものの3件でございました。

次に、事務の簡素化ということでございますが、事務処理の軽減を図るために標準様式をデータで提供しまして、パソコン処理をしていただいております。エクセル様式を提供するといったようなことをしております。記入例も提供をさせていただいております。国に対しては、事務の簡素化を要望しておりまして、今後書類を見直して簡素化に努めたいと、こういった回答をいただいております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

13番（山本 重行君）

補助金の返還の原因といいますか、それは道路の改良とかといった面についてはいたし方がないんかと思えますけれども、アスパラガスについてでございますけれども、これは畑でも田んぼでも耕作されとるのを見かけますけれども、これはどうなんですかね、地目が畑だったということなんでしょうかね。そういう点ともう一点ですね、返還した原因として計画変更というふうなことだったと思えますけれども、これはもともと申請した箇所が耕作放棄地になったというふうなことでもございましょうか。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、アスパラガスの栽培による返還ということでございますが、これは中山間地域等直接支払制度において、アスパラガスを水田に植えたことによりまして地目の認定が交付単価の低い畑となったことから、交付金を返還していただくことになったものでございます。アスパラガスは永年性作物というふうに分類されておりまして、この制度では地目が畑として取り扱われております。ほかにこの永年性作物としまし

ては、果樹や茶が一度植えつくと長年にわたって収穫できるということで、こういう作物が対象になっております。交付単価のほうは田と畑で傾斜の見方が異なっておりまして、畑の場合、傾斜の度合いによっては全く対象外と、算定が0円となる場合がございますので、御注意いただきたいというふうに思います。

次に、計画変更による返還でございますが、協定農地の一部で耕作放棄が発生した場合でありまして、合計が15ヘクタール以上の集落協定で集落戦略というものを作成していれば、遡及返還の対象が全ての農地ではなく当該農地のみということになっております。このことから、集落戦略を変更することで、この対象面積から一部を除外したということで遡及して返還していただいているというものでございます。なお、死亡とか病気などによりまして農業生産活動等の継続が困難であると認められる場合には、返還が免除されるということになっております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、3回目です。

13番（山本 重行君）

先ほどの答弁の中で、逆に言えば、集落戦略等に変えなかった場合にはさかのぼって返還をせないかんといいふうなことでございましょうか、その1点。

それからアスバラガス、今初めてアスバラガスについては地目変更になるんだというようなことをお聞きしたんですけども、こういったことについては補助申請をするときにしっかりした指導を担当者の方に向けておいただきたいというふうなことをお願いいたします。1点だけお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

集落戦略の変更ということでございますが、当然、遡及対象が対象の全ての農地ではなくなるように集落戦略を変更するといった指導をしてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、総括です。

13番（山本 重行君）

事務の簡素化というふうなことで質問もしてましたけれども、これ自体は国の制度なんでなかなか簡素化というのは難しいと思いますけれども、ただ農家の方の高齢化でございます。私自身もパソコンもどうにかぼちぼち使うぐらいで、役所に勤めとった人間でもそういった状況でございます。ですから、必要最小限のことは仕方ないにしても、できるだけ御高齢の方でもその制度が利用されるような形で指導等をやっていたいただきたいというふうなことを申し上げまして、これは終わりたいと思います。

次に行きます。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、続けて2項目に進んでください。

13番（山本 重行君）

鳥獣害対策と被害の状況についてというふうなことで質問をさせていただきます。

近年、鳥獣害対策をさまざまな形で進めてきたわけでございますけれども、被害が減少したようには感じません。状況はどうなっていますか。あわせて今日までの取り組み状況について、また各地で取り組まれている金網の防護柵についての採択要件と支援策はないのかについてお尋ねをいたしたいと思います。1として市内の被害状況について、2が防獣対策の実施状況について、それから防護柵事業の実施要件について、

以上3点についてお伺いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、鳥獣害の被害状況について、市内の鳥獣害による農林水産物の被害面積及び被害金額でございますが、森林政策課で集計したものでございますが、平成28年度では被害面積25.81ヘクタール、被害金額1,600万円、平成29年度では被害面積36.09ヘクタール、被害金額2,286万円と増加をしております。平成30年度の被害状況は、前年度に比べ減少し、被害面積33ヘクタール、被害金額2,080万円と見込んでおります。

次に、防獣対策の実施状況についてでございますが、まず市内のイノシシ、ニホンジカの捕獲状況ですが、平成28年度はイノシシ1,080頭、ニホンジカ5,124頭、合計6,204頭、平成29年度はイノシシ1,155頭、ニホンジカ4,442頭、合計5,597頭で、ニホンジカの捕獲頭数が減少をしております。平成30年度の12月までの状況は、前年度に比べ30頭減と、これはイノシシが5頭の減、ニホンジカが25頭の減という状況でございます。イノシシ、ニホンジカの捕獲頭数は、平成27年度の7,282頭、これをピークに減少傾向にあります。捕獲奨励金につきましては、平成30年度の単価でございますが、イノシシ1頭当たり5,000円から1万8,000円、ニホンジカ1頭当たり1万円から2万9,000円交付しております。

続いて、獣害防護柵の設置状況でございますが、平成30年度では7万5,000メートルの実施を見込んでおります。内訳は、金網柵3万5,000メートル、電気柵2万8,000メートル、ワイヤーメッシュ1万1,000メートル、ネット1,000メートルなどでございます。このうち、地域ぐるみの取り組みが対象となります国庫補助事業による設置は、10地区で金網柵3万3,000メートルとなっております。国庫補助事業による防護柵設置事業には平成23年度より取り組み、平成30年度までに32地区に設置し、設置延長7万9,000メートルとなっております。新年度、平成31年度においても10地区、継続が3地区で新規7地区を予定しておりますが、設置延長2万7,000メートルを予算計上しているところでございます。

次に、防護柵事業の実施要件等についてでございますが、資材費について100%補助である国庫補助事業分の採択要件は、受益個数10戸以上、面積1ヘクタール以上で、金網柵の施工ということにしております。国庫補助要件を満たさないものについては、いずれも財源としては限度はありますが、県事業、30%の補助率のもの、それから農業共済組合事業、これ補助率が20%ですが、こういったものも活用しながら、あわせて資材費について70%の補助を行っており、採択要件は受益戸数3戸以上となっております。農業共済組合からの補助事業につきましては、新組合が発足するという事で、平成31年度以降の状況が明らかではございませんが、引き続き70%の補助率を維持するという事にしております。また、この防護柵は金網柵、電気柵、ワイヤーメッシュ、トタン、ネットなど、現地に合ったものを選択していただいております。また、谷間の農地などの理由で受益戸数が3戸に満たない場合は、特認事業ということで資材費の50%の補助、こういったこともしております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

13番（山本 重行君）

2回目の質問をさせていただきます。

防護柵の関係で、特に国庫補助の関係の金網柵、非常に丈夫な形で10年以上もつかなというふうに思いながら各地できてるのを見てるわけですけども、これも高齢化と関係がございます。側から見て、重

機があるところはそういったものを利用しながらというふうなことでやっておられたりするわけですが、相当期間も長くかかる、労力も要る、そういった状況で、かつ高齢化というふうなことでございます。何とか機械の借り上げぐらいは補助を考えてみたらどうかというふうなことを思いながら見てるわけですが、その辺について検討をしていただけないかというふうなことと、それから先ほどありました金網の国庫補助事業の関係でございますけれども、採択要件が10戸というふうなことにつきましては、これはおおむね10戸というふうなことでいいんでしょうかね。それから、集落につきましても、どうしても、どんな単位がわかりませんが、集落によってというふうなこともございますけれども、この辺についてもおおむねで考えさせていただいたらよろしいんでしょうか、この点についてお伺いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、国庫補助事業によります金網柵の設置についてということですが、金網柵は市が入札により調達をしておりますが、設置する地区と協議をしまして、その金網柵の仕様をロール式とかパネル式とかといったものがございますが、それぞれの地区と協議して、設置作業も考慮して、金網柵を決定して、調達して、地区に支給しておるということでございます。設置については、納入業者から地区の方が専用の打設用具の提供を受けたり、また地区によりましてはハンマードリルや発電機などをレンタルされまして、支柱を差し込む穴をあけたりしまして、作業に当たられているところもあります。現在の市の補助制度は資材費のみでございますが、こういった機械器具のレンタル料の補助はこれから検討課題であるというふうなことを考えております。

また、国庫補助事業の採択要件については、おおむね10戸以上ということで運用しておりますが、この国庫補助事業につきましては農地の団地がまとまった形で申請していただきたいというふうなことを考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、3回目です。

13番（山本 重行君）

質問ではございませんけれども、先ほどから申し上げますように地域は非常に高齢化をしております。そうした中で、この防護柵っていうのは非常に有効なのかなというふうなことを思います。どういった形でもいいんですけども、そういった打設の用具であったり、あるいはドリルですかね、そういったものが使えるような形で、かつ重機等の借り上げについても十分検討していただきたいというふうなことを要望いたしまして、この項は終わりたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて3項目めに進んでください。

13番（山本 重行君）

特別支援教育についてお伺いをいたします。

特別支援教育は、障がいのある児童・生徒などの教育について、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うこととされております。また、障がい者につきましては、身体的障がい、知的障がい、継続的に日常生活、社会生活において相当な制限を受ける状態であると定められております。こうした方々に特別支援教育は、特別支援学校にとどまらず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の通常の学校で取り組むようにされており、障がいのあるなしにかかわらず、ともに同じ場で学び、互いに正しく理解し、とも

に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶインクルーシブ教育の必要性が求められております。そのインクルーシブ教育の目的と内容、市内の通級指導の取り組み状況について、市内の支援学級の取り組み状況について、以上についてお伺いをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

市内の特別支援教育の現状についてお答えをいたします。

インクルーシブ教育というお尋ねでございますが、これを一言で表現すれば、誰も排除しない教育とも言え、必要な支援に応じた教育活動とともに、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒ができる限り同じ場でともに学ぶことを目指しており、共生社会、ともに生きる社会の実現を目指すものでございます。

そうした中で、小学校の通常学級に在籍をしている児童が、必要に応じまして週に何時間か通級指導教室に移動をして、それぞれの課題に合わせた支援、指導を受けることができるように、美作北小学校には岡山県教育委員会が通級指導教室を設置しております。

また、特別支援学級でございますが、市内小学校には19学級、中学校には11学級を設置しております。一人一人の子どもに応じた学習や支援の計画のもとで授業や生活支援など教育活動を行っております。

今後も市内の子どもたち一人一人のよさを生かした教育を進め、自信や意欲、自己有用感へつながっていくように、特別支援学級のみならず通常学級でも全ての児童・生徒にわかりやすいよう工夫した授業づくりを行うユニバーサルデザイン教育を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

13番（山本 重行君）

今、市のほうが特別支援学校を設立するというふうなことでございまして、私はこれまでバレンタインパーク全体を利用する、あるいは作東総合支所の機能を移転をするんだと、また美作市立で支援学校の設立をするんだと、そういった案に対しまして、これまでのバレンタインパークの建設までの経過、利用状況、また総合支所移転による災害時における危険性、また美作市立ということにつきましては、その必要性であったり、あるいは財源、生徒募集等の不安等々から疑問を申し上げてきました。

そうした経過の中で、市議会の全員協議会に出席されていた支援学校設立準備室の職員の方、支援学校の校長先生だったというふう聞いております。その方は、バレンタインパークを利用すると、そういった案に対して反対をするというのは障がい者に対する差別だと、こういったことを言われました。また、別の教育関係の支援学校に関する議論の場でも差別だと、そういったことを発言された方がおられると聞いています。互いが理解をし合い、そのための議論の場で差別だ、こういったことを言って、非常に重い言葉をもってほかの人の発言を封じ込めようとする非常にずるい発言だというふうなことを、あえてこの場で申し上げておきたいというふうに思います。同じ場でともに学び、理解し合う共生社会の実現に向けて本当に考えておられるのでしょうか。疑わざるを得ません。障がい者の権利に関する条約第24条によれば、人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的、身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加すること、そういった目的のもとに障がいのある者と障がいがない者がともに学ぶ仕組みづくり、そういったことが必要だと言われております。また、文科省が言ってるインクルーシブ教育でも、同じ場でともに学ぶことを追求すること、そして個別的教育ニーズのある幼児、児童・生徒に対して、自立と社会参加

を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導ができる、多様で柔軟な仕組みづくりを整備すると、そのことが必要だと言われております。そういった考え方から、先ほどの通級指導であったり、あるいは特別支援学級が設けられていると思います。そして、実際先ほどの答弁の中にありましたように、この市内においてもそういった取り組みをしてるわけです。その中で特に重要な点、共同学習あるいは交流学習をどのように取り組まれているのか、2回目の質問といたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

特別支援教育、現状の流れはインクルーシブと、共生社会の実現ということでございます。障がい者の雇用に当たりまして、また2020年度のオリンピック・パラリンピックの開催にとりまして、そうした視点というものは非常に大切なことと教育現場では考えております。

さて、御質問の交流、共同学習でございますが、これは特別支援学級の児童・生徒、子どもたちが通常の学級での授業に参加をする活動でございます。以前は支援学級の子どもたちは支援学級でだけ学ぶという形でしたが、現状ではほとんどの授業を通常の学級での授業に参加をするという形になっております。これは、お互いの触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的として、また同時に教科等の狙いの達成も目標としております。このことは、障がいのある児童・生徒と障がいのないといいますが、そうした児童・生徒の相互理解を含め、共生社会の実現に向けた取り組みを進める上での重要な役割を担っていると考えております。

なお、美作市内での実施でございますが、昨年度の交流共同学習の実施状況でございます。小学校におきまして週30時間が大体目安でございます。1日6時間、5日間でございますが、その中の授業時数の3分の1以上と、10時間以上実施している割合は、全国の割合が49%のところ美作市は95%でございます。中学校においても同じような割合は、全国の割合が35%のところ63%でございます。いずれにしても全国の割合を大きく上回り、こうした交流共同学習を進めている実態でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

13番（山本 重行君）

3回目の質問に入ります。

先ほどの答弁では、共同学習あるいは交流学習もしっかりやっているとこのふうなことでございました。インクルーシブ教育とは、人としての尊厳であったり意識の向上、人権、基本的な自由及び多様性の尊重、そういったことを目的としてるわけでございます。先ほどからも何度も言ってます、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば合理的な配慮のもとに地域の普通学校で学ぶ、そういったことが必要だというふうなことを言われてるわけであります。その教育、インクルーシブ教育というのは、国際的な潮流でもございます。また、支援学校にしても、通常学校の中で同じ敷地内の中でやろうという、そういった流れであるわけでございます。こうした流れの中で、今、市が考えておられるバレンタインパークを利用して市立の支援学校をするんだと、そういった構想でございますけれども、教育長、どのようにお考えでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

支援学校につきましては、市長の所信表明の中で来年度からは教育委員会がという言葉もございましたけ

れども、まだまだ検討が必要な状況が多くございます。これにつきましては、特別支援学校調査研究特別委員会等も設立されておりますので、そちらにもお伝えをしながら、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、総括です。

13番（山本 重行君）

私たちのほうも特別委員会をつくってやっております。本当に慎重に検討していきましょうということで終わりたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて4項目めに進んでください。

13番（山本 重行君）

市長は、庁舎についての議会での質問に部長に答弁させたり、あるいは市民アンケートを尊重するというふうなことを言われたり、また新春のインタビューではその判断を議会に任せるんだと、委ねるんだと、そういったことも言われております。このような重要案件に対して、そのような姿勢は市長としての自覚や責任について疑問を私は感じます。さまざまなこうした重要案件についての政治姿勢についてお尋ねをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

きのうも同じような問題で御答弁を申し上げまして、私なりに市民の方々の思いを議会と協調、役割分担をしながら誠実に執行するというところでやってきておりまして、御疑問をお持ちになるのは御自由かと存じますけれども、私としては市民の方々との関係において割合御理解をいただく中で、議会にもいろんな役割を果たしていただく。そして、きのう言いましたが、その御判断の前提となる情報提供については、6月の議会までにしっかりと行うというふうなことを申し上げておきましたけれども、残念ながら御欠席でございましたので、その意が伝わってないかと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

13番（山本 重行君）

先ほどは部長が立とうとしたところを市長が立たれたというふうなことで、私が聞いてたらこれも部長が立たれるというふうな感じで思ったわけですけれども、雰囲気を感じて市長が丁寧に答弁をしてくださったわけでございますけれども、本当に私たちは、市長もそうですけれども、市民の負託を得て、質問もこの場で議会の許可を得てやってるわけです。今日まで市長の答弁とか見たときに、当然市長が答弁するべきところを部長にさせてると、そういった状況、少なくとも私はそういうふうに見てるわけですね。ですから、こういう形で私も質問してるわけです。きのう私がいなかったからというふうなことで、ひょっとしたら私もきのう言われたことにダブるかもしれませんが、それは申しわけございません、葬式だったですからね。

あえて聞きます。新庁舎の問題でございます。

市役所の建設促進に関する決議でございます。去年の12月、合併特例債の期限に間に合うように急いで具体的な案を示すべきだと、そういった決議として私も賛同いたしました。具体案を出してほしいと、そういったことを要望してるわけでございます。そういった状況の中で、普通だったらもう準備室といいますか、

そういったものができとかないけんわけです。どうなんですかね、この点については。私にはまだ本当に市長が取り組もうとされてるんかどうかというのは疑問でなりません。どうなんですかね、例えば議会の判断とかというふうに言われるわけですけれども、用地の絡む案件というのはそんなに簡単にいくわけじゃないですよ。あそこの作東インターチェンジ、あれは国会審議が通ったのが平成3年だったですかね。平成17年に完成ですよ。これ14年かかってるわけですね。それほど難しい状況であるわけでございます。本当にやろうと思えば、もっともっと動く必要があるんじゃないでしょうかね。どうなんですかね。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

きのうも申し上げましたように、私どもとしては6月の議会までに重要な判断にかかわる新庁舎の要件であるとか大まかな場所の可能性であるとか、これをお示しをして、議会の判断を仰ぎたいということをお願いして、議員も多分わかっておられると思うんですが、もし用地の交渉をした上でとれそうだとということになったときに、議会がその用地について否と答えたらどうなるかということについてはおわかりだと思います。いろんな言い方ができますけれども、そこは役割分担をしっかりとりながら、ある程度までは私どものほうで議会の判断を仰ぎ、そしてその判断が出たら、徹底的に総力をもって実行していくと、こういうことになる。殊に庁舎問題については地方自治法の定めがあって、議会の判断権限が一般的な案件よりも格段に高く設定をしてあることを考えてもそうなるわけでありまして、ぜひ無理かと思えますけど御理解をいただきたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

13番（山本 重行君）

議会の同意というか、そういったこともわからないわけではないですけどもね。ただ、それは経過があるわけですよ、市長。その間にいろんな例えば特別委員会とか設置をされて、その場所がええか悪いか、そして最終的に購入できるかどうか、それまでに経過というのはわかるわけですよ。ですから、議会が全部で18人ですかね。その中でここだったらどの程度の者が反対する、あるいはどの程度の人が賛成する、そういった状況というのを見ながらやったらいいんじゃないですかね。私はそう思います。市長、本当に何かにつけて責任転嫁をしようとしてるんじゃないかと思えますよ。鳥取の市役所、あそこは本当に政争になった役所だったと思えますけど。そういった重要な案件なんですよ。もっとみずからがどうするんだということについて積極的に思いがあるんだしたら出していただいて、そうすべきじゃないですかね。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

そのことにつきましては、山本議員の御意見としてお伺いいたしました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、総括ありますか。

13番（山本 重行君）

総括あります。今回の所信表明の中で、市長、支援学校の関係も今度は教育委員会に移したと、これこそ私は思うんですよ。もともと教育委員会が持ったらよかったわけですけれども。総括ですから質問じゃございません。この段階で議会が私が見る限り、賛成というよりもむしろ慎重派が多い、地域は2つに割れて

る、こういった状況で今度は教育部局に投げ出すというか、このこと自体が市長の政治姿勢というか、間違ってるんじゃないですか。

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号13番山本重行議員の一般質問を終了します。

これより10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番5番、議席番号14番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

なお、尾高誉久議員よりパネルの持ち込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）〔質問席〕

それでは、11時が来ましたので、皆さんこんにちは。

議長の許可を得ましたので、定例議会の一般質問をさせていただきます。

2月も残りわずかとなり、一雨ごとに足早に駆けてくる春の息吹を感じるころになりました。ことしの冬は気象庁の長期予想がおおむね的中し、美作市においては例年に比べて降雪の少ない暖冬であったと思います。このままの日々が続き、陽光うらかな春を迎えることを願っております。

さて、今定例会の一般質問は、本年4月に施行される改正入管法について、正式な名称は出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律について幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、私がこのような質問を行うのは、美作市、地方自治体と申しますか、全国地方自治体が直面してる課題に大いに関係があります。美作市におきましては、萩原市長は就任以来、いち早く活気にあふれた地域力の向上を目指し、毎年政策懇談会を開催され、各地域のさまざまな意見、要望を施策に反映させてこられました。このもとの軸というか、私独特の表現かもしれませんが、基軸となっているのが2015年度から2019年度、言いかえれば平成27年度から平成31年度までの5年間にわたり取り組むことを明記された美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略であると認識しております。特に重要な施策は、当然人口減少の克服であり、市の取り組む施策の大半が安心して暮らせる住みよい地域づくりの構築と推進に英知を注がれていることと思います。今回の私の質問は、総合戦略の4ページに書かれております政策分野と基本目標、1番、安全で安心して暮らせる福祉の充実、2番、個性を伸ばす教育、文化、芸術の充実、3番、地域産業の活性化と観光振興の充実、4番、自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくりの4本の柱全てに関係するものでありますが、中でも絞り込んで関係の深い3番の地域産業の活性化と観光振興の充実について、総合戦略の20ページに書かれております外国人の移住・定住の促進、外国人技能実習生等の受け入れ、インバウンド観光の推進に取り組み、それに伴う教育と文化について質問いたします。

総合戦略の対象期間が来年度1年余りとなったタイミングで、政府が進める改正入管法を美作市はどのように活用し、人口増加あるいは市の活性化につなげるのか、市の考えをお聞きしたいと思います。外国人労働者の受け入れ拡大を目指す改正入管法について、私なりに新聞やテレビあるいはインターネットなどで情報収集をいたしました。そこで得た結論は、15歳から64歳の生産年齢人口の減少への対応策として施行され

るものと思っております。生産年齢人口は、2008年以降減少の一途をたどり、1990年代約8,700万人の人口が2016年には7,600万人まで減り、25年間で1,000万人もの人口減少に至っているとの調査結果が出ております。この傾向はこれからも続くことが予想されると総務省は推計しており、この影響により全国において人材不足が問題視されております。求人を出しても人が集まらない、特に地方の中小企業であるとかサービス業にとっては人材不足が深刻な問題となっております。美作市としても避けて通れない問題だと思えます。美作市は、1993年から始まった技能実習制度を利用して、作東産業団地初め、市内の企業には多くの中国、ベトナム人の社員が勤務しておりますが、さらに14業種と対象幅を広げた特定技能1号と特定技能2号が新設されるとのことです。

そこで、市民の皆様も改正入管法についてはある程度理解されているとは思いますが、市としてはどのように把握し、また受けとめられておられるのか。1回目の質問として、①入管法の沿革について、②改正入管法の主な概要について説明を求めます。第1回の質問でございます。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

入管法の沿革についてでございますが、出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法は、日本に入国し、または日本から出国する全ての人に適用され、出入国の公正な管理を図るとともに難民の認定手続を整備することを目的としており、昭和26年10月4日に公布、同年11月1日より施行されております。

初めはポツダム命令に基づいて制定された政令で、出入国管理令という題名でした。ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律によりまして、昭和27年4月28日以降、法律としての効力を有するようになっております。また、昭和57年1月1日、難民の地位に関する条例・議定書への加入により、題名が出入国管理令から現在の出入国管理及び難民認定法に改められております。さらに、昭和57年の改正では、従来地位が不確定だった戦前から日本に居住していた韓国、朝鮮、台湾人に特別永住権が認められました。その後、不法入国者、不法就労者の増加が問題化し、また一方で日本が国際社会において果たすべき役割が増大したことなどから、在留資格の明確化など幾度か改正が行われております。

平成21年の通常国会におきまして、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が可決、成立し、同年7月15日に公布された改正法では、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入を初めとして、特別永住者証明書の交付、研修、技能実習制度の見直し、在留資格、留学と就学の一本化、入国者収容所等視察委員会の設置などが盛り込まれております。この新たな在留管理制度の導入に伴いまして、外国人登録制度が廃止されたという経緯もございます。

以上、大まかではあります。入管法の沿革についての説明とさせていただきます。

次に、改正入管法の主な概要についてでございます。

平成30年12月8日成立、同月14日に公布されました改正法は、先般尾高議員がおっしゃいましたとおり、在留資格特定技能1号、特定技能2号の創設、出入国在留管理庁の設置等を主な内容とするものでございます。

中小、小規模事業者を初めとした深刻化する人手不足に対応するため、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性、技能を有する外国人の受け入れを図るため、当該技能を有する外国人に対し、新たな在留資格に係る制度等を設けております。新たに創設された在留資格の特定技能1

号は、特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格で、特定技能第2号は同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格となっております。特定産業分野は、介護、産業機械製造業、自動車整備、宿泊、農業など14分野となっております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。

入管法は、昭和26年といいますと、私は24年ですから2歳のときです。角南部長はお生まれになってないかもしれませんが、私も角南部長もわかったような気持ちでこれを捉えておりますが、私の中でも昭和57年の改正で、従来地位が不確定だった、戦前から日本に居留していた、韓国、朝鮮、台湾の人に特定永住権が認められましたと、ここが非常に大事なことだろうと。これから先、外国の方が日本に大変たくさんの方が仕事に、また人材不足を補うために、また留学に来られる中で、どのようにつき合っていくかという大きな課題がある中で、この57年の出来事は心に強く銘記する必要があると考えております。

部長答弁の中で14分野とおっしゃられたんですけども、14業種というどちらでも表現はありですけど、このたび14業種が増えたわけですけど、もとは、もとというのは非常にニュアンスが難しいんですけど、もたないんですけど、ベースになってるものは何業種、何分野あったのかは、この次に、2回目の質問の後お答え願いたいと思います。

それじゃ、議長、2回目の質問をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ。

14番（尾高 誉久君）

1回目の質問の中で触れましたが、少子・高齢化が進み、人材不足を補うために入管法が改正されたと理解していますが、美作市はどのように取り組まれるのか。市長が施策の柱とされている総合戦略の先ほども申しましたように3番の地域産業の活性化と観光振興の充実の中で、外国人の移住・定住、インバウンドによる観光推進等にいかに結びつけていかれるのかを、具体的な項目を示しながらお伺いいたします。

そのためにパネルを用意します。

まず、私が把握した情報をもとに考えを申し上げます。

これは、大手新聞社の2019年、本年ですね、2月16日、17日、18日の特別紙面を使って掲載されたものの一部でございます。これによると、政府は今回の改正入管法を施行することで、現在の技能実習生と特定技能1号を合わせて5年間で約34万5,000人の外国人の受け入れが可能と考えております。

次に、全国1,741市町村にどれくらいの技術実習生や留学生等の在留外国人がいるかという、2018年6月末現在で263万7,000人となり、過去最多を更新したという調査結果が出ております。また、平成30年12月の住民基本台帳の数字によると、市区町村の人口において外国人割合が5%を超えているのは、ここに書いておりますように43と、市区町村が1,741あるわけですけど1,741分の43、これが外国人割合5%超ということになっております。また、それより驚くべきは、7区町村において外国人の占める割合が10%を超える数字となっております。

さらに、都会を除く地方の市町村における概要を簡単に説明いたします。

1位は、ちょうど所さんのダーツのようになるところを示しておるわけですけど、北海道の占冠村、アイヌ

語で上流の静かな場所というのがもとだと聞いておりますが26.06%、台湾出身の増加が目立ち、多くは観光産業に従事している。高層のリゾートホテルがあるようです。2位は群馬県大泉町で18.24%、約50カ国、また国と言わず地域という名前の、7,600人の外国人の方で、インドネシア人の増加が目立つとのことでございます。3位は岐阜県美濃加茂市で8.64%、製造業が主な勤務先、永住者、定住者、日本人の配偶者が多いとのこと。先ほど2位の群馬県はここですね。それから、今の岐阜県的美濃加茂市がここでございます。それから4位、福岡県の苅田町、ここが4位の苅田町ですけど3.84%、特定技能1号では建設業など6業種の受け入れを強く望んでおられ、ベトナム人の増加が目立っているそうです。5位は中国の広島県安芸高田市、安芸高田はここに当たると思いますが、2.31%でございます。外国人割合は全国平均をここは上回っておりますが、市は人口減少対策として外国人の移住促進を掲げておられます。

など、ほかにもありますが、全国の市町村が最終目標である人口増と町の発展に向けて、誘致企業であるとか宿泊施設であるとか、あるいは地場産業育成など、さまざまな業種への労働力、人材確保を目指して、地域の魅力や雇用条件、環境など、あらゆる情報を発信しているとのこと。今後は、本年4月の改正入管法が施行されることで、外国人の人材確保に向けた競争が激化するのではないのでしょうか。さらに、自治体が受け入れを強く望む業種については、強く望む業種というのはこちらに示しておりますけど、こちらが国が受け入れを希望する業種はこういう業種だということですけど、地方自治体の一番望んで同じく介護におきましては858自治体、農業においては、農業はここなんですけど、ここに順番で1、2、3の順でなっとるものを読み上げますと、農業が761自治体。複数回答でございますので、合計した場合が1,741にはなりません。複数回答で望まれとるということを確認の上、私の説明を聞いていただきたい。建設業は618自治体、製造業は262自治体、非常に美作と関係の深い宿泊業は222自治体が上位を占めており、美作市においては介護、農業は必要な業種であると認識しておりますが、先ほども触れましたように、何よりも求められていることは受け入れる側、自治体や企業、個人事業主も含めた外国人を生活者として地域住民として捉えて支援を充実させ、働きやすい、暮らしやすいことをアピールできる環境整備が急務であり、外国人にとって住んでみたい、働きたいと思ってもらえる気持ちが湧く施策に取り組むことが優秀な人材確保につながる第一歩ではないでしょうか。また、今回の改正で宿泊業にも枠が広げられたことは、湯郷温泉を中心として、ゴルフ場、観光施設へのインバウンドによる観光振興の一助、変革とはならなくて一助になるのではないかと、第一歩を踏み出したんじゃないかと希望的な思いを持っておりますが、また岡山空港から1日1便のシャトルバスの試験運転も3月3日までたしか一月間行われると聞いております。よりよい結果が出ることを期待しております。

美作市にとりまして、湯郷温泉の活性化と維持は必要不可欠であるとの思いに基づき、スタッフの一員としての外国人の人材確保、最終的には定住を含めた総合的な観点から2回目の質問をします。

①としまして、宿泊業界の人手不足は全業界の中でも突出して高い離職率とのことですが、在留資格特定技能1号の枠組みにより、美作市の観光業への影響についてお尋ねいたします。

②、美作市民の外国人とのかかわりや交流についてどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

③、おのおのの文化、習慣の違いはあれ、その認識と理解が必要と思いますが、どのように取り組まれるのかお尋ねいたします。

④、私はアクティブ・ラーニングを教育改革ということで教育長にも質問したことがあります。10年ないし20年たつと47%のものが機械化になると、今存在しない会社の名前が、そのころには65%のものが新たな名前の会社が立ち上がるだろうというような中で、これも安倍内閣の教育改革として取り組んでることでしょうが、小学校にも英語教育を取り入れることになっておりますが、外国人を受け入れることで田舎と都会

の格差の解消につながらないだろうか、外国語教育等が身近なものになるのではないだろうかというような希望を込めてお尋ねをいたします。

⑤、食を介しての交流はできないものか。文化や習慣の継承に今まさに元気な高齢者の活躍は考えられないか。後期青年団という言葉は今に覚えておりますが、元気な高齢者の方が立ち上がる、そして心細い思いで、私が外国に行ってもそうだと思うんですが、思いの中で本当に潤滑油になってくれるのは高齢者の温かいほほ笑みじゃないかと、そのような思いからお尋ねしております。

⑥、日本の文化とは何か。今、外国人が来る中で見詰めなければならないのは、英語は下手なんですけどアイデンティティーというんですか、日本の個性といますか、日本の特徴といますか、そのものを言語化する必要が私はあるのではないかと。どのように思われますか、お尋ねいたします。

それで、1から5までの全国の自治体における課題とその取り組み状況についてもお尋ねいたします。

以上、2回目の質問です。よろしくお願いたします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

私のほうからは、新しいこの在留資格、特定技能1号の美作市の観光業への影響について答弁をさせていただきます。

宿泊業は、労働者不足であることから、この出入国管理法の改正に伴い、外国人の新たな在留資格である特定技能1号の対象業種ということになります。これまで宿泊業への外国人就労は在留資格としてある技術、人文知識、国際業務、この在留資格がありますが、この資格を活用した通訳などの専門的な分野の業務に限られてきました。宿泊業の特定技能1号は、指定の試験に合格した外国人が対象で、フルタイムの直接雇用や日本人と同等以上の報酬などの要件がございます。対象業務は、フロント、企画・広報、接客、レストランサービスなどで、これら業務に従事する日本人が通常行う館内販売や館内備品の点検、交換などの関連業務に付随的に従事することは問題ないというふうにされています。しかし、日本での就労は通算5年に限定されるものでございます。宿泊業は、従来あります技能実習制度の対象業種にはなっておりません。したがって、技能実習を修了して特定技能に移行するということはありません。特定技能1号の在留資格を得るためには、実技試験なり日本語試験に合格することが必要でございます。この試験は本年4月から国内で始まり、その後海外で行われるということでございますが、今後宿泊業が現在ある技能実習制度の対象となっていくのか、またより熟練した方を対象とし、長期にわたり雇用することができる特定技能2号の対象となっていくのかなど、外国人の在留資格がどうなっていくか注意が必要だと考えております。

市内においては、例えば訪日客の母国語が話せる外国人労働者を雇用することでインバウンド対策になるのか、また特定技能1号の労働者に実際どういった業務を課すことができるのかなど、その効果を見きわめていくことになるというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、尾高議員の2回目の質問でございます。

②の美作市民と外国人とのかかわりや交流についてどのように考えているか。それから、③のおのおの文化、習慣の違いはあれ、その認識と理解が必要と思うが、どのような取り組みを行うのか。⑤の食を介しての交流はできないか。文化や習慣の継承に高齢者の活躍は考えられないか。文化の言語化といった御質問

でございます。

本市におきましては、技能実習生などの外国人の方々が年々増加傾向にございます。1月末現在で申し上げますと、昨年度末に比べまして90人増の376人の方々が市内に在住されております。今後ますます増加することが予想されます外国人住民の皆様との共生のためには、当人たちの努力もさることながら、彼らを地域社会の貴重な担い手として受け入れるための意識啓発が求められると考えております。市としましては、平成28年1月からベトナム人嘱託職員を採用してありまして、日越友好協会の協力のもと、ベトナム国との交流事業の推進役として、外国人技能実習生の相談や警察署、消防署、小・中学校での講師などの業務に携わっております。

住民一人一人が参加する裾野の広い意識啓発活動を企業や関係団体などの関係機関と継続的に行っていくことが、多様な価値観を認め合う新しい社会の構築につながると思います。そのためには、交流イベントや日本語教室、地域社会や自治会等での日常の活動の場においてもさまざまな機会を捉えて、顔の見える関係を構築するための工夫を凝らしながら、地道に行っていく必要があると考えております。外国人の方々から選ばれる自治体として、美作市での生活を楽しんでいただけるような交流機会を今後ともつくってまいりたいと考えております。

次に、1から5の全国の自治体における課題とその取り組みの状況でございますが、議員おっしゃられたとおり全国ベースで見ますと2018年6月末までの外国人の数は263万7,000人と過去最高を更新しております。先ほども議員おっしゃったとおり、市区町村別に見ますと北海道の占冠村を初め、7区町村で外国人の割合が10%を超えているという現状でございます。また、都道府県ごとの外国人の割合は、東京都が4.02%、愛知県が3.34%となっております。大都市部に外国人割合の高い自治体が多い傾向があらわれております。過去4年間ではベトナムが1位を占める自治体が5割強ということも出ております。

全国の課題とその取り組み状況についてでございますが、どちらの自治体もまず課題に上げているのが多言語による地域の情報で、外国人労働者は地域で生活していく上で地域の情報が重要課題となっており、ごみ出しの問題や災害時の対応、病院等でのやりとり、それから子どもの教育など、そうした生活支援が一番の課題と思われれます。具体的な取り組みとしまして主なものは、外国人児童・生徒がともに学び合う教育環境の整備、生活支援介護、福祉分野におきましては、意思疎通が困難な被保険者に対して、コミュニケーションサポーターとして通訳を派遣、保健医療分野におきましては多言語による母子健康手帳や指導リーフレットの作成、配布、また救急車に外国人傷病者観察表や自動音声通訳機を設置、労働分野におきましては地域就労支援事業や就労生活相談事業、そのほかには多言語情報紙の発行や多言語の避難場所への看板設置などが上げられます。また、庁舎における中国語、ベトナム語での通訳者を配置し、行政手続を初め外国人の就労や入居を支援、人権啓発や生活相談、日本語学習支援など多面的な生活全般にわたる支援を行うなど、各自自治体においてそれぞれ工夫し、取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

小学校にも英語教育を取り入れるんだけど、外国人を受け入れることで格差解消、あるいは外国語教育が身近なものになるのではとの御質問でございます。

先ほど尾高議員御指摘がございましたが、今の小学生46%が今はない職業につくであろうと、そしてまた簡単に単純な業務のうち65%は自動化されるであろうというふうに言われております。

そうした中で、外国語教育ということもしっかりしていかなければならないということで、現在小学校から外国語活動として興味、関心を高めるとかという活動に取り組んでおります。このことを受けまして、教育委員会といたしましては、小・中学校の外国語指導助手を今までは小学校2人、中学校2人でございましたけれども、この4人から5人に増員し、母国語としての英語に触れる機会、文化を知る機会が増えるようにいたしております。また、教育委員会が進めます保幼小中の一貫教育によりまして、保育園からそうしたALT、外国語の指導助手に触れ合う機会を増やすということで身近なものにしたいと、そのようになると外国語教育が身近なものになるのではというふうに考えて進めているところでございます。またさらに、小学校、中学校におきましては、ふるさと美作、日本の文化、これをしっかりと学び、ふるさとを愛し、そしてふるさとに誇りを持つと、こうしたことも進めております。これがまずはみずからのふるさとを知る、そして日本を知ることが、先ほど議員がおっしゃいました、みずからのアイデンティティーと、外国語を言ってただ単に言葉を知るのではなく、語るべきみずからを持つということも必要かと思っておりますので、そうしたことも含めましてしっかりと教育活動を進めてまいりたいというふう考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。

企画振興部長心得の私が食を介しての高齢者の活躍、後期青年団という思いを言ったのに対する答えは、地域社会や自治会等で日常の生活の場においても、さまざまな機会を捉えて、顔の見える関係を構築するための工夫を凝らしというところが当たるのかもしれませんが、これは部長心得の思いで結構でございますので、私が思うのは例えば中央公民館の話が出ておりましたけれども、そういうところを利用して、高齢者の人が日本の食とはこういうもんなんだと、きっと日越の関係で向こうに行かれていろんなものを食されとることと思うんですが、ベトナムの食というのはこうなんだと、日本の食はこうなんだと、そういうようなことをすることによって、言葉は通じなくても何か通じるんじゃないかなと、そういう心の触れ合いというようなものに食というものは、市長の一つの考え方は育食住にあるということでございますけど、育食住の食というものは大変生きるに当たって大事なことだと考えておりますので、もし部長心得が何かありましたら、私はそういう安全・安心の中で年寄りの方と会うと、それが急に犯罪には結びつかないと。この改正入管法で大手新聞が調べとるのでは、犯罪について危惧されとる自治体はかなり少ないというようなことで、ただ災害等においてはどうだろうかという疑問も呈しておられますけども、そのようなお考えがもしあれば御答弁いただければと思っております。

それから、私が角南部長には答弁をお願いするといった14業種の前の、3回目の質問の後でもよろしいから、質問したことについては答えていただきたいなと私は思っております。それがルールだと思ってるんで、気をつけてもらいたいと。

経済部長の答弁の中で、技能実習が行われてない業種ですので、技能実習を終了して、特定技能に移行ということはありません。現在の技能実習制度の中には宿泊業はないからでしょうという部分で、部長の80分野というか業種の中にそれが無いということを裏づけて、それで特定技能1号であるとか2号であるとか、2号というのはここに書いてありますようにまだ未定なんですよね。そのことについて、ある意味では国は見切り発車してるという部分で衆参がもめたわけですから、野党の考え、与党の考えが違うわけなんで、そのことを今からよく認識しておかなければいけないですけども、全国の自治体は既に動いてると。きのうの安藤議員の話じゃないですけど、本当にスピードを持って今時代が動いてんだという私は認識を持つとるわ

けてございます。この宿泊業も技能実習の中に取り入れられたら、それはかなり移住・定住の中で希望が持てるなという思いがしております。そのようなことを言いながら、3回目の、議長、質問に入ります。

もう3回目の質問ですが、改正入管法については、全国で課題を持って取り組んでいる自治体は相当数あるとのこと。この課題は、我々団塊の世代も少なからずかかわっている問題であると考えています。それは確実にやってきます。近い将来、子どもや孫の時代に訪れる避けて通れない難題です。まさに鎖国から開国にかじを切った英断を迫られるときが迫っています。明治維新の開国、第2次世界大戦終戦後の開国に続く第3の開国と言っても過言ではありません。それと同時に、日本の文化とは何か、国家とは何か、地方とは何か、家族、子孫とは、歴史とは、憲法とは、そして美作市とは何か、いま一度私たちの足元を見詰め直す必要があるのではないのでしょうか。間もなく平成という幕がおり、新たな元号の時代を迎えるに当たって、私は一石を投じたいという思いからの質問です。今からまずできることは始めなければならない。美作市民皆様の御理解と御協力を得ながら、先進地の視察、地場産業の状況把握と分析等、何をなすべきかの思いからの質問でありますので、熱意ある答弁をお願いしたいと思います。3回目の質問でございます。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

先ほど失礼しました。現在の在留資格14分野を追加する予定ですけれども、現在の状況です。

日本に入国、在留する外国人に対して、その外国人が行う活動の内容に応じて付与される資格を指しております。外交であったり芸術、教育、介護、そういったもので全部で36種類があります。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今、市民部長の答弁は多分若干納得されてないんで、後からまたするようにします。

さて、先ほどの御質問は、この入管法の改正に見られるような、議員の言葉を拝借すれば、まさに第3の開国というような状況。これは、もう一個前にあった言葉を拝借しますと、確実に変わってくる。その確実さというのは、日本の人口動態の変動がもうある一定の限度を超えている中で、日本が今後生き残っていくためにはこういった形での外国との交わりの新たな展開をせざるを得ないと、こういうことなんです。

そのことについて私の若干の考え方を申し上げておきますと、確実にやってこざるを得ない、あるいは追いつけ外国人が増えていくんであるけれども、私が思ってるのは大きければ日本全体の社会が、あるいはそれぞれの自治体が自分たちが納得するような求める姿で達成するかどうかというところだと思ってるんです。例で申し上げますと、例えばシリアの問題を発端にして欧州各国にいろんな方々が出ていった。そのちょっと前でいうと、トルコの方々もそうだったんですけども。その結果として、欧州のいろんな国において、移民、難民の受け入れ問題が政策的あるいは政治的な論点となって、多くの国でやや排外主義的な傾向のある政党が育って行って、今、見直しが行われつつあるという状況があるんですが、見方を変えると市民の方々が自分たちが納得できる姿での外国との交流じゃなかったということが恐らくある程度妥当してると思うんです。私は、今直ちに例えば占冠のように10%を超えて当市に流入があるとは思ってませんし、急激な変化をするといろんなひずみが出てくるんだろうというふうに思うんです。基本は、日本に来る方々が、あるいは美作市に来る方々が納得いただいて、多文化共生とはいうものの実際のところ日本化してほしいということなんです、美作市化してほしいと。我々の地域をとともに担う、岡山県から見ると難しいとこらしい

んだけれども、それなりに独立心があって、我々は物に流されないという、この風土というふうなものをともにしょっていく仲間になってほしい。したがって、私としてはいろんな形で日本語がもっともっとできるようになっていくという環境をつくっていききたい。もちろん我々もある程度外国のことを知らなきゃいけない。脱線になりますけども、私は英語は割とやりましたけども、英語をやったことの最大のポイントは、向こうのサイドに立って自分たちを見ることができるようになったんで、自分たちのよさがわかると、ここなんですよね。少なくとも自分を見る視点を内側に持つだけじゃなくて外側から持つことによって、ようやく自分の文化がわかるというところもあるわけでありますから、そういう意味では1個の窓は必ず開いておくべきだろうけども、かといって我々のような小規模の自治体において、大泉じゃないですけど、50カ国の各国からの職員が企画にいるなんていうことはようできんわけでありますから、きちっと我々の文化になじんでくれそうな方々を何カ国か限定をしながら、しっかりと関係を取り結んでいくというふうなことが必要だろうと思うんです。

思い起こしますと、今、第3回目の開国ということになりましたが、太古日本には人はいなかったんです、太古。どっからか来てるんですね。起源説で南方、北方、韓国系というのが3つあるんですが、鹿児島文化なんか司馬遼太郎の本を読んでますと南方系の文化が色濃く残っているとか。でも、結局それぞれの文化が寄り集まっていく中で日本語という言葉ができて、これは一度も侵されたことがありません。全てのもを受容しながら日本の特徴を担保してきている。その特徴というのは、恐らく宗教的に、これも司馬遼太郎の受け売りですけども、儒教的ではなかった。儒教というのは階層性を家族の中に持つんですが、非常に平等性の強い思想を持っていたこと。それから、韓国の例をちょっと言うと、若干語弊があるんですが、儒教の中に入ってる恨という恨みという言葉が儒教の裏返しであるらしいんですけども、そういうものについて割合あっさりしてたというふうなことを特徴で持ってるんだというふうなことを聞いたことがありますけども、そういう意味で世界の国の中で日本というのは特別な国であって、そしていろんなアンケートなんかを見てみると、日本に対する好感度はとても高く、先日亡くなったドナルド・キーンさんなんていうのは、日本がなかったら彼は一生が無だったというぐらい日本が大好き、日本があればこそ自分は生きてこれたという外国籍の方もおられる。したがって、私たちはこの日本の文化を1,000年後、2,000年後においても世界に貢献するものとして残すことに大きな責務があって、そしてその日本の文化もまたそれぞれの地域の特性があって、若干の多様性をずっと中に持ちながら日本であるとすれば、私たちの文化、美作の文化というのは岡山県の中では割と特徴的なんですけども、その文化こそが我々は守る必要がある。人口がゼロになったら守れない。しかし、その文化をしょわれないような気持ちの人がどやっとなってきたんじゃ、今度は文化が押し潰されちゃう。したがって、ある程度のゆっくりしたかげんを持ちながら、じわじわと同化を進めていく。英語も話すけど、できたら日本語話してちょうだいと、できたら美作の言葉で方言ももっと含めてともに語っていただくような方々に増えてほしいなと私たちは思ってる。つまり、確実にやってくる未来、追っつけそうなることなだけで、それを私たちの社会の都合のいい形でぜひやっていきたいというのが私の個人的な思いであります。そのために国はある程度限定をせざるを得ない、ベトナムだけとはいいませんけども、ベトナムは、今、美作市内の企業文化でいうと完全になじんでいる、問題はほとんどない。この後フィリピンなのかインドネシアなのか、あるいは欧州のどこかかもしれませんけども、お互いに気脈が通じて安心できる国があれば、そういうところとの関係も進化をさせながら、ぜひいい日本人に、いい美作人になってほしいなというふうには私は思う次第であります。大坂なおみさん、何人かというのは議論が若干あるんですけども、日本のテニス協会に対する思いを語っているところを見ると、完全に性根、心持ちが日本人だと、こう思う。そういう方々をぜひこの町にも増やしていければというふうには思っていま

す。

まだまだこの入管法というのは入り口段階の法改正であろうとは思いますが、そこにあらわれてる精神に私は割合賛同しています。人数について余り爆発的な増え方じゃなくて我々が管理できる、あるいはおつき合いを精密にできるというような方式をとろうという思いがあること、そしてさらにそのことを役所の組織としてやるような部門をつくって、日本の開国が攘夷思想に結びつかないようにしていくんだというような節度を持って、第3の開国をしようという態度については、私は大変すぐれた方向性を示しているというふうに思っております。最後に言いますが、したがって我々は、この入管法も含めて私たちの町に同化してくれる外国人の方々を呼んでいきたいんだと、そしてそのためにもさまざま今までやってきた施策っていうのは効果が上がってきているだろうというふうに思っております。

終わりになりますが、こういった質問、恐らく市議会ではなかなか聞けない質問であります。答弁者もなかなか苦勞しておったようでございますけれども、ぜひ市民の方々にはこれが本当に抜き差しならないというか確実にやってくる未来を我がものにするという政策なんだということを言えるチャンスを与えていただきましたことに感謝をいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員、総括です。

14番（尾高 誉久君）

ちょうど6分前ですか、いい時間になった総括ですが、本当に市長ありがとうございます。初めて、きょうお休みの議員と私と共通した部分は、枝葉に行っちゃって、いつも山の上を飛んで、幹の質問ができないと思うんですけど、やっとここまでどり着きました。総括ですので、市長と本当に私も同じ考えなのが、50カ国じゃなくてバレンタイン姉妹都市、または剣道でのベルギーでいいんですかね、また日越はそうあります。それから、これはもともとポツダム宣言というのは太平洋戦争ということがあったんですけども、その昔は明治維新でも小栗上野介という家老がおりまして、立派な。勝海舟が尊敬した幕臣でございます。彼は皆さん家族中で斬首されますけど、彼がいたから日清戦争は勝ったんだと東郷平八郎は感謝したそうです。当時官軍も幕軍も考えていたことは、開国しなけりゃいけないんだという考えを持って井伊直弼は桜田門で倒れましたが、その日本人の気持ち、当時の気持ちがいささかも狂いはなかったんじゃないかなと、そう思っております。ですから、反対される方がるのでこの是非は別にしてちょっと言いますと、例えばベトナムの方にとってはホーチミン像というものは、だから是非は別なんですよ、ベトナムの人が見たときに安堵感というか、心のよりどころを持つんじゃないかなと。余り深く言いませんけど、聖火ランナーが走ったことを知らない皆さんに参考のために言いますと、台湾には新高山という山があります。それは、富士山よりも高い山です。ニイタカヤマノボレ、トラトラトラというのをわかる人がまたいないと思いますけど、それは控えます。というのは、台湾というところに私は行ったことはありませんが、新高山があるという身近に感じると。というのは、皆さんが大河ドラマで徳川吉宗は松平健さんじゃありませんか。だけど、そこに隣のお兄さんのような感覚というものを持つ、これがベースだと思っておりますし、それがこの美作にベトナムの人、または台湾の人、中国の人が同化してくれることを市長が非常に望んでると。地域手当2割、非常に不利な段階で、それをカバーするものは、私たちのそういう心だと、そういうものを伝えていくんだということだと思います。

尾高節を余り言っとったらいけませんので、いろんな思いがありますが、今回改正入管法についての質問をいたしました。この問題に関しましては、引き続きこれからも取り組んでまいりたいと思います。入管法というのは農業にも関係し、中小企業にも関係しております。福祉というのは少子・高齢者、障がい者の福

祉であるけど、これから考えなきゃいけないのは農業福祉かもしれません、中小企業福祉かもしれません。そのような福祉というものをもって、福祉の網でもって、日本の発展はもちろん美作市の発展のために、微力ながら今後も市会議員活動を続けてまいりたいということを申し上げまして、3月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番5番、議席番号14番尾高誉久議員の一般質問を終了いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番6番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

それでは、ただいまより私、6番倉地の30年度3月議会の一般質問に入らせていただきます。

今回私は、美作市のまち・ひと・しごと創生総合戦略、昨年10月に審議会を開催して、改訂版というものを発表しておられます。その内容について、総合戦略の中の第2章で安全・安心して暮らせる福祉の充実の件の部門で3件、それから個性を伸ばす教育、文化、芸術の充実、この件で12件、地域産業の活性化と観光振興の充実、これで4件、以上が上がってるわけですが、この中で私が特に気になるというか、今回お尋ねしたいと思う項目について7件お尋ねしたいと思います。

まず、1つ目としては、看護、介護専門学校の確保、看護師等養成学校について。それから、2番として、発達が気になる子どもと保護者の支援について。それから、3番目として、若者の自立支援、社会参加の取り組みについて。そして、4番目に地域資源を生かしたスポーツ等の人材育成と文化の醸成について。5項目めとして、高等学校普通科の魅力向上について。また、6番目として、安全で安心して暮らせる福祉の充実。そして、最後に、自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくりについてという7つの項目についてお尋ねをしたいと思います。

まず、1番目に上げましたスポーツ医療看護学校の現状についてであります。この報告の中で30年度入学者は39名、地元林野高校や近隣高校からも多数の入学希望者があり、また専任教員や事務職員等、さらには市内において関連産業の雇用も創出されるものと見込まれてるとして、重要業績評価KPIで平成32年3月時点での専修学校の在学者数を180人としてあります。昨年10月に先ほど言いました総合戦略推進会議でKPIを引き下げる項目はないというふうに報告されてありますが、現状をどのように分析し、どう成果につなげていくのかについて、まず1回目お尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。倉地議員の1回目の1番の御質問でございます。

昨年10月発表の改訂版における内容及び成果についてでございますが、昨年10月の総合戦略会議におきまして、平成29年度の取り組み状況と総合戦略の改訂（案）につきまして、委員の皆様より御意見をいただい

た上で取り組みの進展を踏まえたK P I 全体の再検討を行っておりまして、御質問の看護、介護専門職の確保、看護師等養成学校の誘致のK P I 値、重要業績評価指標につきましては、平成32年3月時点での専修学校の在学者数を180人としておりますが、これについての変更はしておりません。学校が開校しましたことによりまして、平成30年4月からは民間の学生向けマンションに学生が入居するなど、地元への経済波及効果も出てきているという状況でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2回目。1年目の報告によりまして、それぞれ学科定員について、看護学科40名が3年間で120名、スポーツ医療、柔道スポーツトレーナーが30名で4年で120名、介護福祉学科40名で2年で80名、日本語学科40名で1年で40名で、合計360名という総学生数の目標で発足しております。2017年の改訂版では、1年当たり看護学科40名などが養成されることになりましたとし、三県境地域創生会議の枠組みを活用する地域連携による取り組みが有効であるとして、経済連携協定、E P Aに基づき、外国人看護師、介護福祉士の受け入れが開始されており、今後のニーズが高まる、日本国内における研修生受け入れ機関としてのニーズが高まるとしてきたが、当初の目的では1年で看護学科が40名、スポーツ医療学科が30名、介護福祉科40名、日本語学科40名、合計150名となるべきものであると思われるが、30年度の入学者は39名と、150人に対しては26%という状況ではないかと思えます。答弁の中で32年3月時点での在学者を180名としてありますが、29年開学から3年の年度末である本来の目標は年150名掛ける3年の450名になるべきではないのか、これ私の計算ですけれども。また、日本語学科については昨年10月からとされていたが、これらの応募者の数はどうなっているのか。林野高校や近隣の高校からも応募があるとされているが、どこの高校からどの程度の応募があったのか。学生募集は学校側が行うことであるかもしれないが、三県境地域創生会議などの取り組みは行政が積極的に取り組まなければならない課題だと思われるが、どのような取り組みがされたのかお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、1項目めの2回目の質問にお答えさせていただきます。

今回の見直しにつきましては、平成29年度までの取り組みを踏まえた見直しでありまして、専修学校が平成30年4月開校の1年目であることから、総合戦略推進会議での検討の結果、K P I 値の180人は変更してないということでございます。

K P I 値の達成に向けましては、岡山、兵庫、鳥取県の高等学校を中心に、訪問による説明や進学説明会への参加及び三県境地域の行政機関等へのP R活動など、専修学校の学生募集活動にも行政としても協力してるところでございます。

また、日本語学科につきましては、国の認可基準の方向性が変わったため、認可がおくれているという状況であるとお聞きしております。

なお、応募状況につきましては公表されておりませんが、総合戦略には地元林野高校や近隣高校からも多数の入学者があると記載させていただいておりまして、これは学校のホームページに林野高校から3名、それから美作高校から3名といった学生が紹介されていることが確認できたことから記載しているということでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、3回目です。

6番（倉地 重夫君）

林野高校から3名とか美作高校から3名という人数を多数の応募者があると捉えるかどうかということ、私も首をかしげるとこなんですけれども。ことしも4月の新入学生の応募状況というんですか、そういうものについてはどのようにつかんでおられるか。昨年については、39名が新年度で開学と同時に入学したということですが、現時点での、31年4月からの学年というんですか、この学年に対する応募状況などについてはどのように把握されておられるのかお尋ねしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、3回目の御質問でございますが、平成31年度の応募状況ということでございますけれども、この状況につきましては学校のほうで公表されておりませんので、正確な数字をお答えすることができません。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、総括です。

6番（倉地 重夫君）

いずれにしても、かなりの生徒が集まる、そして大原地域に経済あるいは人的交流についても多大な期待を設定して開学した学校でありますから、生徒が目的の4分の1ですか、二十何%という状況に甘んじるということは許されないというか、しっかり生徒がどうしたら確保できるのか、もちろん学校側が取り組むことですが、美作市もそういうことに対してこれだけの生徒が集まるんだという思いで開学したわけありますから、そこら辺をしっかりと学校とも協議をして、しっかり学生が集まるような対応をしていただきたいと思います。

2項目めに入ります。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ、2項目めに進めてください。

6番（倉地 重夫君）

発達が気になる子どもと保護者の支援、発達支援センター設立事業について。これは、きのう安藤議員なんかの答弁でかなりの部分が答えられたと思うんですが、28年4月より保健センター福祉部に継続的かつ専門的に支援を行う機関として美作市発達支援センターを開設し、発達における困り感の相談や療育支援、関係機関との連携体制などを整え、専門家による活動を開始しているとして、子育て世代の親の転入数を当初の10組から26組に引き上げられているが、具体的にどのような取り組み、今回の目標の変更を行ったのかお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、2項目め、発達が気になる子どもと保護者の支援について、発達支援センター設立事業について答弁させていただきます。

平成28年4月に臨床心理士や保健師、保育士、元小学校教諭、看護師から成る専門スタッフを配置しました発達支援センターを保健センター内に開設しております。これによりまして、子どもの発達に関する相談窓口が明確になり、また教育委員会と協働し、幼稚園、保育園を専門スタッフが巡回する巡回相談事業を開始しております。平成29年度の活動内容は、7つの保育園で延べ47回、180人のケース検討を行い、また同センターの活動としましては、相談143件、延べ260回の個別相談、58件のケース会議を実施しているところでございます。

発達支援センターは、幼少期の相談先として着実に市民の方々に浸透してきておりまして、転入者の中には美作市の発達障がい支援の充実を評価しての転入もございまして、平成29年度には改訂前の指標値である10組を達成し、順調な伸びを見せていることから、今後さらなる増加を目指すため、26組に上方修正しております。センター設立により、発達障がいを中心とした個別相談の増加及び各機関連携強化が進んでおりまして、障がいがあっても暮らしやすい地域づくりのための重要な拠点となっており、今後も増える見込みであると考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2回目。効果的な取り組みがなされてるということだと思います。個々に合った具体的な取り組みが評価され、利用者同士の横のつながりなどで増えていったと思われるが、答弁のような件数、回数を行うには、これらに対応する職員の充実はされているのか。また、臨床心理士、看護師など専門知識を持ったスタッフ、支援される要因など高度な知識が必要になると思われるが、これらの対応は十分行われているのか。子どもと保護者の支援という取り組みではあるが、重度の障がいを持たれている保護者の皆さんの思いは、自分たちが高齢になっていく中で将来のことを案じておられます。昨年4月、豊野地区に開設された、小規模多機能型居宅介護施設に併設された、サービス付き住宅の中に障がい者用住宅も整備したとなっておりますが、これらの受け入れ内容や利用状況はどのようになっていますか。どのような条件の方がどのような形で利用できるのかをお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、倉地議員2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

発達支援体制につきましては、平素から教育部局との連携を図り、協働して進めているところでございますが、保健福祉部では発達支援センターがその中心な役割を果たしております。

現在のセンターの職員は、保健師が1名、臨床心理士が1名、保育士が2名、元小学校教諭が2名、元高校養護教諭が1名、社会福祉主事1名で、いずれも児童・生徒への支援の経験が豊富な方々に業務に当たっていただいております。ただ、保健師以外は嘱託職員、あるいは時間単位で勤務をしていただいている状況にあります。ついては、来年度より心理士を正職員2名体制とし、現在増えている心理検査や相談業務の充実に向けていきたいと考えております。

次に、障がいのある方のついの住みかの課題ですが、障がいがあっても施設に入所することなく、住みれた地域で暮らすことができる環境づくりを進めるために、昨年4月に豊野地区に開設されたサービス付高齢者住宅に併設という形で障がい者向け住宅を建築しております。1人部屋が2戸で、家賃は1カ月6万円と共益費1万円となっております。入居時に敷金として3カ月分が必要です。食事を希望の方には3食

1,300円で提供できるとしております。現在のところ利用はございませんが、障がいがある子どもさんの将来に不安を抱える保護者の方々に体験宿泊等も企画提案するなど、寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、3回目です。

6番（倉地 重夫君）

3回目。先ほど言った障がい者の居宅介護施設ということですが、1カ月の利用料が6万円というのは障がいを持たれてる方の負担にしてはかなり高額かなという思いがします。こういったものに対する国や県、こういったところの減免制度とか補助制度とか、そういったものはどうなってるのか。私もよく調べていないもんで、そういうものがあれば、利用者の負担が最終的にどれぐらいで利用できるのかというふうなことを教えていただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

現在のところこの障がい者の住宅につきましては、政策的な建物ではございませんので、全てのものが実費負担ということになります。将来的に障がい者が入られる施設として、例えば障がい者の補助制度が適用できるとか介護保険の制度が適用できるとかといった、そういった制度の適用が可能かどうかというものを検討していくことによって、自己負担が1割とかというふうなことも考えられる可能性はあると考えておりますので、そういった面での研究、調査等も進めてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、総括です。

6番（倉地 重夫君）

重度の障がい者を抱えておられる御家族の皆さんにしてみれば本当に大変な状況に置かれてるということで、こういった市の温かい施策がそういった方の不安をしっかりとカバーできるように取り組んでいただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

3項目めですね。どうぞ。

6番（倉地 重夫君）

3項目めですね。若者自立支援、社会参加の取り組みということで、ニートやひきこもり自立支援の創設についてということで、28年4月から義務教育修了後の若者を対象としたニートやひきこもりの自立支援を行うNPO法人が活動を始めた。社会福祉や精神保健福祉士、臨床心理士（カウンセラー）、弁護士などの専門職により組織されているとしています。ニートやひきこもりの支援組織が市内に設立されたことは、自立を目指しながら一步を踏み出せない若者の支援の充実を図ることになり、例えば耕作放棄地の再生活動に参加することは農業の担い手不足を補うことになるとともに、農産物の育成や加工、販売などに実際にかかわることにより周囲との関係構築を学ぶことができるとして、KPI評価指数を2倍の10人に引き上げてあるが、これらの具体的な取り組み、そして数字上、実際に成果の上まっている内容、それに基づいて重要評価指数を上方修正した根拠などについてお答えをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。倉地議員 3 項目めの御質問でございます。

若者の自立支援、社会参加の取り組みについて、ニートやひきこもり自立支援の創設についてでございます。

近年、家庭の状況、児童・生徒間のトラブル、児童・生徒の特性などさまざまな理由により、小・中学校へ通学できない子どもたちがいます。そうした中で、平成28年4月から義務教育修了後の若者を対象としたニートやひきこもりの自立支援を行うNPO法人が活動を始め、社会福祉士や精神保健福祉士、臨床心理士（カウンセラー）、弁護士などの専門職により組織され、活動を行ってこられております。これまでにニートやひきこもりを解消できた人数ですが、平成27年度末ではゼロ人でしたが、28年度末には2名、平成29年度末には2名の合計4名となっております。平成30年9月現在を申し上げますと4人となっております、来年度、31年度につきましては2名という数字を見込んでおります。本事業の取り組みは、第42回地域再生計画として国の認定を受けた企業版ふるさと納税を活用するものでございまして、29年度の支援企業は1社となっております。

若者の自立支援は、地域を支える担い手の育成に貢献していることから、今後も自立支援組織の取り組みに支援を継続することとしております。KPI値につきましては、近年ニート、ひきこもりに対する支援活動へのニーズが高まってきていることもございまして、今度もさらなる支援活動を目指すために変更をしております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

若者の自立支援、社会参加の取り組みについてですが、1回目の質問で農業のことについて具体的な案を提示してお尋ねしたんですが、スタッフを充実して対応しているが、市では対象の人たちをどのように把握しておられるのか。近年、農福連携の成果、県でも農福連携サポートセンターを開設したとの報道がされております。農作業の根気の要る仕事などで実績を上げた事例などが報道されておりますが、これらのことについて市は考えていないのか。これらの仕事については国から資金的にも援助があり、採用者の賃金にも反映されているなどの報道もあります。高齢化で農作業が続けられなく、耕作放棄地の増加が心配されている中で、答弁では支援企業が1社ありとされておりますが、幅広く地域を支える担い手の育成ということであれば、受け入れ側のニーズの掘り起こしに、また作業者とのマッチングなど幅広く取り組む必要があると思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。それでは、2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、対象者をどのように把握しているかにつきましては、対象者がNPO法人に直接相談に行かれる場合もありますし、当事者や御家族、民生委員などからの御相談で、この法人の事業につなぐことが適切であると判断される場合には法人を紹介するという場合がございます。

次に、農福連携と受け入れ側のニーズの掘り起こし、作業者とのマッチングについてですが、NPO法人の支援の事業メニューの中には就労体験や中間的就労があり、NPO法人が支援対象者を市内の企業や個人に受け入れのお願いをして回ってくださり、受け入れ企業等の開拓を行っています。平成29年度の実績で

は、企業18事業所、個人2名がその登録をされています。具体的な作業内容は、介護、接客、清掃作業、厨房作業、土木作業、スーパーのバックヤード、金属加工、検査などで、個人では田畑の草刈り、庭の草取りなどとなっています。当事者とのマッチングという点では受け入れの職種に多様性があることが大切であり、農業についてはそのツールの一つと考えます。今後は、市としましても、受け入れ企業や個人の開拓について受け入れ等に事業の趣旨の正しい理解を進めていただき、受け入れ先が拡大、拡充できるよう協力を求めてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

ひきこもりとかニートとかというのは、接客というか人と接触することで非常にストレスを感じるということで、なかなか一般の仕事につきにくいという人たちがおられるということで、それぞれの個性、能力に応じた仕事をきちっと見つけて、また対応していくということが大切なことじゃないかなと思います。引き続きそういう形でこの若者の自立支援、社会参加の取り組みについてしっかり頑張っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、続けて4項目めに進んでください。

6番（倉地 重夫君）

4項目めとして、地域資源を生かしたスポーツ等の人材育成と文化の醸成ということで、この議会でも何人か何回か取り上げてこられておりますが、レーシングスクール等の誘致、拡大についてということです。

この案件は、当初生徒、職員の転入者数を40人、また給食調理員等雇用者数を10人と取り組んできた課題であります。現状どのように認識し、最終年度目標に向けてどのように取り組まれるのか、まずお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、4項目めの御質問に答弁させていただきます。

地域資源を生かしたスポーツ等の人材育成と文化の醸成について、レーシングスクール等の誘致、拡大でございませう。

レーシングスクール等の誘致、拡大の重要業績評価指標でございます生徒、職員の転入者数でございますが、平成27年度が9名、28年度が8名、29年度がゼロと、合計17名となっております。給食調理員等雇用者数は、27年度が11名、28年度が10名、29年度がゼロとなっておりまして、合計21名となっております。平成29年度には生徒、職員の転入者数と給食調理員等の雇用者数がともにゼロ人となっておりますが、レーシングスクールにおきましては短期トレーニングコースを新たなメニューに加え、体験者を増やすことで入校につながる取り組みが行われておると聞いております。生徒の確保によりまして、転入者数や雇用者数の増加を期待したいと考えております。今後もすぐれたスポーツ関連の地域資源を、教育、文化のまちづくりに生かした取り組みを継続して進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

29年度以降、いずれもゼロという数字が並んでるわけでありますが、具体的な展望ですね。答弁の中にありました期待したいと、これ単に期待するだけで本当にそういうことが可能なのか、具体的な展望は先方と話し合いなどはできているのでしょうか。私も議員になりまして2回ほどNODAレーシングアカデミーをお訪ねして、どういうふうになってるのか聞きたいということで申し出をいたしました。責任者となられる方がいないのでまた後日連絡しますということで、連絡先をお知らせして、約束して帰りましたが、連絡は一切いただけれておりません。

市民の立場からは、市が投資してきたことに対する成果が見えてこない状況であると思われま。転入者数や雇用者数の増加を期待したいと考えています、文化のまちづくりを生かした取り組みを継続したいと考えていますとされていますが、先方と具体的な展望等について話し合いを持つべきと考えますが、どのように取り組んでいかれますか、お尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます。具体的な展望について話し合いを、また今後どのような取り組みをするのかとの御質問ですが、レーシングスクール、NODAレーシングとの話し合いにつきましては、事務職員のレベルではメール等での連絡はやりとりは行っておりますが、具体的な展望等につきましては残念ながら話し合いが持てないというのが現状でございます。

市としまして、定住対策等の重要施策の遂行上、特に必要と認められるものと位置づけておまして、さらなる効果の出るものとなるよう、学生が確保され、学校としての最大限の力が発揮できますよう期待しておりますが、今後展望等につきましては話し合いの場を設けるなどして早急に確認をしていきたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、3回目です。

6番（倉地 重夫君）

結局、展望は持っているけれども具体的には何も先方とのそういった話ができてないと、こういう段階で、さっき言ったKPI評価を最初の3年度だけで合計21人ということになって、市が言ってきた人数、職員、生徒の転入者数を40、給食調理員等の雇用者数を10として上げてきたわけですが、これらが実現する見込みというんですか、今の状況では恐らくないんじゃないかなというふうに心配するところであります。何よりも先方がどういう考えで短期トレーニングコースをメニューに加えるというふうなことを、これ市が勝手に思ってるだけなのか、先方も具体的にそれについてそういった形での募集であるとか、どういう形でトレーニング生を受け入れるのであるとか、そういうことをきっちり裏づけを持って対応していかないと、このままずっと元消防署の庁舎を貸し与えて、税金とかが市のほうに入ってくるようなシステムになってるのかどうか分かりませんが、ああいった立派な固定資産を無償で提供して、やりたい放題されたい放題されてるのを放置するということは絶対に許されないと考えますので、その辺の取り組み。だから、話し合いを持っていきたいという希望であります。具体的に期限を切って、例えば今年度中にするとか、市民に納得いく形で先方のそういう取り組みについてしっかり話し合いを持っていかれるべきだと思いますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

3回目の質問にお答えさせていただきます。

生徒、職員の転入者数の目標は40人、それから給食調理員等の雇用者数は10人という目標でK P I 値を掲げております。担当部、企画振興部としましてもそれを目指して、レーシングスクールとの話し合いの場を設けて、さらに歩みを進めていきたいと思っておりますが、先方の都合もございませけれども、できるだけ今年度内を目標に話し合いということで調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、総括です。

6番（倉地 重夫君）

一応、先ほど部長心得のほうから、今年度中に何とかめどをつけたいという御返事をいただきましたんで、この議会の中でそういう御返事をいただくということは市民に対する約束でもありますんで、必ずしも市民が期待する返事が出るんか出ないかはわかりませんが、ずっと私が議員になってから野田樹潤さんですか、そういう方が宣伝効果で美作市の知名度を上げるのに役に立ってるんだというふうなことを言ってこられてきましたが、もう今の状況はそういう効果もほとんど出てないというのが現状だと思います。先ほどの部長心得の答弁をしっかりと実行に移していただきたいと、このことを申し上げて、この項は終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続けて、5項目めに進んでください。

6番（倉地 重夫君）

5項目め、高等学校（普通科）の魅力向上、高校魅力化プロジェクトについてお尋ねいたします。

林野高校の志願者の増加を増やす高校魅力化プロジェクトとして、保護者が行かせたいと思えるさまざまな取り組みがされているとし、市の内外から生徒を集める、グーグルと連携してI C Tを活用した授業が開始され、全国から注目を集めるなどとして、県境を越えた通学各区の設定を関係機関に要望し、三県境地域創生会議の連携した取り組みによってそれを実現したとされております。本年度も応募者数は定員に満たない状況であり、K P I で定めている志願者の増加数25人を達成すれば定員割れにはならないという人数であります。具体的な取り組みの内容と実績についてお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、5項目め、高等学校の魅力向上について、高校魅力化プロジェクトについてお答えいたします。

平成29年10月から新たに全国でも先駆的な取り組みとしまして、世界的な情報通信網関係会社グーグル社と連携した新たな教育プログラムを開始しております。これは、高校の授業にノート型パソコン、クロームブックでございますが、それを取り入れ、課題の提出、回答や授業にも活用されてるところでございます。

今後も高校としましては、先進的なI C T活用や台湾の学校との国際交流、地域に密着した活動などによりまして特色のある学校づくりに取り組み、受験者、入学者の増加を目指すこととされております。

平成30年度にはほぼ定員の人数となるなどの成果が出ていることもございまして、K P I 値でございます林野高校の志願者数の増加人数25人につきましては、今後見直しの方向で検討していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、2回目です。

6番（倉地 重夫君）

市唯一の県立高校の存続は、市の存亡にかかっていると云っても過言ではないと思います。私も林野高校は母校であり、その思いはひとしおであります。私のおいとめい3人おりましたが、作東から保護者が江見駅まで送迎をし、津山の学校へ通学しました。その理由を尋ねると、子どもの能力もあるが、進学を考えたら林野よりも津山を選択したと言っております。参考ですが、一番下が今年の美作市の成人式に参加した年齢です。美作市だけでどうにかなるという話ではありません。高校になろうとする児童の絶対数が減ってるわけですから、あっちでもこっちでも自分のとこに引っ張ってきて、自分のとこに高校生を増やそうという取り組みがされております。美作市だけでどうにかなる話ではありません。普通科という進学することを前提とした学科だけでよいのか。聞くところによりますと、今、林野高校の学科は必ずしも進学前提の科だけではないということも言っておられるみたいですが。答弁にある新たに取り入れたクロームブックなどの活用は生徒の評価はどうか。また、台湾との国際交流などの取り組みの成果などは、学生の評価は、取り組んできた特色のある学校づくりが受験学生にしっかりと理解されているのか。また、通学についてであります。奈義からは林野高校通学専用のバスが運行されております。通学環境の改善、市内循環バスを通学時間は林野高校経由を考えると、お隣の勝間田高校には5学科ありますが、その5学科の受験生の状況なども見きわめなければいけません。学生の行きたい学科の検討も必要じゃないかと考えますが、その辺についてはどうでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

2回目の御質問でございますが、まずクロームブックにつきまして多少御説明をさせていただきたいと思っております。

クロームブックと申しますのは、パソコンを使って文書作成や表計算、メール、スケジュール管理、ファイル共有などの機能を有したシンプルで安全に使えるインターネットなどのグループウェアで、既にビジネスなどでは利用されております。ただし、公立高校の現場としましては平成28年度より林野高校が全国に先駆けて初めての導入となっております。林野高校では全校生徒1人1台のパソコンを配付し、クロームブックを活用した新しい教育活動を行っております。授業を初めさまざまな場面で展開をされておまして、全国からの視察者も多く訪れておられるとお聞きしております。直接の学生募集につながっているかどうかはわかりませんが、中学校の進路担当の先生やオープンスクール等で紹介されておまして、学生の獲得に向けた教育環境を整えておられます。先ほども申し上げましたが、台湾との国際交流につきましても、魅力化につながるよう特色ある学校づくりの一つと捉えておられ、今後の学生確保に効果ができるものと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

少し補足が必要な感じがしましたので答弁立たせていただきました。まず、今私たちができることというのは、私たちは市役所でありますので設立主体ではないわけでありまして。したがって、側面からさまざまな協力をするということによってやってまいってまして、その中に今お尋ねにあったような通学の便の改善とか、

あるいは維持、特に豊沢の分については、御心配がある中でございますけども、維持できるように奈義町との協力をしながらやっていく、さらに交通の利便性の問題が具体的に出てくれば、それに対応していくということですが、現状学校との話し合いの中で何とか維持ができる、路線がもつというふうなことになっておりました、交通の問題についてはとりあえず最悪の状況ではないというふうに思っています。

次に、学校の編成問題ですが、これはこの場で農業学科つけ加えるとか何とかという話には多分ならなくて、議員御案内だと思いますけども、新聞にも若干出ておりましたけれども、県立の高校の第2次の再編の動きがございまして、県教委において慎重に検討され、我々もヒアリングを受けましたけれども、幾つかの県立高校の校地が、校地というのは学校の分校ですね、これが廃止の方向で出てくるとか、あるいは今後の廃止の目安がどこにあるかというふうなことで議論がされているということでもあります。おかげさまで林野高校につきましては、今回の再編、統合の流れの中でこの形で存続をしていくということになっております。その背景には、先ほど申し上げた学校における積極的な対応があったということでもあります。その積極的な対応の補助材として、我々がグーグルとの関係があったもんですから、グーグルが全国に何校か無償提供をまずしてみたいという、その無償提供を林野高校に持ってきて、それが試しに1学年やってみたら非常に好評であったので学校の判断として全校普及、このためには保護者からの負担もいただくことになったんですけど、それをしっかりやっというふうなことになったんです。私がじかに聞いた限りで申し上げますと、子どもたちはほかの地域じゃできてないということをやっているということについて誇りを持っていますし、その誇りを持った上で、例えば去年で申し上げますと、作東中学校にOBですかね、OGといふのかな、作東中の出身者であるところの林野高校の子どもたちが行って、子どもたちと一緒に議論をしたり、オリエンテーションをしたり、指導をしたりしたということもあったんですけど、そういう外に出て営業といったら変ですけども、自分の学校のよさをPRする中にもそういうものが入っていて、そしてそれがかなり効果があって、作中からの応募が増えたというような話もあります。

ちなみに、その進学状況でございますけれども、私どもが見る限り、国公立にもそれなりに入学者数があり、恐らくことしも岡山大学にちゃんと入ってくれるんだらうなというふうにも思っておるところであります。そういう意味では、この辺の公立の普通科の中にあっては割合よう頑張ってるなということだろうというふうに思いますし、それがゆえに確かな人に聞いてるところでは平成31年度というか、来年度の入学においては兵庫県からの入学者もあるのじゃないかなというふうな状況であります。ぜひ議員におかれても林野高校にも足を向けていただきながら、地に足のついたお話をさせていただいて、より建設的な御質問をいただきますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

いろんな形で高校の魅力化ということに取り組んで、それなりに受験者数を増やしていったということ。それから、クラブ活動なんかスポーツの面でもかなり評価が上がってきているというふうなことも聞いております。引き続き、最初に言いました美作唯一の県立高校でありますので、何としてもこの生徒が、応募者がしっかり集まって、林野高校そのものが存続していく、美作市の後継者を育てる学びの場としてしっかり残っていくような取り組みを応援していきたいというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、6項目めは休憩の後にしていただきたいと思います。

これより10分間休憩いたします。

午後 1 時 53 分 休憩

午後 2 時 07 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

大川教育長が通院のため退席です。

消防長が付き添いのために退席をしております。

それでは、引き続き 6 項目めから倉地議員進んでください。

6 番（倉地 重夫君）〔質問席〕

それでは、引き続きまして 6 項目め、安全・安心して暮らせる福祉の充実ということで、出生者数を 5 年間で 1,000 人を目指す、合計特殊出生率について平成 32 年に 1.8、平成 37 年に 2.10 を目指すとされている件につきまして質問させていただきます。

美作市人口ビジョンによって、2040 年の人口を 2 万 5,000 人以上にとの目標のもとに、特殊出生率を平成 32 年度までに 1.80 までにと目標を掲げ、5 年間で 1,000 人を目指すとされておりますが、現状をどのように認識し、目標をどのように取り組もうとしておられますか。また、近隣の市町村からの転入増を目標に掲げ、その成果を庁舎に横断幕を掲げて表明してきたが、その後の実態についてお尋ねいたします。

特殊出生率を上げるということは、これから子どもを産み、美作市で育てていきたいとの思いのある家族を美作市にいかに増やしていくかにかかっていると思いますが、どのような取り組みがされているのか、またどのような実績を上げているのかお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

それでは、社会動態人口の動向についてお答えさせていただきます。

合併いたしました平成 17 年度より、社会動態は毎年度 100 人から 230 人の転出超過となっており、平成 28 年度までの平均はマイナス 165 人でございました。しかし、平成 29 年度は初めてマイナス 100 人を下回る結果となりマイナス 86 人でございました。平成 30 年度の 31 年 1 月末現在の社会動態人口は、残念なんですけれどもマイナスの 22 人となっております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、出生数、合計特殊出生率の向上に向けての取り組みについて保健福祉部のほうから御答弁をさせていただきます。

美作市の合計特殊出生率は、岡山県衛生統計年報の最新の数値で、平成 28 年ですが 1.79 となっており、32 年度の目標に迫る数値になっています。出生数については、平成 27 年が 157 人、28 年が 166 人となっております。出生数を増やす取り組みとして、保健福祉部所管については、昨日の安藤議員への答弁で大部分はお答えしておりますとおりですが、特に発達障がいを持つ子どもさんへの支援は、教育部局との連携等、他市町村に比べても先進的な取り組みを行っていると考えております。今後も妊娠期から出産、育児と切れ目のない細やかな取り組みを行い、安心して出産、育児ができる地域を目指してまいりたいと考えております。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

先ほど数字を上げられましたが、合計特殊出生率だけをいえば平成29年の数値が1.79とのことで、目標年度の1.8は達成可能かと思われる数字になっておりますが、これも単年度の瞬間的な値と言えるのではないかと思います。出生数は年平均160人となっており、このままであれば5年間で800人となるのかなと思われまます。市長は、27年6月議会で出生力とのことに触れられて、近隣の市町村の比較で西栗倉が71、津山市64、勝央町、新庄村61、奈義町が58といずれも50を上回っているのに対して、美作市は40と平均値を大きく下回っていると分析されておられます。その中で、市内に在住しておられる夫婦1組当たりの子どもの数は割といいんですが、夫婦そのものの数が少ない。子どもを産み育てる年代の夫婦の数自体が非常に減っているのが原因として、これから子どもを産み育てる世代の皆様は美作市に移住して住んでもらうための政策ということで、今回、新婚さんいらっしゃいと第1子の出産祝い金を5万円に増額するなどを打ち出されてるのだと思います。若者向けの低家賃での住宅政策、雇用促進住宅を市営住宅化など評価はできるところであります。新居をどこに建てるかとの問題も大きいのではないかと思います。勝央町の、原稿で西部と書いたんですが東部ですね、黒土のあたりにここ数年で新しい住宅が次々とでき、さま変わりがしております。また、奈義町にも新しい住宅の建設が続いてるというように思います。市の職員の中にも美作市以外に新居を建設された方が何組かいらっしゃると聞いております。その方たちに美作市以外に家を建てた理由などアンケートなどしたことはあるんでしょうか。家を市内に建てるということは、固定資産税、その他市に入る税金に大きな差が出ると思われまます。職場への通勤や子どもの通学など多くの要因があると思われまます。市には生活環境に適した場所の宅地が少ないとの声もあります。作東産業団地などが一定の成果というか、売れたということで、また今度は南部の団地とかというふうなことを言っておられますが、市内にこれらの宅地を確保し、美作市に家を建てて住みたいとの若者を呼び込む政策も必要ではありませんか。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、2回目の御質問でございます。

美作市の人口ビジョンということでございまして、最近の転入転出の傾向を申し上げますと、勝央町からは転入のほうが超過しております。また、津山市、岡山市につきましては転出のほうが多いという状況が続いてございます。県外ですと、大阪府に対しては転入のほうが上回っておる。それから、東京都それから兵庫県につきましては、転出のほうが上回っているという状況でございますが、本年度につきましては途中ではございますけれども、東京都からの転入が超過、上回っているという状況でございます。

まず、市外在住の職員に市外に家を建てた理由などをアンケートしたことがあるかとの御質問ですが、平成26年度におきまして定住対策を講じるに当たって、転出した理由などを調査するために、市外在住の職員に対しまして意識調査を行ったことがあります。

次に、美作市に家を建てて住みたいとの若者を呼び込む政策も必要ではないかとの御質問につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、子どもを産み育てる世代の方々に美作市に移住・定住してもらうために、来年度予算では新婚さんいらっしゃい事業や出産祝い金の引き上げなどを提案させていただいております。また、移住・定住対策としまして、市外から本市に移住をし、新築または中古住宅を取得された方に対しまして、移住・定住補助金を交付しております。なお、市内在住者の方が市内に新築または中古住宅

を取得された場合にも奨励金を交付しておりまして、宅地の購入加算金等も設けております。人口対策を行うためには移住者を呼び込むことも重要であります、市民の皆様引き続き美作市に住んでいただくということも重要であると考えておりますので、今年度実施しております市民アンケートを分析の上、市民の皆様暮らしやすく、住みやすい町であると感じていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、3回目です。

6番（倉地 重夫君）

結局、家を美作市に建てて住んでもらうというソフト面での補助はしっかりできて、対応してるというふうな答弁かなと思うんですけども、先ほど申しましたように、便利なところ、例えば学校とか買い物に便利なところに家を建てるような宅地の確保ですね。家を建てる業者であるとか宅地の開発を希望されてる業者さん、一部の業者に話を聞いたんですけども、上下水と道路のほうを市が何とか援助してくれば、宅地開発に取り組みたいと言われるような業者もあるんですね。だから、借りて市営住宅のようなところ、あるいは古家をとか、そういったところに住んでもらうのもですが、新居を美作市に新築で建てて住んでもらうと、こういう方をしっかり応援するような政策、これにもぜひとも力を入れてほしいなというふうに思います。最初に2回目の質問で触れましたけれども、勝央の黒土ですかね、あそこら辺もうここ10年ほどで一氣に家が建ってきてるように思います。美作市ではなかなかああいう形で新興住宅地というんですかね、そういうところが少ないのかなというふうなことを感じております。ぜひともそういう施策にも力を入れていただきたいなということを総括とあわせてさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて7項目めに進んでください。

6番（倉地 重夫君）

7項目めは、自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくりとして、CO₂の排出削減を5年間で771トンから1,000トンに増やすについての項目であります。

CO₂の削減は、地球温暖化を防ぐ上から、今、世界中が取り組んでいる大きな問題です。豊かな森林資源を活用し、地域商品券制度を導入し、まきの流通を通じて市内の小売業者の活力を取り戻すとして、市内に限らず多方面へのまきの販売を開拓し、当該地域における一つの産業としての地域確立を図るとされているが、まきストーブなどの新規導入や化石燃料からこれらに切りかえた実態などはどのように把握されておられますか。また、まきなどの販売を産業として新たに取り組まれている業者などをどのように把握しておられますか。1回目の質問です。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まきエネルギーの導入促進でCO₂の排出削減をということでございますが、平成27年度からまきストーブの設置補助事業に取り組んでおりまして、平成29年度までに34基を設置補助しております。平成29年度1年間のCO₂削減効果は、これによりまして1年間で99.1トンと推計をしております。また、平成28年度にはまきボイラー4基を愛の村パークに導入しておりますが、こちらは平成29年度のCO₂削減効果を138.7トンと推計をしております。まきストーブと合わせた合計では1年間で237.8トンの削減効果となっております。まきストーブ設置補助事業は、新たにまきストーブを専用住宅または事業所に設置する方に対して、事

業費の5分の1以内を上限20万円で補助しております。まきストーブはその後9基が設置されまして、平成31年1月まで43基ということになっております。

次に、まきなどの販売を産業として新たに取り組みられている業者などですが、平成28年度に市内の林業事業体5社によりまして美作市林産物委員会が結成されまして、勝田、大原、東栗倉の各総合支所に設置しておりますまきストーブと愛の村パークのまきボイラーの燃料となるまきの生産が行われているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2回目。答弁の中で、29年度は34基が設置され、99.1トンとの推計では1基当たりが2.9トン、これは家庭用のみですか。愛の村パークにまきボイラーを導入しておりますが、これは温泉施設の加温のためのボイラーですか。31年1月までに新たに9基が設置され、合計43基とされているが、これを家庭用として計算すると2.9トン掛ける43基で125トン、まきストーブに限定すると、これで5年間で1,000トンの数字はどのように計算するのかよくわかりませんが、まきストーブの導入に当たっては上限20万円で補助となっておりますが、年間予算があり、補助を利用して設置しようとしても、次回の予算がつくまで待っておられるという方もおると聞いています。CO₂削減については、気候変動枠組条約第15回締約国会議、COP15で、政府は2020年の温室効果ガス排出削減を1990年比25%に削減することを目標として掲げていることを踏まえて、都道府県、市町村に策定が義務づけられていることにより、本市の実行計画として公表してきたものであると思います。灯油やLPガスなどの化石エネルギーは、海外からこれまた多くの燃料を使用して運搬してきています。購入にも多額の金が海外に支払われ、流通にも化石燃料を使う、使用する、まさに経済的には日本のお金がどんどん流出していくと言えるのではないのでしょうか。

美作市は住宅のすぐ近くに燃料となる木、まきの原料になる材料があふれています。森林資源を活用する産業として取り組みれば、山で働く人たちの仕事を生み出すこととなります。単純にカロリー当たりの単価で計算すると、必ずしも経済的であるとは言いきれませんが、何よりも市から外部にお金が出ていくのではなく、市内にお金が循環する循環社会の構築になります。一朝一夕にはいきませんが、里山に人が入ることによって農産物の獣害対策にもなるのではないのでしょうか。このような施策にぜひとも取り組んでいただきたいと考えますが、お答えをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の答弁をさせていただきます。

まきエネルギーの導入促進ということで、1,000トンという目標達成に向けてということですが、まきストーブに限定したものではありません。総合戦略は5年間でございますが、3年目の平成29年度までのCO₂削減量は、まきストーブと愛の村パークのまきボイラーで合わせて497トンとなっております。愛の村パークのまきボイラーでは温泉施設の温水、それから施設内で使います温水についてまきボイラーで加温しております。御質問にあったとおり、まきストーブは家庭用で1基当たり年間2.9トンということで計算しております。平成31年1月までに43基が設置され、1年間での削減量は43基ですと125トンということになります。別に平成28年度に愛の村パークに導入したまきボイラー4基の平均CO₂削減量は、4基合わせて148トンでございます。まきストーブと合わせると年間273トンの削減効果ということで、KPIの数値

1,000トンは達成可能であるというふうを考えております。

次に、まきストーブ設置事業補助金でございますが、この予算につきましては毎年度不用額が生じておりまして、平成30年度につきましても2月25日現在で300万円の予算総額に対して129万円の予算が残っているという状況でございます。ぜひ申請をいただけたらというふうに思います。

次に、循環型社会の構築ということでございますが、里山公園内の更新伐事業を行っておりますが、この事業により搬出した材の一部を愛の村パークのまきボイラーで使用しています。しかし、搬出した材の多くは兵庫県内の工場でチップに加工しているという状況でございます。今後は、こういった再生可能エネルギーの市内での使用を促進していきたいというふうに考えております。また、里山公園内の更新伐事業を行った地区の方からは鹿の鳴き声を聞かなくなったなどのお話をお聞きしており、獣害対策にも貢献しているものと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

総括になりますかね。私がお尋ねしたまきボイラーを設置されてる業者が、先ほど言った補助金の予算が使えないんで設置を待ってるんだという話を聞きましたが、これはその方の勘違いかなと思いますんで、答弁のことをお伝えしていきたいと思います。

それから、まきとして生産されたものが兵庫県の工場でチップに加工されてるということで、チップにしたものをチップ燃料として使うストーブもありますけれども、こういったせっかくまきとして生産されたものが外部に、もちろんこれでお金になってるということだろうと思うんですけども、やっぱり市内の燃料として使う政策ですね。温泉施設だけには限りませんが、ボイラーで湯を沸かす公共施設というんですか、温泉施設などは市内にほかにもたくさんあります。化石燃料、灯油を使ったボイラーであれば、リモコンでちょっとボタンをべっと押して温度調整すれば簡単にお湯が沸くのに対して、まきのボイラーでお湯を沸かすということは、それなりにまきをくべて補充をしていくという非常に手間も要ることであると思いますが、逆にさっき言いましたように、外部からお金を払って燃料買ってくる必要もないし、そういったまきボイラーの自動的にまき燃料が供給できるような、そういったものもこれから考案していければいいと思います。せっかくできたまきをこういう形でまきでなしにほかの形で外部に流すというのはちょっともったいないという気がいたします。ぜひとも先ほど言いましたように灯油、化石燃料を使っているようなお湯や温泉やそういったことをしてるところに、こういった市内でこしらえたまきをしっかり活用していく、そういうことにもぜひとも積極的に取り組んでいただきたいなと思います。

以上をもちまして私のこの3月議会での一般質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番6番、議席番号6番倉地重夫君議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番7番、議席番号17番内海健次議員の発言を許可いたします。

内海議員。

17番（内海 健次君）〔質問席〕

こんにちは。

議長の発言の許可を得ましたので、平成31年第1回3月定例会の一般質問をさせていただきます。

平成最後の新しい年を迎えるや、各国の首脳はそれぞれ内向きの発言が際立つようになってきました。先月1月28日通常国会が開会され、施政方針で安倍総理が安全保障環境は激変した、この瞬間もこれまでとは

桁違いのスピードの厳しさと不確実性が増していると、危機感を国民へ向けて発信されました。国会のほうには、統計の問題でそちらのほうにばかり質問をしておりましたけれども、この安倍総理の施政については何も質問したような記憶がありません。一人の国民として、この桁違いのスピードの言葉は耳から私は離れません。このような表現を用いての施政方針は、私は初めてじゃないかと思います。国外においては、今月1日、2日にかけて、米国、ロシア、それぞれ中距離核戦力廃棄条約の廃棄を両国それぞれが発言いたしました。そして、隣国では天皇を外交カードとしたような発信もありました。サンフランシスコ講和条約は何だったのか。子どものときに教わったことが記憶から離れません。ただただこういったことを看過してはならないと日本人として強く思っております。経済においても、昨年12月TPP、本年EPA——日欧です——が発効され、消費のほうはやや誘引で活気立ってるようではありますが、行く末農業生産のことを思うと非常に痛感するところがございます。さらに米中貿易戦争、そして3月29日のイギリスのEU離脱も目前に迫っております。国内では24日、沖縄県辺野古沿岸部の埋め立てに県民投票は72.2%が反対の投票をしております。私も岡山県でありますけれども、沖縄県民と同じ思いをいたしておりますことを皆さんに御報告申し上げます。そして、あす、ベトナムではハノイで米朝のトップ会談が行われる予定でございます。日本人として拉致された方々が一人でも多く早く帰国できますことを切望する次第であります。

以上、質問とは全く違うことを申し上げましたけれども、そういった環境の中で昨年ばたばたと水道法は改正されました。もともとは7月ぐらいに提出した議案だそうなのですが、昨年は豪雨等でこういった経過がなされたと思っております。

そこで、その改正について、内容的にはほとんど変わりませんが、2項目に分けて質問いたします。

まず1項目め、水道法の一部を改正する法律の概要について。経営環境の厳しさを増す水道事業に関し、都道府県が旗振り役となって自治体の広域連携を進めるほか、社会資本整備の一つであるコンセッション方式を促進する内容であるが、地域住民のライフラインとして市民の皆様に低廉で正常な水道水、清らかな水道水を常時安定供給していくとうい使命を踏まえて、趣旨、内容、施行期日等、将来へ向け美作市の水道行政についての現在の状況をお尋ねいたします。第1回とします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

当市の具体的な状況については環境部長のほうから答弁させますが、まずこの水道法の改正についての全般的な私の感覚というか、受けとめ方を申し上げておきますけれども、まず議員もおっしゃったとおり、我が国の水道企業体の経営が厳しくなるだろうと、そういう見通しについては、これは全国共通の認識があるわけでありまして、その点については了としなければなりません。ところが、その手法の原点が、今もありませんように、実は都道府県主体型で考えているところが若干あるんですけども。これはなぜかといいますと、日本水道協会の会長が歴代東京都なんです。東京都は、何ゆえかは別として、都が水道企業体としてずっとやっていて、そしてそれを全国で見習えと、こういう形になってるんですけども。水道についての政策企画立案が、簡単に言いますと、その結果として超大都市である東京発想になってしまっていることは間違いない、これ。田舎から発想するとああいう法律改正にはならないということがありますので、私、水道についてはそれなりに勉強もしてきましたけど、今回の法改正については田舎の者としてはどうも対岸というか、海の向こうの花火みたいな感じがしてぴんとこないというものであるというふうに感じておりますことをまず前提として申し上げた上で、私どもの答弁に移らせていただきたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）〔登壇〕

失礼いたします。内海議員の1項目めの御質問に御答弁させていただきます。

水道法の一部改正する法律の概要についてでございますが、まず最初に改正の趣旨について御答弁させていただきます。

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道基盤の強化を図るため、所要の措置が講じられるように改正されたものでございます。

次に、改正の内容でございますが、主な改正点は5点ございまして、まず1点目でございますが、関係者の責任の明確化ということで、国、都道府県、市町村及び水道事業者等の責務を明確にいたしました。

次に、2点目でございますが、広域連携の推進ということで、国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定め、都道府県はこの基本方針に基づき、市町村を越えた広域的水道事業の調整を行う推進役として広域連携の推進を図るものでございます。

次に、3点目でございますが、適切な資産管理の推進ということで、高度成長期に整備された水道施設が老朽化しており、この水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、長期的な観点から水道施設の計画的な更新に努め、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければなりません。

次に、4点目でございますが、官民連携の推進ということで、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入し、官民連携の推進を図るものでございます。この官民連携がコンセッション方式等、ニュースでクローズアップされている改正点でございます。

最後に、5点目でございますが、指定給水装置工事事業者制度の改善ということで、資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水工事事業者の指定に更新制を導入するものでございます。この更新を5年で更新をするものでございます。

以上の5点が主な改正の内容でございます。

次に、施行期日等についてでございますが、水道法の一部を改正する法律については、第197回国会において平成30年12月6日に可決成立し、同年12月12日に公布されました改正水道法施行は公布の日から1年以内に、ただし水道施設台帳の整備に係る規定は、施行日から3年を超えない範囲において政令で定める日から施行することとなっておりますが、今後のスケジュールは政令、省令の告示を今年の夏ごろまでを目安として整備される予定でございます。

将来へ向けた美作市の水道行政といたしましては、事業を計画的にかつ効率的に展開し、水道事業の経営健全化を図る指針とするため、本年度6月に中・長期的な経営の基本計画である美作市水道事業経営戦略を策定いたしました。

今後の経営状況はますます厳しいものとなることが見込まれますが、このような状況に対応し、水道施設の計画的な更新を進め、施設や管路の健全化を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直しなど経営基盤の強化を図り、中・長期的な視点で事業経営に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

内海議員。

17番（内海 健次君）

2回目です。今回の質問についてそろばんじみたことは言うつもりはありませんけれども、法の改正というのは基本的には収支じゃと思うんよね、基本的には。そういった意味で、今年の29年度の会計の決算、有収率が80切つとるわな。こういったことを踏まえて、例えば5年以内に80%に戻すとか、そういった考えはあるのかないのか。なぜそういったことを言うかというたら、昨年のいや応なしに法の改正がありました。明けて4日だったかな、これ。計画的な施設更新へ、国が、老朽化や耐震化のおくれが指摘され、需要減少が予測されている水道施設の計画的な更新を進めるため、厚生労働省が自治体などの水道事業者に、30年ですよ、30年以上の期間で収支の試算作成を求める方向で検討していることがわかったと、あとは割愛しますが、厚労省によると、人口の変化による水道水の需要増減や水道施設の適正な規模や配置を考慮した上で更新費用を計算、必要な場合は料金値上げも検討してもらおうと、こういうふうな我々国民、市民としては納得がいきかねるような文言が出とんですね。料金値上げやこうはとんでもない話。命にかかわる水のことじゃからとやかくは言わんけど、今に今こういうことを出すということが法の改正の裏側を返したときこういうもろみがあるから、十分気をつけてくださいということで今回の質問に至ったわけでございます。そのためには、どうしても広域連携はもちろん重要ですよ、当然。広域連携なしには恐らくうんと首をひねる状況が来るかもしれんけど、5年や10年で広域連携と一緒にしましょうなんていうせりふは言ってほしくないから、今の有収率とかそういったものを踏まえてどうであるか。80%ぐらいの改善の余地があるかないか。そりゃ、ミクロでのうてもええから、部長としての感覚でお答えください。それでいい。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）〔登壇〕

失礼します。今、議員御指摘のとおり、有収率については、去年は干ばつによりまして漏水が多かった関係で76.89%とちょっと低くなっておるんですけど、上水のほうが。それまでは大体80前後で推移しとったんですけども、当然その有収率が下がれば捨てる水が多くなるということで、それは料金にはね返ってきますんで、当然有収率を上げるように水道としては調査を強化しまして、有収率の率が上がるように努力をしてまいりたいと思っております。当然80%は最低でもキープしたいとは考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

内海議員。

17番（内海 健次君）

安心をいたしました。80%を死守すると、こういう答弁で、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

2項目めに移ります。同じ内容ですからね。

議長（鈴木 悦子君）

内海議員、10分間これより休憩したいと思います。

午後2時52分 休憩

午後3時03分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

静粛をお願いします。

内海議員、2項目めから始めてください。

17番（内海 健次君）〔質問席〕

2項目め、まず今回の改正水道法と社会的共通資本の考えについて。

新しい21世紀へ展望を開こうとするとき、最も中心的な役割を果たすのが制度主義の考え方であると言われております。

そこで、制度主義は資本主義と社会主義を超えて、全ての人々の人間的尊厳が守られ、魂の自立が保たれ、市民的権利が最大限に享受できるような経済体制を実現しようとするものであると宇沢弘文先生は申ししております。宇沢先生はうちの市長の恩師ですな。よく御存じだと思います、そのように聞いております。さらに、今回の改正には市場的基準、官僚的基準と、そういった言葉を感じます。外部委託については、さきの、これ余談事ですけれども、奈義町長選挙で候補者3名がそろって外部委託についてのことを申しました。いいか悪いじゃありませんよ。あくまでも、この水道改正についてじゃなくて行政の外部委託について三者三様とも出しておったことを私は非常に共鳴しておりました。

そういったことを踏まえてお尋ねいたします。

自治体が認可を受けたまま運営を民間委託するコンセッション方式は、豊かな社会を目指すと言えるのか。社会的共通資本との考え方について第1回の質問といたします。アバウトですけどお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）〔登壇〕

失礼します。1項目めの改正水道法と社会的共通資本の考え方について御答弁させていただきます。

水道は、社会的共通資本の一つと考えており、利潤追求の対象として市場に委ねられたりすることは違和感があると考えております。また、水道は重要な社会的共通資本であって、住民の福祉を第一主義として運用されなければならないとも考えております。このため、自治体による運営が今後とも基本となると考えており、今回水道法の改正において、以上の基本的方針は貫かれていると考えております。その基本方針のもとで民間の力が運営効率化に資する場合は、柔軟に対応してまいりたいと思っております。

人口の密度が高い大規模な水道事業ではコンセッション方式を導入するメリットはあると思いますが、美作市のような地方の小規模な水道事業ではメリットがなく、美作市の水道を守ることにはつながらないと考えております。一方で、人口の減少に伴い、職員の絶対数の減少は避けられない状況にあるため、スリムな事業組織としていくことが重要になると考えております。そうした中、公営企業としてライフラインを守るという事業の経営責任を確保しながら、水道利用者へのサービス水準の向上を図る観点から、民間の経営手法等の導入については浄水場などの施設の運営管理委託について包括的業務委託を検討しております。民間事業者との連携の強化と活用に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

内海議員。

17番（内海 健次君）

この社会的共通資本というのは一つの哲学じゃないかと思う、哲学。水道事業に関して、先ほどおっしゃったわな、基本的なことを曲げずに貫くと。ぜひこれをしっかり守っていただきたい。あなたは退職するかもしれないけれども、我々はおるからね。子どもさんもおるし、お孫さんもおるわけじゃから、しっかりこの哲学を守ってくださいということをお願いしておきます。

それと、全てが人口減少に伴うことから事業に妨げが出てくると思う。先ほど倉地議員がおっしゃったん

だけど、ここでおもしろいことを申し上げてトリにしましょう。

皆さんはダチョウの平和という言葉を御存じでしょうか。危険が差し迫ると頭を穴の中に突っ込んで、現実を見ないようにするようなことを言うらしいです。人口減少問題こそこのダチョウの平和に値するんじゃないかと、これは人口減少に詳しい未来の年表パート2で落合先生が発表したものだけでも。全ての中に人口減少も含まれとるんじゃないかと、これを全員が認識する必要があるんじゃないかと思う。

以上で哲学を守ってくださいと、哲学ね。水道事業の哲学を守って、市民に安心を与えてやってください。

以上で終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番7番、議席番号17番内海健次議員の一般質問を終了いたします。

市長、何か発言があるんじゃないでしょうか、あすの件について。

市長（萩原 誠司君）

あした、市内のある方であって、当市が有功表彰させていただいた方が、とっても通常では考えられない悲惨なお亡くなり方をされて、周囲の方に大きなショックを与えられました。本当にめったにないケースでございまして、その方の御葬儀が10時から行われるということの中で、市民を代表してぜひともお悔やみを申し上げるべきだろうということを考えておまして、めったにないことなんでございますけれども、あしたの10時から冒頭しばらく葬儀のために出席ができないということを事前にお伝えしようと思って、議長に発言の許しを頂戴したままでございます。どうぞ御寛恕賜りますようお願いをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後3時11分 延会

平成31年2月27日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（平成31年第1回美作市議会3月定例会）

平成31年2月27日

午前11時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	鈴	木	悦	子	

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	萩	原	誠	司	副市長	横	山	博	光
政策参与	山	下	亨		政策審議監	春	名	利	亮
総務部長	岡	本	和	之	市民部長	角	南	良	雄
危機管理監心得	高	山	宏	明	経済部長	遠	藤	宏	一
環境部長	宿	野	豊	彦	建設部長	真	野	弘	紀
保健福祉部長	江	見	勉		消防長	皆	木	佳	久
教育次長	山	名	浩	二	会計管理者	山	本	和	毅
企画振興部長心得	春	名	信	明	企画振興部長心得	平	田	幸	春
財政課長	太	田	裕	二	市民課長	藤	井	千	枝
監査事務局長	神	原	秀	哲	社会福祉課長	大	佛	裕	彦

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾	崎	功	三
課長	坂	元	省	吾
係長	金	谷	裕	子

議長（鈴木 悦子君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日、本日の開会を10時としておりましたが、市長が不在のため、再度調整をいたしました。それにより本日は11時に変更をさせていただきました。

昨日に引き続き会議を開きます。

議員は全員の出席です。

教育長が療養のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番8番、議席番号4番岡野鉄舟議員の発言を許可いたします。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

改めましておはようございます。私は、皆さんがされてるように一般質問の前に格調高い挨拶ができないもので、直ちに一般質問に入らせていただきます。

4項目あります。1つは人口減少化を見据えた大原病院の経営について、2つ目は美作市公共施設等総合管理計画について、そして3つ目は平成31年度の予算編成方針の予算への具体化について諸般を質問したいと思っております。それで、最後の4番目でございますが、指名競争入札制度における指名基準のあり方、判例の動向などについて質問させていただきます。

まず、第1番目の人口減少化を見据えた大原病院の経営についてでございますが、岡山県内に自治体病院は19ございます。県立の独法化の病院が1つと市営が15、町立が2つ、組合立が1つでございます。御承知のように、人口減少化を踏まえまして、これら自治体病院は国の医療政策、そして社会保障費の増加等、一方では医療費に対する国民の要望等により社会変化が目覚ましいところがございます。自治体病院がこれからどうやっていくかということが大きな課題となっております。

質問は4項目ございますが、第1番目は病院事業決算統計調査、平成25年から平成29年度について、次のことを質問いたします。

1つは看護師（准看護師を含む）の年代別構成人数、そして2つ目は財政状況全般の分析でございます。そして3番目は今後の課題についてでございます。

2つ目の大きい質問でございますが、平成27年3月31日付で総務省通知で新公立病院のガイドラインについて出されていますが、次のことを質問いたします。

第1番目は、求められる4つの視点とは何かということでございます。そして2つ目は、これら4つの視点から取り組むべきポイントは何かということでございます。そして3つ目は、これらポイントについてどのように取り組もうとなさっているかでございます。

そして、3つ目の大きい項目は、医師の働き方改革に向けた取り組みはどうかということでございます。

そして、4つ目でございますが、医療と介護の十分な連携を図るための美作市医療計画の策定の意向はあるかないかということでございます。

御答弁をお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、岡野議員の御質問に対して御答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の御質問の病院事業決算統計調査、平成25年から29年度について、そのうちのまず1番目の看護師（准看護師を含む）年代別構成人数についてですが、看護師の年齢構成はここ数年余り変化がありませんが、平成25年度より今年度までを通じて50歳代の看護師の比率が最も多くなっています。看護師総数、これは正職ですが、30人から33人の間で推移し、平成31年1月末では31人となっております。構成比率ですが、20歳代が13%、30歳、40歳代が26%、50歳代が32%、60歳代が3%となっています。20歳代の看護師比率も維持はできておりますが、新卒の看護師確保については大変厳しい状態です。

今後において、看護師の確保も大切であります。地域医療の継続性を維持するためには、看護師教育体制を主とした職場環境を充実するとともに、院内保育所及び病児・病後児保育を継続して、子育て環境の充実により、子育て年齢層の離職または離院、病院をかわることを防ぐことが必要であるというふうと考えております。

それから、2つ目の財務状況全般の分析ということでございますが、人口減少に伴い、外来受診者数は緩やかに減少の傾向にありますが、入院患者の病床稼働率は高水準を保つことができ、現在病院経営については医業収支では赤字になっているものの、一般会計からの基準内の繰り入れにより、経常収支においては黒字経営を維持できております。平成29年度の決算においては、1億3,840万円の純利益を上げることができております。また、平成30年度につきましても、病床稼働率は前年度と横ばい状態であります。病院本体は建設から14年目を迎えており、設備、機械関係の修繕が増えてきているため、計画的に修繕及び更新を行うことにより、単年での経営に影響を与えないように努めています。

患者数の確保につきましては、一般患者はもとより24時間の救急患者の受け入れを継続するとともに、後方医療機関との連携を密とし、紹介、連携診療を行い、患者数の確保に努めてまいります。

次に、今後の課題ですが、人口減少に伴い患者数も減少傾向になると予想される中、24時間の救急の受け入れ等、現在の医療体制を継続していくことが最重要と考えております。大原病院も地域に密着した病院であることを自覚して運営し、在宅復帰が可能となるサービスの提供の場として、地域包括ケア病床を現在の10床から20床へ増床して充実を図り、医療・介護が一体的かつ全人的にできる体制づくりを目指したいと考えております。

療養病床につきましては、国が進めております病床数削減により在宅へとした流れの中、将来、医療療養病床は廃止されることが決定しており、今後の方向性について患者の動向及び経営的なところも見きわめて

慎重に検討していきたいと考えております。

また、専門医療機関との連携診療構築のためのネットワークの充実が、今後の課題として上げられます。次に、大きい2番の御質問です。

平成27年3月31日付の新公立病院改革ガイドラインについてですが、このガイドラインの中で求められている4つの視点とは何かという御質問ですが、1点目として医薬品費、療養材料費等の経費の削減や医療の質の向上による収入の確保等による経営の合理化、これが1番目でございます。次に2点目として、山間僻地など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における医療の提供等、地域医療構想を踏まえた役割の明確化、これが2点目でございます。次に3点目として、地域医療構想を踏まえ医療機能の見直しを検討することが必要な場合の再編、ネットワーク化。次に4点目として、地方公営企業法の全部適用、指定管理者制度の導入等による経営形態の見直し。以上が4つの視点による改革が求められているという状況でございます。

2番目の御質問で、これらの視点から取り組むべきポイントは何かとの御質問ですが、これらを踏まえて大原病院として改革プランを平成28年度に策定しております。昨今の医療を取り巻く社会経済環境の変化、住民への医療サービスの多様化、医師、看護師等医療従事者の不足などの状況にあっても、今後も継続して良質な医療を提供していくため、医療圏域の将来人口構成や人口減少を見込んだ医療需要の予測のもとで経営計画を立てていくことが重要と考えます。

そして、3番目の御質問で、これらポイントについてどのように取り組もうとしているのかという御質問ですが、公立病院としての役割として、介護、医療の連携については美作市在宅医療・介護連携推進協議会が開催されています。その中で、在宅医療の推進、医療から介護へのシームレス、継ぎ目のない移行を推進すべく種々の取り組みがなされております。今後は、地域包括ケアシステムの強化として、現在10床の地域包括ケア病床を20床に増床予定であります。また、病院及び診療所の改革検討委員会においても議論されました療養病棟の今後のあり方については十分検討しまして、今後の医療ニーズに適した移行を行ってきたいというふうに考えております。

次に、大きな項目の3番目の、医師の働き方改革についての御質問です。

大原病院の医師につきましては、常勤医師は院長と自治医大卒の県からの派遣医師3名の4人体制であり、24時間365日の救急受け入れなど、特に院長への負担は大きくなっております。医師の働き方改革を進めるに当たっては、勤務環境の改善を進めるとともに、労働の定義、労働時間の把握、応召義務への対応など整理すべきさまざまな課題が山積みされております。その中で、労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会を大原病院内に設置しており、働き方改革について勉強し、取り組んでおるところです。まずは、医師の時間外勤務等、勤務実態の把握と、勤務環境改善に向けて分析を行う必要があるものと考えております。

有給休暇、夏季休業についても積極的に取得を促し、夏季休暇については取得状況は良好であります。現在の医師数、当直状況よりインターバル制度については現状では遂行困難な状況であり、夜間救急外来についても都市部ほどの混雑状況にはありませんが、確実な休息を確保することで医師の健康を守る必要があると考えております。

そして、最後の大きい項目の、医療と介護の十分な連携を図るための美作市医療計画の策定の意向はどうかという御質問ですが、急速な少子・高齢化が進展する中、病院完結型医療から地域完結型医療の重要性が提言されております。つまり、医療や介護が必要になっても、可能な限り住みなれた地域で最後まで安心して生活ができるための医療体制を整えるということで、このことは美作市にとっても喫緊の課題と捉えております。

現在の取り組みとしては、保健・医療・福祉分野から委員構成による美作市在宅医療・介護連携推進協議会を設置しております。現在のところ、各分野の情報交換及び、在宅と医療の間で切れ目のない支援を行うための具体的な対応策の検討を始めているところでございます。計画につきましては、今年度4月に岡山県保健医療計画が策定されており、地域医療構想の実現と医療・介護の連携強化による地域包括ケアシステムを構築し、疾病予防、リハビリテーション、介護まで、よりよいサービス提供体制の確立を目指すこととしております。まずは、当計画の方針と市の状況を勘案しつつ、美作市在宅医療・介護連携推進協議会の活動を充実する中で、具体的な対応策を検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

答弁をいただいた感想といたしましては、まあ丁寧にされてるなど一部安堵したところもございます。財政面でいえば、御承知と思いますが、交付税の1床当たりの単価が病床数から稼働病床率に変わってきます。したがって、稼働率を上げるということは工夫をなさらないといけないと思います。

4点質問いたします。

今の財務収益向上についての関連でございしますが、収益向上対策として、経費節減に加えて今回の診療報酬でも医療の質、技術をどうやっていくかということで収入確保対策をやっていくことが必要だと思います。そこで、診療報酬加算についてでございますが、現在の取得加算の状況と、そして2つ目は今後新たにどのような加算の取得を目指していらっしゃるかということでございます。

質問の2つ目でございますが、国の施策としては交付税法上、いろいろ種々の繰り出し基準がございますが、現在適応されている繰り出し基準の項目をおっしゃっていただきたいと思っております。

そして、3つ目でございます。今ガイドラインのポイントを言われましたが、全部おっしゃっていないんですが、その一つのポイントとして、事務職員に関して外部人材の活用、プロパー専門職員の採用、専門的なスキルを持った職員を計画的に育成する仕組みの必要性が盛り込まれておりますが、これについてはどういってお考えでどういう取り組みをなされるかということでございます。

そして、4つ目でございますが、ことしの4月から適用されます働き方改革関連法案で、残業時間が上限が年720時間、医師についてですね、で2つ目は休日出勤を含めて960時間というふうにされております。しかし、医師独自のルールにつきましては平成30年度までにその方針をかため、5年後の2024年適用となっておりますが、これについての現在の取り組み状況を御質問をさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

加算の取得状況ということでございますが、医師の診療の加算の細かいところについては、大変申しわけありませんが、ちょっと私のほうでは把握ができておりません。現在言えるところであれば、看護師の配置基準といったところで、配置の基準が10対1であるとか13対1の看護師の配置基準ということで、配置の基準がレベルが低くなると当然入院の報酬単価も下がってきます。2月より看護師の数が少し不足ということで、10対1の配置基準から13対1の配置基準に2月より変更していますので、早急に看護師の確保をした上で、もとの配置基準に戻せるよう努力をしていかないといけないという状況であります。

それから、繰り出しの基準ですが、まず大原病院が、先ほども答弁の中でありましたが、救急告知病院と

ということで、これに対する普通交付税のほうが入ってまいります。それから、僻地の拠点病院ということで、病床数に対して単価が31年度予算では75万円ということですが、僻地医療の確保に関する医療の経費ということで、これも普通交付税のほうで入ってまいります。それから、不採算地区病院の運営に関する経費ということで、これも病床数掛ける単価ということで31年度予算では134万9,000円という単価になります。これは特別交付税のほうになります。それから、病院の建設改良の償還金の元金利子につきましても、これ当然過疎債病院事業債ということで交付税措置で入ってくるものがございます。それから職員の共済の追加費用、それから職員の児童手当、それから院内保育を運営しておりますが、この院内保育所の運営に関する経費についても交付税、繰り出し基準の項目の中の要素ということになっております。

それから、事務の外部職員の採用ということでございますが、今大原病院で一番課題となっておるのが医事課の中の医療事務の分野が非常に専門性が高い分野でございますので、これはかなり経験年数の長い嘱託の職員さんにその事務の主要なところをお願いしているというような状況です。それプラス正職員で医事の医療事務にたけた職員が配置というふうになっておりますが、非常に専門性の高いところでございますので、なかなかその職員が異動になることができないといったような状況もございますので、外部の委託ということを考えるのであれば、まずはこういった専門性の高い分野のところを外部委託ということ、検討するのであればまず一番にとということになるかと思えます。

それから、働き方改革でございますが、今現在のところ医師4名体制で診療、当直また緊急の受け入れというところをやっておりますが、先ほども申しましたように緊急の場合で勤務をした場合の後のインターバルの自由時間といった、そういった制約のある時間を確実にとりながら、健康に留意しながら勤務をするというのはなかなか現状としては難しい部分もありますので、先ほど答弁の中で申し上げました、病院内の検討委員会の中でしっかりそういった勤務内容の理想に近づけていくにはどのようにしたらいいのかというところを衛生管理委員会のほうで検討を進めていきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野委員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

まず1点、部長にお聞きいたします。

今、繰り出し基準のことでございますが、部長が先ほど言われましたように医療事務を充実していくということが、そして私なりに思えば診療報酬が技術的な部分がグレードアップされておりますので、やはり勉強していかないと収入も上がらないというところもあるんですが、繰り出し基準の中で私が承知しているところで経営基盤強化対策に関する経費として医師及び看護師等の研究研修に関する経費という繰り出し基準があるんですが、これについてはどういう考えかということでございます。

それで、市長に2点質問したいと思います。

人事に係ることでございますので、岡山県にちょうど中央公営企業の決算統計がございますが、28年度でいえば100床当たり医師が6.9人、それから看護師が68.8人です。これを我が病院の80床に比較してみますと、医師は5.5人なんですね、それから看護師は55人になります。現在美作市は、今部長答弁されたように4人なんですね、で看護師は31人と思うんですが、私はやはりどちらかすれば職員全体で人口1,000人当たりが多いという認識が今なお変わらないんですが、やはり病院はこれからの2025年問題、そして人口が減少していく中で職員を充実していく必要があると思います。医師も県内の大学で御協力的にいい大学がございまして確保できると思うんですが、かなり、現在の4人、それから看護師については31人を増やしていく必要があるんじゃないかなというのが市長に対する第1点目の質問でございます。

2つ目の質問でございますが、我が市は地方公営企業法は財務だけの今一部適用でございますが、全部適用への見直しにより、知見のある院長さんを事業管理者とし、副院長を院長に、そういった人事をすることによって経営者としての人材育成に係ることが今申し上げたことと関連してこれからの自治体病院に求められるのではないかとと思いますが、その2点を市長にお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず、1つ目の交付税の繰り出し基準のお話ですが、確かに議員おっしゃるとおりの内容の繰り出し基準があるのも承知しております。ただ、今までそういった交付税の措置、繰り出し基準について病院内のほうで議論をしてませんでしたので、ただ実情として医師も学会であるとかいろんな改革について研究もされておりますし、それから看護師についてもいろんな研究会のほうに出て発表もしておりますので、そういったものが交付税措置として国のほうへ算入していただけるように、財政当局ともよく連携をとりながら、今後そういった交付税措置がもらえるようにしてまいりたいというふうに考えます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、医師の確保、増員という話ですが、これもう当然そうなればありがたいなという思いは共有をさせていただいてるんですけども、実際のところ我々だけでできる話じゃあなかなかないところがあります。1つは岡山県内における医師の確保、特に我々の地域を含めた過疎地とかというようなことで、自治医科大学の方とかあるいは岡大の医学部地域枠といったものの配分をどうするかということは県が中心になって動いておりますので、そことの関係をよくしていく中で確保していこうということになっておるんですけども、岡山県全体で見ると医師は割合充足している県ではありますけれども、一方で先ほど議員がおっしゃったように自治体病院が10幾つかあって、そして実は県南でも自治体病院についての医師不足なんていうのがかなり強く言われるように最近なってきておまして。私もずっと医療圏の問題については市長として、それから市長会の会長としてもほぼ皆勤で出席をして、さまざまに我々の意は伝えているんですけども、見るところ、なかなか増やせとまでいうことはほとんど今状況的にはきつくなっているという気がしますし、また場合によっては県南の西のほうあたりも含めて、緊急度の高い空白ができてきたということも含めて、なかなか今度は自治医科大学の方で大原病院への派遣が減少する可能性すらあると、こういうような現状になっておまして、頭を悩ませられているところです。

今後どうするかについては、自分たちだけでごそごそ動いてっていうことで獲得できればいいんですが、そういうことでもどうもなさそうである。特に、これもごらんのとおり先々週から先週にかけて報道されましたけども、日本全体で医師不足が進んでいくだろうというようなこと、加えて先ほどの話にもありましたように働き方改革という話があって、厚労省のほうから医師の特例を千何時間にしようじゃないかというようなことが言われたりする中で、それが本当に可能なかどうかといいつつも、やっぱり医師の方々の健康ということも考えて、総体的に残業時間を減らしていくという方向については間違いないと。そうしますと、全国的に医師不足というものの度合いが次第に高まっていくという環境の中で一体我々はどうしたいんだということについては、単独の市だけでの議論ではなかなか難しい。そこで、我々としては市長会あるいは過疎対策のさまざまな場がございますので、そういうところを通じながら一体どうするんだということについて国に対して問題意識を伝えていかなければいけないと思います。

私は思っどるんですが、厚生労働省がやってきたその医療政策、特に医師政策について言うと、必ずしも地方から見るといい方向に動いてきたとは言えない。殊にこの十数年間、医師の方々が〔聴取不能〕性を離れてある種の専門性を獲得することに重点を置いた医師養成政策がとられてきましたね、これ。結果として大病院じゃなきゃどうしようもないって話がどんどん出てきてるんですね。そういうような傾向の中で一体どうするんだという、やはり根本に帰って国の医師政策についての見直しをしてもらわないと、我々の地域に対する供給っていうのはとても難しいということなんです。簡単に言いますと、制度についても我々は提言をしながら確保せざるを得ない状況になっていて、そういう意味では全国のさまざまな同じ課題を抱えているローカルというか過疎自治体の方々とも共闘しながら今後は動いていく必要があると思います。

ちなみに、医師の獲得が進んでいきますと、先ほど議員もおっしゃったんですが加算の可能性もあるんですね。看護師のところもあるんですけども、医師の数が充実してきて質的に高まってくると、例えば私がやりたいことのひとつは大原病院を地域の二次的ながん対策拠点病院にできれば、これぐっと加算来るんですよ。そういったことも可能性があるんだけど、その可能性を実現するためには医師の獲得がまず前提としてどうしても必要ということになるんだけど、だからやりたいんだけど今の日本全体の流れの中でいうと逆風の中で議論が進んでいるということでもあります。

それから、全適な問題、全適というのは公営企業法の全部適用ですが、これは流れとしてはある種当然のことであろうというふうに思っております。今でも我がほうの大原病院の院長先生は、かなり経営ということについてしっかり考えてやっていただいていること、これはまず瞠目すべきということでお話をしておきたいと思うんですが、それに加えて先ほどの事務方の問題であるとかいろんなところに制度的な改善が全適によって可能になってくるというふうに思います。典型筆頭の例でいうと、岡山市市民病院が全部適用して、そして岡大から管理者をいただいて随分経営改善がなされてきた。職員の動き方も変わってきた、医療水準も上がってきたと、こういう例もありますけれども、ただ過疎地医療における全適が経営改善にどこまでつながるかについてはやや微妙なところがあるかもしれません。しかし、経費の削減等という意味での管理者意識の徹底ということについては非常に大きな価値もあります。そこで、この全適については前向きに検討していきたいというふうに考えているところであります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、総括です。

4番（岡野 鉄舟君）

総括させていただきます。

私ももし大学を出たばかりのドクターであれば、やはり自治体病院である大原病院に行きたいと思うという環境はどういったことかというふうに私であれば考えるんですが、そういった観点で、働き方改革もそうですが医療改革もそうですし、職場環境というものをいろいろ現場の意見を聞く中でやっていき、産業としての大原病院をこれからの人口減少、高齢化に対して19の病院の中で率先をしていく必要があるんじゃないかなと感じております。

この問題は、これで終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて2項目めに進んでください。

4番（岡野 鉄舟君）

2つ目は、美作市公共施設等総合管理計画でございますが、私は29年度から議員をやらさせていただきますが、今回で4回目の質問でございます。それなりの意図があって質問しておりますが、まず先に質

問をさせていただきますと、公共施設等の内容について次の内容を質問いたします。

1つは、公共施設に係る箇所数と、今後50年間の更新費用でございます。2つ目は、インフラに係る今後50年間の更新費用でございます。

大きい項目の2つ目でございますが、公共施設とインフラを更新する場合の財源不足は幾らかでございます。

大きい項目の3つ目でございますが、総務省が去る平成26年4月22日付で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてを出しておりますが、この具体的な状況について、次の2点を質問いたします。

1つは、全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理の共有体制をどうしているか。そして2つ目は、市民との情報共有をどうしているかでございます。

4つ目の大きい項目の最後でございますが、以上3点質問しましたが、その点を踏まえていただき、この管理計画の総論から各論までを実現しようとする場合に考えなければいけない全体的なフレームとスケジュールはどうかということを質問させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

御質問の、公共施設の箇所数及び今後50年間での更新費用、同じくインフラの更新費用ということでございますが、文化系施設、社会教育施設、レクリエーション施設など全てを合計いたしますと施設数では337施設でございます。そして、今後50年間これらを全て保有し続けた場合の更新費用は707億円と見込んでおります。また、インフラの更新費用につきましては829億円と見込んでいますところでございます。

しかしながら、この計画を策定した後に解体等を行ったものや新たに取得したものなどがございますので、施設数は変動しておりますし、試算はしておりませんが、更新費用も幾分か変わってきているというふうに思っております。

次に、これらを更新した場合に50年先までに不足する財源はという御質問ですが、約325億円を試算しております。以前、岡野議員から同様の質問をいただきましてお答えをしたんでございますけれども、あくまで全ての施設を更新した場合で、なおかつ更新に活用できる補助金や起債などを一切加味していない試算でございます。

そして、全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理、共有体制、そして市民との情報共有という御質問でございますが、現在、庁舎内での個別施設計画会議を行っておりまして、集会施設等を中心に個々の施設について現地での調査を行うなどの作業を行っているところでございます。その調査、検討結果をもって、市民の皆さんとともに今後の方針を見きわめてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、計画を実現するための全体的なフレーム、スケジュールということでございますが、公共施設には庁舎や学校などの施設のほか、道路や橋梁、上下水道などの社会基盤施設がございます。これらの施設類型ごとに計画したものを組み合わせ、それをフレームとしながら、スケジュールにつきましては施設に関係のある方々との調整や財政の状況を踏まえて定めてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

4点質問させていただきます。

第1点の財源不足の325億円ですが、これはどのような計算をなされて出てきた数字かということ、計算の過程をお示しいただきたいと思います。

2つ目の質問でございます。市民の皆様とともに今後の方針を見きわめると今答弁をなされましたが、具体的にいつ何をどういうふうにするのかということでございます。

3つ目の質問でございます。財源不足に関連しておりますが、更新費用、公共施設については707億円、インフラについては829億円でございますから、このことから公共施設について幾ら縮小しなければいけないと思われませんか。そのパーセンテージをお示しいただきたいと思います。

そして、最後の4つ目の質問でございますが、現地調査をされているということでございますが、具体的な作業内容がどうも理解できません。担当の方がされているんだろうと思いますが、現地調査をされてどういったことをされているか、その現場の生の声といいますか、その感じたことをお聞かせいただきたいと思っております。そして、現地調査はいつごろ終了されるんですかということでございます。

以上、大きい項目としては4つですが、お答えいただきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の必要となる財源不足の試算の方法ということでございますが、管理計画の33ページになるかと思っておりますが、公共施設の更新費用として総務省の出しておりますソフトによって更新額を計算をさせていただいております。その中で公共施設と、それからインフラを両方足しまして、必要になる額を算定いたしまして、そしてそれから通常行っております普通建設事業費を差し引き、それから更新を必要としない施設、もう廃止する施設というものを差し引きしまして、実際に必要となる額の325億円というのを算出いたしております。

そして、いつどういう説明会をするかということでございますけれども、先ほど申しましたように現地調査を今行っておるところでございます。その結果をもって、先ほど申しましたように関係者の方との調整を図るなどのことを行っていきたいというふうに思っております。

それと、費用の707億円、829億円の全体に占めるパーセンテージということでございますけれども、ちょっと今計算機が手元にないのでできませんが、以前議員の御質問では多分四十何%というのを言われてたというふうに記憶しております。

それから、現地調査ということでございますけれども、内容につきましては先ほど申しましたように集会施設等を中心に回らせていただいております。その中でまず災害時に使われているところであるとか、それから選挙の投票所として使われているところでどうしても必要になるものというのはそれなりに記録しております。そして、現在までに21施設を調べております。このペースでいきますとかなり期間はかかると思うんですけども、337全てについての調査というのは今後していきたいと思っております。また、調べていく中には現在老朽化で使われていないというような施設もございますので、今後また施設数については変わってくるものというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問をさせていただきます。

部長、1点目の質問なんですけど、46%です。つまり、インフラはやらなきゃいけないけども公共施設は46%、要するに統廃合しなきゃいけないんですよ。これからですよ。そのプランを立てるとというのがこの公共施設なんですけど、質問なんですけど、要するに市民との情報共有ということで予算編成方針の中に、3の留意事項の4で監査で指摘されたことはその趣旨を十分検討し予算に反映することと、その31年度の当初予算編成方針の中にあるわけです。ところが、平成27年度の監査指摘に対して、その措置結果を監査委員に答弁した内容をちょっと引っ張り出してみたいんですけど、平成28年度中、公共施設等管理計画を作成し市民に公表するとあるが、これはできてないんですけども、これを一体どう考えていらっしゃるかということが質問の第1点です。

それと、2つ目の質問ですけど、どうも今の状況をお聞きしますと、例えば337ある施設を逐一調べて固定資産台帳との照合をしながら、例えばこれは地元の負担かどうかということをやっておられるんじゃないかなと思うんですけど、それをやっているともう5年も10年もかかります。そうじゃなくて、今必要なのは、325億円あるんですよ、このことを市民の皆様にご存知になって協力してもらうことが一番大事なんです。今、大吉の保育園と大原の保育園が統合するということでいろいろと問題と申しますか事案として上がっておりますが、そこで大事なのが、これを例えば10年前に想定したときに、じゃあ東栗倉の幼稚園をどうするか、そのときのお金があるんだろうかということを検討するというのが、具体例で申し上げれば、これがまさに公共施設等総合管理計画の大事な問題なんです。そのために46%ぐらいまでに圧縮しなければいけないんですよ。ここのところの危機感を持ってやっていただく必要があると思うんですけど。

そこで、2つ目の質問ですけど、もうこの全体的フレームを御答弁いただきましたけど、まあ失礼な言い方ですけど、私が質問した意図とはなっておりません。つまり、これだけ46%前後にしなきゃいけないんだから、これを市民にご存知になっていただく必要があるからシンポジウムをいつやるとか、そういった答弁をいただきました。これをやらないと、私また6月議会で質問しなきゃいけません。これは言いたくなかったんですけど、今私がこうやって意見を申し上げてる中で、私は質問してるんですよ、レクチャーをしてるんじゃないですかね。いつシンポジウムを開くとか、市民に現状を知っていただくか。この2つを御答弁いただきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、この計画の市民への公表ということでございますが、実を申しますと私ども手違いというんですか、進め方が十分でなかったことから、作成した段階ですぐに公表をホームページのほうですればよかったんですけど、それ以前に公文書の公開請求が出まして、その関係でホームページのほうにはアップされております。同じものを2つアップするというのも何かと思いますので、控えさせていただいております。

それから、シンポジウムをいつするんならという厳しい御質問ですけども、今のところはまだそこまでのことは考えておりません。なるべく周知のほうについては徹底してまいりたいと思っておりますけども、シンポジウムという形をとるかどうかということも今まだ考えていないところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

市民の方々への情報提供あるいはその共有というようなことの中で、先般からぽつぽつ話題が出てますけ

ども、例えば公民館について申し上げますと、これは18ぐらいあるんでしたっけ。それを今のところ5館ぐらいの体制に持っていかうと。18分の5ですから裏側でいうと18分の13がその減少率になってくるんです。こんなことを考えまして、市民の方々いろんな議論をしていきますが、今のところそういう方向で、わかった、協力するというような民意があらわれているというのが現状であります。ただ、その民意の背景には集約化された公民館におけるサービスの向上ということがとても強い意識としてあるということもつけ加えておかなければならないわけですが、こういった形が一つの例題となって、その他の施設等についてもいろんな議論が進んでいくと思います。

それからもう一つは、先ほど三百何億円ってやつも、実は出発点になっていた外部委託の調査があるんですが、これが割合私から見ても、あるいは事務当局から見ても、ちょっとこういう感じの余りにもラフな調査じゃないかという気がしております。そんなこともありますんで、自信を持って市民の方々と共有できるようなたたきをもう少しさせていただいてからじゃないとちょっと難しいんじゃないかと思うんです。その過程で、恐らく三百何ぼとかっていう不足額については多分ぐっと減っていくと思います。相当減っていく中で、財源更正もありますのでね、減っていったときに一体最後どうなるかということまである程度見きわめをしてやらないと、要するにオオカミ少年の話をする事になっちゃうことになってしまいますので、それは若干控えています。そのレベルでの議論ができるのが、例えば公民館の話がついたり、いろんな大きなところの話がついてくればそうなると思いますんで、いましばらくお待ちをいただきたい。単に世の中を騒がせるだけじゃあいけないというのが私どもの今の考えでございますので、よろしくお願いたします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、総括です。

4番（岡野 鉄舟君）

今市長の答弁を答弁でもって答えるとすれば、私は単に世の中を騒がすことだけにはならんと思いますね。つまり総務省のおおよそというソフトは更新費用、つまり耐用年数が過ぎたときにどれだけの、377の施設がどう係るかということで、もちろんそれは全部精査して27市町村がやっているわけではありません、あくまで停止条件つきにソフトを使えばこれだけ更新費用が要するという事の目安ですから、それはやはり市民にシンポジウムを開こうが、いろいろと地域を説明して回ろうが、あくまでその辺を前提として断って話をすれば済むことだろうと思います。

先ほど申し上げましたように大事なことは、美作市は人口が2040年ですか、そのぐらいには1万6,000ぐらいになるんだな、大変だな、僕の周りの施設ももう使えなくなってしまうな、それで市が言ってるここの施設を統廃合するというのは、なるほど、そうだなと、こういうことを市民の人に知ってもらおうということがこの目的だろうと思います。

総括、あと若干私の時間割りであれば少しありますので苦言を呈しておけば、予算編成方針の4ページのところに、老朽化した施設に際限なく修繕費用を投入することがないよう美作市公共施設等総合管理計画に基づいて施設の必要性を強調し、廃止、統合、譲渡が可能な施設については積極的にその実現を図ること、これ総務部長は市長の命を受けてつくっておられるんですが、私が今る質問したことの中で、非常に、こんな単年で物事が済む話じゃありませんよ。なぜかといえば、例えば大原の宮本に行ってここの施設をどうするかということは地域の人たちといろいろ意見交換をして決まることなんです。これだと単年の予算でやりましょうよということで、非常にその予算との整合性がない予算編成基本方針であります。こういうことを書かれるから、私との意見が食い違うんですよ、この管理計画のあり方についてということで、この質問

は終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、岡野議員、3項目めから始めてください。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

3項目めでございますが、平成31年度の予算編成方針の予算への具体化の状況ということで、大きく分けて2点質問いたします。

第1項目めでございますが、予算編成方針の中で3ページ、予算編成の留意事項の(1)のところに、総合戦略については最終年度となることから、これまでの成果を検証して確実に成果が期待できる事業に限り実施することというのがございます。

3点お聞きしますが、各部署は4つの基本目標につき、平成27年度からこれまでの3年間の重要業績評価指数——K P I——達成状況をどのように検証しているか。

2つ目は、担当部署ごとに成功事例と失敗事例をそれぞれ1つ挙げ、成功、失敗の原因、結果をどう検証しているか。これについては項目が多いです。私もクロス表でチェック表をつくっておりますので、答弁漏れのないように御留意をいただきたいと思っております。

それから、3つ目でございますが、3年間の4つの基本目標全体の事業費とその額について。そして、その額について地元発注とそれ以外の割合は幾らになっているかということでございます。

次に、大きい項目でございますが、同じく留意事項の中の6番目でございますが、市営観光施設等については経営状況を詳細に分析し、斬新な発想で見直しを行うこととございます。全部お聞きしたいわけでございますが、今回は大きく分けて2つお聞きします。

愛の村パークと、それから武蔵の里関連施設について、そして2つ目は大芦高原国際交流の村について質問をいたします。よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、岡野議員の3項目めの1回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、3の1の1でございますが、達成状況をどのように検証しているのかという質問でございますが、当市におきまして4つの政策分野ごとに基本目標を設定するとともに、各政策分野に盛り込む具体的な施策ごとに重要業績評価指標——K P I——、これを設定しまして成果を客観的に検証していただく美作市総合戦略推進会議によりまして、これまでにその会議を持って4回の改訂を行っております。

平成30年10月開催の総合戦略推進会議におきましては、戦略の取り組み状況などをまとめた資料を作成しまして、各K P Iに照らしながら進捗状況を精査、検証するとともに、取り巻く環境変化等を踏まえた新たな視点における取り組みを追加するなどしております。その結果、K P Iの48項目のうち14項目を上方修正し、委員から御提案のあった健康寿命を設定するなど2項目を変更、1項目を削除しております。

また、合計特殊出生率につきまして申し上げますと、岡山県の衛生統計年報によりますと、平成29年度が前年度に比べ0.35ポイント増加の1.79となっております、2020年の人口ビジョンの目標値1.80に近い数字となっております、取り組みの成果が出てきているものと考えております。

平成31年度予算には、出産祝い金支給事業の増額、新婚さんいらっしやい給付金事業の創設などを盛り込んでおりまして、人口増に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に2の、例を挙げて結果をどう検証しているかという御質問ですが、企画振興部所管では自衛隊体育学校誘致事業の合宿参加者数が順調に伸びておりまして、現在合宿を実施している競技に加え、他の競技の合宿の誘致も目指していることから、500人の目標を800人に上方修正をしております。

小さな拠点づくりの推進の集落生活圏の維持、課題解決では、移住・定住促進に対する補助制度整備事業と同じ目標値であった、移住・定住による転入者数875人を、より適切な数値として、転入転出による社会増30人に変更、それから開校を目指す特別支援学校が市立になる予定であることから、大学等の連携による学校誘致の目標値である大学等からの交流者数500人を、設立に係る職員等交流者数100人に変更をしております。

日本体育大学を核としたスポーツ・健康産業のローカルブランディング構築事業の推進の特産品PRイベント来場者数の1万人は、評価の指標として効果検証が得にくいことと、それから開催実績がないことから削除しております。

このほか、今回の見直しを行ってない項目がございまして、平成29年度の実績等の取り組みの状況を含め、推進会議において検証したものを申し上げます。

1の安全で安心して暮らせる社会の充実の看護、介護等専門職の確保、看護師等養成専修学校の誘致につきましては、KPI値は平成32年3月までで専修学校の在学者数108人と、これは変更しておりません。

次に、2の個性を伸ばす教育、文化、芸術の充実の地域資源を生かしたスポーツ等の人材育成と文化の醸成、レーシングスクール等の誘致、拡充につきましては、KPI値は平成27年4月から平成32年3月の合計として、生徒、職員の転入者数40人、給食調理員等雇用者数10人としておりまして、これまで生徒、職員の転入者数は17人、給食調理員等の雇用者数は21人ございます。

次に、都市部の私立高等学校等の学校機能の移転、誘致につきましては、KPI値は平成32年3月時点で私立高等学校の移転による市内の高等学校に通う生徒数の増加100人を目指すものという設定をしております。

次に、高等学校普通科の魅力向上、高校魅力化プロジェクトにつきましては、平成27年4月から32年3月の合計で、林野高校の志願者数の増加を25人としています。これまでの志願者数の増加数は6人でありませぬ。

次に、外国人の移住・定住の促進、外国人技能実習生等の受け入れ、ベトナム等交流事業につきましては、平成27年4月から32年3月までの合計としまして、美作市内で技能実習を行う外国人数を500人としておりまして、実績は379人でございます。

次に、地域内経済の好循環化、プレミアム付商品券の共同発行については、これは27年から28年2月までの合計としまして、プレミアム付商品券発行によるものでございまして、これは既に終了した事業でございます。

次に、人材還流・地方定着に対する事業、店舗等経営後継者育成事業についてですが、KPI値は27年4月から32年3月の合計としておりまして、継続することができた店舗数等を5店舗としております。実績としてはございません。

次に、キャリア支援、インターンシップ事業につきましては、平成28年9月から平成32年3月の合計としておりまして、インターンシップ受け入れ企業数30社、インターンシップに参加した生徒、学生数100人、市外の大学等からの就職者数を20人としておりまして、これまでにインターンシップ受け入れ企業数が16社、インターンシップに参加した生徒、学生数が58人、市外の大学等からの就職者数が16人であります。

次に、国際スポーツ関連産業クラスター構想の推進、スポーツ関連産業推進事業につきましては、平成28年4月から29年3月までの事業でございまして、スクール等見学者や合宿による市内宿泊者人数延べ300人、商工団体等の開業、改装等の相談件数を30件としておりますが、この事業も既に終了をいたしております。

次に、スポーツと地域文化の融合による新たな国際交流等の推進、剣道と宮本武蔵ブランドの融合、女子サッカーとベトナム交流の融合につきましては、平成28年9月から32年3月までの合計でございまして、スポーツ文化交流による市外からの交流人数4,000人としております。実績は、交流人数が708人となっております。

次に、基本目標の4の自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくりの移住・定住の促進、移住・定住促進に対する補助制度整備事業につきましては、平成27年4月から平成32年3月の合計でありまして、移住・定住による転入者数は875人としております。これまでの移住・定住による転入者数は540人となっております。

以上が企画振興部関係の事業、11事業につきましては見直しをかけてないものでございます。

それから、3項目めの、事業費とその額について、地元発注とそれ以外の割合は幾らかとの御質問ですが、これまで平成27年度から3年間のみまさか創生費で申し上げますと、合計約4億円の総事業費でございまして、そのうち地元発注したものが率にしますと8割弱となっております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、私のほうからは、保健福祉部所管の達成状況の検証の状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、基本目標の1の安全で安心して暮らせる福祉の充実における発達支援センター設立事業につきましては、従前から申し上げておりますように、発達障がいや初めとする障がいのある子どもの相談窓口がはっきりしたことで、市民の皆様から多くの相談を受けるようになっております。また、教育部局との連携が強まり、出生から家庭での育児、保育園、幼稚園、小学校、中学校と成長される過程を切れ目なく支援していく体制づくりにつながっておりますことは評価できる点であると考えております。

KPIでは、当初、子育て世代の親子の転入数を10組と目標としていましたが、既に目標値を超えておりますので、目標値を上方修正して引き続き取り組んでおります。

次に、若者の自立支援、社会参加の取り組みとして、保健福祉部では平成29年度からひきこもり等若年者就労支援事業をNPO法人山村エンタープライズに業務委託をし、ニート、ひきこもり状態、高等学校中途退学者等、さまざまな課題を抱える若年者及びその保護者、家族を対象に相談窓口を設置し、就労支援、進学支援の自立に向けた支援を行っています。具体的には相談支援、就労支援、通信制高校入学に向けた学習支援、啓発活動としての講座の開催などを行っています。平成29年度の実績では、相談受け付け件数としては延べ38人で、そのうち支援の利用者は16名で、実際にひきこもりを解消し就労に結びついた方は2人となっております。引き続き事業を継続することにより、より一層の事業効果が見込まれるものと考えており

ます。

次に、3番目の基本目標であります地域産業の活性化と観光振興の充実における生涯の活躍のまちの推進では、美作市ヘルスケア産業推進調査検討委員会において、健康への気づき、食事や運動による健康増進等について取り組み、まず高齢者フィットネスサービスの推進事業の成果として、既存の介護予防体操実施教室88カ所のうち新しく開発した運動プログラムの取り入れ状況は、みまさかお元気チューブ体操が77.3%、みまさかお元気ヨーガエクササイズが63.6%となりました。運動プログラムの評価は、体力測定を行い評価をしているところでございます。

また、一般普及に向け研修会も実施をして、100名の参加があり、新規立ち上げ教室も平成29年度で7カ所、平成30年度で4カ所ありました。あわせて、食事による健康増進では、健康機能の高いもち麦の摂取普及に取り組み、これにより市内でのもち麦生産量の増加及び生産者の収益等の増加等、農業振興にもつながる成果をおさめていると考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

教育委員会からは、個性を伸ばす教育、文化、芸術の充実ということで5項目から7項目について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、5番目の、連続性のある教育活動の展開、美作型保・幼・小・中一貫連携教育推進事業のことでございます。重要業績評価指標は、KPIでございますけれども、平成27年4月から平成32年3月までの合計といたしまして、指導主事や講師の人数を8人としております。

保・幼・小・中連携教育につきましては、愛されていると実感できる子どもの育成を目指し、幼稚園、こども園、保育園から中学校卒業までの15年間を見据えた中学校区連携教育を推進するため、合同研修会を実施しております。また、15年間で育む共通の目標を共有した上で、幼稚園、こども園、保育園と小学校の接続改善を初め、生活規律や学習習慣についての学びと育ちの連携表の作成、また学校運営協議会の設置、保護者や地域の方々との連携を促進し、子どもたちの豊かな心と確かな学力の育成に取り組んでおります。

また、あわせて専門性の高い中学校の教員が小学校で授業を実施する授業交流の取り組みや、ユニバーサルデザイン教育の研究指定による授業法の研究また共通理解を進め、保幼小中一貫した連続性のある教育活動を展開をしておるところでございます。

また、6番目でございます、グローバル化に対応した英語教育の強化、保・幼・小・中が連携する英語教育推進事業でございます。

英語教育の強化に係る重要業績評価指標、KPIでございますけれども、平成27年4月から平成32年3月までの合計といたしましては、中学卒業までの英語検定3級合格者割合を50%以上及び外国語指導助手、ALTでございますけれども、新規雇用者数を6人としております。英検3級の合格者につきましては、平成29年度における文部科学省英語教育実施状況調査において、岡山県が38.5%であったのに対しまして、本市では27.4%という状況でございました。このことから、平成29年度より教育委員会による英語検定に組み込み、昨年度は年2回の実施で53人が参加、また本年度は年3回の実施で78人が参加いたしております。参加者も増えていることから、英語の合格者も増えていくものと考えておるところでございます。

ALTの配置につきましては、初年度の平成27年度に小・中学校合わせて4人のALTを配置しておりましたが、現在は小・中学校合わせて5人のALTを配置し、就学前から中学校までの連携した英語教育を推進しておるところでございます。また、小学校における英語教育の拡充強化、中学校における英語教

育の高度化、さらには就学前教育において音声や体感を通じてコミュニケーション能力の素地を養うことができるよう、3歳から中学校卒業までの12年間を通じて連続性のある英語教育を展開してまいります。

次に、7項目めでございます、読書を身近に〜読み、書き、感じる力の醸成、本大好き応援事業でございます。

本大好き応援事業に係る重要業績評価指標は、平成27年4月から32年3月までの合計といたしまして、専門職員の雇用者数を5人としております。専門職員の雇用につきましては、専門職員の雇用はできなかったものの、大学職員などで構成された本のコンシェルジュグループの派遣を受け、就学前から中学校に至るまで、及び地域において、それぞれにあった図書を数冊選び、その作者のプロフィールや本のあらすじなどを紹介していく本のコンシェルジュ事業を行うことができました。

この取り組みから、後の勝田図書館の整備や市内全図書館の土、日曜日の開館、市周辺部への出張図書館の派遣などを行い、図書館活動の充実を現在図っておるところでございます。

お尋ねの平成31年度予算への具体化でございます。英検の実施及び保・幼・小・中連携教育の推進につきましては今まで同様に予算化するとともに、ALTの配置につきましては、小学校の教育課程が平成32年から新しく改正され、英語が教科化されることから、小・中学校合わせて6人のALTが配置できるよう、32年度から35年度までの債務負担行為を組ませていただいているところでございます。

また、本大好き応援事業の推進につきましては、さらなる読書環境の充実を目指しておりまして、現在実施している出張図書館の一層の促進のほか、学校図書館との連携を強化するため、通常の図書館費のほかに本事業の予算を別途計上しているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

それでは、建設部関係のKPIの達成状況についてを説明をさせていただきます。

まず、達成状況でございますが、建設部では基本目標4番の、自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくりということについて、雇用促進住宅の取得と美しい里山公園事業を上げております。

雇用促進住宅のKPIは、整備戸数100戸、入居率80%の指標に対して、現在は3団地280戸を運営しております。購入時の入居率は28%でしたが、現在76世帯の入居がございまして56%に増加をしているところでございます。76世帯といたしますが、住宅ですので出入りがございます。実際的には93戸の方が入居されて17戸の方が退去されているということでございます。入居者層は、29年度の集計で62%が市外からの転入で、公営住宅に入居できない単身者や低廉な家賃を求める若年層が多い傾向にあり、若者の定住促進に寄与しているのではないかとこのように考えております。

また、美しい里山公園のKPIは、開園面積500ヘクタールに対して、今年度末には390ヘクタールとなる見通しでございます。園路整備や更新間伐事業の進捗とともに、荒廃から手入れされた里山に少しずつ変化をしておるところでございます。今後の維持管理と利用促進により、災害や獣害対策、健康増進や学習の場など、多面的な活用により将来につなげてまいりたいというふうに思っております。

次に、成功事例と失敗事例でございます。

建設部では各事業ともに目標の指標に向けて進捗しておりまして、目標達成に向けて継続したいというふうに考えています。

次に、地元の発注率でございますけれども、定住促進住宅は不動産の買い取りでありますので市外の法人に限定されますが、美しい里山公園の事業費約5億2,000万円のうち、基本構想の1,000万円弱の業務委託を除

き、それ以外の委託業務、工事は全て市内業者へ発注しておりまして、率としては98%でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

重要業績評価指標——K P I——の達成状況ということで、経済部所管のものについて答弁をさせていただきます。

まず、この総合戦略といいますのは毎年改訂されておまして、直近ではこの平成30年10月に29年度までの進捗状況などを精査、検証して、このK P Iが見直しをされております。

まず、K P Iを見直したのについて、いずれも見直し前のK P Iの達成が見込まれそうなことから上方修正をしたものでございますが、基本目標3、地域産業の活性化と観光振興の充実については、農林業者の支援の項目では、新規黒豆耕作者数を10人から30人に、ジビエ関連事業の新規雇用者数を5人から10人に、農作物のブランド化の推進では新規就農者数を10人から27人に、直売所等を訪れる観光客数を2,500人から6,000人に、広域観光の推進では3県境地域等の圏域内を訪れる観光客数の増加を500人から1万5,000人に、インバウンド観光客の年間宿泊者数を1万人から2万人に、新規創業等の支援では新規創業者等の新規出店数を10件から14件に、既存事業者等の店舗改装数を15件から28件に、基本目標4の自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくりについて、森林エネルギーの活用では、まきストーブ等の導入によるCO₂削減効果を771トンから1,000トンに見直しをしております。

次に、このK P Iの達成状況を検証して上方修正をしていないものを申し上げますが、いずれもK P Iに対して、平成29年度の状況を申し上げさせていただきます。

基本目標3、地域産業の活性化と観光振興の充実について、農林業者の支援では新規林業者、これ就林の数が20人に対して、平成29年度までに2人ございます。新規産業団地の整備と誘致促進では立地工場等における雇用者数150人に対しゼロ人、外国人の移住・定住の促進では美作市内で技能実習を行う外国人数500人に対し379人、広域観光の推進では外国人旅行者向け消費税免税店の数5店舗に対し1店舗、人材還流・地方定着に対する事業では、継続することができた店舗数等5店舗に対しゼロ店舗、インターンシップ受け入れ企業数30社に対し16社、インターンシップに参加した生徒、学生数100人に対して58人、市外の大学等からの就職者数20人に対し16人、新規創業等の支援では市内在住者の新規雇用数20人に対し1人という状況でございます。

次に、成功事例と失敗事例ということでございますが、総合戦略にあるK P Iは平成32年3月までの目標数値でございます。現在の達成度合いが低いものはその取り組みを強化するなど、対策を検討していきたいと考えております。

最後に申し上げました新規創業等の支援にある市内在住者の新規雇用数は20人に対し、平成29年度までに1人ということでございましたが、美作市地域活力創生事業補助金、スタートアップ事業などの補助事業で取り組んでまいりましたが、個人営業の方が多く、なかなか正規職員の雇用に結びついていないという状況でありました。今後、対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、観光施設関連でございます。市営観光施設等の平成31年度の取り組みについてですが、武蔵の里関連施設、愛の村パークについては、指定管理料の予算は、愛の村パークの宿泊施設が整備されたことから1,000万円を減じた5,333万3,000円としており、直営のころの特別会計繰出金の額と比較すると2,400万円の削減となっております。現在の指定管理者による管理運営が平成29年度から3年間となっております。平成31年

度は最終年度となります。指定管理者に対しては、地域振興につながり、地元地域から評価されるような管理運営になるよう求めています。

大芦高原国際交流の村については、平成30年3月からレストラン営業を旧大広間に変更して運営をしています。スタンプカードによる特典を設けるなど、リピーターの獲得に取り組んでいます。また、レストラン業務を行っている事業者と協議を行いまして、営業活動の強化や新しいメニューの開発を行っていただくことによりまして、合宿対応のための朝食の提供も検討していただいております。

また、これらの施設と作東バレンタインホテルの運営関係者などによる協議会を組織し、支配人連携会議の開催や周遊観光プランづくりと情報発信、営業活動などに取り組むようにしたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

途中チェックしておりましたが、答弁漏れあるいは答弁漏れのなところがあったんですが、これ行政全般にわたります。余りトラブルメイクをしたくないという思いがあるんですが、1点感じた感想を述べますと、これだけ全庁的な質問に対して議会からの通告を受けた答弁調整を誰がしてるんかということが浮かんでこない。縦割的にやっているという感じがいたします。それは何かといいますと、その成功事例と失敗事例を挙げてください、各部署ごとに1例ずつと言ってるにもかかわらず、気持ち的に答えていただいたのは、部をノミネートするのは非常に失礼かもしれませんが、建設部と経済部だけです。まあ答弁がよかったということじゃなくて、後のところは私の答弁に答えていただいとらんということで、今回は私はほんまは立つまいかと思っておりましたが、後のことも考えて2回目の質問をいたしますが、その成功事例と失敗事例について2つお聞きします。

看護学校については成功事例になるのか、失敗事例になるのか。いずれに判断をされたにせよ、その原因と結果について教えていただきたい。

そして2つ目ですが、経済部所管のプレミアム商品券が、これが地方創生になったのかどうかということをお聞きします。

続きまして、今度は全般的な2回目の質問ですが、昨年10月のメンバー会議ではどんな意見が出たのかということです。聞きたい内容は、看護学校の誘致とレーシングスクールについてメンバーの方々はどのように言及をされたかということでございます。

続いての質問ですが、教育長関係ですが、御承知のように小学校では学習指導要領の移行期間中として、日本人の先生方にその移行期間中にできるだけネイティブに近い英語を勉強していただくということでATLがサポートしてるんですが、それが今はどういう状況になっているか。中学校の先生が小学校に支援に行くということも聞いてるんですが、それがどういう状況にあるかということでございます。

それから、続いてでございますが、これは春名部長心得になりますが、先ほど地元発注と地元以外の発注についての質問をいたしました、約4億円で地元が8割弱と、こう答えられたんですが、私が思っておる質問の意図は、地方創生全体の中で地元発注がどうかということなんです。具体的な問題を言いますと、建設部長は先ほど里山公園について5億2,000万円前後の中で約5億1,000万円ですか、これが地元だと。これはすばらしいことだと思います。問題は、その雇用がどう生まれたかということも聞きたいわけですが、地元発注とそうでない比率はそれでわかります。問題は、看護学校に補助金として9億円前後をずっと出しと

ります。これは地方創生の中で借金をしてまで滋慶学園に出してるわけです。考えていただきたいのは、それを受けた滋慶学園が入札をやってるわけですが、これはやはり直営でやってると同じです。これを含めて地方創生全般の中で地元発注がどうかということを考えなければいけないと思うんですが、これを考えたときに地方総合戦略に係る地方創生の地元発注はどれくらいになるかということです。これは部長心得にお聞きをいたします。

続きまして、経済部長に対してですが、愛の村パークと武蔵の里関連施設ですが、ここの中に答弁をされました、地域管理者との協議の中で地域振興につながり地元地域から評価される管理運営を協議したいと、こう答弁されましたが、具体的にどのような内容を思われていて、今後共立メンテナンスとどのような話をされるのかということをお聞きいたします。

それから最後ですが、同じ経済部長になりますが、大芦高原国際交流の村です。いろいろバレンタインとの支配人との連絡会議とかアイデアを言われましたが、確かにそれは斬新な発想であると思っていられるんですけど、私から言えば、斬新な発想といったときには、なぜこれまで約数千万円の高額な赤字が出てきているかと、その原因を分析した上でこうするということが出てきて初めて斬新な発想だろうと思います。改めてお聞きしたいのは、どういう理由で数千億円もの赤字が出ていると分析をされるかということです。それぞれ合併前の町村は思い入れのある公共施設があります。うまくいってなければ、その原因を究明することなくしてうまく前に進まないと思います。

そういったことで、以上五、六点申し上げました。お答えいただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、岡野議員の2回目の御質問でございます。

私のほうからは、プレミアム商品券につきまして、地方創生になったのかという御質問にまずお答えさせていただきます。この事業につきましては平成27年7月から28年2月に実施しております。この事業自体が消費喚起効果を目指すもので3億6,144万円、それからもう一つございまして、元気すくすく商品券ということで消費喚起を目指して599万5,000円の商品券を発行しているということで、地方消費喚起効果を狙って効果を出したものだと考えております。

それから、会議においてどのような意見が出たのか、看護学校、レーシングスクール関係の意見はあったのかという御質問でございますが、10月に開催しました推進会議の中では委員の皆様から御意見をいただいております。出席された委員からは、総合戦略のおかげで滋慶学園ができたこと、感謝しているというような発言ですとか、3県境の働きかけで佐用高校にも通えるようになると、それから転入、転出により社会増には数値を盛り込むべきではないのか、それからKPIが設定されていない健康寿命は、人がつながり、地域づくりを進める上でも重要な視点だとの御意見をいただいております。

それから、地元発注で地方創生全体の中でのどれくらいになるかという御質問ですが、私どもの部で担当しておりますのがみまさか創生費ということでございまして、1回目の御質問で答弁させていただきました創生費の中での合計4億円の事業費で8割弱の地元発注率というところでしか数値を抑えておりませんので、創生費関係でのお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

4番（岡野 鉄舟君）

今僕言ったでしょう。答弁になってないじゃないですか。

議長（鈴木 悦子君）

次、教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

私からは、岡野議員の御質問のALTがどれだけのサポートをしているのか、そしてまた中学校と小学校の英語のことだと思いますけれども、連携的などころだと思います。

ALTにつきましては、学習指導要領の改訂が32年からということで、30年、31年については暫定的にやってきました。その中でALTについても30年から1名を増員させていただいて、小学校に向けて派遣をしているところでございます。

また、小学校と中学校の連携でございます。各中学校区で対応をしているところでございます。その中で例を申しますと、勝田中学校区につきましては年間約26回、これは小学生が勝田東小と勝田小学校が中学校に出向いて授業を受けるという格好でございます。英語と算数についてはそういう形で、勝田中学校区についてはそういう取り組みもされているということをお聞きしております。

これから32年に向けてALTをもう一名増員をさせていただいて、32年に向けて頑張っていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、武蔵の里関連施設と愛の村パークでございますが、地域振興になる施設ということで、こちらにつきましては毎月支配人と月例の会議を持つ中で、チェック項目を設けるなどして運営状況について協議していきたいということで、地元の方の利用率が上がるような方向で協議したいというふうに思っております。

それから、赤字の原因ということでございましたが、何かを解決するということで黒字になったりということはございませんので、利用者の増を図り、運営管理の削減を図っていくということでございまして、特に支配人の連携会議などを今までやってませんでしたので、開催してぜひ効果が上がるように取り組んでいきたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

雲海は。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干補足をしておきますけれども、経済部長が答えたのは雲海のつもりだったのかなと思ったんですが、雲海につきましては御案内のとおりでございまして、設立後非常に好調であった。そういうその流れの中で利用が、温泉のブームの低迷というようなこともあったんでしょうか、経営の仕方が変更になったときに大きな問題が生まれました。その結果として一時経営ができないということで、やっているのやらやっていないのやらわからんような状況になってしまったということで、結構せつかくのお客様が離れてしまった時期がございました。そこからの立て直しということが一番大きな要因なんですが、もう一個の要因としては、だんだんマーケットが変わってるんですね。若い人たちがやってくるマーケットをよく追求しなかったというところが恐らく今までの気づきの中で重要な点でございまして、そこは遠藤部長の部下たちが一生懸命考えてるんですが、運営管理の一部を担っていらっしゃる方々が今後若年層のお客を対象にした新メニューとか新サービス開発をするということで来年度に向けての具体的な計画をつくっていておりますが、それをいろんな形で応援をしていくと。具体的な応援の仕方につきましては、今まで市の職員であったわけですが、従業員が、それを簡単に言いますと、誰が命令するかということを考えますと、その委託先がやれば

いいというようなことの中で命令系統を簡素化をしていくというようなことにすると、実質化していくと。つまり、病院でいうといわゆる先ほどからの全適の形がありますね、あれに近いような経営感覚が出せる運営形態を来年度からとってこういうような変更をたしかやったように覚えております。

それから、滋慶につきましては先ほど答弁の中に若干ありましたけども、会合においては成功事例の筆頭のような形で言われてるんです。それはなぜかといいますと、住民登録をいただいたかどうかは別として、現にその地域において人が増えている筆頭典型であるということで、これからの伸びが期待できるということで、これについては会議においては大変よろしいという評価を頂戴をしているわけですが、一方でKPIとの関係でまだ未達成の状況にもなっているので、これは様子をしっかり見ていくとともに、その原因の最大の一つであるところの日本語コースの設置について、これは議会にも出ましたけども、早くやってくれということを書いていかなければならないところであります。

ところで、失敗事例ということになりますと、先ほど幾つかありましたけど、ゼロとかというのがありましたね。KPIというのは目標値ですから、これが例えば何割達成されたら失敗とかというのは言えないんですが、ゼロっていうのはなかなかこれ難しい判断になってくるのであります。その中には、失敗というよりもそもそも目標の立て方が全く違ったんじゃないかということがたまに出てまいります。全国でも見直しをしております。全国ではそのような見直しを進める中で、今申し上げたような、そもそも目標の立て方が全然間違っていないかということも含めて課題になっておりますが、全国の大まかな流れの中でいいますと、KPIの上方修正が相当程度含まれているっていうことについては、全体の総合戦略の評価の中では、まあ5段階評価でいえば3はとうに超えていて4ぐらいのところに位置づけられるような戦略であったろうと今のところ思っておるわけでありまして。ただ、今後5年でこれが終わるという話でも本当はありません。地方総合戦略っていうのはまさに消滅自治体からどう脱するかという大きな課題であります。これは今後とも続けていかなきゃならないと思っておりますし、全国の市長会の中でも地方創生っていうのが5年で終わるっていうのはどうなってるんだと、そんなことあり得ないだろうというような意見が常に今出ているわけでありまして、これからも知恵を絞って頑張っていきたいと思っております。

それから、先ほど答えとして、建設と経済はよいんだけど保健福祉の答えがなくて、失敗がないじゃないかというのは、全部成功したんで、基本的には、いい成果が出てると。ほとんど保健福祉課がやったことについては何らかの成果が出ているという希少な例であります。それを、失敗をしたろう、したろうと言われてもよう答えんのは、これはしょうがないということで、よろしく願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

滋慶学園は、私は大失敗だろうと思います。なぜかといえば、借金をしてまで補助金を出してるし、それが生徒が680人から360人って、今は39人であると。その債務負担行為のフレームの中で、私はそのときは傍聴しておりましたが、それは何で僕は失敗したかと言いますと、費用対効果の分析ができてなかったからです。それを、同僚議員を責めるというのは非常に僭越なところもあるんですが、その費用対効果を十分に検証してなくて多数決をとってしまった大失敗の事例だろうと思います。

で、第3回目の質問をいたします。

プレミアム商品券は、発行は地方創生に役立ったと思いますかというのが3回目の第1点目の質問です。

そして、遠藤部長にお聞きしますが、斬新な発想で表現をされたわけですが、地域振興につながる地元から評価される管理運営というのは具体的にどう、それは公の施設ですから、それをどうやって求められるん

ですかということをお聞きいたします。わかりましたか、武蔵の里関連施設で、ちょっと時間が過ぎますのでね、愛の村パークと武蔵の関連施設で今答弁されたじゃないですか、地域振興につながり地元から評価される管理運営を求める協議をすとおっしゃられたですね。具体的に担当部長として何をイメージされてどう言われるんかということです。今のは部長に対する質問です。

プレミアム商品券は企画心得のほうですかね。よろしいです、市長が答えられてもいいんですが、地方創生に役立ったかどうかということです。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、さっきのプレミアム商品券については、先ほど部長がお答えしたと思いますが。

〔「答弁になつたらんけえ言よんじゃ」と呼ぶ者あり〕

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

プレミアム付商品券で、たしか2割だったと思いますけれども、これは地方創生が始まったときに国全体としての規定演技として始まっているんですね。我々は選択肢が、全日本的にやりなさいということで始めて、大抵の都市が普通のばらまきという分散型でやってまして、それについては恐らく一時的な効果しかなかっただろうというふうに想定することで、多分合意がとれると思ってるんです。私どもの場合は、岡野さんは御存じないかもしれませんが、そのプレミアム商品券財源の一部を使ってまきストーブ導入に変えたんですよ。ここのところはいまだに大きな効果があってじわじわ残っている、そして今御議論があったようにK P Iの上方修正にもつながっていると。その点については地方創生の議論、そのSDG s型の地方創生の一助にはなったという評価であろうと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

指定管理者との協議において注意していく点をお答えさせていただいたと思います。

まず、施設の美観といいますか清潔感といった、そういった施設の管理についてはどうするか、それから飲食部門ですね、料理の提供のあり方、こういったことに注意していきたいというふうに思っております。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、総括です。

4番（岡野 鉄舟君）

総括をいたします。

私は物すごく勉強したと、自分がですよ、したとは申しませんが、いささかというか大変がっかりしておりますが、質問時間限られております。総括をいたしますが、答弁を聞いておりまして何となくうつろな感じがしております。補助金に振り回されて地方創生でないことに対して必死に理屈をつけていらっしゃるように思います。

2月5日、私は片山善博教授の講演を美作大学で岡本議員と一緒に聞いております。あの方は鳥取県知事もされ総務大臣もされておまして、非常に造詣の深い方ですが、はっきりあの方がおっしゃってるのは、地方創生は失敗であったと。5年たっても効果が出てないと。じゃあ今はどうするんかといったときに、こう言っておられます。足元を見直して本当の地域の課題は何か自分で考えることだと、こう言われております。もう一例を挙げれば、2月18日の山陽新聞に、京都大、こころの未来研究所センターの廣井良典教授、

これ岡山市出身の方なんです、政策の失敗を分析する必要があるだろうと。今厚労省では統計問題をやる議論されておりますが、民間であれば頭を下げて記者会見をされて謝るとというのが最近の日常形態ですが、やはり原点に戻って地方創生とは何かということを考えてみる必要があると思います。

私は、地方創生は2つあると思います。1つは合計特殊出生率を上げることです、市は上がってきているということですが。もう一つは、美作市から市外へ転出する人口を減らすということです。つまり、東京一極集中を減らしていくということです。そのためには地域の産業が生産性が上がるものでないと、若者は外に出ていってしまうだろうと僕は思います。そのことで私は冒頭第1問の質問のところで、これからの産業としての大原病院がいわゆる正規雇用も踏まえて増えていくことによって、そういった一翼を担えるのではないかなという思いがありましたから、第1番目の質問としたわけでございます。まあ今の3番目のこの質問につきましては、私ども議会もそうですが、やはり行政においても原点に立って考える必要があると考えております。

これで3番目の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

これより10分間休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時11分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、岡野議員、4項目めから入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

最後の質問でございますが、指名競争入札制度における指名基準のあり方、判例の動向などについて質問いたします。

まず、第1点目でございますが、平成24年8月17日に地域建設業の振興及び中小企業対策の充実に関する請願書が採択された後、この請願趣旨実現のため、行政として何に取り組んだのかということでございます。

2つ目でございますが、指名競争入札における指名基準の定め方に関する判決がありますが、まず平成27年10月1日付、大分地方裁判所判決、平成25年（ワ）554損害賠償請求事件でございますが、当該判決について次の点を尋ねます。

第1点は、事例の内容。2つ目は、原告と被告の論点に対して裁判所は何を違法と判断をしているかでございます。

そして、3つ目でございますが、当該大分地方裁判所が引用しております指名競争入札に関する平成18年10月26日付最高裁判所判決、平成17年2087損害賠償請求事件について、この判決について、同じ質問でございますが事例の内容と、2つ目は原告と被告の論点に対する判断について最高裁は何を違法としているかでございます。

最後の4番目の質問でございますが、美作市には契約規則がございます。その第46条第2項に工事の指名基準というものがございますが、この中に地域振興、市内産業の振興、中小企業対策等の政策目的による入札条件を盛り込む規則改正の意向はないかということでございますが、御答弁をお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

御質問の、平成24年の岡山県建設業協会美作支部から提出された請願でございますが、内容を要約しますと、地元業者への優先的な工事発注を要望されたものでございまして、美作市としてはこのことを踏まえ、美作市契約規則の工事指名基準に基づき指名を行っているところでございます。また、規則では地理的条件なども審査することで工事の施工及び契約の履行が確実な者を指名することとされておりますので、工事の種類や設計金額によっては市内一本の指名ではなく、市内をさらに細かく分けた地区割りでの指名も行っているところでございます。

次に、2項目めの大分地方裁判所での判決についてでございますが、事案の内容は、大分県のある市に支店を有していた建設業者が、その市から地場業者でないとして市の発注する指名を受けられずに入札に参加できなかったとして市に損害賠償を求めた裁判でありまして、指名をしなかった市側が敗訴したというものでございます。

そして、論点でございますが、あるとき、市が指名基準を見直し、同一ランクに地場業者、すなわち市内に本店を有する業者が5社以上ある場合はその業者だけを指名するとし、またこの指名基準を公表していなかったことにあると考えます。

判決では、地場業者を優先する根拠であります現場との距離等や地元経済活性化への寄与などについては、地場業者以外であっても市内に支店を有する場合、設備や従業員を当該市内で調達することはあり得る。公共工事の入札においては、機会均等、公正性、透明性、経済性を確保することが求められているところであり、地場業者だけを指名する運用に合理性は認められず、地場業者以外を指名しないことは競争性の低下防止の趣旨も損なうとされ、地場業者を優先した指名基準が違法とされたものでございます。

また、3項目めの、大分地裁の判決が引用している平成18年10月26日の最高裁判決でございますが、内容は、徳島県のある村で、長年村が発注する公共工事の指名を受け、工事を受注していた建設業者が、平成6年に本店を村内に置いたまま代表者らが他の町に転居したことを理由に、平成11年度から村外業者としての取り扱いを行い、指名しなかったことを違法として、村に対し損害賠償を求めた裁判でございます。

高松高等裁判所では、村外業者であるとして指名しなかったことは違法ではないというふうに判断をされましたが、上告の結果、原審の判断は違法として、高松高等裁判所に差し戻されたというものでございます。

そして、論点でございますが、この業者が平成6年に転居した以降も村からの工事を受注し、地元企業としての性格を有していたにもかかわらず、主たる事業所が村内にないという形式的な判断で村外業者として取り扱い、指名しなかったことは、先ほどと同様に公正な競争の推進や価格の有利性の確保の観点から違法と判断されたものであると考えます。

そして、4番目の、工事の指名基準に地域貢献、市内産業の振興、中小企業対策などの条件をとの御意見でございますが、美作市契約規則第46条第2項では、工事の施工及び契約の確実な履行について確認するための審査項目について掲げているものでございます。したがって、客観的な判断がしにくい項目を加えるということは今のところは考えておりません。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

第1点目については、今るる言われましたが、直接その平成24年当時の請願された方の趣旨について何ら

されてないということで、関係ないと思いますね。

それで、2つ目の大分地裁のこと、今部長、答弁を勘違いされたんじゃないですか、老婆心ながら言えば。聞き間違いかもしれませんが、地場業者以外を指名しないことはこうこうにした優先指名基準が違法とされた。それは違うでしょう、判決はそんなこと言ってませんよ。それだったら、反対をいえば、地場業者を指名したことが違法だという。判決はそんなこと言ってませんよ。そう思いませんか。答弁されたつもりなんでしょうけど、御答弁が間違ってますよということです。

まあ、その辺を含めて、私は一旦立ちましたからね。本当は座ったままで違ふよと言いたかったんですけど、その辺を踏まえてお答えください。

で、これ、大分地裁もそれから最高裁についても理解に誤りがあります。私が裁判官であつたら、違法であるという判決です。どういうことかと申しますと、よく聞いてくださいよ、大分地裁の裁判官は、考慮すべきほかの諸事情を考慮することなく、一つの考慮要素である地場産業か否かのみを重視しており、極めて不合理があり妥当性を欠くと、こう言ってるわけです。いいですか、最後の副助詞の「のみ」というところが大事なんです。つまり、私から言えば、この大分地裁は地場産業者でないという理由で排除したことが違法であるとは、この裁判官は言っておりません。そして、最高裁の判例でも、その理解に誤りがありますよ。運用基準は公表されてないわけですが、これを形式的に当てはめたことは一つの考慮要素にすぎない、村外業者であることのみを重視しというふうには最高裁判官は言ってるわけです。で、高裁の判断である、村の運用に裁量権の逸脱または濫用があつたとは言えないと高等裁判所はそう言ってるんですが、最高裁判所としては、あなたの高裁の裁判官のように判断することができないと言っているわけです。わかりますか。ここのところを何回も私も読み直したわけですよ。で、証拠裁判主義といいまして、なかなか出されたものをやるから、非常に大変ですよ。ということで、地裁と最高裁の御理解には間違いがあります。

そこで、質問でございます。

今度は、昨年8月に出た請願との絡みなんですけど、2つのことをその33社の方は言っていらっしゃいます。地元発注に関しては地元への配慮の工夫をお願いすると、そして地元調達をお願いすると、こういうことをその請願の趣旨として言っておられるわけです。この請願者の方々の思いと、大分地裁と最高裁が判断していることとは、残念ながら同僚議員を責めるというのは非常に私も心苦しいんですが、判断の材料になつたと思われませんか、思われませんか。つまり、参考になると思われませんか、どういうことかということですよ、この大分地裁の判断が請願を判断するに当たって。それが1点目です。

そして、2つ目でございます。

岡山県では違法であると考えんならばですよ、岡山県では指名業者選定要項をつくり地域振興、県内産業の振興を入れ、さらに真庭市では指名基準に関する規定、そして市内業者及び準市内業者の取り扱いをつくり、地場産業の振興をやらうとされてるわけです。私は真庭市には実際行って、その契約担当の課長さんと話をし、規定を勉強してまいりました。今の地裁に対する判断からいけば、岡山県と真庭市は違法なことをしてるんですか。これが2つ目の質問であります。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

判決の文理解釈的に言いますと、「のみ」っていうところが非常に重要であるというのはそのとおりであります。そして、最高裁の事案及び大分地裁の事案それぞれ、そのほかの要素が入ってなかったことから違法になってます。逆に言いますと、指名の際に支店とか営業所とかっていうレベルの参加を許容しつつ、地

元に対する他の貢献要素っていうものを、例えば加点でもってある程度付与すると、これが岡山県の方式なんですけど、例えば災害で頑張っていると色々な形があるんですけど、そういった方式については最高裁の判断及び大分地裁の判断をもってしても違法性が直ちにあるとは言えないと、こういうふうには理解しております。したがって、後は政策判断になるわけでありましてけれども、排除はしないんだけどもげたが履かれてるっていう状況をつくるかどうかというところが一般的には残っているというふうには解釈をしております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問です。

指名委員長であります横山副市長にお尋ねをいたします。

横山副市長は、総務委員会の中で、ちょっと私も十分にメモを、9月14日の総務委員会ですね、横山副市長はこう答弁をされております。この時期、これがどういう立ち位置で出たか確かめているところ。市長権には裁量権は全くなく、権利では絶対に勝てない判例かというたら、よその市町村でも軽々しくそういうことはできないと。美作市に限っての判断ではない、全国ニュースだ。判例までコピーして協会に持っていくことは、今さら説明することはないと、こういうふうにおっしゃっていらっしゃいますが、今の私と執行部とのやりとりの中で、指名基準の中にその地域振興、何々を入れるということを、本当にこれは違法だと思われませんか、横山副市長。裁量権の中でできないとおっしゃられましたが、市長も裁量権の中ということをお答えされましたけど、思われますかという。それは3回目の横山副市長に対する質問です。

2つ目の質問です。本当は総務部長に質問すればいいんでしょうけど、総務部長がなかなかちょっと苦労されとるようでございますので、上の上司の方が御答弁なされることが一番適当かなと思ひ、質問いたします。

2つ目の質問ですが、今申し上げましたように、私は裁判所の判例をもう一度読んでいただきたい。大分地裁も最高裁も何も共通的な判断をしております。やはりこれだけ地場産業がトーンダウンをしているときに、行政が頑張らないといけないと思ひます。そこで、改めて検討していただきたいと思うんですが、お聞きいたします。その指名基準を定めようとするときに、考えなければいけないことは何が必要だと思われるかということです。

その2つを質問いたします。

議長（鈴木 悦子君）

副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

非常に厳しい御意見等々並べていただいとんどすけど、いわゆる判例基準の項目につきまして、特にこの項目につきましては岡野議員が御指摘の項目で、何年から始まってのこの請願が出るとというこの請願につきましては、もうそのときから始まって数回にわたって当方へ出ております。たびたびしょっちゅう出ておるといのが全てです。そのたびに勉強を都度やっております、その絡みについても当方についても当方職員の判断のもと、確認項目として弁護士さんのほうの御意見も確認させていただいておる。特に、最低でも頭からいつとかにやいけんのが、全て税金という科目です。それから、大きな金額になると。大きな金額になるということは、これは全国レースでものを判断せにやいけんというのがもとにある具体だろうと。

したがって、先ほどから御指摘ありました大分地裁の問題、あるいは徳島の問題等もありますが、さ

らには岐阜県、岐阜の立ち位置から見ても、岐阜の場合には平成21年問題、それから徳島の場合が平成16年事案という分です。大分は平成27年というような、段階的に似たようなところでの裁判例があります。その裁判例で最高裁まで入っていったんが徳島の流れが入っていったって、高松高裁のほうへ差し戻しが入ったという分です。

その項目の中でやっぱり総論で流れておるのは、先ほども総務部長のほうから話がありましたが、総論でいうとこれ一般競争入札が全てです。ただしという項目で、いわゆる指名競争入札とか随契とかという段階的なものに落ちつくと方向であります、その原理原則たるものはあくまでも機会均等、公正性、経済性、こういうようなものをもとにした判断基準をつくられてます。

私がおこへ来ましてこの時期で5年になるんですけど、合併後15年がたっても、この場合にはまだ地区別に入札等もやっておるのが現状です。大原地区と東栗倉、勝田地区、作東、それからこの場合には美作町と英田という部分が切れる場合がありますが、総論においてです。この入札実施をやってみても、限りなくパーセンテージが違いますよね、確率の。ということは何ならというたら、この時期において岡野先生の御指摘の項目は、まず市内の分を一本にしたらどうかということまで入っていったの検討まで要るわけです。要するにただただたいてみいというたら、年間を通じたら相当な金額がずれてくるわけです。しかし、ここの地域性とか等々ございまして、あるいは事業体においても前の看板はあるけれど働いている人の数がそとと変わってしもうとという部分において、限りなくきめ細かいところで配慮しながら変更という部分は慎重にせにやいけんというのが素直な思いです。

私からいうと、全体で一本でやって勝負ということになれば、年間においても相当な金額がずれが出てくりゃへんかというのが全てです。

また一方、この時期において限りなく、災害というものが来た場合においては、おいしい仕事とおいしくない仕事が入ってきます。不調に終わる部分も相当出てきております。そこらにつきまして、先生の言われるところの項目につきまして、総論でいいますと例外的なことでこの地域産業の育成という部分の判断を持っていくとすれば、この分は積極的な理由づけというものがあるわけです。それが合格しない限り、客観的に認められるという立ち位置に入らんわけです。したがって、岡野先生の理論は、まあ大学の先生の立場と同じようなもので、一岡野理論であって、相当なる理論ということになって客観性という部分が示される場合においては、先ほどからの判例と同じように、やっぱり相当なる慎重な判断をせざるを得ないということで、この原理原則、制約というものを犠牲にしてもなお追求すべき地元優先というものの判断価値がある、これというものを客観的に証明していかんやいけんわけです。そういう意味合いからいうと、判断がちょっと誤ると相当性を欠くとかというようなことで、過剰的な制約というものについては課題というものをつくっていくということになるんです。その部分をたとえ一自治体の市長であろうが、自分の感情論あるいはその場その場の思いつきという部分で入っていきようたら職権の濫用、裁量権の濫用、逸脱というところへそれも入って、国家賠償の対象になって損害賠償対象というのが全てであります。

私の判断としても非常にほんなら何が、どういう場合には認めるんならという部分が希望的に欲しいわけですが、総論においては目的が地域の経済対策事業という、ようわかってわからんような判断ラインの要望ですけど、地域の経済対策事業というようなものが特段として起きた場合においては絞りとという部分があるけれど、そうでない場合においては現在における本店、支店がある、あるいはここのところへ本店がないから外れえというような判断基準ぐらいで浅はかに行きよつたら、その者らが社会的には批判を受けるというのが現状であろうというのが認識であります。

この項目については、思いは地域の産業として限りなく頑張っしてほしいというのがあるんですけど、こ

ういう縛りを整理して的確なる対応措置ということになりますと、なかなかちょっと処理ができてないというのが全てでありまして、県内にある市はどうか、あるいは岡山県にあつてはどうかという分じゃけど、構えて判断した場合においてはこういう分は適切に判断せん限りにおいて課題を残していくというのが全てだろうというふうに思ってます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、総括です。

4番（岡野 鉄舟君）

2分47秒ありますから、この時間を使って総括をさせていただきます。

私は、岡山県も真庭市も違法なことはしてないと思います。法令の範囲の中で地域の産業を守ろうと努力をされていると思います。で私は、今副市長が私の2つ目の答弁を答えておられなかった。それは私なりに思えば今そういうふうにしてらっしゃる以上はこここのところに判断が及ぶことはないだろうと。だから答弁漏れということはあえて言わなかったんですが、私は、指名基準というのは行政としてつくるわけです、美作市はこうしますよと、肅々と指名基準を決めればいいわけです。私は何も地区割り、契約規則の中の地区割りを一本にせよと、そういうこと言ってるんじゃないんです。昨年の8月に出た請願書の中は、請願者のことを言われているのは、要するに本店のある業者というあたりでの指名基準を理屈のつくようにしてほしいということと、大手企業単体によるその参加を排除していただきたいと、こういうことを言っておられるわけで。これに対しては、いろいろなその工期とか組み方でやろうとすれば指名基準の中でできるじゃないですか。

私は、2つ目の質問したこと、つまり基準を定めようとするときに考えなけりゃいけないというのは、私なりに思えば3つあると思いますね。1つは今横山副市長も言われたように、関係法令をまず熟知することが大前提でしょう。そして大事なことは、裁量の範囲内の問題ではあるんですが、基準をつくる何が制限的でない方法があるかということなんです。本来考慮すべきでない事情を基準に盛り込んでないかと、こここのところを考えるのが行政です。

言いたくもありませんが、横山副市長は非常に法令にも造詣の深い方です。私は議会出る前に、傍聴席で傍聴しておりました。下町の圃場整備のときに、私は、何ということと言われるのかなと思って聞いたのを今思い出しておるんですが、最高裁までやりましょうと、こういうことをおっしゃられましたね。その気概は、この指名基準をつくることの中に、今私が申し上げました指名基準が法令に沿っていること、何が制限的でないかということを考えればいいわけですよ。私はそこに横山副市長のその経験と深いものをつぎ込んでいただきたいと思えますね。

以上、私の時間が参りましたので、終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番8番、議席番号4番岡野鉄舟議員の一般質問を終了いたします。

10分間休憩いたします。

午後2時39分 休憩

午後2時49分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、続きまして、通告順番9番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、議長の発言許可をいただきましたので、平成31年3月議会の一般質問をこれよりさせていただきます。

私は、今議会の一般質問は、暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケート、特別支援学校、ベトナムとの交流事業の3項目でございます。この3項目につきましては、市民の考え、民意の反映をどの程度しているかということで非常に関係がございます。それは、市民の意見を聞く、市民の意思と市の行政運営とのかかりであります。すなわち、特別支援学校については設置場所で相反する意見が出され、またベトナムの関係ではホーチミン像の設置反対の署名が2,000名以上からあり、今回質問をしていませんが、大原保育園についてもクアガーデン武蔵の里の跡地をそのままに残してほしいという地元の要望も出ております。市の執行部のほうについては、保育園についてはおおむね理解を得た、まあおおむねなんだろうから少数意見は無視してやるという考えもありますけれども、それでは民意、反対の意見の気持ちを一つもわかられてないということになると思いますので、そのあたりも含めて十分慎重な協議をしながら進めていただきたいなど。もちろん、今回の質問をしてませんのでお答え等も要りませんが、そのようにお願いをいたします。

そして、先般の24日、沖縄で辺野古の基地問題で県民投票がございました。これも民意を非常に行政運営にするという意味で同じだろうと思います。この内容の中で、結果は別といたしまして、私が非常に興味を持って見させていただいたのは、投票前から投票結果についてどうするという取り決めをされております。それは少し申しますと、投票結果が投票有資格者の一番多い人が4分の1以上あれば、その内容を政府とアメリカに伝えますよと。だから、結果はこうなったらこうなんですよというのを全て投票前に決められてての投票でございます。だから、結果的には基地反対という結果が出ましたけれども、実際は法的な効果もないっていうのは、これは県民の方も全て御存じだろうと思いますし、政府のほうとアメリカのほうに言って最大限の努力をしていただくというのが投票した人の民意だろうというふうに私は理解をしますし、投票された人はそれでいいということで投票されたとは私は理解しております。

といいますのが、このような住民投票をされた例が隣の鳥取県の鳥取市、これも皆さん御存じの方もおられると思いますけれども、これは庁舎の問題で住民投票をされました。改めて言いますと、鳥取市におかれてはその結果は庁舎の改築で、新築移転はしないという方向が出たんですけれども、その後市長選、首長選挙で移転新築をという考えの市長さんが当選されて、結果的には新築の方向に動かれました。これによって住民投票の結果を重視するよというふうな意見の方が司法のほうへ訴えられて、そういう法廷裁判のようなことにまでなった。結果的に何が言いたいかというと、市民の仲が割れる、けんかになる、案分するというふうな、こういうことは避けなければいけない。だから、希望のみをしてはいけないということで、十分な話し合い等をやっていただきたい。民意をどの程度吸い上げて、吸い上げれるものについてはという意味合いを含めて今回の3つの項目を選ばさせていただきました。

1項目めの、暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケートについてでありますけれども、私は市政運営を行うには現状分析や民意に基づいて行政運営を行う必要がある、その一つの方法で市民アンケートを実施されたというふうに理解してますし、いいことだと思います。ただしですけれども、状況分析においても過去のデータや各種統計や数値などを総合的に判断しなければ、ミスをおそれてございます。それによって正反対な市政運営を行う可能性もあるということで、十分な注意が必要です。また、投票により民意の結果が出て、大多数の意見であり、混乱が生ずる場合もございます。現実の問題になっているのが新聞紙上をにぎわしている厚労省の不正統計問題、そしてこの前も議員どなたかが言われてましたけどもイギリスの

EU離脱問題でございますね、きのうのニュースでも、延長をしたくないんですけど延長も含めて議論をしていこうというふうなことも出ておりました。

一方、アンケートは投票と異なりまして、考え方を知るよい方法だと私は思っております。それは投票とは異なりまして複数回答もあり、答えが一つではない。市民の考えをいろいろ把握できるということだと思いますけれども、その判断をするには基礎的なデータや内容を市民の方に知らしめなければいけないというふうに思います。一方では、詳細な内容なり等を示すと理解するのにすごい煩雑になったり誘導的な質問になったりすることもあります。まずアンケートといえ、民間の商品開発などのアンケートもございませぬけれども、こういうふうな業者の方のアンケートと行政の行うアンケートとは非常に異なりますので、十分工夫が必要だと思います。

市民の方に暮らしやすく住みやすい町とはと私が質問をすると、災害などがなく今以上の行政サービスの上乗せと、相反することでございますけれども税金など個人負担が少ないのがよいとの答えでございました。端的にいうと、高福祉、低負担であります。これは実現不可能なことでもあります。質問の言葉を変えて、今困っていることはと聞くと、人口の減少、高齢化で各地区の、自分とこの地区の運営ができない、地区役員になり手がなく、水路や道路清掃等の作業ができない、行政で何とかしてほしいというふうな意見が出てまいります。

私は、今回のアンケートについていろいろと考えることがございます。全てを話すと時間がありませんので、1つだけ例を挙げて、今回のアンケートで一番多かったのが、国保税と介護保険料と医療費、保険費用の介護費用の軽減の取り組み対応というふうになっておりました。これが28年度のアンケート、そして29年度のアンケートも同じ結果でございました。それで、国保税と介護保険料を30年度です、今回下げました。ただ、その下げたことについてもまだ同じ答えが出てきているわけです。医療費、介護費用の軽減の取り組み、個人負担のほうですね、されてないように思われますけれども、同じような質問をされております。国保や介護ともに法律や条例があり、税や負担費用を定められているが、市の独自施策をどのようにする予定がありアンケート項目に入れたのか。項目に入れるならば対応策を検討しているはずであるというふうに思いますけれども、そういう書いたようなものが一切されてない。それでアンケートをとられている。どういふふうになっているのかなど。28、30年度で同様の質問をしておりますけれども、軽減策の大小は金額の大小ではないですけれども、アンケートと結果により実現しなければ市民に希望を与えるのみで、結果につながらなければ市民を裏切った行為になり、その結果、行政不信につながるのではないのでしょうか。一般的に言えば、国保税はどのようにして決まる、その金額を市の施策でこの金額にする、その財源を得るためにこの施策をやめてその財源で行う、端的にいうとこういうふうな流れになると思うんですけども、このような説明があつてしかるべきだと私は思います。

一方で、市民は削減する事業がよいのか悪いのか判断をし、軽減額などの金額を、自分自身の考えをアンケートに示す。しかし、私の知識では、法律等の縛りがあり、直接的な財源を入れて国保税や介護保険料と医療費や介護費用の軽減は難しいと思います。ただ一つ、即効性はないが、軽減を実施できるのは健康寿命を延ばすことだと思います。市は、有言実行でなければいけないのではないのでしょうか。

それでは、具体的な質問に入ります。

目的に、30年度でございますけれども、事業を見直し財源を工夫することにより確保した財源を活用して市民に直結した事業を進めるとされているが、31年度予算を含めてどのようにされているのか。そして、事業の見直しとあるのはどのような事業で金額的に幾らになるのか。交付税の一本算定で一般財源が減る中で、財政の総点検の関係も含めて答弁をお願いしたい。これは28年度ですから、29年度にどれだけ、1億円

をどういう事業を削減されたのか。特に市民に直結した事業があれば教えてください。なければ、それほど強いて聞こうと思いませんし、30年度アンケートしたのは31年度以降市民の減らす事業、収入増というんだったらそれほど聞かなくても市民には直接影響ないという気持ちがありますんで、そのあたりを中心に。特に聞きたいのはそういう意味です。減らすことが聞きたい。で、1億円と30年度アンケートについて、どのくらい予算規模を持っているのか。アンケートの結果の部分だけでよろしいですかね。

それから2つ目は、調査対象者は無作為抽出でされたようですけども、地区別や男女別が一定のルールに基づいて人数配分がされております。まあ無作為と言われるんでしょうけれども、どのようなルールで地区配分、年齢配分をされていったか、このあたりを教えてください。また、集計コードにより個人の設定がされるので、このようなアンケートには答えたくないという方もございます。集計コードっていうのをつくられているというのは様式をもらったのでわかりますけれども、そのときにお聞きしたんですかね、インターネットを使えば重複の可能性がある、インターネットでもできるよ、ペーパーでも出されたら二重カウントになるから、これはだめだから集計コードというふうにしたか言われたと思いますけれども、記入の方法で、自分個人個人が記入の方法で年齢や性別、地区別をなぜ入れなかったのか。そのほうが回答率が上がるのではないかというふうに思った中での質問でございます。

それから、対象者数は28、30年ともに3,000人にされておりますけれども、たしか書いてあるのが人口の約1割強で3,000人というふうに書かれてるんですけど、3,000人になぜされたのかなというふうに思います。それから、年齢別のこともございます。それから、3,000人になぜしたのか。回答率が広報紙にも出ますけれども30%台、40%に近い数字でございましたけれども、これは私は非常に低いと思います。市民の意見の集約とは言えないのではないかな、30%、40%ぐらいでは。それから、結果の部分に順位が決まります。この順位の部分については得点の計算方式はどんなふうになっているのかなっていうことを教えてください。いただきたいなと。

4番目に、28年度アンケートの結果をどのような事業をされたのかなと。1億円程度をアンケート結果の要望に沿って事業を行うとしてアンケートをとられたわけですよ。で、私の記憶では介護保険に3,800万円入れられたのは記憶に残っておりますけれども、3,800万円、あと4,000万円ほどの数字を何に、どの事業に使われたのかなというふうに思いますし、また28年度の結果を30年度にどのように使われたのか。っていいますが、28年度に2番目に要望の多かった医療・介護従事者の労働条件の改善による医療・介護施設の充実という項目が2番目にあるわけですよ。それはもう2番目ですから順位が高いわけですよ。それを30年度にはその項目がございません。どういうことで、どういうふうにされたのかな。先ほど言いましたように、介護保険の部分は介護保険料には入れられました。国保税については、新しい制度になって軽減はされております。で、特に介護保険なんか1割負担、国保の場合は3割負担ですかね、この部分には手をつけられてないみたいな気が。1項目めの一番多かった部分は4分の1しかされてない、金額は3,800万円使われた。結果的にはまた30年度も同じようなアンケートをして同じ結果が出たんですけども、どうされるの。そして、31年度はその3,800万円という数字も見えません。

そして、5番目なんですけれども、アンケートの、先ほど言いましたように2番目にあった医療や介護従事者の労働条件の改善による施設の充実という部分が30年度にないんですよ。そういうことについて、どういうふうに項目をつくられたのかなと。項目について30年度の部分をすると、私が分析する限り、大別すると、身近なソフト事業と県では直接できない事業と庁舎や文化センターなどのハード事業の3つの項目に分けることができる、これは私個人の分析ですけど。だけど、県の事業なんかについては市は県にお願いをすることしかできないですね。それから、制度がある事業については、その制度を極端に無視してやるとい

うようなことは私はちょっとできないんじゃないかなということ、先ほど言いました介護保険の関係の施設の部分、介護保険料、従事者の関係についてどういうふうな項目を入れてどうしたのか、質問の意図がはっきり言ってわからない。それと、質問をする介護保険料なんかどの程度下げるっていうことが市民の方に知らしめずに、なぜこういうふうなことをしたのかなということ、アンケートの項目と、それから内容分析。もちろん内容分析については広報紙に出されてる。これは私が見た中での質問でございますので。

以上、1回目の質問といたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

政策審議監（春名 利亮君）〔登壇〕

それでは、岩崎議員の1回目の御質問にお答えさせていただきます。

1項目めの1から5につきまして、順に答弁させていただきます。

まず1項目め、31年度の予算規模事業内容についてでございますが、萩原市長就任以来、毎年度財政の総点検を実施し、歳入確保、事業見直しに取り組んでおるところでございます。その成果としまして、都市公園の整備による普通交付税の基準財政需要への算入約1億2,000万円が見込まれており、歳出面においては電力供給会社の見直しにより約4,000万円、それから武蔵の里及び愛の村の指定管理者制度への移行により約4,000万円など毎年度効果が続いており、それに加え平成31年度からは、I P告知放送からFM告知放送への移行に伴い、通信費等で約3,000万円の節減効果が得られるとなっております。また、市債の繰上償還による後年度の負担軽減や交付税の減額による一般財源の減少に備えた基金の積み増しも同時に実施しております。

普通交付税の減額によりまして一般財源が減っている状況ではございますが、以上のような取り組みによる成果により、行政サービスを維持しつつ、住民の皆様には直結した事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

平成31年度の予算規模でございますが、一般会計当初予算額で207億2,500万円、平成30年度当初予算額と比較しまして13億9,500万円の増、昨年度は骨格編成でございましたので、肉づけを行った6月補正後との比較で4億7,606万円の減となっております。

また、平成31年度における主な事業でございますが、まず減額となったものとしましては、FM告知への移行に伴い維持経費が約3,000万円の減、英田巡回バスの廃止に伴い運行経費が約300万円の減などとなっております。また増額となったものとしましては、出産祝い金支給事業では、第1子への支給額を3万円から5万円に引き上げるによりまして約90万円の増、子育て世帯、低所得者を対象にしたプレミアム付商品券事業の実施により2億867万円の増、新婚さんいらっしやい給付金事業の創設により1,000万円の増、高齢ドライバーのペダル踏み間違いによる事故防止のため自動車急発進防止装置整備費補助事業の創設により50万円の増、浸水しやすい地域への排水ポンプ整備事業として1,425万円の増などとなっております。なお、事業実施に当たりましては、国などの補助金、有利な起債などの財源を有効に活用してまいります。

2項目めの調査対象者の無作為抽出の方法、それから集計コードにつきまして。

アンケートの調査対象者の抽出につきましては、15歳以上の方を対象に地域ごとに各年代の方の中から無作為に抽出しております。アンケート調査票の集計コードは、回答者のアンケート記入への負担軽減、それからインターネット回答における重複回答の防止のために付しております、個人を特定するものではございません。

3項目めに参りまして、対象者数、回答率、得点の計算方法でございます。

平成28年度に実施しましたアンケート調査では、3,000名の方を対象に実施し、1,052名の方から御回答をいただいております。回答率は35.1%という結果でございました。

今回のアンケートの対象数は、前回実施しましたアンケートの結果を参考にして、前回同様の3,000名として調査を実施しております。1,179名の方から御回答をいただき、回答率は39.3%という結果となりました。

また、アンケートの集計では、アンケートに対しての4つの選択肢について、強くそう思うを3点、そう思うを2点、余りそう思わないを1点、そう思わないをゼロ点と点数化しまして、その合計点数で調査項目の必要性を比較しております。

4項目めの28年度アンケートの事業展開につきましては、平成28年度のアンケートの結果をもとに平成30年度で実施しました事業及び予算額を申し上げますと、子育て世代への支援として出産祝い金支給で1,000万円、3歳児からの発達検査事業の実施で6万円、交通弱者対策としてタクシー料金補助の実施で2,000万円、介護保険第1被保険者の介護保険料を月額300円程度軽減で3,800万円、小・中学校への空調設備の整備で1億6,600万円、公共W i - F i の設置で2,500万円となっており、暮らしやすく住みやすいまちづくりのための歩を進めているところでございます。

なお、平成28年度に実施しましたアンケート結果につきましても、引き続き事業に向けての参考とさせていただきますようお願いしております。

5項目めで、アンケート項目と内容分析につきましては、アンケートの集計につきましては選択項目を点数化することにより、地域、男女、年代別に行っております。アンケートで要望の多かった項目を順に申し上げますと、国民健康保険税、介護保険料や医療費、介護費用を軽減する取り組みが1位、災害時の情報伝達の見直しや治水事業などの防災工事による災害に備えた取り組みが2位、子育て・教育における経済的な負担の軽減が3位となっております。また、年代別に見ますと、通学や進学に対する援助は10代で上位に位置し、年代を追うごとに必要度が下がり、タクシー利用助成につきましては年代を追うごとに必要度が上がり、50代以上では上位に位置する結果となっております。このような傾向は、平成28年度に実施しましたアンケートでも見られましたが、今回実施したアンケート結果でも同様の傾向があらわれております。

今回のアンケート集計分析結果は今後の事業実施に向けての参考とさせていただきます、市民の皆様が暮らしやすく住みやすい町であると感じていただけるよう努力してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私は、非常に残念なんです。私が聞きたい質問の内容と答えが、まるで違う。私の意見をそちらに押しつけてるわけじゃないですよ。できることの中身を聞きたいという部分で、先ほど言いましたように沖縄の投票がありましたね。一番最初から、これだったらこうするよって言った。それは別としても、アンケート結果出たらどうするのという部分を質問したんですけど、一つも答えられてない。改めて再度丁寧に質問をいたしますので、この次には答えの漏れないように、聞きたいところがびしっとわかるようにお答えをいただきたい。多少のところについては、もうこれはいいですって言ってやめますので、たくさん言い過ぎると答え漏れが起きると困りますので。

ただ、思いだけは言います。アンケートの目的に、事業見直しをして、これは30年度ですね、財源を工夫してあるというふうに書かれているわけですよ。どの財源をどういうふうにされたのか、アンケートそのものの事業をするためにという意味ですよ。

もう一つは、28年度は1億円を確保する。先ほどの分は都市公園が1億2,000万円。今回も市長のほう言われてましたね。たしか31年度が1億2,000万円だと思うんですよ。で30年度は8,000万円か何かぐらいの、七千何ぼでしたかね、というぐらいな数字に。その前は6,000万円ぐらいでしたかね。はっきり覚えてないんですけど、そしたら私の聞いたかったのは、28年度アンケートしたら30年度に1億円は確保しにやいけんわけですわ。この31年、32年の話を言ってるわけじゃない。29年度の1億円はどれどれされたんか。でも、一番聞いたかったのは、市民に直接してるサービスを切るか切らないかが聞いたかったんで、そこだけはお答え願いたい。直接的な影響の事業を切ったんか切ってないんか。まだこれからずっと質問が続きますんで、そこだけは教えてください。ただ、質問の趣旨をよく聞いていただいて答えていただきたいなど。それ以外のはよろしいですから、1番目の項目については。たくさん言い過ぎると困られるんで。

2番目の調査対象者の抽出方法、考え方によったら無作為じゃ、無作為じゃないというお話があるんですけど、気になるのは、本当に無作為にされたら同一世帯に何通も行く可能性ですよ、可能性があるわけですから、年齢だけしたら。世帯に何通も行く可能性があるわけです。それが気になるから、例えば住基によって、何歳から何歳の子どもが何人おるから地区別に何人しようかといったら、ある程度の定数を掛けて割って番号ごとにずっとして、3回ぐらい回ったら無作為になるわけですわ。そういう方法でされたんか、機械的にされたんか、どういう抽出方法をしたのっていうのを聞きたいです。で、その上で同一家族に行ったんか、地区割り、例えば英田だったら英田の地区の中でも地区割りをしたんかしてないんか。余り細かく分け過ぎると困るところもあるんで、大ざっぱでいいんです、個人の名前聞こうとしているわけじゃないんですけど、そこまで把握してるんか把握してないんか、本当に無作為にやったんかどうか、そのあたりを含めて聞こうと思うんですけど、どうなんでしょうかという部分。

それからもう一つなんですけど、集計コードの部分の特定は目的じゃないっていうの、わかるんです。ただ、反対の立場、記入する人の立場は、これによって私の個人が特定できるだろうと思ってるわけですわ。それは、しようと思うんかしようと思わないんかによってできるかできんかは別なんです。だから、それはどうしてもできませんって言うんか、できる可能性はあるんじゃないかしてませんと言うんかによっては物すごい大きな差がある。なぜかという、アンケートをする人の気持ちになって言われてない、思われてないから、そのあたりを聞きたい。もう絶対系統的にできないんですというんだったらそれでいいし、系統的にできるんだけどしてないですよっていうのが、今回でアンケート終わるんだったらもう言う気もないですよ、それも流しますし。

それから、先ほど3番目の3,000人という部分ですね、3,000人になぜしたの。私の思いは、人口2万8,000切る2万七千幾ら、全員にすればいいんでしょうけど、一家族に一通、一万幾らぐらいですかね、世帯数といえ。それは3倍ぐらいの人数ですよ。それがなぜできなかったのかな、そのほうが信用度合い増すんじゃないかなというふうに思った中で、3,000人とは何ぞやですか。これも先ほど一つも答えられてないですね。ただ書いてあるのを見ると、人口の1割強の人数にというのを書いてある。何で人口の1割強の人数というふうな意味合いも含めて尋ねたい。3,000人の根拠がただ1割強の部分だということでありゃあ、まあそりゃしょうがないですよ、考え方話ですから。そのあたりも含めて御回答願いたいな。

それから、先ほど言いましたアンケートの回収率、回答率というんですかね、この部分が40%来てないけど、40%に本当に近い数字というんですけど、私がどっかのアンケートの集計の考えを見たときに、この部分については50%以上ないとアンケートが実施されたことについて成功したとは言えないようなことを書いてあるのを読んだこともあるんです。それから、24年でしたか25年、議会の皆さん方が議会のアンケートをされたことがある。これは議長さんも御存じだと思うんです。その回答率にしても50%超えてるわけですから、

わ、ほんの少しですけどね。だから、半分は回答された。そのときも1,000人の方に抽出と言われたんですけど、いろいろな考えがありますけれども、内容についてそれ話ししたら時間ないんでやめますけど、やはり50%は欲しいんじゃないかなと。で、50%欲しいということになれば、欲しいような努力すべきじゃないかなというふうに思った中で、ちょっとお尋ねしてみたいなということ。

で、一番のお尋ねが、4番目の項目の28年度のアンケートの結果と事業実施の部分です。1億円の金額を使いましたよという中でいろいろと言われたんですけども、何に1億円を使ってどうなったのかというのを教えていただきたい。言いますのが、ここに28年度のアンケート結果があります。30年度の方もここの中に持っているし広報紙も持っているんですけど、30年度の方は31年度にすぐ反映できない部分もあるんで、28年度で結構です。

特にお答えしていただきたいのが、上位から何番目までに、この事業にこれを使ったんだと、それは金額を明示して言ってください。この項目の中で特に一番聞きたいのがこの項目です。私の記憶では、1番目に書いてある国保と介護と個人負担の部分の軽減する取り組みで、私の記憶では3,800万円、それも介護保険を下げる部分、これしか記憶ないです。実際は予算書よう見てないかもわかりませんが、その中でしてください。何番目の項目のどういう事業に何々使ったんか。先ほど言われた部分を、ちょっと私これと見比べてましたら、上位じゃないんですよ。全然書いてないともあるんですよ。それで、市の一般施策のことを私は聞いているわけじゃないです。アンケートの結果によって1億円どうしたんかって聞いてて、ほかの施策がおかしいかという問題じゃない、どんどんさればいいわけですから。子育てについても何にしてもされりゃあいいんですけど、特に上位の、まあ数番目ぐらいまではしなきゃ、逆に言ったらいけんでしょと。アンケートをして希望を持たせるだけで、してないようじゃいけませんよと。それは記憶がないんですけど、アンケート結果、今回についてもことしの3月号に30年のが出てるんですけど、逆に言えばアンケート結果でこういうふうにしてこういう事業をこの程度しましたよっていうのを出すべきだと思う。

なぜこんな話をしつこくするかというと、30年度に同じ結果、国保と介護と医療の部分の軽減策をしてくれて出てるわけですね。じゃあ何ぼしたらいいならと。もともと予算のときに私どもがいろいろ反対したり法的に違法してると言ってる、私の記憶ではさっき言った、1番の部分に4項目があって、4項目のうちの一つしかされてない。まあ結果的には2つなんですよ、国保もするから。一般財を入れたのは1個しかない私は思ってる。で、2番目の部分はないんですよ。ないのに30年度の部分の事業費のアンケートにはそこへ上がってない。そのあたりを含めてどうなんかな。聞きたいのはたくさんあるんですけど、一番聞きたいのはそこで、それあたりを含めて、最後に今までの28年度のアンケート結果で30年度に上がった部分、上がってない部分含めて全部実施が終わったんか、もう市民の方はこれはせんでもよかったんだというふうな意味合いをどっかから入れられてアンケートをされなかったのかどうなのかというのは、市民に、先ほどからたびたび言うんですけども、希望だけ与えて実施しないのは非常に悪いことだと思いますんで、そのあたりをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、カットしたのがあるかと、市民に直接いろいろかかわる事業で。これはありません、実は。全くないです。だから、これはまさにプラスアルファをどう持っていくかということで予算編成をしておりますんで、これは御安心をいただきたいと思います。

それから、コードについては、私は細かいことは具体的には指示をしてませんが、システム的にわか

らないように頼めという指令はしてます、もともと。つまり、うちの当局の者がわかろうとしてもわからないようにしとけど。したがって、たしか情報公社か何かに頼んで、そこで任意抽出が行われていてというふうになってると思うんで。コードでもってわかるのは、性別と地域、年齢階層の情報がわかるから分析ができるんですけども、個人とは完全に切り離されていて、そして回答書を見ても誰も絶対わかんないというふうなシステムにしといてくれということでもともと出発してるんで、それについては御安心を賜っておきたいと思います。

それから、3,000人は、これはそもそもアンケートをとろうとしているときに1,000人ぐらいの有効回答が必要だろうという考えがありまして、それでその当時の市役所等が実施しているアンケートの有効回答率を見ると、まあ3割なんですよ、これ。そうすると3,000人とらにやいかんわなというようなことで、たしか3,000というか、その数が逆算されてあそこ出てきて、28年のアンケート前に出てきたというような記憶を持っておりますので、御参考までに申し上げさせていただきたいと思います。

それから次に、いろんな議論がありまして、どの部分にお答えすべきかちょっとわからない部分もあるんですが、アンケートについてはまだまだ改善の余地があるんです。これは業者に頼むと3,000万円ぐらいかかったりするばかどかい話になるんで、そんなことだめだというようなことの中で、我々が独自に設計をし独自に分析できるような形にすることによってコストが物すごく下がってるんですが、そういう意味では若干まだ素人っぽいところが設問の立て方なんかについてはあることは、これはまあ否めないとは思っています。したがって、設問の立て方について、考えてみたらこりゃあおまえ市で何ともできん話が聞いてあるぞみたいなのがたまにあたりしたんですよ。で、そういう分野につきましては先ほど介護の何とかとか待遇改善とかっていう話があって、これらの生かし方についていうと、国に対する我々の要望事項の中に入れて、いろいろな形で国の制度の中で実施をしてほしいというような要望につながったというのが1点と、それからもう一つは看護、介護の話が28年度のアンケートに出ておったのは、大原の看護学校、スポーツ医療看護学校ですかね、その設立が多分そういう意味で大きな効果があるのじゃないかということ念頭に置いて作成された項目だったというふうに記憶をしていて、それが御案内のとおり平成30年の春をもって開校したということで質問から消えているというふうにも理解をいたしております。

あと、何か残ってるかどうかわかりませんが、厳密に何ぼだったかっていう話については、ちょっと今、手元があればですけど、ちょっと整理をする時間が必要だと思いますんで、議長の御裁可でありますけども、ここで休憩をとっていただければきちとした整理をして話したいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ただいまより暫時休憩いたします。

午後 3 時 32 分 休憩

午後 3 時 46 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、2 回目の答弁からでございます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

先ほどお尋ねになった書類、つまり各項目にどれぐらい、どの年度にどういうふうに配付がされたか、あるいはどの項目についてはいわゆる 1 億円外の補助事業なんかも与えられたかというようなことも含めた書

類を作成するように財政課に指示をしまいましたが、多少時間もかかるようでございますので、でき次第各議員に配付をさせていただくことで御了承いただきたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員、3回目の質問です。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

市長の今の答弁については、本来はだめですと言いたいんですけど、議事進行もあつたりしてやむを得ないので、今議会終了までにお願ひしたい。ただし、質問の部分については有言実行でなければいけないということだけはよく理解していただいて、今回30年度にアンケートされたんですけど、もし今後アンケートをされるようであれば実行可能なアンケートにさせていただきたいなど。そうでないと、市民の方については何をいただけてるんならというふうなことになります。それは要望ということで結構なんですけど。

それから、市長が先ほど答えられました医療介護従事者の労働条件の改善による医療介護施設の充実というふうなアンケートの部分、28年度の、これ2番目に多かった分なんですけど、この部分について市長のほうで、滋慶学園の絡みがあって、それができたらオーケーだと思う、これは私は違うと思います。もし滋慶学園のことをするんだったら、そういう施設をつくることについて賛成か反対かという項目でないとだめだろうと思いますし、一番多かった国保、介護、個人負担の部分含めて、私がかたがた言ってますけど3,800万円しか入れてないよ、300円下げるよといった部分に含めても、書き方の工夫っていうのは非常に必要だろうと思います。あれをすると、幾ら金額下げられるんなら、それからこれじゃあ不満じゃがな、できてないがな、こういうふうな部分が出てくる。先ほど一番前段のときに言いましたけれども、鳥取市の庁舎みたいに、アンケートではない投票ですけど、投票として、実はこれこれでまたやめました、ほかの方向では市民を裏切る行為になる、そういう裏切り行為は市としてはすべきじゃなろうというふうな思いが非常にしておりますので、もし今後されるようであれば、特にそういうところは注意を払っていただきたいということで総括として、この項目は終わりにいたします。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて2項目めに進んでください。

3番（岩崎 清治君）

2項目めにつきましては、特別支援学校についての質問をさせていただきます。

特別支援学校については12月に引き続きの質問でございますけれども、12月の議会のときには県から来る職員の人数によって、特に教育長のほうにお話を聞いたりして、肝心な部分を余り聞けなかった部分もあるし、それから私も調査をした、県の教育長にもお会いしに行きました。次長にもお会いした。それ以後もコンタクトをとっていろいろな話を聞いておりますけれども、極端に市の今までの説明とは違うとは言いませんけれども、少しずつ違うわけですね。なぜこういうふうな話をするかということ、滋慶学園の問題でもいろんな疑問点が今になって吹き出してきている。正しいことを正しいように説明していただいて、それが変わったら変わったということをお願いしたい。そういう思いの中で、仕切り直しという言葉もありますように、改めて聞こうと思っております。

先般の所信表明に対する代表質問のときだったと思うんですけども、市長のほうから、今の計画の2021年の開校は時間的に難しいというお話を初めて聞きました。それ以前は2021年4月、それ以前は日体大による運営、それが財源的な問題でどうのこうのという話で、行政が、美作市が直接運営する学校というふうな話になって、少しずつ変わってきているんですけども、実際私が聞いたのは時間的な問題を含めてすごく差があるなというふうに思った中で、改めて質問をしようと言ってるんで、また中途半端な話で聞いて

なかったとか言ってなかったとかっていうふうな話のないように、改めて知っている限りの話をしてください。もちろん、交渉事があったりするような内容については、交渉中なので言えませんが結構です。結構ですけど、その内容がどうなのかっていう部分を含めて丁寧に教えていただけたらと思います。

それでは、特別支援学校についての質問に入ります。

12月以降に、議会においては議員全員による特別支援学校調査研究特別委員会が立ち上げられまして、まず第一に、先月決められたんですけども、対象者の把握を行うことになりました。なぜ対象者数を市が公表しないのか、今まで公表してないのかというのが疑問がございます。この数値等は計画の初期に把握すべき数値であろうと思います。深く考えると、何か意図があって隠しているようにしか思われないうふうに思ったりしません。

また、昨年12月5日にバレンタインパークに特別支援学校の設置要望と、相反する現状維持の要望が作東地域の住民から出されました。どちらも特別支援学校設置についての反対ではなく、バレンタインパークの場所につくることによって賛成、反対の意見が出ているということでございます。もちろん私も特別支援学校設置については大賛成でありますけれども、場所の問題と運営母体の問題は、市の提案については反対でございます。昨年以降にいろいろと、先ほども言いました、県庁に行ったりして調査をいたしましたけれども、今までの調査では市の説明と私の調査では食い違いが生まれております。時間的な問題や協議の経過などいろいろな矛盾点がございますけれども、市において議会や議員に対する説明を故意にゆがめてきたとは思いたくないという意味も含めて、改めて丁寧に説明をしていただきたい。

それでは、具体的な質問に入りますけれども、1番目は、私立、市立の特別支援学校は教育基本法の規定で県の許可とのことであり、県と整備計画について協議をされていると思うが、どのような協議内容か。また、特に難しい問題がどういう問題があるのかということ。特に、先ほども言いましたけれども協議の内容で公表できない部分については、こういう意味合いで公表できないって言っていただければ結構ですけども、できるだけ教えていただきたいなど。

それから2番目に、特別支援学校の開校予定地のバレンタインパークについては反対、賛成の相反する要望がある。市としてはどうするの。作東の住民同士がそういう文書を出して、住民同士でけんかをやれってということなんですかと、そうではないでしょうと。で、その中にはいろんなうわさ話的な話までありますので、地元住民がけんかをしないような解決策を目指してもらいたいなどということの意味合いを含めて、執行部のほうへ説明をお願いします。っていいますのは、あそこに設置というのは市の関係の方が事前に協議がある程度されてたというふうな話までございます。これは私、事実を確認しておりませんが、そういうふうな話もあるんで、そのあたりも含めて。けんかをさせるのが目的ではない話でしょうから、そのあたり含めてお願いをいたします。

3番目に、一番基本的な学校入学の対象者数と現状の進路について、今まで何回も聞いたんですけど、アンケートをとってないからって。アンケートじゃないと思うんです。今後の部分については一覧表を大分前にもらってここにもあるんですけど、できるだけ詳しく教えていただきたい。

それから、財政の総点検第5版に、学校開設の普通建設事業費、これ名称ですけど入ってます。もちろん金額は財政課のほうで入れられてる、担当課から入れられてると思いますけど、年度と金額、どういうふうにされてるのかなと。それから、今までの計画では教育委員会と支所が移転する。じゃあその費用はどうなってるのかということも含めて、金額的なこと、まあもちろん入札どうのこうのがあったら細かい数字までのことを聞く気はないんですけども、大ざっぱなことでもいいんですけども、どうなってるのかなと。それから、学校運営についても、一応予算の部分、試算の分をいただきました。人数が変われば金額も変

わるんですけども、先ほど言いました学校開設の部分に普通建設が入ってるんですけども、財政の総点検にソフト事業の経費はどうなってるんですか。入れられてるんだらうと思うんですけど、まあ年度が狂う場合もありますけど、そのあたり含めてお願いをしたい。

それから、市立のメリット、デメリット。メリットのほうは非常に低いと思うんですけど、何で市立なのという部分がいつまでたっても疑問として残ってまいります。

そのあたりを含めて、特別支援学校については5つの項目について御答弁をお願いをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼いたします。岩崎議員から5点の質問をいただいております。

まず最初に、県との整備計画の協議内容はどのような状況かとの御質問ですが、本年度、美作市立特別支援学校高等部の整備計画案の主な内容となります通学エリアやダブルスクール及び授業料、給食費、寄宿舎費等の保護者負担などについて現在協議を行っているところでございます。これにつきましては県のほうからもいろいろ御意見をいただきまして、まだまだ検討の必要な状況となっております。

岡山県教育委員会との相談内容につきましては、特別支援学校調査研究特別委員会が議員全員のもとで設置されておりますので、そちらのほうで岡山県の協議内容等を含めましてお伝えをし、御理解いただきたいと考えておるところでございます。

それから、2点目の設置場所のバレンタインパークについて、反対、賛成の要望があるがどうするのかとの御質問ですが、本市が計画いたしております美作市立特別支援学校高等部の設置場所につきましては、これまで議会等で答弁させていただいております作東総合支所、美作市教育委員会、作東改善センターのフロアの1階、2階を活用しようと考えております。この計画につきましては、先ほど岩崎議員が言われましたように賛成、反対の意見があり、それぞれの団体のほうから要望が寄せられているところでございます。

また、特別支援学校調査研究特別委員会で議論いただきましたことを踏まえまして、設置場所につきまして判断してまいりたいと考えているところでございます。

それから3点目、学校入学の対象者数と現状についての御質問ですが、現在、通学エリアの考え方について岡山県と協議を行っており、検討を行っているところでございます。今後、県との検討が進むにつれて通学エリアが決まってまいれば、入学対象者数も推計できるものと思っております。

入学対象者の人数などのことにつきましても、特別支援学校調査研究特別委員会で御報告させていただき、御理解いただきたいと考えております。

次に、4点目の財政の総点検における学校費用との御質問ですが、美作市立特別支援学校高等部の施設整備費用につきましては、平成31年度、32年度で約10億円を想定して財政シミュレーションを行っているところでございます。運営費につきましては、入学定員、保護者負担などの議論を進める必要があることから、現在のところ運営費を含めた財政シミュレーションは行っておりません。今後、入学定員、保護者負担など御理解いただきながら財政シミュレーションを行ってまいりたいと考えております。

それから、5点目の市立のメリット、デメリットの御質問ですが、美作市立のメリットといたしまして、就労による社会参加と自立を目指すなど美作市独自の教育カリキュラムを考えることがあります。また、地域の活性化につながることで、障がいの有無にかかわらず不安のある人を受け入れる市民風土がつけられることなどが上げられます。さらに、通学時間の短縮など、学生の負担軽減も考えられます。

デメリットといたしましては、施設整備費用など市の財政負担が発生することが上げられます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

非常にばかにされたような回答なんですよ。まだかりかりしてないんでまともな話ができると思うんですけど、特別支援学校調査特別委員会ができたんで特別委員会で発表します、説明します、議論します。一般質問どんなんですか。一般質問には答えられないということなんですかね。これは本来は議長や議連の委員長に聞きたいぐらいなんですけど、これはないでしょう。一般質問として通告してるわけですからね、考え方が違うどうのこうのという話をしてるわけじゃないんですよ。一番最初のアンケートのところで時間が非常にたって、もう残り時間も少なくなって、本来はこがんなことは言いたくないですよ、お互いに議論し合っていていいようにしたい。

っていいんですが、違う話になってるんですけど、今何で滋慶学園の問題で決算特別委員会が長引いてるか。説明不足なんですよ。丁寧に説明してりゃあ何も問題ない。それを特別委員会ができてるんで特別委員会で報告して議会では報告できません、一般質問でもできません。それもし議長なり議連の委員長、もしわかってたら言ってくださいよ。決算特別委員会の中身についても一般質問できないのと一緒にですよ。そりゃあ筋が違う。僕は、質問した内容が、答えが自分の思いどおりになってなかったらいけんがなというふうな意味合いで言うてるわけじゃないですよ。一定のルールがあるんですからね。もう少し言うと、これは議会軽視だっていうふうな話にまでなる可能性があるわけですよ。私はそこまで言う気はないですけどね。

で、もう時間がないんで余り言う気はないんですけど、先ほどの部分でも非常に矛盾点があるんです。通学エリアが決まっております、生徒数が決まっております。片方では設置金額は決まっております。何なんですか。矛盾だらけなんですよ。生徒数がぱんと決まって学校が決まって設備費が決まって、全部決まっていけないと、それが決まってないのに、ええかげんなことばかり言われると非常に立腹してまいります。しゃべりゃあしゃべるほど血圧が今上がってるんですけど、こんな状態で美作市の議会ですか。これは、きょうはもうよろしいですけど、議長のほうから執行部に対して強い申し入れをしていただきたい。特別委員会や何らの委員会で答弁しますからとか、こんな矛盾の答えをいただいたら非常に残念です。もう私は時間がないんで。

〔「〔聴取不能〕」と呼ぶ者あり〕

そうですか、できますね。私の言ってることが間違いであれば、間違いだと言ってください、どなたでも結構ですから。じゃあ、1回目の質問を改めて言ってください。何だったらなしにでもしてもいいですから。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

現在、岡山県と協議をいたしております、内容につきましては今岡山県のほうから意見を市のほうに寄せられております。議員の皆様にも整備計画案を示しておりますけども、それについてまだ明確な回答をいただけてない状況となっております。ですので、今回その内容につきましては答弁を控えさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干血圧を下げるというか補足をさせていただきますが、まず私どもが大変一生懸命やりたいと思っているのがダブルスクールという考え方でありまして、支援学校に在籍をしながら高校の卒業免許が取れて、そして上級学校への進学も可能とすると。これは実は支援学校におけるインクルーシブ教育ということの一番大きな目玉になっておりまして、文科省的に言いますとできなくはないというようなことになっているんですが、これについての理解がまだまだ共通の問題として県との関係では十分に進んでないというところはとつても大きな問題かというふうに思っております。

それからもう一つ、賛成、反対の要望があるがということで、地元を分割するようなことはいけませんがという話がありますが、その地元の方々の反対、賛成っていうことも本当に大変なことだと思いますけれど、一方でそういう反対論がある中での立地というのは通学する子どもたちにとつても大変大きな課題というか問題を惹起する可能性もあるということの中で、ここはとつても慎重に考えなきゃいけないだろうというふうに思っております、場所についてもそういうことになっていけば全く別のところを考えなきゃいけないかもしれないということも含めて議論をしなければいけないと思っております。これは大変重要な問題なんです。やはりできたらより多くの方がそりゃええことじゃとってウエルカムだと言ってくれる状況をつくらなければ、これはなかなか、生身の子どもたちを扱う業務でありますので、とつても大切なことだというふうに思っております。

ただ一方で、作東地域、江見を中心とした地域の今後のことを考えますと、非常に大きな起爆剤になるであろうということは常々申し上げているところでありまして、その辺についての判断をどうするかということについてはもう少し地元の方の意見も聞きながら整理をしていかなければいけないというふうに思っております。

これは一連の問題になっておりまして、ごらんのとおり公民館の議論であるとか、あるいは水防対策のさらなる強化であるとか、水防対策ができれば初等、中等部も考えにやいかんとか、そのときに江見商業高等学校が活用できるかどうかという問題も含めて、かなり今後の作東地域においては大きな意味があることは、私は理解しているつもりなんですけれども、その辺についての判断が、もしその地元の方々が賛成、反対入り乱れていることによって進まないということであれば、全く別の発想も必要かとも思っております。そういう意味ではまだまだ慎重に議論をしていかなければいけないだろうと思っております。

以上で若干の補足にいたしますので、よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

もう時間ないんで短く言いますけれども、正しい情報を正しく、できるだけ端的に教えていただきたい。そうしないと勘違いやら思い違いやらいろいろ生まれます。これは特にお願いして、特に今みたいな市長の答弁みたいなことを含めてもう少し丁寧に教えていただければ、私ども理解しようと思つているとこ、意見は一致しなくても理解することは理解できますんで。

それから一番困る、おかしいと思うのは財政の総点検で10億円しています。対象者数やら何やら決まってるんで、これも矛盾なんです。こういうことのないようにお願いしたい。年度も含めて、ないようをお願いしたい。

以上で私の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

3項目めはいいんですね。

3 番（岩崎 清治君）

もう時間がないので、今日は終わって先延ばしにします。

議長（鈴木 悦子君）

わかりました。

以上をもちまして通告順番 9 番、議席番号 3 番岩崎清治議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日10時からです。

御苦労さまでした。

午後 4 時10分 延会

平成31年2月28日

(第 5 号)

1. 議事日程（5日目）

（平成31年第1回美作市議会3月定例会）

平成31年2月28日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	鈴	木	悦	子	

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	萩	原	誠	司	副市長	横	山	博	光
政策参与	山	下	亨		政策審議監	春	名	利	亮
総務部長	岡	本	和	之	市民部長	角	南	良	雄
危機管理監心得	高	山	宏	明	経済部長	遠	藤	宏	一
環境部長	宿	野	豊	彦	建設部長	真	野	弘	紀
保健福祉部長	江	見	勉		消防長	皆	木	佳	久
教育次長	山	名	浩	二	会計管理者	山	本	和	毅
企画振興部長心得	春	名	信	明	企画振興部長心得	平	田	幸	春
代表監査委員	東	内	義	典	監査事務局長	神	原	秀	哲
学校教育課長	竹	内	龍	一	郎				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾	崎	功	三
課長	坂	元	省	吾
係長	金	谷	裕	子

議長（鈴木 悦子君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

議員は全員の出席です。教育長が療養のため欠席です。

東内代表監査委員が出席をされています。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番10番、議席番号7番重平直樹議員の発言を許可いたします。

7番（重平 直樹君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

議長の発言の許可を得たので、平成30年度3月議会の一般質問を行いたいと思います。

今回の一般質問は2項目で、1項目めが、市民の命と健康を守る水道事業についてと、2項目めが、滋慶学園の支援等についてでございます。

1項目めから始めさせていただきます。①の施設の老朽化も進み、耐震化、施設更新はどうするのかと、②水道法の改正が昨年行われたが、美作市はいかがなされるのかとで始めさせていただきます。昨日内海副議長が同じような一般質問をされましたが、重複する場合がありますが、よろしく願いいたします。

今人口が減り続け、また宿泊観光客も減り続けています。市の独自財源である税収もさらに減収になり、財源的には厳しい行政運営になると思います。幸か不幸かわかりませんが、美作市は過疎地域の認定を受け、過疎債の発行が認められておりますが、借銭には間違いのないところです。事の善悪はともかく、事業の展開に当たり市長の腕の見せどころで、健全な行政運営の見せどころと期待しております。

さて、質問の趣旨に入りますが、市民の命と健康を守るに必要な水道事業であります。公営企業と簡易水道に分かれているようですが、どちらも市民にとって毎日の生活に欠かせないものであります。昨年水道法の改正が行われ、民営化が可能になってまいりました。人口減が続く中で当然水道事業の収益減が続くことは間違いありません。その中で施設の老朽、もちろん水道管も含めてですが、更新を早急に行わなければならないと思います。

また、全国各地での自然災害が起こっております。美作市にもいつ何どき起こるかわかりません。まだ記憶に新しい平成21年8月、作東東部地域の大洪水により水の確保のために自衛隊の応援を得たと聞いております。幸い地震はまだありませんが、これも大きな不安材料であります。施設の耐震化も含め、早急な対策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。特に美作地域では昭和50年ころの完成で老朽化も進み、また多くの宿泊観光客がある湯郷温泉の水道水は市にとっても重要な問題だと思います。

また、市民から連絡があり、浄水場の管理はどうなつとんな、フェンスが破れて人が入れる状態のところがあつたということで、浄水場の施設更新も含めて、これらの施設更新は早急に行わなければなりません、莫大な費用がかかります。公営企業債、過疎債をうまく利用し、水道料金の値上げで市民の負担を増やさないようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、岡山県が行っています県下の広域水道企業団に加入し、莫大な費用を安く抑える方法も検討の価値があると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、水道法の改正を受け、民営化を考えているか、伺います。国際的な展開を見せている他国の企業に市民の命と健康を任せてしまうのは大きな不安があります。外国では国際水ビジネス企業に委託し、2.7倍を超す料金になったり、水道水の衛生面での問題があつたりで、委託から再び公営に戻しているような状況も起こっております。市民の命と健康、そして市民の負担を増やさないためにもこういった水ビジネス企業は委託は行わないでいただきたいが、市長のお考えはいかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

この議会では内海議員に続いて2回目の水道の質問であります。恐らく市民の方々の関心も高まっている事項だと思いますので、少しお話をさせていただきますが、まず水道法の改正につきましては先般も少し答弁をいたしましたけれども、私どもを含めて全国のいわゆる過疎地であるとか、田舎と言われている地域における水道が抱える問題に余り正解に近い答えを出した改正では全くないと、どうも大都市型の発想になっているというふうに思っております。したがって、今回の法改正がじかに私どもに何らかの影響を与えるということについては、余りない、お尋ねの主たるポイントで言うと、民営化ということになりようがないだろうというふうに思っておりますので、その点についてはまず明確に申し上げさせていただきます。

次に、私どもが抱える問題で言いますと、水道法の改正の論点の中でもう一個あるのが、広域化ということなのですが、私どもの場合には広域化の前にまず市内の簡易水道と上水道を統合しろという話があつて、その先の話としての広域化ということになります。まず、簡水と普通の水道の問題について言うと、簡水のほうが、お尋ねにもありましたように過疎債が適用可能になっていて、そして上水にはそれが使えないというようなことも含めて、財源構成として簡水のほうが非常にすぐれた、ありがたいということでもありますので、なるべくその簡水の部分について、工事が必要であるとすれば、簡水を維持しながら工事を済ませた上で統合をしていくと、こういうことに一般論としてはなります。ちなみに、近隣で言いますと、兵庫県の西部の一部の町においては今まで上水だったやつを簡水のほうに取り込んでしまったということで、資本コストを下げる努力もなされているということでございます。

ただ、私どもとしては合併当初からの目標である簡水、上水の一本化という目標も設定をされておりますので、どうしたらいいかといいますと、過疎債が過疎地域の水道全部に使えるようにする、簡水、上水関係なくて、過疎地なんだからそれを使わにゃいけんだろうと、使わせてくれやという、そういう要望に当然なっていくわけでありまして、今時、次の市長会の全国大会、5月となりますが、そこへ向けて本市としては岡山県市長会をまず動かして、水道全体に過疎債が適用できるようにするという要望を強く出していきなというふうに思っています。そのことを、再来年度になりますけれども、過疎法がまた期限切れになってまいりまして、ちょうど来年度あたりに過疎法についての大きな議論が起きてくるんですけども、過疎法の改正に伴う過疎制度の改善要望の主たるポイントの一つにしていきたいというふうに考えているところであります。

次に、企業団の話がありましたけども、企業団については、その使い方によってはありがたい効果もあるんですが、全体で言うと、企業団に入ると高くなってしまうと、逆に、というのが一般的なことでありまして、例えばお隣の勝央町は企業団に入ってますけども、高い水を買う権利というか、義務だけつけられて、量的には自分たちが使う量より圧倒的に多い割り当てをいただいて、それでお金は払うけど水は要らないと、こういうような状況になっております。ただ、もし県が、例えば勝央町が持っている水の権利で既に勝央町が払ってるお金があるんですけども、その例えば半額で美作市に余水供給をしてくれるのであれば、これはとてもありがたい話になってくるということでもあります。県はそういったことを今のところ許してはいないのでありますけれども、そういったことを許してくれるのであれば、これは勝央町も得するし、我々も得するし、実は全体として得するわけですから、いいじゃないかというようなことで企業団への参加ということもあり得るんですけども、やや県のほうがまだ行政態度がかたくやっておりますので、実現はしばらく難しいものというふうに考えさせていただいているところであります。

設備の更新等につきましては、担当部長からお答えいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）〔登壇〕

おはようございます。

重平議員の1項目めの御質問の①施設の老朽化も進み、耐震化、施設の更新はどうするのかということでございますが、水道施設を対象にした簡易耐震診断では、維持管理、保守点検がよくなされており、機械機器類の更新も計画的に行われており、特に問題はないと診断を受けております。また、水道施設の健全性を維持し、安定供給をするために機械機器類のメンテナンスを適正に行っており、現有施設を有効に活用して施設の長寿命化を図ることで更新投資の節減、投資額の平準化に取り組んでまいりたいと考えております。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員、2回目です。

7番（重平 直樹君）

たしかきのうの内海議員の一般質問でもコンセッション方式はメリットがないので導入しないというような感じもありましたが、それで間違いないでしょうか。

次に、水道施設についてですが、施設は建物、貯水タンク、機器類は当然ですが、配水管、送水管、水道管も含まれるものとして質問しています。旧美作町の浄水場の建築は何年度でしょうか。昭和50年代の建物と聞いてますが、沈殿槽のコンクリート構造物も含め、それも耐震診断はオーケーだったのでしょうか。もう更新の時期に来ているのではないのでしょうか。年間20万人の宿泊客が訪れる湯郷温泉、市内で一番大きい給水人口を受け持っている施設ですので、再確認いたします。

もう一つ、美作地区に限らず、配水管、送水管の耐震性は安心してよろしいのでしょうか。相当古い水道管があるように思われますが、老朽によりマグニチュード7の地震に耐えられるのか疑問に思っております。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

先ほども申し上げたつもりでございますけども、コンセッション方式という形での提案が水道法にありま

すけども、これについては、地域の実情にそぐわないということで私は考えております。私がこの立場にある期間においてはということと断言してよろしいかというふうに思っております。

なお、おとついの内海さんの質問のときにもそのように申し上げましたけども、細かいところでの民間活力の活用といったもの、これについて排除するつもりはありませんが、あくまで市が主体になって事業を運営をしていくという中で民間活力の活用は考えていこうというふうに考えているところであります。

それから、細かいところはまた担当部長補足しますけども、地震との関係で言うと、マグニチュードは何ぼであっても関係なくて、要するに震度の問題や何じゃかであるんですが、要するに大原断層直下においては水道管の断絶という可能性が、これは非常に高くあります。水道管が埋まってる地面が1メートルぐつとずれるわけですから、そうすればその中に埋まってる管がもつ可能性は非常に乏しくなってきます。そういった場合にどうするかということの対応を研究するようにはずっと言ってきたわけでありましたが、それについては、新たな遮断弁を配水池近くにつくって、だだ漏れにならんようにした上で復旧対策を講じるという方針で対応することとして、その予算の計上もさせていただいているということでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）〔登壇〕

御質問の旧美作町の浄水場の建築は何年度でしょうかということでございますが、美作の浄水場につきましては、昭和50年に完成して44年が経過しておりますが、法定耐用年数は60年で、まだ耐用年数には達しておりません。

また、簡易耐震診断では外観としては老朽化は見受けられるが、水槽内面を目視する限りでは大きな問題もなく、機械、電気についても適正な維持管理、保守点検が行われており、特に問題はないと診断されております。今後水道施設及び管路の耐震計画を策定しまして、計画的に耐震化を図ってまいりたいと考えております。

次に、美作地区に限らず配水管、送水管の耐震性は安心してよろしいでしょうかという御質問ですが、全ての配水管、送水管の耐震性が安全とは言えませんが、管路の地震対策として今行っております老朽管更新工事では平成21年ごろから耐震管である配水管用ポリエチレン管、これ融着の継ぎ手で溶かして継ぎ手をつなぐんですけども、それを採用して更新しております。この管を使ったところでは東日本の大震災でも被害がなかったようにお聞きしております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

いずれにしても、水道水は最初に言ったように市民の命と健康を守る、人間が生きていくための大事なものです。大きな費用はかかりますが、市民が安心して暮らせるためにも非常時に備え、計画的に取り組んでいくよう要望して、この質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて2項目めに進んでください。

7番（重平 直樹君）

2項目めの滋慶学園の支援等について、①が美作市の実質負担額についてと、②が加速化交付金についてでございます。

滋慶学園にトータル15億円が必要で、そのうち10億円を美作市に用意してほしいと説明がありました。市

長の説明の中で、10億円を補助金で出すのが市の実質負担額は2億円台になると言われましたが、生徒数は当初で680人と言われたが、途中で480人に減り、最後には約半数の360人まで減った。しかし、10億円については生徒数が減っても減額はされなかった。合併特例債や国、県の補助金を活用すると言われたが、実際にはどれほどになっているのでしょうか。加速化交付金についても、西栗倉村と佐用町から1,000万円ずつ入金され、そのうちハード事業で工事に500万円ずつ使用し、残りの500万円はソフト事業で使用するはずだが、その内容について、以上2点についてお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

重平議員の2項目めの質問に御答弁させていただきます。

滋慶学園の支援等について2点御質問いただいております。

まず、最初の美作市の実質負担額についての御質問ですが、学校法人大阪滋慶学園が整備いたしました美作市スポーツ医療看護専門学校に対する補助金9億3,983万2,000円につきましては、美作市の実質負担額は、国の加速化交付金5,000万円、合併特例債8億4,530万円を活用し、2億9,904万2,000円となっております。平成27年度に議会等で美作市の実質負担額は2億9,000万円余りと説明を行ってまいりました。その金額と大きく違ってないものと思っております。

次に、2点目の加速化交付金についての御質問でございます。平成28年度加速化交付金につきましては、当初計画におきましては、議員御指摘のとおりハード事業、施設整備の補助金でございますが、美作市、西栗倉村、佐用町で5,000万円、ソフト事業分として5,000万円といたしております。実績といたしましては、ハード事業、施設整備の補助金5,000万円、ソフト事業分といたしまして314万6,000円を執行しております。

議員御質問のソフト事業の内容についてでございますが、大原総合支所に設置しておりました専門学校等設立準備室の事務用品購入費、コピー機のリース料、職員の出張旅費などがございます。

なお、未執行のソフト事業分の交付金につきましては、西栗倉、佐用町へ返還した後に、美作市を含め、それぞれの自治体で加速化交付金の減額を行っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

2回目でございます。

補助金9億3,983万2,000円との説明がありました。美作市スポーツ医療看護専門学校の建設費は幾らなのか。合併特例債を活用とありますが、起債対象経費の95%分の充当率70%を乗じた66.5%が地方交付税に算入され、残りの充当率外の5%と償還額を支払うこととなりますが、この部分は2億9,904万2,000円の負担額に入っているのか。負担額は2億円台と説明してきた額と大きく違ってないと言われましたが、決算認定で問題になっている1億5,000万円が入金されなければ、当初説明とかなり違ってくる。この件については、市民に対して説明しなくてはいけないと思うが、いかがですか。といいますのが、決算特別委員会では市民にはなかなか伝えられないので、よろしくお尋ねいたします。

加速化交付金については、交付額の半分をハード事業で使用し、残り半分はソフト事業で314万6,000円の使用、5,000万円だったが、314万円しか使用してないので、各自治体で加速化交付金の減額をしている、減額とは国に返金するということなのかをお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

実質美作市の補助金2億9,900万円まで説明させていただきました。その構成でございますけれども、まず全体事業費のほうの話をさせていただきます。事業費といたしましては、施設整備として11億3,892万4,000円となっております。そのうちに先ほども言いましたけれども、まず国の加速化交付金5,000万円、それから合併特例債として8億4,530万円、これは事業費の95%を充当した金額でございます。残りの4,453万2,000円が一般財源となります。8億4,530万円の分につきましては、起債償還額の70%が交付税として算入されますので、そういったものを含めまして美作市の実質負担額が2億9,904万2,000円と説明させていただいております。

まず、当初国、県の補助金を活用して、金額が1億5,000万円余りだったんですけれども、それにつきましては、先ほども言いました、これまで議会等で説明不足になっておりましたけれども、国、県の補助金がなくなったことによりまして、その金額につきましては合併特例債等へ財源を振りかえをさせていただいております。そのことがまずこれまで説明ができてなかったと思っております。それからまた、国の加速化交付金というのもいただいております、美作市の実質負担を当初申し上げましたように2億9,000万円、3億円を切る金額というふうにさせていただいております。

それから、2点目の加速化交付金のソフト事業のことでございます。国に減額の措置というふうになっております。これは事業費確定、実績で減額をいたしまして、これにつきましては、補助金の概算でいただいておりますので、補助金を減額した上で、もらい過ぎていただいた分については、返還の措置をさせていただいております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

3回目です。

加速化交付金については国に返還するというので、それと決算認定で問題になっている1億5,000万円が入金されなければ、当初の説明とかなり違ってますのところで、これちょっと市民もえらく気にしておるんで、その辺を、これはどうなるのかというのをもう一回詳しく、わかりやすく説明してください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

まず、御質問の国、県の補助金、当初施設整備1億4,772万円、それから備品購入の補助といたしまして666万7,000円、2つ合わせまして1億5,438万7,000円の国の補助金を活用して市の持ち出しを少なくするというように説明させていただいております。これにつきましては、平成26年度から国の交付事業が変わりまして、新たな制度が構築されまして、基金事業という形で岡山県が実質する事業に変更になりました。これの手続きにつきましては、前年度に事業要望を行って、当該年度に補助金をいただくという流れの事業でございます。そういったことが当初は平成27年度の時点ではそういったことにつきまして県との協議においても十分な説明がなされず、私たちも確認できてなかったために誤解を生じて、もらえるものということでこれまで答弁させていただいております。それが28年度において基金事業になりましたので、それについて手続を行おうとしてやっております。それについて事業提案という形で補助金をもらえるように行ってお

りましたけども、岡山県のほうから平成29年2月に、この施設整備の事業については国に上げることができないという通知が届きまして、補助金の申請を断念せざるを得なくなりました。そのことを平成29年度において議会等でもう少し丁寧に説明しておれば……

〔「そんな話じゃない」「早う持ってこい、1億5,000万円」と呼ぶ者あり〕

ということで、29年度に丁寧な説明……。

議長（鈴木 悦子君）

静かにお願いします。

企画振興部長心得（平田 幸春君）

思っております。議員の1億5,000万円余りの補助金につきましては、先ほども申し上げましたけども、合併特例債のほうに財源更正をいたしております。ですので、補助金がまるっきりゼロになって、その分を市が丸々負担したということにはなっておりませんことを御理解いただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

さらに正確に申し上げますと、もともと滋慶の誘致のときに市民の実質負担を3億円以下におさめるというところを出発をしております。結果としてもその内数に入っています。彼が言いたいことをもう少し補足しますと、残念ながらその1億数千万円の国からの交付金については、私どもとしてはちょっと納得いれない形ですけども、県の御判断もあって交付されなかったのでありますけれども、それであっても結局3億円以下におさまったと。なぜそういうことができたかという、その分、県との関係で、県も協力をしていただいたわけだと思いますけれども、合併特例債の使用範囲をその分上げていったということでもあります。ただ、合併特例債のほうは7割補助でありますので、純然たる1億5,000万円の補助金をもらったよりは市民負担が幾分かは上がると。しかし、結果として3億円以内におさまったというのが全体の今の流れであります。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員、総括です。

7番（重平 直樹君）

平田部長心得のぺらぺらうそかほんまかわからんようなことを言うて、だんだんわかってくるんですが、同僚議員も県庁のほうに何回も足を運んでいろいろと聞いてますけど、何か僕が聞いたのと心得が言うのとちょっと違ったりするんですが、これで大分市民もわかってきたと思うんで、きょうのところはこれで終わりにします。

それでは、平成31年度3月議会の一般質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番10番、議席番号7番重平直樹議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番11番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可いたします。

なお、岩江議員よりパネルの持ち込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

一般質問の許可をいただきましたので、3月議会の私の一般質問をただいまよりさせていただきます。

今回は5項目についての質問でございますが、1項目め、雲海の損害賠償の訴訟についての質問でござい

ます。これ平成25年ですか、とりあえず当時の市長には3,500万円の損害賠償を求めるといふような訴訟を起こしたんですが、この前に傍聴に行つた人が言われるのには、もう少し待ってくださいと、裁判長が、双方がおところで、もう最高裁の判例もございますので、ということは、もう判例があるということは、もう終盤に近づいとんじゃないかなと、もうあれやこれやというて小出しして長いことかかったんじゃけども、裁判の道の肥やしに弁護士や、それからお金をつぎ込まいでも、勝つもんがおつたら負けるもんがおるんじゃけれども、この負けたときについての、勝てば官軍じゃけど、負ければ賊軍じゃ、これ誰が責任とるんか、この、向こうからも2,500万円の損害賠償を出しとんでしょう、名誉毀損と。これの関係についても、これは裁判所がまた認めるんじゃろうけども、結果については裁判所で決めるこっちゃけん、それはどうこう言うわけ私言うんじゃないんじゃけども、誰が責任とるんな、これな。訴訟を起こしたの市長が起こしとるわけじゃから。皆さんに議会に市長が提案したわけじゃから、誰が責任とるの、この辺のとこの責任の所在だけちょっと明確にさせていただきたいということ。

それで、やっぱしきょうはどっちが勝つても負けても、市が市民を訴え、それからさっきの話じゃないけども、重平議員が今滋慶学園の話を質問しようりました。これ勝つたとしてで、きょうは人の身、あすは我が身。この1億5,000万円は、現役の市長がおられるんじゃ、あんたの市長のときに起きた問題、この1億5,000万円。これも早う納めてもらわななら、決算書には監査委員が判を押しとんじゃから、押ししたんじゃけどお金がないん、これ、1億5,000万円な。もうああじゃこうじゃという問題じゃないん。これ1億5,000万円あったら、これ解決つくんじゃ。ですから、もうこの雲海の損害賠償の問題、これについてどういふような考えがあるんか。最高裁の判例があるというて、ありますからというてというようなことを裁判所が双方がおところで言うたんかというたら、双方がおところで言いましたというて言うけん、えらいこと言う裁判長じゃなというて、ということはもう裁判長もたつてしもうたんか、早う済ませてしまいたいと思よんか、どんなんか知らんけど、これについての責任の所在だけちょっと明確に聞かせていただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

雲海の訴訟につきましては、先般も同僚議員からの質問がございましたんで、ようやく裁判所、裁判官が、途中で異動があったりしたんですが、新たにつかれた方が出発点の判例にたどり着かれたというふうにお話をされて、これから実質的な審議が始まるんだろうというふうに思っております。

一方で、今回の裁判の原点というのを岩江さん忘れてたと思いますけれども、百条委員会が設置をされてきたということは御案内ではないんでしょうか。議会が発議をされて百条委員会ができたということを岩江さんはお忘れのようでございますんで、その点だけ申し上げさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

総務部長、何もないんか。市長だけでええんか。岩江議員じゃなからうがな。担当の所轄は誰なら、これ。ええんじゃなからうがな。

議長（鈴木 悦子君）

今市長の答弁のとおりでございますので、2回目の質問をしてください。

15番（岩江 正行君）

とろいことを言うちゃいけんぞ、議長。そがなとろいことを言いんさんな、あんた。

議長（鈴木 悦子君）

とろいことは言っておりません。

15番（岩江 正行君）

とろいこっちゃがな、そがなもん。

議長（鈴木 悦子君）

そういう言葉は慎んでください。

15番（岩江 正行君）

何を言よんな、ほれで。眠たいんじゃないんか、あんた。ちょっと……。

議長（鈴木 悦子君）

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

市長の答弁と繰り返しになるかわかりませんが、岡本総務部長のほうより答弁をいたします。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

市長の答弁と重複する部分がございますけども、御了承を願いたいと思います。

本件訴訟は株式会社雲海に関する調査特別委員会調査報告書、株式会社雲海に関する調査特別委員会調査報告に基づく決議及び監査委員からの株式会社雲海の監査結果の内容を重く受けとめまして、慎重に内容を精査した結果、議会の議決をいただき、訴えを提起いたしました。訴訟代理人弁護士とともに請求が認められるよう裁判に臨んでいるところではございますが、いまだ弁論準備手続の段階でありますので、判決の今後の見通し、勝訴等の見通しにつきましては、意見として言うことをこの場では差し控えさせていただきたいと思いますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

部長、着手金だけじゃあ弁護士済まんわけじゃけん、負けたけんというていうたってお金払わにゃいけんわけじゃから。それから、今言ようもう5年から通うとるわけじゃから、岡山の裁判所へな。それらあ職員が全部給料もろうて行っとるわけ、ただでボランティアで行きよんじゃないでしょうがな。そういうようなものもう少し認識をしてもらわなんたら。これはいよいよ敗訴になった場合には誰が責任とるんなら。これについてもやっぱし明確にしてもらわにゃ困るんじゃけど、もうあんたらと言よったってのれんに腕押しになるけん、もうやめとくけどな。とりあえず先ほど言うたように、今現役の市長がおられるんじゃけん、これ1億5,000万円は早う納めてもらわにゃ困る。

次に入ります。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めに進んでください。

15番（岩江 正行君）

2項目めは市民の暮らしと安全についてです。

2018年7月7日から降り始めた西日本の豪雨災害は各地に甚大な被害をもたらした。災害大国日本で火山の噴火、地震、風水害で市民の生命、財産を守り、被害をなくするためにどうすればよいかということが今回の質問でございます。

市民の暮らしと安全ということで、1番目に、平成27年水防法が改正され、県が直接管理する一級河川吉野川、梶並川、大滝川の浸水区域を発表しておりました。美作市のこの辺で7.1メートルの浸水を想定しているが、今回の被害状況を教訓に危険箇所の調査対策はできているのかということでございます。ほれで、きのうだったか、この周辺の人が言われようりましたけども、7.1メートルというたらどのくらいになるようなこと、電柱に印でもつけて回らにやいけんなどというようなことも言われようりました。きのうの新聞に庁舎の話は先、先行きょうるけども、7.1メートルだったらこの町皆のうなってしまうんじや。湯郷の辺もありやあせん。庁舎が優先するんか、市民の命と暮らしを守ることが優先するんか。その辺のどこについての関係をやっぱしまとめて質問してもらわんだら。庁舎はええとこ行くけど、高いとこ持っていきやあええ、ほじゃけどこらはどうされるんですかという質問なんよ。

2番目には河川管理上の問題、しゅんせつ工事と洪水時の通水断面、それから堤防の耐震性、河川改修設計工事の計画はあるんかないんかということ。

それから3番目、土石流、地すべり箇所の確認、荒廃砂防施設、急傾斜崩壊対策工事、予防治山工事、ダム工事の安全対策は万全なんかと。災害時の人道支援、給水、衛生、衛生促進、食糧の確保と栄養、保健活動、避難所の確保と1人当たりのスペース、避難指示の伝達、これ西日本の豪雨で200人を超えたような死者が出ましたと。そういう中で避難所におられて、避難生活で疲労がたまって亡くなった人もたくさんおられるという形の中で、そういうなもんを含めて市民の安全・安心ということについて今回の質問でございます。

ちょっと先言いますけども、これは古町の関係、これここの堤防なんじやな、これ。ここらが水が降ったらこれが邪魔してここへすぐ水がたまるん。水がたまって、堤防の中これクラックが入とん、ずっとここはしゅんせつしたん。この橋の、これが上流、これが下流側、しゅんせつしたんじやけども、ここの堤防が決壊したら、これが町並みの裏側、38災でここら皆つかってしもうたんじや。ほじゃから、最近の異常降雨、これはもうこの間でもこれすれすれまで来とったと言うん、この辺の。ここへこの下のとこ橋がかかるとんじやけど、人が通るだけの橋が、これらでもちょっといがむぐらい水でつかって、被害が出とん。へじゃから、やっぱしこのしゅんせつ工事も大事じやけども、ここの辺の、ここへ町並みがどえらい空き家もたくさん出てきようりますけど、ここの裏の辺のとこに何かパラペットをするとか、この河川、今改修というたらちょっと難しいと思いますんで、裏の辺のとこに通水断面取れるだけのパラペットをするとかというような考え方が大事じゃないかと思ひますし、ここが決壊したら、ここらパラペットするよりか、こつから奥から全部流れて出ますよ。その辺のとこについての考え方をまた聞きたいと思ひます。

それと、今言ようるこれ江ノ原なんじやな。これ川、これが山で吉野川がこれなんじやな、この川沿いがずっとこれ皆、これをきのう、おとつい写真撮ったんじや。全然手つかずじや、これ。田んぼを耕作しようと思っても水路めげてしもうとんじや。いつかかるんじやろうかというようなことを部長にも言うたんじやけども、どんだけ進捗状況、この農業災害の関係の進捗状況やこうもどうなつとんか聞きたいなと思ひております。

それと、これが今言ようる、これ下町の、これは11時過ぎた、12時前の写真じゃからな、水がぐつと減つ

たときじゃ。ここのとこはずつつかってしもうとったん。これハウスはブドウの棚があったやつ、もう流れてしもうた後じゃ。それが今言ようる1つと、これ下ノ庄のほうにもこういうのつかったやつがまだこうなつとるといふ話。それから、これは川戸、これと沢田のとこ。これは沢田のほうから一向にしゅんせつをしてくれんのじゃと。この間はここのところ10センチぐらいだったと、この堤防のとこまでが。非常にこれについて皆さん、地域の住民がびっくりしとった。またこんだけ川を改修したのにこんだけ出るとはどのようなこの水の量におびえとったということで、こういうようなしゅんせつがたくさんあるんで、地元のほう要望書をまだ出してないんじゃというて言よつたんで、ほんなら早う出せというた、部長のとこ出るわな。そういうような形の中で細かな調査をしていただきたいなと思っております。

次の話じゃけども、こういうふうなため池、それから川上ダムの関係、川上ダムの上がどえらい、もう部長に言うた、ドローン飛ばすというて言ようたけど、あそこはもう山が崩壊しとんじゃな、あの上のほう。あれらが崩壊してダムにその泥が流れ込んでしもうたら、川上の地域やこうはもう大変な被害が出るん。あれがコンクリのダムじゃないんじゃ、土のダムなんじゃな。耐震性は大丈夫なんじゃろうか、決壊すりゃへんじゃるかというような問題。

それから、あの山腹工事の関係やこうでもどうなつとんな。ネスミのほうの復旧しとんやこうでもどがんなつとんじゃろうかという関係。

それから、この一番先ほど言うてからまた話が横へそれたんじゃけども、ここが7.1メートルも浸水するというたら、これ大変な問題なんじゃ。それで、ポンプをいっつもそこの入田のリオの辺のとこ、あそこがいっつもちょっと降つたらつかるわけじゃ。地元のほうから前に山本議長しようるときに国のほうにも河川改修してくださいというような浸水被害についての要望書を持って東京の国土交通省のほうに行ったこともございます。その辺のとこがあるんじゃけども、萩原市長になってからまだそういうようなことしとらんわな、これ。

それから、そこの湯郷の辺がこの間の水でつかつとった。湯郷のゴンベの喫茶店の上側のほう。それから、三倉田がずつつかるんじゃな、あれ、水があふれて。それで、避難地を見ようたら、全部つかるそこへずつと書いてとるわけじゃ。この避難所の見直しやこうもしてもらわにや困るし。それから、湯郷の文化センターで避難者を1,000人ほど受けるようになってるわけじゃ。大体3日間ほどかかるというんじゃな、あれしようたら、皆さんがちょっともとどおりの生活に近うなるまでには。ほつたら、寝泊まりするのはどこですんじゃろうかな、文化センターの中で椅子に座って寝るんじゃろうか、3日間。ほじゃから、1,000人という数字もちょっとおかしいなという感じ。

それから、そこの前の旧消防署のちょっと手前のとこ、高等学校の前、あそこらでも物すご水路から出てくる水であつこらもつかるらしい。ですから、庁舎の話ばい前へ行かいても、市民があつての美作市じゃから、市民の命と暮らし守ることが、中山議員がこの間いたらしいんじゃけども、なぜここで議会で議論しないのかという大きな懸念をもちとん、わし。上のほうで大きな声を出しようたけど、もう少し地元で支持してもらおうとんだつたら、市民の暮らしを先に考えるのが、学校の話も大事じゃけども、その辺のとこは優先することは、財調があるんだつたら国のほうにも県のほうにも20億円、30億円ぐらいだつたら、うちも用意すると、国も県もどがいぞしてくれえと、こんなに被害がある、想定しとんじゃと、被害想定やつぱしきちつとして、部長、計画を、今までの災害を検証しながら計画をしていただきたい。

それと、今までしとることがあるんだつたら、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

岩江議員の市民の暮らしの安心・安全ということで、河川の管理、災害の件について御質問がございました。

まず、岩江議員には昨年の7月の災害が起きました後、すぐに県河川ではありますけれど、吉野川のほうをずっと見て回られてというのを知っておりますし、岩江議員のほうからいろいろと情報をいただきまして、我々も市道とか、市の河川、農地なんかについて被害をまとめるのに急いどったわけですけど、情報をいろいろいただきましたことにつきましてたくさん役立たせていただいたということで感謝を申し上げます。

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、平成27年度の水防法の改正によって吉野川、梶並川、滝川でございますけれど、浸水区域の発表がございました。その梶並川の氾濫の関係で美作市役所の付近が約7.1メートルほど浸水すると、入田の辺も11メートルというようなことが県の危機管理のほうから出されております。これは過去の観測をされた最大の雨量をもとに想定し得る最大規模の雨量を設定することに変更されてまして、河川が氾濫した場合の水深をシミュレーションに求められています。これは先ほどもありましたけれど、1,000年に1回という確率以上でシミュレーションしてくださいということで、この辺につきましては、この地域につきましては、岡山になりますけれど、小豆島で激しい雨が降っておりまして、それが1,000年に1回の雨よりかは多く水が降っていたということで、その雨を基準にして今回シミュレーションをされております。この洪水に対処するため施設だけでは守り切れない事態を想定し、発生時の対応や避難場所の決定など、円滑、迅速な避難活動が行えるよう事前の対策を講じることに役立てられてるということでございます。今回の災害を受けての対応でございますけれど、これまでの議会の中でも答弁しておりますとおり岡山県においてしゅんせつや樹木伐採が行われております。あわせて今後の対策に向けて浸水被害などのあった箇所や状況など、情報の収集を行いながら把握に努めておられます。県からは、県管理河川については、しゅんせつや樹木伐採など行ってきたところであり、こうした取り組みをさらに進め、河川の安全性の確保に向けて、引き続き取り組んでまいりたいというふうに伺っております。

次に、河川管理上の問題です。しゅんせつ工事と洪水時の通水断面の確認、堤防の耐震性、河川改修計画ということでございます。しゅんせつ工事と洪水時の通水断面の確認につきましては、先ほども触れましたとおり平成30年7月豪雨を受け、市内の県管理河川20カ所でしゅんせつ工事が実施されました。県からは今後も緊急度の高い箇所から優先的にしゅんせつなど取り組むとともに、断面確認については、今後の課題として検討していきたいという回答を受けております。

次に、県管理の堤防の耐震性についてでございます。県内で液状化危険度が極めて高い範囲を対象に耐震点検を実施しており、現時点で美作市内に耐震点検の対象箇所はないというふうに伺っております。

最後に、県管理河川の改修工事については、現在英田地域の吉野川で進められておりますが、県からは優先度の高い箇所から順次築堤や河道掘削などを実施しておりますというふうに聞いております。

市といたしましても、地域からの声を県に伝え、しゅんせつや河川改修が進むよう強く要望してまいりたいというふうに思っております。

続いて、土石流や地すべり箇所、砂防施設、急傾斜、ダム、ため池と、これは安全確認万全かということでございます。

最初に、県の土木部所管分の土石流、地すべり、急傾斜についてですが、土砂災害から住民の命を守るために、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生し、住民などの生命、身体に危害が生じるおそれがあると

認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、警戒区域のうち、著しい危険が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定されております。これらの指定は県知事が行いまして、美作市の状況は、土砂災害警戒区域の指定を既に終えております。現在土砂災害特別警戒区域の指定に向けた砂防基礎調査がされてるところでございます。これは広島県の災害を受けまして、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンと分けられるわけですが、イエローゾーンというのが警戒区域、レッドゾーンが特別警戒区域ということで、イエローゾーンについては既に調査済みだと、そのうちの中からレッドゾーンを拾い上げていくということで調査が行われているところでございます。平成30年度末には約7割の調査が終わりまして、平成31年度には調査が完了し、その後に地元説明会を行った上で指定が完了するという予定になっております。

また、砂防関連施設につきましては、岡山県砂防関連施設長寿命化計画に基づき、定期点検を実施し、緊急性に応じて必要な対策を実施するというふうに県から聞いておりますし、実際にも長寿命化の関係で修復をされた堰堤がございます。

次に、予防治山につきましては、要望により岡山県に現場確認を依頼いたしまして、採択要件を満たせば事業化となります。しかし、県下で要望が非常に多く、事業実施までに時間を要する状況となっております。既設の治山堰堤については、昨年の豪雨でも倒木、土砂の越流等が発生している状況であり、県の補助事業などにより事業実施することで土砂の流出による下流地域への不安を解消していきたいというふうに考えております。

次に、ダム管理についてでございます。

まず、久賀ダムですが、昨年の7月豪雨で予想を超える豪雨時のダム管理の難しさも学んだところがございます。今回の経験を生かすとともに、豪雨に対する臨機の対応等、災害に備える管理や操作について、今後の対応につなげ、安全な管理ができるよう取り組んでまいりたいと思います。先ほど質問のございました川上ダムにつきましても、以前は管理のほうを地元でお任せをさせていただいたわけですが、ダム自体まだ岡山県の所有であります。ただし、いわゆる施設の管理については市のほうでやっていくというふうにしておりますし、山が崩れて土砂が入っているというようなことも私のほうで承知しておりますので、県と協議をしていながら話を進めていきたいというふうに思っております。

それから、ため池につきましては、7月豪雨後に国、県、市の調査により緊急に対応を要するため池はございませんでしたが、農家の減少、高齢化等により受益が減少し、少人数での維持管理及び用水としての利用がないため、池の維持管理に苦慮しているという地域も見受けられます。廃止、防災での利用目的等も含め、課題として今後取り組んでまいりたいと思います。この廃止などについての費用についても、今後多分6月ごろには国のほうから何らかの補助についての基準が出るのではないかとというふうに思っております。

いずれにいたしましても、近年の予想を超える大雨等を踏まえ、防災の観点から対応を含め、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、この3日間ほどですか、山陽新聞のほうで河川の7月に起きました高梁川の氾濫について検証がされております。新聞で知っておられると思いますが、高梁川が本流で、支流に小田川というのがあって、小田川のまた支流が3つの河川がございます。今回は高梁川の水流が強くて小田川の水がバックウオーター、つまりはね返されるようになって流れない、その原因によってそれに流入する3つの河川があふれて浸水したということでございます。こういうことになると、当然河川を改良することになるんですけど、そういう、例えばこの梶並川と吉野川の合流なんか県内では500カ所あると言われております。県のほうも調査をするというふうに聞いておりますし、方法としては、例えば川の流れを下に持っていくと

か、堤防をすとかというようなことになるわけですけど、当然堤防をすということになれば、用地も要りますし、ここで7メートルもつかると、例えば1,000年に1回の雨にも耐え得るようなことにすることになれば、ほとんど家がなくなるというようなことになるので、現実的な話として県のほうで今進めておられるのは、確率としては30分の1確率、30年に1回の雨、そういう格好で計画を進められておるといふうに聞いております。いずれにいたしましても、今非常に岡山県、この勝英事務所の職員の方非常に動きがいいといったら大変失礼な言い方なんですけど、素早い対応をしていただいて、私ども助かっております。今後しっかりと連絡をとり合って、防災に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔15番岩江正行君「部長、整備計画、ここが今先ほど言ったやつのどういうふうなことをしたら被害がのうなるかというぐらいのことをちょっとつけ加えてもろうたほうがええ」と呼ぶ〕

県の河川ですので、私が余り口をいろいろと言うことはできないわけですけど、通常であれば、河川の幅を広げる、それから堤防を高くする、川の底を掘る、河道掘削、大体こういうようなことを考えられます。地域地域によって堤防ができるところがあるとか、それから川を広げることが可能であるとか、そうでない場合は川の底を掘るとかというようなことがありますので、その場所場所に合った工法が選定されると思いますので、なるべく県のほうへそういう危険箇所の解消に向けてやっていただくようお願いをしてみたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監心得。

危機管理監心得（高山 宏明君）〔登壇〕

それでは、岩江議員の2項目め、4番目の災害時の人道的支援、給水、食料の確保と栄養、避難所の確保と1人当たりのスペース、避難指示の伝達について御答弁をさせていただきます。

まず、給水につきましてですが、水は生きるために必要不可欠ということは十分承知しております。災害時におきましては、基本的な要求を満たすほどの十分な水がないことはしばしば発生することが起こっております。このような場合に生存に必要な量、安全な飲料水を提供することは重要なことと認識しております。

災害時で給水活動が必要となった場合、市での対応はかなり難しいとは思いますが、公益社団法人日本水道協会岡山支部相互応援対策要綱に基づき、応援給水、応急復旧活動、応急復旧の資機材の提供等、応援活動を早急に要求し、給水所を設置し、給水活動を行ってまいります。しかし、全ての方が給水所へ来られるとは限らず、困難な方もおられると考えられます。給水所に来られない方につきましては、共助の観点から自治会、自主防災会等の協力を得まして給水の実施をお願いしたいと考えております。

続きまして、食料の確保と栄養でございます。

食糧確保と適切な栄養状態の維持は、災害時において生存を左右すると言っても過言ではありませんが、重要な要素となると考えております。被災された方は避難生活が長期になれば栄養不足が懸念され、重大な公衆衛生問題になると思います。直接的であれ、間接的であれ、災害関連死にもつながるものとは思っております。災害時の食糧確保は栄養上の要件を満たし、健康で活動的な生活を送るために必要ですが、十分な量の安全で栄養のある食糧を確保することはかなり困難になると思います。到底備蓄品では十分栄養面まで補えないと考えます。早急に県、国への支援の要請を行うとともに、物資供給協定を締結している企業に対し、食料品を初め、生活用品の安定供給を依頼し、確保に努めてまいりたいと思います。また、栄養面の管

理につきましては、早期に炊き出し体制をとれるよう努め、県の協力などを得、栄養管理及び指導巡回栄養相談を行いたいと思っております。

また、乳幼児、高齢者、食物アレルギーのある方に最善の配慮を行い、配布につきましても、自宅避難をされている方等に配布場所の広報などを行い、配布漏れのないよう行いたいと思っております。

続きまして、避難所の確保と1人当たりのスペースでございます。

災害発生直後において生存を左右する重要な要素になる避難所です。一時的な生活の場というだけでなく、治安、個人の安全を守る、人間としての尊厳を守る場所、家族やコミュニティの生活を維持することができ、被災者が早期に回復できるようにするためにも重要であると考えられます。当市においても、災害時の避難の場所として指定緊急避難場所を316カ所、これには指定避難場所25カ所が含まれておりますが、指定しております。算定に当たりまして1人当たりの面積を、収容人員ですが、内閣府の資料に基づいて2平米で計算しております。

避難所の環境づくりといたしまして、内海副議長の御尽力をいただき、先日ですが、製紙会社と災害時使用する段ボールベッドセットを優先的に供給できるよう協定を締結したところでございます。

大規模災害による避難者の想定ですが、大原断層を震源とする地震では、県の試算によりますと、避難場所への避難者が発災直後1日目では約750名、1週間後では1,730名、これがピークとなっております。また、平成30年3月、県が発表した最大規模の浸水想定、先ほど真野部長も言われましたが、1,000年に1度の災害につきましては、吉野川水系、約2,000世帯、梶並川水系、約1,000世帯の浸水被害が想定されております。この浸水想定につきましては、美作市内の一部の発表で市全体の被害想定、これは想定できておりません。当然これだけ甚大な被害が発生しますと、避難所の不足は免れないものと思っております。広域避難、市外への避難も視野に入れまして、今後の課題として検討したいと思っております。

引き続きまして、避難指示の伝達でございます。災害が発生した場合、もしくは発生するおそれがある場合、市民の皆様には避難情報の伝達をしております。発令する判断といたしましては、現在の総雨量とか、河川の水位の状況、気象台が出す今後の予想を総合的に考慮いたしまして発令しております。

先ほども言いましたが1,000年に1度の豪雨、雨が降るといのは、これは事前に予測がつくと思っております。そういう場合には避難に支障が出ない時間帯に早目に早目に避難情報の発令を行い、特に被害が予測される地域を絞って、重点的に避難を呼びかけることを心がけていきたいと思っております。

また、7月豪雨の検証では、近所に声かけをして皆さんで避難したことが死者を出さなかったことにつながっているとあります。人間一人一人正常性バイアスというものがあります。自分は大丈夫だろうという気持ちがあるんで、誰か声かけをしてくれる人がおればいいのかと思っております。

岡山県が実施しました7月豪雨災害での対応行動に関するアンケート報告を参考にして、伝わりやすい指示が発令できるよう検討したいと思っております。

また、引き続き、市民の皆様には防災講座等で避難の重要性をお伝えしていきたいと思っております。

〔15番岩江正行君「課長、あれ言わにゃ、トイレの関係と水の関係と」と呼ぶ〕

トイレにつきましては、今簡易トイレしか市には備蓄はございません。

〔15番岩江正行君「どのくらい要るんかじゃ」と呼ぶ〕

災害発生時には50名、1基当たり、それから避難が長引けば、20人に1台は要ると考えておりますが、現在ちょっと準備ができてないのが実情でございます。

以上でございます。〔降壇〕

[15番岩江正行君「カメラ機能しとらん」と呼ぶ]

[「議長、ちょっと待って、これ」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、この質問の中に。

[15番岩江正行君「質問出しとる中のを言よん」と呼ぶ]

[「座ってやるんだったら、これからわし座ってやるぞ」と呼ぶ者あり]

次にお尋ねになりたいことがあるのであれば、2回目の質問でしてください。

[15番岩江正行君「そうするそうする。早う済ませちゃろうと思よるやつおまえら言うんだったら、何ぼでも後から言うわ」と呼ぶ]

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

災害支援の関係で、衛生、保健活動の部分について答えさせていただきたいと思います。

災害が起こった場合の保健福祉部所管事務として、衛生資材の確保及び配分、清掃並びに消毒、防疫、食品衛生指導、医療の提供等がございます。衛生資材の確保につきましては、防護服、マスク、消毒薬、救急セットの備蓄を行い、万が一の災害に備えておるところでございます。また、消毒、防疫活動につきましては、7月の水害時にも実施しましたが、危機管理室に集められた情報に基づき、迅速に消毒作業に当たっております。

万が一避難が長期化した場合は、避難者の衛生促進や健康管理が重要となります。緊急の事態に備え、保健医療従事者の確保体制等について、これまでの被災地域からの教示を謹聴し、シミュレーションを行うなど、健康、快適さ、安全を保ちながら生活できる環境の確保に的確な対応ができるよう対応してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、2回目です。

15番（岩江 正行君）

とりあえず、部長、これ平成17年に吉野川水系の国土交通省が河川整備計画の原案を言うとするわけじゃ、発表しとするわけじゃ。ほれで、堤防の危険性を物すごう言うとしたん。言うとしたんじゃけど、今言よる昨年工事が進まんうちにああいうな甚大な被害が起きたん。ここのとこ、古町のこれ、鋼を入れたんじゃ、この橋のすぐこっちのとこにも。やっぱし傷んどるわけじゃな、堤防の中が。それで、傷んどって、池を改修したときに鋼入れるでしょう、溝をずっと掘って、それで上がって締めて、それでちょっとよなよなとしたんじゃけど、やっぱしこっちのほうはずっとひびが入りようというたら、これ全部堤防が傷んでしもうとんじやろうというようなことで、ここは写真を撮ったんじゃけども、市内の中にまだ恐らくこういうような問題がたくさんあると思う。それがその裏の辺の堤防、それからこちら辺でもどがしたら今言よる7メーターじゃあ届かんかもわからんけども、その堤防の外側に通水断面、これだったら時間雨量60、70ぐらいだったらこれで対応できるというぐらいなパラペットをつくるとか、それから今言よる先ほどあんだ言われようった川の底を掘っていくとか、それからしゅんせつでたまった泥はとるとか、それから広げるとこは広げるとか、それで水の流れをようするとかというような考え方をひとつまとめて、中山委員長が今言よるあそこのこの辺のこの要望書を国のほうへ持っていきやつ要望書についての同意書に判もろうて回りよんでしょう。そういうなもんができたらやっぱし一緒になって産業建設委員会でも委員会のほう開いて、いろんな角度から考えて、市民の安全が一番なんで、庁舎よりやっぱし人が健康で、そこで命があって

初めて、生活ができて市があるわけじゃから、生活ができんようになってしもうたら、これしまいじゃから。庁舎の問題も、これは必要なかもわからんけども、庁舎どころじゃなしに、先に金が使え間に私は今言ようこの中心市街地の湯郷を含めて、それから古町のほうも、山家川のほうも改修されましたけどね、されてないとこまだたくさんあると思います。私も全部よう見とりませんので、そういうようなのひっくるめてやっていただきたい。ほれで、この間大原のとこ土がたくさんたまっただんじゃ。ほったら、西栗倉の人がおっただんじゃ。西栗倉のほうはこんくらいのやって、泥をごっつい出すけん被害になったんじゃというて皆言ようわけじゃな。それは水も高いとこから低いとこへ流れてくるんで、あそこのネスミの山がとんでもないほど崩壊しとるわけじゃが、ここらでも早いこと考えていかなんだら、あの泥がどつと川へ流れたら、またとつたやつにまたここに土がたまってしまうん。とりあえずここでもたくさんの人が生活しょうりますんで、そういうな方向でしていただきたいと思います。

それから、管理監、もう一つちょっと落としたのは、カメラの問題、カメラわし再々言よんじゃ。あんたじゃない、あんたの前の前の前から言よんじゃ。ちょっとも直そうとせん。見えんとこがたくさんあるんよ、確認できんところが。ほじゃから、暗かったりして見えない。こういうようなことについては、早い改修をお願いしたいと思います。その辺のとこについて、江見部長のほうにも大体疾患のある人の関係、それとやっぱし水の関係、これ十分とるようにせなんだら、尿がたまったら体にいろんなとこに影響が出てくるんで、水の確保も大事じゃし、そういうな形の中でその市民の安全・安心について、これから先十分な対応をお願いしたいと思います。それで、この項目を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、3項目めに進んでください。

15番（岩江 正行君）

水道の問題については内海議員もしとるらしいです。それから、先ほどは今言よう重平議員もしました。重複したらいけませんので、私の尋ねたいのはとりあえず、これ全国的な自治体の水道民営化したら、どういふうに皆さん考えとんじゃろうかというて言うたら、自治体が85%が足踏みしとると、全国の自治体が。これについて美作市の考えは、市長は私がおる間はしないというような話を先ほどされたけん、これはこれでええと思うんじゃけども、これようしとかなんだら、これから年寄りがたくさん増えてくる。民営化した場合には、企業というのはもう利益を追求するわけじゃから、お年寄りが水代が高い、年金が少ないのに介護保険が高うなった、そういうようなことばっかし言うてくるわけじゃから、そういうことばっかしじゃなしに、生活に非常に負担がかかってくるんで。やっぱり水の関係というのは、合併する前には東栗倉やこうでも大体500円ぐらいだったん、トンがな、うちが800円ぐらいだったん、わしんとこの地区は。それが今2,000円もまだもなつとるじゃろ。非常に高うなつとる。ほれで、この関係で利益が需要と供給の関係で使うてもらえるもんがおったら安うて済むけども、これ人口がどんどん過疎化になって人口が減っていくやうる。それから、今言ようる、企業はもうけようと思うて、ほんなら人口が減って、使うもんが少うなつたら、皆に今度は負担をかけていかにやいけん。ほったら高うなつてくる。悪循環になつたらということが心配なんで、需要と供給のバランスがうまいこととれりゃえんじゃけども、とれなんだ場合については、民営化に出した場合に大きな市民の負担がいたらいけんので、この辺のとこの確認をしようと思うて出したんが今回の民営化についての問題でございます。

それと、耐震化、先ほど言ようりましたけど、どこまで耐震の工事が進んどんかということと、需要と供給のバランスと、それから耐震化の状況についてのお尋ねをしたいと思います。進捗状況。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）〔登壇〕

まず、需要と供給のバランスが崩れた場合についての対応ということでございますが、人口減少社会を迎えまして、水道の使用水量が減り、さらに収入が減少する一方、施設は老朽化し、更新、維持していくためには費用が増えることが見込まれます。施設利用率が低下すれば、施設更新時にダウンサイジングと言いついて、規模を縮小することにより施設規模の適正化を検討しなければならないというようなことも起こってくると思います。そのためにはより一層の原価抑制が必要です。今後の更新費用を現在の内部留保金と企業債の借り入れだけで補うことは困難であると考えております。資産維持を見込んだ総括原価を適正に設定した上で料金水準を検討することが必要になってくると考えております。

次に、耐震化の進捗状況についてでございますが、まだ水道のほうの施設につきましては、簡易診断しかできておりません。それで、来年度の予算で水道の施設耐震化総合計画というものを計画をまずつくる予算を計上させていただこうと思っております。それで、それによりまして今後管路とか水道施設の耐震化を平準化を図って進めてまいりたいと思っております。

〔15番岩江正行君「進捗率はわからんのじゃな」と呼ぶ〕

進捗率につきましては、今のところ把握しておりますのが、上水の管路につきまして、岡山県が28.4%に對しまして美作市が7%しかできておりません、29年度末の数字でございますけども。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、2回目です。

15番（岩江 正行君）

とりあえず民営化する場合については慎重にやっていただきたいということを言っておいて、今回のこの3項目についての質問は終わります。

地下水ビジネスというて、水が高うなったらまた今度井戸を掘り出すんじゃ、皆がな。もう大原やこうでも黒谷の水道を全部ひきょんじゃ。上のほう全部黒谷からひいとるわけじゃ。ほったら、1年間に何千円で済むわけじゃ。そういうようなことになったら、余計皆さんにそれを必要としとるのに負担がかかってきますんで、その辺のそこについても十分考えていただきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、4項目めは1時からにしてください。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

それでは、岩江議員、4項目めから始めてください。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

4項目めの指定管理業務委託について、指定管理業務委託の検証、投資効果についてお尋ねをいたします。1番目としまして、指定管理者は武蔵の里及び愛の村パークの指定管理仕様書を遵守して管理運営に努めているのかどうかということでございます。2番目、放課後児童クラブ指定管理業務委託の現状等を検証し、投資効果についてお尋ねいたします。3番目は、学校給食指定管理についての投資効果、それから地産

地消の問題、どのぐらい地域のものを使っているのか、子どもの健康増進についてどのような効果を上げているのかをお尋ねいたします。4番目は、ジビエ倍増モデル事業指定管理業務委託と投資効果についてでございます。

武蔵の里、五輪坊、楽市楽座について、それから愛の村について6,333万4,000円の指定管理料を払ってやってきたわけですが、これ情報公開して出たやつ、これは武蔵の里関連及び愛の村パークの指定管理業務仕様書、これ写真出しとるけども、これ山と違うんじゃない、これ、公園ですから。公園というのは道路の道のほとりの草刈っても全部撤去しよう。これは全然これはまだ撤去したん、去年見に行ったんじゃ、これ。産業建設委員会で見に行った。その前後に撮っとんじゃ、私が。そしたら、ここ人がおるけども、そっち行ったらマムシがおらへんやろうかというようなことを言われようりました。マムシどころじゃない、これらも全部入っとんじゃ、この中に、草刈りしなさいよって入っとんじゃ。入っとんじゃけど、お金だけは十分つろないだけ払ってあげたんかと言うたら、払うとりますという言ようるけん、仕事せんでも払ようる。ほれでも、そこの道路のほとりにしても公共事業というのは全部検査せんだらお金は払えんの。なぜそういうふうな検査をせずにしたんか、したのに見て見んふりされたんかという問題。

それと、こっちがこれ武蔵の里、これ正面玄関じゃ、これ見てみな。これはここんとこへちょっと出しとるけども、産業廃棄物処理清掃に関する法律にこれ違反しとんじゃ。何メートル以上積んだらいけませんよ、これは何日間以上置いたらいけません。これ見てみね、これこの高さ、奥じゃ。あんたらが今言ようる観光施設をめぐにゃあいけんという言ようるとこのこのお隣こういうなものを積んどんじゃ。もう詳しく言よったら時間がないけん、これまた後からあげますから。虫やこうが湧いて、周囲のそこの後ろへ来とる平田さんとこの田んぼで、何か知らんけど予防するんじゃないけど、ようけ虫が飛んでくるというたら、こっから飛んできよんじやろ。観光施設を破壊せんように。そのためにこらが土地を提供してくれとんじゃ。そういうようなこと。

それと、またおかしな問題がきのう入ってきましたな。あそこの風呂の関係、こっちの五輪坊のお風呂、これこの間1人亡くなったな、風呂の中で。指定管理の中で風呂の掃除はすなという指示をされとんですか。それはここの中へ書いとらんでな。そしたら、大体水を半分抜いたら、抜いたらいけんと言うらしいわ、共立メンテナンスが。うちの家内やこうは毎日風呂は二、三人じゃけど入ったら全部抜いて新しいのをな。それから、次男坊やこうが戻ってきたら、どろどろになったら一遍……。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、済みません、質問中。先ほど虫がいっぱい飛んできて……。

15番（岩江 正行君）

時間がな。

議長（鈴木 悦子君）

時間とめてます。

15番（岩江 正行君）

動きようたがな。

議長（鈴木 悦子君）

今とめてます。

個人の田んぼ、誰々さんという個人名出されたんで、そこだけ。

15番（岩江 正行君）

人のコズメばあ拾わずに、あなたも議長……。

議長（鈴木 悦子君）

コジメじゃないです。決まりですから言わせてもらってるんです。

15番（岩江 正行君）

わかった、わかった。

議長（鈴木 悦子君）

それを個人名は出されないほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

15番（岩江 正行君）

わかった、わかった、わかったと言よんじや。

議長（鈴木 悦子君）

もう少し丁寧に落ちついて話をしてください。

15番（岩江 正行君）

それで、そこのお風呂の水を抜かずに上へ熱いやつを入れるらしいわ。そしたら、ここらがぬるぬるしとるらしいんじゃない。何ならというて言うたら、皆水抜いたらあかんと。これは愛の村パークでも同じことをやらせようというこらしいです。

それと、そこ板前さんが、五輪坊の板前さん、この間何か知らんけど、警察の人もちょうど下町のあるお寺でそのことを相談しに行とったらしいです。〔

発言の削除

〕ほれで足で蹴られたんじゃないとか、従業員がというようなことが、それは共立メンテナンスさんの従業員じゃない。ほれで、そこんとこへ大原の駐在の人がずっと通って、ちょっと今の話聞き捨てたらん話しょうるから、ちょっと聞かせてくださいと。こがいなことをしょうったんだったらこれ大変で、この問題は、これについてこういうふうな問題についてどがいなんかな。

ほれから、この草刈りの関係、全部お金払うとんじやが、代表監査委員もそこへおられるし、あんた方が皆決算書に判ついてしもうとんじや。こがいなやつを見ずに判ついたんか、審査せずに判ついたんか、その辺のともちょっとまた答弁ください。

それと、学校給食の問題、ジビエの問題、これらについては、今先ほど私が説明したとおりでございますので、御回答をお願いしたいと思う。

学童保育、給食については、誰もが安心して子どもを預けられるような施設なのかということと、それから企業運営について懸念されることは、企業というのは保護者の負担を決めるのにも保護者とうよう相談して決めよんか、負担金についてという問題。

それから、企業はやっぱり利益を出すには支出を減らすことを優先すると思うが、企業の合理化によって子どもが犠牲になってないか。

それから、児童クラブの家庭と連携について、先ほど言うた話、健康、学習、補習、内容、友達関係についての仲間づくりがきれいな形の中で仲よくできているか、今の現在の状況というものについての指定管理委託投資効果についての問題でございます。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、武蔵の里、愛の村パークの指定管理業務についてでございます。

今業務仕様書をお示しになりましたが、その仕様書にのっとって管理運営をしていただくよう求めているところでございます。昨年産業建設委員会で視察をしていただきまして、武蔵の里、五輪坊につきまして

は、破れたソファが置いてあるとか、2階の床が汚れているなどの指摘がありまして、直ちに指定管理者に改善を指示いたしました。

また、愛の村パークについては、施設内の草刈り業務ができてないということで、これにつきましては、文書をもちまして指定管理者のほうへ11月に指示をしております。指定管理料の予算は愛の村パークの宿泊施設が整備されたことから、1,000万円を減じた5,333万3,000円としており、直営のころの特別会計繰出金の額と比較すると2,400万円の削減にはなっています。しかし、指定管理者からは愛の村パークの宿泊施設整備工事に伴い、休業した期間があったことから、予定していた収入が得られなかったとして、平成29年度の管理運営について、協定書に基づきまして補償を求められておりまして、その金額について協議をしております。

御指摘の愛の村パークの草刈り業務のことにつきましては、従前の管理状況と比較しながら指定管理料の減額について指定管理者と協議してまいります。

先ほど支払い済みかということでしたが、今のところ協定を先ほど申し上げた額でしておるということでございます。

それから、写真をお示しいただいたと思いますが、庭の落ち葉などのことにつきましては、私も十分把握できてないところがありまして、そういうことがどうだったかなというのは確認をしてみたいと思います。

それから、クアガーデンのところに枝を切った木が周囲に置いてあるという写真だったと思います。こちらにつきましては、平成29年、おとしだったと思いますが、初夏といいますか、ちょっと暑くなった時期に地元のほうからクアガーデンの周囲の木が大きくなってるので、枝を切ってほしいと、そういった依頼がありまして、観光振興課の職員のほうで枝を切りまして、あの場所が人が出入りしないこと、それから目立たないということで、そちらに置いております。その後樹木を切ったものが増えたかどうかということは把握をしておりますが、もともとはそういうことで置いたものでございます。

それから、お風呂のことについて御指摘がありました。五輪坊のほうは源泉かけ流しということで、随時お湯を入れかえるような運営ですし、愛の村パークのほうは循環式で管理をしておりますので、五輪坊と愛の村では管理の仕方が違うことはあります。今半分抜いてというようなお話でしたが、そういうことは把握できておりませんので、確認したいというふうに思います。

また、板前さんのことにつきましても確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、4番目のジビエ倍増モデル事業の関係でございますが、このモデル事業というのは平成30年度事業で減容化施設の整備などに現在取り組んでいるものでございます。美作市獣肉処理施設につきましては、平成30年度から指定管理者により管理運営を行っております。指定管理者は懸案であった精肉の単価改正を平成30年10月に行い、部位によって異なりますが、平均30%アップということにしております。販路についても、新たに10社と取引を始めております。商品開発としては、鹿肉コロッケを製造して、直営の小売店で販売をされておりますし、精肉については検討中ということでお聞きしております。

獣肉処理施設の管理運営については、個体の受け入れから精肉の販売まで行っていたいただいておりまして、市が直営で運営していたころに比べまして、市役所職員の業務も軽減されているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私のほうからは放課後児童クラブの指定管理業務の現状と投資効果についての御質問にお答えをしたいと思います。

現状につきましては、登録児童が4月の時点で360名と、小学生総数に対して30.7%となっています。小学生総数は減少傾向にありますが、放課後児童クラブは毎日利用される子どもさんの割合が増えておりますので、利用件数は大きくは減っていない状況で推移しています。

投資効果ということですが、専門事務員を配置し、現場の支援員の事務負担の軽減、及び支援員が研修を受けやすいよう経費的な配慮がなされるなど、働きやすい環境整備につながっております。支援内容につきましても、障がい等で配慮が必要な子どもさんが増える中、保育の専門者により定期的に支援員研修が実施され、資質向上がなされている点は評価できる点と考えております。毎年保護者アンケートをとっておりますが、保護者の皆様から保育に関して感謝の声が多く聞かれる状況となっております。今後も指定管理者とは連絡、報告、点検を行い、よりよい運営に努めてまいりたいと考えております。

また、利用料につきましては、これは市で定めた利用料に基づき徴収をさせていただいており、また保護者の意見につきましては、市全体で保護者の代表と、それから支援員、それから共立メンテナンスと保健福祉部を含めた全員の会議を持ち、その中での意見交換を行った中での運営と、それから保護者の意見の反映を行っており、答弁の中でもありましたようにアンケート等も実施して意見を幅広く受け入れるというような形で運営を行っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

私からは3番目の項目でございます。

学校給食と指定管理者業務委託、また子どもの健康と成長に効果が出ているのか、また給食費の全国平均との比率、それから地産地消の件ということでございます。

それではまず、本市の学校給食につきましては、今4給食センターがございます。そのうち2センター、これは美作と勝田でございますけれども、その調理、洗浄及び配送の業務を委託を行っているところでございます。

お尋ねの子どもの健康と成長への効果ということでございますけれども、成長期にある児童・生徒を対象とした学校給食が安心して提供されるためには良質で安全な学校給食用食材の確保が不可欠でございます。食材の購入に当たっては、納入業者の衛生管理の水準の維持向上に関して最大限の取り組みを促しながら、食材の衛生管理の徹底を今図っているところでございます。

また、民間委託による学校給食の提供についても、安全な食材の確保と同様に、安全・安心な給食の提供を徹底今しております。民間委託後の給食への異物混入事案については、委託前の年度の4給食センターの合計件数は26件でございましたけれども、現在29年度の合計件数につきましては13件と、減少傾向ということでございます。

また、食育面や栄養面におきましても、岡山県から各給食センターに配置されている栄養士が子どもたちに必要な給食を食育計画に基づきまして提供しているところでございます。

また、1月下旬には毎年実施されている学校給食週間がございます。その際に私たち職員、また教育委員さんも一緒に給食を試食しております。その後、試食後のアンケートを見ますと、見た目、味、それから食べやすさにおいて満足がいく回答が得られているということからも、民間委託においても直営の給食センター同様に適切な管理の下で安全・安心な給食が提供できていると考えておるところでございます。

次に、本市の給食費と全国平均との比較ということでございます。全国平均では、小学校が268円に対し、本市では今現在280円ということでございます。また、中学校につきましては、全国平均300円に対し、同額の300円という結果になっております。また、県内の平均をちょっと比べてみますと、小学校が294円ということで、うちが280円でございますので、若干平均では高いということでございます。また、中学校が340円となっております。美作市は300円ということでございます。

次に、地産地消の現状ということでございます。現在学校給食においては市内産の米やもち麦を100%使用しております。その他の食材につきましては、県内産の食材を使用するよう努めているところでございます。

なお、学校給食における地場産の食材の使用とは、県内産の食材や加工品等の品目を使用することを示しておりまして、本市におきましては、平成29年度は全品目の53.4%が県内産の使用となっているということでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

代表監査委員。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

岩江議員から毎回ありがたいお言葉を、御質問をいただいております。監査委員としましても現場を見て審査をするというのがやはり必要なことだと思います。ただ、今回については、30年度の実行計画の中に指定管理者の監査は入れておりません。次年度においては、今35カ所の指定管理者があるんですけども、全て1年に行くということではできませんので、何年間に分けて実施をしていきたいというふうに計画しております。ただ、今回のケースにおきましては、書面上の審査ということに終わっておりますので、岩江議員の御指摘のような現地確認をしておりましたので、申しわけございませんが、結果としては現地を確認せずに判こを押したということでございますけども、もともとの監査委員の仕事としては帳票類を見て正当性を審査するということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

2回目です。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

監査委員の方は、ほんなら完全な審査はできとらんというこっちゃん、現場と違うわけじゃから、現状と違うわけじゃから。無駄な市民の血税を業者に払っとるという話ですから、こういうことがないようにお願いしたいもんです。

それと、1つ、江見部長になんじゃが、これ支援員についての資質とか技能についてのこの理解度、これは今言よう学校の先生が子どもをいじめたり、いじめの問題が日常茶飯事に出てきようわけじゃが、そこの中であってもろうたら困るし、ないようにしてもらわにや困るし、するんじゃけども、やっぱ子どもの目線で十分家庭の父親、母親と同じような子どもが慕っていくようなやっぱ支援員を御指導をお願いしたい、かように思います。

それと、地産地消については、わかりましたが、この病気の中で子どもさんが今1型糖尿病というのが割合多ゆうなっると言うんじゃな。これは今美作市の中では1型糖尿病の子どもはおられるんか。その辺のところに、わかる範囲でよろしいですから、聞かせていただきたいと思っております。

それから、打たせ湯というて、公衆衛生安全法という法律があるでしょう。武蔵のそれは、部長は、きの

うの質問だったかな、言われようったのに、月一遍程度の打ち合わせしようという言よんですが、何をもって打ち合わせしょんかな。あそこで働いとる人が水入れられてないという言よんじゃから。給料も3カ月目にもろうたらしいですわ。3カ月目に給料ようようもろうたらしいです、働きようる人が。

それと、今包丁持つとる問題、足を蹴ったりする問題、これやこうでも駐在所が聞かせてくださいという言うようなことがあるわけですから、やっぱしこの辺のどこについては早いこと対応せなんだら、もし危害でも加わってしたら、これ大変で。きのうも犯人が捕まっとったけど、年寄り殺して、お金を奪うて。そのような形の中で、公衆浴場の安全衛生法の関係についてはどのくらいの認識されとんかという問題、それと公害防止法、廃棄物処理清掃に係る法律、これについても、わからんわからん、それは今のこんなこと知らなんだどうのこうのという問題じゃなしに、一番に見えるところじゃから。これはあそこのクアガーデンというて、クアガーデンじゃないよ、クアガーデンで切ったやつを持っていったんじゃないんで、あんた、おかしいことを言うたらいけんよ。クアガーデンというのはプールがあるとこじゃから。五輪坊のものをあっこまで運んどんじゃから。適正な処理、分別、保管、収集、運搬、再生処分等の処理について、並びに生活環境を清潔にすることによって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするというのが、これが公害防止法でうたわれとるわけです。定義として、この法律において廃棄物とはごみ、粗大ごみ、燃えるごみ、こういうなものを言うとするわけ、ずっとたくさんあるわけじゃ。ですから、観光施設じゃから、道路のほとらでも草を刈ったら全部撤去して焼却しようるわけじゃから。植林だったら切り捨てはええけども、その辺のどこについての御答弁を再度お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

学童保育の支援員の資質の向上につきましては、指定管理者におかれましても非常に力を入れていただいているところでございます。資格要件の保育士であるとか社会福祉士等の資格を持った上で岡山県が行う研修を経た上で正式な資格ということになります、その県の研修に向けても順次年次的に計画を立てて、今受講をしていただいているところです。これとは別に指定管理者主催の支援員会議をおおむね月1回開催していただいております、子どもへの対応、問題点の洗い出しであるとか、支援員のみずからの自己評価の確認、それに対して共立メンテナンスのほうから確認事項についての指摘、評価等の研修を行っているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

遠藤部長に対する2回目の質問については、我々も聞いたことがない話も若干ございまして、かつ法律上の問題、刑法のことも含めてお尋ねになったわけでありまして、これについてはちょっと調べた上で正確にお答えしないと非常に困ったこととなりますので、私としましては議論をお願いして、答弁調整をさせていただいたほうが良いと思いますので、いかがでしょうか。

終わります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

議員の御質問の1型糖尿病という話でございますけれども、学校給食におきましてはアレルギー関係のこ

とがございます。その件につきましては、学校の養護教諭、そしてうちにおります給食センター、県の栄養士でございますけれども、栄養士と、それから当然アレルギー体質の子どもを持たれる保護者と、この三者で協議をしながら給食の提供を行っているところでございます。その中でそういう問題がありましたら、その子に合った、それから除去した食材を提供しながら給食を出すということになるかと思っております。

以上です。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「議長、1型糖尿病の生徒がおるかおらんかというて聞いとん。あんたしゃんと議長せにやいけまあがな」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

今そのことを言われたと思います。

〔15番岩江正行君「言うたらんがな」と呼ぶ〕

そういう子どもがいたら、給食のほうで食材をとということを言われたと思います。

〔15番岩江正行君「違う、おらんかおらんのかというて問うたがな、わしが」と呼ぶ〕

じゃあ、山名教育次長、1型糖尿病の子どもがいるかないかだけ教えてください。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

現在学校給食のほうではそういう把握はしておりません。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「把握をしとらんのと、おらんのとおると、調査しとらんという話じゃ」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、3回目です。

15番（岩江 正行君）

1型糖尿病というのは注射打っちゃらにやあいけんのんじゃ、早うな。それは先生が保健師が打つか、誰が打つちやるんか。食べ物も、わしがそうじゃから、物すご制限されとんよ。命にかかわるんじゃ、これ。給食もアレルギーどうのこうの問題じゃないんじゃ、これ。ほじゃから、福祉部長は避難場所の関係でも説明しなつたがな。そうじゃろう。

それと、次の折に言ようと思よつたんじゃけども、わしが言いたかったのは、この指導員の関係、支援員の関係、これ中学校であった問題なんよ、大原中学校で。こがいなもんが学校の先生が、あんた県の指導受けてしょうというて言うけども、県の教員の資格を持った先生が女生徒がプールへ入ってない、休んどつたと、おまえ何で休んどんというて言うたら、生理があるけんじゃというて言うたら、生理があるけんというたつて、生理やこう、おまえ、いつからな、いつから生理が出よんなって、個人的に呼んで指導するんだつたらよろしいがな、あ、そうかそうかと。大衆の男の前のほうで、これ学校で起きたら、あんた一番に問題があるやつちや、これ。大衆の面前でそがんこと言うようになつとらんと思うで。うちの女房でも風呂へ入るんでもタンポンというのが何かどがいもんか知らんけども、タンポンして入つとつたらな血は出やせんもんじゃというて言うたというてな。とんでもないこれは教育者じゃ。きょう教育長おらんけどな、こういうようなもんがあるんじゃ。後からあげるけん。これ早う早急に問題せにやいけん。議長はよう知つとるはずじゃ、これ、一番議長が。

議長（鈴木 悦子君）

ただいまより暫時休憩いたします。

午後 1 時34分 休憩

午後 2 時09分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

先ほど休憩いたしました理由につきましては、岩江議員の発言に対して2つの問題があったように私は思っています。

1つ目は、今御質問の4項目めの質問と先ほどの質問とは乖離している点でございます。それから2つ目は、一人の人権としての捉え方について問題があるというふうに思いました。その確認のために休憩をとりました。

以上でございます。

それでは、萩原市長、発言を許可します。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

特に後半の問題につきまして、議長からのお話を伺いまして、私のほうから教育委員会に対して今までの経緯等について若干伺ったんですが、なお人権上の配慮が十分できているかどうか分からないような状況でございますので、その点をしっかり配慮した上で適正な対応を求めておきましたので、どうぞこの点につきましては、今申し上げたような人権への配慮という観点から、この場では議論を避けさせていただきますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

4項目めの指定管理業務委託についての3回目の質問の続きをしてください。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

言われんことは、議長も先に相談してあげにゃあいけんわな。

それと次、5項目めに入ります。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ、5項目めに進めてください。

15番（岩江 正行君）

荒廃する教育現場、子どもの人権と教育の未来について質問させていただきます。

義務教育というのは一人も取りこぼさない教育をするのが義務教育じゃと、このように言われております。定義を理解することの必要性、読解力の向上、教育現場の取り組みについてなんですけど、教育基本法、日本国憲法では全ての国民は法律の定めるところにより機能に応じて人として教育を受ける権利を有する、その子女に普通教育を受けさせる義務を負うとあるんですが、最近非常にマスコミを騒がせている校内暴力の問題、教師が子どもにけんかしたとるやつ、たたかれたほうに今度はたたいてちゃれえというようなこの問題については、いろいろと私もあるな、踏まれた者の痛みもわからずにマスコミがまた書いたことが、ちょっとこれもまた大きな問題にし過ぎじゃなというようなことも私は感じとるわけでございます。それと、山口県のほうでは今言ようる生徒がいじめに加担したとるというようなことが最近毎日日常茶飯事というふうなことが出てきようるということと、それと最後の幼児教育の公共施設としての条件整備について、これは武蔵の里の保育園のことを言おうと思うてこれ書いたんじゃけども、今最近このようなことを言うとするわけよ。幼稚園、保育所整備状況の問題点として、都市近郊においても平家を原則としとんじゃと、じゃけど2階建てを推奨すると。それが今言ようる何ぼ言うても、だめじゃというても30%の基準に達してないと言う

とるわけ。それは今なぜこのことを言うかといういうたら、3歳児だったら3歳の子ども、ゼロ歳だったら生徒3人に対して先生1人とかというような厳しい縛りがあるわけじゃな。あの高いとこ、4メートルも5メートルもあるとこ、この安全性、これについて、この教育の安全というのはこれもう憲法児童福祉法の45条、それから幼児学校教育法1種である、77条とか、39条の児童福祉法の関係できちとうたわれとんじやが、どのような認識されてあそこに言われとんか、子どもの安全・安心を一番にうとうとるわけじやが。それから、学校安全衛生法の関係、この辺について、もう時間がないけん簡単に言いますけど、感染症の問題、この辺のとこについての御答弁をお願いしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

岩江議員から荒廃する教育現場、子どもの人権と教育の未来について1から6項目めということでございます。

学校の現状につきましては、議員からは厳しい状況と御指摘を今いただいておりますが、子どもたちの意識について市内の小・中学生への美作市教育委員会が実施したアンケートの結果でございます。学校に行くのが楽しいと答えた児童・生徒は、小学校が87%でございまして、また中学校では85%となっております。また、全国学力・学習状況調査でのいじめはどんな理由があってもいけないことという質問に対しまして、市内小学校6年生では96%、中学校3年生では99%がいけないと回答をしているところでございます。

一方、小学校、中学校での昨年度の問題行動、不登校調査では、暴力行為の中学校での件数が増加し、いじめの件数も同様に増加しておりますが、各学校には生徒が安心して学校生活を送れるよう細やかな把握をするように今指導しているところでございます。また、教職員が子ども一人一人の様子と人間関係を観察し、人権意識を育てる指導も求めているところでございます。

こうした中、本年も人権啓発コンクールの作文、標語、ポスターに延べ2,396作品の応募がございました。出品された中学生の作文に「自分が気づかないうちに障がいを持っている人を避けている人はいませんか」と、「もしいるなら話をしてみてください。そうして心について知ることができると思います。同じことをやろうとするのはお互いの存在を認めているからだと思います」、ちょっと中ほどは飛ばして言いますが、「まずは自分と向き合うことがいいと思います。自分にできることからやるのが、私たち今やるべきことだと思います」と記されており、この作文では障がいのこと、またいじめのことを自分自身の体験を通して考え、自分のすべきことをつづっていることから、各学校における人権教育の成果であると感じているところでございます。教育活動において学校現場で大切にすることは、子どもの自立を目指す教育でございます。子どもが自立していくためには、自分自身を好きになり、自分が価値ある存在だと思える自尊感情を育てることが必要でございます。そのために幼稚園、こども園、保育園を含めて全ての教職員が子どもの頑張りに気づき、また認める言葉がけを一人一人に行っており、将来の社会を切り開く自立した子どもの育成を目指しています。

幼稚園等、幼児教育施設において、国や県では家庭や地域社会の教育力の再生、向上を目指すことを求めており、親と子がともに育つ、親育てという教育的視点からの施設整備を推進しており、本市におきましてもその一つの取り組みとして、子育て支援センターを市内3カ所に今整備しておりまして、未就園児やその保護者を対象とした育児相談や交流の場の提供を行っております。

また、園児が生活する園舎の広さ、今岩江議員が言われました1階建て、今は2階建てということをおっしゃるといってございまして、園児が生活する園舎の広さにつきましては、学校教育法や児童福

祉法など、国が定める法令や県が定める条例等の基準により整備を行う必要がありますが、その基準を最低限として、建物の敷地面積に合わせ、できるだけ広くなるように設計をしてきたいと思っておるところでございます。

今後新たに整備する、今言われました大原保育園につきましても、同様の整備を図る予定でございます。安全・安心が一番ということの認識のもと、この園舎につきましても十分配慮しながら、また地域、保護者の意見も聞きながら十分精査してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「暴力行為については全然言ようらん。〔聴取不能〕について。まあもう一遍言うわ」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

山名さん、こういうこっちゃ。暴力行為が今言ようる岡山県でもトップクラスになつとんじゃ、この美作市はな。その中でこれは子どもが悪いんか、家庭が悪いんか、学校の先生が悪いんか、今先ほど学校の先生の問題という言うたら、ちょっとどうのこうのという言うたけども、地域社会が悪いんか、マスコミの報道がこういうな問題をこういうに大きくしてくるんか、そこについての御回答が、私はそのことを聞こうと思うたん。ですから、その問題点を解決せなんだら、これは一向に解決せんのかよ。そのことを尋ねようるのに、あんた私が言ようること全然違う方向じゃ。

それから、ずっと資料見ようたら、何平米以上、あんたみたいな最低限というこっちゃない、何平米以上という、ここへ今時間がないけんわしは読まんけどな、全部を書いとんじゃ、国の基準も何も皆。そういうことって2回目の答弁をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

まず、暴力行為の件でございます。これはやはり……

〔15番岩江正行君「不登校もで、皆書いとろう」と呼ぶ〕

暴力行為、不登校につきましては……

〔15番岩江正行君「いじめも」と呼ぶ〕

これは美作市だけの問題では……

〔15番岩江正行君「美作のことを話しょんじゃろうがな」と呼ぶ〕

ただ、美作市としては学校経営は学校長がやっておるところでございます。学校とまた保護者、それから地域の皆様とともにしていかないと学校経営はできませんし、また地域との連帯感がなければできない問題だと思っております。今さっき話したところで親育てということも言わせていただきました。学校及び親、そして教育委員会も中心になりまして、その問題については解決していかないといけない問題ですけれども、なかなか難しいところもございます。これからそういうことも踏まえて、学校と、それから親、親育てもしていきながら解決に向けてやっていきたいなと思っております。

またもう一つ、今度新しく保育園の話でございますけれども、最低限といいますのは、それ以上の建物を頑張ってやっていきたいというところでございます。面積的にも当然基準がございます。基準以上のものを今の美作市の保育園につきましても十分広さを持った園をしておりますので、そこはこれからもそういう形でやっていきたいと思っております。〔降壇〕

[15番岩江正行君「議長、言うてくれにゃいけんがな。事件の美作市がトップクラスで、今言よう校内暴力、学力低下、こういうのがトップクラスなんじやから、これの検証とじゃな……」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

3回目で質問してください。

[15番岩江正行君「あんたおかしいことを言うな。議長、しっかりせえよ、おめえ。何を言よんなら。なまけたことを言うな。誰に言よんな」と呼ぶ]

言葉を控えてください。

[15番岩江正行君「おかしいぞ、あんたが言よんのは」と呼ぶ]

言葉を控えて……

[15番岩江正行君「私が質問書をとうに通告書を出して」と呼ぶ]

答弁漏れがあるんなら、答弁漏れがあるんで言うてくださいと言ってください。

[15番岩江正行君「あんたは何を見よんなら、ここで。歴代の議長の中でそがなものはおらあせんぞ」と呼ぶ]

はい、済みません。

[15番岩江正行君「ちゃんとそれを言え、山名君」と呼ぶ]

どうぞ、3回目の質問です。

山名次長、今の質問に何かありますか。

[15番岩江正行君「何かあるって、解決の何が原因ならというて問うとんじやから、こういうようなものを生み出す背景は何ならというて、検証したことをわしがここへ書いとるわけじゃから、それについて言うてくれにゃ困るじやないか、何言よんな」と呼ぶ]

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

いじめとか暴力行為、当然検証はしております。その中で解決しているところもございます。また、まだ解決してない事案もございますけれども、それは教育委員会、学校が中心になってそれについては頑張っているところでございます。その中でこれからも十分そういうところ認識を持ちながら検証をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

[15番岩江正行君「言ようことが違う。あんたが言よんの、全然」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

やや事実問題があるかと存じます。私が把握をしてる限りにおいては岡山県全体として昨年で言えば、校内暴力を含めて今おっしゃったような事案の発生頻度が全国で上からたしか4番目だったかな、非常に高かった。これに対しては学校も地域社会も、そしてそれを支援する各種の分野の方々、それに警察も含まれるんですけども、大変この間一生懸命やってきて、次第に落ちつきが取り戻されているという流れになってございます。ちなみに美作市内で言いますと、美作署も非常にこの問題については熱心に取り組んでいただきまして、学校へ非常に丁寧に行っていただくと、子どもたちとも仲よくなるといったようなことがございまして、県内の水準よりさらに低い水準になっているということでございまして、私の聞いている限りで

は教育委員会のほうからうちの地域がおっしゃったような問題で悪いほうの位置になってんだというようなことには報告は受けておりませんが、今後さらに注意をさせていただきたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、3回目です。

15番（岩江 正行君）

とりあえず背景だけはきちっとして。今の市長が言よんのは、何か原因だったのかということと言われようじゃろ。そこの何が原因だったん、そのくらいのこと言えてもえかろうがな、あんた。教育委員会で飯食いよんじゃろ。おかしいんじゃないか。

それと、このプールの関係の感染症の関係、これも全然あんた答弁しとらんで、感染症の問題。学校、これらについても学校保健安全法という法律があるわけじゃから。あんたは前に言うたら、湯郷もしとらん、プールがない、江見もないけえ、それでせんのかという、こういうふうなとぼけたような発言をしちゃあいけん。責任のある回答をせなんだら。そういうこって、もう少し何が原因なんか、市長は最低限、市長でもそのくらいの答弁しょうるわけじゃから、担当じゃない人でも。あんたがかなめじゃがな、おまえ。そういうこって、3回目の答弁。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

何が原因かということでございますけれども、やはりいろんな事案があると思います。

〔15番岩江正行君「いろんなじゃないが、具体的に言わにやいけまあがな」と呼ぶ〕

それぞれ子ども同士のけんかもございますし、またそれから教師と生徒のこともございます。その件につきましては、一つ一つの事案について精査をしながらやっていきたいと思っております。

また、プールの件でございますけれども、プールの件については、今教育委員会としては、大原地域については既存のプールがあるということでございますけれども、他の地域には既存のプールでなしに、仮設のプールでやっているところがございます。今後そういったことについても、園長との話もさせていただいております。どういものがいいのかということもしながら、保護者にも丁寧な説明をしながらやっていきたいなと思っております。

それからまた、プールについては、やはり快適なほうが安全面についても、全部水を落として、また新しい水を入れるということについても、そのほうがよりよい、今水遊びということになっておりますので、そういう水遊びができるのかなと思っております。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「体力増進が何で水遊びな」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、総括。

15番（岩江 正行君）

とりあえずもう時間がないんで、6月の議会にこれをして続けてやっていきたいと思っております。

終わり。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番11番、議席番号15番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番12番、議席番号10番岡本泰介議員の発言を許可いたします。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

それでは、3月定例会の一般質問を議長の指名、許可をいただきましたので、いたします。

私は今回は5項目取り上げております。1番としては、市有財産の処分について、2番、湯郷Beileの現状と今後について、3番、大原保育園新築場所の変更について、4番、市が指定管理に出している施設の現状の検証について、5番、滋慶学園補助金についてという5項目でございます。重複するものもありますが、私なりの考え方を述べさせていただきますので、適切なる御答弁をお願いしたいと思っております。

それじゃ、まず1番、市有財産の処分についてでございます。

私は見るに美作市の市有財産というのは、それは膨大な数があると思います。この議場の中でも相当ありますし、大きいものであれば車なんか、施設そのものが市有財産ですし、動産としては車なんかたくさんありますし、そしてコンピューターとか、コピー機とかも、あらゆるものが備品として備わっていると思います。そのものが当然使用年数とか、故障とか、いろんな理由で処分されるということは日常起きると思っております。その処分が適切にされてるかどうかということについて、まず1回目の質問でございます。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

1項目め、市有財産の処分についての御質問でございますが、車両や備品等についてお答えをいたしますが、一般の公用車であれば、使用年数の15年経過に加え、走行距離15万キロを超えたものを対象といたしまして、程度の悪いものから順に更新をしているという状況でございます。その際には古い車の物品不用決定伺いの決裁の後、売り払うことができないと判断したものは廃棄処分をするなど、美作市公有財産規則及び美作市物品管理規則などの規定に基づき、処分を行っているところでございます。

なお、補助金等を受けて整備をした物品などにつきましては、担当部署におきまして国や県との協議を行い、処分の許可を得る必要があるものもあるということを申し上げておきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

答弁いただきました。美作市公有財産規則及び美作市物品管理規則というものがあるということでございまして、私もその規則をコンピューターより取り出して熟読いたしました。確かに本当に微に入り細に入り処分の方法が書いてある。処分というんか、管理に関して全般に書いてあって、処分のところにもいろいろ書いてあります。本当にこんなことが実際問題としてされているんだろうかと、本当ちょっと不思議に思うぐらい細かく書いてあって、ここには先ほど言われましたけど、物品不用決定願いを出してするんだというようなことも先ほど言われました。そういうことも本当にされてるんだろうかなと。例えば私が今回なぜこんなことを言い出したかということ、市民の方からいろんな声があつて私のところに来たから、こういう質問をしてるわけですが、愛の村がこの前宿泊施設、交流施設に改造されたときにたくさんの不用品が出たんだと思います。こぶしの里の視察に行ったときに私たちは一緒に愛の村も視察に上がったわけですが、そのときも中をじっくり見させていただき、これは物すごいもんがたくさんあるなという思いがいたしておりました。それがほんならどういったことになつたんだろうか、余り気にもとめてなかったんですけど、市民の方から、岡本さん、あれはどうなつたんだろうか、あっこへええもんがあつたんじゃないかというようなことが私の耳に入ってきて、ああ、そうじゃな、あれはどうなつたんだろうかなということが発端で今回こういう

質問をさせていただいております。そして、いろいろ聞いていたり、自然に入ってくる情報では、それは市民の方が、もらった人もおるといようなことを何人かの人からお聞きしたりなんかして、そういったことがこの美作市物品管理規則でどういったことの中でそういったことが起きるんか、どの条項を照らしたらそういったことができるんかということが私よくわからないんで、どういうことでしょうか。それはここの中のどの条項に当てはめてそういったことができるんかなということをお聞きしたいと思います。担当する課が答えていただいたら一番いいんじゃないかと思います。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

愛の村パークの改修工事に伴う厨房機器などの処分についてお尋ねだと思います。

愛の村パークは宿泊施設の整備に伴いまして焼き肉コーナーなどの改修工事を行っております。そこで焼き肉用テーブルなどがございますが、これは施設に作りつけの設備でございます、排気ダクトなどを床下に備えた作りつけのものでございます。こういった設備は建物の改修工事の中で撤去をしております。使えないと判断して撤去しているものでございます。処分に当たりましては国庫補助事業で取得した施設を模様がえをするため補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び農林水産省の定める財産の処分等の承認基準の規定に従いまして、岡山県知事を通じて農林水産大臣に長期利用財産処分報告書を提出しております。この報告書の受理をもって農林水産大臣の承認があったものとなっております。

それから、先ほどもらった人があるというような質問がありましたが、それは事実確認をさせていただきたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、3回目です。

10番（岡本 泰介君）

愛の村パークの備品台帳というのがここにあるんですけど、これをその市民の方から声があつてからすぐとって見たんです。これには合計214項目、もう微に入り細に入り備品台帳として上がっております。数は、例えば椅子なんかは1つの項目で110とか、140とかというようなもんがあつて、個数はわかりませんが、品物の項目としては214項目あつて、それは今言うたように現在愛の村で使われている厨房、一般の人に丸い、真ん中のとこですけど、あつてで食事出してる厨房なんかをのけて214項目あります。そして、先ほど焼き肉のことを言われましたけど、それは一つの例として言われたと思うんですけど、ほかにもいっぱいあるんですよ。もちろん御存じでしょうけど、先ほど言ったように机、椅子、それから冷蔵庫や冷凍庫が使えるかどうかわかりません。ソファ、マッサージチェアまであります。1つずつ上げれば切りがないんですけど、まないただとか肉切りとか、もう214項目ですから、物すごい数があつたわけですね。それを本当に廃棄して使えないという判断をされたということですか。私はそれは非常に間違つた判断だと思います。市長、昔のことを言って申しわけないですけど、みまさか荘というのが、旧美作町のときにあつたんですよ。あそこを廃止したんですよ、美作町は。そのときには、当時小阪田町長だったんですけど、中あるものを全部オークションしたんですよ。もう皿に至るまで、皿からソファから、もう中にあるもん全部、皆さん見に来てくださいと、広報で知らせて、それから放送でも知らせて、何月何日何時から何時まで見に来てください、そして横に箱を置いて、札を入れるんですね。誰々のだれべえがこれは3,000円だったら買いたい、5,000円だったら買いたい、そして処分したと、非常にこれは私は公正ないい処分の方法だと今でも思っております。何でこれがこれとれなんだんだろうか。先ほど焼き肉の機械のことだけで備えつ

けだからというて、備えつけでもひょっとしたらうまいこと切り取って持っていで使う人もおるかもわからんですよ。あれ60万円も70万円もする機械だと聞いてますよ。それが10台もあるんですから。600万円も700万円もかかっている。私ある人に、前の村長だった春名さんに聞いたんですけど、あそこに1億円設備費でかけたよ、現在も使ってるもんももちろんありますけど、恐らく7割ぐらいは今回廃棄されたんじゃないか、7割もないか、仮に5割だとしても5,000万円ぐらいあったよ。それが全部廃棄ということには私はおかしい。流しのシンクなんかでも、こてつと置いてあるもんがあるんですけど、それは持って帰りやあすぐ使えるもんも、必要な人もおられるかもわからん。何でそんな方法を皆さん考えられなんだかな。前回議会で出たでしょう。消防車を何かオークションするんじゃないかって言われませんでした。消防自動車をオークションに出す。そういったことをして市民に還元せにゃいけませんよ、これ市民の財産ですから。皆さんはちょっと麻痺されとるですよ、市有財産を大切にするという観念が。物すごい莫大なお金がかかったもんですから、たとえ50万円でも100万円でも200万円でもお金になるんだったらそうしたほうが、それは市民のためにもなるし、何でそんなことをされるのんですか。全部廃棄したんですか。私はそれちょっと信じられないんです、あれだけのものを全部廃棄するという事は。皆さんのやり方が間違ってるんですよ。その点についてお答えください。市長でもいいですよ。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、廃棄をどういふものについてしたかということの原則を申し上げますと、廃棄せざるを得ないものを廃棄するということになります。つまり工事の都合によってそこに物があつてはならないというものが廃棄対象になります。動かせば動かせるというようなことで、椅子であるとか、テーブルであるとかについては、それがあつてから工事でできないということでも何でもないわけでございますので、一般論で申し上げますと、今議員がお示しになられた二百何十種類、点数で言うともっと多いと思うんですが、そのうちのほとんどは可動のものであつて、それが処分されたということになつてませんので、まずその余り大げさな話では一般的にはないと思います。

それから2番目に、かつて美作町時代におやりになつた方法などというものも非常に心構えとして妥当なものだというふうに思います。これについては今メルカリ、その他のオークションなんかもあるんですけども、オークション等に出して、市民以外の方も含めてあつてくれるということもあります、場合によってはこれはいいものであるというようなことの中で市民の方々に御提供申し上げたほうがいいだろうと思われるものはあると思うんです。そういう場合には有用な方向性として参考にさせていただきたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、総括です。

10番（岡本 泰介君）

市長、大げさなものではないとおっしゃいますけど、私は非常に大げさな問題だと思つております。それは認識の違いですから仕方ないですけど、とにかく市の財産は大切にしてほしいと。市長、前にこう言われたんですよ、市長覚えておられるかどうかわかりませんが。市の不動産を無償であつちこつちどんどん出されるんですけど、それはいかがなもんですかと、有償でもいいんじゃないですかと私が質問したんです、前に。そしたら、市長こう言われたんですよ。それはマーケットが決めるんだと。私はその言葉を非常にここに響きましたよ。マーケットが決める。私はそれに対してそんなに反論もしなかつたんですけど、確かに

そうなんです。マーケットが決めるんです。ですから、この品物もマーケットが決めにやいけんのんです。皆さんが判断したらだめなんです。皆さんが要らないと思っても欲しい人はおるんです。お金になるんです。そういうことをしなきゃだめですよ。もう皆さん麻痺してる、市民の財産に対して。だめ。もう総括ですからよろしい、市長。もう総括ですから答えるわけにもいかんでしょう。いや、そりゃ、議長が許可されるんなら、それは私もいいですけど、そういう例があってもいいんだったら私は構わんですけど。とにかくもう市の財産は大切に皆さん使ってください。そして不要になったもんでもお金になるんならお金にして、市民に欲しい人がおられるんなら、先ほどもらった人のことを検証すると言われましたけど、もらわれた人は非常にありがたく思っ使われてるんですから、そこを根掘り葉掘りするのもいかなもんかと、私は、もらった人は喜ばれてるわけですから、それは役に立ったなと、それはええわけですから。私皆さんをもうそのことまで責めるわけじゃないんです。じゃけど、大切にしてくださいということを言いたいんです。大体1問について8分しか私、5問ありますから、8分しかないんで。総括です。

議長（鈴木 悦子君）

いや、もう総括には答えれないということでございます。

10番（岡本 泰介君）

市長、ほんなら総括には答えれんそうですから、次行きます。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、次の2項目めに進んでください。

10番（岡本 泰介君）

次は、湯郷Be11eの現在の状況と今後の方針について市としての対応を問うということで申し上げます。

これも私よく買い物行ったり、喫茶店行ったり、美作市内をあちこちしてるわけですけど、知った人とか、知らない人でも、私が知らない人でも向こうから私を知ってる人が、岡本さん、湯郷Be11eはどがんりょうん、どがんりょうん、新聞にもう選手がやめたじゃというてこの前も出とったけど、どがんりょうん、どがんりょうんて物すごい聞かれるもんで、いや、私もちょっとようわからんのですと言ったんではいけんのんで、先ほど一番最初に中山議員も尋ねられましたけど、私もこのことが非常に気になるし、市民の方も非常にこれは関心を持たれてることだなというふうに思いますので、再度このことをお答えいただけたらと思います。湯郷Be11eの現在の状況と今後の方針について市としての対応を問うという設題でございます。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私もBe11eについては、岡本議員と同様にいろんな方から、市民の方からもそうです、それから市外に出て聞かれるんですよ。特に岡山市にいろいろ県庁のことも、用事があって行きますと、市長さん、どねんすんだと、こういう聞かれて、僕も正直往生するわけでございますが、中山議員の答弁で申し上げました。こういうときにあって我々としてはしっかりと支援をして、カムバックを期待をするというのが基本ラインであって、加えて議会等に出ているいろんな関心事項については、Be11eのほうにも報告をするように言っております。話をして適正な対応を求めていこうということでございますが、先ほどの総括の絡みなんですけど、実は設定のときに処分換金をしたやつはたしか差し引くようにという設定ができておるはずでありまして、この場で金額私はわかりませんが、処分をして、どっか廃棄物でござって、金が出て

〔聴取不能〕 どうかについては、恐らく多少の換金ができて、それが市の財源として生かされたものと想定をしておりますので、市民の方々に余り誤解が与えられる可能性があったものですから、ここで補足をさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

岡本議員の湯郷Be11eの現在の状況と今後についての御質問に御答弁させていただきます。

岡山湯郷Be11eは、平成13年にチームが創設以来18年間、数々の功績を残し、また美作市や湯郷温泉の知名度アップに大きく貢献していただいております。しかしながら、今期の成績は岡山湯郷Be11eが創設以来最低の成績となり、残念ながら来季はチャレンジリーグでの戦いとなります。岡山湯郷Be11eの監督、選手との契約状況についても確認いたしております。監督、コーチにつきましては契約が完了しておるとお聞きしております。それから、選手との契約状況につきましてもおおむね完了いたしております。本年度所属していた選手の方が、契約を更新された方が7名、それから新規契約された方が13名、この中にはアンダーからの昇格3名の方が含まれており、まだ今後も増えてくるものと思っております。

市といたしましては、来シーズンでの2部復帰を期待しております。岡山湯郷Be11eの会長等と意見交換を行っているところでございます。

岡山湯郷Be11eの運営につきましては、一般社団法人岡山湯郷Be11eの理事会や総会で決定した事業計画や予算に基づいて会長、GM、ジェネラルマネージャー等が中心となって執行されており、市として直接的に関与することはありません。

なお、岡山湯郷Be11eの開幕試合が4月13日となっておりますので、私も応援に行きたいと思っておりますし、ここにおられる議員も応援していただきたいと思っております。また、市民の方も応援していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

中山議員に答えられたときとほとんど変わらない答弁でございました。それは仕方ないかもわかりませんが、私はもう少し突っ込んでみますと、本年度所属した選手7人が再契約をしたということでしょう。それから、新規契約が13名ということでもございまして、新しい人が倍近くおるということでもございます。そして、この新しい人というのは一体どんな人なんか。アンダーから昇格した人が3人ということは非常に若い人だろうという気はいたしますが、あとの10人の方はどういった人が新しく入ってこられたんかなと、即戦力としてぱっちり役に立つ人か、これから一生懸命練習して強くなっていく人なんか、そういった年齢的なものとか、経験年数とか、どういったことになってくるんかなと、そういったことがわからないと、チャレンジリーグで埋没してしまっただけですから、強くなるためにどういった人が入ってきてくれたんかなという思いがしているわけです。やっぱり勝負の世界ですから非常に厳しいものがあると思います。スポーツというのはね。特に団体競技ですから、1人、2人強い人がおってもそれは相当チーム力は上がるんですけど、全体的なレベルとしてはもう11人の方がもうぱっちりというふうになってくれれば一番いいわけでもございます。もうしのぎを削る本当の体力勝負というんか、技術勝負というんですか、精神力勝負というんですか、非常に大きなものが必要になってくるんだらうと思います。今スポーツで一番最近話題になったのは大坂なおみ選手だと思いますが、あの人は急に何で強くなったんだらうかなというたら、サーシ

ヤ何とかというあのコーチが非常に精神力を強くしたんだということが出ておりました。なおみさんという人は非常に力も強くて、球のスピードも速くて、技術的にも足りんもんがあったんだけど、ちょっとミスったりこうしたら物すご腐って、精神力がもうばらばらになってきて勝ち上がってこれなんだが、コーチの忍耐強い指導で非常に一気に花が咲いたというような状態になってるんじゃないかと思います。スポーツというのはそういったもので、何かのきっかけがあつていいほうに転び出したら、わっと転んでいくんですね。それが欲しいわけです、私たちは。ぜひ湯郷 B e l l e に頑張ってもらいたいためにはこういったものに対して、市としては直接関与しないんだということを言われて、私もこれちょっと納得しがたいところあるんですけど、その辺のしっかりした把握だけは、へえでもしとかんと、もういつの間にやら選手がおらんようになったんじゃということになっては私は困るわけです。市としても困るし、補助金を出しているわけですから、そこら辺のことをもうちょっとはっきりとした把握をお願いしたい。また、それを皆さんに議会でおっしゃって、そして市民の方にも安心してもらえるとというふうにさせていただきたいというふうに思いますので、ぜひ言ってください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

2回目の質問に答弁させていただきます。

新たに来年度13名新規という形になりますけども、先ほど言いましたようにアンダーの昇格といいますか、U14の選手をトップリーグ、なでしこのほうに登録をするという形になります。それから10名の方につきましては、他のチームで活動された方が7名、それから大学新卒でこの春卒業される方なんですけども、3名というふうにお聞きしております。というか、これは湯郷 B e l l e のホームページのほうでも公開されておりますことですが、その新規の中には日体大のサッカー部の方もおられます。そういったことで新たにチームを補強という形で取り組んでおられるというふうにお聞きします。それからまた、コーチ、新たにここで1名採用されておりますけども、この方もチャレンジリーグの監督をされた方でございます、なでしこのチームのコーチ等をされとった方というふうにお聞きしております。そういった経験のあるコーチを来ていただくことによって、チームの運営のほう、選手の強化のほうにも図られとるというふうにお聞きしております。

それから、議会等で御意見いただきましたことにつきましても、会長のほうにお伝えしながら、今後の取り組み方針、そういったことについてもいろいろお聞かせいただきまして、そういった中で、中山議員のときにも少しお答えさせていただきましたけども、早期に2部に復帰していただくために、仮称ですけども、なでしこ復帰プラン、そういったものもつくるということをお聞かせいただいております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、3回目です。

10番（岡本 泰介君）

もう総括します。3回目よろしいです。

わかりました。市としても直接的には関与をしないということなんですけど、それじゃ間接的にはしっかり関与して、チームが強くなるようにしっかりと見守って、そしてやっていただきたいと思います。市民の方も非常にこれは心配されておりますので、よろしくをお願いします。

次に行きます。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、ここで休憩したいと思います。

済みません、3項目めは休憩の後にしてください。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時08分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

それでは、岡本議員、3項目めから進んでください。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

3番目は、クアガーデンに大原保育園を建設することは武蔵の里を毀損すると思われるので、場所の変更の余地はないのかを問うということでございます。

あそこに一体誰がクアガーデンを壊してするということを決めたのか、私はそのことを聞いたこともないんですけど、あそこでなかったらいけんのんじゃ、あそこで行くんだということを誰が決めたんだろうかなと、本当ばかな判断をしたなという思いがいたしております。ほかのどこを当たったけどいけなかったというようなことも前に言われたような気もしますが、私の聞いた情報は大原小学校の南側のほうの土地の所有者は、それはええですよということを言われてるという話も耳に入っております。どなたか言われたと思います。学校は近くにあったほうがいと、幼稚園、小学校、中学校と大体まとまってあったほうが父兄も便利ですし、そういったことを考えられるのがまず一番じゃないかなと思います。

それから、文教委員会なんかも傍聴しておりましたが、山名次長はおおむね了解いただいております、おおむね了承してもらいますということを盛んに言われたと思います。もういいんだと、そこでいいんだということを了承してもらっとんだと、じゃけど完全に了承という言い方じゃなかったです。おおむね了承してもらってるというような言い方で、私はそこら辺がちょっと腑に落ちないところもあるんですけど、それで今度今議会に241人の陳情が出ております。おおむね了解していただいとるのに何で二百四十何人も陳情が出て、あそこにしてくれるなということが出てくるんか。その辺のことを次長はどういうふうと考えられとんかな、その辺のこともお聞かせください。

そして、241人の方は一体どういった人がおられるんですか。あそこは宮本地区と言うんですけど、宮本地区の人は大体何割ぐらいその中に入ってるんですか。その辺の分析されとんですか。その辺のこともお聞かせください。

私はそこら辺のこともお聞きしたいんですけど、ちょっと後でまたもう少しやりますので、とりあえず第1回目の質問をお答えください。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

岡本議員のクアガーデンに大原保育園を建設することは武蔵の里を毀損すると思われるので、その場所の変更の余地はないかということでございますけれども、この件については、もう文教委員会も開いておりますし、また全員協議会も開いております。その中で今の大原保育園については、現園舎が大原断層の上に位置していることから、急務になっているのは皆さんも御存じのことと思っております。このため昨年4月には施設の廃止となったクアガーデンを解体撤去して、新たに新園舎を建設することは本12月の定例議会に

おきまして設計監理業務委託の債務負担行為を議会で承認をいただいているところなので、教育委員会としては、早期建設に向けて鋭意進めてまいりたいと思っております。

また、その分析なんですけれども、教育委員会としては、もうこの早期に建設に向けて、この設計監理委託の債務負担行為が承認いただいておりますので、進めていきたいということでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

債務負担行為が認められたからということをおっしゃられますけど、誤りを正すにはばかりなことなかれでございまして、それが通ったからといって、今方向転換したからといって差し支えないわけで、まだ予算執行されてるわけじゃないんですから、余りそういったことばかり言って、かたくなことを思われんようにしてください。

まず、何回も今までも言っておりますが、あその土地をよく見てください。もう五輪坊とクアガーデンとは石垣の組み方も一緒、もう一体としたつくり方になってる。石垣を見てください、あの川の流れに沿った石垣なんかを見てください。もう一体としたつくりになつとん。それ高さが何メートル、また岩江議員が言われたようにそれ保育園としては適正で私はないという思いもありますけど、それはさておいて、一体としたつくりになってる。そして、正面の碑なんかがあつて、あそこが武蔵の里の一番玄関ですわね、あそこが。そこへしなくても、ほかに土地はあるんですよ、先ほど言いましたように。大原小学校の南側には幼稚園が3つも4つも5つもできるぐらいな土地があります。そして、その土地は圃場整備が終わって、換地も終わって、いつでも提供できる体制にはなっております。農振地域ですから、そういうものを解除はしなくちゃなんかもわかりませんが、地権者の方も、いいんだという声も聞いているんです、私は。そういったところを無視して、何もクアガーデンに、五輪坊の目の前の一体的な武蔵の里として整備されたところにする必要は私はない。大原の人は、私はどう思ってるのかなと思つたら、247人の陳情が出てきたと。ああ、やっぱり大原の人は、宮本地区の人も中心でしょうけれども、そこにすることに対しては異議があるんだなという思いがしております。おおむね了承ということで進められておりますけれども、私はおおむね了承されていない。反対の人が多いというふうに感じております。ですから、そこはよく考えられて、もう一旦つくつたらもう動かせれないんですから。そして、市長、あその前にまた五輪坊の北側にお風呂もされるというようなことも聞いているんですよ。計画されとんでしょう。そういったところに何にも保育園をせんでもいいんじゃないですか。そして、ここの1階のエレベーターの前に新しいパンフレット、ポスターが出てたんです。3月10日に歴史文化資源を活用したまちづくりのポスターが出てるん、3月10日に大原公民館大ホールでやると。歴史文化資源を活用したまちづくりをする大原が何も一番大原のもう玄関の武蔵の歴史を壊すようなことをする必要は私はないと。ぜひ考え直してください。市長、私が議員になって9月議会だったと思うんです。思い出してください。私は告知放送を取りやめるのはやめてくれと、つまり告知放送をしてくれということを言つたら、市長は、多分市民からたくさん声を聞いたんでしょ。ぱんと方向転換されたんですよ。告知放送をするようになりました。あのときだってもう市はパンフレットもつくって配つとったんですよ。全市に配つとったとは言いませんけど、重立った人は、告知放送を、岡本さん、やめるんですかというたくさん電話があつたり、会うたら聞かれました。それは私9月議会でちゃんと質問しますからと言うたら、企画振興部長が答える前に市長が立たれて、告知放送はもう続けます、方向転換されたんですよ。方向転換されたって構わんですよ、これから。債務負担行為が通つとったからといって、チェンジしたっていいんですよ。私は10年、20年先を考えたときに美作市で残ってる観光資源は幾つあるだ

ろうかなという思いを寄せるんですよ。私は武蔵と湯郷しかないと思います。残念ですけど、雲海、愛の村、恐らくバレンタイン、残念ですけども、人口減少とかいろんな理由で私は経営が成り立っていかんようになってんじゃないかなと。だから、武蔵と湯郷は絶対に残っていくだろうという思いがあります。そういったことを考えたときにあそこは大事な土地なんです。あそこへつくったらだめです、市長。あそこは絶対残していかんやいけんところです。五輪坊の建てかえもあるでしょう。新しい風呂をつくる時のこともあるでしょう。いろんなことを考えたときにあつこの玄関だけは大事にしてほしい。そうしないと、もう武蔵が泣きます。武蔵が死んでしまうんです。何にもあそこにしなくてもいいんですよ。もう一遍よくみんなと相談してよく考えてみてください。ぜひ、今すぐ、市長、ここでやめるということは答弁できないかもわかりませんが、もう一度、市長、末代まで言われるんですよ、あそこへ保育園つくったの誰ならと、そのときの議員は誰ならと言われるんですから。私たちも言われるんです。私は今一人の人間として反対してますけど、十把一からげです。議員はあのときおまえもおったんだろ、いや、僕は反対しましたというでも通らんのですわ。ですから、じっくり考えてみてください。武蔵はもう、市長、あれでしょう、フランスやベルギーから女性剣士まで呼んで武蔵の里を売り込みよんですよ。今度の予算も出てるんですよ、市長。剣道、宮本武蔵ブランドによる国際交流人口の増加により合宿の誘致を進めというて、今度の予算書の予算概要にも書いてあるんですよ。つまり、市長、武蔵ブランド大切にしようとしてるんですよ。そういったところに何でつくらにやいけんのんですか。よく考えてみてください。これはもう本当美作市にとって非常にもう将来を武蔵というもののブランドに対する将来に対しての大きな問題になってくると思うんで、これは私はもう何としても考え直していただきたいという思いです。答弁してください。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

このクアガーデンの跡地ということでございますけれども、まず最初の根本的なところは、大原保育園の保護者の方からクアガーデンの跡地、休館しとったんで、そこを利用してしてもらえないだろうかというような要望がございました。それが1つございます。

〔「うそを言うな」「それはねえよ、そんなことは」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

静かにお願いします。お静かにしてください。

教育次長（山名 浩二君）

その後こちらとしては文教厚生委員会にもその旨を伝えながら進めてきたわけでございます。その中で文教厚生委員会の中では、やはり地域の方、また保護者の方の十分認識を持ちながらやっていただきたいということで進めた経緯がございます。その中、大吉の保育園の方からもそこにつくっていただきたいということも出ておりますので、それで進めてきたわけでございます。この流れで今回12月でもう債務負担が通ったということで進めていきたいということでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

じゃ、私のほうが若干補足をいたしますが、議員がまちづくり、その他について熱心に思っておられる、その姿には賛同するところがございますけれども、やはり物の軽重、あるいは経緯というものが多少あります。クアガーデンについて言えば、確かに一体の土地ではありますけれども、武蔵ブランドとどういう関係

があるかについて言うと、必ずしもはっきりいたしません、残念ながら。武道館があります、旧の武道館、これはもう武蔵ブランドの実は海外からの視察あるいは練習に来られた方の声を聞いても神聖なる空間であるというようなことの中でブランドの根幹をなして、その次に恐らく来るのが今の新しい武道館であり、そしてそれらを支えるものとして神社であるとか、生家跡というものが厳然としてあると、こういうことだと思うんです。そういうことがありますので、クアガーデンという名前からして武蔵ブランドとは若干ずれた感じがあるんですけども、武蔵ブランドについての保全は、我々も保全並びに振興については、これからも熱心に取り組んでいきたいというふうに思います。そして、例えばそこにできた認定こども園なのか保育園なのかはまだはっきりわかりませんが、例えば宮本武蔵保育園という名前になって、かつて武蔵の踊りがあったんですけども、この二刀流の踊りがあったんですけどね、そういったものをしっかり継承する子どもたちになっていくなんて姿を見ると、これまさに逆に今度は武蔵ブランドの復活になってくる。そういったこと多分御存じないと思いますけれども、そういう議論についてもやっぱりあると思うんですね。つまり武蔵ブランドというものを保全をしていく、高めていくということの手法においていろいろある。そして、我々はその方向性については全く是とするわけでありますけれども、一方であのクアがそれに該当するのかなどについては、少し違う観点もあろうと思うんです。それから加えて、やはりもと根本の議論というのは、なるべく早い時期に安全なところで、利便性の高いところということなんです。私議員が本当のことを言っておられるかどうかわかりませんが、私自身としても大原小学校の南側に隣接する土地についてはお願いをしたことがあり、直接、何ぼ来てもらうても無理だというふうに言われた経緯もあります。どなたにお聞きになったかは別として、その上でのさまざまな進行になっていることは類似の委員会、あるいは全協でもお話をいたしました。あの地域において土地を取得することの困難性、あるいはあの地域において妥当な形でタイムリーに土地を取得することの困難性については、私も歴代のいろんな調整の取り組みや調整後の取り組みも見てまいりましたが、そう簡単ではなく、その簡単ではない中に我々が避けなきゃいけないいろんな問題の発生する可能性というものも否定をできないと私は思っています。

加えてまた、岡野議員の話でありますけれども、いわゆる公的な資産というものをどうやっていくんだというようなことを考えますと、思い起こせばクアがなぜ窮したかということ、最も維持管理費が高い、存在することだけでとてもたくさんの税金が消えていくという、そういう資産であったことを議員は御存じないかもしれませんが、我々はその一つの出発点としながらここへ来ている。いろんなことが相まって、次長が言った、早速にあそこへやらせてくれという保護者が言うたかどうかは知りませんが、あそこを改修してやったらどうだと私言ったことがあるので、それに対しては反対だと、それは改修については反対だと、ただあそこを更地にしてからええのをつくってくれるんじゃないかと、それはええなという声があったことは確か、保護者の間からそういう声があったことは、これは確かでありまして、私も自分でそれ聞いてますから、よく覚えているところであります。ここは、議員、基本的には大原の子どもたちのことですので、大原の子どもたちの保護者の声というものを最優先するという立場で御認識を変更をさせていただきたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、3回目です。

10番（岡本 泰介君）

市長はそう言われるのも、それは自分が推し進めている事業ですから、そう言われるのは当然だと思いますが、先ほど山名次長も父兄のことも言われました。だけど、父兄が何人働いたか私はわかりませんが

も、父兄の中にもそんなに新しくなることについて非常にうれしいという思いを持つ人も、それは多いと思いますけど、あそこでなけりゃだめだという思いの人がほんなら大多数かと、そんなことは私はないと思います。ですから、今までのことをもうちょっと白紙に戻して考え直していくというのが私は大事じゃないかなと。私はそういう思いで言ってるんです。今までこうだった、ああだったということばかり言ってたんでは私はいけないと。それはクアガーデンがたくさんの経費がかかるから、使用中止になって今の状態になってるということも知っておりますよ、それは。あっこばあじゃないんですけど、雲海だつてどこだつて、たくさんあるわけですけど、イの一番に大原になったんですけど、何で一番に大原だったんか、私もちょっとようわからんところもあるんで、そこはわからないんですけど、大原のクアガーデンが維持費がかかって、プールがあるからでしょう、お金がかかって仕方がないので最初に閉められた。その判断もそれはよかったかもわかりませんが、そこを取り壊して大原保育園にするという案には私はもうどうしても納得できない。武蔵ブランドの云々は子どもたちの教育でブランド力がまたつくかもわからん、それはもう単なる私は言い逃れみたいな発言じゃないかなと、私にとってはそうしか思えません。そして、大原小学校の南側は、市長、難しい、何ぼ来てもらってもだめじゃと、そりゃそういう人もおられたかもわからんですよ。じゃけど、あっこは広いですよ。一人の人がそう言われたからってほかのどこはどんなかというのまだ余地はあるんじゃないですか。私の聞いたとるんでは、今も先ほど言いましたように換地も済んでるんで、名義を移すことは可能だからいいですよという話も聞いております。ですから、事の流れをもうちょっと整理していただいて、前がこうだったから、ああだったからということばかりにこだわってたら、もう前にどっどどどど行くでしょう。皆さんそういう思いですから。じゃけど、今度の241人の署名のことも考えてみてください。陳情でもう門前払いみたいな形にしてありますけど、おおむね了解で240何人の、恐らく時間があつたらもっと人数も増えてくるんだと思いますけど、もう今議会に間に合わそうということで、241人のところでやめられたんじゃないかと思うんですけど、時間さえありゃあもっとももっとたくさん集まったかもわかりません。500になったか、800になったか、前回のクアガーデン存続のときに800人の署名が出るとるわけですから、時間さえあればね。皆さんもよく職員の人も考えてみてくださいよ。あそこへ、武蔵道場のことも市長先ほど言われました。武蔵道場も非常に老朽化していますよ。あそこ、あの道場をこっち移してもいいんですよ、今のところに移しても。武蔵道場非常に古い建物です。あそこの中で一番古いんじゃないかと思うんですけど。だから、今クアガーデンのところに道場をつくるのならまだいいですけど、何にも幼稚園を観光施設の中につくることはないよ。もうその思いだけです、私は。私が今回何回目ですかね、3回目ですか、もうこれ以上質問できないので、余り時間もどんどんどん過ぎて、次の質問もできないんで、私の思いは一生懸命伝えたつもりです。プールの問題とか、敷地の問題とか、いろいろ岩江議員も言われようとしたんですけど、子どもたちのことを考えてもあそこじゃ私はいけんと思います、子どもたちのことを考えても。目の前に風呂をつくるって言よんですよ。そんなところに何にも幼稚園せんでいいじゃないですか、市長。方向転換してください。別に方向転換して、壊す時間がかかるわけですから。その期間に新しい土地を求められて、交渉されて、方向転換したって建てるのはそんなに遅くなりゃあしません。私はそう思います。壊すのに時間もかかるし、お金もかかるし、お金はいつかかっても仕方ないんですけど、とにかく方向転換をしてください。

3回目です。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

もと根本は先ほど岩江議員がおっしゃったように人の命を守るということだと思います。断層直近の大原保育園について都合10年ばかり土地を探して、別にサボったわけじゃないわけです、教育委員会も。それを議員、壊しようときにちいごとそそすりゃあ土地が見つかるでという話にはなかなかならんですよ。それをはいはいと言うたんじゃ、行政の責任者として市民の方々の要望に応えることにはなりません。一議員としての発言としては、まあぎりぎり聞けますけれども、申しわけございませんけれども、我々も我々なりの重要性の判断をもって本件についてはきちっと前に進めます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総括です。

10番（岡本 泰介君）

すれ違いに終わってしまいました。多少こういうことも予想しとったんですけど、以前告知放送ではばんと方向転換されたから、淡い期待も持とったんですけども、そう言われたら恐らくどんどん行くんでしよう。でも、市長、保育園というのは何十年もあっこへ残っていくわけですから、将来必ずあのときは何でそんな判断したんならということを私は言われるんじゃないかなと、非常に私は今きょうはこれを聞いてとって残念だなという思いです。すれ違いすれ違いで、私の土地がすぐできるかどうかという話も出ましたけど、当たってみてほしいなという思いもしております。武蔵のブランドを大切にするという精神には私は反してるという思いですので、こちら辺で私の思いは伝えました。じっともう一度考えていただけたらと思います。いきなり方向転換ということも言えないかもわかりませんが、よく考えてみてください。

次行きます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、4項目めに進んでください。

10番（岡本 泰介君）

4番目は、市が指定管理に出している施設の現状の検証についてということでございます。

これは先ほど岩江議員からも写真を見せての御質問もございました。私もこれも市民の方からいろいろ聞くんですね。愛の村のこととか、五輪坊の辺のこととか、いろいろと聞きます。私に耳に入るのは愛の村のほうが多いんですけど。実は私23日、ついこの前、四、五日前ですか、ちょっと私も行ってみにやいけんなどと思って、愛の村へ上がってきました。非常にあったかいええ日でした。23日土曜日です。ちょうど昼飯時に行ったほうがええじゃろう、自分も食事しながら観察してみようと思うて、23日の12時20分に愛の村へ着くように行って、中へ入りました。土曜日ですから少しはお客さんおるだろうなと思って行ったら、1人おられました。1人井もんか何か食べておられました。私が入って、私は売り上げにも協力せにやいけんと思って、あるものを注文して、座って食べました。食べてる間に夫婦の方が1組入ってこられました。そして、私を含めて4人でおったわけです。それで、時間をもうちょっと観察してみようと思って、1時半過ぎまで、コーヒーもいただいてじっと粘ってみました、どのくらい来られるかなと。そしたらもう誰も来ない。その日はどんなぐあいだったか知らんですよ。天気はよかったんですけど、二人と言いますから、2月、8月はお客さんが少ないときだということを知っていますから、少ないのかなと思いましたが、4人でした。私は以前に行ったことも、もちろん何回も行っただけですけど、バイキングしてたときは平日でもあんなことなかったですね。割と10人、20人入ってこられて、バイキングをずっと食べておられて、何回も行っただけですけど、ある日はほとんど席が埋まってるような状態で二、三人で行って、席をどこにしようかと迷うぐらいのときもありました。バイキングをやめたせいで少し減ってるんじゃないかなという思いはありましたけど、4人というのは、土曜日ですから、少ないなと、これでええぐあいにいくんだらうかなと

いう思いがしております。指定管理に出して、機能しているのかと、実は上がっているのかという最初の主題ですね、これについてお答えください。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

指定管理者制度について武蔵の里関連施設及び愛の村パークについて答弁をさせていただきます。

これらの施設の指定管理料の額は、愛の村パークの宿泊施設が整備されたことから1,000万円を減じた5,333万3,000円としておりまして、直営のころの特別会計繰出金の額と比較すると、約2,400万円の削減ということになっております。現況などを申し上げますと、まず武蔵の里関連施設の平成30年4月から31年1月までの間の状況を見ますと、売り上げは5,700万円で、前年度同期比100万円の減、利用人数は2万619人で、前年度同期比4,011人の減ということで、宿泊者数は増えましたが、楽市楽座利用者数、資料館入場者数及び入湯者数は減少をしております。

次に、愛の村パークの平成30年4月から平成31年1月までの間の状況を見ますと、売り上げは2,600万円で、前年度同期比100万円の増ということで、利用人数は1万9,757人で、前年度同期比890人の減ということで、本館の宿泊利用がありました。レストラン利用者数が減少しております。指定管理者は1年目の平成29年度は基盤づくりの年と位置づけ、2年目の平成30年度は営業に取り組むということでしたが、宿泊プランなどが新しく設定されまして、宿泊者数自体は増えてるといっていますが、全体の利用者が減少しております。平成31年度は3年目で、最終年度になってまいります。指定管理者に対して地域振興につながり、地元地域からも評価されるような管理運営になるよう引き続き求めてまいります。

それから、問題点をどのようにということですが、指定管理者には愛の村パークの草刈り及び樹木管理が不十分であるとして、昨年11月に改善の指示を行いました。引き続き業務基準を満たした管理運営業務を行っていただくよう注意してまいります。また、毎月単に月例報告として営業内容などを把握するだけでなく、チェック項目などを設定しながら、場合によっては現地確認も行いながらチェック、指導してまいりますというふうを考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

人数が減った割には売り上げが減ってないとか、今いろいろその数字の分析ということに関してはまだまだもっと必要なものがあるかと思えます。そして、愛の村は交流人口を増やすためということで、宿泊施設をしたわけですね。部屋をたくさんつくったんですけど、去年の9月ごろでしたか、1度報告はもらったんですけど、その後の稼働率は一体どんなふうになってるのかなというのが気になっております。最近3カ月なり、4カ月でもいいんですけど、その稼働率がどういうふうに移しているのかをお知らせください。

それから、ちょっと聞いたんですけども、今支配人が愛の村と五輪坊と兼務になっているということをお聞きました。2年目は営業するんだということをお先ほど部長言われましたけど、これで本当に営業できるんだろうかなと、営業できる体制になってるんだろうかという疑問が私は持っております。確かにことしだったか、去年の暮れだったか、ちょっと忘れちゃったけど、愛の村のチラシが新聞に入ってたのを見ております。そんな大きなチラシじゃないですけど、B5のチラシがほんと、あれは多分バイキングをやめたときのチラシだったかな、チラシが1度入った。それは私は見ましたけれども、どの程度の本当に営業活動ができてくるのか、どこへ営業してるんだろうか、誰がしてるんだろうか、もう本当ちょっと私は不思議に思っ

おります。専門の人が大阪のほうへおって、していращやるんか、わかりませんが、そこら辺のことがあるんなら、そういったことで教えてください。

それから、2,400万円減額になったということですが、それじゃ今の体制と同じ体制を市でやった場合は、前の体制と違うんですよ、今の人員体制を市でやった場合は、ほんなら一体どのくらいかかるんかというような試算はされとんですか。2,400万円前よりは安くなったといっても、今の体制と比較した場合はどうなるんかというようなことも比較されとんだらうかな、ただ単に前より2,400万円、2,400万円ということじゃなしに、現状と現在の指定管理の現状とを比較する必要があると思います。そういった分析もぜひしてもらいたい。されとんなら、されとるということをおっしゃってくださったらいいと思います。ですから、指定管理に出す意義というものをもう一度よく吟味する必要があるんじゃないかなと思います。指定管理にしたらお金が安くなっただけの問題じゃないと思うんです。そこら辺をもう少し掘り下げた分析を発表していただけたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、愛の村パーク本館の改修工事に伴いまして、客室を27室整備をしたわけですが、平成30年4月から31年4月までの利用者は、長期滞在者が3名で、延べ8カ月でございました。その他一般の御利用は443人ということでございます。今も1名の方が滞在されているように聞いております。

それから、愛の村パークの支配人、確かに交代になりました。指定管理者に指導なりお願いをするということで、会社の方とお会いして、美観の維持などを求めています、特に職員の方には美観や衛生面の意識づけを、職員の方にそういった意識づけをしていただくようお願いをしました。今支配人が不在になっておりますけど、現場に徹底するように求めていきたいというふうに思っております。

それから、指定管理料の2,400万円ということで、今直営でということですが、今比較で申し上げてる数字は直営で運営していた当時、平成25年から平成27年度、これは特別会計でございましたが、クアガーデン武蔵の里に係る経費を差し引いて計算した3年間の平均が7,745万2,000円ということで、こちらと比較いたしております。〔降壇〕

〔10番岡本泰介君「それいけん、人的なことを聞きょんじゃ。人的配置が変わるとんだから、変わるとるだろうというて聞きょんじゃから」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私が若干補足しますと、今議員がお尋ねの点ですね、今の指定管理に出した形をベースに、例えば公的部分がまた再度やらにゃいけんようになった場合どうなるかとか、あるいは、その前の根本が、指定管理についてのは3年とか5年とか、建物によって違います、施設によって違いますが、一定の期間で見直しが必ず起きます。そのときにまたお願いするのか、競争してもらうのか、あるいはもう指定管理をしないのかという選択肢が必ず訪れるわけでありまして、ある種当然のことでもありますけれども、そういった今議員がおっしゃったような検討が来年度中にはできていなければ次に動けないわけでありまして、そのことにつきましては、私も今議会が終わった段階で経済部に対してそういう頭の訓練、トレーニングをさせていただきいねということをお願いするようもともとと思ってたんで、まさにその点で全く同じ感覚を持っております。加えて、若干私の感想と、それから思いを申し上げておきますと、実は私もある日、2月のある日行ってみ

たんですよ。もうそんな時間がないんで、従業員の方々に話を聞いてみたんですが、やっぱりメニュー変更、つまりバイキングからの変更でちょっと客足が遠のいていて心配してるんだという声でありまして、それも含めて支配人の方が新しく来られた段階でメニューの再構成というのはお願いしたほうがいいですよというアドバイスはさせていただいておきました。その点も含めて言うと、必ずしも前向きな営業形態が十分できてる状況ではないなど。その点は先ほどうちの部長が前向きと、基礎項目としての掃除、あるいは草刈りについてお話をすると行ってましたけども、恐らくきょうの発言や私の発言を踏まえて、営業であるとか、さまざまな前向きの問題についてもよろしくお願いをしたいということを言うとは思いますが、ただ、若干さらに加えて言うと、これ言いにくい話ではありますが、その辺の思いは恐らく共立メンテさん御本社においても多分共有既にされていて、それがゆえの人事異動だろうとは思いますが。したがって、その辺はこれからの動きを期待をしながら見るということになりますが、また原点に戻って言いますと、我々としては3年とか5年とかというタームで物事は変わっていくので、その準備を常にというか、そろそろしておかなければいけないという認識でおる。ただ、その際恐らく、これはドテカンで申し上げますと、直営に戻した場合同じことやっても多分一般的にはコストが上がって、どないしようもないということではあろうと思えます。その辺は若干付言をさせていただきます。

以上、私の若干の個人的な思いも含めて、経済部長の答弁に補足とさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、3回目です。

10番（岡本 泰介君）

市長もちょっと御心配されとるんだなということはわかりました。私も心配しております。なかなか観光施設の営業も難しいでしょうし、あれを維持管理していくのも本当難しいことだなという思いは私もしておりますが、稼働率も先ほど3人とか、何人とか、8カ月とか、いろいろと言われましたけど、現在の認識も間違ってますよ。今1人おられるけど、今2人おられるんです。ところが、その1人は共立メンテナンスの社員なん。寮で使ってるんですよ。金払ってるんですか、あの人は。そういうことをあんた知ってるんですか。もうちゃんと管理してくださいよ。寮扱いしてるんですよ、あそこ。多分お金払ってないと思えます。払った方がいいんですけどね。議員は知らんようでもいろいろと知っとなんですから。もうちょっと行っただけでもわかるんですから。まあ、いいです。とにかく3年期間でいろいろと見直しもかけるということでございましょう。本当にあそこが存続できるためにはどうしたらいいかということを実際に皆さんで考えて、そして議員も考えてやっていかなければならないと思っております。

この項目はこれで終わります。時間がありませんので、次行きます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて5項目めです。

10番（岡本 泰介君）

5項目めは滋慶学園の補助金についてということでございます。

これは12月議会でも私やりました。ちょっとこれ蛇足ですけども、テレビを見られとる方が補助金のことについてとって、前回はやったんですが、よくわからないいでもう一度申し上げますが、市が出す補助金が10億円だと、そのうち国から補助金が出れば1億5,000万円減額になるので、市としての補助金は8億5,000万円です。済むという話が最初から出ていたわけでございます。ところが、1億5,000万円が出なくなってしまって、市が10億円を出したと、何で1億5,000万円が出なくなったんだということの問題点を議会ですとやってるわけでございます。今回も重平議員も質問されました。私もこのことについてはまだ疑義があ

るので、質問いたしておるわけでございます。この補助金がどうしてこういうことになったのかということ
でございます。まず、そのことについてお答えください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

滋慶学園の補助金について答弁させていただきます。

学校法人大阪滋慶学園に対する補助金につきましては、平成29年度決算認定に当たりまして議員の皆様から御質問のあったことにつきまして関係者から聞き取り調査などを行いまして、その結果を先般開催の決算特別委員会で御報告させていただいております。本市が看護師養成所の施設整備に係る補助金の交付を受けるため平成28年8月22日付で事業提案を行ってございました平成29年度地域医療介護総合確保基金を活用する事業（医療分）についてでございますが、平成29年2月6日付で岡山県より平成29年1月30日に開催された岡山県医療対策協議会の財政支援制度検討会で議論した結果、美作市から提案した事業を国へ要望することとはなりませんでしたとの通知が岡山県から届いていることが判明したと報告させていただいております。特に、29年度におきましては、平成28年度で岡山県が国へ事業要望をしないという結論を出しておりますので、一般質問、これは萬代議員が6月議会、3月議会でも質問させていただいております、また補正予算のときにも補助金がもらえなくなったといったことを説明した上で、補助金から合併特例債に変わったという財源更正の説明をしっかりと行う必要があったものと思っております。しかしながら、平成27年度、28年度当時の岡山県などとの協議の内容、状況などを判断すれば、その当時の発言はやむを得なかったものと判断しております。議員の皆様へ丁寧な説明が行われなかったことによりまして執行部に対する不信感を抱かせてしまったことは反省いたしております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

重平議員にも平田心得はとうとうと述べられました。以前から平田心得は私たちは正しかったんだと、そして最近ではやむを得なかったということに文言が少し変わってきておりますが、ちょっとトーンダウンしてるなという思いはしておりますが、いずれにしても、平田心得のおっしゃってることは非常におかしい。間違ってると思います。時系列が間違ってる。そう思っております。丁寧な説明がなされなかったんじゃないんです。間違った説明がされてるんです。それを私は言いますので、よく聞いてください。例えばこういうときにはやっぱりもとへもとへ返っていかにかいけんと思うんです。もとへもとへ返ってどうなったか、そういう検証をしなければ、真実はつかめないと。平田心得は、平成28年8月22日付で事業提案を行って行りましたがという、ここから始まるんですね。その前のことはもう飛んでしまってるんです。ですから、こういう答弁が出てくるんです。それじゃ、その前に返りますよ。ここらよく聞いてくださいよ。平成28年3月、平田心得はこうおっしゃってるんですよ。本人がおっしゃってるんですよ。あなたですよ。平田課長、このときは課長だったんですね。2億円台の算定根拠ですがということですね、先ほど3億円以内じゃどうのうこのうこの話があったでしょ、そこですよ。国の看護師等養成所施設整備費補助金が1人当たり20平米で算定するようになっていまして、40名の3学年の単価として12万3,100円があります。そちらの2分の1ですので、11億4,772万円、それから看護師等養成所初年度設備事業がありまして、666万7,000円、合計しますと1億5,438万7,000円になりますが、それを10億円から除いた8億4,561万3,000円が現時点での合併特例債の対象となる金額と算定しております。これあなたが答えられてるんですよ。これは

何を根拠に言われたんですか。それをおっしゃってください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

平成27年度において私が総務委員会のほうで答弁させていただいておるの、これにつきましては、平成27年5月28日に鳥取市役所政策企画課へ訪問し、聞き取り調査した結果、そのときに鳥取に大阪滋慶学園が整備した看護師養成所の整備の補助金が先ほど来言いました施設整備の補助金1億4,772円が該当したという説明を受けて、それを受けまして、私どもも帰庁してからどういった補助金があるかというのを再度確認いたしましたところ、平成26年6月13日改正の岡山県医療施設等施設整備補助金交付要綱がございまして、その中に看護師等養成所施設整備補助金交付金というのがございました。それをもとに岡山県医療推進課のほうに協議をいたしましたところ、岡山県のほうより補助金があるという説明を受けております。今回決算特別委員会のほうで補助金のことをどうなったかということ質問を受けまして、改めて調べ直したところ、平成28年6月22日付で新制度による補助金になってたと、基金を活用した事業になるんですけども、それは平成26年度から新たな制度になつるとということが判明したところでございます。平成27年当時におきましては、その平成26年度の新基金の補助金の交付要綱の中に施設整備の補助金はうたわれておりませんでした。そういった中で私らが、先ほど言いましたように調べたのが平成26年6月30日改正の補助金交付要綱、そちらのほうに載っております、その金額に基づいて説明をさせていただいております。この補助金につきましては、平成27年8月14日の補助金の改正によりましてその制度がなくなっているというのがわかりました。27年当時、鳥取県に確認した時点においてはこの旧岡山県の補助金交付要綱にそういった制度が載っております、そのものが存続しておるというように認識をしておりました。それを受けまして、先ほど言いましたように県との協議をした中で、補助金があるということで、私も前の制度がそのまま存続しているという認識のもとで議会のほうに、総務委員会でございますけども、そちらのほうで報告させていただいたと、こういった補助金を活用したいという経緯でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

結局、心得、そういった答弁を繰り返される限り私はもうこの質問をやめません。もう自分が調査する能力がなかったということを認めん限り、自分たちに非があるということを認めん限り、これは私はもう絶対やめんですよ。自分の非を全然認めないんですから。県がこう言った、ああ言った、鳥取県へ調査行ったらこうだった、ああだった、日付をああだこうだって、これたくさん日付を言われましたけど。ほんなら、県の交付要綱がこの数字が本当に載ってるんですか。調べますけど、私。調べてまたやります。あなたがきょう言ったことを議事録また起こして、そしてそれに基づいて調査して、また私は質問します。絶対私はもうそういったやむを得なかったとか、正しかったと言われる限り私はやりますから。絶対そんなことになってないですよ。あなたの答弁は、けさ重平議員の答弁と先ほどの答弁とはちょっとニュアンスが違うんですけど、重平議員に言われたほうがほとんど私は正しかったな、だんだん正しいと言われるなというてちょっとやじったんですけれど。私は平田さんもだんだん自分のしたことがおかしかったんだなということを気がついてこられてるなという思いはしたんですけど、今の答弁聞くと、あ、また振り出しに戻ったなという思いがします。ここで今言われた日付のことを私もう一遍精査しないと、きっちりした質問ができないので、もう一遍この言われたことは県に行って調査したり、いろいろ私なりにしっかりと勉強して、平田さんが言っ

たことが正しいのか、私が言うのが正しいのか、また6月議会でしっかりやらせていただきます。もうそんなと時間がないんです。もう1分しかないんです。残念です。もっと、もうちょっとこれを突っ込んで聞きたいんですけど、時間がないですから、もうできない。私はもう平田心得が言われるように正しかった、やむを得なかったという言われる限り、これは最初のうってが私はもう間違ってると思っておりますので、どうしてもこの問題は追求していきたい。財源更正して1億5,000万円は合併特例債に置きかわったんだから、そんなに市に被害はないんだといういいわけをけさほどされたと思うんですけど、それとこれとはまた違うんです。それは自分の判断です。あなたがそう思われてるだけで、議員はそういうことを思ってる人ばあいません。これは確かにそうでしょう。1億5,000万円が合併特例債に置きかわったんだから、実質1億5,000万円美作市が負担したということは思ってるわけじゃない。でも、そういうことは許されないんです。私はその思いがありますので、もう一度また勉強し直して、きょう言われたことをもう一遍勉強し直してやりますので、期待しとってください。ちょっと時間がないんで、申しわけないんですけど。

議長、終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号10番岡本泰介議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後4時04分 休憩

午後4時14分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

静粛をお願いします。

続きまして、通告順番13番、議席番号2番和田広宣議員の発言を許可いたします。

2番（和田 広宣君）〔質問席〕

2番公明党美作市議団和田でございます。議長の許可をいただきましたので、平成31年3月定例会一般質問をさせていただきます。

今回は2項目の質問を通告させていただいております。

1項目め、特定健診、がん検診と人間ドックについてであります。

先日から有望な水泳選手や、女性芸能人の方に悪性腫瘍が見つかり、心配されている方も多いと思われまます。その後それぞれに力強くがん闘うという決意をされたことが報道されました。一日も早く回復することを願うとともに、改めて早期発見、早期治療の重要性を再確認することとなりました。我が美作市においても病気の早期発見のため各種健診や人間ドックの補助が行われております。健康で長生きできる社会の実現のためには自治体と地域社会が一体となって取り組む必要があります。

そこで、お尋ねいたします。

1として、美作市が行っている特定健診、がん検診と人間ドックの対象者と受診率の推移をお尋ねいたします。

次に、2といたしまして、精密検査が必要な方のうち、一定期間を経過後の未検査の方へのアプローチ内容と成果についてお尋ねいたします。

3として、糖尿病、慢性腎炎のハイリスク者への受診勧奨への抽出基準と対象者数、またそれぞれの受診勧奨の方法と成果についてお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、御質問に対する御答弁をさせていただきます。

まず、1番目の対象者数と受診率の推移ということでございますが、特定健診の対象者数は、平成27年度、5,279人、平成28年度、5,081人、平成29年度は5,004人となっております。受診率は、平成27年度、43.5%、平成28年度、43.9%、平成29年度、43.9%で、29年度では県平均の29.4%を大きく上回っており、県内の市の中では最も高い受診率となっております。

また、国保人間ドックの受診者数につきましては、平成27年度、186人、平成28年度、193人、平成29年度、176人となっております。

次に、がん検診の対象者数は、年齢、性別等で一律ではございません。岡山県の成人保健報告書で見ますと、平成27年度で最も受診率の高い肺がん検診では、対象者4,323人、受診率49.6%、最も低い胃がん検診では、対象者数4,024人、受診率30.6%といった状況です。乳がん検診の受診率はこの時点では若干下降傾向でしたが、近年マスコミで注目を集め、受診者数が増加しているところです。他の検診はいずれもほぼ横ばいですが、県の平均は大きく上回っている状況にあります。

次に、2番目の要精密検査者のうち、未受診者の方へのアプローチ内容と成果についてでございますが、特定健診については、受診結果と、その後のレセプトを活用いたしまして、健康異常放置者受診勧奨事業を平成29年度より実施しております。受診結果が要医療の判定となっているが、医療機関へ受診をされていない被保険者に対しまして、早期の医療機関の受診を促すために、個別に受診勧奨通知を送付するものでございます。平成29年度は30年3月末に92名の方に通知を行い、現時点で9名の方が医療機関へ受診をしております。今年度も通知発送のための準備を進めているところでございます。

また、各種がん検診の精密検査未受診者には郵送にて再通知を送付するとともに、地区担当保健師から受診勧奨をしております。その結果、29年度には通知を送付した259名のうち、64名の方が検査を受けられております。

次に、3番目のハイリスク者、特に糖尿病、慢性腎炎の方への受診勧奨基準と対象者数、受診勧奨の方法と成果というところの御質問ですが、美作市では慢性腎臓病の予防に重点を置いて取り組んでいるところでございます。慢性腎臓病は放置すると人工透析につながる疾患であり、早期に発見し、悪化を予防することが大変重要です。健診結果から腎機能の低下が疑われる方に対し、管理栄養士が個別訪問を行って、受診勧奨と生活指導を行っております。

市内医療機関へ受診希望の方には美作市医師会の御協力をいただき、受診されたかどうかの報告書をいただくようにしており、29年度は36名中、30名の方が受診につながっております。また経年の分析を岡山大学に依頼をしており、個別訪問指導を行った対象者は他の慢性腎臓病対象者と比較して腎機能の低下が緩やかであるとの結果が得られています。また、健診を毎年受診している人は、腎機能の低下が緩やかであるという結果も出ており、毎年特定健診を受診する重要性が言える一つの指標となるものと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

特定健診の受診率については答弁いただきました。地域の愛育委員さんや保健師さんを初め、多くの関係

者の皆様が努力していただき、美作市の受診率は県内では1番とのことであります。他の自治体では郵送での案内も多い中、1軒ずつ何回も訪問し、丁寧な対応をしていただいている結果だと思われま。しかし、残念ながら厚生省の目標の65%、美作市データヘルス計画での目標60%には少し遠い状況にあります。皆さんが精いっぱい努力していただいても3年間40%台で横ばいの状況にあるということは、少し切り口を変えていく必要があるのかなと思われま。

市長の所信表明にもありましたように昨年は日曜日健診を行ったとのことであります。受診率は上がったと思われまが、結果はどうだったのでしょうか。また、さまざまな健康推進の政策の効果を上げていく上では入り口である特定健診の受診率向上は大きな役割を果たします。現在全国1,741の自治体のうち、美作市は全国上位500位に届いていない状況であります。先ほどの答弁では県内では大きく平均を上回っているとのことでしたが、ぜひ全国に目を向けていただき、成功事例等を参考にさせていただくことによって少しでも受診率を上げていくことが必要だと思われま。

また、受診ができなかった方へのアンケートも行っていると思われまので、その点を参考にし、今後どのような取り組みを考えているか、お示しください。

また、人間ドック、がん検診ですが、同様に横ばいのようにあります。あるアンケート調査では受診されない方の理由は、1位が、忙しい、面倒である、2位が、周知不足、また受け入れ側の保健師さんや関係者に聞いてみると、1位は、市民の早期発見の重要性の理解、認識不足を上げ、2位は、同じく周知不足とのことでありました。こういった健診は一度受ければ次の年から続けて受けられる方が多いと思われまので、40歳の対象者に達したり、退職され、組合健保からの切りかえ後、複数年未健診の方へは電話、訪問等での勧奨も有効かと思われまが、御意見をお聞かせください。

また、検査の結果が、受診治療が必要な方や、がん等の精密検査が必要な方のうち、未受診の方への受診勧奨は郵送で行っていただいているとのことでありま。確実に成果があらわれていますが、今後電話から訪問へと段階的に進めていっていただきたいと思われま。

次に、重症化予防対策についてですが、美作市では慢性腎臓病の重症化予防に力を入れているということでありま。大きな成果を上げておられます訪問による受診勧奨により36人中、30人が受診されたとのことですので、訪問による受診勧奨や生活指導は大きな効果が認められるわけでありま。答弁では、糖尿病重症化予防についてはお答えがありませんでした。しかし、最近の状況を見ると、むしろこちらのほうが力を入れるべきではないかと思われま。

国内の糖尿病が強く疑われる方は推計で約1,000万人いることが、平成29年9月21日に発表された厚生労働省の平成28年国民健康栄養調査の結果でわかりました。調査を始めた平成9年の690万人から増え続け、今回初めて1,000万人という大台に達しました。我が国においては高齢化が進む中で、生活習慣と社会環境の変化に伴う糖尿病患者数の増加が大きな課題となっております。御承知のとおり糖尿病は放置すると、糖尿病性腎症、網膜症、神経障がいなどの合併症を引き起こし、患者のQOLを著しく低下させるのみならず、医療経済的にも大きな負担を社会に強いることとなります。糖尿病の医療費は全国で約1.2兆円であり、医科診療医療費の全体の4.4%を占めます。平成28年の新たな人工透析患者の原疾患は、糖尿病の合併症である糖尿病性腎症が1位で、1万6,103人、2位の慢性糸球体腎炎、6,186人、3位の腎硬化症の5,285人を大きく上回ってきています。人工透析は1人月額40万円、国全体では年間約1.57兆円を要する、医療費全体から見ても大きな問題です。そこで、国は平成28年4月に日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、厚生労働省の三者で糖尿病性腎症重症化予防プログラムを作成しました。このプログラムは糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者、受診中断者について医療関係機関から適切な受診勧奨、保健指

導を行うことにより治療に結びつけるとともに、リスクの高い通院患者に対して保健指導を行い、人工透析等へ移行を未然に防ぐことが目的とされています。また、昨年より医療費の適正化に向けた取り組みを支援する保険者努力支援制度が本格的に施行されました。中でも糖尿病等の重症化予防の取り組みは配点が最も高い項目であり、国が将来医療費削減のために糖尿病の重症化予防を重要視していることがうかがえます。

そこで、以下、糖尿病対策についてお尋ねいたします。

本市の糖尿病患者の現状、人数及び医療費をお示してください。

2としまして、糖尿病の重症化予防について本市の取り組みをお聞かせください。

3として、特定健診の結果で糖尿病判定値を示した方や、以前治療を受けていたが、現在治療を中断されている方への受診勧奨はどのように行われているのでしょうか。対象者の抽出基準と実施人数もあわせてお示してください。

2回目です。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず、特定健診受診率ですが、議員おっしゃるように厚生労働省が目標としているのは65%という高い数字でございます。現在未受診者の方に看護師が訪問をして受診を勧めておりますが、同時に未受診理由をお聞きしております。昨年度の結果、理由が把握できた799人のうち、定期的に病院で治療中であるためという理由が555人と圧倒的に多く、医療機関で既に管理がなされている方が多いということ把握しております。そういった方につきましては、治療が優先されていると言えますが、現在の特定健診制度では母数に含まれるので、受診率が上がらない要因になっていると考えております。

切り口を変えてということで、来年度は社会保険の保険者であります全国健康保険協会と連携して、受診できる機会を増やすことができないかと、現在検討しているところでございます。

また、他市の好事例があれば参考にさせていただきながら、忙しい、面倒と言われる方々が少しでも受診していただけるように対策を講じていきたいと考えております。

日曜日健診で受診率が上がったのではとの御質問ですが、昨年は台風の影響で受診者数が極端に少なかった地域があり、全体の受診率上昇までには至っておりませんが、子宮がん、乳がんの検診を若い女性の方々が多く受診してくださったのが特徴で、若い方が受けやすい環境づくりとして来年度も実施してまいりたいと考えております。

がん検診につきましては、最初の1回目を受けていただくことが大切であるということで、全く議員の意見に同感であります。対象年齢になられたとき、あるいは退職年齢を迎えられたときなど、機会を捉えて受診勧奨をしていくことは有効であると思っておりますので、方法について研究をさせていただきたいと考えております。

次に、重症化予防対策について糖尿病対策はどのようになっているかとの御質問ですが、まず1つ目の本市の糖尿病患者の現状ですが、平成29年度の国保特定健診結果で見ますと、糖尿病の疑いがあり、受診勧奨値であった方は2,399人中、313人、率にして13%という状況です。国保医療費の状況から見ますと、平成28年度の総医療費23億7,056万6,430円のうち、糖尿病に係る医療費が1億1,777万670円でございます。平成29年度は総医療費22億7,489万6,490円のうち、糖尿病に係る医療費が9,448万8,960円でございます。前年との比較で糖尿病に係る医療費につきましては、2,328万1,710円減少ということにはなっております。

2つ目の糖尿病予防への取り組みにつきましては、先ほど慢性腎臓病に対する対策に力を入れていること

を御報告いたしました。糖尿病と慢性腎臓病は非常に関係が深く、議員おっしゃるとおり人工透析の原因疾患は糖尿病性腎症が最も多い状況です。ですので、腎臓病予防の切り口ではありますが、その内容は適切な治療の継続、血糖値のコントロール、体重、血圧の管理、減塩、運動などであり、まさに糖尿病の予防も同時に行っているということでもあります。現在の取り組みではeGFRという腎機能低下をあらわす数値と、尿たんぱくの結果から指導対象者を抽出しておりますが、これに来年度は糖尿病腎症重症化プログラムに示されている指導対象者を加えていくことを計画にしておりますので、糖尿病の悪化予防強化が図れると考えております。

3つ目の特定健診の結果で、糖尿病判定値の方や治療中断者への対応についてということですが、特定健診で医療機関受診が必要となるのは、空腹時の血糖値が126以上、またはヘモグロビンA1c6.5以上ということです。現在は結果通知の中にコメントを加えて送付をしております。また、特定保健指導に該当される方には別に御案内をしております。来年度は先ほど申しましたとおり血糖値が高い方への受診勧奨と保健指導の強化に努めたいと考えております。

また、治療中断者への対策も重要であります。これは経年の健診結果やレセプトの活用により該当者を把握するところからと思いますが、今後の課題とさせていただきますと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

3回目です。

特定健診の受診率を上げるために今までいろいろと一生懸命頑張ってきたのに、そんなに簡単によいアイデアが浮かぶわけがないということであると思います。しかしながら、先ほども言いましたようにこの5,000人のうち何人に検査を受けていただくか、これは市民部、保健福祉部等、部署間を超えて、相談、追求していただきたいと思います。

先ほどの答弁では、現在定期的に病院で検査、受診されている方が555人いるということで、そういった理由で受診率が上がらない理由とありました。そういったことも他市も同様のことで、厚生省の目標はそういったことも加味した上での60%の目標ではないでしょうか。

真庭市では来年度より各健診の受診者に対して景品と交換できる健康ポイントを付与し、受診を促すとのことであります。また、岡山市でも市民の健康寿命の延伸や医療費抑制を狙いにした事業を外部委託により2019年より始めるとのことです。この健康ポイント事業は、平成29年度は約50%、833の自治体が採用し、先ほどの保険者努力支援制度でも交付金の対象になるとのことです。当市では検討の可能性はあるでしょうか。健診の受診や健康教室の参加者、里山公園の利用者等へ付与することで健康推進への後押しになるとは思います。いかがでしょうか。

また、直接的に健康的な景品を渡すのはいかがでしょうか。これは現在受診者にはもち麦の小さな袋を持って帰ってもらっています。思い切って3キロの袋を持って帰ってもらってはいかがでしょうか。健診でチェックもでき、もち麦でさらに健康を増幅させる相乗効果が期待されると思います。予算は目標人数全員に渡すと900万円となりますので、里山公園の交付金を使わせていただけないでしょうか。また、これにより2人の方が人工透析が未然に防げれば、年間1,000万円の医療の削減につながるということでもあります。

次に、学生の方に手伝ってもらうことはできないでしょうか。看護や介護職を目指す学生たちに会場での手伝いをしてもらうのです。健診を受けられる世代は中高年の方なので、若い人が一生懸命な姿を見るだけで新鮮味が湧き、行ってみよう、また来年も来ようと思うとのことでもあります。また、看護教育の観点から

も地域の人々と触れ合う実習になり、学生にも得るものは大きいはずであります。そして、健診終了後の学生さんたちが主体となる健康セミナーはどこの地区でも好評とのことですので、ぜひ一度検討していただきたいと思ひます。

次に、がん検診については、特に未受診の方へ受診勧奨には注力していただくとのことでありますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、糖尿病重症化予防についてですが、現在当市の治療中の糖尿病患者数は、平成29年美作市データヘルス計画の資料では2,765人で、人口の1割を占める状況にあります。他市に比べてもかなり多いとのことでありますが、答弁では糖尿病の医療費が平成28年度、1億1,770万円から平成29年度には9,448万円と一気に2割下がったとのことであります。単純に喜べないのは、糖尿病は自覚症状がないため治療を途中で中断して重症化してしまうことが多いからであります。この2割下がった中には治療を中断されている方も多いと推測されます。糖尿病性腎症重症化プログラムにより取り組みを来年度から行うということであります。早いところは平成28年度から取り組んでいるわけでありますので、早急に準備を進めていただくことを強く要望いたします。

健康ポイントの取り組みについてのみ答弁をお願ひいたします。

議長（鈴木 悦子君）

ちょっと待ってください。

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、答弁。

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

非常に多くの御提案をいただきありがとうございます。健康づくり推進課、それから市民課、総力挙げて疾病の予防、あるいは重症化の予防に努めていきたいと思ひます。

中で、健康ポイントの付与についての事業ですが、議員からお聞きしまして少し私も調べたんですが、全国的にも非常に多くの自治体で取り組んでおるようです。受診勧奨のきっかけづくりには非常に大きな事業だと思いますので、実施に向けて前向きに検討していきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員、総括です。

2番（和田 広宣君）

総括です。

江見部長から力強い答弁いただきましたので、今後の活躍に期待をしたいと思います。

健保組合に比べ、国保特定健診が受診率向上には厳しい現実があります。なぜならば、前者は伝家の宝刀の業務命令が使えるわけであります。国保特定健診はどうしてもお願ひになってしまいます。健康に関心を持たず、生活習慣病を悪化させ、苦しむのは結局は本人であります。自己責任であります。ただし、世の中にはまだまだ正しい健康知識や健診の意義を理解していない人も多いのだと思ひます。市民相談の際等に保

健師の方と直接話をさせていただくこともあるわけではありますが、さすがにその職を選んだだけあって、相手の立場や状況を踏まえながら適切に納得いく説明をされています。広報や組織の連携等もありますが、市民の方が実際に受診や健診の行動を起こしてもらうにはやはり50%以上が対面による説明とあります。美作市の健康のためにも保健師さんの方々のなるべく事務的負担を少なくし、思う存分美作市内を語り回れるための体制の強化も一緒をお願いして、この項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて2項目めに進んでください。

2番（和田 広宣君）

2項目め、市民の安心についてであります。

住宅用火災報知器の設置状況と今後の取り組みについて。

住宅用火災報知器設置向上と高齢者への設置補助の必要性を検討するための全戸調査を消防署、また多くの消防団員の皆様の御協力をいただき、進めてまいりました。このたび調査の結果が出たとのことでありますので、取り組んでいただいたことを無駄にしないためにもしっかりと検証をしてみたいと思います。設置率、条例適合率、また高齢者の年齢別設置率等の結果を答弁願います。

2としまして、救急車の出動状況と課題について。

先日の美作市広報にも救急車の出動の回数が増加とあり、適正利用のお願いが掲載されていました。また、美作市消防本部の救急隊が全て出払って、他の本部への応援要請の機会もあるとのことであります。他本部からですと、右手や東谷、英田の河会地区等へは到着まで1時間近くが要されると思います。今後どのような方向でお考えでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

それでは、住宅用火災警報器の設置状況について御答弁をさせていただきます。

昨年実施いたしました美作市内全域におきまして住宅用火災警報器の設置状況につきまして、美作市消防団員の御協力のもと、調査を実施いたしました。その結果、調査実施率につきましては57.5%、そのうち設置率が70.1%、条例適合率が38.2%という結果を見ております。これを高齢者の年代別で見えていきますと、65歳以上のひとり暮らしの世帯の設置率につきましては66.9%、条例適合率は37.9%、75歳以上の後期高齢者のひとり暮らしの世帯の設置率につきましては78.6%、条例適合率につきましては37.3%でございます。また、85歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯の設置率につきましては75.9%、条例適合率は37.1%という調査結果となっております。

消防本部といたしましては、現在条例適合率を少しでも上げるため広報紙、みまちゃんネル、告知放送、防火講話等々、また区長さんへの回覧依頼など、さまざまな啓発活動を行っておりますが、今後は消防職員による一層の設置推進に努めてまいりたいというふう考えております。

また、独居高齢者宅の防火診断を実施いたしまして、住宅用火災警報器の設置推進と防火指導をあわせて考えているところでございます。

さらに、75歳以上の後期高齢者世帯に対して何らかの手だてを考え、設置していただけるよう前向きに事業を今後は考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

②の救急車の出動状況と課題につきましてということで御答弁をさせていただきます。

救急車の出動状況でございますが、ここ数年は年間の出動件数につきましては、1,800件台で推移をして

おりました。一昨年は1,950件、そして昨年は、美作消防の前身でございます英田圏域消防組合が昭和48年にできまして、それから通して初めて2,000件を超えまして、2,015件という件数になっております。

御質問の救急車の適正利用についてでございますが、これは実際に大都市ではタクシーがわりに救急車を利用した方がおり、その間に重篤な状態の傷病者の対応がおくれるという事案が起こっており、これを受けまして、総務省消防庁からも全国の消防本部に救急車の適正利用を広報するよう通知が出されているところでございます。これに基づきまして広報を行っております。

美作市消防本部の救急事案を分析してみますと、過去にはタクシーがわりの救急要請という事案も何件かはございました。現在のところは危惧する状態ではないというふうに考えております。

また、程度別では、昨年中の救急搬送した方のうち、約37%が入院の必要のない軽症でございました。これは早期に医療機関を受診することによって軽症で済んでいるものと考えております。

御質問の中に本部の救急隊が出払って他本部からの応援要請では救急車の到着までに時間がかかるのではということでございますが、当本部の発足以来、事故等により救出までに時間がかかることから、津山中央病院のドクターカーを要請した事例は何件かございます。また、本部が出動中で対応できないため応援要請をした事案につきまして、昨年中は1件のみでございました。具体的には右手地区でございましたが、救急要請がありまして、本署の消防隊、救急隊あわせて火災出動をしております、大原出張所は本署管内の救急対応に出動していたため右手のほうに出動できなかったということを受けまして、津山消防の日本原出張所救急隊に応援をお願いしております。これが総務省で言うゼロ隊運用というようなものになろうかというふうに思っております。

本署は予備車も含め、4台の救急車がございまして、火災出動等で全員出払った際には直ちに非番の職員を呼びますが、この事案が発生したときは火災出動から余り時間がたつてなく、救急要請が重なったため、指令センターの判断で津山消防に応援出動をお願いしたというふうな経緯をたどっております。

今後の対応につきましては、やはり救急車の適正利用も呼びかけるとともに、患者等搬送事業者の利用というものを進めてまいらなければいけないというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

御答弁では設置率が70.1%、条例適合率が38.2%とのこととあります。今まで議会等で答弁してきた数字、また平成30年6月1日の発表でも、設置率を83%、条例適合率は62%ということとありました。かなり差があると思うんですが、この差の原因は何でしょうか。

平成26年に消防庁が示したランダム抽出での誤差をなくすための調査方法、これをしっかり守られておられますでしょうか。

次に、今後設置率を上げるための未設置世帯30%に対し、効果的な設置推進広報を実施するため、未設置世帯の詳細な実態把握はできておられますでしょうか。

次に、福井県は設置率が95.1%、条例適合率85.7%と高水準であります。それに近づけることはできると思われませんか。現在まで広報や防災訓練等で再三呼びかけていただいております。既存住宅への義務化猶予期間終了後の平成23年6月から今回の調査までほとんど伸びていないという状況であります。同じ方法ではなかなか伸ばすのは難しいのではないかと考えられますが、よい方法は検討されておられますでしょうか。

また、高齢者への設置は有効な補助事業に取り組んでいただけるとのこととありましたが、もう少し具体的な答弁はできますでしょうか。

次に、救急車の出動状況についてであります。出動件数は増加傾向にあるが、今のところ特に体制的な不都合は起きていないとのことでもあります。また、他本部との協力体制もしっかり確立されているとのことでもありますので、安心させていただきました。

次に、適正利用という意味では、現在子ども向けの救急医療相談として#8000番が活用されております。しかし、大人向けではないため夜間でも利用できる大人用の救急医療相談の窓口の創設の要望を耳にいたします。#7119は特に移動の時間がかかる山間部では有効性が高いと考えますが、岡山県ではまだ運用が開始されておられません。県北の市町村が中心になって要望をしていただけたらよいと思いますが、そういった動きはないのでしょうか。

また、話はわかりますが、昨年の議会で耳の不自由な方や言語力に障がいがある人に救急通報装置をするためファクスで受け付けるとの答弁でありましたが、現在はスマホやタブレットでチャット形式で文字による通報ができるNet119というシステムを導入する本部が増えているというふうにお聞きしております。Net119の概要と今後の美作市消防本部の採用予定の有無を教えてください。

以上、2回目です。

〔4番岡野鉄舟君「議長、済みません、葬儀のため退席させていただきます」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

はい。

消防長、ちょっと待ってください。

4番岡野鉄舟議員が葬儀のため退席をされました。

どうぞ。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

それでは、設置率の誤差につきまして説明をさせていただきます。

設置率につきましては、平成27年に……

〔「チャイムが終わるまで待とうか」と呼ぶ者あり〕

わかりました。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ。

消防長（皆木 佳久君）

設置率につきましては、平成27年に実施いたしました全戸調査のデータをもとに総務省消防庁が示した調査方法に基づき、ランダム抽出をした数字で、今回の設置率につきましては、昨年の調査いたしました結果を、数字をそのまま拾い上げていることの誤差でございます。

未設置世帯の実態把握ができていないかということですが、全体的に共同住宅が建ち並ぶ新興住宅地に比べ、過疎地の世帯においては設置率が下がっているというふうなところが調査結果であらわれてきております。

今後はこの調査をもとに未設置者に対して我々消防本部職員が訪問いたしまして、詳しく丁寧な説明を基本に設置を推進してまいりたいというふうに思っております。

福井県の設置率に近づけることができるかということですが、設置率を上げるためには住民の、市民の方の御理解が一番だというふうに考えております。そのためにも地道に広報活動を行うこと、また地域の区長様、消防団員、婦人防火クラブの方々の協力を得ることも必要ではというふうに考えておりますが、消防本部職員がしっかりと説明することがまず一番大切なことというふうに受けとめております。

高齢者世帯の有効補助事業の具体的なものといたしましては、後期高齢者、75歳以上の世帯の希望者に対して本当に何らかの対策を考え、前向きな対応を研究してまいりたいというふうに思っております。ただ、予算的な補助金を出して買っていただいても、じゃあその買っていただいた器具は高齢者の方が脚立の上に乗って天井につけることができますかということも考えて、本当によりよい設置ができるような事業というものを考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、＃7119についての御質問ですが、これは共通短縮ダイヤルで行う電話相談窓口でございます。医師、看護師、相談員が対応し、病気やけがの症状を把握して、消防車の緊急性や救急要請の可否の助言、あるいは受診手段の案内、医療機関等の案内を行う事業でございます。これは岡山県におきまして現在のシステムの検討中でございます。ただ、365日24時間対応ということで、先ほども言いましたが、医師、看護師等の協力ということがございますので、ちょっとお時間がいただかなければいけないかなというふうに感じております。

次に、Net119についての御質問ですが、聴覚、言語機能障がい者の方が119番通報される際にスマートフォンの画面上のボタンを操作していただいて、文字を入力することによって通報ができるというシステムでございます。救急、火事の別、あるいは通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報があり、美作市消防本部の場合は指令センターのほうにつながり、その後詳細を確認する仕組みというふうになっております。このシステムにつきましては、総務省消防庁から32年度までに全ての消防本部に導入することが目標として掲げられておきまして、美作地区消防指令センター、真庭消防、津山圏域消防組合、美作市消防本部が共同運用しておりますこの指令センターに本年中に運用開始をする予定でございます。

また、パソコン、スマートフォンをお持ちですと、全国版救急受診ガイド、通称Q助というアプリがございます。このQ助というのはローマ字のQに助けるという文字でQ助と、インターネットに入ってくださいまして、このアプリは無料でダウンロードできますので、これをダウンロードしていただくことによって現在の症状や状態を選択し、救急車を呼んだほうがいいのか、しばらく様子を見てくださいますよという案内をさせていただきますので、これをまず活用していただきたい、これは平成29年5月からの運用ですので、よろしかったらダウンロードしていただき、チェックをしていただければというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員、3回目です。

2番（和田 広宣君）

Q助、ぜひダウンロードして利用してみたいと思います。

Net119も今年度から採用ということですので。大人用救急相談ダイヤルの＃7119は現在県で検討中とのことでありますので、再度県北より強い要望を出していただくようお願いいたします。

次に、火災警報器ですが、高齢者宅にはまず設置の補助的な活動を進めていってもらえるということでしょうか。はい。

また、今後は消防署員の方が訪問し、直接設置を訴えていくとのことですので、大いに期待をさせていただきます。

全国で火災による死亡事故は後を絶ちません。みまちゃんネルでも放送されているように火災警報器をつけることで統計では4割の逃げおくれによる死亡事故を防げるとのことです。全国の消防本部では5本部で設置率が100%、83本部で90%以上の設置であるとのことです。昨年暮れ福島県で幼い子ども4人を含む7人が焼死する火災がありました。火災報知器は設置されていないとの報道がありました。しか

し、もし火災報知器がついていたら7人全員が亡くなることはなかったかもしれません。火災報知器の設置率は本部ごとで30%から100%まで差は大きく、その地域の消防本部がどういう取り組みをするかで全く変わってくるわけであります。今回調査の結果を踏まえ、今後美作市本部としてどのように取り組んでいくか、再度消防長の決意をお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

100%に近づけるため、各消防本部の考え方もございましょうが、美作市消防本部にあっては100%に近いようにしっかりと推進をしてみたいというふうに思います。

1つ、昨日の山陽新聞の記事の中にちょっとこの住宅用火災警報器についてのタイムリーな記事が出ておりましたので、ちょっと御報告がてら。県内でことしに入り26日までに火災で4名の方が亡くなられております。

議長（鈴木 悦子君）

お静かにお願いします。

消防長（皆木 佳久君）

そのうちの3人の方がもう65歳以上の方ということで、警察、消防は逃げおくれたケースがあるのではなというふうな分析をしております。昨年の火災による岡山県の死者は27名、うち高齢者は全体の6割を占め、17人以上、この17人のうち、少なくとも5人は逃げおくれが原因と見られるというふうになっています。警報器の確実な設置とともに、電池切れがないような点検もしてくださいというようなタイムリーな記事が載っておりましたので、御参考までに。

これからもしっかりと警報器の設置については進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員、総括です。

2番（和田 広宣君）

総括です。

皆木消防長の爽やかで力強い答弁をいただきましたので、今後に期待して、3月の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番13番、議席番号2番和田広宣議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午後2時からです。

御苦労さまでした。

午後5時11分 延会

平成31年3月1日

(第 6 号)

1. 議事日程（6日目）

（平成31年第1回美作市議会3月定例会）

平成31年3月1日

午後2時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤		功	
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
16番	日	笠	一	成	17番	内	海	健	次	
18番	鈴	木	悦	子						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

15番 岩江正行

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	萩	原	誠	司	副市長	横	山	博	光
政策審議監	春	名	利	亮	総務部長	岡	本	和	之
危機管理監心得	高	山	宏	明	市民部長	角	南	良	雄
環境部長	宿	野	豊	彦	経済部長	遠	藤	宏	一
保健福祉部長	江	見		勉	建設部長	真	野	弘	紀
教育次長	山	名	浩	二	消防長	皆	木	佳	久
会計管理者	山	本	和	毅	企画振興部長心得	春	名	信	明
企画振興部長心得	平	田	幸	春	森林政策課長	福	永	道	広
危機管理室参事	皆	木	敏	治					

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	尾	崎	功	三
課長	坂	元	省	吾
係長	金	谷	裕	子
主任	青	木	志	保

議長（鈴木 悦子君）

皆さん、こんにちは。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第 8 条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

15番岩江正行議員が体調不良のため欠席です。山下政策参与が通院のため欠席です。大川教育長が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第 1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番14番、議席番号 9 番金谷のり子議員の発言を許可いたします。

9 番（金谷のり子君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、平成31年 3 月一般質問に入ります。

本日から 3 月ということで、各高校での卒業式が行われ、進路に夢と希望を持ち、ちょっぴり不安を持った高校生たちやその御家族の方々にお喜びを申し上げます。今までと違う環境の中に戸惑いや不安に立ち向かうことも多々あるかもしれませんが、私自身も今まで何度も困難にぶつかってきましたが、いつも今が自分の成長のときであると考え、言い聞かせ、ここまで何とか生きてまいりました。「ピンチはチャンスだ」、この言葉が大好きです。何かぶつかったときは、自分の成長のときと戒め、頑張っただけです。

その中で、今回子育て支援について質問を考えております中で、今までの同僚議員の大原保育園についての質問などいろいろなことがありました中で、けさ以前議員をされていた大原の議員、それからもう一人の一般の方とお電話で話しました。大原小学校の南を大原の議員全員で当たったり、市長も頼みに行ったり、いろいろ手を尽くしたが、なかなか話がつかなかった。その後、クアガーデン跡地の話が出てきて前に進んでいるということを知っていたが、いろいろなきょうまでの会議で話が出てきたが、どうなんだとかということでお電話で話をしたんですが、そのお二人は大原の武蔵の里近くで子どもたちの声が響き渡れば、市民も含めて観光客の方も幸せを感じられる、話を進めていくべきだというようなことでお電話がありましたので、ここでちょっと紹介させていただきます、子育ての支援の質問に入ります。

今回の質問は、子育て支援についてと女性に優しい街についてということで質問を考えておりますが、これは 2 つの項目は大変共通するものでございます。その中で、子育て支援についてでございますが、保育所や幼稚園に通っていない小学校就学前までの子どもを持つ保護者の育児の支援の課題について、現在美作市の状況はどうなっていますか。

2 番目に、対象の子ども的人数、割合、世帯状況、市で把握している状況はどうなっていますか。

3 番目に、子育て支援の美作市の充実している施策は何か。これから考えており、今後取り組む予定の施策は何か。教育委員会、保健福祉部、そして市長のそれぞれの答弁を求めます。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。それでは、私のほうから保健福祉部所管の内容についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の未就園児を持つ保護者への支援につきましては、ホームページに御案内をしております子育て若者支援プランの中、赤ちゃんが生まれたらの項及び小学校入学前までの項にその事業が網羅されております。その中で、未就園児の保護者の皆様には、子育てサロンをよく御利用いただいていると思っております。サロンはつどいの広場とも言まして、市内に7サロンあり、運営管理は社会福祉協議会に委託をしております。課題としましては、参加される親子の固定化ということがあると思っております。また、保育士等の子育て相談ができる人の配置があればよいといった御意見を伺っているところでございます。また、教育部局の子育て支援センター事業との重複になっている部分もあると思っております。今後、保護者の皆様の御意見をしっかりと聞きながら、多くの方が集いやすく、来てよかったと思える集いの場のあり方について検討していきたいと考えております。

来年度、平成27年度に策定しました子ども・子育て支援計画の見直しの年となっております。この中で、集いの場のあり方についても教育部局及び関係機関の事業とあわせて見直しを行い、充実した美作市の子育て支援事業を組み立てていきたいと考えております。

次に、3番目の子育て支援の美作市の充実している施策は何か、また今後取り組む施策ということでございますが、充実している施策としましては、発達障がい早期発見と教育部局の連携による切れ目のない支援に注力をしているところであります。来年度は、発達支援センターに正職員の心理士を2名配置し、機能をさらに充実させていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

それでは、子育て支援についての1から3項目について、教育部局のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

対象の人数や割合につきましては、幼稚園やこども園、そして保育園に就園している児童は、2月1日現在でございますけれども、4、5歳児が365人、そして3歳児が156人、1、2歳児が合わせて210人となっております。また、4月1日現在における全体の人数に占める割合につきましては、4、5歳児がおおよそ100%でございます。それから、3歳児につきましては84%、1、2歳児につきましては60%を占めている状況でございます。なお、世帯の状況については、教育部局のほうでは把握はできておらないというのが現状でございます。

また、未就園児の保護者に対する育児支援の課題につきましては、現在子どもを取り巻く環境は少子化や過疎化、そして保育園等に低年齢より入園する子どもの増加によりまして、近所に遊ぶ友達がいないことが未就園児の子どもを持つ保護者にとって大きな悩みとなっております。そうした課題を改善するため、子育て支援センターを今は市内に3カ所設置しておるところでございます。利用親子数は、勝田が1日平均17人、江見が32人、湯郷が27人となっております。利用ニーズの高さがうかがわれる反面、施設利用の日が決まっている、いつでも気軽に訪れることができない、交流の場として実施している広場の日が重なっているなど、運営上の課題もあると思っております。

本市における充実している子育て支援策につきましては、現在教育委員会内に指導保育士を配置しております。保育士等の保育指導や研修機会の充実を図っております。保育士などの資質向上を目指しております。また、発達支援につながるスクリーニング検査を実施しております。発音や吃音、表現、言葉の理解などに課題がある園児を対象に津山みのり学園より専門指導員の派遣を受けて、幼児ことばの教室を開催をしているところでございます。また、巡回相談では心理士の派遣を受け、市の保健師、また発達支援センター相談保育士、教育委員会の指導保育士が各園を訪問して、支援の必要な子どもの見立てを行い、子ども一人一人に適した支援につなげております。

今後の施策におきましても、未就園児とその保護者が気軽に集える子育てサロンのようなイメージの子育て支援センターの運営を目指すとともに、保育の質の向上によるよりよい就学前教育の充実を行い、子育て支援の充実を今後も図っていきたく思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

市長は最後に閉めてください。

2回目でございます。

答弁をいただきました内容を整理させていただきますと、市内に4、5歳の子どもさんが2月1日現在で365人、100%の子どもさんが幼稚園、こども園、保育園に通っている。市民部に確認しました全体数と私が教育次長に確認したゼロ歳児の人数をつけ加えますが、3歳児は170人中156人が園に通い、それ以外が14人となります。1、2歳児は372人中210人が園に通い、それ以外が117名。それから、ゼロ歳児は155人中31人が園に、それ以外が120人となります。3歳児14人、1、2歳児117人、ゼロ歳児120人の合計をしますと、251人の子どもさんが未就園児となっているようです。

保健福祉部からの答弁は、未就園児の保護者の皆さんは子育ての市内の7サロンを利用され、運営管理は社会福祉協議会に委託しており、課題は参加の親子の固定、そして保育士の子育て相談の配置が欲しい、教育委員会の子育て支援センターとの事業が重複するというようなところということです。充実しているところは、発達障がい早期発見と教育部局との連携に注力しているところであって、来年度は発達支援センターに正職員の心理士を2名配置し、さらに従事されるということで、少しずつというか、しっかり頑張っているんですが、教育委員会のほうで近所に遊ぶ友達がいないから子育て支援センターを市内3カ所に設置し、1日平均勝田が17人、江見32人、湯郷が27人で利用ニーズが高いということでございますが、251人の未就園児の方からしたら、なかなか利用がされていないということがこの数字から読み取れると思うんです。

課題は、施設利用日が決まっており、いつも気軽に行けない、子育てサロンと〔聴取不能〕が重なっていると先ほど申されたわけなんです。今後子ども一人一人に適した支援をしっかりとはいけませんので答弁をいただきたいんですが、平成26年4月に美作市地域福祉計画第1期が策定されました。その中に団体ヒアリングのまとめの②に子育てサロンが載っています。その中でも、自由に遊べて自由に利用できる場所として満足されていますが、開催回数、先ほどのような課題、それがそのころから言われておりました。子どものみで遊べる場所が減ったと、外で遊べない環境にあると。それから、その中で一時保育の充実や発達障がい児への支援というところは、そのころにあったんですが、今回充実させてられたということで進んでいると思います。相談しやすい環境が必要であるということであるんですが、それ以外に市内に産院が欲しいとか、そういう、26年のヒアリングではこのようなことを言われております。

そして、昨年30年から第2期の福祉計画の委員会が行われて、私もその中の委員の一人なのですが、今回の2期計画策定のため、団体ヒアリングということをされたりしております。その内容の結果をお尋ねしたいです。その内容については、地域の現状でできていることと、その課題ということです。先ほど私がお尋ねしたような内容になると思うんですが、当事者としての思いとか、それから当事者が取り組めそうなこと、取り組みたいこと、それから当事者が取り組めなくて行政にお願いしたいことというような、そういうヒアリングをしてあるということなので、そのことについて2回目の質問といたします。

そして、教育委員会のほうにはスクリーニング検査の実施とありましたが、それについても質問させていただきます。2回目といたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。それでは、2回目の御質問のアンケートの回答内容についてということで、第2期の地域福祉計画策定委員会において、計画策定の参考とするため、子育て関係団体として子育て支援センター1カ所、乳幼児クラブ1カ所、イクボス宣言を行っている企業1カ所で行ったヒアリングで聞き取った内容を要約したものを策定委員の皆様にお示しした内容となります。

まず、1つ目の地域の現状でできていることと課題ということですが、まずできていることとして、医療費が中学生まで無料であること、出産祝い金や子育て支援金があること、発達支援の教室があること、また地域のつながりがあり、温かく見守ってくれる祖父母が近くにいる、育児に協力してくれる等の話がありました。課題としては、近くに子どもが安心して遊ぶ場所がない、親が病気のときに預けられるところがない、塾や習い事、近くに子どもがいないので遊ぶ場所にも送迎が必要である、子どもを連れての遠方への買い物が大変であるなどでありました。

次に、当事者としての思いということで、この地域での未来像などの意見では、安心して子育てできる環境として子どもたちが集まれる場、親同士が親睦を深めたり、情報交換できる場、働く親などをサポートする体制整備、子育てを気軽に、また専門的に相談できる体制整備を望む声が多く聞かれました。

次に、当事者として取り組めそうなこととして、取り組みたいことでは乳幼児クラブや子育てサロンなど子育てを通じた活動の場への参加の呼びかけ、世代間交流や地域のイベントなどへ参加するとの意見がありました。

最後に、参加者だけでは取り組めないこと、行政や地域に対する要望として、児童館や公園など子育ての拠点となる施設の整備と地域で子育てができる仕組みづくりを望まれる声がありました。

以上のような内容の集計となっております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）〔登壇〕

それでは、2回目ということでございますけれども、教育委員会からは、スクリーニング検査の詳細について説明をさせていただきたいと思っております。

以前は5歳児のみ実施しておりましたが、平成29年度からは3歳から5歳児までに対象を拡大をしております。この検査は、幼児期に発達に対し、知的発達のおくれや発達障がいの可能性を早期に発見するために行っている簡易検査でございます。この検査により、日々の保育の中で支援方法を見直したり、発達支援センターや幼児のこたばの教室、そしてめばえなど専門窓口や専門機関へつないだりなど、一

一人の発達を保障するため、早期支援にこれで結びつけているということでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

2回目の質問になります。3回目ですか。

議長（鈴木 悦子君）

3回目です。

9番（金谷のり子君）

私がこのサロン、支援センターの質問を考えましたのに、赤ちゃんが生まれて、それで産後鬱とかいろんなことに取り組んでいただくその後、保育園に入るまでのお母さん方がどうされているのかということを考えるきっかけになったのは、津山に住んでおります私の娘が1歳4カ月の子どもを抱えて、ちょっと大きくなったんですが、園に入るまでの支援を津山で受けておりますが、いろんなサロンを車で行っております。鏡野のサロンに行ったり、それから津山、奈義、勝央。お母さん、美作はって言ったときに、ここのほうへお邪魔させていただきまして、そのときに社会福祉協議会で頑張っていたいております。ただ、自立をされているというか、お母さん方が運営なさっております、余りかかわりが無いように、要望されてないということもあると思うんですが、サロンで遊んでおられるんだけど、その中に専門家が入っていないとか、それから日にちが、時間のこととか、昔から流れてきたそのままでされていて、後継者にもちょっと今問題なんだと、誰に渡していこうかとか。私たちは、4月で子どもが保育園に入るからこの運営から離れるんだ、次のお母さんたちにどのように渡していこうかとかというような悩みも言われておりましたし。

その声を聞きまして、鏡野に行きました。それから、勝央も行きました。それから、美作の湯郷の幼児園にも行かせていただいたら、参観日の前の日だったので、ちょっと支援センターのほうはお休みで見ることではできなかったんですが、そういう状況の中、鏡野が10年前からNPOに町が委託して毎日開催されている、それも時間が長い。そして、それに伴う建物まで建てて整備をしているというのを聞いて、すごくびっくりいたしまして、その中に保育士さんが2人ということで、それもまたびっくりしました。その後、勝央町へ行きましたら、勝央町も昨年までボランティアでされていた子育てサロンが、ずっとされていた方々がやめるということで、もうなくなってしまうために対策をされて、子育て支援ですごく先進的な町へ視察に行かれて、それをまねて今始めたばかりだということで、昨年の4月から始めたということで、そのお話も聞いたので、美作市ももう少し、まだまだ支援ができるんじゃないかと思ひましてこの質問をしてるんですが、社会福祉協議会さんとの連携っていうのはとてもいいと思うんです。でも、それは先ほどのヒアリングの中に高齢の方との触れ合いとか、そういったところには社協の方との連携でそういうこともできると思うんですが、今社協に専門家がいらっしやらないのに、それをお願いするというのはどうかなあと。市長は、恐らく考えておられると思いますが、児童館とかいろんなやり方があると思うんですが、それをしっかり検討していただき、今後の切れ間ない子育て支援ということで美作市は頑張っていますので、そこがちょっと切れ間のように私は考えておりますので、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、御質問をいただきましたことを高く評価するというか、感謝しております、議員におかれては常にこの問題についていうと、私の同士みたいなことでやっていただきまして、ありがとうございます。

まず、今思っていることを少しお話ししますけれども、1番目にお尋ねの、例えば0、3あたり、あるいは出産前からそうなんですけれども、そのあたりの対策っていうものが今後とも強化し続けていこうという基本方針があることは、まず明確に申し上げさせていただきたいというふうに思っております。そして、それをいろんな都市の実践事例であるとか当市内における実践の状況などを見ながら、次第に体系化していきたいなあというふうに思ってます。

体系化の具体的な手法としては、今もお話がありましたように専門的な知見っていうものがあつたほうがいいことは間違いないですよ。保育士の目があるかどうかっていうことは、とっても大切なことだと思います。殊に、経験を積んだ保育士の方々がおられたことがありがたいなあとは思っております。そういう観点からずっと見ておきますと、保育園、あるいは認定こども園に設置されてるところの子育て支援センターが主体になるべきではないかなっていう気がだんだんしてきております。これは、特に江見の実践例っていうのがなかなかいいところがあつて、そしてその流れが今間違いなく新たにできた湯郷の保育園で拡大しつつあります。そこで、私どもとしては大原の新保育園というのか、あれも多分こども園になるんですね。それから、英田の今後の計画ということを含めて、少なくとも5地域には、大原については東の環境を若干整理する必要があるんですが、5つの大まかな地域については、支援センターが常時開設をしてるという状況をつくっていききたいというのが一番大きなポイントであります。

一方、支援センターを核としながらも、ここの活動も含めて、いろいろ親御さんたちのグループがありますよね。これはこれで大切なんですよ。そういうグループとは緩い形で連携をしたり、場合によってはこちらから支援をしていったりするというような構造にしていきたいなあというふうに思っております。

それからもう一個は、特に英田の地域で強いんですけれども、居場所プラス児童館的な機能がないかというようなことの中で、これはお耳に入っているかとも思いますけど、B&Gの第三の居場所づくり事業っていうのがあつて、これを英田の公民館の改修等に当てはめながら、できれば来年度からこれは新たな形で実施をして、その状況を見ながら次への展開をどう考えるかということになるんですが、言いたいところは公民館に子育て支援機能をつけていく、そして公民館は、全部で5館体制っていうことを大体念頭に置けるんですけども、そういたしますと、何ができるかという、基本的には平日においてはどっかの保育園でサロンのようなことができていて、休日においては公民館に行けばいいと、こういう形がとれるような気がだんだんしてありまして、実は江見の公民館の設計のときにも子育て機能を必ず入れておいてくれということはおもう既に申し上げているような状況でございます。

そういう構想の中で一步一步進めていきたいというふうに思っておりますが、いずれにしても、これらのことをやる場合には財政的な問題があります。これについて、歯を食いしばって頑張るというのは私の趣味じゃないんで、なるべくたくさん財源を取ってきて、ゆったりとした気持ちでみんなができるようにしていきたいなあというふうに思ってます。

ところで、こういったことは効果があんのかねという議論があります。たまに総合戦略の中でも、この件に関して十何人かが転入するのがもっと増えたからみたいな話があつたんですが、せんだって保健福祉部のほうで出生と、それから0、3歳の現にいる子どもの数を比較したんですね、たしか。そうしますと、こういうことがわかりました。美作市で生まれた子どもよりも、今美作市に住んでる子どもの数のほうが多いと。わかります、言ってること。美作市で生まれた子どもの数よりも0、3歳で今住んでる子どもの数のほうがどうも多いと、コンスタントに。ということは、次第にこのことが周辺の方々にも知れてきて、美作に行く割合子ども施策、特に障がいとの関係、支援の関係でいうと、いいんじゃないのっていう感じがどうも広まりつつある。そこで、それはそれでいいとして、前半の質問になるんですが、後半部分のサロンと

か、あるいは支援センターについては、その中でもまだ足りないという状況があるんで、ここをしっかりと許可することによって鬼に金棒という言葉が適切かどうかわかりませんが、さらに一歩前進できるというふうに考えているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員、総括です。

9番（金谷のり子君）

市長のほうもそのように考えていただいておりますが、子どもは早く大きくなっていきますので、いつまでについていうのをちょっと聞いてなかったんですが、財源もありますし、進めていただきたいと思います。そして、先ほど児童館ということで、児童館になりますと上の子どもさんが大きくても一緒に遊んだりできるということで、18歳まで子どもということで、一緒に遊べるということは大変いいと思います。公民館にということで、私の思いも同じでございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

そして、1つだけ要望なんです、赤ちゃんサロンさんで赤ちゃんのサロンがあるんですが、そのときに上の子どもさんも一緒に行けるように託児等のサービスをつけていただかないと行きづらいということ、保護者のお母さん方からの声ですので、ちょっと考えてみていただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに進んでください。

9番（金谷のり子君）

2項目めの女性に優しい街についてということで、最初申し上げましたように、子育てと女性っていうのは大変関係がございます。今回の質問は、1番目に女性に優しい街と暮らし、子育て、介護の関係についてどのように考えますかということと、それから日本一女性に優しい美作市の宣言と取り組みをしてはいかがということで質問いたしますが、昨年のこれは12月にも質問させていただきました。そのときに、市長の答弁をいただきました中で、この問題は世界中でずっとあった問題であって、1950年代、60年代を通じて人口減少の課題をフランスが抱え、まさに持続可能な社会の実現としてするために、さまざまな変化や改革を実行したということで成果が出たということ踏まえて、この質問を私も考えております。

社会意識が次第に影響が出て、これから日本全体の今後の人口減少の回復につながってほしいということと、本当に女性に優しい国になることは全ての福祉にかかわってくるということでこの質問をしてるんですが、市長に日本初の女性に優しい街の施策を考えていただきたい。

SDGsの中にもこのジェンダーということで取り組もうという大きな5番目の課題があります、目標があります。これは、国連もいろんな問題にかかわってるんだっていうことを、ほかの17の項目にその5項目めのジェンダーがかかわってるんだからしっかりしなさいと言っていると思うんです。しかしながら、SDGsの未来都市で今名を上げているところで、ここを一番に上げているところはありません。大事なところなんです。世界的にここは本当に、フランスがこれを改革したということで成果が出ているのですから、日本もここに注目してるんですが、自治体でここを一生懸命しようっていうふうに名乗りを上げたところが本当はないので、ただ市長が公約に女性に優しい街ということを上げられたということが私は素晴らしいと思っておりますので、これは数字の評価が出てくると、いろいろなところで、国でも美作市は男女共同参画すごいぞと。そこから子どもが増えているぞとか、それからSDGsにも取り組んでるぞという世界的な、SDGsに取り組めば世界からの注目も浴びるんですよ。その辺の観点からもちょっと大きな問題として考えていただきたいんです。

これ32年ほど前、皆さん何をなさっておられましたでしょうか。アグネス子育て論争ということ覚えて

おられますか、覚えてませんか。私は、ちょうどこのころ次女を出産したぐらいでしたので、アグネスチャンが子どもさんが生まれたんだぐらいしか覚えてなかったんですが、このときにアグネスが子育てに集中したかったんだけど、周りの人が子どもを連れてきて仕事をしたらいいじゃないって気軽に言ってくれて、仕事場に子どもさんを連れていったところ、ところがそれがメディアですごくバッシングを受けたということがあったそうです。このときに、女性の作家やコメンテーターまで批判をしたと。アグネスは、周りの人から赤ちゃんと出勤したということで誹謗する大きな声があったということで気落ちしたということがあったそうで、そのときに本を書いています、それが32年前。

皆さん、毎朝なかなか朝ドラを見る機会はないと思うんですが、私の唯一の楽しみなんですが、朝ドラで今まんぶくのヒロインをしている安藤サクラさんは、ちょっとこのことを読ませていただきますけれども、子育て中のヒロインとなりました。しかし、昨年10月にオファーを受けた直後は子育てに専念しようと決めていて、やる可能性はゼロだったということです。悔しかったんです、このタイミングでできるわけがないと安藤さんは当時の心境を振り返り、どうやったらこの悔しさを子どもを育てる上でよりよい方向に自分の気持ちを持っていけるかなというようなことを思ったそうです。悔しいとかやりたかった、この子がいなかったらやっていたと考えるのは絶対に嫌だったので、どうやったらハッピーな出来事として子育ての糧にできるかすごく悩みましたと打ち明けています。しかし、気持ちを変えたのは夫と家族の後押しだった。特に、義理の母から言われた言葉が強く背中を押してくれた。子どもを産んで、なおかつ女優としてやってきた義理の母が、これでやらなかったら事務所も仕事もやめたほうがいいんじゃないと言ってくれたのです。すごく心強くて、覚悟を決める一つのきっかけとなりました。そして、両方のお父さんもやればいい、夫もやればいいと軽く背中を押してくれたことが一步步み出すきっかけとなり、晴れ晴れした表情であかしたそうです。そのおかげで皆さんの朝ドラのまんぶくのヒロイン、安藤サクラさんと毎朝会えるんだなあと思って、本当に頑張ってるなあ。関西へ子どもさんを連れてきて、皆さんでサポートしながら仕事をしているということをスタート前にも聞きました。

そして、話が戻りますが、アグネスチャンの著書の中に、「女性にやさしい日本になれたのか」という本を4年ほど前に出されています。その中のフィギュアスケートの安藤美姫さんの勇気ある挑戦と題したところを紹介します。

女性は出産すると骨盤が広がり、そしてそれは選手として致命的な不利になりますが、不利を承知で彼女は出産後もオリンピックを目指すと言いました。何とすごいチャレンジ、スピリットでしょう。ところが、そのころ日本のマスメディアは彼女の挑戦を称賛するどころか、むしろたくさんの批判を浴びました。日本社会は、彼女のプライバシーを批判するより彼女の挑戦を応援し、出産後も現役で働き続ける日本社会にしなければならない。子どもを産んだら何かと不利益になる社会ではいけなく、子どもを産むことでますます女性が輝き続けることができる社会、みんなが子育てを応援する社会、それこそが脱少子化の一歩であると。

ここの脱少子化なんです。私たちが日常の中で一人一人子どもを持つ親にどのように接していくかに係っていると思います。全く同感です。特に、女性は妊娠した瞬間から自分とその小さな命を守りながら10カ月を過ごし、命がけて出産し、その小さな命に母乳やミルクを与え、愛情いっぱい育てるのです。市長の公約であります女性に優しい街の実現は、市民全員の福祉の充実につながると考えております。

女性を取り巻く社会は、さまざまな問題があります。DVとか、そういったDVを恐れた虐待、その中には女性、子どもの殺害、そういう痛ましい事件も最近よく聞きます。日常的に行われる虐待なども女性と子どもによくあるんですが、日常的に言葉の暴力っていうこともよくあります。大きな声で張り上げて毎回毎

回いろんなことを言われたら、本当にその本人は鬱になるかもしれません。ただ、同じぐらいのレベルの方が聞いたら、この言葉の暴力はまた言っとんかと普通に聞こえることかもしれませんが、いろんな気持ちのある方が、いろんな段階のある状況の方で、言葉の暴力ということは今ハラスメントということで問題にもなっています。このことについては、副市長からちょっと御答弁いただきたいと思うんですが、先ほど2つ私が質問したことはわかりますか。最初言いました、2つ、3つございますので、よろしく願います。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。まず、女性に優しい街と暮らし、子育て、介護の関係ということで御答弁をさせていただきたいと思います。

女性に優しい街と子育ての関係につきましては、女性に優しい街イコール子育てしやすい街であると考えております。子育て支援については、近隣に負けないサービスを整えてまいりましたし、女性に特化していえば、今年度から産前産後ケアの充実を行ってまいりました。今後も子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、介護の関係ですが、平成12年4月に施行されました介護保険制度の創設の背景としまして、高齢化の進行の中で、介護についての負担が家族にとって大きくなっていったことが上げられます。核家族化の進行、共働きの増加など社会構造が大きく変化する反面、従来からの家庭は女性が守るものとの風習が残り、子育てとともに介護問題が深刻化していました。こうした状況に対処する形で、国民皆で介護を支える制度として介護保険制度が誕生しました。このことは、女性の社会参加や家事軽減に大きな役割を果たしてきましたが、介護保険料の上昇など財政の状況の悪化から、国は事業実施について市町村に移行させたり、身近な支え合いの推奨により古きよき時代に戻そうという動きが顕著になってきております。

本市では、移行された要支援者へのサービス等をできるだけ維持し、共同参画のまちづくりを進める中、市民にとっても女性にとっても優しい街にしていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

女性に優しい美作市についてでございますが、女性に優しい街づくりとして、子育てに対する支援策が上げられます。市民部におきまして、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るために、出産祝い金事業、乳幼児及び児童・生徒医療費給付事業を実施しております。

次に、タクシー利用補助でございますが、この制度は特に女性を限定としたものではございませんが、結果として本制度の登録者数の約80%が女性の方であります。この数字からも、移動に不便な思いをされているのは女性が多いことが把握できます。なお、妊婦の方にも登録をいただいております。高齢の方のみでなく、全ての女性に対し優しい制度となっております。今後も、本制度により女性を初めとした外出に不便な思いをされている方の移動を支援し、住みやすいまちづくりを進めていくとともに、さまざまな場面における気づきを通じ、女性に優しい美作市に向けた各種施策を進めてまいりたいと思いますので、議員におかれましても、今後もより一層の御指導をよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

今の答弁等を含んで、非常に優しい答弁が流れ移るところですけど、私の場合には限りなくこの人生の40数年は刑事というような立ち位置でほとんどやっておりまして、先生の御意見の中でも、人を見て物を言よんかという御指摘の項目等も多々あるかと思えます。

最近においては、警察を退職して15年になりますんで、普通のラインというのがややきちっと見え出したというのが全てであります。ただ、全国的に家庭内暴力を含んで、何でやという事件が日々発生しとると。特に、最近においては千葉県あたりの旦那が絡み、奥さんが絡み、へえで子どもさんがという被害。あのあたりの項目を見よって、私自身の経歴も捜査一課長という項目でやったこともあるし、あとは特殊部隊とかという部隊も長かったんですけど、ああいうところでもうちょっと何か1歩前へ出とったら、事がおさまつとんじゃねえかというのは多々気づくわけです。

よそごとの事件ですけど、私はあの項目等々を見て一瞬はまだ刑事課長をしょうるような気になったりするんですけど、何かの手という分では、一番に、私がおるときにはなかったんですけど、今の警察では警察相談窓口というんがあるわけです。この項目については、コンビニと同じように、土日もきちっとある、宿直項目でカバーができる。それから、含んで24時間営業をしょうるわけです。だから、役に立たんというイメージで入っていく部分も相当あるかと思うんですけど、限りなく警察というところへ入って行って、相談という項目で入ったら、どの部署の項目でも皆ネタが通用するわけです。交通じゃろうが、刑事であろうが、生活安全であろうがですね。そこらあたりを、もうちょっと女性の方も含んで、弱い人が思い切って相談じゃと。事件の届けで来とんじゃねえと、被害届で来とんじゃねえという思いで結構なんです。相談というところをつくっていただいたら、限りなく糸口がつくれていくんじゃなからうかというふうに思うわけです。

方々において、どうしても言葉の項目については、相手により、あるいは周りにより等々、非常に難しいところがある。特に、女性の社会等を含んで、弱者に対する言葉、これをやりますと極めていやらしいところで、言葉とは言いながら言よる本人もやけどをするというんですかね。当局が国家権力を持って、こりゃという項目へ入ってくる要素をつくっていくことになるわけですね。御案内のとおり、治外法権はどけえあるんなあというたら、限られたところだけですね。ということは、どの場にあっても、そこには社会通念上許されるという限度がある。それを超えて余り調子づいたことを言よりますと、名誉毀損とか強要罪とか脅迫とか等々がある。強要罪あたりも恐ろしいのが、これ未遂罪までつくつとんですね。強要未遂とかという項目で入ってこられたら、限りなく窓口が広い事件です。だけど、何か場合によつたら自由じゃという分じゃけど、そこらあたりの延長線が家庭内においても、その地域においても、職場等々においても認められとる範疇が非常に狭いところで治外法権があるだけで、外国の大使館でもねえし、そこが車両の中へ乗るとるわけでもねえんじゃから、常に常識の範疇というものはあくまで自分流の常識じゃなしに、社会が認めるところの道徳心まで入れたところの一般的な常識というものを持った上でやればということです。

したがいまして、長々となりましたが、女性の人等を含んでもたちまちはどうかというて言うたら、自分に相談相手がおらんとかどうしょうかこうしょうかでわからんと。市役所のことじゃろうか県庁じゃろうか、警察じゃろうかがようわからんという場合には、たちまちは警察相談窓口を利用すれば、営業範疇もそういうことで24時間年がら年中やっております。したがいまして、そこらあたりが好きなようにせえというて自分が持たんというところになったら、被害を受ける前にその利用というんですか、そこらあたりをやってもらおうと。時間的に間に合わんときには110番という電話もあいておりますから、そこでうまく利用すれば不要なところで被害を受けずに、せえから大きくならんうちに、どうもどうもという相手方の反応もあって治まりが非常にいいところに行くんじゃなからうかというのが思いでございますので、具体論で前へ行

かん項目でもあるんですけど、そういうことで何とかなるということは間違いない。その部分をかげんせんでも、何でもかんでも私は困ったという立ち位置からというたら、そういう場の利用というものをうまくやってもらえええと思えます。

それから、流れとして動けんときには電話で通用するわけですから、相手を動かしゃあええわけです。警察というところがいいところは何なあというたら、集金せんわけです。ただですから、都合によっては利用するという事は、堂々とやってもらえば結構と思えます。私の後輩も各方面でそれぞれおって、警察学校で4歳のときに教官をしょうたんですけど、その生徒あたりも各方面で署長級でありますので、そういう時代じゃけど、ぼっこう変更はないです。ということで、わからん項目のような話になりましたが、よろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員、2回目です。

9番（金谷のり子君）

今回の3月の一般質問を聞かせていただいて、同僚議員の質問の中で、やはり人口減少が、水道につきましても、全ての課題となっている、その中にこの女性が生き生きと暮らせて、出産ができて、自分が仕事をしたいと思えばできて、子育てに専念したいと思えば専念し、その後また仕事がしたいと思えば働く、いろいろな人生の選択肢ができるようにしていくことが日本の大きな人口減少という課題をクリアする方法であるということは、先ほどから市長も12月にも言われましたし、私もそう思っておりますので、ここについては絶対に続けていきたい。どんどんよくしていただきたいと思っております。

それで、安倍政権のほうも3本の矢の中に女性の活躍ということも上げておりますが、なかなか進んでいないという現状もあるんですが、美作市はどうしたんだ、進んだんだ、どうして進んでんだらうっていうふうに見察に来るぐらいPRしていただいて、さっきも言いましたけどSDGsの5番目のジェンダー、取り組んでいただきたい。私は、これが恐らく西粟倉や真庭や岡山市、いろんなところでも都市宣言してるんですが、大森戦略監がいてくれたら、大森さんでしたよね、彼がいてくれたらこれを絶対してただらうと思うと、残念でしょうがないです。それこそ、子育て、奥さんの事情、いろんなことで悩み、1人の若い人材がこの美作市から遠くへ行ってしまう。残念でしょうがないです。これに取り組んでいてくれたらうなど、私は今本当に思っております。

ところで、先日25日の質問の最初の日だったと思うんですが、お昼休みにちょうど庁舎を出たんです。そうしましたら、駐車場付近から子どもさんがすごい泣きじゃくっている声が聞こえてきて、姿は見えないんです。車の中かなあと私も思って、立ちどまってちょっと様子を、どこから聞こえるんだらうと思って聞いていましたら、同時に出た女性が駐車場の車のほうへ行きましたので、お母さんかなと思ったんだけど、その方が私と同じように泣きじゃくってる子どもさんの声に気がついて、そのまま引き返して庁舎の中に入っていきました。そのときに江見部長も一緒だったんですけども、これを聞かれてどのように感じるか、市民部長と市長にちょっとお答えいただきたいんですが、このことだけで何を感じるかということ。それが1つ目の質問なんです。2回、3回目の。

議長（鈴木 悦子君）

2回目。

9番（金谷のり子君）

2回目。

アグネスチャンの著書の中にラボス会議とか世界経済フォーラムとか世界男女格差指数とか国連開発計画

などの数値が出ておまして、それ以外にも国連の幸福度ランキングなども、女性のが出てるんです。その中で、先進国の中でも低い順位にありまして、それから女性の幸福度ランキングは54位と本当に低いわけなんですけれども、男女共同参画の数値、12月にも聞かせていただきましたが、詳しくもう少し、いろんな会議があると思うんです。女性がたくさん出る会議もあれば、いろんな会議があると思うんですが、その比率です。40%ぐらいが目標だと思うんですけれども、どうなっているのか、この2点の質問といたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

ちょっととついな質問でびっくりしたんですが、何を思いましたかということでございますが、子どもさんが車の中で泣いていたということですが、中で泣いていたのか外で泣いていたのか、正しい情景はちょっとわかりませんが、子どもさんと一緒に入ってきていただければと思います。窓口では、小さな子どもさんをあやす程度のものですけれども、おもちゃを用意しておりますので、何とかあやすことはできるのかなあと思っております。よろしくをお願いします。

次に、男女共同参画プランの目標数値と達成状況のことでございますが、市の審議会等の委員の女性の比率でございますが、プラン策定時、平成27年度になります。22.3%が平成29年度では23.7%と1.4%の増加となっております。若干の増加にとどまりますが、審議回数24に対し、21の審議会に女性が任用されており、そのうち平成33年度の目標値40%以上の審議会は9つあります。

内訳としましては、障がい者に関する審議会、その他の合議制の機関が19人中10人が女性で52.6%。介護保険運営協議会11人中6人で54.5%。地域密着型サービス運営委員会が11人中6人で54.5%。男女共同参画審議会が12人中6人で50%。特別支援教育支援委員会が15人中7人で46.7%。地域包括支援センター運営協議会が11人中5人で45.5%。介護認定審査会が20人中9人で45%。民生委員推薦会が14人中6人で42.9%。社会教育委員会が10人中4人で40%となっております。

反対に、女性が一人もいない審議会などについては、損害評価会が29人中ゼロ人。予防接種健康被害調査委員会が5人中ゼロ人。文化財保護委員会が14人中ゼロ人の状況であります。

その他、12の審議会では女性の割合が目標に達成していないものの、10%以上を占めております。今後、目標値を達成していない審議会等に改選時期に合わせ、各部署と連携し、審議会等の女性の割合を40%達成に向け取り組んでまいります。よろしくをお願いします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いろいろアイデアも含めてお尋ねがありました。

泣きじゃくる幼児の話については、勘のいい市民部長がいてほっとしたわけであり。恐らく、きょうのやりとりを経た上で、おもちゃだけではなくて、ひょっとしたらお子様連れ歓迎というようなステッカーが市民部長の名前でどっかに貼られるかもしれません。

さておき、私が1点だけ申し上げておきたいのは、お尋ねの中にあつたんですけれども、子どもを産み育てることが女性にとって損になるっていう感覚だけは、絶対にこれは、しかも本市においてはそうならないように、少なくとも人事、運営については絶対にそうはならないように心がけていきたいと思っております。もちろん能力主義でありますので、その方が能力があればどんどん伸びていくし、普通であればそのように行くということはあつたとしても、子どもを産んだということによって、例えば出世しなかったとか、ある

いは職場がなくなったとか、そんなことだけは、これはあっちゃいけないということだと私は思っています。うちの娘が子どもを産んで、そのうち職場に復帰をするということになるんですけども、娘の話も聞くにつけ、今や両立というものが大きな生きがいになっていて、その中でも子どもが支えになってくれるような日本であるべきだろうと思います。

当市は、そういう思いを、私は持ってるんですけども、市全体の思いになるようにいろんな運動もしていきますが、SDGsの話について言うと、それなりにおもしろい着眼点であろうかというふうに思っています。山ばかりじゃないんだということ。それは、特に日本の場合には東京女性一極集中が始まって、それが日本の消滅のブラックホールということになっている。したがって、田舎において女性に優しい街をつくるのが日本を救う道であるということも明白でありますから、そういった都市の代表として頑張る、宣言についてもちょっと頭を使ってみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員、3回目です。

9番（金谷のり子君）

先ほどの突拍子もない質問をしました。そのことで、どう思いますかって言いました。これは、子育てをしたり、子どもを連れてずっと動いてる人でないとわからない視点なので申し上げます。

私は、一緒に江見部長とおりまして、江見部長が中に一緒に入ったらいいのねっておっしゃいました。それも思います。その後があるんです。子どもさんを連れていくと、車の中はすごく心地がいいのか寝ちゃうんですね、子どもは。例えば、車に乗せて10分ほどで寝ちゃった。今寝かけたばかりで子どもを起こして、機嫌が悪いんですね、そういうときに起こして連れて入ると。連れて入ると、子どもは泣きじゃくるし、本当にかわいそうな状況なんです。それが男性はちょっとよくわからないんじゃないかと思ったんで、その後のことです。じゃあ、中に連れて入ったら、コーナーがあるかどうかなんです、市民部の前に。ありませんよね、ちょっとしたコーナー。子どもさんを置いておもちゃ、絵本があったりするようなコーナーがないと思って、その後見てみたんですね。スペースはあると思うんです。そこまでちょっと考えていただきかったのでこのお話をさせていただいたのと、本当にお母さんは大変なんだってということです。

それから、障がい者の方の車を置くスペースがありますよね。今度、新しい市役所なり、どうなるかわかりませんが、屋根をつけてあげてほしいんです。雨の日が大変困ります、おりたりするのに。そして、あんな子どもを連れてお母さん方のスペースもつくってもらって、屋根があったほうが良いと思います。ということもぜひお願いしたいと思います。

ということで、女性の視点っていうのは、その先まで子育てしてる人の気持ちがわかるので、ぜひ市民部とか、それからいろんな……。

ちょうどきのう下におりたときに、お父さんが3人の子どもさんを連れて書類を書きに来られてたんですね。一番下の恐らく2歳ぐらいの子どもさんは、お父さんから離れてあっちやこっちやして大変で、3人も連れてお父さん、頑張ってるなあって思ったんですけど、そのこともお伝えしときます。コーナーをつくってほしいというところにちょっとつけ加えます。

女性の職員さんがぜひもっと自分の意見が言えるような雰囲気をつくってあげてほしいんです。教育委員会の封筒には子育ての何か絵がついてて、これは女性の意見なんですよっていうのを前に聞いたと思うんですが、そういう雰囲気をつくったらもっといい案が、子育てのコーナーなんかもつくったらとか、出てくるはずなんです、出てきてないっていうのがちょっと残念だなあと、職員のほうから。ぜひ女性にいろんなことを聞いてあげてください。持ってると思うんです、思いを。というところもお願いしたいということ

で、それからそのこともなんですが、去年新聞で美作市のえがおの会が発足して、ことしの2月だったかな、講演会も教育長のをされて、このことについて結構山陽新聞さんがいろいろ書いてくださって、美作市はすばらしいと。この辺の自治体でこういうものができていることもない。自発的に女性のほうからこういう会をつくって、女性がもっと勉強して行って、行政にいろんなアイデアとかいろんなことを言えるように勉強しようという女性の会、えがおの会が発足したということで二、三回新聞に出まして、その会長の角南会長のシリーズも新聞で紹介されました。これも誇りに思っていたきたい。SDGsにこれも盛り込んでいただくぐらいのすばらしいことだと思うんです。それで、ますますえがおの会のほうで勉強していただいて、活発な意見がいろんなところへ出していけるようになってくると思うんですが、こういう女性の活動に対しての支援とか、そういうものはないのかということも、ちょっと御質問を3回目とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

女性の会を含めて、市民の積極的な市政参画へ向けての活動は、大変大切なことだと思っております。私どもとしては、自治振に女性部をつくろうとかっていろいろやっておる中でございますけれども、さらに自発的な活動である今おっしゃった会につきましても、何が支援できるかと今のところふとは思いつきませんけれども、御要望がございましたら積極的に対応を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総括です。

9番（金谷のり子君）

総括させていただきます。

何度も何度も申しますが、人口減少には女性、子育て、その辺が大きく関係しておりますので、美作市は日本一の女性に優しい街、そして世界一、そして子育てについてもそういう町にしていくことが美作市民に有意義な施策となると思っておりますので、ここで終わりますが、またこのことについては続けてしていこうと思っております。よろしく申し上げます。

これで私の3月の一般質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号9番金谷のり子議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時26分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

それでは続きまして、通告順番15番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可します。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、平成31年3月の一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問は3つありまして、1つ目が改元に伴う美作市の対応について、2つ目が美作市独自の通

信サービスの今後の展望について、3つ目が姫新線の運営に関する勉強や検討状況についての3つでございます。

では早速、1つ目から質問させていただきます。

2カ月後にいよいよ改元が迫ってまいりましたが、改元に伴う美作市の対応内容、システム改修であったり、文書の改修であったりというのがあると思っておりますが、あとはトラブル発生時の体制はどのように計画されているかを質問します。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。改元に伴う美作市の対応ということでございます。

新元号につきましては、4月1日に閣議決定し、同日中に公表されるという報道がされております。美作市では、公文書における日付や年度の記載は元号による和暦の使用を原則と考えておまして、これによりシステム改修や証明書等の様式の修正などが必要となっておりまして、まだ国や県からの特段の通知がございません。具体的な作業は公表以降とならざるを得ませんが、遅滞なく作業が進められるよう、現在対象となるものリストアップや影響範囲の確認を行うなど、事前の準備を進めているというところでございます。

市民の皆様には混乱のないよう、また不利益にならないよう、改元後の確実な事務の執行について職員への周知徹底するとともに、システム管理に関しましては新元号の公表後、委託業者や関係機関とも連携をいたしまして、正確な切りかえに努め、新元号によるシステム表示の確認を十分に行うなど、トラブルを発生させない切りかえ体制をとってまいりたいというふうに考えております。

なお、システムの日付情報でございますが、西暦で管理されているものが多いというふうに聞いております。また、昨年6月には経済産業省より改元に伴う情報システム改修等への対応についてと、そのような事務連絡も出されておりますので、岡山中央総合情報公社はもとより、他のシステム管理会社におきましても事前に対応策を考えられておりますので、余り大きなトラブルは発生しないものというふうに考えております。しかしながら、物事には絶対というものがございます。もしものときに備えた対応について、改めて各部署には指示をいたしたいというふうに思っております。

なお、通常でも同じなんですけど、連絡体制ということでございますが、重大なトラブルや問題が発生した場合は、関係部署より速やかに市長、副市長、そして政策審議監や私などに常に情報、連絡が入ることになっております。このたびにつきましても、同様の対応を考えたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。

対応内容、状況について、トラブル時の体制については理解いたしました。

改元に伴う体制ではないんですけど、ちょっと念のために確認したいことがありまして、例えば平成最後の日である4月30日ですとか改元の日である5月1日は休日になっておりますが、本庁や各支所で婚姻届は出せるんですよねというところを質問します。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

婚姻届についてでございますが、婚姻届に限らず、戸籍に関する届け出は24時間受け付けをしております。5月1日は、天皇の即位の日として国民の休日扱いとなるため、日直、宿直での対応となります。宿直は本庁のみとなっております。婚姻届が提出された場合、日直または宿直が受け付けし、5月7日から担当職員が審査をいたします。内容に不備等がなければ5月1日の婚姻届として受理することになります。不備等を防止するために、事前に記入方法であるとか添付書類等についてお問い合わせを市民課及び総合支所にいただければと考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員、3回目です。

1番（青山 慶君）

総括させていただきます。

私の予定はないんですが、特に5月1日は大安とも重なっているということで、この日を狙って婚姻届を出す方もいるんじゃないかということがネットでも言われておまして、東京の新宿区では特別な対応をとるといふようなこともされるようです。何十年に一度というまたとない機会ですので、これを機に美作市の方々も知っていただきたいなあというのがありますし、既に計画されてる人もあるかもしれませんので、1日は届け出が可能と、30日もですけど。不備がなければ1日の日付で戸籍に登録されるということで理解いたしました。また、当日の宿直の方にもぜひ認識しておいていただきたいと思いますので、その辺の周知をよろしくお願いたします。

また、1回目の答弁にもありましたが、トラブル発生時は内容を各部で連携して、同じトラブルがほかの部で再発生しないように極力未然に防止するように努めていただきたいと思います。そして、トラブルは連休が明けて終わりではないというふうに認識もしておいていただきたいと思います。というのが、何か月置きにしか使わないようなネットワークにふだん接続してないノートパソコンなどは、アップデートをしておかないと、使用時にふぐあいを起こす可能性があります。例えば、この夏に参院選がありますが、その際に投票にノートパソコンを使うと思うんですけど、何かしらの対策をしておかないと、対策といいますか、手順を踏んでおかないとふぐあいを起こす可能性もあるかもしれないです、これが一例です。ほかには、うるう年のときにふぐあいが起きるですとか、新しい改元は何か2年5月1日はあるんですけど、元年1月1日から4月30日までの日付はないんで、前年との〔聴取不能〕が平成31年になるわけですね。この辺でふぐあいを起こすというような可能性も、私のちょっと思いつきというか、過去の経験での推測ですのでそういうことも考えられ得ますので、決してゴールデンウィークが終わったらトラブルが何もなくてもこれで終わりという意識は持たず、将来においても改元をもとにしたトラブルが起きる可能性があるというのは認識をしておいていただきたいと思います。

もう一点、トラブルがあればしっかり状況を記録しておいて、トラブル内容が、将来の、次の次の改元に引き継がれるようにぜひしておいていただきたいと思います。

以上で1回目の質問は終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに進んでください。

1番（青山 慶君）

美作市独自の通信サービスの今後の展望についてでございますが、3月1日、本日ですが、みまちゃん光

がサービス開始となりました。みまちゃん光とは、光コラボレーションという光回線の提供の仕方で、これまではNTTが直接ユーザーにサービスを提供していたものをNTTとユーザーの間に別の事業者が入り、セット割ですとかといったような独自サービスを追加して光回線をユーザーに提供する方式のことです。事業者は、NTTから回線を卸売してもらい、独自サービスを付加してユーザーに回線を提供するわけです。みまちゃん光以外でよく聞く光コラボレーションを展開しているサービスとしては、ドコモ光ですとかソフトバンク光というのをよく耳にしますが、こういったものがあります。

美作市独自の通信サービスを市民に提供することにより、安価な価格で光回線の提供ができ、ケーブル料金とのセット割引もできたりして、また地産地消という観点からも非常に望ましいと思われれます。私も毎月の通信料が下がること等、地元の事業者が料金の支払いができるということにつきまして、大変喜びに満ちております。今後の美作市独自の通信サービスの展望について質問いたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、青山議員の2項目めの1回目の御質問にお答えさせていただきます。

本市では、約10年間にわたって自治体専用の光インターネットサービスとしまして、NTT西日本が提供するフレッツ光マイタウンプレミアムを行ってきましたが、今年1月そのサービスが廃止となりまして、従来のもものと比較し、10倍の通信速度であるフレッツ光ネクストというサービスに移行しております。フレッツ光ネクストへの移行に伴いまして、今年2月1日から本市のインターネット利用者の皆様は、各民間事業者が提供する光コラボレーション事業をサービス内容や利用料金等を比較し、選択できることになりました。このコラボ光サービスにみまちゃんネルも参入しまして、住民の皆様の身近で安心できる地元事業者として、本日3月1日よりみまちゃん光サービスを行います。

NTT西日本エリアでは、自治体が出資するケーブルテレビ会社がコラボ光に参入するのは初めてであり、想定した加入者数を上回る状況となれば、さらなる利用料金の値下げも可能となり、これが本市の独自性が発揮できるものと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。

済いません、1回目のときにすればよかったんですけど、現在の申し込み状況を教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

現在の申し込み状況というお尋ねですが、みまちゃんネルによりますと、このみまちゃんネル光サービスは、本年2月1日からお申し込みの受け付けを開始しておりまして、きのう現在で45件のお申し込みがあったとのことでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

総括させていただきます。

先ほど45件ということでしたが、まだまだというところではございますが、先着200名様、事務手数料が割引になるというサービスがございますので、先ほどちょっと後ろのほうからも聞こえてきましたが、まだまだ知られてないというところがあると思いますので、しっかり宣伝していただきたいと思います。

私も申し込み状況を確認してから申し込みをしようと思って、まだ申し込みをしてないんですが、手数料割引の恩恵を受けないようにと思いついて申し込みを控えていたんですけど、週明けには早速申し込みをさせていただきます。

今後の展望としましては、告知端末の公開時に携帯電話等の独自サービスも検討しているというふうにあいまいかと思うんですが、まずはこのみまちゃんネル光の普及をしっかりといただいて、さらなるサービス改善、今でもNTTのフレッツを利用するよりは料金が安くなるわけですが、さらに安くなるように努めていただきたいと思います。

2項目めの質問は以上です。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて3項目めに進んでください。

1番（青山 慶君）

姫新線の運営に関する勉強と検討状況につきましてでございます。

平成30年7月豪雨災害によりまして姫新線もダメージを受け、一時不通となり、このまま廃線になるのではないかという臆測も流れて、不安を感じた市民の方もいらっしゃいました。市民にとって重要な交通手段の一つであります。姫新線の運営に関する勉強会ですとか検討会のようなものが開催されているというふう聞いておりますので、その内容について質問いたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

姫新線の運営に関して開催されている勉強会、検討会の状況についてでございますが、公共交通担当課として参加しております姫新線、因美線、芸備線を利用する会につきましては、地域住民のマイレール意識の高揚及び利用促進を目的として、岡山県、津山市、新見市、真庭市、美作市、勝央町の交通政策担当課長の職にある者及びJR西日本岡山支社で構成される会で、各沿線自治体側からの利用促進に係る取り組みの状況や、JR側からは3線の利用状況等についての報告が行われ、相互に意見交換等を行っております。

次に、兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会につきましては、企画振興部とともにJR在来線の利用促進勉強会に参加しております。こちらの会議は、兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会からJR西日本に出された要望書に対する回答や利用促進に係る意見交換を行っております。こちらの会議におきましても、各沿線自治体側からの利用促進に係る取り組みの状況やJR側からは鉄道の利用状況等についての報告が行われ、鉄道利用の拡大に向けた意見交換等を行っております。各沿線自治体の取り組みとして利用促進対策を行っているにもかかわらず、JR西日本のデータでは駅別乗車人員や輸送人員が年々減少していることが報告されています。

平成30年7月豪雨災害では、中国各県下の路線で甚大な被害を受け、運転見合わせがあり、姫新線も運休の事態となり、通学の足に大きな影響が出ておりました。美作市では、姫新線を利用されている方への対応として、勝田バス、英田バスの津山線の増車の対応を行い、また運休が長引き、再開もめどが立たない状況から、姫新線の各駅を経由した美作市単独のバス運行を実施いたしました。その際、通学に100名以上の学生が利用している状況から、市内を鉄道が走っていることのありがたさを実感し、姫新線の維持に向けた取

り組みの重要性を再認識いたしました。

また、沿線市である美作市、津山市、真庭市、新見市の4市が中心となり、姫新線・津山線・因美線支援協議会を立上げ、早期運転再開や路線の安全性の向上と維持、鉄道軌道整備法等の検討や財政措置などを国へ要望いたしました。このように、姫新線の維持に向けた取り組みや利用促進を沿線自治体と進めてまいりますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今の姫新線について若干補足を申し上げさせていただきます。

近隣の自治体との話の中で私が若干感じていることでございますけれども、一つには津山以遠、つまり主に真庭、新見においては、姫新線について存続の危機感というのが割とあるという感じで、存続へ向けての動きをどうするかということが論点になっております。

一方、津山の中ではできたら高速化をしたいという、美作市に近い立場をとっておられまして、夢としては、昔もあったんですけども、津山発大阪行き、新大阪行きか、そんなのがあって、京都行きかな、今では。それができたら、姫新線から智頭急行線に乗って山陽本線を通っていきたいと、こういうようなことを津山の人が最近言い始めているようでありまして、津山の動向もよく確認をしておく必要があるんですけども、私どもが3県境で掲げていた佐用駅におけるポイント化とか、あるいは上月から西側、私どものところでハエがとまるようなスピードになってるのはなぜかという、落石防止とか鹿との関係とか、それが十分できてないという、安全対策が不十分になってるんですけども、そういうところを誰かから投資をすることができれば相当高速化されるわけでありまして、夢としては津山を出て勝間田へ寄って、私の勝手なことで言うと林野と江見にはとまって大阪へ行くと、こういう勝手なことを言ってるわけでありまして、その案みたいなものに津山の中では、割合そういうことを言ったんだ、おもしろい話じゃないのかっていう好感のある反応が出つつあるように伺っておりまして、そうなれば連合艦隊を編成をしてやっていくことも可能になるかなあというようなことを今感じているということを御報告をさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。

市長から最新の動向をうかがいまして、高速化につきましては、過去に津山大阪間があったというのは私も話には聞いておりますが、なかなかそれが再度復活すればいいなあとも感じております。

続きまして2回目の質問で、1回目の答弁にありました姫新線、因美線、芸備線を利用する会の各沿線自治体からの利用促進に係る取り組みの状況の報告内容ですとか3線の利用状況についての報告内容、意見交換の内容、また兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会における要望書の回答内容ですとか利用促進に係る意見交換の内容、各沿線自治体からの利用促進にかかわる取り組みの状況の報告内容など意見交換の内容ですとか、先ほど申し上げた点につきまして話せる範囲で教えていただきたいと思っております。

また、利用促進に係る取り組みの状況について、例えば実施前でもこれは期待が持てるというような取り組みがあれば、あわせて教えていただきたいです。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

まず、沿線自治体の利用促進の取り組み状況でございますが、各メディアを活用した普及啓発では、広報紙やフェイスブック、晴れの国生き活きテレビ番組放送を利用してPRをしております。また、沿線小学校の学校活動等での鉄道利用促進では、津山駅まなびの鉄道館などへ校外学習として利用したり、姫新線の乗車体験、沿線高校は利用する最寄りの駅の清掃ボランティアを行っております。各種イベントと連携した利用促進では、みまさかスローライフ列車、地酒列車、ノスタルジー列車、ひなまつり列車の運行や岡山湯郷 Belle の観戦にあわせたJRの利用促進を行っております。

各線の県内の平成29年度1日平均乗車人員の状況は、因美線で164人、芸備線で65人、姫新線で4,606人の状況であります。美作市の4駅の利用は、約30年前の平成元年には637人の乗車があったものが現在では230人まで減少しているとの報告であります。各自治体ではいろいろとPRや利用促進策を試行錯誤しながら実施しておりますが、一時的な増加はあるものの、これといった利用増加が見込める決め手がないのが現状でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。2回目の御質問でございます兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会の要望書回答の内容についてでございますが、姫新線は市民の皆様の通勤、通学、通院などの生活に欠かせない重要な交通手段の一つであるとの認識のもと、本協議会からJR西日本に対しまして姫新線関連の要望を行っております。

平成29年度の内容を申し上げますと、姫新線姫路駅から津山駅間における直通運行や乗り継ぎ改善などの利便性の向上、姫新線の所要時間短縮に向けた上月駅から東津山駅間の落石徐行区間の解消などを要望しております。これに対しまして、JR西日本からの回答は姫新線1列車当たりの平均利用者が7人と少ないため、直通運行や乗り継ぎ改善などの利便性の向上は難しいと思われる、また落石徐行区間は3カ所あり、定期的な検査をし、安全対策も講じているが、いずれも民地のため改修が難しく、費用も莫大であるため現状維持でお願いしたいというものでした。

次に、29年度の姫新線の利用促進に係る取り組みの状況についてでございますが、各沿線自治体ともにイベント等による利用促進のほか、パーク・アンド・ライドの推進、コミュニティバスやデマンドバスなどの地域公共交通との連携などとなっております。なお、パーク・アンド・ライドと申しますのは、自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、自動車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して都市部などの通勤等の目的地に向かうシステムのことでありまして、姫新線では播磨新宮駅で行われているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員、3回目です。

1番（青山 慶君）

総括させていただきます。

先ほどの2回目の答弁から、JRからも厳しい回答を受け、利用促進策も決め手がないのが現状と。状況的に厳しい状況にあるというのはよく理解できます。また、職員だけでは打開策を講じるのも結構厳しいのかなあと感じますので、広くアイデアを募る必要性も感じているところではあります。

私もちょっといろいろ、姫新線に限った話じゃないんですけど、姫新線の利用で何か利用促進になるようなことがないかなあと考えてみることもあるんですが、非日常においては赤字路線を使った旅行ツアーを旅行会社と協働で開発するですとか、今でも一部の小・中学校では汽車の利用というのがあるようですが、よりその範囲を広げていただいて、社会科見学であったりというところで鉄道を利用してもらう。あとは、個人での旅行ですとか小旅行を促す意味で、関東圏にはあるんですけど、乗り放題券ですね。1日乗り放題でやってもいいですし、2日、3日乗り放題でもいいと思いますので、乗り放題の切符を発行するですとか、あとはシルバー割ですね。シルバー割は、済みません、日常のほうですね。といったところ、非日常の利用で思いつくようなところでありまして、先日、私も数年ぶりにちょっと姫新線に乗ってみました。1人の人に同伴してもらったんですけど、その人はちょっと奥さんとのんびりした旅行に行くのに、たまにはこういうのに乗ってみてもいいなあというような感想を言っていただいて、例えば2人で車で旅行に行くとなると片方はどうしても運転する側になりますんで、電車ですと2人とも運転から解放されるのと、先ほど飲めるという声もありましたが、そういったこともできますし、今手がけております都市公園、その栄町の入り口は林野駅から歩いて10分程度ですし、計画が進めば楡原駅の近くにもおりてくるルートができる。そうになると、林野駅に車を置いて、例えば林野駅から楡原へ電車で移動して、楡原から上って栄町においてきて、その辺でコーヒーを飲んで車で帰るというようなルートも推奨できるかなあというふうに思います。

あと、日常における利用なんですが、皆さんへの意識づけというのも必要なんじゃないかなあと。というのが、電車での移動というのは、自分の時間として使えるわけですね。私も東京に20年ほど住んでおりましたが、電車での移動中は本を読んだり、ニュースを見たり、あとは仮眠の時間にしたりですとかというふうに自分の時間として使えるんですけど、こちらに戻ってきて車中心の生活になると、車を運転している間は何も基本的にできないわけで、運転時間っていう時間が自分が使える時間から切り取られてしまうというように、電車を使えば自分の時間としても使えるという、時間の使い方という意味での意識づけもありますし、あとは電車を使えば歩くことにもなるんですね。私は、一時期、2週間岡山で生活して2週間東京で生活するという時期があったんですけど、2週間岡山で生活して東京に戻って会社に出勤すると、1日で足が筋肉痛になるんですね。それぐらい車社会の生活においては、足を使わないということを強く感じました。ちなみに、こちらの本庁は林野駅から徒歩10分程度で来れる距離かなあと思います。

あとは、根本的な問題になるんですけど、住居の近くですとか勤務地、商業施設、公園などのレジャー施設、医療施設の近くに駅がないと、あとは行きやすい通路整備がされてないとなかなか利用にはつながらないですし、利用できれば免許返納後の足としても利用促進として使えると思うんですね。少なくとも、今の彩葉茶屋は林野駅のすぐ裏にあるのに、直接行けないというのは非常にもったいないなというふうに感じました。

あとは、ちょっと現実的じゃないかもしれないんですけど、駅を増やさないとなかなか利用促進にはつながらないと思うんですね。駅といいましても、立派な駅舎を建てる必要はないと思うんですよ。かつて、片上鉄道があったとき、片上鉄道の駅のほとんどは民家の庭先にあって、バスの停留所のような駅もあったわけですね。雨風と暑さ寒さがしのげるような建物と、あとは車両1両分の幅もなくともいいと思うんですけど、ホームのブロックさえあれば駅としての体はなすんで、試験的にどこか商業施設の密集地であるけど駅がないようなところすとか住宅密集地ではあるけど駅がないようなところに試験的に駅をつくって、利用促進キャンペーンとともに社会実験をしてみるですとか、そういったことも考えられるかなあと思います。

駅の新設というと、余りニュースには聞かないんですけど、東京では高輪ゲートウェイという駅が田町と品川の間は何十年ぶりにできることになって大きなニュースになりましたが、こういった過疎地に新しい駅

ができたというのもニュースになると思いますので。

あとは、利用者には自治体ポイントを付加するですとか、都市部の過密路線で東京メトロの東西線というところが大変な混雑する路線ではあるんですけど、オフピークに利用したら東京メトロのポイントを付与しますというようなキャンペーンも実施しておりますので、こういったポイントを付与するというようなことも日常で使うための施策として考えていただければどうかなあとと思います。

いろいろ言いましたが、同時にいろいろやるということが大事だと思うんですね。1つの対策で効果が見込めるとは思いませんし、逆にできたら既にどこかで成功事例があると思いますが、いまだに国内で成功事例というのは聞こえてこないです。いきなりゼロから1にはならないと思いますので、0.1を積み重ねて1に持っていくような考え方で対策を考えていただければなあとと思いますし、私もいろいろ思いついたことがあれば積極的に提案していきたいと思います。

また、地域おこし協力隊という制度もございますので、全国に鉄道が好きな人もいらっしゃるでしょうから、その知識を生かして赤字路線の活性化という名目で地域おこし協力隊を活用するのもひとつ案として考えられるかなあとと思います。

いろいろ言いましたが、どこの自治体も苦しんでいることだと思います。地道な活動が将来につながると思いますので、今後も継続して姫新線も市民の大事な足の一つでございますので、廃線とならないようしっかり今から取り組んでいけたらなと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番15番、議席番号1番青山慶議員の一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は4日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後4時04分 散会

平成31年3月4日

(第 7 号)

1. 議 事 日 程 (7日目)

(平成31年第1回美作市議会3月定例会)

平成31年3月4日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 発議第2号 美作市消防団の日本消防協会『特別表彰まとい』受賞を称える決議について

日程第2 議案質疑 (議案第2号～議案第42号)

日程第3 請願・陳情について

陳情第1号 入湯税を課している鉱泉浴場施設の周知に関する陳情

請願第1号 「後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める」請願書

陳情第2号 議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書

陳情第3号 美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書

陳情第4号 「美作市内の建設業者など中小零細企業への優先発注と、地元調達の徹底を適法かつ適正に行うために向けての規定整備等を求める陳情書」の審査、及び請願の受理・審査を行うに当たって改善等を求める陳情書

陳情第5号 美作市内の建設業者など中小零細企業への優先発注と、地元調達の徹底を適法かつ適正に行うために向けての規定整備等を求める陳情書

2. 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	鈴	木	悦	子	

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	横	山	博	光
教 育 長	大	川	泰	栄	政 策 参 与	山	下	亨	
政 策 審 議 監	春	名	利	亮	総 務 部 長	岡	本	和	之
危 機 管 理 監 心 得	高	山	宏	明	市 民 部 長	角	南	良	雄
環 境 部 長	宿	野	豊	彦	経 済 部 長	遠	藤	宏	一
保 健 福 祉 部 長	江	見	勉		建 設 部 長	真	野	弘	紀
教 育 次 長	山	名	浩	二	消 防 長	皆	木	佳	久
会 計 管 理 者	山	本	和	毅	企 画 振 興 部 長 心 得	春	名	信	明
企 画 振 興 部 長 心 得	平	田	幸	春	東 粟 倉 総 合 支 所 長	竹	田	茂	雄

大原総合支所長 野 村 慎 恵
農村整備課長 菊 池 広 幸

英田総合支所長 赤 堀 卓 司

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長 尾 崎 功 三
課 長 坂 元 省 吾
係 長 金 谷 裕 子

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

1日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

先般、議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

尾高委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る3月1日午後4時から、議長、委員全員、政策審議監出席のもと、議員控室において議会運営委員会を開催し、日程の追加について協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

議員から議案を提出したい旨の申し出があり、追加日程第1として「美作市消防団の日本消防協会『特別表彰まとい』受賞を称える決議」に関する議員発議を安藤議員、ほか16名から発議いたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第2号「美作市消防団の日本消防協会『特別表彰まとい』受賞を称える決議について」を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

日程第1 発議第2号「美作市消防団の日本消防協会『特別表彰まとい』受賞を称える決議について」

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、発議第2号「美作市消防団の日本消防協会『特別表彰まとい』受賞を称える決議について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

安藤議員。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

それでは、発議第2号でございます。

「美作市消防団の日本消防協会『特別表彰まとい』受賞を称える決議について」、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び美作市議会会議規則第14条の規定により提出する。平成31年3月4日提出。美作市議会議長鈴木悦子殿。提出者、美作市議会議員安藤功。賛成者、美作市議会議員鈴木悦子。賛成者、美作市議会議員尾高誉久。賛成者、美作市議会議員日笠一成。賛成者、美作市議会議員内海健次。賛成者、美作市議会議員中山忠明。賛成者、美作市議会議員倉地重夫。賛成者、美作市議会議員重平直樹。賛成者、美作市議会議員岡野鉄舟。賛成者、美作市議会議員岩崎清治。賛成者、美作市議会議員和田広宣。賛成者、美作市議会議員青山慶。賛成者、美作市議会議員萬代師一。賛成者、美作市議会議員金谷のり子。賛成者、美

作市議会議員山本雅彦。賛成者、美作市議会議員山本重行。賛成者、美作市議会議員岡本泰介。

提案理由。美作市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

美作市消防団の日本消防協会『特別表彰まとい』受賞を称える決議書。

このたび美作市消防団が平成31年3月5日に举行される第71回日本消防協会定例表彰式において、日本消防協会「特別表彰まとい」を受賞されることが決定いたしました。

この「特別表彰まとい」は、昭和54年度に創設され、全国に約2,200ある消防団の中から毎年10団体に限り授与される日本消防協会が行う表彰の中で最高位に位置づけられるもので、消防団として最も名誉ある表彰であります。また、「特別表彰まとい」を受賞するためには、消防長官表彰旗及び日本消防協会表彰旗を受賞していること、さらに全国消防操法大会への出場、または消防操法県大会優勝の3つの条件を満たす必要があります。全国の消防団の中から特にその活動がすぐれた消防団に授与されるものです。

今回の「特別表彰まとい」受賞の決定は、美作市消防団の皆様が崇高な消防精神のもと、日ごろから防火、防災の啓発や操法訓練や年末夜警などに積極的に取り組み、万が一の状況に備えるとともに、火事や風雨などの災害発生に際しては市民の安心・安全を守るかなめとして、現役の消防団員は言うに及ばず、消防団結成以来、長きにわたり団員一人一人が研さんに努められ、消防精神の高揚を図られたたまものであります。

ここに荣誉ある受賞をたたえるとともに、美作市消防団のますますの発展を心より祈念いたしますことを美作市議会として決議します。平成31年3月4日美作市議会。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、発議第2号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第2号「美作市消防団の日本消防協会『特別表彰まとい』受賞を称える決議について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案質疑（議案第2号～議案第42号）

議長（鈴木 悦子君）

日程第2、「議案質疑（議案第2号～議案第42号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うこととなっております。

なお、議案質疑は一般質問化しないようお願いをいたします。

質疑の発言につきましては、お手元に配付しております発言通告順に議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

それでは初めに、議案第2号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

改めておはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第2号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきまして、通告内容に従い質疑をさせていただきます。

まず、第1点でございますが、本条例の一部改正をされる視点は何かということでございます。

そして、2つ目は、第2条改正前の(2)個人情報が改正後のように細分化される理由は何かということでございます。

3番目は、当市の個人情報ファイル簿は公表されているのかということでございます。

4番目でございますが、個人情報には亡くなられた方、死者に関する情報が含まれているのかどうか、これをどういうふうに判断をしたかということでございます。

5つ目、要配慮個人情報の収集制限（第5条）では、行政機関個人情報保護法における個人情報の保護の範囲とのバランスをどのようにとっていくおつもりかということでございます。

6番目は、非識別加工情報の仕組みの情報はどうなっているのか、どういうことを検討されたかということでございます。

そして、7番目でございますが、過料を5万円に下げてくださいますが、第62条で、これを下げる理由はどういったことかでございます。

そして、最後の8番目の質問でございますが、個人情報の安全管理に平素どのような取り組みをなさっているかということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。岡野議員の個人情報保護条例の一部を改正する条例について、まず条例改正の視点は何かというところがございますが、今回の改正は個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報及び要配慮個人情報に該当する情報の定義が明確にされたことから、本条例においても法改正の内容を踏まえて、文言の整理など所要の改正を行うというものでございます。

それから、第2条、改正前の個人情報が改正後のように細分化される理由でございますけども、第2条第2号の改正は、個人情報の定義として、これまでの氏名、生年月日などの特定の個人を識別できるものや携帯電話番号やICカードIDなどの他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものに加え、情報化の進展により個人情報に当たるかどうかの判断が難しい情報が増えたため、新たに個人識別符号が含まれる情報も個人情報に該当することを明確にするため、2ページの片仮名のイとして明記をいたしました。なお、個人識別符号については、改正後の第3号で提示しております。片仮名アは、特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号で、例えばDNAの配列データや指紋データ、手の平等の静脈の形状データなどがございます。イは、個人で発行されるカードなどに記載された符号で、個人ごとに割り当てられるもので、例えば基礎年金番号や免許証番号、個人番号などがございます。

そして、当市の個人情報ファイル簿は公表されてるのかということでございますが、個人情報保護条例では公表の規定はございません。しかし、同条例第16条で一般の閲覧に供しなければならないと明記し、運用上、個人情報ファイル簿を総務部総務課に備えておき、閲覧の申し出があった場合には閲覧に供しているというところがございます。

それから、個人情報には死者に関する情報が含まれるかということでございます。死者に関する情報については、本人の死亡により権利能力も消滅し、死者が開示請求の主体となることはできず、死者の個人情報は開示されることは通常あり得ないことから、美作市個人情報保護条例では規定をいたしておりません。しかしながら、相続等の原因により遺族等の請求者の自己に関する個人情報でもありと考えられる情報及び社会通念上、請求者自身の個人情報と同視することができる情報については、開示請求者の請求資格等を証する書類によって適格な請求者であることを確認できる場合は、請求者の自己に関する個人情報として開示請求を認めているというところがございます。

そして、要配慮個人情報の収集制限では、行政機関個人情報保護法における個人情報の保護の範囲とのバランスをどうとっていくかということでございます。行政機関個人情報保護法は、自治体に対して直接に適用があるものではなく、美作市における個人情報保護のあり方は条例において定められるべきものでありますが、同様の制度趣旨に基づくものであることを踏まえ、一定の基準として参考とすべきというふうを考えております。要配慮個人情報の収集制限の規定は行政機関個人情報保護法には存在しない規定でございますが、要配慮個人情報の保護の重要性に鑑み、本改正以前から特別な取り扱いをする規定というふうにいたしておるところでございます。

それから、6番目の非識別加工情報の仕組みの導入ということでございますが、法改正の内容は個人を特定できないように加工したデータ、いわゆるビッグデータの活用を今後国として推進するとの趣旨を示したものでございます。しかし、情報の加工に際しての費用負担の発生、加工業務の委託や加工後のデータ提供に際しての個人情報の漏えいと制度導入に対する懸念も残るところでございます。同様の制度を市においても導入するかどうかについては、今後、制度導入に伴う課題の整理を行った上で慎重に判断すべきであり、現段階での導入は時期が早いというふうに考えております。なお、岡山県内で導入をしている自治体はございません。

それから7番目、過料を5万円に下げる理由ということでございます。過料につきましては、地方自治法第14条第3項の規定で5万円以下の過料を条例に定めることができるとされておりますが、このたび過料に関する記述誤りが確認されたので改正をするというものでございます。

そして、8番目の個人情報の安全管理、平素の取り組みは何をしているかという御質問ですが、平成26年4月に策定いたしました美作市情報セキュリティ対策基準に基づき、定期的な集合研修やeラーニングによる情報セキュリティ研修を毎年実施いたしております。市が保有する情報資産の管理及び適正な運用に努めてるところでございます。今後も引き続き適切な個人情報の保護、管理に努めてまいりたいというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問ですが、何点かお聞きします。

この個人情報保護条例の見直し等については、平成29年5月19日に総務大臣官房地域創造審議官から通知が来ておりますが、早期に通知が県を通じて来てるはずですが、なぜ今回のように遅い時期にこの条例を改正されるのかということが1点目でございます。

2つ目の質問でございますが、個人情報ファイル等への記載の件でございますが、つまり私の個人情報であればどういうふうに記載されているかということ、そしてそれがどのように美作市が私のことについて公表しているかということは知る権利が私にあります。そして、そういった意味ではこれを公表すべきだろうと思いますが、改めてお考えをお聞きいたします。

そして、3つ目でございます。非識別加工情報の仕組みの導入、今後の検討に待ちたいということですが、御承知のように、今、地域産業は人口減少等で衰退しております。そういった状況の中で、官民が通じて匿名加工情報の利活用を図っていくということは、地域を活性化する意味でも、この仕組みの導入が必要であると思っておりますが、その辺のお考えをお聞きいたします。

そして、4つ目でございますが、最初の条例改正の視点は何かということをお聞きしました。るる国からの通知をベースになさったんですが、私も美作市の個人情報保護条例を全部見ました。ずっと眺めてまいりますと、例えば2条のところであれば、定義のところですが9つまであります。事業者の定義、先般の太陽光発電では、私はこの事業者の定義が抜けていて、非常に重要なことが落ちてるということを指摘いたしました。この個人情報保護条例はちゃんと整備をなされていて、当然のことでありながら感心しております。さて、私が質問したいのは第46条でございます。事業者の責務のところでございます。総務部長、ごらんください。 (1) 思想、信条及び信教に関する個人情報、そして (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、そして (3) 個人の特質を規定する身体に関する個人情報とございます。聞いたことのある見たことのある記述だと思われてしかるべきだと思いますが、それは何かと申しますと、今回の一部改正条例の中の第5条の第4項の絡みでございます。市が一部改正をされようとしているのは、その今私が3つ申し上げたことを要配慮個人情報として改正後の右の欄に一括して書かれているわけでございます。私がなぜこの1番目の質問をしたかと申しますと、特別的に特化して項目を見るんじゃなくて、全条例を正しく見られるかということをしたということなんです。ここの46条は今回一部改正をされておられません。ここの46条の2項のところは字句を工夫しながら、この第5条第4項と同じように要配慮個人情報と一括してまとめられるのが正しい条例の一部改正だろうと思っております。申し上げました4点ですか、お答えいただきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

まず、なぜこの時期まで延びたかと、条例改正ですね、でございますが、これは私も十分そのあたりは理解ができてないんでお答えがしづらいんですが、時期を見ていたというふうなことであろうかと思えます。

それから、ファイルでございます。ファイルにつきましては、先ほども申しましたように、閲覧の御希望がございましたら常に閲覧できる状態にさせていただいております。

それから、非識別情報の導入について考えなさいという御質問でございますが、こちらにつきましては平成29年8月に日本弁護士連合会のほうから意見書が出ておりまして、個人を識別できないようにする措置が不十分であったり、他の情報と照合して分析するなどして個人情報を復元することも技術的に不可能ではないことから、そのようなことがされるのであれば大量の個人情報が流出することになり、広範なプライバシー侵害を生ずるおそれがあるというふうに、慎重な対応をするようにということで意見書が出されているところでございます。

そして、46条と5条でございますけども、まず5条のほうにつきましては同様の記載をしてないということなんですけども、これについては別に特に誤りではないというふうなことは考えております。

それから、改正の視点。答えになるかどうかわかりませんが、法体系上は行政機関個人情報保護法と個人情報保護条例は上位法と下位法の関係ではございません。個人情報保護条例は、行政機関個人情報保護法の委任を受けて定められてる情報でもございません。したがって、今回の改正というのは、これまでの運用で明確にされていなかったという面が大きいので、それを明確にするというのが最大の目的であるというふうに思っております。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目。部長、言葉はよく考えながらおっしゃってくださいよ。よくわからないものを議会に提案するんですか。そんなことってないでしょう。怒ることはやめまして、3回目の質問をいたしますが。

まず1点は、46条の2項は、これは今おっしゃられましたように一部改正をしなきゃいけないよ。5条4項等のパラレルな比較で。間違いじゃないというそのお答えが間違ってると思いますが、再度お答えいただきたいということでございます。

それから、非識別情報の扱いなんですけど、通知が来ると、こうる言われましたが、要は条例というのは、岡山県でいえば27市町村が法令の範囲内の中で法令に違反しないように前向きに検討するのが主体性を持っている市町村の仕事ですよ。通知にあるからどうかということじゃなくて、私は今申し上げましたね、地域の産業を振興するためには、地域でいろいろ東粟倉から英田までいろんな物づくりをつくっていらっしゃる方がいらっしゃると思います。一方では、その個人情報とのバランスを考えなきゃいけない。そういったことの中で、地域を活性化するために非識別情報の仕組みの導入をするのが適当であると、こういうふうに官房審議官はちゃんとこの通知の4ページ、5ページで書いてあるわけですよ。もう一度改めて私の質疑が終わった後質問していただかにはいけないんですが、その点も改めてお聞きいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

非識別加工情報の問題については、実はこの論点がはっきりしなかったということが条例改正のおくれにもつながってるポイントなんですけれども。先ほど第1回目に答弁をいたしましたように、加工して非識別だから個人情報をビッグデータとして使えるようにしてちょうだいねと言ってる主体は、主に国であり、主に非常に大きな情報産業の方々なんです。ちょうど今、世の中でも喧伝されているように、例えばアマゾンであるとかグーグルであるとか、超巨大な情報企業が世界中でこれを探して、いろんな加工して頑張っていて、いい面もあるけど本当にいいのかなという疑問が、実はちょうどこの時期、昨年のお盆から欧米で高まり、そして夏ごろからは日本でもそういう懸念が出てきていると、こういう実は背景があるということをご理解をいただきたいですね。その流れの中に、先ほどの日本弁護士会からのちょっと気をつけたほうがいいんじゃないかというような議論も代表的にはある。そして、これをやると地域産業が活性化するみたいな誤解を持っておられますけども、どうもそうじゃなくて、情報の吸い上げによってグローバル企業のほうが有利になる可能性が非常に高いというふうに我々は見てるものですから、必ずしも議員がおっしゃるような、これすれば地域が活性化するというふうなことじゃないだろうということで控えているというのが実態であります。ぜひもう少し冷静に御検討をいただきたいと思います。

〔4番岡野鉄舟君「お言葉をお返しします。46条2項」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

3回目の御質問でございます。

46条2項に3点ほど記載されておりますけども、内容的には今回改正する2条……

〔4番岡野鉄舟君「一緒ですよ」と呼ぶ〕

と一緒のことだとおっしゃってる意味だと思うんですけども、しかしながらもう既にこの2条で明確にしておりますので、このような表現でもやむを得ない……

〔市長萩原誠司君「問題ない」と呼ぶ〕

問題ないというふう考えております。

〔4番岡野鉄舟君「総務委員会へバトンタッチいたします」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第3号「美作市駐車場条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

第1回目の質問でございますが、「美作市駐車場条例の制定について」、3点お聞きします。

現在の湯郷駐車場及び林野駐車場の管理者は誰かということでございます。そして、今回の条例制定の目

的は何かということでございます。そして、3点目でございますが、改正後、両駐車場の使用料は誰が収入するのかということでございます。答弁よろしく申し上げます。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

それでは、お答えをさせていただきます。

現在の駐車場の管理者ということでございますが、現在、湯郷駐車場につきましては指定管理者である湯郷駐車場運営委員会が管理をいたしております。また、林野駐車場につきましては、直営で管財課のほうで管理をしているというところでございます。

そして、今回の条例制定の目的ということでございますが、現在の美作市湯郷駐車場条例及び美作市林野駐車場条例を廃止し、美作市駐車場条例として一本化し、管理運営を図るというものでございます。あわせて、消費税の改正に合わせ、使用料の改正も行っているところでございます。

それから、改正後の両駐車場の使用料は誰が収入するのかということでございますが、第9条で指定管理者に管理を行わせることができるといたしております。したがって、10月1日以降、市が直営で運営する場合には美作市で徴収しますし、指定管理者で運営するというのであれば指定管理者が収入するというふうに御理解をいただきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問、3点お聞きします。

林野の駐車場と一本化するというのは、この条例を見ればわかりますよ。私が聞きたいのは、なぜ一本化するんかということでございます。

2つ目ですが、この条例の制定によって管理形態が異なるんですか、どうかということでございます。

3つ目の質問ですが、湯郷駐車場における平成29年度の管理者の管理している収入の実額と支出の額は幾らでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

なぜ一本化するかということでございますけども。市が所有する駐車場で別々に条例があるのも適当ではないという判断から、今回一本化をさせていただいたというものでございます。

それから、管理形態ですかね。

[4番岡野鉄舟君「この条例の制定によって管理形態が異なるのかということ」と呼ぶ]

先ほど申しましたように、いずれの駐車場も直営でも管理できますし、また指定管理でも管理できる規定とさせていただきます。

それから、29年度の運営のほう、指定管理者のほうの内容につきましては、今回のこの条例とは直接関係ないと思っておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）

総務部長、予算の質疑のときに対して条例は関係ないからそれは答えませんというのもおかしいし、条例の審議の中で予算でないんでお答えできませんよというのは、それはおかしいですよ。条例と予算は表裏一体のものです。そして、今回私がなぜお聞きするかというのは、別表の第8条、第1条関係で林野駐車場は月決め制で月3,300円、湯郷駐車場は回数制が300円、それから月決め制がそれぞれ書かれているわけですが、今回の条例ではそれぞれ10月1日の消費税の改正の絡みでなされているんだろうとは思いますが、どうもこの別表の中では消費税絡みの数字が出てこないし、私も時たま湯郷は利用します。そのときに疑問に思うこともあるわけですよ。そういったことでお聞きしたということでございますので、条例と予算は表裏一体のものです。お答えいただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

今の説はそのとおりだと思います。予算と一体として判断せざるを得ないと思いますが、たまたま今手元に資料がないので、答弁調整させていただきますか。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時49分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、岡野議員の2回目の答弁から始めます。

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

済いません、大変申しわけございませんでした。

確認をいたしましたところ、湯郷の駐車場の市の収入も支出もないと、ゼロということでございます。指定管理料も払っておりませんし、また駐車料金のほうも市のほうが収入をいたしておりません。したがって、ゼロということでございます。

[4番岡野鉄舟君「それで答弁ですか」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）

3回目ですかね、2回目ですか。

議長（鈴木 悦子君）

そうです、3回目です。

4 番（岡野 鉄舟君）

じゃあ、あとは担当常任委員会に任さざるを得ませんが、今の総務部長の答弁おかしいですよ。だって、ここの指定管理のこの条例、湯郷の駐車場条例でもそうですけども、指定管理者による管理と、それから管理者は料金を収入できると、そういうことでやってるわけです。

そこで、質問でございますが、どこの指定管理であっても、例えば指定管理期間が3年であれば、その間の協定を結び、年度協定を結んで、指定管理料をどうしますということがあるんですが、この今回改正前の湯郷駐車場に関する指定管理期間と、それから協定、そして年度協定を聴取されていると思うんですが、それはどうなってるかということが質問の第1点でございます。しかし、総務部長、収入ゼロというのはおかしいですよ。私も五、六年あそこを何回も利用しとるわけですよ。私は300円をあそこに投入しとるわけですよ。100回でも3万円ですよ。私のお金でも3万円あるわけですよ。皆さんたくさん利用していらっしやるじゃないですか。そうすると、収入はゼロということにはなりません、指定管理者として収入してるのはね。そうすると、収入があれば、それに対する見合いの支出があるはずなんです。そういった実績を指定管理者からとってると思うといいですか、とらざるを得ないんですが、それはどうなってるんでしょうかということです。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

それでは、3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

現在の協定の期間は、この3月31日まででございます。

〔4番岡野鉄舟君「いつから」と呼ぶ〕

3年前と思っております。3年前です。

それと、駐車場の収支ということでございますけども、収入のほうは全て合わせますと1,310万円ほどでございます。それから、支出でございますけども、こちらにつきましては550万円ほどになっておると決算のほうはいただいております。

〔4番岡野鉄舟君「ゼロじゃありませんが、あるじゃないですか」と呼ぶ〕

これは、あくまでも駐車場を管理されとる指定管理者のほうの収支でございます。その分についてはありますけども、市から指定管理料を払うとか、それからいただくということはしてないということでございます。

〔4番岡野鉄舟君「私はそれを聞いたんじゃないですけど、次のバッテリーにバトタッチをいたします」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番2番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、私のほうから質問のほうをさせていただきますけれども、まず先ほど来のお話を聞いてるんですけど、お金のこととか何とかというのを聞こうと私は思ってないんですけど、市営駐車場は何のために必要なのかというのがすごく頭の中にあるんです。というのは、市営駐車場っていうのは市民の方が車を置くとこ困るから市営駐車場をつくったんですよ、市の観光のためにつくったんですよという大前提があると思うんです。そういう中で、この条項を読んできましたところ、使用の方法と使用料、別表なんですけど、回数制、1回につき300円というのが決められてるんですけど、1回っていうのは出入りで1回だと思っただけですよ。何が言いたいかって、1日でも300円、10日でも300円、1年間でも300円ということしかならんわけですね。使用の制限のどこにはいろいろほかのことも書いてあるんですけど、これは少し先ほど言いました市営駐車場の意義から考えるとおかしいんじゃないかなというのを非常に感じました、使用者の立場を含めて。利用の目的ないですけど設置目的、市営駐車場とは何ぞやということから考えるとおかしいんじゃない

かなというふうに考えました。

それから、月決めの駐車場、これも月決めの駐車場がいけないという意味ではないんですけど、本来は先ほど言いました目的といたら、多くの人に来てもらって、車とめるところ困るからっていったら月決めじゃないわけです。でも、残ってたら月決めで貸すのも構わんのんですけど、特に林野駐車場のほうは余り記憶がないんですけど湯郷駐車場なんかの部分、イベントなんかで駐車場そこにとめることあるんですけど、あそこあそこはとめてもらったらだめですよ、月決めですからって、スペースがぐんと減るんですよ。そのあたり含めて、条例を主体でいくんですからそれほどの難しいことを聞いているわけじゃないんですけど、使用の許可、月決めのね、運営するほうから個人で運営することを思えば全て月決めにしたほうが楽なんですけど、行政の趣旨からいうと回数のほうがいいんじゃないでしょうかという意味合いで、月決めの場合の使用の許可ってというのは、例えば私全部月決めにしてくださいという人がたくさん手を挙げたら抽せんするしかないわけです。そういう項目が一切ないわけですよ、ここの中にね。そのあたりどういうふうに考えられてるかということと使用の1回当たりの回数、1年間置いといても同じ料金か1日1回とか、そういうふうな部分が一切ないんで、それが一番の疑問点。

2番目は、申請して許可するっていても、それでもある程度の市の駐車場ですから、月決めのスペースはこれだけ、回数制のスペースはこれだけっていうのを決めにゃいけないんじゃないかなと。そこらがないんで疑問と、それからなおかついっぱいになったときに抽せんとか何とかというのは、別に定めるって規則もあるんですけど、そこらも一切書いてない。そのあたりを法制の関係としてどういうふうに考えられてつくられてるかという質問です。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

それでは、お答えをさせていただきます。

少し違うかもしれませんが、湯郷駐車場の使用方法、回数制と月決め制ということでございますが、これまでと変更はしていないということでございまして、御指摘の1回でも1年間置けるじゃないかというふうなところでございますけども、そのあたりは想定していないものでございまして、あくまでも1回というのは観光客の方とかそういう方が来られることしか想定をいたしておりませんでした。

それから、月決めにたくさん申し込みがあったらどうするのかということでございます。おっしゃるとおり抽せん等になろうかと思えますけども、ある程度観光客の利用される部分というのは必ず用意する必要があると思えますので、そのあたりは今後検討させていただきたいというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

法制の関係で私は現実的に困られてるかどうかなというんじゃないしに使う人の立場、行政の立場、実際運営してる問題点、それ全部ひっくるめて条文にして、誰が読んでもわかるような条文をつくらなきゃいけない。例えば1回につき300円ですよといたら、1回300円ですよ。だけど、その矛盾点を何で考えられてないかという意味です。1回につきは、ただしホテルを使ってる人については1回につき300円、ほかの人については最大が1日ですよとか歯どめがないんですよ、これ。それを考えるのが法制関係じゃないですかと、この法制出すからにはね。

それから、月決めの分については考えると、だから運営を知らずにどっかの条例を持ってきてそのままつ

くったんか、それじゃ困るわけです、美作市の条例ですからね。答えたら答えてください。答えれんというても法制改正出されたのをええか悪いか決めるだけなんですけど、こっちは。だけど、それはちょっと余りにも情けないなという気がするんですけど。言い出したら切りがないんで余り言いませんけど、そのあたりだけ。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

御指摘のとおりでございます。まことに申しわけありませんでした。法制の立場というところでお答えすることになるんですけども、十分な答弁できないのでまことに申しわけありません。御指摘のとおりだと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

法制論的な観点から御指摘のような1回というものの意味を限定をしていくという対応も当然あり得るわけですが、今までの運用の実績を見ますと、1回というのは1日未満というのはもう利用実態として確立をしてということを念頭に置いた法制であるというふうには言えるとは思いますが。何を言いたいんだということ、あそこの駐車場管理システムというものに、あの場所にあの車が行って、そしていつ入庫していつ出庫したかということの管理するための投資をするというのは莫大過ぎて、計算に合わないっていうのが多分背景の論理であろうとは思いますが。ただし、議員がおっしゃるような論点が有効な論点であるということは一般的に私も同意をさせていただきますので、今後の検討の参考にさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私もあそこに何回か入れたことがございますし機械の状況も見てますんで、機械で管理しようと思ったら非常に厳しい面もあるかなと、時間を決めたりいろいろする部分についてはね。ただ、法制関係においては、そうはいいながらこれでは私は不備だと思うんで、先ほど言いました2点、1回の時間的なこと、1日でせいと言うてるわけじゃないんで、目で確認されたら、最大何日というみたいなことも含めて考えるべきだと思うし、それから月決めの分と、これは条例にどこまで入れるか入れんかというのはちょっと疑問もあるんですけど、本来の目的があそこに人がたくさん来てもらって、車を置くとこないからあっこへ入ってもらおうという最大の目的ですから、そのあたり含めて早急な体制のほうを検討していただきたいということで、要望で終わります。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けますが、ございませんか。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

議員の皆さんからも、私は安蘇に住んどるんですけど、湯郷の住民というふうな認識持たれとんで、私も湯郷の発展のためにこの美作駐車場を一本化する条例については非常に心配しまして、というのが議員の皆さん御承知のとおり美作文化センターというものは広域の文化センターなんです。美作町役場の文化センタ

一ではございません。昭和48年、49年と建て、その場合に文化センターはできたけども、総務部長に質問しとんですよ、たしか縁故債でもって都市計画事業としての位置づけとして駐車場を整備されたように思っておりますが、それに間違いありませんか。また、月決めの駐車場というような質問も出ておりましたが、例えばあそこのすぐ近くにありますラーメン屋さんに行って、ラーメン食べたりチャーハン食べたりしてくださったらよろしくお願ひしますが、観光客の人たちのためる駐車場の位置づけもあります、あそこのラーメン屋さんに行きますと、駐車場を借りてますんでそこに駐車してください。これも観光または飲食で来られる方に対する大きな意味の観光的な駐車場をやっているというような位置づけ。また、文化センターを借りれるときは料金が一律幾らと大変安い料金で使用してる、それが文化センターの催しをやることに対する湯郷の協力と。湯郷駐車場運営委員会というものがある、たしか昔に美作町と、総務部長、湯郷の駐車場運営委員会というか、観光協会になるのか、どこか契約というようなものがないんでしょうかあるんでしょうか、それをお伺ひします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼します。整備したときの縁故債ということでございますが、私、整備当時のことを十分理解しておりません。恐らく議員がおっしゃるのが正解だろうというふうに思います。

それから、イベントの協力ということで、おっしゃいますとおり非常に安価な価格で、例えば敬老会をするときには安価なお金で利用をさせていただいております。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

最後に、総務部長、たのみですけど。えっ、もうできないの。

議長（鈴木 悦子君）

いえ、1議案につき1回の質問ですから、質問は3回できます。

14番（尾高 誉久君）

だから、結論を言いますと、人にも歴史があるように物にも歴史があるんで、皆さんよく御存じだった美作文化センターが広域文化センター、料金決める場合に柵原町も使える、英田町も使える文化センターだったわけですよ。だから、その料金を決める際になぜ美作町が決めたんだと、そういうことを言っとんですよ。だから、料金を決めるに際して、そういう配慮があって、月決めの駐車場ばかりじゃなくて、もともとの都市計画事業としての湯郷駐車場の認識を十分、認識というか、歴史を研究していただいて、次の特別委員会は私が委員長でもありますんで、その質問が出たときに十分理解できる答弁お願ひします。ですから、よく研究して、常任委員会、付託委員会で答弁ができるようお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第3号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第4号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第5号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

私のほうは「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」ということで、この改正条例をずっと見てましたら、附則の2項から4項の見出しのところに適用区分というふうに書いてあって、この2項、3項、4項をずっと見てたら、少し今までの条例とちょっと違うな、見出しの部分がほかの条例、今回改正条例すごく出てるんですけど、経過措置っていうふうに全てなってるんですよ。なぜ適用区分にされたんかなと。普通、改正条例はたくさんあった場合には条立てをして、施行部分を決めて、項目ごとに、例えば2項についてはこの条例のこの部分とこの部分はこの法律にするとか、いろいろな適用区分というのがあるんですけど、そういう意味合いでもないかと。多数条例、今回の条例ね。そこでそういう気持ちの中でのお尋ねなんです。なぜ適用区分にされたのかというはっきりした理由があれば教えていただきたい。それだけでよろしいです、まずは。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼します。適用区分をなぜ使っているかということでございますけども、他の今回出させていただいております条例には経過措置というふうな表現をしております。経過措置と適用区分とは、いずれも新旧の条例の適用関係等について定める規定において用いられる表現でございますが、表現の違いによって法的な効力に大きな差異が生じるものではないというふうに思っております。しかしながら、同一議会に上程してる議案において、同様の内容を定める規定について表現の統一が図られていなかったということは反省すべきと考えております。今後このようなことのないよう、審査段階での点検をより一層徹底してまいりたいというふうに思います。申しわけございませんでした。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

ごめんなさい、今後は気をつけますというふうな答弁だったんですけど、言葉の違いということについては、私は適用区分が間違いと言ってるわけじゃないんですよ。間違いとは言っていないんですけど、美作市の例規集の中では統一しなきゃいけないですよ。美作市の条例っていうのは美作市の法律と一緒にですから。それを今回の改正だけでも経過措置と今の適用区分と二通りがあるんです。私も例規集をざっと今までの改正部分、例規集の部分のネットで見れないんでめくるように早く見れないんですけど、幾つか見たんですけど、適用区分というのをなかなかよう見つけられないですよ、私自身がね、例規集の中でですよ、もう多分あるんだろうと思うんですけど。何でこのようなことになってるのかな。これ間違いと言うじゃないで

す、考え方なんです。もともと美作市のほうは法制審査会等がまだあると思うんですけど、あるかないかわからんですけど、出された書類を担当課がつくって、ずっと部長まで見て、それから総務課のほうへ行って、もちろん法制審査会とか何とか全部して、最後の決裁までされてるんだろうと思うんですけど、何でもこういうふうなことになるかというのがすごい疑問があるんですよ。間違いとは言ってないんですけど、美作市の条例とか規則とかというのは一つの様式に決めんならおかしいんじゃないですかという意味合いでの話なんです。私はすごく疑問に思ってる。そういう質問ですから、再度答弁をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

先ほどと同じような答弁になってしまいますけども、実際に経過措置と、それから適用区分という表現が混在をいたしております。現在は経過措置という表現に徐々に統一をしていきたいというふうに考えておりますので、どうか御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

そういう言われ方をすると3回目聞かなきゃいけないんですけど、今現在の例規集の中で適用区分という部分の表現を使ったのがどういう条例があるか示して教えてください。私はよう見つけなかったんで、できれば例規集を見せてもらいたいんですけどね。今現在ここで見せてもらいたいんです。今の答弁であれば見てください。今回ちょっとミスがあったんですというんだったらいいんですけどね、仕方がないですから。今現在も例規集にこういう部分がたくさんあるという答弁にしか聞こえなかったんでね。それを私見たんですけどどう見つけんので見せてくださいという、見てたくさんあるようだったら納得せざるを得ない。

議長（鈴木 悦子君）

答弁調整のため暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、岩崎議員の3回目の答弁から入ってください。

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。適用区分を使ったものを確認をさせていただきました。何件もございまして、例えば美作市国民健康保険税条例なんかもそういうふうな扱いがされてるということでございます。

〔3番岩崎清治君「終わりますけど、さっきの2回目の答弁と今の答弁がかみ合っていない」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第6号「美作市土地開発基金条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号6番倉地重夫議員。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

通告書に書いてあるように、基金条例で4億4,600万5,068円を3億7,400万円に引き下げる理由をお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼します。土地開発基金の金額ということでございますけども、土地開発基金、平成29年度末残高が4億7,107万4,708円のうち、土地で保有している武蔵武道館前の土地1万1,011平方メートル、金額にいたしまして9,683万7,264円を平成31年度においてグラウンドゴルフ場とするよう当初予算に工事費と用地費を盛り込ませていただいております。買い戻しが完了いたしますと、その分の基金が不要ということになりますので、繰り入れを行い、条例で定める額を合わせて変更するよう改正を行うものでございます。

〔6番倉地重夫君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

〔6番倉地重夫君「はい」と呼ぶ〕

続きまして、通告順番2番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

私は今の倉地議員と同じ質問なんですけれども、私も調べましたら、概数で言いますけれども、土地開発基金の部分で土地が2億2,900万円、それから現金が2億4,100万円、合計で4億7,100万円ほどの金額が基金の残高として持っておられると。今の話ではグラウンドゴルフ場にして、その部分だけ金額を減らして基金を減額すると。基金の現在高とあいさかがちょっとあるんですけど、その話は別としてですね。今の話だったら、その土地売った、現金が入ってくる、売ったといっても市のほうに売ったという意味でしょうけどね。それを減額する。私はこの基金条例そのものは、土地開発公社があるんでないほうがいいんじゃないか、縮小すりゃええんじゃないかねえかという話をずっとしてきたんで、減額というかゼロにするほうに賛成のほうの立場なんですけど。じゃあ、今の質問で続きの質問をすると、なぜ現金の2億4,100万円を減額しないのと、持ってる現金をですよ。土地は売れなんだからいけんし、事業にしたらそのまま買い戻す部分は補助対象や基金事業やいろいろなるかもわからんのでそれは理解するんですけど、持ってる現金は何で減額しないのということも足して言ってください。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

議員、合併のときにおられたんで御案内かと思いますが、各地域から基金を持ち寄っていると。その持ち寄った基金については、できれば地元、大原なら大原町の事業に今後活用してほしいという思いがある中で、こういった措置が継続してるというふうに理解しております。

[3番岩崎清治君「答えになってない」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

濟いません。減額するときに2億1,100万円の現金をなぜ減額しないんですかと。土地についてはできないのわかるんですよ。だから、市長は今答えられたけど答えになってないです。

[市長萩原誠司君「なっとる」と呼ぶ]

なってないです。

今回売れたもんだからその分だけ減額しますよと、これは今総務部長が言われましたわね、金額は別として。それはいいんですけど、持ってる現金を何で減額されない、よそ買うんですか、買わんのんですかという話です。減額に対しての質問ですから。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

先ほど答弁したとおりでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

答えになってません。

議長（鈴木 悦子君）

答弁調整のため暫時休憩をいたします。

午前11時31分 休憩

午前11時47分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、岩崎議員3回目の質問です。

3番（岩崎 清治君）

先ほど市長のほうに特に、大原地域だと思うんですけど、地域の思いがあるんで、金額を減らしてもらっては困るというふうな地域の思いがあるとされたんですけど、矛盾点があります。といいますのは、今回グラウンドゴルフの関係、土地売れたから減らす、この1点と、合併当時の話をすると、土地については4億1,000万円ほど今の金額の約倍の土地を持っておられました、この部分で。それが半分市のほうへ買い戻して、といいますのが、そのときの現金が約5,000万円、4,900万円ぐらいの数字で、今現金が2億4,000万円ほどになってます。そういうふうな状況の中で、地域の思いがどうのこうのとされたんですけど、特にお金の問題に関しては土地開発公社っていうのがあって、そこで先行取得ができます。それは、大原ができない作東ができないどうのこうのじゃなしに、美作市の公社ですからこの土地でも先行取得ができる。先行取得会計みたいなのが2つあるんで、片方をできるだけ早い時期からなくして一本化したほうが見やすいんでわかるんじゃないでしょうかという中で、今回少しでも減らされたのが一歩前進と捉えるんか、もしくは逆に言うて地区地区という話になると、金額は減ったんですけど考え方は一歩後退に捉えるんか、それ

はめいめいの答えかも知りませんが、私は先ほどの市長の答弁では納得しかねるなというふうに思います。一般質問化しないようにと言われたんですけど、どんどん自分の思いをしゃべるようになってしまいましたんで、そのように話をして、市長はもう平行線の答えだろうと思うんで、これ聞いたとしても同じ答えだったら余計いけんと思うんで答えは結構です。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終わりました。

ほかに質疑を受けますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第6号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第7号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第7号の質疑を終了いたします。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

15番岩江正行議員が体調管理のために退席です。

それでは、議案第8号「美作市少林寺拳法記念館の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、議案第8号の美作市の少林寺拳法記念館の設置及び管理運営に係る条例等の一部を改正する条例の質問をいたしますけれども、この部分については非常に多くの条例改正をされております。それと、ほかにもいろいろな消費税関係の条例すぐくされてるんで、非常にわかりにくいんで、これ前段ですけど消費税関係について、それ以外を含めてでもいいんですけど、一覧表をできればいただきたいなというふうに思います。

それから、非常に多いんで1点だけ質問のほうをいたしますけれども、この部分の提案説明につきましては、消費税の関係と料金については市内類似施設の調整を図りましたよという提案説明をいただきました。

6ページの改定後の美作、作東の野球場と、英田多目的グラウンドの料金体系がされてるんですけど、金額が変えられてる部分、美作の野球場については800円を900円に値上げをされた。それから、英田多目的グラウンドについては照明のほうを全灯を3,000円のを1,300円に減額、6分の4灯を2,000円を900円に減された。使用電力というか、それによって変えられるというふうな説明があったんですけど、改めて内容の詳細

しいところの説明を。ほかのとこまでいき出したらもうどれがどれやらわからないので、この部分だけ教えていただきたい。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）

失礼します。「美作市少林寺拳法記念館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」中、消費税関係を除く使用料、照明料の改正の内容と根拠についてですが、現行の使用料は旧町村時代の料金をそのまま移行されており、同等の施設であっても料金にばらつきがございます。施設の料金を見直すことによりまして少しでも不平等感を解消するよう、また現行料金と大きくかけ離れないように考慮した上で基準を設け、試算を行っております。消費税を除く使用料改正の基本的な考えでございますが、施設使用料につきましては人件費や年間の施設管理費をもとに、施設によりばらつきもございますけれども、これまでの利用実績等を勘案し、週16時間、年間768時間程度を利用するものとして算定しております。照明料につきましては、実費負担を原則とし、施設ごとに照明の施設、水銀灯であるとかLED灯、それからワット数、球数、そういったものを調査し、消費電力量を算定し、1時間当たりの料金を算定いたしております。消費税以外の部分で大きく利用料が変わった主な施設につきましては、先ほど議員御質問がありましたように、上がった施設では大芦高原多目的広場が1,000円から1,800円としております。これにつきましては、平成29年と30年に施設改修を行っております。グラウンド整備、そういったものがありましたので、そういったものを反映して改正を行っております。また、下がった主な施設につきましては、勝田総合運動公園グラウンド、大原体育館、大野体育館、英田トレーニングセンターでございます。また、照明料につきましては、LED化を行った施設がございます。みまさかアリーナ、英田多目的グラウンド等に関しましては、現行料金より大きく下がっております。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

いろいろ説明を受けたんですけど、私の質問と少しだけ違うんですけども。

1つは、これ市長のほうにお願いをせにゃいけんと思うんですけど、いろんな使用料が消費税の関係にかかわられて出されてるんですけど、私のほうもいろいろ調べていったんですけど調べ切れないのがあると、それから規則等で上げられてない部分もあるわけですね。消費税の2%相当を上げるといったら、全てを上げるか上げんかの判断もあるんで、できましたら一覧表をいただきたいなど。きょうにきょうの話じゃないんですけど。というのが、住宅使用料なんかでも駐車場の部分と比較検討しようと思った場合に、片方は規則ですから条例には上がってないと。逆に言うたら同じ委員会ですから聞けないかもわからないので、そこら辺もあるんでぜひともお願いしたいと。

それから、いろいろ答えられたんですけど、例えば照明料についてはLEDの関係でと、こう言われたんですけど、現行料金とさほど差がないようにとも言われたんですけど、ほかのともあるんですけど、6ページにある照明料は英田の多目的グラウンドは3,000円を1,300円に下げられたという経過があるんです。実際要るだけの経費だというふうな話であればそうかなと思うんですけど、LED化にしたんだったら全てLED化にして同じ料金にすりゃええんじゃないかという気持ちもあったりするんで、なんで1,300円になったの、2,000円が何で900円になったのというのと、美作の野球場は800円から900円に上げられて、作東の野球場は同じ、英田の野球場も多目的グラウンドも一緒。例えば面積がこれだけ多いからこれだけ増えたんで

すよとか、施設整備がこれだからこうなんだとか、何がしかの具体的な中身を教えてもらいたいなどというこ
とで、ほかの項目を言い出したら切りがないので、6ページの改正後のこの表の中だけで結構ですから教え
てください。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

今回多岐にわたる改正があって、一覧的な理解が難しいということなのですが、全くそのとおりでと思っ
ておきまして、できるだけ早い時期に一覧表をつくって、提供できるようにさせていただきます。

〔3番岩崎清治君「ありがとうございます。改正ない分も改正ないとできれば
教えてください」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）

まず、美作野球場と英田の雲海の野球場、こちらのほうの使用料のほうにつきまして、まず美作の野球場
につきましては消費税部分についてのみ反映させていただいておりますが、これにつきましては平成26年度
に消費税が5%から8%へと変更されております。その当時料金を据え置いておきまして、今回の改正に反
映させていただいておりますので、800円が900円、端数を調整させていただいておりますので、約5%に近
い改正になつるということでございます。それから、雲海野球場の料金が大幅に上がったというのは、ま
ず基本的な考えといたしまして、美作野球場と雲海の野球場は硬式野球ができるように大きく改修を行っ
ております。そういったものを含めまして、面積も大体同じ程度になっておりますので、料金も同じようにな
るように改正をさせていただいております。

それから、照明料につきましても、先ほど言いましたように施設によって規模が違いますので、照明の
数、そういったものがありますので、一律に同等の金額にはならないということは御理解いただきたいと思
います。また、グラウンドのほうにつきましても、施設ごとにグラウンドの面積も違っておりますので、そ
ういったものが反映されて、若干金額の相違が出ております。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私の質問と答えっていうのが微妙にずれてる。

1つは、美作の野球場が800円から900円になりました。今の答弁では、今まで消費税上げてないから今回
上げますよという答えだったんですけど、今まで全然上げてなかったとしても10%ですよ。そしたら、
800円の10%といたらもうわかった数字なんですよ。900円になってるわけですよ。便乗値上げと言われ
てもしょうがないですよ。もう少し丁寧な話を、もういいですから、委員会のほうでやってもよろしい
ですけど、今回の部分はちょっとおかしいですよ。

それから、多目的グラウンドの部分で3,000円が1,300円に落ちてる、半値以下ですよ。そしたら、使用
電力ぐらいの話は委員会のほうでしてください。LEDどうのこうのと、今の回答では私は理解できませ
んけど、何ぼ聞いても同じですので、もうよろしいです。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第8号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第9号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第9号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第10号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号10番岡本泰介議員。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

私は5条の件で質問をしております。

この5条の2に、貸付期間は休学または留年等により、養成施設を卒業する日が変更になった場合でも変更しないものとするというふうになっておるんですけど、休学や留年したときにまで出すのかなということなんです。ほかのこの文書はよくわからないんで、また別のことで制約があるんかもしれませんけど、この内容についてちょっと私は不自然だなと思いますのでお答えください。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

今回の改正ですが、養成施設に在学中の場合、その期間に限って貸付期間とするということでございます。その期間中に休学等があった場合は、この期間については貸し付けは中止ということで、貸付条例の第6条で貸し付けの休止ということで休学中は貸し付けを中止するという規定のほうをしております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

結局、私こんなばかな質問すると思ひよるかわからんけど、6条がないから、6条に関連してるんですから、それは6条も載せとかなとだめですわ。私たちは、岩崎議員も言ってますように、条例のタブレットでもそりゃこれ全部一ターネットで打ち出しゃあええんですけど、なかなかたくさんあるからできないんで、6条にそういうことが書いてある、僕もそうじゃないかなと思って、どっかに書いてあるんだろうと思うんですけど、そういったことをよくわかるようにしていただきや私みたいな質問出なくて済むと思うんで、今後ほかの部の方もですけど、そういうことは関連しとるところがあったら注意して出していただくようにお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番2番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

岡本議員と同じ質問をしてたんで、よろしいですから、取り下げます。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第10号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第11号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号6番倉地重夫議員。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

私はこの料金の改定についてお尋ねをいたします。

これは、議案第11号、議案第12号、議案第13号、内容的には皆同じなので、一括しての質問にさせてもらってもよろしいでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

そういうわけにはいきません。

6番（倉地 重夫君）

いかないですか。

議長（鈴木 悦子君）

そういうことにはなりません。

6番（倉地 重夫君）

ああ、そうですか。それじゃ、議案第11号で、いずれの施設も利用料を消費税の増税を見越した10月1日から8%から10%に増税されるという決まったような形で消費税増税分の引き上げを内容とするものと思われませんが、消費税増税が行われなくてもこれは実施されるのか。また、消費税増税を先取りして、市のこういう条例で価格を変更するようなことが許されるのかというふうなことでお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

平成31年10月1日から消費税率がということですが、この改正がされない場合は今回のこの一部を改正する条例、この条例が施行することがないようにこの改正する条例の施行日である平成31年10月1日までにこの条例を廃止する条例を議会に提出しまして、議決をお願いするというような流れになります。

〔6番倉地重夫君「はい、わかりました」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第11号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第12号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号6番倉地重夫議員。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

先ほど議案第11号のときにも質問いたしましたが、同じ内容で消費税増税が現時点で決定してないのに、それを見越した形で消費税の増税を条例で定めて実施するのかということについてお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）

失礼します。先ほどの議案第11号で遠藤部長が御答弁したのと全く同じでございます。

議長（鈴木 悦子君）

同じでも同じことを言ってください。

環境部長（宿野 豊彦君）

はい。本年10月1日から現行の8%から10%に消費税が引き上げられることから改正する条例でございます。この消費税の引き上げ時期が延期された場合につきましては、この一部改正をする条例を廃止する条例を上程することになりますので、よろしくお願ひします。

〔6番倉地重夫君「はい、わかりました」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第12号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第13号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号6番倉地重夫議員。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

議案第13号「美作市公共下水道条例の一部を改正する条例について」、これも消費税の増税が10月1日から8%から10%に引き上げられる、この内容に基づいた料金改定かと思われますので、そのことについて消費税増税が行われなくても実施するのかどうかお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）

失礼します。この条例も本年10月1日から現行の8%から10%に消費税が引き上げられることから改正する条例でございます。消費税の引き上げ時期が延期された場合につきましては、この一部改正をする条例を廃止する条例を上程することと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔6番倉地重夫君「はい、わかりました」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第13号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第14号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第14号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第15号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第15号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第16号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第16号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第17号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第17号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第18号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

それでは、質問をさせていただきます。

「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」という議案第18号についてでございますが、まず最初に3点質問させていただきます。

第1点は、応募者は何団体あったのか。2つ目は、応募はいつから始めたのかということです。そして、3つ目は、指定管理期間が何ゆえ1年間なのかという3点でございます。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

3点についてお尋ねでございますが、まとめて答弁をさせていただくようになります。よろしく申し上げます。

美作市ベルピール自然公園の平成30年度までの指定管理者は後山部落自治会で行ってまいりました。それで、平成31年度以降の施設の管理について同自治会に確認をしたところ、引き続きの指定管理者を受けないと御返事がありました。そのため、平成30年12月12日から指定管理者の募集を始めまして、翌年、31年1月21日までを受け付け期間としておりまして、1団体の応募がございました。そして、1月31日に指定管理者選定委員会を開催し、応募者のプレゼンテーションを受け、審査をいたしました。市が求めるサービス水準に残念ながら達しませんでした。そのため、指定管理者の候補者とすることができませんでした。改めて指定管理者を募集した場合、平成31年4月から次の指定管理者が決まるまでの期間、最低限の維持管理となるおそれがあることから、改めて後山部落自治会に打診をいたしましたところ、管理運営の空白期間が生じないようにということで、1年間指定管理者の指定を受けるということで改めて申請をいただきました。指定管理者選定委員会で事業計画等申請書類等改めて審査し、候補者としてこの後山部落自治会を決定したものです。平成31年度において改めて指定管理者の募集を行いたいということから、期間を1年としておるものがございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2点質問させていただきます。

今回の候補者は、経費の節減をするということは指定管理のやるメリットでございますので当然なんですが、ベルピールのところを指定管理者ならではのプラスアルファのサービスを何をされるということで選定委員会ではよしとされたんでしょうかということでございます。いいですか。

2つ目の質問でございますが、昨年の12月ぐらいから公募してということをおっしゃられましたが、本来であれば、この指定管理者の選定は議決事項なんですけど、12月議会でやらなければいけないと思います。私が思いますのに、なぜ12月議会で選定委員会が設けられなかったかという疑問の関連の質問なんですけど、本来であれば最終年度の年度が始まったぐらいから公募の準備をし、それをやっていないと、例えば今回のように年度が終わるまで数カ月間でよしんば選定されたとしても引き継ぎはできないと思うんですね。私は平素から指定管理者のあり方についてはる質問いたしておりますが、想像いたしますのにこの前回の現指定管理者といろいろな意見交換をされていないんじゃないかと思います。つまり、指定管理者のモチベーションと申しますか、私はこれをやったほうがいいと思いますというような、そういった提案が本来指定管理者にもおありなはずで。逆に依頼する側からすれば、何か不都合あるんでしょうかとか、そういった意見交換がなされていないからこそ今回のようにあたふたと1年ということになったと思います。その辺、担当

部長として指定管理を選定する最後の年度に当たってどういう感想を持たれますかというのが2つ目の質問です。

議長（鈴木 悦子君）

議案質疑の中で感想というのではないと思うので、この経緯についてだけ。

〔「取り消しとかにや、わしが特別委員会〔聴取不能〕取り消さによいけんのか、ちゃんと取り消せよ」と呼ぶ者あり〕

岡野議員、経緯についてだけで、感想というのは取り消してください。

4番（岡野 鉄舟君）

じゃあ、質問言いかえましょうか。

議長（鈴木 悦子君）

今の感想を聞かせてくださいと言われたその文言を取り消して。

4番（岡野 鉄舟君）

いや、なぜじゃあしなかったのという。

議長（鈴木 悦子君）

だから、今言われたんで、その部分だけを取り消していただけますか。

4番（岡野 鉄舟君）

じゃあ、感想というのはやめますが、なぜしなかったのというか、その原因ですよ、依頼する側としての。

議長（鈴木 悦子君）

経緯ですね。

4番（岡野 鉄舟君）

経緯でいいです。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、現在の指定管理者である後山地区自治会でございますけど、最近はコスプレイベントや、それから写真撮影会を開催するなど、それから冬の営業もしておられまして、非常に熱心に運営の努力をされているように思います。そういうことで引き続きということで後山部落自治会と協議を重ねていたところ、公募することについて公募期間を十分とらないといけないというようなこともありまして、公募の実施がおくれまして、12月からの募集になってしまったということで、今回1応募者から非常に熱心に御提案はいただいたんですけど、残念ながらサービス水準に達しないということで、また改めてこの施設を生かした運営をしていただくように31年度において早目に募集をさせていただきたいというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

十分に答弁をしていただけてないんです。3回目で済みますから立って質問しますが、いいですか。経費の節減は指定管理者の当然の義務ですよ、受けていただく以上は。その次に大事なものは、ここで言えば後山部落自治会のこの方が代表としてあのベルピールを経費の節減以外に何をプラスアルファの指定管理として義務を履行すると、それをよしとして選定委員会は何を判断でされたんですかということですよ。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

済みません、私の言い方が少し不足していたようでございます。

指定管理料については変更する予定はございません。それから、節減以外に何をということでございますが、先ほど申し上げましたように施設の管理運営においてコスプレイベントや写真撮影会を開催することで新たな利用者を増やしていきたいということでございます。

〔4番岡野鉄舟君「終わります」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第18号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第19号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号10番岡本泰介議員。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

私は、この作東バレンタインのホテルの指定管理についてお伺いいたします。

受けるほうは株式会社作東バレンタインホテル代表取締役萩原誠司ということでございます。前のおおりのと思うんですが、私は今回これについて何を尋ねたいかといいますと、どこかほかのところは、適当な人を探したのか、あったのかなかったのか、その辺のことをお答えいただけたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

どこか他社を模索したかというような御質問でございますが、株式会社作東バレンタインホテルには美作市が約96%を出資しております。指定管理者を募集して別の会社または団体が指定管理者となった場合、株式会社作東バレンタインホテルを清算することになり、現在勤務しているすぐれたスタッフやモチベーションの面で混乱が生じるおそれがあると考え、募集しないことといたしました。しかし、作東バレンタインホテルは、資本金2,600万円に対しまして平成29年度末の欠損金が1,100万円という財務状況でございます。このため、株式会社作東バレンタインホテルのほうで指定管理者の期間が更新されることに合わせまして支配人の募集を行いました。既に同社の取締役会で次期支配人が決まっておりますが、その経営に期待をしてるところでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

私なんでこんなことを言うかといったら、ホテル経営というのはなかなか難しいですね、公共団体がやってく上ではね、これ株式会社になってますけど。日本国中のあっちやこっちのホテルは経営に行き詰まって、そして身売りしたとかということはもう最近ではたくさん出てると思います。そういったときに、私た

ちもこのホテルを今後どういったふうに経営していくかというのは非常に大きな問題だと思います。と申しますのも、今度また次年度の予算で2,000万円増資ということが出とるからあえて申し上げてるわけですけど、この辺で私たちも作東バレンタインホテルというのに対して今後どうしていくかということを模索十分していかなきゃいけないという思いがあります。ですから、こうした質問してるわけで。行き詰まったホテルが、ホテル再生機構というわけじゃないですけど、一般の会社なんですけど、そこを買収して、年間単一料金で盆も正月も何もないもう年間7,000円なら7,000円と、もう通しの料金でやって成功をおさめてるといような例もあるんです。ですから、私たちはこのホテルが余り古くなって毀損してしまわない間に新しい方法を模索せんと私はいけんと思うてあえてこういう質問しとるわけで、市が96%出資しとるから募集しなかったということなんですけれども、そこ何かちょっと言葉がわかりにくいところがあったんですけど、私は今後とも考えていかないけん問題だと思うんで、市長、その辺はどう考えられとるかお答えください。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

お尋ねの気持ちは私は全く同感であります。当面支配人の公募という形で新たな活路を開こうということは私も同意はしてるんですけども、最終的にさまざま形で新たな指定管理者を根っこから探すということについては、これはもしいればお尋ねの中であったホテル再生管理機構……

〔10番岡本泰介君「そんなもんはないです」と呼ぶ〕

ないんでしょう。全国の流れをよく見ながらなんですが、実はこういう判断をする前提として幾つかの可能性を一昨年探ってはみたんですけども、なかなか直ちにいい手が挙がりそうでもないという状況判断もございました。そういうことの中で、若干の落ち込みがありましたけれども、市内の有効な雇用の維持という観点や、あるいは設立当初からの旧作東町の思いなども聴取をした結果、当面この形でやっていこうという判断になったわけですが、お尋ねの趣旨についてはよく理解をしてるつもりでありまして、今後の検討の参考に十分したいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

市長のお気持ちはわかりました。先ほどのホテル再生機構、それはないんですけど。新聞なんか出てますわね、ユウユウクラブか何か。もう年間7,500円でしたかね、どんないいホテルも悪いホテルでも一律7,500円で、今言ったように盆も正月もない、年間一律料金、早い者勝ち。物すごく人気があって、そういった経営をして成功してる会社もあるわけですから、いろいろ研究して下さって、この作東バレンタインが来年2,000万円の増資で済むんですけど、また再来年2,000万円、3,000万円というて次々出るようじゃ困るわけですから、新しい方法を模索するという事は非常に大切だと思います。じっくり早く研究してください。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第19号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

それでは、補正予算につきまして議案質疑をさせていただきます。

第1点目は、補正予算の7ページにあります第3表、債務負担行為補正変更でございます。毎度のことなんですけど、債務負担行為とは一体何ぞやということですが、若干テレビを見ていらっしゃる方に説明をさせていただきますと、契約とかそういったものをするためのものあるいはその一種なんですけど……。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、議案質疑ですからそういった説明はよろしいと思います。質問だけしてください。

4番（岡野 鉄舟君）

第1点目ですが、美作クリーンセンター長期包括運営業務委託関係でございますが、変更前の限度額の積算内訳、つまりそれぞれの項目に係ります積み上げたものが32億円になりますということと、今回28億1,200万円ですね、それに落とされているんですけど、今申し上げました項目に対応する今回の額が幾らかということが第1点目の質問でございます。

そして、2つ目の質問でございますが、今回落とされている28億1,200万円の限度額の正当性はどのように立証されるのかということでございます。

3つ目でございますが、契約を締結されていると思いますが、いつ締結をどの金額でされたのでしょうかということでございます。

以上3点、まず最初の質問です。

議長（鈴木 悦子君）

歳出のほうも一緒に。

4番（岡野 鉄舟君）

失礼しました。ごめんなさいね。26ページをお開きいただきたいと思います。

款4項2目1塵芥処理費でございますが、今回の減額補正の内訳として2億5,932万1,000円というのが26ページにございますが、この額につきましては昨年の4月の臨時議会の予算でございます4億1,840万円、内訳は委託料が3,850万円、工事費が3億7,990万円でございますが、その財源内訳が今回どのようなになっているのかということでございます。

そして、2つ目の質問でございますが、今回の減額補正はどのセンターに係るものかということと、そういうふうに減額補正をするその原因と理由はなんでしょうかということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）

失礼します。岡野議員の御質問の7ページの表3の債務負担行為の補正の変更でございますが、変更前の限度額の積算内訳とその内容に対応する今回の補正額の内訳でございますが、まず変更前の10年間の限度額積算内訳は、まず先に税抜きでいかせていただきますけども、人件費が11億5,900万円、それから用益費、物品費が2億3,450万円、それから点検、検査、測定費が1億6,840万円、それと修繕費が10億6,960万円、その他一般管理費が2億6,790万円で、これが変更前の限度額の合計額が税抜きで全部で28億9,940万円、これに消費税の10%を加えまして、金額を丸めて債務負担行為上限32億円としております。

それと次に、今回の補正額の内訳でございますが、これも税抜きで人件費が9億2,400万円、用益費、物品費が3億36万円、それから検査、点検、測定費が1億6,999万円、修繕費が6億730万円、その他一般管理費が5億7,795万円、それで今回の補正限度額の合計が税抜きで25億5,800万円、これに消費税を加えまして補正限度額を28億1,200万円で計上させていただいております。

次に、今回の限度額の正当性をどのように立証するかという御質問ですが、平成31年度から10年間の長期包括運営業務をプロポーザル方式により公募しまして、募集要項、要求水準書及び業務委託契約書案を公表いたしまして、業者から提出された企画提案書及び見積書について事業者選定審査基準書にのっとりまして、審査委員会において慎重に審査した結果、技術評価、価格評価ともに要求水準に達していると判断されたものであり、この後、提案者との協議の結果、合意した金額をもって補正額を28億1,200万円とするものでございます。なお、仮契約は行っておりませんが、契約金額は消費税が8%で計算しておりますので、今の段階で27億6,264万円でございます。

〔4番岡野鉄舟君「いつ締結したんですか」と呼ぶ〕

2月5日でございます。

それと次に、②の歳出26ページの款4項2目1の塵芥処理費、減額の2億5,932万1,000円でございますが、今回の減額補正の内容として、平成30年4月臨時議会の予算である4億1,840万円及びその財源内訳がどのようになっているかとの御質問でございますが、平成30年、この4月議会において増額補正した南部及び北部美化センター上部解体に係る費用4億1,840万円のうち、2億2,170万6,000円を減額するものでございます。

〔4番岡野鉄舟君「ちょっと濟いません、もう一度」と呼ぶ〕

2億2,170万6,000円を減額するもので、財源であります合併特例債についても2億760万円を減額するものであります。今回の減額補正は、旧南部環境美化センターに係る補正額が1億5,824万9,000円の減額、旧北部環境美化センターに係る補正額が6,345万7,000円の減額であります。

次に、減額の理由についてでございますが、大きく3点ございます。

1点目は、予算時の見積もりと実施設計に幾らか差異が生じたためでございます。2点目は、入札のときに価格が非常に低い価格で落札したためでございます。3点目は、南部環境美化センターの工事において、地元調整等で工事が少しおくれておりますので、年度内の出来高払いが減ったことが主な原因でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をまず債務負担行為の関係、包括業務委託関係で質問させていただきますが、私は平素から情報公開請求をされていた数字をずっと見て、市民の方が何を問題視され、何に関心があるかということを見ているわけですが、このクリーンセンターにつきましては私が議会に出るずっと昔からのことですが、広域でどうするかということで単独でやったという経緯をいろいろ文献を見る中で承知をいたしております。ちょうどその説明会の情報公開請求をした資料の中に、ページがなかなかないんですが、美作市新ごみ処理施設建設に向けてという情報公開請求されたものがございます。その中に、ページが書いてないんでわからないんですが、こういった数値が載っております。広域施設と単独施設の建設費の比較というものと、それに15年間の維持管理費を加算してシミュレーションした場合は次の場合となると。このことについては部長は当然ごらんになっていらっしゃると思いますが、その数値を今見てるんですが、美作市単独

でやった場合には総事業費が45億円でありますよここに書いてあるんです。もう一つ、じゃあその15年間の維持管理費を加算してシミュレーションした場合は幾らになるかということで、72億円と書いてあるわけです。72億円から45億円を引きますと27億円になります、15年間ですよ。つまり1年間でどのくらいになるかといったことを考えたときに1億8,000万円です、単純に割ればですね。今部長がおっしゃられました税抜きで本契約をしてる額が27億6,700……。

議長（鈴木 悦子君）

25億5,800万円。

4番（岡野 鉄舟君）

ああ、ごめんなさい。税抜きで25億円ね、込みだったら27億円だと思うんですが。これを比較してみたときに、税込みの部分を単純に私10年間で割ってみますと、2億7,600万円ぐらいになるんです。広域が、いろいろな正確な数値をされてると思うんですが、15年間でやった場合に1億8,000万円です。この差額約9,600万円ぐらいあるんですね。約1億円、差額がね、1億8,000万円とその2億7,000万円で9,600万円ぐらい。これを単純に比較した場合、私は素人なんです、これを比較したときに1億円ぐらいなおかつ高いんじゃないかなという感じがいたしております。この資料は広域が恐らく責任を持ってつくられて、地元とかいろいろ説明をされた資料だろうと思うんですが、今私が申し上げた観点から見て、先ほど部長がおっしゃられました32億円が税抜きであれば28億9,900万円、それから税抜きであれば25億数千万円という数字を見たときに、税込みであれば27億6,000万円ぐらいなんです、32億円から27億円になったとして債務負担行為が下がったとして、とてもじゃないけど喜べる数字じゃないと思うんです。よく下がったというふうには私は決して思いません。

そこで、部長に質問なんです、この広域がつくられた資料と先ほど今回で債務負担行為として下げられている額、その額との整合性というか、正当性は非常に立証される必要があると思うんですが、これを部長はどのように説明をされるのでしょうかということでございます。それが第1点目の質問です。

2つ目の質問は、32億円のときに私どもは近隣の市と町を比較して非常に高いと、十分な審議ができてないということで御提案をしたら、できなくて私を含めて数名の議員は退席をいたしました。そのときの数値でさえも何に求められたデータをされたかということが説明をいただいていた。今回改めて質問いたしますが、28億1,200万円の債務負担行為を落とされた数値のベースになった根拠ある数字は、何をデータとしてされたのかということ、2つ目の質問にさせていただきます。ですから、2点ですね。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）

まず1点目の、整合性なんですけども、その72億円を私が理解してないんですけども、それが何のあれか。工事費が45億円か何かというのは聞いたことがあるんですけども、実際それがトータルしとるのが現在約44億3,000万円ぐらいな工事費の集計が最終処分場としてそれくらいになるんですけども、それはその金額ぐらいになっているのが1つと。

それからもう一点、29年の今の管理費ですね、クリーンセンターの。あれが4億5,000万円ぐらい年間要っとんですけども、それを計算しますと先ほど言われる27億円ですかね、言われた金額やこうになるような、実績の数字がそれだけいっとんで、トータルで。その72億円の根拠が私もちょっとわからんんですけども、金額的にはそういう金額が実際要っております。

それで、32億円から27億円ぐらいに下がっておりますのは、結局うちとしましてはもともと32億円の工事

で設計書的な見積もりと27、8の人件費とか用益費とか実績の数字を使いまして、修繕なんかは見積もりをとって請求書をこしらえて、それに対して今のプロポーザルをかけて、業者が見積もりをしてきたものがその27億円幾らになつとるということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問させていただきます。

これ以上できないんで、あとはあすの産業建設委員会にバトンタッチをせざるを得ないんですが、3点質問いたします。

まずは、修繕費です。10億円、1年でいえば1億円はかかるということで、市長も前回のときに言及をされておりますが、今回が6億7,000万円、それにしても6,700万円。これは、私どもが近隣の市町を視察に行つて勉強したときに、よくニーズが出ている町であつて、市であつて、例えば2,000万円ぐらいです。6億7,000万円といえは年間約7,000万円ぐらいですから、四、五年たった上でそれほどのものが要らないんじゃないかなという素人考えがございますが、これがなぜ6億7,000万円で済むのかという質問でございます。

それから次は、人件費です。11億5,000万円から9億2,400万円に下げているということなんですけど、これも私が勉強というよりも過去の文献を見て、24時間の3交代制から16時間の2交代制にかわつてるといふうに承知をいたしておるんですが、これを考えたときに人件費はもっと下がり代があるんじゃないかなと、そういう感じがいたしております。例えば私が素人なりにその2つの質問をただけでも、税抜き25億数千円という数値は非常に高いと思いますが、これをどのように正しいといふうに立証なされますか、というのが3回目の質問です。

以上、3点ですね。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）

修繕費の10億円が6,000万円、6,000万円が高いということなんですけども、まず最初に今の5年間は新しかったんで、瑕疵も何年かあつて、修繕費はほとんど使っておりませんし、さっきこの2,000万円を言われたんかわからんですけど、赤磐なんかにお聞きしましたら当初予算は2,000万円だったんですけど、補正で三千何百万円という補正で修繕をされたりもしております。うちの場合にも今のクリーンセンターを建設する前の修繕費も調べてみたんですけども、7,000万円から8,000万円ぐらいやっぱり使っております、それぐらいは2つで使っておりました。それで、あくまでももうこれ見積もりで、それがどうこうということはないかな難しいところがあるんですけども、今後使い出したらどうしても機械が古くなったらメンテも出てきますし、部品的な修理も必要になってくると思っております。

それから、人件費の3交代から今2交代と言われたんですけど、これ初めから見積もりをとつとんのは16時間稼働でとっておりますんで、2交代は2交代のままだと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

ここでこれより10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

12番萬代議員が葬儀のため退席です。

それでは続きまして、通告順番2番、議席番号10番岡本泰介議員の発言を許可します。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

私は6ページの災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、繰越明許ですね、現年公共土木施設補助災害復旧事業が4億円繰り越しになっております。この主な内容はどんなものかということをお知らせいただけたらと思います。

それから、先ほど岡野議員が言われた美作クリーンセンター長期包括運營業務委託ということで、先ほど内訳は言われたんでもうダブるんで、それはまた委員会のほうでやってもらうたらいいですから、さっきの一番最後のほうで岡野議員が言われたことが宿野部長もおわかりになってなかったようなんで、私がもう少し補足的に言います。これは、美作市が単独でいくか津山も一緒にやるかというときの試算が出てるんです、試算が。それで、美作市が単独でやるときに建設費の総事業が45億円で、そして運営費を含めたら15年間で72億円かかるという試算をしとんです。ですから、その差額、72億円と45億円の差額が27億円になって、これが15年間の運営費ということになるんです。ですから、割り算をすると年に1.8億円になると。1億8,000万円年に運営費がかかると。それに比べて今回の包括契約は10年で2億8,000万円ですから、1億円近く高いんじゃないかということをお野議員が言われたんです。前の試算が狂うとったんか、今度の試算が正しいんか、ちょっとそこら辺が私たちじゃわかりにくいところがあるんで、それを部長に説明してくださいというのが岡野議員の質問だったんです。私はその内容を理解したんですけど、宿野部長はちょっとよくおわかりになってなかったんじゃないかなという思いがあるんで、そこら辺の説明をしてください。

次の私の質問は、同じく今度は7ページですね。7ページの中小企業設備資金利子補給金が増加してるのはなぜかということなんで、その理由を言っていたらいいです。

次は16ページ、歳入のほうで16ページの4、款の4のところ農林水産業費県補助金が入れかわったような形になってるんですね。有害鳥獣のとこなんですけど。わかりますか。農林水産業費県補助金の節の2、林業費県補助金の中で有害鳥獣駆除事業県補助金が1,562万8,000円と16ページに出てます。そして、今度は17ページに同じく……。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、④と⑤がごちゃごちゃになっとんです。ですから、④からもう一度やり直してください。16ページです。

10番（岡本 泰介君）

ああ、16ページの④。農林水産業費県補助金、はいはい、県支出金のとこですね、款の4。

議長（鈴木 悦子君）

ここからもう一度質問し直してください。

10番（岡本 泰介君）

16ページの款の4農林水産業費県補助金、節で2、林業費……。

議長（鈴木 悦子君）

節1。

10番（岡本 泰介君）

あっ、節2です。ここ2と書いてあるけど。

議長（鈴木 悦子君）

節1と節2が両方出とん、2,064万2,000円の部分を言ってください。それから、その後2,886万6,000円。

10番（岡本 泰介君）

いや、そこはええんです。

〔「書いとるが」と呼ぶ者あり〕

ああ、ごめんなさい、済いません、ちょっと私勘違いしておりました。

節1、ここで全部△印なんですね、節1が。それも結構ばらばら100万円単位でだっと減ってるんですけど、これがどうしてこういうふうにだだだ減額になるのかなと。全部答えられなかったら大きいもんからでもいいですから、2つ、3つでもいいんですけど、全部答えられりゃそりゃ答えてもらっていいんですけど、どうしてこんなに減るのかなと、減額になる理由がよくわからないんで教えてください。

その次が、県補助金の林業費県補助金で、有害鳥獣の分が何か数字が16ページと17ページでほぼ同程度の金額が入れかわっていると、補助金が交付金に入れかわるとるわけですね。これは、どうしてこういうことになるのでしょうか。大したことないのかもわかりませんが、補助金と交付金の違いがどうして出てくるのかなというのが私たちはちょっとわからないんで、それを教えてください。

それから次は、歳出の28から29ですね。ここで財源更正がばっとたくさん出てるんですけど、28の終わりから29にかけてですね、商工費のとこなんですけど出てるんです。多分いい財源があったから振りかえたという理由なんでしょうけれども、これだけのもんが変わるといことがよくわからないんで、1つずつ教えてください。それだけです。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

それでは、歳入6ページの繰越明許費の内訳でございます。これは、7月豪雨の災害ですけれど、土木施設で67件施設災害が出ております。道路42件、河川25件ですが、そのうち工事請負費といたしまして46件分、3億7,800万円と調査を継続する地すべりの箇所がございまして、その設計委託料1件分で2,200万円を見込んでおります。

続きまして、④の歳入、16ページの農業費県補助金でございます。2,064万2,000円のうち建設部分が779万円となっております。小規模土地改良事業県補助金359万円の減額、農村地域防災減災事業県補助金200万円の減額、農地耕作条件改善事業県補助金220万円の減額、これいずれも要望額に対して県の補助金が割り当て額が確定したもので、要望額に達しなかった分を減額したということにしております。

それから、⑨歳出29ページの財源更正20万円でございます。款8の項1目1でございます。これにつきましては、県が実施する急傾斜地崩壊事業、山元地区の市の負担金に充当する起債額の更正でありまして、事業費の確定により、起債借入額に充当できる許容額いっぱいに変更をしたものでございます。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）

失礼します。岡本議員の②の債務負担の金額についてでございますが、先ほども言いましたけども、建設費45億円が44億3,000万円ほど要っております。それで、この72億円がいつ試算されたものか私もわかりませんが、現に29年度の決算において管理費が4億5,000万円要っておりますので、その試算がええか悪いかは私もわからないんですけども、それとはかなりかけ離れております。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

それでは、経済部の関係について3番目の項目から答弁させていただきます。

まず、7ページの第3表、債務負担行為補正の変更ということで、美作市中小企業設備資金利子補給金の増加でございますが、この利子補給金は事業所等の新築または増改築、機械及び備品などの設備に充てる資金で、1借入れ当たり50万円以上の借入額に対して5年間、年利2%以内に限り利子を補給する制度でございます。当初予算では借入予定事業所22件、借入額4,600万円で算定しておりましたが、借入申し込みが4件増加し、借入額のほうも3,904万6,000円増加したことがありまして、限度額を50万円増額するものでございます。

続いて、4番目の農業費県補助金の減額について経済部所管のものでございますが、それぞれについて理由を申し上げます。

まず、中山間地域等直接支払事業交付金107万8,000円の減は、当初予算では過去3年の平均増加率等を見込んで17ヘクタールの増を見込んでおりましたが、2協定6ヘクタールの増にとどまり、見込みに達しなかったため、減額補正としております。この補助率は4分の3でございます。

続いて、中山間地域等直接支払推進交付金2万2,000円の減は、対象事務費の確定による減額です。これは、補助率は100%でございます。

次に、農地中間管理機構集積協力金県補助金545万2,000円の減は、当初予算では面積は平成29年度の実績に基づき、13.1ヘクタールで単価も基準限度額で計上しておりましたが、対象面積が4.6ヘクタールとなり、単価も限度額以下となるため、減額補正としております。補助率は100%でございます。農地中間管理事業では、全ての農地を預けて離農するケースが減りまして、農地の一部を貸し付けるもの、この場合は基準単価が安くなりますけど、そういうケースが多くなっております。

続いて、多面的機能支払交付金300万円の減は、当初予算では5地区の増と見込んでおりましたが、3地区が合意に達せず断念されたので、2地区の増にとどまりまして減額となりました。補助率は75%でございます。

続いて、荒廃農地等利活用促進交付金330万円の減額でございますが、農地の再生作業と土地改良を予定されていた2名が1名の実施となったため90万円の減と、再生後の農地への施設整備、これはブドウ棚を整備したり、ハウスやスプリンクラーなどの整備が対象になりますが、再生後の農地への施設整備について要望がなかったため、こちらが240万円の減ということでございます。補助率は100%でございます。

続いて、5番目の16ページの林業費県補助金の減額でございますが、有害鳥獣関係が交付金から補助金に入れかわるということでお尋ねでございますが、これはこちらの財源がなくなったからこちらの財源を求めたと、そういう入れかわったものではございません。まず、鳥獣被害防止総合対策交付金、こちらは国庫補助金で1頭当たり主に7,000円から9,000円の交付となっておりますが、全体のイノシシ、ニホンジカの捕獲頭数が1,049頭の減ということで、この国庫補助金が減額ということになりました。一方、有害鳥獣駆除事業県補助金と申しますのは、これは単県の補助金でございますが、1頭当たり原則4,000円でございますが、平成29年度までは捕獲強化月間ということで7月から9月が県補助の対象でございました。これが平成30年度からは通年、1年間を対象とするということで、補助となる対象期間が大幅に拡張されました。このことに伴いまして、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル合わせて3,365頭の補助が該当になったと。それから、10月に限っては倍の8,000円の補助ということになりまして、その10月分のもも加えて1,562万

8,000円の増となっております。

それから、6番目の財源更正のほうへ参りまして、款の7、項の1、目の2でございます。商工業振興費の財源更正でございますが、こちらは地域活力創生事業雇用促進奨励金という事業がございまして、2,330万円の事業費で、こちらには過疎対策事業債のソフト事業分1,300万円を今まで充当しておりましたが、今回このソフト事業分160万円を追加することができることになったため、増額で更正をしております。

続いて、目の6観光施設費の財源更正でございますが、こちらは補正予算（第2号）において能登香の里施設の改修事業を予算計上しておりまして、辺地対策事業債730万円を予定しておりましたが、こちらの起債の枠がないため地域活性化事業債に変更するもので、充当率が100%から90%になるということで70万円の減となっております。

それから、8番目の大芦高原国際交流の村管理費の財源更正でございますが、こちらも補正予算（第2号）においてバンガロー解体事業というものを一般財源で計上しておりましたが、この解体事業について過疎対策事業債ソフト事業分の発行ができることになったため、830万円を増額しております。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

それでは、私からは⑩から⑭ということでございます。

⑩、⑪については同じことなので一括して説明をさせていただきます。この財源更正が可能になった理由でございますけれども、これは15ページ歳入にございます国庫補助金のうち、教育費国庫補助金として教育支援体制整備事業国庫補助金の交付が決まったことによる財源更正でございます。

また、⑫の項2目1の更正でございます。これにつきましては、15ページの歳入の教育費国庫補助金のブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金の交付が決まったことによるものでございます。

また、⑬でございますけれども、これは21ページの市債のうち、教育債の学校施設整備事業債が承認されたことによる財源更正ということでございます。

また、⑭でございます。⑭につきましては、同じく市債のうち、教育費、幼稚園施設整備事業債が承認されたものの財源更正ということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

一通り1回目の答弁が終わりました。2回目の質問です。

10番（岡本 泰介君）

さっきの現年の公共土木なんですけど、結局実施率が非常に低かったという、間に合わなかったんか六十何件が四十何件とか何とか、数字どこに書いたかな、私の判断としては非常に数字が低いなという思いがしてるんです。それがどうしたことなのかということが私は本当は聞きたかったんですけど、もし答えられたら教えてください。何に原因があるのかな。たくさんあったからできなんだと言われりゃそれでもいいんですけど、何かほかにもあるんじゃないかなという思いもしております。

それから、先ほどの私の45億円と72億円の差額の27億円というのは、平成20年ごろですか、施設ができるころのこれは市がした試算なんです。何も議員がしたもんじゃないんです。年に1.8億円ぐらいかかるだろうという試算がしてあるんですね。それに基づいて私が今言ってるんで。今私4億5,000万円ぐらい29年にかかったというその中身がよくわからないんで、このときの試算の中身と比較せにゃ本当は私もいけんと思いますがけれど、それは産建のほうにお任せして、それはほんなら私はそのことについてはもうよろしいで

す。

それから、先ほどの鹿のことなんですけど、私が単なる数字が似とったからそんなことを勝手に言うただけで、説明を聞いてようわかりました。単に数字が近かったというだけで理由は全然別の話だということ、それで結構です。

それから、先ほどの農業費県補助金がだだだ減った、例えば13.1ヘクタールが4.6ヘクタールになったとか5地区だったのが2地区になったとか、いろいろ減少になった理由はわかるんですけど、それだったら最初の見込みというのはどういったことでされとったんかなど。今聞いた話では、半分以下になってるところがほとんどのような気がしたんで、最初のほんなら見積もりというんか、考え方が非常に大ざっぱだったんか、少し多目にしてたほうがいいと思うてされたんか、そうしてたほうが間違いないと思うてされたんか、それはそれでもええんですよ。ちゃんとした理由言っただけりゃそれでええんですけど。できるだけ数字が近いほうがわかりやすくいいわけですから、そういうことでお願いしたいと思います。

それから、財源更正いろいろと聞きました。新しく決まったもんもあればソフト事業のほうに振りかえたというようなことで、それも皆さんは市民のために少しでも安くいい方向でという思いでされてるというのもよくわかるんですけども、新たに研究したからわかったというようなものはないようにしていただかねとね。わかりますか、言ってることは。研究しよったら新しいもんが出てきて、そっちに振りかえたんじゃというんじゃちょっとまずいんで、しっかり日々研さんをして、市民にとって有利なものを常に開拓していただいて、こういうことがどんどん起きないようにしていただけたらという思いであります。もう国や県にいろいろと皆さんも勉強されとんだと思いますので、そういったことに努力を重ねてください。

私の質問は以上ですが、答えを求めとるのを、ほんなら。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

御質問、件数が67件あって46件繰り越しということになると、約3割しか年度内に完成しないということです。発注のほうは建設のほうの公共土木のほうは査定を受けてすぐ発注しておりますので、多分遅いということはないと思っております。ただ、議会の一般質問の中でも答弁したことがありますけれど、施工者側のほうは高齢化があったりして、技術力は保っておられるんですけど工事をこなす全体量の力がちょっと落ちてくるのかなということ。いずれにしても、優先としましては道路ということになるんですけど、しっかりと安全・安心を図っていかねばならないので、早期にやっていただくように指導してまいりたいというふうに思います。

[10番岡本泰介君「わかりました、よろしいです。しっかりやってください」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

内海議員。

17番（内海 健次君）

一般会計、7ページ、債務負担行為。2人の議員が質問されております。実はこの件については、広域から市の単独まで私が全てかかわっておりますからよく知っております。金額について立証せいというふうな

ことが出ましたけど、まず立証はできません。ただ、先ほど部長の話の中で維持費が29年度は4億5,000万円とか6,000万円、単純に計算したら10年として45億円ぐらいになるじゃないですか。これが全ての立証の数字だと思います。

そこで、我々12月でしたか、9月か、附帯決議を出しておりました。附帯決議を32億円に対して委託期間5年ぐらいでもう一回見直してくれとか、金額についてもしっかりやってくれとか、こういうことで賛成をいたしました。その結果、3億8,800万円が削られたと。この金額に対してどういうふうに皆さんが思われるかは別として、我々が出した、山本、内海両名は非常にありがたく感謝を申し上げたいと思っております。簡単なことを言えばそうでしょう。

削減したものをそのまま金額を累計したときにどのくらいになりますか、部長、削減。今のまま直営がしたときの金額と皆さんがしっかり業者と折衝したというんか、これは技術に対して行政の技術、民間の技術ががらんこしての数字でしょう、これが。それを僕は評価したいから言よんですよ。その数字をおっしゃっていただいたら、もうそれが全てじゃないかと思います。私の説明がわからんかな。今までの金額と累計と、あなた方が32億円は最初ですよ。それを3億8,800万円削減して、それを10で割った数字と比較したときに、あなた方の仕事の評価が出るじゃないですか。堂々と自分で叫びなさい。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）

失礼します。今、内海議員が言われたように、32億円があくまで設計の金額でございます。それが結局28億円幾らで契約したということ。工事でいいますと、設計書が32億円で、契約が28億円ぐらいになったということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

私が代弁しますと、32億円に至る前に既にこのままやったら32億円を超える数字が出ておりました。具体的な数字は覚えておりませんが、それを足すと少なくとも4億円を超え、4億数千万円になる数字が出ます。それが現状からの削減効果ということになりますので、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

17番（内海 健次君）

もう一点。それから先ほどから資料が出ておまして。2回目はできんじゃろう。

議長（鈴木 悦子君）

できます。

17番（内海 健次君）

これは、当時の広域から流れてきた資料だと思います。私が一番よく知っておりますから。それを参考にお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

答弁は要りませんね。

17番（内海 健次君）

要りません。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

教育委員会の次長の答弁で、こういうことをみなされとったとかそういうことはなくって、私が思うのはそこに座った時分に安全を見て、例えば30ページの10の教育費、小学校費、学校管理費においては、地方債を2,750万円が減になって、一般財源が121万3,000円は安全を見てそうしとったんだけど、努力によって国庫補助になったんでしょう。それを副議長じゃないですけど、もっと強調して言ってください。何か悪いことしとるように言われたらつまらんでしょう。だから、私が見るのには国庫補助に向かって努力した、ほかの財源更正においても一般財源を有利なほうに振りかえたんですという答弁をもう一度してください。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

教育委員会としては、有利な財源確保について、どのことでもそうですけれども、特にブロック塀、空調については当然こちらのほうから県を通じて交渉した経緯がございます。その結果、ことしは夏が暑かったということで、国のほうも緊急的な対処ということで、うちとすれば早くしたいという気持ちがございます。この時期に間に合ったということで、通常であれば今本当にすればもっと時間がかかるんですけども、30年度で間に合ったということで評価に値するかなというところが1点と、やはり起債についてもそうです。一般財源や基金を使うよりは企業債、うちは過疎債が使えますので、そちらのほうに申請をして、通りましたので、ここで財源更正がかかったということで、これも有利な財源を使わせていただいたということで自負しております。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

私の想像のとおりでしたので、本当にいい答弁だったと思います。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第20号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第21号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議案第21号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、質問をさせていただきます。

まず、予算書の9ページから10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の中なんですが、徴収した国民保険税額4億9,109万7,000円と県への納付金であります国保事業納付金の6億9,669万9,000円との差が何であるかということが第1点目でございます。

それから、2つ目ですが、昨年の4月から運営主体が市町村から県に移管されておるんですが、何が変わったかという事務内容についての質問でございます。

それから、大きい項目の2つ目でございますが、歳入の11ページ、款1項1がございまして、国民健康保険税につきましては1,922万7,000円減額されております。それから、病院への納付金であります保険給付費の減額が7,850万円、病院への支払いですね、それが減っております。

それと、県から入ってくる普通交付金でございますが、これが7,890万円、12ページでございますが、減っております。

それと、国保税が今申し上げましたように1,922万7,000円減っております。つまり、制度が昨年の4月から従来は税を市町村が徴収したわけでございますが、徴収した税を県に納付して、それから県から特交という形で保険給付費があり、その財源をもとに病院へ支払いをするという非常に複雑なシステムになっているんですが、私先ほど申し上げました、それぞれの税を徴収して、県へ納めて、県からもらって、病院へ納めるという、それぞれの減額の数値がございまして、これをどういうふうに理解したらいいかということです。そこを②、③、④と書いておりますが、その質問の趣旨でございますが、御回答いただきたいと思いません。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

それでは、徴収した国民健康保険税額の4億9,109万7,000円と国保事業納付金6億9,669万9,000円との差は何か、平成30年4月から運営主体が市町村から県に移行され、何が変わったかという質問でございますが、歳出の国保事業納付金と国保税の差につきましては、納付金の財源が国保税のほかには歳入にございまして県から交付される補助金等で交付されておりますので、差額が生じております。

次に、平成30年度より新国保制度が実施されており、都道府県が財政運営の事業主体となり、運営のあり方が変わっております。県が市町村ごとの国保事業納付金を決定し、市町村はこれを県に納付することになりました。

次に、②、③、④をあわせて説明をさせていただきます。

保険給付費の減及びこれとリンクする普通交付金の減と保険税の減との関係はどうかという御質問でございます。

まず、国保税の減額補正につきましては、被保険者の減少等により減額しております。保険給付費の減額補正につきましては、12月までの支払い状況から今後の見込みを立てております。マイナスの7,890万円の減額をしており、医療給付費は歳入普通交付金で賄われることから、医療給付費の減額分として普通交付金を7,890万円減額しております。以上のように国保税につきましてはリンクしてはおりませんが、普通交付金と保険給付費はリンクしております。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

ちょうどシステムが変わる前年度末に保険料の目安指示が県から来ておると思いますが、その目安指示額を幾らで30年度予算に計上されていたかということでございます。その目安指示額による積算と誤差が出ていると思うんですが、それはどれほど出ていますかという質問でございます。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

県からの指示については、あくまで参考にしておりますので、そのままを使ったわけではございません。その差を今よう答えませんが、その額を使っているというわけではございません。

〔4番岡野鉄舟君「目安指示額と30年度予算との誤差が出てははずなんです、それは答弁されてない」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

現時点では数字を持っておりませんので、後ほどさせていただけたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

4番（岡野 鉄舟君）

はい。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番2番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

国保税の補正予算（第2号）についてのお尋ねをしたいと思います。

国保税については、この30年度から運営主体が市町村から県にかわるということで、今までの予算を見る、私自身の話ですけど、内容と今回の予算を見るときにどうにも納得できないとか理解できないところが出てくるので質問なんですけど、質問の趣旨としては繰越金や基金の積立金や償還金を含めて30年度決算見込みをされて、その上でなおかつ保険料がどうだったのかというのが聞きたいことなんです。だから、30年、去年のこの時期の議会でさんざん質問をして、その中で制度が変わったんでちょっと待ってくれやというみたいな感じの中で、おおむねこういうふうにするよという話の中で、じゃあ結果的に、まだ結果は出てないですよ、最終補正ですから結果見込みとしてこれがどうだったのかというのを聞きたいんですけど。

少し具体的にここに書いてるんですけど、質問いたしますと、僕の疑問として残ってるのが繰越金が約1億5,000万円、大ざっぱな話を数字的にしますけど、1億5,000万円繰越金が去年からことし来ましたよと。当初はもうほとんど見てなかったんですけど、その金額が裏を返せば使い道があるわけなんですけど、基金の積立金で9,000万円、それから償還金、今までもらい過ぎたもんが6,000万円、1億5,000万円がブラ・マイ・ゼロに近い数字になっておりますよというのが1つあると思うんです。だから、繰越金とかそういうことは考えなくてもええよという意味合いなんですけど。

もう一つは、1,900万円ほどの税収が減ると。これは、去年の今ごろですから、所得も確定してないし、増減というのはあり得るだろうと思うんで、これはどう考えるのかなというのがあるんですけど、ここから質問の趣旨になるんですけど、保険給付費が約ですけど8,000万円近い金額が下がってるわけです。というのは、国保の分は要る金を必ず予算しとかなきゃいけない、結果的に下がったらええんですけど。僕の言いたいのは、保険料給付費が下がるのはいいんですけど、ありがたいことなんですけど、税収が下がると予想どおりということではないようなイメージの中が狂うてくるんです。もう少し下げてもええがなという意味合いなんですよね、国保税を当初から。そういうふうな意味合いで、もちろん収入のほうから国保税も下がり、県の支出金のほうも8,000万円ほど下がってる。じゃあ、歳出のほうについても同じように保険

給付費のほう下がってるんで、ええようにできたいんですけど、何かすっきりこないような、決算見込みをイメージした中ですっきりこないような気持ちがあるんで、そのあたり。予算書は予算書でもいいんですけど、決算見込みを頭に入れての詳しい説明をお願いします、細かい数字はいいですから。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

先ほど言われたことにかぶりますけれども、平成29年度の繰越金は1億5,081万2,033円でございます。このうち、国へ平成29年度療養給付費負担金の返還金として5,122万8,287円、それから一般会計への繰入金金の精算金として979万3,167円、先ほど言われましたけれども合計6,102万1,454円返還するようになります。予算計上させていただいております。その差額分や基金利息など合わせて9,063万2,000円を基金積立金として計上させていただいております。平成30年度の決算見込みにつきましては、1月末時点では国保税の収納率が昨年度に比ばまして若干高く推移してることなどから、繰越金が生じるものじゃないかと見込んでおります。

なお、税収が下がった原因については、先ほども言いましたけれども人数が減少したことがあると。それから、もっと下げてもいいのではないかなというお話がありましたけれども、これは新しく制度が変わりまして、納付金も30年度、31年度当初が出ておりますけれども、変動が考えられますので、なかなか今の時点で下げることは難しいのかなと考えております。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

今の答えでは、私のもやもやしてる頭がすっきりしたということにはなかなかならないんですけど。なぜかという、悪いほうに考えたら、繰越金も何もないわけです。医療費がくしゃみ1つで何千万円という、インフルエンザが何千万円というのが国保会計のもとなんです。税収のほうもある程度びしっと見られて、繰越金も同じ。俗に言うたら予算上で言う財源、お金としては基金積み立てる、それが何かあったら使えますけど、もう財源ないわけですよ、この数字を見る限りであれば。何かくしゃみ1つ増えたら国保会計バンクするんじゃないかなと、このまま全部出されればですよ。少しだけ余裕があるような話も今されたんですけど、何かそのあたりが。来年の繰越金は、極端な話ですよ、これを見る限り、もう今までの繰越金も全部使うてしもうてるわけじゃから、今年度の精算部分でうまいぐあいにいけば残ったお金、思った予算よりも収入、そのお金しかないわけです、これを見る限りね。本当に決算見込みの中でいのように予算されてるのかな、不安だな、国保の会計の場合には、先ほど言いましたように、何かあればトータル40億円ぐらいの予算の中ですからね。ある程度財源持つかないと怖いんじゃないかなという気が非常にするんで、それでお尋ねしてるんですよ。ちょっと怖いんです。もう一回頭がさっとするような説明をお願いしたいなと。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

岩崎議員の頭がすっとするかちょっとどうかわかりませんが、想定では繰越金が今年度出ると思いますが、9,000万円というのは29から30年度の繰り越した分を基金へ積んでおります。基金を積んでるということは、来年度、今言われたように大きな支出があるような場合には基金のほうから取り崩しをさせていただきたいと考えております。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

今年度会計パンクするんじゃないかなという話をしてるわけですよ、ええようにいかなんだ場合。十分余裕があるんだったら、言葉をまた変えりゃあ、国保税をもうちょっと下げる可能性ができたんじゃないかという話までしてるわけです、決算見込みからいうとね。本当に決算見込みをされて、数字をよくよく読まれて、その中の一部を補正予算されたんだろうと思うんですけど、来年の繰越金がある程度あるというふうに見えないので、予備費にしても普通であればこの時期に残すような感じで予算上の都合でされるんですけど、それもぱっと見た限りないし、余裕があるということで繰越金も何でも使うてしもうてプラ・マイ・ゼロにしといて余裕があるということになれば、逆の言い方をすれば国保税が高過ぎるんじゃないかかなという議論になるんですよ。わかる、私の言うてるのが。そのあたりの数字見込みを含めて、最後ですから、3回目ですから、今年度の部分は御心配無用です、びしっとした経理ができますって言っていただけりゃ、それを信用して終わることにすると思いますけど。でも、言われることはおかしいですよ、少し。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

国保の事業の中で医療費が一遍に上がったとか、そういうふうな可能性はあります。制度が変わったことによって医療費が極端に上がった場合にも、それは県から交付金が来ますので、その分についてはイーブンになります。これから仮に極端なことを言いますと10億円増えても10億円交付金が来るということになっております。

〔3番岩崎清治君「税がもうちょっと下がるんじゃないかという話はなし。ないようですからいいです」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑をお受けしますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第21号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第22号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号10番岡本泰介議員。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

私の今回の質問は、2ページなんですけど、歳入歳出予算補正のところで、基金の繰入金が3,800万円減額になって、そして繰越金が1億円余り増額となって1億2,000万円になってるということなんです。そういったことがここに書いてあるんですけど、基金の繰入金が減ったのは、その関連としては12ページの歳出のところ一般財源が3,800万円繰り入れてあって、特定財源のその他のところが3,800万円、これが多分基金だろうと思うんですけど、ここで減額になって、財源更正というふうになっております。こんなこと何のために言ってるかというのは、私は基金が減額になってからもさらに繰越金が1億円もある、そしてそれなのに

3,800万円はまた一般会計から入れてあると。私はこの数字のやりくりというんですか、仕方について非常に疑義があるので、こういうことをする必要はないと。1億2,000万円も繰越金が出てるのに、さらに一般会計から入れてるということは介護保険の財政運営上、非常にこれはよくないという思いがいたしております。それに対するお考えはどうなんでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

今回の財源振り替えですが、もともと基金のほうから3,800万円繰り入れをする予定でしたが、繰越金と、それから第7期の平成30年度の事業費が当初計画に比較して96.6%程度の事業に抑えることができたということで、まず1つは基金からの繰り入れを行わないほうが保険料が確保できるからというところが一つあります。

それからもう一つ、一般会計からの繰り入れということですが、これは昨年11月に行いましたまちづくりのアンケートで、市民アンケートの結果によりまして、介護保険料の軽減というのは一番の市民からの要望でございます。ということで、一般会計からの繰り入れで介護保険料を抑制していくというのが一つの市の方針としての決定事項だと考えております。

それと加えまして、国のほうでは介護保険制度を社会全体で介護していくという方向ではありましたが、現状に至っては要支援者のサービスにつきましては、その大部分を市のほうへ移譲してるということで、国、県が負担する上限という枠も今現在はございます。その上限を超した分については、保険料であるとか一般会計の繰り入れで対応するということになりますので、今回も平成30年度の決算で約400万円程度この上限枠を超えておりますので、先ほどの一般会計からの繰り入れをまずその400万円に充当させていただき、今後第7期中でも今年度と同様のことも起きてくると思いますので、そういった財源に先ほどの一般会計の繰入分を充てて、保険料の安定化を図っていこうという考えでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

私は今の部長の答弁でわからないところが多かったので非常に質問に窮してるところもあるんですけど、私の言いたいのは、ちょうど3,800万円という数字が一緒なもので、非常に議員の皆さんもわかりにくいところもあるんじゃないかと思えますけど、1億2,000万円も繰越金が出てるのに何で3,800万円も繰り入れせにゃいけないのかという最初の議論にまた戻るわけですけども、財政運営上はよくない、私はそう思います。先ほど国のほうでは市へ移譲してる部分があるからというようにいろんな理由をつけられましたけど、私は取ってつけたような理由だなという思いがいたしております。もっともっと介護保険が緊迫してくれば、そりゃ私も一般会計云々という話も出てくるのはわからんわけじゃないんですけど、今の時点でする必要は全然ないのにこういうことがされてるということです。これは、前の議論で押し問答になりますから、これでもうよろしいです、答えはよろしいですけど、また予算のときに私がまたやりますから、予算審議のときにやります。もうこれ以上この議論は私はしません。もう議長結構です。予算でやります。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番2番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、介護保険のほうの補正予算をさせていただきます。

この介護保険も、先ほどの国保と同じように、ことしの3月議会で30年度予算をつくるときにさんざん議論した内容です。国保と同じような関係で説明をいたしますけれども、何かもやもや頭の中がしてるんです。というのが、この介護のほうについては1億円の次年度から今年度についての繰越金があって、その1億円の部分の使い道かどうかは別として、基金のほうへ3,800万円積み立てたと。そして、償還金が2,900万円幾らとなってますが約3,000万円、6,800万円程度のお金を積み立てたよってというのが片方にあります。もう一つプラスアルファのほう会計そのものからいうと、当初予算に基金取り崩しを3,800万円しようとしたのが取り崩しをしてないわけですよ。一般会計からのほうは3,800万円入りましたというのがあるわけ。そういう土台の中で見てみますと、介護保険料のほうについては今回補正をされておられません。ほかの補正金額の国庫支出金や補助金については金額的に少しずつ減額のほうをされておりますけれども、先ほどの説明では第7期の30年度の事業計画からいうと96.6%の実施率でしたよということだったので、3.4%ですかね、3%ちょっとの事業費が残るのが普通だというふうに思うんですけど、その金額が、いいですか、これからなんですけど、3,800万円でしたかというお話なんですけど、1号保険料に対する部分がね。計画からいうとですよ。逆に歳出のほうの保険給付費を見ると、それほどの金額が減ってないんですね、3.何%部分が。私の見る限りです。いや、違うんですよ、こうなんですよってというのがあれば教えていただければいいんですけど。ちょっとこの予算書を見ると、決算をイメージして最終予算にすると、先ほどの国保と同じように、主義主張の話は別として介護保険料の関係、基金の繰り入れの関係、すなわち1号保険料の関係ですね。これがどうなったのかっていう疑問点と、計画よりも3.4%落ちた部分がどんなに反映されてるかという部分が少しこの予算書を見る限りはつきりしないので、改めてわかるように教えてもらいたい。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。事業費の30年度の見込みですが、介護保険給付費とそれから地域支援事業費、これの合計で当初の計画額よりも1億4,700万円程度減額です。それが、先ほどの3.5%ということになります。これの23%が保険料相当分ということになりますので、1億4,700万円の23%が約3,400万円程度になりますので、先ほどの基金にびたりとはいきませんがほぼ近い数字というふうに解釈していただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

同じようなことを聞いてるんですけど、1億4,000万円ほど僕も減るだろうと、2億円弱の金額が減るだろうと思っちゃったんですよ。保険給付費を中心に見ましたら、8ページの補正額のところ、保険給付費のここは1,284万円、これしか減ってないわけですよ、桁が1個違うんじゃないかね。それから、地域支援事業費も入るのかもわからんけど、これは300万円ほどの数字なんです。だから、言われるとおりであれば2億円弱の金額が減ってるんだろう。そうした場合に、計算してないんですけど、3,800万円の22%ですかね、1号保険料の部分。全体をイメージしたときに何か頭の中にほころびがすごい出てくる。今の部長の言われるようだったら介護保険そのものの経費、保険給付費のほうは1億円幾ら、2億円弱ですよ、減らなんだらおかしいというイメージで聞いてるんですよ。それがこれ減ってない。もう一個突っ込めば、3,800万円が22%の逆算した数字の部分が残ったからには減ってなきゃいけない。でしょう、逆算逆算の話であれば。それが歳出のほうの部分について減ってないんですつきりしないからおかしいんじゃないかなと思っ、教えて下さいって意味なんです。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

歳出の保険給付費ですが、確かに予算書の補正額では減額ができてないようには予算書上はなっておりませんが、実質上の決算見込みを出した結果が対計画値で1億4,700万円。あくまで計画値ですから、介護保険料の算定をした当時の計画値と30年度の当初予算を策定した時点の予算額のずれというものはあると思うんです。あくまで6,150円という3年間の基本の数字を算定したときの計画値と今回の最終の決算見込み額です。これを比較した場合が1億4,700万円の差ということになりますので、それを保険料に換算すると、23%なんです。先ほどの3,300万円程度になるということで、その分を基金の繰り入れをしないということにしたということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

結果的に言うと、国保より大分わかってきたんですけど、決算見込み書が一応数字がここにありますよと。その中である程度余裕を持ちながら今回の補正予算このようにしましたよと。1号保険者の部分は22%は去年でしたかね、ことしから23%になるんですかね、1年もう一個違う、それを逆算したら3,800万円は要りませんでしたというふうに捉えればいいんですかどうですか、答えだけでいいです。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

そのように御理解いただきたいと思います。

〔3番岩崎清治君「はい、わかりました。終わります」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了しました。

ほかに質疑を受けますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第22号の質疑を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時27分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、議案第23号「平成30年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号10番岡本泰介議員。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

簡易水道の件で御質問いたします。

これ歳入のところなんですけれども、繰入金の推移過去5年分ぐらいと、水道事業、普通のですね、一般の水道事業繰入金との比較についてということでございます。普通の水道事業の繰入金は非常に額は私は少ないように思って、簡易水道に関しては繰入金が2億円からあるということで、非常に差があるわけですね。つまり、それだけ簡易水道というのは費用がかかっているんだというふうに理解してるんですけど、その主な理由というんですが、なぜ簡易水道だけこんなにたくさんかかるのか。そりゃ地域が人口の少ないところで維持するのにかかるのかいろんな理由があると思うんですけど、その理由を何件か申し述べていただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）

失礼します。まず、繰入金の過去5年の推移でございますが、簡易水道特別会計のほうが平成25年が2億……

[10番岡本泰介君「ちょっとゆっくり大きな声で言ってください」と呼ぶ]

平成25年が2億3,850万円、それから平成26年が2億4,600万円、それから平成27年度が2億4,600万円、それから平成28年度が2億900万円、平成29年度は1億7,100万円。

それから次に、水道事業会計のほうの繰入金の推移でございますが、平成25年が554万4,000円、平成26年度が2,720万2,000円、平成27年度が236万3,000円、平成28年度が224万2,000円、平成29年度が259万3,000円でございます。

それで、水道事業会計のほうの繰入金は、26年度には2,500万円ほど英田の尾谷の鍋山から海田の宮内への連絡管をしたのを、基準外ですけども。あとは人件費等、全てが基準内のものでございます。簡易水道につきましては、人口密度が少ない関係上、例えば維持管理にしても1キロ当たりにある家の数が上水に比べてたら少ないんで維持費も高くなりますし、水をつくっても全てが高くてついております。人口密度が多いところであれば単位当たりの管の延長に対する管理費がかなり安くつきますし、美作なんかは一番浄水場的には安くついて、利益が出るとするような状態でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

先ほど私が理由で人口密度のことも言いましたけど、本当にそれだけなんですか。これだけの大きな差が出るというのは、何か構造的なものがあるんじゃないんですか。それは把握されてません。片一方は2億何千万円で片一方は五百何万円って、もうその差額がごっついんですけどね。その分析というのはもう少しされてるものがあるんじゃないんですか。ただ単に家だけの問題じゃないんじゃないかと思うんです。それを教えてもらいたいと思って質問してる。構造的なものを教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）

済いません、まず水道の料金も28年度の10月から改定してるんですけども、基本料金が上水エリア、税抜きで言いますけども、6トンまでが1,140円に対して簡水が960円、それから6トンを超える地区につきまして上水が190円に対して簡水が135円で料金も安いんです。もともとが安かったから一遍にはということで全部は統一ができていませんけども、今後この辺も検討していかにかいけんところだと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

料金だけでこんなに2億何ぼも出るんですか、本当に。戸数掛ける料金って、いろんなことを計算して本当にこうなりますか。2億円に近い差が出るのは本当に料金だけですか。質問回数もどんどん減ってくるんですけど。もっとあるんじゃないんですか。今考えられるのはそれだけしかありませんか。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）

先ほども言いましたけども、キロ当たりの単位延長当たりの維持管理が、どうしても家がようけあれば1人にかかってくるのが少なくなりますし、施設についても大きいほうが安くつくということで、簡水はどうしても規模が小さくなって、原水単価自体が、29年度なんですけども、上水が211.31円に対して簡水が383円ぐらいついております。だから、とにかく水をつくるのも高うついてる。

[10番岡本泰介君「もう3回済んだんですかね。総括はいいんですか、総括なし」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

ありません。

[10番岡本泰介君「はい、また言います。終わります」と呼ぶ]

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第23号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第24号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第24号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第25号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第25号の質疑を終了いたします。

次に、議案第26号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第2号）」について、質

疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第26号の質疑を終了いたします。

次に、議案第27号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第27号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第28号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第28号の質疑を終了いたします。

次に、議案第29号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第29号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第30号「平成31年度美作市一般会計予算」についてですが、本件は予算審査特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、議案第30号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第31号「平成31年度美作市国民健康保険特別会計予算」についてですが、本件は予算審査特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、議案第31号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第32号「平成31年度美作市介護保険特別会計予算」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号10番岡本泰介議員。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

それでは、平成31年度介護保険会計予算の歳入なんですけれど、歳入の2ページの保険事業勘定の繰入金のところなんですけど、8番、基金繰入金というところがあります。そこに基金から3,800万円を繰り入れるというふうになっております。それで、もう少し見てみますと、先ほど言いましたけど3,800万円は基金

繰入金を今年度は落としたわけですね。それをまた復活して3,800万円基金を繰り入れてやります。ところが、昨年やりました保険料特別軽減費繰入金は出ておりません。私見落としたらんかもわからんですけど、これはどうしてないんでしょうかね。計上されない理由はなぜなのかということをお聞きしたいんですけど。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

先ほどの補正予算のところでも説明を一部しておりますが、30年度の決算見込みが当初の計画の96.6%ということです。それと、この30年度の実績から31年度の当初予算を推計して予算立てをしてるわけですが、当初第7期の介護保険計画を立てたときに平成31年度と今回提出をしている介護保険の給付費と地域支援の事業費の合計に約2億円程度の差が生じまして、ほぼ30年度の決算見込みに若干事業費が上乗せになる程度の予算規模と今想定をしております。ということで、先ほど説明の中で基金は30年度では繰り入れをしないということですが、31年度につきましては基金のほうを繰り入れをするという予算立てをさせていただいておりますので、今回は一般会計からの軽減の繰り入れはしないということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

部長も非常に答えにくい質問をしてるんじゃないかと私は思うんですけど。要するに保険料特別軽減費繰入金というのは、介護保険料を下げるために市長はされるんだということを前のときにも盛んに言われたと思うんです。ですから、今回も私はあるもんだなと、続けてずっとやっていかれるんだろうと思ってたら、今回はぼんとなかった。ですから、また元に戻って言えば、平成30年もする必要はなかったんだということ。私たちはたびたび言ったんですけど市長はされました。厚生省や県の心証を悪くしてまでされてるのに、どうして今回は落とされてるのか私は理解できません。私は入れないほうがいいんだというふうに思っておりますから、入れなくてよかったなという思いもあるんですけども、市長の言われたことと違うので私はびっくりしてるというふうなことでございます。例えばアンケートなんかでも、いろんな公共費が高いんで安くしてくれという声は強いんだと、市長はこの前もそういうことをおっしゃってたと思うんで、そういうことをされるんだなというふうに私は思ってたんですけど今回はされてなかった。私の思いはよかったんですけど、市長の思いはどういったところにあるのかなというのが私は不思議なんで、市長が答えれるんでしたら答えていただけたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

介護保険料については、150円引き下げというふうなことの中で今の数字になってますが、これはもともとの出発点は一昨年のアンケートに由来してると。去年のアンケートもまだ〔聴取不能〕が残ってるというふうに見るべきなんだと思うんです。私どもとしては、今3,800万円を追加的に投入しても後期の保険料はもういじれない、7期はですね、ということになります。したがって、今後8期がスタートするときどうするかということになるんですが、できれば8期においてさらに減額をできるような財政的な基盤はつくっておきたいというふうに考えております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

よろしいです。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第32号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第33号「平成31年度美作市簡易水道特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第33号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第34号「平成31年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第34号の質疑を終了いたします。

次に、議案第35号「平成31年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第35号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第36号「平成31年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第36号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第37号「平成31年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第37号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第38号「平成31年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第38号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第39号「平成31年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第39号の質疑を終了いたします。

次に、議案第40号「平成31年度美作市水道事業会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第40号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第41号「平成31年度美作市病院事業会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第41号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第42号「平成31年度美作市下水道事業会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第42号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表の記載のとおり、各常任委員会に付託すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

日程第3 「請願・陳情について」

議長（鈴木 悦子君）

日程第3、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、既に配付いたしております、付託表のとおりでございます。

陳情第1号、請願第1号は総務委員会、陳情第2号から陳情第3号は議会改革特別委員会、陳情第4号から陳情第5号は議会運営委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

〔4番岡野鉄舟君「議長、動議」と呼ぶ〕

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

動議の説明をさせていただきますが、先ほど委員会付託を議長、発言をされましたが、その中に委員会付託されてないものがございます。それは、クアガーデン武蔵の里の跡地利用に関する要望書でございますが、本件、クアガーデン武蔵の里の跡地利用に関する要望書を上程し、審査することを求める動議を提出させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

ただいま岡野議員からクアガーデン武蔵の里の跡地利用に関する要望書を上程し、審査することを求める動議が提出されました。この動議に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（鈴木 悦子君）

この動議は1名以上の賛成者がおりますので成立いたしました。

それでは、クアガーデン武蔵の里の跡地利用に関する要望書を上程し、審査することを求める動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

御賛同いただきました議員の皆様には感謝をいたします。

これから提案理由の説明をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、クアガーデン武蔵の里の跡地利用に関する要望書を上程し、審査することを求めるものでございますが、これから提案理由を説明させていただきます。

テレビを見ていらっしゃる方に初めての方もいらっしゃると思いますので、簡単に要望、つまり陳情の内

容ですが説明をさせていただきますと、第1点はこの要望書の内容でございますが、クアガーデン武蔵の里を解体して新大原保育園を建設するのではなく、これからの武蔵の里として跡地利用を考えてほしいというのが1点でございます。

そして、2つ目でございますが、新大原保育園のことを述べておられます。新大原保育園の建設場所は、宮本周辺に安全で安心な場所があり、そこに早急に建設されることを望むというものでございます。

では、続きまして、今回上程されていない理由でございますが、私なりにそれが誤っていることの説明をさせていただきます。

まず、上程をしない理由でございますが、このように書いてあります。昨年12月議会でクアガーデン武蔵の里を解体して、そこへ新大原保育園建設として大原保育園建設事業設計監理業務委託の債務負担行為が認められているからというのが上程しない理由になっております。これからこれが誤っているという理由を私なりに説明をさせていただきます。

まず、理由の第1点目でございますが、皆さんお考えいただきたいのは債務負担行為とは一体何でしょうか。御承知のように、予算の一つでございますが、本件に関して言えば設計の業者などに当たってもいいですよと、そういった一つの許可を与えるというものです。しかも、それは単にそれだけのことでございます。

次に、誤っている理由の2つ目でございますが、クアガーデン武蔵の里の場所への建設を保護者が希望しているとの説明を、先般の議会で山名次長のほうが、たしか岡本議員の一般質問に対して御答弁をされましたが、去るきのう、おとといだったと思いますが、保護者の役員の方と私はこれまで接しておりますが、教育委員会の説明は事実と異なっているというふうに私は思います。役員会の方と話をしております。

そして、理由の3つ目でございますが、上程しないこのことが要望書を出された242名の方々の基本的人権を侵害しているということでございます。つまり、要望書、陳情に対する考え方、いろいろな規定がございますが、それに反しているということでございます。過去の経緯を申し上げますと、昭和59年に柴田睦夫衆議院議員が質問をなさっております。その当時ですから、たしか総理大臣は中曽根さんであったと思いますが、総理が答弁をなさっております。まず、その柴田さんが質問された内容でございますが、このようなものでございます。国民の請願権問題に関する質問主意書ということでございますが、文書の表題に例えば〇〇に関する申し入れなどと記載されたものでも、その内容が官公署に対して希望を表明したり意見を表明するなど、実質的に請願に該当するもので住所と氏名が記載された文書であれば請願書として扱わなければならないと理解するが、政府の解釈はどうかというものでございますが、それに対して中曽根総理はこのように答弁をなさっております。氏名及び住所を記載した文書であって、官公署を提出先とし、かつ請願としての内容を備えたものは、請願書である旨明示していないものであっても請願書として取り扱うべきものであるといったものでございます。

そして、2つ目の理由でございますが、憲法の扱いでございます。御承知のように第16条に国民の基本的人権として保障されております。

そして、続きまして3つ目でございますが、請願法の扱いでございますが、第5条に各執行機関は誠実に処理をしなければならないと書いてございます。

そして、4つ目でございますが、本市の人権尊重の都市宣言でございます。平成24年9月25日付、ちょうど玄関の左側にパネルで掲載してありますが、皆さんごらんになられたように人権尊重をうたっていますが、このような議長預かりということにされるということはこの宣言が泣きます。

最後に、繰り返しになりますが、今回の要望書や陳情が請願書として今議会で審議されるべきことを申し

述べたいと思います。

2つございますが、1つは議長預かりとしての判断が、以上る説明をさせていただきましたが、いろいろな観点から誤っているということでございます。242名の方々は議会、つまり議員お一人お一人の判断を仰ぎたいとされていることでございます。

最後になりますが、議員各位に対し、慎重な御審議をお願いして、私の提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

提出者に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

議会運営委員長をやっております尾高でございます。

この請願は、たしか私の記憶では平成30年12月10日に出たものと思います。先ほどより決まりのことをおっしゃられてるんで、議会運営委員長としての決まりを言いますと、議運を開きます前のある期日設定をいたします。それまでに請願、陳情等が提出されていない場合、12月議会に上程することはできません。ですから、今3月議会において議長預かりと。これも、議運におきまして十分協議した結果の全員一致でのことでございます。また、岡野議員が覚えておられると思いますが12月議会で幼稚園の委託料、すなわち設計委託料と解体を含めた設計の3,000万円の修正案が動議で出されましたが、皆さんに諮ったところ、賛成多数により原案賛成、すなわち修正案が否決されました。ということは、この幼稚園事業を前に進めなさいという議会の総意であったと思います。

以上の観点についてどのように岡野議員は考えられとんのか、それについて質問いたします。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

先ほど説明をさせていただきましたように、債務負担行為といいますものは契約を前に進めてもいいですよ。ただ、じゃあその後どうかといいますと、歳出予算が出てまいります。つまり、今回も当初予算に計上されておりますが、設計委託料については是非の判断をしていかなければなりません。そして、設計監理委託料がクリアしたとしても、次は工事費がいつ出てくるかわかりませんが、さらにその3段階目のところで歳出予算である工事費について判断をしていかなければならない。つまり、最初の債務負担行為について可決されたから、そして設計委託料の減額修正を、それが否定されたからといった議会内部のことと、私がる強く申し上げましたのは憲法に保障されている請願権がどうかということと、今回要望、つまり陳情された方に対してどのように判断をするかということは全く別の問題でございます。

以上、お答えします。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

私はそんなに難しいこと言ってるわけじゃないんですよ。12月議会で要するにこれが審議できなかった理由は、出された日付が12月10日だったんだということを言っとるわけです。だから、12月議会で審議するこ

とができなかったから丁寧に3月議会で十分議会運営委員会としても協議した結果、いろいろな経緯を踏まえて議長預かりとしたものでございますので、議員の皆様には御理解いただきたいという、議員の本質ですよ、決まりを言っただけです。

〔4番岡野鉄舟君「質問ですか、私に対する」と呼ぶ〕

いや、よろしい。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。反対討論。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

私は一般質問でもるる申し上げました。私はあそこの地にすることはおかしいということをお願いしております。今回のこととまたちょっと違うんですけど、今回は先ほど岡野議員がいろいろと言われましたけど、債務負担行為の可決を理由に陳情を門前払いというんですか、議長預かりにするというのは私は間違っていると思います。241人の署名がちゃんとついておるわけでございます。その人の思いをしっかりと議員の皆さん受けとめて、そして判断をしていただくということが必要だと思います。そうしないと私は議会が死んだことになってしまう、そういうふうに思います。債務負担行為はあくまで債務負担行為であって、それを岡野議員に言わせりゃ前に進めていくという話ではありますけれども、決まった、さらに次の段階と流れていくわけでございまして、債務負担行為が可決されたからといって陳情を議長預かりにするというのは方法として間違ってる。そして、先ほど言われましたけど、基本的人権は241人の方にもあるわけでございます。ですから、そこら辺のことも十分皆さん考えて、これは議会に付すということを取り上げていただけたらというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、先ほどの賛成討論の中で一部議会が死んだことになるという発言があったと思います。取り消されますか。

10番（岡本 泰介君）

取り消して言いかえます。議会の役割を果たせないと思います。議会を出てきたものに対して判断をしなきゃいけないんです。議会運営委員会で可決されたと言われましたけれども、議会運営委員会は議会の一部の機関であって、議員全体の機関ではないわけです。議員全体の意見を聞く必要があるというふうに思います。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私は一般質問のときに少し触れたんですけども、大原保育園について今まで執行部の説明ではおおむね場所について賛成をさせていただいたと、おおむねですね。なぜおおむねかなと思ったら、私自身も産建の委員会で視察したときに、あの場所は武蔵というイメージの中でほかのどこに使ったほうがいいんじゃないかなということで、私個人的にはあそこを保育園ではなしに武道館の続きがあり武蔵神社の続きがあるところなんで、ほかの目的に使ったほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりました。教育委員会の説明では、おおむねということを含めてもらったと思うんですけど説明を受けておりました。だから、おおむね理解されたんだろうなと思ってたところ、先ほど岡野さんいわくの話で、二百何十名からの人から文書が出てきて、二百何十名といたらおおむねではないと思います。だから、もう一回議会も含めて執行部も含めて、本当にあの場所しかないのかというのを議論すべきだと私は思います。

それから、債務負担行為という部分については、建物を大原保育園をあそこにしようと思ったら、先ほど予算のことも言われましたけど、予算があって、建物ができて、条例をつくらなきゃいけないわけですね。こういう状態の中で議会の中で賛否が分かれてしていけば、それはいい方向性にならないんじゃないかなと。特に小さい子どもさんが入られるときには、本当に必要だな、よしみんなでつくろうやみたいな気持ちが必要ではないかなと。もう少しだけ時間かけて議論する必要があるんじゃないかなという意味で、私は賛成ということです。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございませんか。

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

この件については、先ほど尾高議員もおっしゃいましたけれども、昨年12月に議会で債務負担行為の議決をしたものでございます。それ以前に私が耳にしておりましたのは、教育委員会も大原保育園の保護者、そして大吉保育園の保護者とも十分話し合いをしたということは話を聞きました。その上で文教厚生委員会でもこのことの議論をされて、そして委員会としては了承したというふうに見ております。したがって、私は委員会のその了承した件と、そして教育委員会としての報告を尊重するという意味で、12月議会のこの補正予算には賛成をしたわけでございます。したがって、この件はそのまま進めていかれるものと。また、大原保育園建設事業設計監理業務委託については、既にもうそのこと自体が動いているというふう聞いておりますので、今このことについて議論をするのは適当ではないというふうに判断をいたします。よって、反対という立場で意見を申し上げます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございませんか。

金谷議員。

9 番（金谷のり子君）

私も一般質問の初めに少し触れさせていただきましたが、大原地区の方とお電話等でこの保育園建設に賛成するというご意志をいただいたこともございますし、今進んでることを早く進めて、大原断層で地震が起こる前に早く子どもたち、保護者の方の安心した施設をつくるべきでございますし、それから議運で陳情を議長預かりにするということをご諮られたわけですし、それはルールでございますので、全て賛成して全部陳情は上げていくというルールがあるのであればわかりますけれども、そうではなくそこに諮るということも決まっておりますので、そこで取り上げられなかったということの事実もございます。私はこの動議に反対させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。したがって、クアガーデン武蔵の里の跡地利用に関する要望書を上程し、審査することを求める動議は否決されました。

次に、請願第1号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

倉地議員。

6 番（倉地 重夫君）〔登壇〕

請願。美作市議会議長鈴木悦子様。請願者、岡山県社会保障推進協議会会長三上雅弘。請願の内容。後期高齢者医療の窓口負担の見直しに当たり、原則1割負担の継続を求める請願書。

請願趣旨。経済的な理由で必要な受診ができない高齢者が増えています。高齢夫婦無職世帯では生活費などが毎月約5万5,000円不足し、総務省平成29年家計調査報告、貯金を取り崩して生活をせざるを得ず、また貯金なしの高齢者世帯は15.1%、平成28年国民生活基礎調査、に上るのが高齢者の実情です。経済財政運営と改革の基本方針2018年、骨太方針では、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について検討するとされました。具体的には、医療費窓口負担を現行の原則1割から2割にする議論が始まっています。年金収入も減る中、後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態を深刻にします。全国保険医団体連合会

が実施した2015年受診実態調査の全国集計では、回答した医療機関の73%が後期高齢者の患者負担窓口の2割負担への引き上げは受診抑制につながると回答しています。厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、2割化によって受診抑制が広がることなどを懸念する声も出されています。また、高齢者の負担増は介護に携わる子や孫などの生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与えます。必要なのは高額医療費の限度引き下げを初めとする患者負担の軽減です。

以上の趣旨から、下記事項について地方自治法99条に基づき、国に対する意見書を採択していただけるようお願いいたします。

請願項目。後期高齢者医療の窓口負担について、原則1割負担を継続すること。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は26日午前10時からです。

大変御苦労さまでした。

午後4時14分 散会

平成31年3月26日

(第 8 号)

1. 議事日程（8日目）

（平成31年第1回美作市議会3月定例会）

平成31年3月26日

午前10時開議

於議場

日程第1 特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告について

日程第2 発議第3号 庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会の設置について

日程第3 認定第1号、議案第2号～議案第42号、請願第1号、陳情第1号～陳情第5号（委員長報告、質疑、討論、採決）

追加日程第1 発議第4号 後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出について

追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出の承認について

追加日程第3 同意第2号 副市長の選任について

追加日程第4 議案第43号 平成30年度美作市一般会計補正予算（第7号）

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	鈴	木	悦	子	

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	横	山	博	光										
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	参	与	山	下	亨									
政	策	審	議	監	春	名	利	亮	総	務	部	長	岡	本	和	之						
危	機	管	理	監	心	得	高	山	宏	明	市	民	部	長	角	南	良	雄				
環	境	部	長	宿	野	豊	彦	経	済	部	長	遠	藤	宏	一							
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	真	野	弘	紀						
教	育	次	長	山	名	浩	二	消	防	長	皆	木	佳	久								
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明		
企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春	く	ら	し	安	全	課	長	景	山	二	男
教	育	総	務	課	長	宮	前	聖	農	業	振	興	課	長	安	東	栄	作				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	坂	元	省	吾				

係 長 金 谷 裕 子

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

3月4日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

先般、議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

尾高委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る3月22日、午後3時から、議長、委員全員、政策審議監、担当部長出席のもと、議員控室において議会運営委員会を開催し、日程の追加について協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

去る3月13日の予算審査特別委員会終了後に特別支援学校調査研究特別委員会が開催され、委員長から、今議会において中間報告を行いたいとの申し出がありました。

本日の日程に「特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告について」を日程第1に追加することといたしました。

また、議員からの発議1件があり、日程第2として「庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会設置について」を内海議員外14名から発議いたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、「特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告について」と発議第3号を日程に追加し、議題としたいと思います。

日程第1 特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告について

議長（鈴木 悦子君）

それでは、日程第1、「特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

特別支援学校調査研究特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定いたしました。

山本重行委員長。

13番（山本 重行君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、これより特別支援学校調査研究特別委員会委員長報告をいたします。

去る3月13日、予算審査特別委員会終了後、美作市民センター3階大研修室におきまして、委員1名欠席、委員17名の出席のもと、特別支援学校調査研究特別委員会を開催し、基礎的な対象者の調査結果について資料配付を行い、閉会中審査について協議を行いました。

協議の結果、今回の調査結果の分析など、今後も引き続き調査する必要があると意見がまとまりました。

以上のことから、閉会中に引き続き調査を行うことにつきまして、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。特別支援学校調査研究特別委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告が終わりました。

ただいまの特別支援学校調査研究特別委員会委員長報告について、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続審査したい旨申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第2 発議第3号「庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会設置について」

議長（鈴木 悦子君）

日程第2、発議第3号「庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会設置について」を議題とし、提出者の説明を求めます。

内海議員。

17番（内海 健次君）〔登壇〕

おはようございます。

発議第3号「庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会設置について」。

〔以下朗読〕

以上、お願いを申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第3号「庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会設置について」は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成討論ありますか。

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第3号「庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました特別委員会につきましては、委員の定数が18名となっておりますので、議員全員となります。

それでは、委員長、副委員長の選任を議員控室でお願いしたいと思います。

これより暫時休憩といたします。

午前10時10分 休憩

午前10時28分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中に庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会を開催し、委員長に内海健次議員、副委員長に和田広宣議員を選任いたしましたので、御報告いたします。

ここで岩江正行議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

2月28日の私の一般質問の4項目めの中で五輪坊に関する質問の中で、個人を特定するもので事実と異なった発言を言っておりますので、削除をお願いしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

ただいま岩江正行議員より2月28日に行われた一般質問の4項目めの指定管理業務委託についての五輪坊に関する質問の中で、個人を特定するもので事実とは異なった発言の削除の申し出がありました。これを許可してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

よって、岩江議員の2月28日に行われた一般質問の4項目めの指定管理業務委託について五輪坊に関する質問の中で、個人を特定するもので事実とは異なった発言を削除することになりました。

日程第3 認定第1号、議案第2号～議案第42号、請願第1号、陳情第1号～陳情第5号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第3、認定第1号、議案第2号～議案第42号、請願第1号、陳情第1号～陳情第5号（委員長報告、質疑、討論、採決）を一括して議題といたします。

認定第1号につきましては、9月定例会より継続審査となっております。その他の議案等は3月4日に各委員会及び特別委員会に付託しております。いずれも各委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書等はお手元に配付のとおりであります。

これより開催日順に各委員長から審査の報告を求めることにいたします。

まず、産業建設委員長の報告を求めます。

中山委員長。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

平成31年3月、美作市議会定例会産業建設委員会の委員長報告をいたします。

去る3月5日、午前10時より美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員、執行部からは、市長、副市長、政策審議監及び各担当部長以下、関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案につきまして慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論となった主な点について御報告申し上げます。

議案第11号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」では、委員より、山の学校の宿泊料が安いと思うが、シーツのクリーニング費用などを考慮しているのかとの質問があり、執行部より、今回は消費税率改正によるものであり、使用料金の額そのものの見直しは行っていないとの答弁がありました。

委員より、税率が8%から10%になるが、各施設の使用料の見直しをどのようにしたのかとの質問があり、執行部より、それぞれの使用料に消費税率を乗じるなどの計算をし直した結果、現在の8%の額をもとに算定したのは大芦高原国際交流の村バンガローの宿泊料金と愛の村パーク本館の宿泊料金である、他の使

用料は平成26年度税率改正前の額を1.05で割り戻し1.1を乗じて算定したものである、ただし券売機を使用している入湯料を据え置きなど例外がある、また武蔵の里五輪坊の宿泊料金には入湯税が含まれていたが、入湯税は市の税条例に基づいて徴収するものであることから使用料相当分のみとしているとの答弁がありました。

委員より、消費税率を乗じて計算し直した場合の端数処理について四捨五入、切り捨てなどどう処理しているのかとの質問があり、執行部より、切り捨てにしているとの答弁がありました。

次に、議案第12号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」では、委員より、年金生活者など低所得者が支払い可能な限度額の試算について、質問があり、執行部より、上水道課では支払い可能な限度額について試算はしていないとの答弁がありました。

委員より、年金生活者や低所得者が支払い可能な限度額などを検討しようという思いを持っていただいたとの意見がありました。

次に、議案第13号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」では、委員より、この条例についても先ほどの議案第12号の条例改正と同様であるとの意見がありました。

次に、議案第14号「市道路線の認定について」では、質疑はありませんでした。

次に、議案第18号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」では、委員より、指定の期間がなぜ1年なのかという質問があり、執行部より、平成31年度において改めて指定管理者を公募し、平成32年度からの指定管理者を選定する、平成31年度の1年間については施設の休業期間が生じてはいけないということで受けていただいたとの答弁がありました。

次に、議案第19号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」では、委員より、新しい支配人を公募し、決定した経過について質問があり、執行部より、支配人の公募はここで指定管理者の期間が終わるということから株式会社作東バレンタインホテルで決定されたものである、会社からの委託を受け支配人の公募事務を商工観光課が代行した、平成30年10月30日から12月14日までの応募期間に2名の応募があり、会社の取締役会において1次の書類審査を行い、2名とも合格した、平成31年1月に2次選考の面接を行った結果を受け、取締役会において新しい支配人を決定したとの答弁がありました。

委員より、新しい支配人は平成31年度から3年間という条件とのことだが、平成31年度の収支状況によっては支配人に責任をとらせるのかとの質問があり、執行部より、平成31年度の経営状況に改善が見られない場合には取締役会で協議するという事になっている、また会社では今まで600万円以上だった支配人の報酬を400万円に下げるが、売り上げが伸びた場合は600万円にし、さらに伸びた場合は賞与を加えるということで強いインセンティブが湧くようにしているとの答弁がありました。

次に、議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」について、まず建設部所管では、委員より、繰越明許費の内容について質問があり、執行部より、繰越明許費は農業費では農地耕作条件改善事業において水路改修を実施している豆田地区である、道路橋梁費では防災安全事業3路線、公共施設等適正管理推進事業2路線、社会資本整備総合交付金事業1路線、辺地対策事業2路線、過疎対策事業5路線、合併対策事業1路線である、防災安全事業は国の補正予算が遅い時期のため繰り越しとなり、その他の事業は災害復旧を優先したことにより測量設計などがおくれたことや用地買収がおくれたことにより繰り越しとなったとの答弁がありました。

委員より、災害復旧事業の進捗状況について質問があり、執行部より、公共土木施設災害復旧事業のうち補助災害が全体で67件あり、うち1件は引き続き調査中であるが、66件のうち63件は発注済みである、繰り

越しは46件を予定している、単独災害は31件あり、全て入札はしているが、全てを繰越予定としている、農地等災害復旧事業については農業用施設も含め災害調査が12月下旬で終了し、農地としては全体で98件となっている、農地災害は既に発注済みもあるが、全体的に件数も多く、査定終了から工事発注までに時間を要するため繰り越しせざるを得ない状況となっている、準備が整い次第早期発注し、早期完成を目指す、また、ため池、頭首工などの施設については早期発注により数カ所において年度内完成が見込まれているとの答弁がありました。

委員より、用地買収がおこなわれているというが、同意書はとっているのかとの質問があり、執行部より、同意書は出されているが、測量設計を実施した後に地権者との協議によりいろいろ意見が出る、そのため調整や一部変更する場合もあり、おこなわれることがある。また、職員が災害復旧の対応に追われ、用地交渉になかなか出向けなかったこともあったとの答弁がありました。

委員より、災害以外の繰り越しの工事、委託は発注済みかとの質問があり、執行部より、工事1件、用地測量1件が未発注であるが、年度内には発注する予定であるとの答弁がありました。

委員より、農地費における委託料及び工事請負費の減額について質問があり、執行部より、委託料の減額については県の補助事業である小規模土地改良事業の割り当て額確定によるものが150万円、単独事業である市の単独土地改良事業の確定によるものが400万円それぞれ減額となる、工事請負費の減額については県の補助事業である、小規模土地改良事業の割り当て額確定によるものが550万円、単独事業であるダム管理事業の確定によるものが300万円それぞれ減額となるとの答弁がありました。

経済部所管では、質疑はありませんでした。

次に、環境部所管では、委員より、ごみ処理施設の維持管理費について津山広域に加入した場合と美作市単独で実施した場合の比較をした平成22年当時の資料に美作市単独の場合15年間で27億円となっているが、この金額の根拠について質問があり、執行部より、その資料の下段に広域での維持管理費は協議会にいたときの試算資料を参照、単独での維持管理費は広域での費用を仮に1.2倍で試算したものとあり、積み上げたものでないことから比較することができないとの答弁がありました。

委員より、近隣市町村との比較もやったほうがよい、赤磐市や津山市、和気町などの施設との費用を比べて検討する必要があるのではないか、私の調べでは近隣市町村より美作市が割高になっているようだと質問があり、執行部より、近隣市町村については同等の処理量で包括委託している施設がなく比較できない、同規模で同等の内容の包括委託をしている北海道や岐阜県、高知県の施設と比較を行った結果、美作市の包括委託の金額が他施設と比べても割高ということはないとの答弁がありました。

委員より、長期包括運営業務委託債務負担額の32億円と今回減額している28億円の金額の根拠について質問があり、執行部より、32億円については人件費、用役費、点検費用などは過去の実績により積算し、修繕費については業者からの見積もりにより算出した、また28億円についてはプロポーザルの結果による見積もり金額であるとの答弁がありました。

委員より、昨年6月議会において今回の長期包括運営業務委託契約締結について10年契約の前半5年間の実績を検証し、後半5年間の委託金額を見直すよう附帯決議をつけているが、今回の契約でどのように反映されているかとの質問があり、執行部より、附帯決議の内容を契約書に反映し、業務開始後4年終了時にこれまでの業務を見直し、後半5年間の契約内容を見直す条項を入れているとの答弁がありました。

次に、議案第23号「平成30年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」については、質疑はありませんでした。

次に、議案第26号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第2号）」についてで

は、質疑はありませんでした。

次に、議案第33号「平成31年度美作市簡易水道特別会計予算」については、委員より、使用料及び手数料が対前年度より400万円増えている理由は何かとの質問があり、執行部より、勝田地域の定住促進住宅2棟60戸と東栗倉地域の中谷地区40戸の計100戸の料金収入を見込んでいるとの答弁がありました。

委員より、一般会計繰入金が対前年度と比較して3,284万1,000円増加しているが、基準内か基準外かとの質問があり、執行部より、基準内繰入金と基準外繰入金の両方があるとの答弁がありました。

委員より、基準外繰入金は何かとの質問があり、執行部より、建設改良費繰入金で起債借入額が10万円単位なので端数の金額を積み上げた合計額が15万5,000円などであるとの答弁がありました。

委員より、一般管理費が対前年度で676万円、施設管理費が1,021万3,000円増えている理由は何かとの質問があり、執行部より、一般管理費の主な内容は消費税を納付するための公課費1,200万円と、施設管理費の主な内容は支障移転に伴う工事請負費1,200万円であるとの答弁がありました。

次に、議案第36号「平成31年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」については、委員より、ふれあいガレージの利用者は9名ということだが、施設は幾つあるのか、また今までの滞納はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、ガレージは30ある、平成29年度に完納となり現在滞納はないとの答弁がありました。

委員より、歳入では雑入が、歳出ではアゼリア館管理費が増えているが、内容は何かとの質問があり、執行部より、歳入の雑入の増は軽食の売上増である、歳出の増は軽食の材料代と臨時職員の賃金の増である、これらの予算は平成30年度の当初予算ではアゼリア館の休業日を増やすなど営業時間を短くしたため減額していたが、岡山国際サーキットのレースやイベントがある場合は営業時間を拡大しているため補正予算で増額してあるとの答弁がありました。

委員より、運営基金がなくなり一般会計からの繰り入れをしないとやれないという中でどのような方針で取り組んでいくのかとの質問があり、執行部より、ガレージの収入で軽食を提供しているアゼリア館の運営が賄えないことからアゼリア館の営業時間を短くしている、アゼリア館の運営方法や併設のラジコンコースの活用方法について検討を続けているとの答弁がありました。

委員より、ラジコンコースは何年か前に舗装を再整備した、PRして経営改善に生かしてほしいとの要望がありました。

次に、議案第40号「平成31年度美作市水道事業会計予算」については、委員より、給水収益で消費税増により対前年とどのくらい増加しているのかとの質問があり、執行部より、316万9,000円の減収となる、要因は人口減少に伴う収入減であるとの答弁がありました。

委員より、耐震化の件で石綿管の布設状況について質問があり、執行部より、美作地域に2カ所あるとの答弁がありました。

委員より、今後石綿管はどのような計画で更新するかとの質問があり、執行部より、更新年度など具体的な計画はないが、耐震化を考慮した更新計画を策定したいとの答弁がありました。

委員より、水道の耐震化については地震があっても困るので早急に計画を策定することと、管路についても単一ルートではなくバイパス管などを検討していただきたいとの意見がありました。

委員より、給水中止戸数が1,237戸もあるが、停水かどうかとの質問があり、執行部より、件数は休止の件数であるとの答弁がありました。

委員より、休止中の加入者の料金負担について質問があり、執行部より、休止中の加入者も閉栓管理料として1カ月756円の料金を負担していただいているとの答弁がありました。

次に、議案第42号「平成31年度美作市下水道事業会計予算」については、委員より、前年度から下水道使用料及び処理場費の委託料が増加した要因は何かとの質問があり、執行部より、下水道使用料は消費税の改正分であり、処理場費の委託料は汚泥の処分量が増加傾向にあることが主な要因であるとの答弁がありました。

委員より、汚泥の減少に努めるようにとの意見がありました。

全議案の質疑終了後、本会議において産業建設委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、まず、議案第11号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」は、委員より、執行部の説明があつたが、十分に納得できる内容ではないと感じるため反対するとの反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、賛成多数により可決されました。

次に、議案第12号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」、議案第14号「市道路線の認定について」、議案第18号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」は、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

次に、議案第19号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」は、委員より、執行部から、支配人を公募によって3年間の任期として決めたことについて、まず1年目の営業成績を評価し、残りの2年間については再検討するという説明があり、そのことを了解した上で賛成するとの賛成討論がありました。

他に討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

次に、議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」のうち、産業建設委員会付託分については、委員より、美作クリーンセンター長期包括運営業務委託の契約について当初から疑問を持っているので反対するとの反対討論がありました。

他に討論はなく、採決の結果、賛成少数により否決されました。

次に、議案第23号「平成30年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」、議案第26号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第2号）」、議案第33号「平成31年度美作市簡易水道特別会計予算」、議案第36号「平成31年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」、議案第40号「平成31年度美作市水道事業会計予算」、議案第42号「平成31年度美作市下水道事業会計予算」については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。執行部におかれましては、審査の過程で出された意見や要望を真摯に受けとめ、しっかりと検討をいただき、事業の立案や執行に当たられますようお願いいたします。産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

これより10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時21分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは次に、総務委員長の報告を求めます。

安藤委員長。

安藤議員。

8 番（安藤 功君）〔登壇〕

それでは、平成31年3月美作市議会定例会総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月6日水曜日、午前10時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より萩原市長、横山副市長、山下政策参与、春名政策審議監、各担当部課長以下、関係職員出席のもと、総務委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第2号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、議案第3号「美作市駐車場条例の制定について」、議案第4号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第6号「美作市土地開発基金条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「美作市少林寺拳法記念館の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第15号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、議案第16号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、議案第17号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」、議案第21号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第24号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第25号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第29号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議案第34号「平成31年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、議案第35号「平成31年度美作市公園墓地事業特別会計予算」、そして議案第39号「平成31年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」の17件でありました。

これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の過程において、特に議論となった点について順次御報告申し上げます。

まず、議案第2号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」では、委員から、法の改正に伴い条例を改正したとのことだが、美作市独自で改正した箇所はあるのかとの質問があり、執行部より、法の改正により用語の整理を行ったもので、過料以外の部分については法に基づき改正したものであるとの答弁でございました。

次に、議案第3号「美作市駐車場条例の制定について」では、委員から、湯郷駐車場の回数制利用料金の1回300円がわかりにくいとの意見とともに、別表を修正する動議が出されたため、提出された修正案とあわせ審議を行いました。

委員から、1日駐車した確認は誰がどのようにするのか、また機械での対応はできるのかとの質問があり、動議提出委員からの、確認は管理者が行うことになるとの回答に加え、執行部より、機械については対応できるようにしたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、時間を管理できる機械を導入した場合の費用について質問があり、執行部より、所管している経済部がメーカーに問い合わせをしているところであり、金額はわからないが、リースであれば大した金額にはならないと思うとの答弁がありました。

他の委員から、1日は夜の12時が境となるのかとの質問と、動議提出委員からの、夜の12時を境とするパターンと駐車を開始した時間から24時間との二通りが考えられるとの意見に対し、執行部より、月の場合は30日をもって一月と考えることから、24時間を1日とするのが一般的な解釈であると思うとの答弁がありま

した。

次に、議案第4号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」では、執行部より説明を受けましたが、委員からの質疑はございませんでした。

次に、議案第5号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」では、委員から、今回の改正料金は税抜きもとの料金に10%を掛けて算出したものかとの質問があり、執行部より、税抜きもとの料金に10%を掛けて算出しているとの答弁がありました。

次に、議案第6号「美作市土地開発基金条例の一部を改正する条例について」では、委員から、土地の先行取得に関係する土地開発基金と土地開発公社は何が違うのかとの質問があり、執行部より、公共用地等の先行取得は以前は土地開発基金特別会計と土地開発公社で行える形であったが、平成26年に土地開発基金特別会計を廃止し、今は土地開発公社のみで先行取得するようにしているとの答弁がありました。

他の委員から、平成31年度に土地開発基金から購入する大原武蔵武道館前の土地の面積は何平方メートルかとの質問があり、執行部より、購入する土地はグラウンドゴルフ場用地と美作共同バスへ貸し付ける用地の2種類がある、合わせて1万1,011平方メートルであり、グラウンドゴルフ場用地の購入については過疎対策事業債の充当を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第8号「美作市少林寺拳法記念館の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例について」では、委員から、市内料金、市外料金の設定のある施設と一本の料金設定の施設があるが、根拠は何かとの質問があり、執行部より、現行の条例に沿った料金設定としている、また作東B&G関連施設については財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団がスポーツ、レクリエーション振興のために設置した施設で、もともと区別するようになっていないとの答弁がありました。

また、委員から、作東の施設の中でもグラウンドなどは市外、市内の区分があるが、違いがあるのかとの質問があり、執行部より、B&Gの施設については条例でB&Gと記載のある体育館、プール、艇庫のみであり、多目的グラウンド、農村広場、テニスコート、土居野球場などその他の施設については市外、市内の区分を設けているとの答弁がありました。

委員から、その他にも分かれていない施設があるようだが、どうなっているのかとの質問があり、執行部より、武道系の道場、構陵館などが分かれていないかと思うが、もともとの条例に沿った料金改正としているとの答弁がありました。

他の委員から、中山のグラウンドゴルフ場はどこが管理しているのかとの質問があり、執行部より、湯郷の観光協会が管理されているようだが、市の体育施設条例の中にはないのでスポーツ振興課としては管理していないとの答弁がありました。

他の委員から、武蔵武道館のサブ道場についてはどうなっているのかとの質問があり、執行部より、武蔵武道館については類似の施設がないことから消費税増税分をアップしているとの答弁がありました。

委員から、武蔵道場と比べて料金に開きがあるが、なぜかとの質問があり、執行部より、武道館の料金設定に関しては使用料に照明料も含んだ料金設定となっており、他の施設よりも高いのはそのためである、武蔵道場に関しては現行料金に消費税増税分を上乗せしているとの答弁がありました。

委員から、武蔵道場は50年以上がたっており、国内のみでなく海外の方からも人気があるのもう少し高くてもいいのではないかとの質問があり、執行部より、今回の料金改定は消費税増税が主なものとなっており、便乗値上げはできないこととなっているので、一部施設は経費を計算し新たな料金設定としているが、武蔵道場に関しては周辺施設と光熱水費等と一緒にしており、武蔵道場としての経費の算出が困難であったため消費税増税分での対応としているとの答弁がありました。

他の委員から、条例改正の内容としては料金の改定のみかとの質問があり、執行部より、内容的には一部表現方法の変更と社会体育施設の一部にのみあった割引等を他の施設にも適用する改正としたなどの答弁がございました。

他の委員から、施設も多くあり利用もまちまちであると思うが、それを加味した料金設定にはできないものかとの質問があり、執行部より、確かにほぼ毎日利用のある施設や年に数回しか利用しない施設もある、かかる経費を実際の利用時間で割ると利用の低い施設は高額な利用料となってしまう、今回の改正で一番考慮した点であるが、内部での協議の結果、一律の基準を設け、どの施設も平等に計算するというのが最適であると判断したのでこの案を提出させていただいているとの答弁がありました。

次に、議案第15号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」では、委員から、保育所トイレ整備が上がっているが、小・中学校のトイレはどうなっているのかとの質問があり、執行部より、計画中の教育の振興分野で小・中学校整備改修事業として東栗倉小学校と英田中学校を新たに追加しているとの答弁でありました。

また、委員から、市内の小・中学校等の洋式化はどの程度進んでいるのかとの質問があり、執行部より、洋式トイレの整備率は小学校で50%、中学校で43%、幼稚園で24%、保育園で69%、こども園で80%であるとの答弁がありました。

委員から、学校により偏りがないように整備を進めてほしいとの要望がありました。

他の委員から、美作火葬場は竣工後45年、大原斎場は竣工後28年以上が経過しており、経年による劣化が進んでいるとあるが、火葬場を新しくする計画はあるかとの質問があり、執行部より、美作火葬場を廃止して作東火葬場を広げる計画があったが、それに対して旧両町からそれは余り賛成できないとの声があったので、今のところは火葬場までの樹木の伐採や施設の改修を行い、美作火葬場をきれいにしようという取り組みを進めているとの答弁がありました。

また、委員から、場所については勝田地域の方からクリーンセンター近くにしたらどうかとの声があるが、どうなのかとの質問があり、執行部より、その話は聞いたことがあるが、現在のところ議論は進んでいないとの答弁がありました。

委員から、以前電気のスイッチが入らなかったことがあったと思うので、今後そのようなことのないようにきちっと改修をしてほしいとの要望がありました。

他の委員から、排水ポンプはどこに設置するのかとの質問があり、執行部より、美作地域に3台、英田地域に2台の計5台を配備予定であるとの答弁でありました。

また、委員から、それで市全域をカバーできるのかとの質問があり、執行部より、移動が可能なので市全域をカバーできるとの答弁がありました。

次に、議案第16号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、議案第17号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」は、執行部より説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」の総務部所管分では、委員から、消防費の災害対策費で公衆無線LANの工事請負費が3,760万円の減額、消防施設費の屋外拡声器整備事業の工事請負費が1,240万円の減額となっているが、もとの予算は幾らであったのかとの質問があり、執行部より、公衆無線LANの工事はプロポーザルにより実施しており、当初の工事請負費予算は6,260万円である、また屋外拡声器については1億5,670万円の予算で実施しており、入札の結果により減額補正するものであるとの答弁がありました。

委員から、公衆無線LANの設置箇所はどこなのかとの質問があり、執行部より、かつた市民センター、勝田中学校、大原公民館、大原中学校、武蔵武道館、東栗倉総合支所、みまさかアリーナ、美作市民センター、美作中学校、林野高等学校、作東農村環境改善センター、作東中学校、英田中学校、英田公民館、讃甘コミュニティセンター、湯郷地域交流センター、美作市役所、勝田総合支所、大原総合支所、作東総合支所、英田総合支所、林野公民館、大原駅特産品販売所、林野駅、大芦高原温泉雲海の25カ所の避難所、観光施設を対象に設置しているとの答弁がありました。

委員から、地域の公会堂も避難所となっているが、こうした集会所等への設置は計画されていないのかとの質問があり、執行部から、現在のところ計画はないが、今後状況を見て考える必要もあると思っているとの答弁がありました。

企画振興部所管分では、委員から、情報政策費の1億円の減額の内容について教えてほしいとの質問があり、執行部より、手数料の5,000万円の減額はFM告知端末の取り付け作業手数料で、備品購入費の5,000万円の減額はセンター設備とFM告知端末の購入であるとの答弁がありました。

また、委員から、手数料の5,000万円減額は市内業者に支払う金額が少なくなったということかとの質問があり、執行部より、もともとの設置単価については市はみまちゃんネルと契約を結んでおり、みまちゃんネルが市内業者と契約を結んで支払いをしている、市はみまちゃんネルとの契約に基づいて支払いをしているとの答弁がありました。

また、委員から、市内業者から設置に係る契約単価が安いとの声があるが、どうなのかとの質問があり、執行部より、みまちゃんネルと市内業者との民と民との契約であり、両者の合意に基づいて契約をして、その契約に基づいて支払いが行われているものと考えているとの答弁がありました。

市民部所管分では、委員から、諸収入の過年度後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算金について、概算の精算で7,500万円ということであり、大きな額と思うが、毎年こういうことになるのかとの質問があり、執行部より、当初予算時に広域連合から示される数値が過去3年間の平均で概算を出してくるため毎年同じぐらいの精算が発生してきているとの答弁がありました。

委員から、歳入の繰入金補正が生じる理由は何かとの質問があり、執行部より、特別会計での昨年度からの繰越金について増額補正があるため、それに伴うものであるとの答弁がありました。

議会事務局所管分では、委員から、時間数でどの程度の増加が見込まれるのかとの質問があり、執行部より、本会議会議録については平成29年度は総ページ数が1,582ページで、平成30年度では約1,800ページになると見込まれ、委員会会議録は平成29年度は105時間、分に直すと6,300分であったが、平成30年度は6,946分となると見込まれ、会議時間が長くなっているとの答弁がありました。

委員から、しっかりした議論をすることは大変重要であるが、特に議案質疑の中でも一般質問化しないようにするなど聞いている方にわかりやすく簡潔に行うことなどでよりよい議論ができるとの意見がありました。

消防本部所管では、委員から、雑入に岡山県防災ヘリコプター派遣職員の人件費が入っているのはなぜか、当初からわからなかったのかとの質問があり、執行部より、総務課所管の予算に入れると考え、当初に入れてなかったものであるとの答弁がありました。

委員から、雑入に入るのは今回初めてなのかとの質問があり、執行部より、昨年も入っているが予算取りしてなかったものであるとの答弁がありました。

委員から、常備消防費の特定財源の中身を説明してほしいとの質問があり、執行部より、歳入の西栗倉村の消防事務負担金261万円と岡山県防災ヘリコプター派遣職員の人件費797万7,000円の増額分であるとの答

弁がありました。

また、委員から、補正の話ではないが、最近火災が多いと思う、その原因等教えてほしいとの質問があり、執行部より、昨年の火災件数は38件で一昨年の19件の倍であった、本年は既に4件の建物火災が発生している、昨年は9件の建物火災が発生し、そのうち5件が3月、4月に発生しているとの答弁がありました。

委員から、火災が急増している原因は何だと思ふかとの質問があり、執行部より、暖房器具を誤って扱うとか、野焼きの拡大によるものもある、乾燥した天気も続いているので告知放送で注意喚起もしているとの答弁がありました。

委員から、延焼防止対策をしっかり行っていただけるような準備のほうに目が向くような注意喚起をしてほしいとの意見がありました。

委員から、作東の火災のとき告知放送で場所を1回しか言わなかったのでわかりにくかったという話を聞いた、また消防の化学車に水が入ってなかったという話を聞いたが、本当かとの質問があり、執行部より、化学車に水がなかったということはない、消防関係の告知放送が十分でないという声は聞いているので改善の指示は出している、ふぐあいのあったものも対処済みであるとの答弁がありました。

次に、議案第21号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の市民部所管分では、委員から、被保険者数が減少していることについて原因の分析はされているのか、また保健事業費の医療費通知委託料とか保健事業支援委託料が減っているのは広域化が原因とのことだが、今後も単独でやっているより減額となると理解してよいのかとの質問があり、執行部より、被保険者数の減少の分析については退職被保険者は制度が31年度で終了するために適用を行っておらず、当初71名であったのが半減し32名になっている、また一般被保険者数の減少の主な原因としては、12月末現在では社会保険に加入する方が約500名、後期高齢に加入されている方が約200名となっている、国保加入者は高齢者の方が多く、後期高齢に移行される方がこれからも増え、さらに団塊世代の方が増え、70歳から74歳の間に入る方が多くなる、後発医薬品の広域化に伴う減額については以前の委託業者は全レセプト約2万件を分析するための費用が請求されてきていたが、国保連合会には既にレセプト情報があり、その分析費用が発生しない、さらに単価が34円から32.94円に減っていることもある、送付対象者についても29年度までの100円以上効果がある方から効果が500円以上ある方に変えたことで送付件数が減ったことも減額の一つの要因である、美作市のジェネリックの効果率は約65%で、国の第1段階目標である70%に近いものだが、さらに国は80%を目標としており今後も努力していく、また広域化により国保連合会が中心になって事務の統一化を図ることはもとより、費用の削減も県全体ですることによって削減される部分もあり、県、市町村、国保連合会と共同しながら今後も進めていくとの答弁がありました。

委員から、社会保険に変わったのが500人と言われたが、昨年度で変わったということか、税金の関係で税収も増えたというのがあったと思うが、景気がよくなっていると期待したらよいのかとの質問があり、執行部より、被保険者数について社会保険に4月以降加入された方が約500名いたということで、これが景気の反映をしているかというところまでは分析していないが、そうであると思われるとの答弁がありました。

他の委員から、ことしから広域化がスタートして事務のほうは前と比べてやりやすいかやりにくいか、どうか、また繰越金の1億5,000万円について例年の過去の数値と比べてどうなっているのかとの質問があり、執行部より、市民の方との身近な業務は市町村でできないため広域化後も市町村で行う役割分担として資格管理、保健事業、賦課徴収、こういったものはそのまま残っているが、事務の負担が増えたということはない、また繰越金については1億5,000万円程度あったが、その中には前年度の償還金が多く含ま

れている、過去に基金を取り崩した年もあり、医療費の増減によって波はあるが、例年繰越金は生じているとの答弁がありました。

次に、議案第24号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」では、委員から、滞納額が4億円ということだが、借り受け人や保証人が亡くなっている場合も多いと思う、そのような場合請求はどのようにしているのかとの質問があり、執行部より、連帯保証人と保証人の違いもあるため請求を連帯保証人や保証人にするのは難しい部分もあり、現在は借り受け人や、その相続人に対して請求を行っているとの答弁がありました。

委員から、担保権を実行するようなことは考えていないのかとの質問があり、執行部より、抵当をつけている場合とつけていない場合もあるため慎重に検討する必要があるとの答弁がありました。

また執行部より、県補助金があることからわかるように国もこの貸付金について把握はしているが、財政的な面で何かを発動させるようなことは考えていないと感じるとの答弁がありました。

次に、議案第25号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、執行部より説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第29号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、執行部より説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第34号「平成31年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」では、委員から、貸付当時の金利及びその利率のまま現在まで償還されているのかとの質問があり、執行部より、貸付当時の金利は3%程度であるが、軽減等で低くなっている場合もあるとの答弁がありました。

委員から、他の金融機関等からの借りかえ等はされていないのかとの質問があり、執行部より、借りかえについてはそのような手段も検討されることがあると承知しているとの答弁がありました。

次に、議案第35号「平成31年度美作市公園墓地事業特別会計予算」では、委員から、以前土地が崩れかけているという話もあったが、現在の状況はどうなっているのか、また残区画についてどのように考えているのかとの質問があり、執行部より、現在は崩れについては進んでおらず、残区画の72区画については今後募集等について検討していく必要があると考えているとの答弁がありました。

委員から、1区画どの程度の値段になっているのかとの質問があり、執行部より、広さにより異なるが58万円から47万円であり、それとは別に永代管理料が12万5,000円、または6万5,000円が必要であるとの答弁がありました。

次に、議案第39号「平成31年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、執行部より説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において総務委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、まず議案第2号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

次に、議案第3号「美作市駐車場条例の制定について」は、委員から、議案第3号「美作市駐車場条例に対する修正」の動議が提出され、その内容は別表（第8条、第11条関係）の表中、湯郷駐車場の回数制の金額の表示を、「300円/回」、1回300円ですね、とあるものを、「300円/回・日」、1日1回300円に修正するものでした。委員会における動議は委員1名で提出できるため、動議は成立し、議題といたしました。提出者の説明の後、質疑を行いました。質疑、討論はなく、採決の結果、修正案については全員賛成により可決され、その後、修正案以外の原案についても全員賛成により可決されました。

次に、議案第4号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第5号

「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第6号「美作市土地開発基金条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「美作市少林寺拳法記念館の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第15号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、議案第16号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、議案第17号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」のうち、総務委員会付託分、議案第21号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」のうち、総務委員会付託分、議案第24号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第25号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第29号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議案第34号「平成31年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、議案第35号「平成31年度美作市公園墓地事業特別会計予算」、議案第39号「平成31年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

続いて、請願、陳情の審査に入り、まず陳情第1号「入湯税を課している鉱泉浴場施設の周知に関する陳情」について審査いたしました。委員に意見を求めたところ、委員から、一見観光振興につながり、よさそうに見えるが、調べたところによると入湯税を課す鉱泉浴場の公開は、鉱泉浴場の経営者が入湯税の特別徴収義務者であることから税の納税情報を公開することになる、個人情報の保護対象となる情報として公開は適切でないとする、美作市税条例第145条第1項に「入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。」とあり、鉱泉浴場を経営しているかどうかは誰でも知り得る情報とまでは言えないので、入湯税の特別徴収義務者名が地方税法第22条の秘密・守秘義務の対象に含まれる可能性があり、調査によって判明した情報であればこの秘密に該当する、地方公務員法第34条の職務上知り得た秘密に含まれ、守秘義務の対象となると考えられる、一方正当な理由があれば公開しても問題ないと解するが、入湯税を課する鉱泉浴場を宣伝するということが正当な理由に当たらないのではないかと考えられ、公表することは適当ではないと考えるため、不採択とすべきと考えるとの意見があり、また他の委員から、この陳情には入湯税を徴収した件数や金額、納税義務者が誰なのかを公表するようにとの要望ではなく、入湯税を徴収する施設としない施設を公開するように求めているだけである、委員の言われたことは解釈が違う、入湯税を徴収した事業者が納めないといけないことは法律で決まっているから問題はないとの意見がありました。

他に意見はなく、討論に入り、委員から、この陳情のとおり鉱泉浴場施設を市のホームページに公開することは納税義務者を公開することになるため職務上知り得た秘密に含まれ、守秘義務違反になると考えられるため、不採択とすべきと考える、ただ陳情者の美作市を思う気持ちは尊重したいとの反対討論がありました。

他に討論はなく、採決の結果、賛成はなく、不採択となりました。

次に、請願第1号「後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める」請願書について、審査いたしました。

委員に意見を求めたところ、委員から、請願書にも書いてあるが、一般的に高齢化すると所得も少なくなってくることから、1割負担から2割負担に負担を引き上げることは高齢者の生活を圧迫することになるため採択するべきと考えることから、賛成するとの意見がありました。

また、他の委員から、医療費の負担増加や消費税の増税、また物価の上昇などもあることから、採択に賛成するとの意見がありました。

他に意見、討論はなく、採決の結果、全員賛成により、採択となりました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告申し上げます。

この他にも審査の過程においてさまざまな意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受けとめるとともに、しっかりと検討協議をいただき、事業執行に当たられますようお願いをいたしまして、総務委員会総務委員長報告とさせていただきます。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、これより1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

萩原市長が公務のため少しおくれます。

それでは続きまして、文教厚生委員長の報告を求めます。

金谷委員長。

9番（金谷のり子君）〔登壇〕

文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月7日、午前10時から、美作市役所4階議員控室におきまして、文教厚生委員会を開催し、委員全員、鈴木議長出席のもと、執行部より萩原市長、横山副市長、大川教育長、山下政策参与、春名政策審議監のほか、担当部長以下、関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案について審査を行いました。

付託の議案は、議案第7号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」外11件で、審査に当たっては執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。その審査の主な内容について御報告を申し上げます。

まず、議案第7号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」では、委員より、奨学金を誰に貸すかを考えれば……。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、姿勢正してください。

9番（金谷のり子君）

改正前に規定されていた「学校教育法に基づく大学及び専修学校（専門課程）に在学する学生で」の規定をなぜ改正後の第5条に規定するのかとの質疑があり、執行部より、改正後の第1条で目的を示し、第5条で条件を示すように改正しているとの説明がありました。

また、市長から、改正後の第5条においては「又は就学しようとする者であって」との規定を盛り込み、奨学金を入学前からも申し込みできる改正を行っているとの説明がありました。

また、委員から、改正前の第5条第3項では「学業成績優秀で成業の見込みのある者」としているが、改正後の第5条第3項では「品行方正、学業成績が優秀であること」となっている、なぜ成業の見込みを削除したのか、また改正前の第8条では「本人又は親権者、後见人若しくは保証人」とあるが、改正後ではなぜ削除したのかとの質疑があり、執行部より、成業の見込みの削除については、奨学金の貸付希望者は誰もが就職したいと思われていることから貸し付けの時点では規定する必要がないと判断し削除している、また第8条で奨学金の交付対象者を本人のみと規定したことについては、奨学金は本人が借りて本人が返すものと

いう原則に基づき、本人に対して月ごとに交付すると改正しているとの説明がありました。

また、委員から、改正前の第13条第2項では、審議会に諮ると規定されているが、改正後では審議会の諮問についての規定がないが、それはなぜかとの質疑があり、執行部より、奨学金運営規則第3条に運営審議会の規定を定めている、運営審議会は年に1度貸し付けの審査を行っている、この改正により運営審議会開催のいとまがないときには市において判断するが、その際には必ず運営審議会に報告するとの説明がありました。

他の委員から、改正前の第9条第2項の貸し付けの中止については、休学を命ぜられた場合は命ぜられた月と復学した月は除くとあるが、改正後の第9条ではそれをいつでも申し出ることができるかと理解すればいいのか、本人が希望すれば貸し付けを中止する月においても、また復学する月においても貸し付けができるのかとの質疑があり、執行部より、改正後の第11条に規定しているとおり除くことになるとの説明がありました。

次に、議案第9号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例」については、委員より、「入院基本料算定額に100分の15を乗じた額に100分の108を乗じて得た額」が改正後「100分の110を乗じた金額」になる内容について、質疑があり、執行部より、入院基本料は患者負担金の残りが国保連合会や支払基金より診療報酬として収入されるが、一般病棟に長期間入院していることで入院してからの日数により段階的に減らされる、入院日数が180日を超えた場合診療報酬が85%に減算され、この場合15%相当分を本人から消費税込みでいただくとの説明がありました。

次に、議案第10号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」では、委員より、返還の猶予について、医療機関に勤務しているのであれば給料をもらっているので奨学金の返還の猶予の必要はないのではとの質疑があり、執行部から、看護師として市内の医療機関に就職した場合で貸し付けを受けた年数と同じ年数を勤務した場合、返還に係る債務を免除できるという規定があり、市内医療機関に勤務している間は猶予できるとの説明がありました。

委員より、制度以来の貸付件数と市内の医療機関に就職した件数はどのくらいかとの質疑があり、執行部から、貸付完了した件数は47名、就職したのは18名、率にして41.9%との説明がありました。

次に、議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」（文教厚生委員会付託分）では、まず教育委員会所管分では、委員から、第2表繰越明許費の小学校空調機整備事業1億2,680万円に関して補助金の内示はいつ県からあったのか、またいつごろ完成を見込んでいるのかとの質疑があり、執行部より、県からの内示は明確な日付は不明であるが、12月議会中にあった、また完成見込みについては5月の暑くなるまでに完成するとの答弁がありました。

他の委員から、エアコンの設置はゴールデンウィーク中には完成するのかとの質疑があり、執行部より、ゴールデンウィークまでには完成する見込みであるとの答弁がありました。

他の委員から、既に入札は済んでいるのであるから工期についても暑くなるまでのような抽象的な言い方でなく、担当課としてはこのような工期変更を考えているくらいのことは言えないのかとの質疑があり、執行部から、教育委員会としては、契約については当初3月末までを見込んでいたが、繰り越しによって4月末の休みの前までに完了するよう変更していきたいとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管分では、委員より、生活保護事業扶助費について、8,000万円の減額の要因は何かとの質疑があり、執行部より、対象世帯が平成30年度中、新規開始世帯が22世帯、廃止世帯が40世帯であり、差し引き18世帯が減少したため減額となった、廃止世帯の内訳は、就労による廃止が8世帯、年金受給、施設入所、転居がそれぞれ7世帯となっており、これらが主なものであるとの説明がありました。

委員より、検診の受診者が減ったが、どれくらい減ったかとの質疑があり、執行部から、当初予算で予定していた人数に対して大きく少なかった検診は大腸がん検診で468人、次に胃がん検診で423人だが、受診率で見ると極端に減っていることはなく、経年で見ると受診者は横ばいであるとの説明がありました。

次に、議案第21号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」（文教厚生委員会付託分）では、委員より、5診療所の平成30年度の決算見込みはどれくらいか、また予備費に1,112万4,000円補正しているが、どうしてこの時期に予備費に補正になったのか、基金費に積み立てをすべきではないかと質疑があり、執行部より、個別の診療所ごとの決算見込みは後日示させていただきたい、また診療所基金への積立基金の目的が施設整備に充てるものとなっているため将来的に運営費の予算が不足する可能性があるとの、現時点では施設整備基金への積み立てはできないとの答弁がありました。

次に、議案第22号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第3号）」では、委員より、平成29年度の決算当時の第1号被保険者数と本年度の第1号被保険者数、保険料見込みの数値はとの質疑があり、執行部から、平成29年度の第1号被保険者数は1万521人、平成30年度決算見込みでの第1号被保険者数が1万549人、保険料相当額は月額5,975円との説明がありました。

委員より、30年度決算見込みで多額の繰越金が出ているので、繰入金3,800万円は一般会計へ返すのが正しいと思うがとの質疑があり、執行部より、市民アンケートにおいて介護保険料の引き下げについては市民の関心が一番であったが、この特別繰り入れがあったことで保険料の引き下げにつながった、また今年度において地域支援事業費の上限枠を超えた部分についてはこの3,800万円の一部を充てさせてもらっている、同じようなことが今後も続いていくわけで、有効な財源となるとの説明がありました。

委員より、執行率96.6%は何に対しての執行率か、また96.6%の執行率というのは理想の数値かとの質疑があり、執行部より、第7期計画で立てた平成30年度の当初予算、計画値に対してであり、理想だと考えるとの説明がありました。

次に、議案第27号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」については、質疑がありませんでした。

次に、議案第28号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」では、委員から、債務負担行為で平成31年度から平成35年度までの1,080万円が平成31年度から平成33年度で108万円になるとあるが、貸付人数減だけを変更の理由とすると債務負担そのものの内容がわからない、説明してほしいとの質疑があり、執行部より、当初奨学生への奨学金貸し付けの債務負担として限度額を6人、5年分として1,080万円としていたが、貸付人数が1人になったことから、限度額を1人、3年分として108万円に変更するものとの説明がありました。

次に、議案第32号「平成31年度美作市介護保険特別会計予算」では、委員より、事業計画策定委員会の開催数と、委員会ではどのような意見が出たのかとの質疑があり、執行部から、昨年9月に1度開催している、7期の策定以降の動き、平成30年度の予算等を協議した、予算を協議するには少し時期が遅いとの意見があったとの説明がありました。

委員より、地域支援事業費が平成28年度から増加しているのはなぜかとの質疑があり、執行部より、制度改正によりそれまで保険給付費で支払っていたものを、総合事業ができて地域支援事業費から支払わなければならないとなった、また地域支援事業にかかわる職員の人件費を組み込んだことにもよるとの説明がありました。

委員より、平成30年度末での準備基金は幾らの見込みかとの質疑があり、執行部より、約2億2,076万6,000円との説明がありました。

委員より、平成31年も審議会を開催するのか、開催するのであれば8期の保険料を計算するためにも幅広い意見をピックアップする必要があると考えているが、いかがかとの質疑があり、執行部より、新年度と8期に向けて積極的に意見を聞くつもりであるとの説明がありました。

委員より、給付費の上がり幅が少なくなっているように思うが、その要因は、また計画よりも下がっている理由はとの質疑があり、執行部より、1つは高齢者数の減少、もう一つは健康づくりや健康体操を地域で積極的に取り組んでいただいていることが考えられるとの説明がありました。

委員より、31年度予算において前年に比べて力を入れたところを教えてほしいとの質疑があり、執行部より、継続的な事業であり、目新しいものは特にないが、地域支援事業であれば従来型のサービスも維持していきたいということが美作市の方針であり、今までのことをできるだけ継続していくことが一番の特徴であると考えているとの説明がありました。

次に、議案第37号「平成31年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」では、委員より、入所待ちの人数、施設の建築年度、今の老朽化の状況について、質疑があり、執行部より、入所待ちは約50名いるが、その中には将来に備えて申し込みをされた方や現在入院中の方も含まれる、施設は平成5年に建築している、ボイラーの耐用年数が過ぎており、修繕費で1基の取りかえを予定しているとの答弁がありました。

委員より、建物の耐用年数を考慮し、施設の整備計画について事務レベルでの問題として検討するよう要望がありました。

次に、議案第38号「平成31年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」では、委員より、貸し付けでは新規が6名、継続が8名とのことだが、基金運用から見て新規貸し付けは最大何人までいけるのかとの質疑があり、執行部より、平均すれば原資を減らさずに毎年5人から6人の新規貸し付けができると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第41号「平成31年度美作市病院事業会計予算」では、委員より、医業収益の中で現在取っている報酬加算と今後取ろうとしている加算は何かとの質疑があり、執行部より、大きなものとしては感染防止対策加算、後発医薬品使用体制加算、データ提出加算、診療録管理体制加算、療養環境加算、臨床研修病院入院診療加算などがあり、外来診療では休日加算、時間外加算があるが、今後の研究をしているが、看護師の負担軽減を図る看護補助加算を考えているとの説明がありました。

委員より、医療報酬等の制度改正があった場合に新たな加算の取得は職員全員で勉強しているのかとの質疑があり、執行部より、診療報酬の改正時には国、県、病院協会等の組織ごとに勉強会があり、出席をしている、院長も医師会等で行われる勉強会、研修会に出席しており、病院内で情報のマッチングを行い、加算の取得に努めているとの説明がありました。

委員より、自治体病院の繰り出し基準のうち、院内保育所の運営に関する経費と経営基盤強化対策に係る経費の繰り出し基準についての質疑があり、執行部より、院内保育所については、保育所の運営に要する経費のうち収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額という基準があり、これに基づく繰り出しを行っている、経営基盤強化対策に要する経費については、基準にはあるが、現在繰り出しは行っていない、今後について医師とか看護師の研究研修が将来の病院経営に寄与するものであれば当然繰り出すべきものであると財政部から回答をもらっているとの説明がありました。

委員より、カーボンマネジメント強化事業について、一般の公共施設にこの事業は活用できるのか、病院事業だけに特化した事業なのかとの質疑があり、執行部より、カーボンマネジメント強化事業については昨年調査しており、省エネ効果が高い、いわゆる効果率というものが重要であり、必ずどの施設でも活用できるというようなものではない、今後については環境省が温室効果ガス削減計画の中で補助制度を持ってお

り、各施設が更新または改良、改修する時期にあわせて活用していきたいとの説明がありました。

委員より、医師の働き方改革の関係で残業時間は把握しており、未払い等はないか、また医師、看護師の時間外手当は幾らかとの質疑があり、執行部より、医師であっても職員と同じ扱いで、時間外命令に基づき労働の対価として支給している、時間外の手当の額は平成31年度予算で、医師が180万円、看護師が460万円計上しているとの説明がありました。

委員より、ドクターアシストシステムというような医師の負担を減らしていくというような工夫はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、病院の現状として医師に限らず看護師の医業スタッフが不足しており、この充足を優先に考えている、医師のアシストに関してはただ単に資格を持っている看護師、事務員がいてできるというだけではなく、スタッフ同士の信頼関係に尽きる、これから検討していかなければならない課題だと思っているとの説明がありました。

続きまして、全議案の質疑終了後、本会議において文教厚生委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第7号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」、議案第10号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」、議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」のうち、文教厚生委員会付託分、議案第21号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」のうち、文教厚生委員会付託分については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

次に、議案第22号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、委員より、平成30年度当初予算でも一般会計からの繰り入れには反対しているが、今回の補正予算では歳出において余剰となった3,800万円については繰出金として一般会計に戻すべきであるとの反対討論がありました。

他に討論はなく、採決の結果、賛成多数により可決されました。

次に、議案第27号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第28号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」、議案第32号「平成31年度美作市介護保険特別会計予算」、議案第37号「平成31年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」、議案第38号「平成31年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

次に、議案第41号「平成31年度美作市病院事業会計予算」については、委員より、大原病院が地域産業の一つとして自負を持って事業運営を行っていただき、2025年問題もある中、生産性を高め、正規雇用が生まれるような取り組みをしてほしいと賛成討論があり、ほかに討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果について御報告いたしました。

審査の過程におきましては、このほかにもいろいろな意見が出されております。執行部におかれましては、委員からの意見や要望を真摯に受けとめていただき、しっかりと検討、対応、事業執行に当たられますようお願いいたします。御審議のほどよろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長が出席をされております。

次に、議会改革特別委員会委員長報告を求めます。

日笠委員長。

16番（日笠 一成君）〔登壇〕

議長に発言の許可をいただきましたので、これより平成31年3月美作市議会定例会における議会改革特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月8日、午前10時より、美作市役所4階議員控室におきまして、委員3名が欠席で、委員15名が出席し、議会改革特別委員会に付託されました議案につきまして慎重に審査いたしました。

本委員会に付託されました案件は、陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情」及び陳情第3号「美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」の2件でありました。

陳情審査の過程において議論となった点について御報告申し上げます。

陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情」については、委員より、議会だよりについては発行するべきと考えるが、議会報告会については別に協議をする必要があるとの意見、また他の委員から、議会改革特別委員会が主体性を持って進めるべきであることから、この陳情については継続審査または不採択とするべきとの意見がありました。

また、他の委員から、現在議会改革特別委員会として議会だよりの発行については積極的に取り組みを検討している、議会報告会についてはもう少し論議が進んでいない、また陳情第3号の委員会の中継放送についてもみまちゃんネルと現状の把握など協議を行っているところであり、議会改革特別委員会として検討をしているということを陳情者に伝えてほしいとの意見がありました。

このほかにも議会だよりの発行の方法や体制について意見が出されましたが、この陳情については継続審査の意見があり、採決の結果、賛成多数で継続審査と決定しました。

続いて、陳情第3号「美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」については、委員より、臨時議会や全委員会についての中継放送は積極的に行うという議論は行っているが、全員協議会についてはするようにもなっていないし、詰めた議論ができていない、議会改革特別委員会が主体となって行うべきもので、陳情書の採択によって中継放送の実施が決定するのであれば議会改革特別委員会は必要ないことになる、趣旨はよく理解しているので継続審査するべきとの意見がありました。

このほかにも中継放送について、放送の方法や機器の整備など、課題についてもさまざまな意見が交わされましたが、この陳情については継続審査との意見があり、採決の結果、賛成多数で継続審査と決定しました。

以上、議会改革特別委員会委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、議会運営委員長の報告を求めます。

尾高委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

それでは、平成31年3月美作市議会定例会議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月8日、午後1時より、美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員全員が出席し、議会運営委員会に付託されました議案につきまして慎重に審査いたしました。

本委員会に付託されました案件は、陳情第4号「美作市内の建設業者など中小零細企業への優先発注と、地元調達を適法かつ適正に行うための向けての規定整備等を求める陳情書」の審査及び請願の受理・審査を行うに当たって改善等を求める陳情書」及び陳情第5号「美作市内の建設業者など中小零細企業への優先発注と、地元調達を適法かつ適正に行うための向けての規定整備等を求める陳情」の2件であります。

審査の過程において議論となった点について御報告申し上げます。

陳情第4号「美作市内の建設業者など中小零細企業への優先発注と、地元調達徹底を適法かつ適正に行うための規定整備等を求める陳情」の審査、及び請願の受理・審査を行うに当たって改善等を求める陳情書については、委員より、地元企業に頑張ってもらいたいことは大事なことであり、しかし文中に「優先発注」とあり、これが適法なのか、また市民のためになるのか疑問があるとの意見、また他の委員から、この陳情書にはこれまで市議会がおざなりにしていると書いてあること、また工事によっては市内業者ではできないこともあると考えることから時間をかけて調べる必要を感じる、なおこの陳情書が少し偏ったようにも感じるとの意見、また他の委員から、陳情書の文中に「美作市議会においては、そうしたことに対する認識不足のみならず」や「請願の審査能力等に欠けていることを自覚・認識できずに、不採択にするなど恣意的な取り扱いに陥っていると云々」などと断言しているが、私はそう思っていない、その時々判断してきており、当てはまらないと考えるとの意見、また他の委員から、陳情書の文中に「判例の誤解釈等もあって」とあるが、判例について我々がとやかく言えないとの意見がありました。

他に意見はなく、継続審査との意見があることから、継続審査について採決を行ったところ、賛成少数で継続審査については否決となりました。

私自身委員長として、委員が指摘されたように十分に自覚を持って美作市議会に臨んでいる、本来は一般競争入札であるが、指名競争入札も行い、なおかつ地域性を鑑みてその配慮もしている、守るべきものは守り、他の法に適合するようにしているなど評価していると意見も述べさせていただきました。

また、他の委員から、昨年入札において対象とするものについて明確ではなく、執行部に尋ねても他の自治体云々とはっきりしないことがあった、他の自治体の判断を当てにするようなことは適当ではなく、主体性を持って基準を持ち、判断をしてほしいとの意見がありました。

続いて、討論に入り、委員より、内容について、理解できるところもあるが、優先発注が必ず市民のためになるか疑問があるため反対するとの反対討論、また他の委員から、この件に限らず優先発注という言葉を使ってはならないとの反対討論、また他の委員から、優先発注は公正という点に反することから反対するとの反対討論がありました。

他に討論はなく、採決の結果、賛成はなく、不採択と決定いたしました。

続いて、陳情第5号「美作市内の建設業者など中小零細企業への優先発注と、地元調達徹底を適法かつ適正に行うための規定整備等を求める陳情書」については、委員より、陳情第4号と同様であるとの意見があり、他に意見はなく、討論を行い、委員より、地元調達については理解できるが、優先発注がある以上賛成できないとの反対討論、また他の委員から、「美作市そのものの衰退につながる」など、そういう言葉を使っていて、なるほどと思える内容ではないとの反対討論、また他の委員から、陳情書の中身について賛同できる部分もあるが、文章の中ほどの「美作市議会においては、そうしたことに対する認識不足のみならず」や「請願の審査能力等に欠けていることを自覚・認識できずに、不採択にするなど恣意的な取り扱いに陥っていると云々」などと断言している点について、私はそうは思っていないので反対するとの反対討論がありました。

他に討論はなく、採決の結果、賛成はなく、不採択となりました。

以上、議会運営委員長報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

尾高委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

それでは、平成31年3月美作市議会定例会予算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

去る3月11日から15日までの5日間、午前10時から、美作市民センター3階大研修室において、委員全員、執行部より市長、副市長、政策参与、政策審議監、各担当部課長以下、関係職員の出席のもと、予算審査特別委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第30号「平成31年度美作市一般会計予算」、議案第31号「平成31年度美作市国民健康保険特別会計予算」の2件であります。

これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査の過程において、特に議論となった点について順次御報告いたします。

まず、議案第30号「平成31年度美作市一般会計予算」について、保健福祉部、社会福祉課所管では、委員より、地域共生社会に向けた包括的支援体制構築事業の中の地域力強化推進事業とは具体的にどのような事業なのかとの質問があり、執行部より、社会福祉協議会が各支所に配置するコミュニティソーシャルワーカーを中心に地区社協の中で福祉会議等を通じ地域のさまざまな課題を把握し、解決に向け話し合いを行い、地域で解決できる力をつけていただく事業であるとの答弁がありました。

委員より、地域共生社会に向けた包括的支援体制構築事業の委託料の内訳はどのようなものかとの質問があり、執行部より、地域共生社会を実現するためにその中心的役割を担うコミュニティソーシャルワーカーの人件費が主なものであるとの答弁がありました。

委員より、委託事業とは別に社協への人件費補助が1名増員となっているが、人件費補助部分と事業委託部分をどのように考えて整理しているのかとの質問があり、執行部より、人件費補助については基金残高の関係から削減を行ってきたが、現在は基金残高が標準的な金額になってきたので増額をしていく必要があり、今回新規事業に取り組むため委託費の中で計上をしているとの答弁がありました。

委員より、生活困窮者自立支援事業について、自立支援を行う相談員、家計改善支援員、子どもの学習支援員とは何か資格が必要かとの質問があり、執行部より、法的には当面の間は資格が必要なものとはなっていないが、美作市においては社会福祉士等の資格を考えているとの答弁がありました。

委員より、生活困窮者自立支援事業の自立相談支援、家計改善、子どもの学習支援の相談員の数と予算の積算根拠についての質問があり、執行部より、それぞれの相談員は1名ずつを予定している、積算の根拠については社会福祉士などの資格保有者を嘱託職員に雇用した場合を想定したものであるとの答弁がありました。

委員より、生活困窮者自立支援事業のうち、子どもの学習支援の対象者人数は把握しているのかとの質問があり、執行部より、現在社会福祉協議会が行っている子どもの居場所づくり事業に5名参加しており、全市的に事業を拡大すると30名ぐらいになるのではないかと、要保護児童や生活困窮に関する相談が平成29年度に61件あり、この家庭に子どもがいればその数が対象者に含まれてくるとの答弁がありました。

委員より、生活困窮者自立支援事業を実施するに当たり美作市は地域が広い、どのように対応していくのかとの質問があり、執行部より、地域力強化推進事業を各支所単位で実施しており、地域の福祉課題の掘り起こしの中で対象者も見えてくるため、各支所単位での対応を考えているとの答弁がありました。

委員より、地域共生社会に向けた包括的支援体制構築事業はこれまで取り組んできた地域包括ケアシステムの構築に向けたものかとの質問があり、執行部より、地域の中の体制づくりということで、地域包括ケアシステムの中に入るものであるとの答弁がありました。

委員より、市民後見人研修についてどのような研修を行うのか、また今後市民後見人に対してどのような

活躍の場を考えているのかとの質問があり、執行部より、現在市民後見人は社会福祉協議会が行う法人後見の中で支援員として協力いただいているが、今後は弁護士との共同での後見を視野に入れたキャリアアップを考え、弁護士を講師とする研修を開催したいと考えているとの答弁がありました。

委員より、金婚夫婦、ダイヤモンド婚夫婦お祝い状等贈呈事業についてそれぞれの対象者の人数について質問があり、執行部より、金婚夫婦70組、ダイヤモンド婚夫婦50組を想定している、広報や告知放送、老人クラブを通じて周知を行うとの答弁がありました。

委員より、権利擁護センター事業の虐待防止部会の協議内容と14名の委員の構成はとの質問があり、執行部より、虐待防止部会では主に高齢者虐待について協議しており、委員構成は弁護士等の司法関係者、医師等の医療関係者、学識経験者として大学教授、警察等各分野からの構成になっているとの答弁がありました。

委員より、盲導犬飼育助成について美作市内に対象は何人いるのかとの質問があり、執行部より、美作市内で盲導犬を飼育している方は1名であるとの答弁がありました。

委員より、障がい者介護給付費・訓練等給付費の内訳についてそれぞれどのような割合で予算額があるのかとの質問があり、執行部より、居宅介護が約3割、生活介護が約3割、就労継続支援A型、B型が合わせて約2割、その他グループホーム、施設入所が約2割であると答弁がありました。

委員より、生活保護扶助費で入院の館内着やおむつ代を出すことができるのかとの質問があり、執行部より、1カ月以上の入院の場合生活扶助費の基準額が下がるが、基本的にはその基準額で支払ってもらうことになる、ただ常時おむつが必要と医師が診断し証明があれば別におむつ代を支払うことができるとの答弁がありました。

委員より、民生委員の人数が少なく十分な活動ができないとの声が聞かれる、何か対策は考えられているのかとの質問があり、執行部より、民生委員の定数は岡山県が定めており増員することはできないが、地域の中で福祉委員等、民生委員の補佐的役割ができる体制づくりを地域共生社会の中で考えたいとの答弁がありました。

次に、高齢者福祉課所管では、委員より、自動車急発進防止装置は需要が多くなったら増やす予定はあるのか、また対象装置はストップペダルだけなのかとの質問があり、執行部から、補正対応をする、また対象装置はストップペダルのみであるとの答弁がありました。

次に、健康づくり推進課所管では、委員より、病児病後児保育事業の地域別利用者の数はどうかとの質問があり、執行部から、平成29年度のデータとして作東地域7名、勝田地域4名、大原地域9名、美作地域25名、英田地域2名、市外在住者5名の合計52名となっているとの答弁がありました。

委員より、放課後児童クラブの指定管理が平成32年度で終了するが、公募の準備はいつからか、また放課後児童クラブのダンボ1とダンボ2の登録人数は何人かとの質問があり、執行部から、指定管理の準備は平成32年度4月ごろに着手する予定、また登録人数はダンボ1が53名、ダンボ2が44名、合計97名であるとの答弁がありました。

委員より、放課後児童クラブの障がい児と、それ以外の子どもに支援員の人数はどうなっているのかとの質問があり、執行部から、最低の基準は支援員が2人いなければいけないという基準があるが、指定管理者との間で年度協定でおおむね配置人数を決めている、配慮が必要な子どもに対する支援員の増員に関しては指定管理者において努力をしてもらっているとの答弁がありました。

委員より、放課後児童クラブの支援員の処遇改善をするということは手当や給料を実際上げるのか、また支援員のレベルアップのための研修は行っているのかとの質問があり、執行部から、契約社員は月額給、パ

ート職員は時給についてアップを行う、また支援員の研修は県が主催の支援員認定資格研修があり、修了したものが58名中22名いて、来年度も計画的に研修を受けるとの答弁がありました。

委員より、放課後児童クラブの土曜日に半日預かって使用料を算出することは法的に可能なのかとの質問があり、執行部から、民間のクラブに関しては法的な縛りはないが、国、県からの補助金を受けての運営費なので考え方として事業費の半分は利用料で賄うことが基本であり、その考えをもとに利用料を算出してほしいとの答弁がありました。

委員より、放課後児童クラブの指定管理料だが、職員の処遇改善で増額することは矛盾するのではないかとの質問があり、執行部から、処遇改善の必要性は支援員の人材の確保が目的であり、預かり保育の維持をするために必要な状況が出ている、また国の補助メニューとして支援員キャリアアップ処遇改善事業が加算事業として追加されていることもあり、社会情勢の変化によって増額するものとの答弁がありました。

委員より、放課後児童クラブの支援員の賃金は把握しているのか、また最低賃金は保障されているのかとの質問があり、執行部から、契約社員の月額給及びパート社員の時給は把握している、最低賃金については、岡山県の最低賃金は保障しなければならないので、それより低い方は賃金を上げたとの答弁がありました。

委員より、看護学生等奨学金の貸し付けについて平成31年4月以降市内で何人就職するのか、また債務負担行為の年度ごとの額は幾らかとの質問があり、執行部から、平成31年度3月に貸付終了する方は4名、市内に就職する方は1名、また債務負担行為の年額は900万円で4年間分であるとの答弁がありました。

委員より、看護師奨学金の市内医療機関へのアンケートの結果から新規の貸付予定が15名かとの質問があり、執行部から、市内の医療機関に平成34年度までの調査をしており、毎年10名から12名の採用希望があるが、全員が市内に就職していない実績から15名としているとの答弁がありました。

委員より、愛育委員と栄養委員の人数の差があるが、同じような人数にする考えはないのかとの質問があり、執行部から、愛育委員と栄養委員は合併した当初から既に人数の差があり、活動内容にも違いがある、今回も改選時期となっているが、自治会長や民生委員から従前と同じような人数を選出するのは難しいとの声もあり、地域の実情や仕事の内容を判断し、御検討いただくようお願いをしているとの答弁がありました。

委員より、人数について引き続き検討してほしいとの要望がありました。

委員より、愛育委員と栄養委員の報酬は幾らかとの質問があり、執行部から、年額で市長が5万円、支部長が4万円、地区長が3万円、その他委員は1万5,000円との答弁がありました。

委員より、体操などの体を動かす事業はないのかとの質問があり、執行部から、国保の総合保健施設事業で運動指導、体操教室等を実施しているとの答弁がありました。

委員より、もち麦に関する事業が栄養委員の中であるが、他にはないのかとの質問があり、執行部から、健康増進事業の中で健康教育事業、健康相談事業があり、その中でもち麦材料費を出していくとの答弁がありました。

委員より、胃カメラの実施方法や周知はどのようになっているのかとの質問があり、執行部から、当初予算の新規事業となっており、議決いただいたら胃がん検診の希望者に対して個別に対応し、病院で直接受ける方は個人で申し込むこととなるとの答弁がありました。

委員より、不育治療支援45万円の積算についての質問があり、執行部から、2年間の実績を勘案して15万円掛ける3人分との答弁がありました。

委員より、不妊治療及び不育治療補助金の29年度、30年度の実績はどのようになっているのかとの質問が

あり、執行部から、不妊治療は29年度は12人、30年度は2月末現在で15人、不育治療は28年度に1件、29年度はゼロ件、30年度2月末現在で1件となっているとの答弁がありました。

委員より、不妊治療で出産に至った実績はどうかとの質問があり、執行部から、29年度の出産は6名、30年度の出産はまだ統計が出ていないとの答弁がありました。

次に、大原病院所管では、委員より、繰り出し基準のうち病院運営費補助金の単価について質問があり、執行部より、平成30年度で単価改正があり、1床あたり75万円で、80床で6,000万円になるとの答弁がありました。

委員より、病床稼働率によって繰出金にも影響があると思うが、大原病院の病床稼働率はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、大原病院の場合稼働率の計算上1年を通じて全く利用していないベッドはないので、稼働率は100%であり、繰出金には影響していないと答弁がありました。

委員より、当初予算編成について総括的に答えてほしいとの質問があり、執行部から、社会福祉課所管分は地域共生社会の創出に向けた施策の展開、高齢者福祉課は介護保険特別会計になるが、介護予防について、健康づくり推進課については産前産後のケアの継続、産後鬱の対応といった定住促進につながるよう要求をさせていただいた、また行政懇談会等市民の方の意見を反映した施策については、重度の障がい者へのインフルエンザ予防接種助成を始める、総合戦略として30年度に引き続きニートひきこもり事業を継続することによる新たな自立者の出現を促し、発達支援センターに正職の心理士2名を採用予定としており、支援内容を充実していきたいとの答弁がありました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員、ちょっとここで10分間休憩します。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時14分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、尾高議員、続けてください。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

それでは次に、市民部です。

市民部、税務課所管では、委員より、個人市民税について働き方改革や景気の上昇により見込んでいるとの説明があったが、来年からの状況を心配している、大丈夫な状況なのか、また市民税算定に使われている人口減少率の根拠についての質問があり、執行部より、個人市民税は平成30年1月から12月の所得状況により課税されることになり、適切な推計により見込んでいます、人口の減少率は国立社会保障・人口問題研究所の見込んだ数値を採用していますとの答弁がありました。

委員より、固定資産税の過疎法減免について説明してくださいとの質問があり、執行部より、過疎法の適用になっているのは平成30年度は製造業の3社のみで、これに作東工業団地の状況などを見込んで計上していますとの答弁がありました。

次に、市民課所管では、委員より、出産祝い金が3万円から5万円に増えるが、子どもが生まれて育てるといったら大変な負担がかかる、少子・高齢化社会を解決していくのに何かほかによい方法はないかとの質問があり、執行部より、今後検討していきますとの答弁がありました。

他の委員より、乳幼児及び児童・生徒医療費について前年度より219万6,000円減っているのは人数が減ったものと思うが、どの程度人数が減っているのかとの質問があり、執行部より、見込みについては平成29年度の実績をもとにしており、約100名の減と見ていますとの答弁がありました。

次に、くらし安全課所管では、委員より、美作斎場について31年度で修繕を行う予定とあるが、今後の火葬場の整備計画等についてどのような見直し等があるのかとの質問があり、執行部より、市内で約600体の火葬があり、美作斎場では約250体の火葬が行われています、美作火葬場は昭和45年設置であります、定期点検を行いながら毎年必要な修繕を行っている、火葬については毎日のことであり、運営をとめるわけにはいかないと考えております、今後についても庁舎内の検討委員会で基本構想の取りまとめを行い、その状況により方向づけを行っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、空き家については国の補助金をもらって事業を実施している市もあると聞いている、今後災害時にも備えることを踏まえ所有者の対応を促すような事業を検討する必要があるのではないかととの質問があり、執行部より、平成31年度については国庫の補助金を活用し、補助率2分の1の上限300万円の補助金を予算計上していますとの答弁がありました。

委員より、空き家の補助金について過疎債の充当等は可能かとの質問があり、執行部から、今回の事業を推進していく中で過疎債等も含めて検討を行っていく必要があると考えているとの答弁がありました。

委員より、空き家対策を推進していくためには今後も事業を前進させていく必要があると考えるとの意見がありました。

委員より、防犯カメラ設置支援事業について設置場所の選定について十分な協議が必要と考えるが、どのように設置場所を選定しているのかとの質問があり、執行部から、設置場所については地元要望及び警察署とも協議を行った上で設置場所の選定を行っているとの答弁がありました。

委員より、新婚さんいらしゅい事業の100組の根拠は何かとの質問があり、執行部から、おおむね婚姻の届け出が100組程度あると予想して計上しているとの答弁がありました。

委員より、集会施設の耐震補助事業にかかわる予算について対象施設はどこかとの質問があり、執行部から、この予算については耐震診断を実施された集会施設に対して耐震補強修繕を行っていただくための予算であります、具体的に予定されている集会施設はありませんとの答弁がありました。

委員より、女性部会は現在どのくらい設立されており、補助金額は幾らかとの質問があり、執行部から、市内に10団体設立されており、補助金は27万5,000円を計上しておりますとの答弁がありました。

次に、環境部、クリーンセンター管理課所管では、委員より、長期包括運營業務の契約内容について質問があり、執行部より、美作クリーンセンター長期包括運營業務の受託者はエスエヌ環境テクノロジー株式会社で、平成41年3月31日までの10年間の委託期間とし、契約金額27億6,264万円で平成31年2月5日に契約を締結しましたとの答弁がありました。

委員より、包括委託業務の手続について現在に至るまでの手順について質問があり、執行部より、平成30年7月20日から審査委員会を開催し、プロポーザルの募集要項、審査基準書、要求水準書などの内容について審査し、平成30年8月31日に公募型プロポーザルの公告を行った、その後第1次審査を行い、有資格者であることを確認し、9月21日に審査結果を通知した、審査を通過した業者の企画提案書の提出を11月2日に締め切り、その内容の審査を行った、11月27日に応募者のプレゼンテーションとヒアリングを行い、11月30日に包括運營業務者を決定した、協議の結果最終的に平成31年2月5日に契約を締結したとの答弁がありました。

委員より、包括委託金額について前半5年と後半5年に分けている理由について質問があり、執行部よ

り、要求水準書により前半と後半の業務について記載しており、その内容に沿って見積もりが提出されている、5年を区切りとして見直しを行うこととしており、5年経過したときに経費の見直しができる可能性が高いと見ているというところがポイントだと思っていますとの答弁がありました。

委員より、長期包括を選んだ理由について質問があり、執行部より、職員が減少していく中で部分ごとに分割して発注することにより管理できなくなる、長期包括の場合は人的安定性と技術力の確保ができ、修繕費を含めることで計画的で安全・安心な運転管理を行うことができるとの答弁がありました。

委員より、昨年の予算と比較して約8,000万円増えている理由について質問があり、執行部より、昨年までほとんどかからなかった修繕費の費用を平準化し、包括委託費に含まれているのが主な要因ですとの答弁がありました。

委員より、包括委託の予算額2億1,150万4,000円と債務負担行為の根拠である28億1,186万円の関係について質問があり、執行部より、前半5年間の金額9億7,020万円を5年間で割り、消費税相当分1.09を掛けたものが平成31年度の予算となっておりますとの答弁がありました。

委員より、現業職の方たちの身分の保障をしっかりといただくようにとの意見があり、執行部より、職員の状況に合わせた業務配分として前後半に分けているとの答弁がありました。

委員より、工事請負費の旧施設の上部解体費用と下部解体費用の内容について質問があり、執行部より、上部解体費用は旧南部及び北部の上部解体に係る平成30年度から債務負担分の費用で、下部解体工事費用は上部解体工に引き続き下部の解体を行う工事であり、土壌調査の結果、南部の土壌汚染対策費1,500万円が含まれているとの答弁がありました。

委員より、下部解体工事の発注時期については十分検討し、実施するようにとの意見がありました。

次に、下水道課所管では、委員より、農集等の事業運営の将来展望について質問があり、執行部より、費用対効果を踏まえて効率的な施設統合を進め事業を運営していきたいとの答弁がありました。

次に、企画振興部、企画情報課所管では、委員より、地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金の実施年度、対象者、対象事業の制度についてどうなっているのかとの質問があり、執行部より、本補助金は平成31年度からの新規事業で、対象は今年度卒業する隊員と来年度3年目になる隊員が対象で、対象事業の制限としてはフランチャイズチェーンに加入する事業、支店などの他社の事業に従属する事業は補助金の対象とならないとの答弁がありました。

委員から、今回地域おこし協力隊は起業に関して補助金ができが、その他の人に対する起業補助はあるのかとの質問があり、執行部より、経済部にも似たような補助金があるが、金額的な統一はできていない、今後そのことは課題として調整していくとの答弁がありました。

委員より、地域おこし協力隊について、各地を転々と渡り歩いているような例もあり、本来の地域おこし協力隊の趣旨とは違うのではないかと、定住についてはどのような基準となっており、こういった調査をしているのか、また市としてはそういったことが起こらないように対策をとっているのかとの質問があり、執行部より、今現在の定着率は42%となっており、この3月末で卒業される方6名のうち5名が残るという意味を確認しており、それを含めると52%になる、起業等される方には5年間定住することを条件に1人100万円の補助金を出すことを考えており、定着を進めてまいりたい、また地域おこし協力隊が各地を転々とする問題が全国的に発生していると思うが、美作市ではそういうことが起こらないように採用時点での面接や現地説明の中で本人にやる気があるかなどを受け入れ団体と担当課で見るなど、目を光らせた上で採用するように心がけている、その上で定住率も他の自治体と比べても悪い水準にはなっていない、御指摘はしっかり受けとめてやっていきたいとの答弁がありました。

委員より、定住支援センターについてももう少し詳細に内容を説明してほしいとの質問があり、執行部より、定住支援センターは平成32年度に立ち上げる目標であり、まず企画情報課に配置をして、移住希望者の窓口対応、移住フェアへの参加スタッフ、移住者交流会の企画などを行っていく、また定住支援センターでは、起業、就農などのサポートもできるようにしたいとの答弁がありました。

委員より、結婚推進事業委託料の内容はどうかとの質問があり、執行部より、結婚推進事業委託料は毎年西栗倉村と共同で開催しているカップリングパーティーの予算であり、平成30年度は昨年12月に開催し、男女各12名が参加して2組のカップルが成立した、平成31年度については佐用町との連携の話があるので、今後新たなことも考えながら進めていき、成果を見ながら三県境での計画を考えていくとの答弁がありました。

委員より、ふるさと美作応援寄附金についてはどういった基準で事業に充当するのか、また充当事業を決めるのに選定委員会を開いているのかとの質問があり、執行部より、ふるさと美作応援寄附金の寄附者は寄附の申し出時点で活用を希望する事業を選択するようになっており、その選択に基づいて事業に充当している、選定委員会までは開いていないとの答弁がありました。

委員より、告知端末を300台購入する予定にしているが、どこに設置するのかとの質問があり、執行部より、平成30年度中に設置ができなかったところに設置するとの答弁がありました。

委員より、管理支援業務委託料、番組送出管理システム構築委託料、ケーブルテレビ管理運営委託料の内容はどうかとの質問があり、執行部より、管理支援業務委託料は光ケーブルとケーブルテレビの管理支援で、ケーブルテレビの映りがおかしいとか、告知放送の調子がおかしいとか、そうした対応を含めて光ケーブルの設備関係の窓口対応、修繕対応業務を行うもので、3年間の契約となっており、平成30年度で契約終了となる、平成31年度から3年間の契約を予定しており、現在業者の選定中である、次の番組送出管理システム構築委託料については、本システムは番組をプログラムどおり放送するシステムで、現在利用しているものは導入後10年を迎え、経年によりふぐあいが発生しているため更新するもので、現在契約に向けての最終段階となっている、最後にケーブルテレビ管理運営委託料についてはみまちゃんネルに委託している業務で、ケーブルテレビの番組制作、放送業務の委託料であるとの答弁がありました。

委員より、情報政策費の負担金補助及び交付金の内容はどうかとの質問があり、執行部より、情報政策費の負担金補助及び交付金の内容についてですが、自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金はマイナンバーの情報連携の中間サーバー関係の負担金で、次期システムの構築のため昨年度と比べて増額となっている、情報公社端末利用負担金は情報公社とのオンラインの関係で各種証明書等発行する端末で、紙の文字を機械に読み込ませるために使う光学文字読み取り装置、そのほかにセキュリティーの関係で静脈認証装置の負担金である、電子自治体推進協議会負担金は岡山県と県内市町村で構成されている協議会の負担金である、岡山情報ハイウェイ関連負担金は岡山県が整備して、国と岡山県内の市町村をつなぐ基幹的な役割を担っている、岡山情報ハイウェイの負担金である、また自治体情報セキュリティークラウド運用経費負担金は岡山県と自治体との情報セキュリティークラウドの共同利用事業関係の負担金であるとの説明がありました。

委員から、農林業センサスの調査目的、内容はどうかとの質問があり、執行部より、農林業センサスは農林水産省が5年ごとに実施している基本統計の一つで、農機具の所有台数、耕作面積など経営実態についての調査を行い、国が農林業予算を決めるときに使用しており、比較をしながら地方ごとの施策の分析に使用しているとの答弁がありました。

次に、営業課所管では、委員より、総合戦略会議の報酬について、昨年総合戦略会議を何回行って、どう

いうメンバーの方々から意見があり、当初予算のどこに反映されているのか、あれば、こういう意見が出て事業計画をつくり予算化していると説明願いたいとの質問があり、執行部より、営業課は総合戦略会議のことを各担当課に割り振った中で事業に反映させている、前回の総合戦略会議では予算の内容よりも目標値をどこまで達成したか、目標値をどうするかを協議した、予算の中で効果があった事例はお通杯に絡んで外国人が多く参加し、これは効果があったということで予算を増やしているとの答弁がありました。

委員より、魅力発信事業について、ダナン大学へ日本語講師を派遣したり、在住外国人向け日本語講座を行ったり、日本人にベトナム語講座を行ったりしているが、それぞれの内容を教えてほしい、美作市からベトナム国に派遣する人に対して補助はないのか、また在住外国人向け日本語講座の講師は誰かとの質問があり、執行部より、今までは創生事業の対象外だった、国が美作市の事業を調査し、美作市役所のベトナム人嘱託職員に会い、成功事例として評価され、全国に広めたいと交付金の対象になり、ダナン大学での日本人の日本語講座に対して予算計上している、また在住外国人向け日本語講師については現在元小学校教員の方に打診しているとの答弁がありました。

委員より、今までに行っているベトナム事業について、大学でしている成果的なもの、例えば大学生が美作市に来るとか、プラスアルファな部分がないと680万円、補助金を抜いても300万円強のお金を使うわけだからその成果をお願いするとの質問があり、執行部より、一番の成果として美作市民の方に手を挙げてもらいたい、かけ橋になっていただくという成果を求めたが、市民からの応募がなく、つながらなかった、一方安定した成果としてダナン大学の学生にインタビューした中で美作市のことをよく知っている、教材として美作市が提供しているものを使っており、ダナン市の次に美作市のことをよく知っているという子どもたちが出つつある、将来美作市への移住、勤務を含め、いい効果が出つつあると思う、そのことはベトナム政府もよくわかっているとの答弁がありました。

委員より、極端な話こういう事業を一つの市がたとえ2分の1の補助をもらってもするようなことではない、国が率先して行うなら大いにやってくださいと言うが、この事業をするということは市民に理解してもらわなければいけない、その中で成果があらわれるのは10年から20年先だと思う、一番の成果はベトナムの労働者の方が日本に来るとか、観光客が増えることだと思う、市民の方へ理解してもらうような働きかけをしているのかとの質問があり、執行部より、効果については、一般質問にもあったが、ベトナムからの来訪者が着実に増えている、ベトナム政府との関係もよくなっている、美作市に来る方を厳選できる立場になっており、企業にとってよくなっているとの答弁がありました。

他の委員から、旅費100万円の予算について、ベトナム人嘱託職員の帰任旅費とは雇われていた人のことか、使用料の関係で自動車借り上げ料等は出張時の経費だと思うがこのあたりのベトナム関係の内容について説明をお願いするとの質問があり、執行部より、有料道路使用料は美作市から領事館や関空に出張するときに利用するものである、賃金については営業課に配属されているベトナム人嘱託職員の4月から6月までの3カ月で、旅費は総領事館への出張で日当、旅費を含め2名分5回で15万円、ベトナム国への出張4泊6日の航空賃、日当、宿泊費2名分3回で102万8,000円、ベトナム人嘱託職員帰任旅費、関空からダナン市まで1名分9万5,000円、送迎時等出張旅費5万円、費用弁償についてはダナン大学から美作市へ来るときの関空から美作市までの往復旅費5名分2回で15万円である、印刷製本費についてはベトナム語冊子1,000部、食糧費についてはベトナム政府関係者への飲食費24万円で、有料道路使用料は総領事館出張時の5万円、関空までの送迎2万6,000円、駐車場使用料については関空の駐車料金3万5,000円、自動車借り上げ料はベトナム国出張時の現地での自動車借り上げ7万2,000円、ベトナム国出張時のバス借り上げ25万7,000円、施設使用料は新規採用ベトナム人嘱託職員の引き継ぎに係る宿泊施設借り上げ14万円であるとの

答弁がありました。

委員より、告知放送でベトナム語講座のことを言っているが、何人くらい受講されて、効果はどうか、ベトナム語パンフレット1,000部はどこに配布し、中身は何かとの質問があり、執行部より、ベトナム語講座は日越友好協会が主催で行っている、受講者は毎回20名から25名であり、印刷物についてはベトナム国に出張した際に参加するフェスティバルで配布する観光パンフレットであるとの答弁がありました。

次に、スポーツ振興課所管では、委員より、勝田運動公園は委託料が高額ではないか、武蔵の里グラウンドゴルフ場はどれくらいの面積か、美作市剣道大会の補助金は大会ごとの経費は幾らか、自衛隊体育学校の合宿450万円は何に使うのかとの質問があり、執行部より、勝田運動公園については公益的な整備をした施設で、経費のチェックも行ったが、維持管理が必要な施設でもあり、管理をやめると公園が荒れてしまう、施設を減らせば経費はかからないが、そんなこともできず苦勞している、武蔵の里グラウンドゴルフ場の敷地面積は、用地は1万1,011平方メートルで、グラウンドゴルフ場としては9,391平方メートルである、剣道大会ごとの経費は参加費、協賛金等含め3大会で約950万円である、経費の内訳として宿泊代と施設使用料が主なものとなっているとの答弁がありました。

委員より、勝田運動公園の当初設計について積算根拠があると思う、総面積のうち草刈り面積、1回か2回か、草刈りの単価と積算根拠、何回するのかとの質問があり、執行部より、公園の敷地面積が約7万3,000平方メートル、芝刈り、除草作業、肥料などの管理に出している面積は4万6,442平方メートルで、芝、樹木等の管理委託の平方メートル単価は103円で、スポーツ振興課所管の他の施設と比較しても決して高いものではない、作東バレンタインパークなど平方メートル当たり単価は147円である、内容によるが勝田運動公園は芝生が広い、設計に関しては全て建設課にお願いしており、他の施設と同じ単価を使用している、芝刈りの回数は4月から12月で4回である、草刈りのように刈るだけではなく、芝刈りは肥料、除草剤散布などがあり、勝田は芝の面積が多く、金額がかかるとの答弁がありました。

委員より、合宿の効果と狙いは、誘致が期待できるのか、自衛隊や自衛隊体育学校に行ったことがないでそのあたりを聞かせてほしいとの質問があり、執行部より、狙いは自衛隊体育学校の誘致を進める中で選手たちがどんなところか不安に感じているので、美作市がスポーツに適した環境であるということを示してほしいとの意見があり、また子どもたちへのラグビー、陸上の普及も狙っている、毎年参加者も増えており、監督に聞くと、美作市はいいところだと言っている、それなりの成果が上がったと思っている、誘致活動についてはぜひ御同行願いたい、国の方から諦めないでやってほしいと言われている、地方創生の一環で地方に機関が一部移転している状況であり、体育学校の誘致は当市を含め3市が手を挙げていたが、今残っているのは美作市のみである、誘致に期待しているとの答弁がありました。

委員より、岡山湯郷Be11e支援補助金、県から300万円、市から1,900万円、これを合わせて2,200万円だが、充当先はどこか、湯郷Be11eの平成31年度予算または平成30年度決算がわかれば教えてほしい、また会員はどれくらいか、会員数が減っていると聞くが、補助金を出す側としてもどういったアクションをしているのか、またしようとしているのかとの質問があり、執行部より、充当先は湯郷Be11e事業で、一般社団法人岡山湯郷Be11eへ交付している、平成29年度の決算額は1億2,000万円で、会員数は平成28年度2,126人、平成29年度1,157人、平成30年度697人である、会員増の努力をお願いしている、決算状況を見て運転資金も考慮しながら中身を精査し交付しようと考えているとの答弁がありました。

委員より、なでしこリーグであった昨年は1,000万円増の3,200万円、V字回復を願い増額したが、残念ながらチャレンジリーグになったのを受け、1,000万円減の2,200万円になった、2,200万円出す以上何か湯郷Be11eの方からこういうふうになりたいと言われているのか、市の方はただお金を出すだけのスポンサー

にしか思えない、お金を出している以上何かやりとりがあつて適切と考えるが、平成31年度の成績にかかっているということか、関係なしに恒久的に2,200万円が予算化されるのか、成績いかんで予算を上げたり下げたりするのかとの質問があり、執行部より、金額についてはいろいろ考えがある、適切かどうかは交付要綱に湯郷Be11eの成果を上げなければ出せない、他にスポンサーの数が問題だとの意見もある、予算が通れば新たな交付要綱を制定する、平成31年度予算は2,200万円、交付額が2,200万円に満たないこともある、要綱の立て方と実態に合うかどうかということもあるとの答弁がありました。

委員より、武蔵の里グラウンドゴルフ場について、グラウンドゴルフ場以外を管財課が管理すると言われたが、持ち主は誰か、武蔵の里グラウンドゴルフ場休憩舎建設工事について、どんな構想か、工事に対する設計額は10%見ているが、適正かとの質問があり、執行部より、所有は土地開発公社である、現在器具庫がないため遠くのグラウンドから機材を持ってきている、器具庫付の休憩舎とトイレの改修となる、設計費については適正であるとの答弁がありました。

委員より、美作市ナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金について、7人制女子ラグビーの2つのキャンプは県から200万円、市から200万円、合計400万円、女子サッカーベトナムキャンプでは県から200万円、市から275万円、合計475万円の経費の内容は何かとの質問があり、執行部より、機材を買ったこともあるが、ほとんどが宿泊費で湯郷に多く泊まっているとの答弁がありました。

委員より、ホストタウンのスペインについて、ホストタウンとはどういうことか、旅費は何人分で種目は何かとの質問があり、執行部より、ホストタウンはオリンピックに向けた国の制度に沿って登録するかどうかということで、種目は限定してもいいが、しなくてもいいともなっており、美作市は美作ラグビー・サッカー場があるのでラグビーとしている、旅費は時期により変動することがあるので、積算上4人としているが、3人程度の子定であるとの答弁がありました。

次に、出納部局では、委員より、歳計現金を会計課で全体的に運用されていると思うが、運用の基本的な考え方というのはどういうものかとの質問があり、執行部より、基金の運用につきましては市で公金運用方針というものを作成しており、債券運用であったり市内の金融機関に定期預金等に預け運用していますとの答弁がありました。

次に、消防本部所管では、委員より、排水用可搬ポンプはどのくらいの排水能力があるのか、また緊急時にこのポンプは消防団が操作するのか、消防署がするのかとの質問があり、執行部より、1分間に3トンの排水能力があり、消防団が使用する可搬ポンプと比較すると3台分の能力があります、操作については消防団にお願いすることになるかもわかりませんが、救命胴衣とあわせての配備といった身の安全も考えた配備を検討しています、また昨年の7月豪雨の浸水地域を対象に英田地域に2台、美作地域に3台を考えていますとの答弁がありました。

委員より、更新する防火服には基準があるのか、耐熱はどのくらいかとの質問があり、執行部より、ISO基準と国の指針があり、防火服の表面に約1,000度の熱を加えても防火服の裏側が24度上昇する、皮膚に水ぶくれができる程度までに13秒以上かかるといった耐熱性を有しているとの答弁がありました。

委員より、防火水槽の基準としてどのくらい水が入っているのか、また水がなかった場合の今後の方針について教えてほしいとの質問があり、執行部より、消防水利の基準として40トンです、ただし古いものについてはそうでないものもありますので、今後は要望等をお聞きしながら改修していかなければと考えています、消防団が使う可搬ポンプは1分間に1トンの放水ができますとの答弁がありました。

委員より、女性職員2名の仕事内容と本人の今後の希望、増員についてどのように考えているのかとの質問があり、執行部より、女性職員の2名は隔日勤務で現場対応を行っています、1名からは救急の仕事をし

たいと聞いています、今後の予定としましては常備消防の女性職員にあつては条例定数65人の3%という数字が出されていますので、これに合わせていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、消防器具庫新築工事1,250万円が計上されているが、地元の負担は要るのか、また車両購入費に消防車1,870万円を計上してあるが、この消防車は水出し操法できるような規格なのかとの質問があり、執行部より、地元負担につきましては1割となっております、消防車につきましてはCD-1という型式で、今のところ操法対応の車両では考えておりませんとの答弁がありました。

委員より、高規格救急車についてどの程度高規格なのか、グレードについても教えてほしいとの質問があり、執行部より、従来の救急車に比べて室内幅も広く、天井も高くなっています、人工呼吸器やAED等を積載し、ストレッチャーには防振対策が図られていますとの答弁がありました。

委員より、消防団員のラッパ隊と学生等の人数について質問があり、執行部より、機能別消防団員ですが、学生消防団員は今のところ1名、ラッパ隊の専任が6名、女性消防隊の専任が6名の計13名ですとの答弁がありました。

次に、経済部、農業振興課所管では、委員より、適地栽培支援事業の取り組みについて質問があり、執行部より、かつて伝統野菜を栽培していた荒廃農地を再生して再び伝統野菜を栽培する、あるいは畑を再生してブドウ、桃を栽培するといった事例があるとの答弁がありました。

委員より、地域ブランド化推進事業補助金について、申請者の資格と要望額が予算額を超えた場合の対応、また収益性向上支援事業の対象について質問があり、執行部より、認定農業者や地域の担い手が対象である、また要望が多い場合機械の導入を待っていただけるときは国庫補助制度の活用も視野に補正予算を検討したい、また収益性向上支援事業はお米の色選機など農産物の販売で品質向上に結びつくような機械が対象であるとの答弁がありました。

委員より、地域ブランド化推進事業の適地栽培支援と地域ブランド化支援の効果について質問があり、執行部より、3年間で荒廃農地5.3ヘクタールの再生ができた、ブランド化についてはもち麦販売の小売店との契約や野菜加工品販売の契約ができたとの答弁がありました。

委員より、岡山女性農業委員会負担金はどのようなものかとの質問があり、執行部より、美作市では3人の女性委員がおり、研修会に参加していると答弁がありました。

委員より、農地中間管理事業の機構集積協力金の実績について質問があり、執行部より、平成30年度の実績は31件で8.8ヘクタールであるとの答弁がありました。

委員より、なぎビーフが有名になっている、勝英和牛改良部会には7戸が加入ということだが、和牛の地域ブランドをどのようにやっていくのかとの質問があり、執行部より、農協がなぎビーフという名称で動いておられます、畜産については国のほうでほとんどの予算を計上するというならわしがある中で地域が競い合う共進会などを念頭に支援しているとの答弁がありました。

委員より、美作市内で生産された和牛のブランド化について検討しながら進めてほしいと要望がありました。

また、委員より、地域ブランドというと、すぐに効果はという質問が出るが、2年や3年で効果を求めることは難しい、20年、30年、あるいは半世紀の長い年月がかかるかもしれない、ブランドに対する考え方をしっかりつくり上げてから進んでほしいとの要望がありました。

委員より、作東吉野きんちゃい館の備品購入について質問があり、執行部より、真空包装機1台の更新で、主にお餅の真空パックに使用するものである、10万円以上の備品については指定管理者との協定に基づき協議の上購入するものであるとの答弁がありました。

委員より、農業次世代人材投資事業補助金の予定について質問があり、執行部より、50歳未満の新規就農者に対して1年に上限150万円、最長5年間支給するものである、対象は10人であるが、うち2名が前期分で支給が終了する、作物はブドウ、桃、野菜、水稻など、それぞれであると答弁がありました。

次に、森林政策課所管では、委員より、公有林保育事業の立木売り払いについて、どのくらい大きくなった木を売るのかとの質問があり、執行部より、林齢50年以上のものであるとの答弁がありました。

委員より、更新伐事業は2年たって自然林が生えてなければ植えつけなければならないということだったが、どうなっているかとの質問があり、執行部より、現地確認したところ、天然更新、萌芽更新しているとの答弁がありました。

委員より、獣肉処理施設の指定管理者による運営実績について質問があり、執行部より、1月末までの食肉の売り上げはイノシシが878キログラム、247万円、ニホンジカが6,462キログラム、800万6,000円となっており、昨年並みであると聞いているとの答弁がありました。

委員より、企業との協働の森づくり事業30万円はどういうものかとの質問があり、執行部より、岡山県が窓口となって募集したもので3社がそれぞれ約1ヘクタールの施業を行っている、このうち1社が業務委託して施業しているため予算計上していると答弁がありました。

委員より、兵庫県佐用町若洲地区での森林整備センター分収林保育事業について質問があり、執行部より、東栗倉村が昭和43年に契約したもので、保護料は森林整備センターが40%、美作市が60%で、費用は全て森林整備センターの負担であるとの答弁がありました。

委員より、猿追い払い等実施隊員の保安手帳申請手数料は何人分で、どのような取り組みができてきているかとの質問があり、執行部より、新規50人、更新60名を見込んでおり、被害が多い英田地域などで駆逐用火火を用いた追い払いをしているとの答弁がありました。

委員より、更新伐事業の作業道の補修について質問があり、執行部より、荒廃した場合の補修費用を計上している、主要な作業道を維持管理していくとの答弁がありました。

委員より、就林補助金とまきストーブ設置補助金の該当者について質問があり、執行部より、就林補助金は新たに市内の林業事業体や製材所に就職された方に1人当たり10万円を支給している、平成30年度は2名の該当があった、まきストーブ設置補助金は市内の個人の方、もしくは市内に事業所がある方を対象としているとの答弁がありました。

委員より、木材販売収入と更新伐に伴う木材販売負担金などの関連についての質問があり、執行部より、歳入に更新伐事業による木材の売り上げについて、運搬費等を差し引いて販売収入を計上している、そのうち半分を土地所有者に還元することから歳出に負担金を計上しているとの答弁がありました。

次に、商工観光課所管では、委員より、外国人技能実習生受入事業補助金の効果について質問があり、執行部より、みまさか商工会において会員の自己負担を含め非常に熱心にやってもらっている、またベトナム側の送り出し機関を独自に開拓されたとの答弁がありました。

委員より、商工会の地域活性化イベント補助金はどのような効果を求めているのかとの質問があり、執行部より、市内6地域の夏祭りなどに補助している、問題がある地域があれば執行において配慮するとの答弁がありました。

委員より、大原駅特産品販売所の運営について質問があり、執行部より、監査委員からの指摘があり、平成30年度から市外の商品をとめて、地元の商品を置くようにしたが、思ったほどメリットがなかった、平成31年度から特産品販売を休止し、管理を智頭急行に委託する、利用者の利便性向上のためよりよい形を考えたいとの答弁がありました。

委員より、武蔵の里関連施設及び愛の村パークの指定管理には業務仕様書があるが、どうなっているのかと質問があり、執行部より、指定管理者には議会からこういう声があるということを伝えて、業務仕様書に基づいてやってくれと指導した、先方からも深く反省して厳正にやっていきたいと聞いている、来年度以降しっかりやっていきたいとの答弁がありました。

委員より、観光施設費の修繕料の内訳は何かとの質問があり、執行部より、武蔵の里では男子トイレ、ウッドデッキなどの改修、愛の村パークではエレベーターのバッテリーなどの取りかえ、作東バレンタインホテルでは空調室外機などの修繕、トム・ソーヤー冒険村ではカーテンの取りかえ、山の学校では外壁の修繕で、そのほか緊急修繕の費用が主なものであるとの答弁がありました。

委員より、観光客の誘客事業の内容は何かと質問があり、執行部より、入湯税の戻しである観光振興助成金で各地区において誘客に努めていただいている、観光振興協議会補助事業ではバスツアー助成や宿泊助成を行っている、また岡山県観光連盟と美作国観光連盟負担金で観光PRをし、誘客に努めているとの答弁がありました。

委員より、大芦高原国際交流の村管理費が前年に比べ1,100万円増えており、レストラン業務委託料が計上されている、歳入との関連はどうなっているかとの質問があり、執行部より、歳入は今年度決算見込みを参考にした、レストラン業務の歳出を増やすことは歳入の増加を念頭に置いてのことだが、見込みであるので抑制したとの答弁がありました。

委員より、現代玩具博物館の嘱託職員7名の業務内容と代表者によるチェック、市のチェックはどうなっているのかとの質問があり、執行部より、館長が1名、2号館担当が1名、営業が1名、残りの4人が交代で館を回している、全ての伝票が市役所に回ってくるので請求書や調定をチェックしているとの答弁がありました。

委員より、はたらくくるまイベント補助金について、参加人数はどのくらいかの質問があり、執行部より、今度が7回目になる、作東産業団地のときは2,000人ぐらいだったと思う、大原に移ってから大変な盛り上がりとなっております、今後も支援していきたいとの答弁がありました。

委員より、観光施設関係の工事請負費の内訳について質問があり、執行部より、能登香の里小房におけるコテージのウッドデッキの改修、愛の村パークにおけるまき保管場所及び遊具広場フェンス設置、作東バレンタインホテルにおける照明器具及びシャワーの改修、トム・ソーヤー冒険村におけるコテージ改修を予定しているとの答弁がありました。

委員より、株式会社作東バレンタインホテルへの2,000万円の増資は資本の強化になるのかと質問があり、執行部より、平成29年度決算における繰越欠損金が1,100万円で、平成30年度決算では700万円から1,000万円の赤字を見込んでいる、資金繰りにはある程度の資金が必要であるとの要請があった、地元の雇用の場でもあるので増資するとの答弁がありました。

次に、監査事務局では、委員より、監査事務局と議会事務局を兼務している職員の業務割合についての質問があり、事務局より0.5ずつと理解しているとの答弁がありました。

委員より、常勤監査委員の勤務日数、時間数について質問があり、事務局より、平均して1週間当たり3日で、1日当たり昼も合わせて6時間との答弁がありました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員、ここで10分間休憩したいと思います。

これより10分間休憩いたします。

午後3時06分 休憩

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

市長が公務のため少しおくれます。

それでは、尾高議員、続けてお願いします。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

次に、教育委員会、教育総務・学校教育課所管では、委員より、債務負担行為について、外国語指導助手業務委託における小学校での外国語指導助手の配置人数は4名で足りるのか、どのような効果があらわれているのか、業務委託の経費は交付税措置があるのかとの質問があり、執行部より、小学校を3名から4名に増やしたことについて、新しい学習指導要領に対応するため、今後は英語科という教科となるために充実させるもの、効果として以前は英検の受検も関心がなかったが、市で実施することで参加者も増えている、授業においても英語が好きという子どもが増えている、また就学前の早い段階において園でALTと遊ぶ、外国人と親しむ環境づくりを行っている、経費の交付税措置については、中学校は国の制度を活用し、日本語が全くできないALTを配置し、市が報酬や住宅使用料などの経費を負担しているので交付税措置があるが、小学校の場合は誰でもいいわけではなく、学校との打ち合わせのために日常会話程度の日本語ができることを条件としていることから一般財源での対応となっているとの答弁がありました。

また、委員より、外国語指導助手の配置において交付税措置がある方を増やすなど、経費負担の軽減も考えるべきとの意見がありました。

次に、地方債については、委員より、保育施設や学校施設、幼稚園施設についての施設整備計画があるのか、また何年先の計画を考慮しているのかとの質問があり、執行部より、計画については平成31年度、平成32年度の2カ年をかけて長寿命化計画を策定する、また鉄筋コンクリート耐用年数が50年と言われており、国としてはそれを80年に延ばしていこうとしているとの答弁がありました。

委員より、他市町村保育園児童措置負担金と広域保育所運営費について9月までの予算として捉えていいのか、また無償化は関係ないのかとの質問があり、執行部より、利用人数について、他市町村保育園児童措置が5名、広域保育所運営費が9名を予定している、また無償化の関係については個人負担分は無償化されるが、市の負担については今までと同様の負担が必要と聞いているとの答弁がありました。

他の委員より、10月1日以降保育料が無償化になるが、保育料の予算減や国、県からの事業費増など無償化に対して変わっていないように思うが、なぜなのか説明をしてほしいとの質問があり、執行部より、10月から保育料無償化については3歳以上が無償化となる方向が示されているが、現時点でも国において審議中であることから予算に反映することができていない、予算に反映する場合も条例等の改正が必要となるので、改めて例規の改正と補正予算をお願いすることとなるとの答弁がありました。

委員より、広域保育所委託料について、どこの保育所に入所するのか、またどのような理由で市外の保育所を利用されているのかとの質問があり、執行部より、入所先については美咲町のみ保育園、勝間田保育園、西栗倉保育園、柵原西保育園を予定している、また理由については事業所内保育の場合や転出の場合などの答弁がありました。

委員より、大原保育園設計監理について建設場所を決めた根拠についての質問があり、執行部より、神社や川、田んぼで遊べるなど自然環境に恵まれ、すばらしい保育ができる環境であること、また大原、大吉保育園の中間点に当たり、今までより小学校に近いこととの答弁がありました。

委員より、学校問題第三者委員会について委員会の職務や位置づけ、活動内容について質問があり、執行部より、第三者委員会については例規で定めている組織で、教育委員会の求めに応じて年4回程度開催し、学校における体罰やいじめ、不登校など、さまざまな学校問題の解決のため専門的な見地から意見をいただいている、委員は岡山大学教育学部の講師、弁護士、民生委員児童委員の代表、自治振興協議会の代表、人権教育推進委員会委員長、保護司会の代表、校長OB、医師で構成しているとの答弁がありました。

他の委員より、賃金のうち臨時職員として計上されている教育相談員、授業改革指導員の資格や職務内容について教えてほしい、また嘱託職員として計上されている建築士はどのような必要があり置くのかとの質問があり、執行部より、教育相談員、授業改革指導員とも校長OBを配置するもので、いずれの職種も中学校区ごとの保・幼・小・中連携教育のための指導、助言を行うもの、また建築士については学校施設の長寿命化計画をまとめるため専門的な見地から調査をしていただくものとの答弁がありました。

他の委員より、賃金のうちスクールバス運転手27人とあるが、採用に当たり健康診断をしているのか、また飲酒のチェックについては毎日乗務前に行っているのか、あわせて運転手の平均年齢と定年の有無について質問があり、執行部より、健康診断については作東診療所の産業医に確認していただいている、飲酒のチェックについても毎日実施し、点検結果もある、運転手の平均年齢は約66歳で、定年については高齢が理由で雇用しないということではできないため、後期高齢のドライバーについては認知機能検査の結果の提出をお願いしているとの答弁がありました。

委員より、賃金のうち特別支援教育支援員について、特別な支援が必要な子どもは増加傾向にあるのか、またどのような支援を行っているのかとの質問があり、執行部より、特別な支援の必要な子どもについては教育委員会などが行うさまざまな取り組みの中で把握しており、子どもの全体数に占める割合は高くなっている、また支援員の役割については落ちつきのない子ども、すぐに門の外に飛び出そうとする子どもなどの安全確保を第一に考えながら授業をサポートしており、子どもたちの落ちつきや授業に参画することにつながっているとの答弁がありました。

他の委員より、小・中学校のトイレ洋式化について、生徒数により必要な便器数の基準があると思うが、今回の予算で必要な便器数が設置できるのか、またウォシュレットにするのかとの質問があり、執行部より、トイレの洋式化については便器数は既存数で充足しているので増やす必要はないと考えており、洋式化への整備率50%を目指し進めている、またウォシュレットの設置についてはウォシュレットを使いたがらない子どももいるため暖房便座の設置を行っていくとの答弁がありました。

他の委員より、賃金のうち臨時職員として計上されている中でそれぞれの職務内容を教えてほしいとの質問があり、執行部より、職務内容については県事業として小1グッドや登校支援員、放課後学習支援員を配置している、小1グッドは40人ギリギリの場合担任以外にもう一人先生を配置することで学校生活に早くなれるように取り組むもので、登校支援員は不登校対策を行うもの、放課後学習支援員は放課後における基礎学習のサポートを行うものである、また放課後学習支援に伴う送迎のためバス運転手や英語の教科化に合わせた外国語支援員を計上しているとの答弁がありました。

他の委員より、ヘルメット補助金について、ヘルメットの販売店がかなり減ってきており購入しにくくなってきているが、購入の仕方について徹底をしているのか、また中学校のシールがないことでいじめにつながるような事案もあったことから、教育委員会としてもしっかりとした対応をお願いしたいとの質問があり、執行部より、市内の中学校において指定ヘルメットというものはなく、自転車販売店やホームセンターで取り扱っているものを使っている、購入場所については教育委員会としてもしっかり情報をまとめ、学校に提供していきたい、また中学校のシールが張ってあるヘルメットについては必ずしもそうでなければなら

ないというものではないが、今後はしっかりと配慮していきたいとの答弁がありました。

委員より、学校図書の購入費はどこに計上してあるのかとの質問があり、執行部より、それぞれの教育振興費の備品購入費に計上している、予算配分については、中学校の場合生徒数掛ける500円、特別支援学級数掛ける2,000円、普通学級数掛ける1,000円と学校割10万円としている、小学校は特別支援学級数が1,000円、普通学級数が500円となるとの答弁がありました。

次に、社会教育課所管では、委員より、文学祭事業については予算計上されていないのかとの質問があり、執行部より、文学祭事業については平成30年度から読書感想文のほか短歌や川柳を含めた美作市文学選奨事業として実施しているため、社会教育総務費の美作市文学選奨事業に変更となっているとの答弁がありました。

委員より、公民館長を配置とあるが、公民館長の選任基準を教えてくださいとの質問があり、執行部より、公民館長の選任基準については、地域住民と公民館長を結ぶ重要な役割を担っていることから地域の皆さんと一緒に活動していただける方を公募により募集しているとの答弁がありました。

委員より、林家住宅の保存修理助成補助金197万円はどのような内容なのか、所有者との協議はできたのか、また現在の管理状況はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、補助金については来年度から林家住宅の保存活用に向けた修繕に着手する予定であり、平成31年度は保存活用計画の策定を行う、所有者との協議については、相続による名義変更ができておらず、国への補助申請手続等ができない状況であったが、今年度名義変更が終わり、あわせて保存修理の計画について納得、了承が得られたため着手できることになった、また管理状況については国の指定重要文化財であるため毎月県の担当課から文化財パトロール班が確認に回っている、教育委員会としても大雨や雪が多かったときには現地に行き確認しているとの答弁がありました。

他の委員より、林家の保存計画については古民家活用の専門家と相談しながら計画を策定し、しっかりと進めていただきたいとの意見がありました。

委員より、図書館の平成30年度の利用状況はいかがかとの質問があり、執行部より、平成30年度2月末までの利用者数は中央図書館で1万5,603人、作東図書館が1万2,584人、英田図書館が6,952人、東栗倉図書館が4,046人、大原図書館が1,472人、勝田図書館が1,043人の合計4万1,700人となっている、昨年度と同じくらいの利用者数であると思うが、今後においても読書活動を推進するイベントの積極的な提供や、平成30年度から始めた出張図書館事業により読書活動の推進を図っていききたいと考えているとの答弁がありました。

次に、建設部、都市住宅課所管では、委員より、市営住宅管理事業全般について、住宅の入居率ほどの程度か、また家賃及び駐車場使用料についての消費税増税の取り扱いはどうなっているのかとの質問があり、執行部より、耐用年数が過ぎた政策空き家を除きおおむね90%の入居率で推移している、残りの10%については退去後の改修工事を行い、整備のできたものから順次募集をかけている、中には老朽化が進み入居希望が少ない住宅もある、また運用が始まった定住促進住宅については、入田団地の募集が始まったばかりで入居率が50%を割っているが、北山団地が90%、真加部団地が70%程度と高く、全体で58%の入居率となっている、60%を維持できれば維持管理費のほか、最終的な解体費用まで賄うことができると試算している、消費税については公営住宅の家賃について制度上非課税となっている、また駐車場についても使用料を定める根拠として土地価格を参考に再算定した結果、土地の下落が著しく、総合的な見地より現状据え置きの方針をとっているとの答弁がありました。

また、委員より、定住促進住宅の運営が始まっているが、市外からの転入率等、市の人口増加につながる

効果等は把握しているかとの質問があり、執行部より、新規入居者の前住所として市内の方が41戸、市外が58戸、人数で見ると市内からの移動が60人に対し、市外からの転入は122人となっており、この数字から人口増加に一定の効果は出ているものと見ていたとの答弁がありました。

また、委員より、里山公園事業について、起債事業の最終年度となっているが、整備は終わるのか、また今後の維持管理費は1,000万円程度と聞いているが、間違いのないか、その他交付税の増額について都市公園面積の増加にかかわる年度ごとの交付税額を教えてくださいとの質問があり、執行部より、31年度にて起債事業として一応の終了となるが、一部区間において路線変更等の協議が残されている、その他要望箇所もあわせて今後も引き続き事業を行う可能性はある、維持管理費については今後も年間1,000万円程度を見込んでいる、交付税については都市公園として管理していく限り一般財源として収入に見込まれる、年度別で言えば平成29年度に約6,000万円、30年度で9,400万円、31年度で1億1,500万円を見込んでいるとの答弁がありました。

委員より、里山公園管理備品として防犯カメラの値段が安過ぎるのではないかとの質問があり、執行部より、防犯カメラは主に獣害用のセンサーカメラを公園内に設置するものです、くらし安全課が町なかに設置している高価なものとは違います、人や獣にセンサーが反応し、一定時間撮影し、記録しますとの答弁がありました。

次に、建設課所管では、委員より、国庫補助金が申請額の100%に満たない話をよく聞く、申請額をあらかじめ多目に要望してはどうかとの質問があり、執行部より、路線ごとの配分に大きな変動はなく余り効果は得られないが、これまでも予算要望は多目にしている、また事業におくれが生じないように予算確保に向け岡山県に要望しており、追加で補助金がつけば補正予算をお願いすることになりますとの答弁がありました。

次に、農村整備課所管では、委員より、下町地区の圃場整備に伴う賃金及び委託料の予算計上についての質問があり、執行部より、下町地区の圃場整備に伴う予算については問題解決に向けて毎年計上している、解決を目指し来年度も予算計上しているとの答弁がありました。

次に、委員より、防災重点ため池に伴う基準緩和及び農地耕作条件改善事業の内容について説明してほしいとの質問があり、執行部より、防災重点ため池については選定基準が緩和されており、現在ため池の見直しを行い、再選定に向け岡山県と調整している、今後防災重点ため池に伴う補助事業が整備され、事業が具体化された場合は適切に対応していく、また農地耕作条件改善事業とは老朽化した用水路等を改修し、機能改善を目的としたハード事業であるとの答弁がありました。

委員より、来年度は通常事業での建設工事に加え繰越事業となっている災害復旧工事もあるが、適切な事業執行が可能なのかとの質問があり、執行部より、建設課、農村整備課とも繰越事業となっている災害復旧工事のボリュームも考慮し、執行可能な事業計画で予算計上している、農地の災害復旧工事についてはやむを得ず休耕をお願いしている現場もあり、早期の完了を目指したいとの答弁がありました。

次に、総務部秘書課では、委員から、顕彰式の委託料について、28年度の監査において小・中学校の吹奏楽団など手づくりでの実施とするよう指摘がなされているようだが、なぜ市外の方を頼むのか、監査委員の指摘を守るといのは編成方針で総務部長から依命通達されているが、どう考えているかとの質問があり、執行部より、委託する業者は岡山県初のプロオーケストラ岡山フィルハーモニック管弦楽団で、音楽芸術の振興事業、青少年音楽普及事業、芸術文化を担う人材、団体の育成及び普及活動事業等、音楽文化を通じて地域社会に貢献している団体と認識している、第1回の顕彰式典から毎年度演奏していただいております、演奏には小・中学生が共演し、極めて高いレベルの指導のもと毎年感動的な合唱を披露していただいている、地

域の青少年の情操教育に資するものと考えている、また地域的に一流の音楽に触れる機会が少ない事情があり、毎年楽しみにしているとの声があるなど市民に定着した行事となりつつある、県内唯一のプロオーケストラであり、過去5年間でこのような関係を構築していることから、引き続きの委託を考えているとの答弁がありました。

委員から、監査委員の指摘を守っていないという同じ質問があり、執行部より、監査委員の指摘にはさまざまなものがある、法令や会計の原則に照らしておかしいというものは通達どおりだが、当、不当を若干超えて政策的な意味合いでどうすべきかという御意見をいただくことがある、これらには政策判断を問われる問題であり、必ずしも指摘を受けての縛りが強くないというのが一般的な考え方になるとの答弁がありました。

委員から、顕彰式典をなぜ毎年開催するのか、3年ごと、5年ごとというのが普通の世間的に良識的に考えるところではないかとの質問があり、執行部より、市民の中で顕彰に値する方が出ないのなら毎年する必要はないが、各分野で毎年立派なことをされている方の推薦があれば顕彰式典をしっかり行い、市民の方々に対して共通理解を醸成することであり、市勢発展のため大変重要であると判断できる、個人的な思いはお聞かせいただいたが、執行部としてはそう考えているとの答弁がありました。

次に、総務課では、委員から、顧問弁護士、訴訟関係事業が58万6,000円増えている理由と契約弁護士の人数、また契約内容について質問があり、執行部より、平成24年の政務調査費の訴訟が新たに起こっており、報償金を追加したことが原因である、弁護士とは年間契約で、契約相手は法律事務所の弁護士であるとの答弁がありました。

委員から、職員研修事業は何をどういう項目でしているのか、昨年の反省も含めてことしも実施するのかとの質問があり、執行部より、30年度については働き方改革研修、コンプライアンス研修などを実施している、今年度は以前に行った職員アンケート調査で要望の多かったコミュニケーション能力、行政のスキルアップについても盛り込んでいきたいと考えている、また研修時には毎回アンケートをとっており、その内容も踏まえて今後の研修項目を検討していきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、総合支所の職員も研修体制は同じであるのかとの質問があり、執行部より、研修は本庁、総合支所関係なく希望を募り、市町村振興センターで実施している事業がある、また市独自でも助成を受けて行う研修事業があり、市民センターに集まり、本庁、総合支所関係なく研修を受けているとの答弁がありました。

委員から、30年度に行ったコンプライアンス研修はことしもあるのか、内容はどのようなものなのかとの質問があり、執行部より、毎年繰り返して行うことが必要な事業については実施したいと考えている、またコンプライアンス研修の内容については公務員倫理、服務規程、地方公務員法、公務員にあるべき倫理について研修を重ねており、専門講師により毎年実施しているとの答弁があり、委員より、法令についての研修もしていただきたいとの要望がありました。

委員から、職員厚生事業について、風通しのよい職場づくりのためどのような取り組みをしているのかとの質問があり、執行部より、予算は100万円計上している、職員組合とともに福利厚生実行委員会を組織しており、野球、バレー、バドミントンなどの活動経費の助成や、年2回ボウリング大会の一部助成もしている、また職員組合との話の中でメンタルの問題について、心の健康管理も含めて職員厚生事業でやっていただきたいという声があり、検討に値するものと考えているとの答弁がありました。

委員から、産業医等委託料について、医師への相談件数、どのような内容であったのか、また作東総合支所への嘱託職員の新規配置についてはどのような内容かとの質問があり、執行部より、産業医については毎月

第4水曜日に相談日を設けており、相談を希望する場合は行ってもらうようにしているが、なかなか行けていないのが実情である、現在のメンタル対象者については産業医への相談を定期的に受けてもらうよう働きかけている、また作東総合支所の人員については昨年の災害の影響により1名減となっていたため、そこに新規配置するものであるとの答弁があり、さらに委員から、メンタルヘルスについて相談がしにくいということもあるが、相談がないということには問題がある、現在は何人が休んでおり、回復に向けてどのような対応をしているのかとの質問があり、執行部より、休職中の職員は4人である、2人が精神関係で、2人が身体関係である、メンタルヘルスについては難しい問題であり、成功例など参考にして医師、家族等連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

委員から、健康診断委託料について、正職員と嘱託職員の受診人数、健診項目、自己負担額についての質問があり、執行部より、事業主健診のため公費で行っており、自己負担はない、大原病院と作東診療所で実施しており、健診項目は身長、体重、視力、血圧、聴力、尿検査、血液検査、胸部エックス線撮影、心電図検査であり、費用は6,500円である、人数は500人で予算計上しているが、実績は全体で457人、正職員216人、嘱託職員241人となっているとの答弁に対し、委員から、6,500円のうち自己負担はあるのか、職員数の説明では420人との説明であったが、人数が合わないのではないかととの質問があり、執行部より、6,500円については本人負担はなく、事業主負担である、職員数420人については一般会計の職員数が420人であり、企業会計と特別会計を含めると534人となる、社会保険に加入している嘱託職員を含めるとそれ以上になるが、実績を踏まえて500人での予算計上をしているとの答弁がありました。

さらに委員から、人数と単価を計算すると予算金額が合わないのではないかととの質問があり、執行部より、予算には定期健診、指曲がり健診、アスベスト健診や消防職員と看護師の年2回受診なども含まれているとの答弁がありました。

委員から、障がい者雇用4人で、障がい者雇用率は達成できているのかとの質問があり、執行部から、12月時点での市長部局の雇用率は2.6%、雇用者数12人となっており、法定雇用率、法定雇用者数ともクリアしているとの答弁がありました。

次に、管財課では、まず委員長から、ひまわりドームの整備2,000万円の内容を詳しく説明するよう執行部に要求したところ、執行部より、ひまわりドーム周辺の整備について勝田地域自治振興協議会より当箇所への整備に係る要望書が提出されており、地元要望に最低応える形で整備となっている、内容は全面積9,200平方メートルのうち真砂土による整備が8,400平方メートルで、10センチ程度の真砂土の敷きならしを行うものであるとの答弁がありました。

委員より、土地購入について、市が普通財産として土地を買うことができるのかとの質問があり、執行部より、今岡にある武道館前の土地は、1つはグラウンドゴルフ場として正式に行政財産として使用し、もう一つは共同バスが利用するというものである、行政財産で取得すると貸し付けなどに制限がかかることから普通財産として取得し、柔軟に対応するものである、財産の取得は自治体の権限ででき、普通財産にするか行政財産にするかについては長の権限で対応することになっているとの答弁があり、それに対して委員から、行政で使うのが行政財産で、行政で使わなくなったものが普通財産という解釈をしている、普通財産であれば行政として不要であることから第三者に売ることが貸すこともできる、要らない土地を行政が買うのはだめだと読んだ記憶があり、普通財産で買うのはいけないと思っている、買えるという根拠を示してほしいとの意見が出され、執行部より、普通財産として購入しても自治法上の制限の中で問題はない、問題があるなら委員からお示しいただきたいとの答弁がありました。

次に、財政課所管では、委員から、一般財源不足として繰り入れる財政調整基金の繰入金5億7,000万円

に関して平成30年度肉づけ予算（平成30年度6月補正後）と比較しての説明と、今後予算規模を縮小する必要があるのかということについて全体的な説明をしてもらいたいとの質問があり、執行部より、平成30年度の当初予算での財政調整基金の繰入金は0円であったが、肉づけ後の6月補正後には約3億1,000万円の財政調整基金の繰り入れを計上していた、肉づけ後の予算と比較すると平成31年度当初予算では約2億6,000万円の増額となっている、このうち約2億円については普通交付税の合併算定がえの加算が30%から10%に減額されるため必要となるものである、また最近の決算の状況から繰越金が3億4,000万から3億円に減額していることで約4,000万円の減額となっている、そしてこれらを合わせると約2億4,000万円程度の差となり、その一般財源の不足を補うために財政調整基金からの繰入金が増額となっている、歳出ベースの一般財源で比較すると平成30年度肉づけ後予算と平成31年度当初予算では大きな差、変化はない、平成30年度予算では12月補正までは財政調整基金を約4億円繰り入れるようにしていたが、この3月補正の補正予算（第6号）で災害復旧費関係に充当した1億円以外は取り崩さないよう補正し、さらに減債基金へ約8,000万円を積み立てるようにしている、したがって平成30年度予算上において財政調整基金の財源不足部分は現時点で払拭している状態である、将来的な部分、翌年度の平成32年度では普通交付税が合併算定がえの影響でさらに1億円減少することから、この部分を平成32年度予算編成の上でどうするかが現時点での課題と考えている、平成31年度当初予算全体について、ソフト事業ではおおむね前年度と予算額に変更はないが、若干政策的な補助金等が増えた部分はある、主にハード事業予算を減額したことが予算総額の減った要因と考えているとの答弁があり、続けて委員から、新聞発表等では他市の予算編成については非常に厳しい財政状況の中での表現がたくさんある、美作市の場合はそのような表現がないので、逆に言うとまだまだ余裕があるという雰囲気があるが、実際はどうかとの質問があり、執行部より、予算と決算では捉える数字が変わってくる、平成29年度の決算では約9億円の繰越金が出ており、そのうち約2億円が歳入の予算超過、約7億円が歳出の不用額であった、平成31年度の財政調整基金の繰り入れが5億7,000万円であれば妥当なところであると思っている、平成31年度の県内各市の予算編成の状況はまだわからないが、平成30年度の当初予算編成において大部分の市が予算規模の一定割合5%程度の財政調整基金の繰り入れを行い、予算編成をしている状況である、財政の状況において一番懸念していたことは普通交付税の一本算定により普通交付税が減ってくるということであったが、何とか普通交付税の減額幅も見えてきた状況であり、今の財政規模であれば大きな基金の繰入金に頼らなくても当該年度の歳入歳出で財政運営ができるのではないかと理解しているとの答弁がありました。

委員から、平成31年10月に増税される消費税の関係が予算に影響している部分があるのかとの質問があり、執行部より、消費税増税による影響は一般会計の歳入で200万円弱である、歳出では委託契約等で契約額が変わるものについては全て反映しているが、消耗品等の支払い時期によって税率が変わるようなものもあり、歳出において……

〔5番中山忠明君「ちょっと休憩しましょうや。委員長もちょっと膝をつきな
がらこうやって話をするようなことじゃあちょっといけんけん」と呼ぶ〕

ありがとうございます。もう少し……。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員、大丈夫ですか。

14番（尾高 誉久君）

大丈夫です。もう少し。切れのいいところで。ありがとうございます。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、続けてください。

14番（尾高 誉久君）

結構〔聴取不能〕、ありがとうございます。

〔5番中山忠明君「結構じゃなしにもうちよつとしゃんと背筋伸ばして」と呼ぶ〕

ありがとうございます。

それでは、行きます。

執行部より、消費税増税による影響は一般会計の歳入で200万円弱である、歳出では委託契約等で契約額が変わるものについては全て反映しているが、消耗品等の支払い時期によって税率が変わるようなものもあり、歳出において消費税がどれだけ市の財政を圧迫しているのか、データの整理はできていない状況であるとの答弁がありました。

委員から、今後も財政調整基金の繰入金を入れる状況が続くのかとの質問があり、執行部より、予算編成時において財政調整基金を繰り入れる状況が続くものと考えているが、今の財源構成でも財政運営はやっていけると思っている、プラスとなる施策については新たな財源を適切に獲得していく努力を拡大する、主なものでは法定外目的税、都市公園面積の拡大、できればそのほかに経常的に1.数億円が入ればよいと思っており、これを念頭に置いて調整をさせていただきたいと考えているとの答弁がありました。

他の委員から、平成30年度の実質収支額、繰越金が約9億1,000万円だとすると当初予算では3億円の繰越金が計上されているので、差額の約6億円の補正財源、繰越金があるということになる、この前の税務課長からの説明では市税の伸びがあると聞いている、そうなると大体7億円ぐらいが補正財源に使えるようになると思う、当初予算に臨時財政対策債を5億円計上しているが、これだけの補正財源があるのになぜ臨時財政対策債を発行しないといけないのかとの質問があり、執行部より、普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたものであり、臨時財政対策債を発行しないということは現金が要らないということになる、臨時財政対策債を借りないことは制度的にはできるが、基準財政需要額をあと5億円減らしているですと国にアピールしているようなもので、財政運営上してはいけないと思っている、また地方財政法で繰越金の半分は財政調整基金に積み立てを行うか、繰上償還の財源に充てないといけないという規定があり、仮に9億円の繰越金が出た場合はその半分の4億5,000万円が使用できることになる、既に当初予算で3億円を計上しているため差額の1億5,000万円が平成31年度中の補正の財源として使用できることになるとの答弁がありました。

続けて、委員から、歳出の財政改革推進費に76万9,000円あるが、行財政改革の中で職員提案の現状はどうかとの質問があり、執行部より、約10年前に提案制度ができた当時はかなりの提案があったが、最近提案がない状況である、歳出については財政改革推進費の中に事務費として含まれているとの答弁がありました。

他の委員から、公債費の利子3,200万円の減額は今後も毎年発生していくものなのか、瞬間的なものなのかとの質問があり、執行部より、傾向的にはまだ減ると考えている、初めて利子の額が1億円を切った状況だが、これほどの額が今後減ることはないと思う、償還が終わったものは10年、15年前に借りたものであり、そのときの利子と新たに借り入れたものの利子の差額が積み重なってこのような数字が出たものと理解していただきたいとの答弁がありました。

休みましょうか。ええですか。

次に、危機管理室所管では、委員から、本年度まで災害対策における研修はされていなかったと思うが、

今後災害対策を進めていく上で平成31年度から研修されるのかとの質問があり、執行部より、現在まで研修ができていなかったが、災害も変化してきており、研修を受け災害対策に努めていきたいとの答弁がありました。

委員から、ドローン購入について、予算27万円では安いと思うが、赤外線等がついて夜間飛行が可能なのか、またドローンのメーカーはどこなのかとの質問があり、執行部より、ドローンの飛行について有視界飛行を基本と考えていることから夜間飛行は考えていない、また機材については本体及びフライモアキットとしてバッテリー2個、プロペラ2つなどをセットにして購入したい、ドローンのメーカーは中国メーカーDJI社製のもので、性能は大きさが1キログラム弱、広げた状態で32.2センチメートル掛ける24.2センチメートル、高さ84ミリメートルで、飛行時間は31分、最大飛行距離は18キロくらいであるとの答弁がありました。

委員から、ドローンの操縦ができる職員がいるのかとの質問があり、執行部より、市内業者において4名の職員を操縦者として育成してもらうとの答弁がありました。

委員から、ドローンの操縦に当たっては管轄の国土交通省のライセンス免許が必要ではないのかとの質問があり、執行部より、ドローンの操縦については看護師や薬剤師のような国家資格でもなく、運転免許のような免許制でもなく、講習を受け免許不要で誰でも操縦ができる、ただし航空法を守る必要がある、重量200グラム未満のドローンには規制はないが、重量200グラム以上のものについては住宅が多い人口密集地、目視飛行、人、物の30メートル以内の飛行、夜間飛行、空港の近くという規制になっており、これらの規制をクリアするためには国土交通省の許可承認が必要となっているとの答弁がありました。

委員から、岡山県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金はどのような基準で負担されているのか、また今まで要請した実績はあるのかとの質問があり、執行部より、負担金の基準は岡山市を除く26市町村が人件費として6,500万円が必要であり、その3割を26市町村で均等割75万円、残り7割を人口割105万8,985円となり、合計180万9,000円の負担金である、また要請実績については、後山での救助、昨年消防本部で実施した消防フェスタなど要請を行っており、数度来ております、救急搬送になりますが、ドクターヘリ運用ということで川崎病院のドクターヘリが使えない場合は医師が伴って搬送も行っているとの答弁がありました。

委員から、災害備蓄品、総合防災訓練にかかわる消耗品は何かとの質問があり、執行部より、消耗品については土のう袋、災害時の非常食料品、ブルーシート、避難所用マットなどを購入したいとの答弁がありました。

また、委員から、食料については毎年ごとに入れかえるのか、昨年の水害では土のう袋を使用していると思うが、補充はこの予算で行うのかとの質問があり、執行部より、現在の備蓄品はアルファ米3,500食、クラッカー670食、水2リットルボトル625本を備蓄している、平成31年度ではアルファ米1,500食、クラッカー420食の購入を予定している、食料の保存年数についてはアルファ米、クラッカーについては5年となっており、5年を経過すると償却更新するとの答弁がありました。

委員から、段ボールベッドについて協定締結の報道がされたが、どのようになっているのかとの質問があり、執行部より、現在サンプル的に2台を発注している、福祉避難所のやすらぎ荘とケアサービスセンターかつたにベッド20台を計画しており、補正予算でお願いしたいと思っているとの答弁がありました。

委員から、液状ミルクの販売が認可されて2社のメーカーで認可をとって販売をするということを知りました、衛生上の問題もあるということも考えるが、取り組みについてどのように考えられているのかとの質問があり、執行部より、液状ミルクについては保存年限、衛生面を考え積極的に取り組んでいきたいとの答

弁がありました。

委員から、河川監視カメラの整備予算80万円を計上されているが、どこに設置するのかとの質問があり、執行部より、まず1台の河川監視赤外線カメラを導入し、実績効果を立証した上で考えていきたい、設置場所については検討した上で決定させていただきたいとの答弁がありました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員、次の議会事務局は休憩の後にしてください。

14番（尾高 誉久君）

ありがとうございます。

議長（鈴木 悦子君）

これより10分間休憩いたします。

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

ちょっとここでお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、尾高議員、議会事務局から進めてください。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

わかりました。

次に、議会事務局では、委員より、議会事務局と監査事務局との兼務されている職員の議会事務局の事務割合は幾らか、また岡山市と倉敷市を除く市議会の事務局の職員数と、他市と比較して相対的に見て当市の議会事務局職員数は多いと感じるのか、少ないと感じるのかについて質問があり、事務局より、事務割合は0.5人である、また事務局職員数については平成30年度議会要覧により各市議会事務局職員数の説明がなされ、職員数については標準的であると認識しているとの答弁がありました。

また、他の委員より、議会会議録委託料の811万2,000円ですが、職員の事務負担はどのくらいなのか、また広島に業者に委託しているというが、今後音声認識するAI（人工知能）でデジタル化していくような機器が300万円程度で導入できると聞いている、県内でも導入している自治体があると聞いているが、今後導入する見込みはあるのかとの質問があり、事務局より、AIの導入については、導入しても地域の地名や方言など職員が再度確認する必要があり、今の職員数で対応するには難しい面がある、今後も調査して検討していきたい、現在の事務負担について地域名など最終確認をする必要があることから0.6から0.7人程度は要していると考えていると答弁がありました。

次に、議案第31号平成31年度美作市国民健康保険特別会計予算について、市民部所管では、委員より、30年度から制度が変わり、納められた保険税は県に納付金として納め、保険給付費支払いのため県から普通交付金と特別交付金を美作市で収入して最後は病院に支払うということだと思うが、その数字の流れを予算書の中で説明してくださいとの質問があり、執行部より、大ざっぱになりますが、事業勘定の総括で歳入総

額35億円のうち、保険税が4億6,332万2,000円、県支出金が27億円あります、歳出では保険給付費がおよそ27億円になります、市から県に納める納付金として歳入の保険税4億6,332万2,000円と繰入金3億5,000万円の内数ですが、合計7億4,000万円をお支払いする形になるというのが骨格です、また県支出金として交付金が27億円ほど入るうちの約26億円を保険給付費に充てるようになりますとの答弁がありました。

他の委員から、国保税が前年に比べて4,600万円ほど下がっているが、税率を変えていない、国保税がこれだけ少なくなると基金繰入金を8,500万円ほどされているが、これは保険料を上げないといけないということにつながるのかという質問があり、執行部より、その議論は県と行っており、平成31年度は過年度の調整が一時的に大きくなり、こういう状況になっていますが、今後については30年度ベースぐらいに落ちつくものと見込んでいますとの答弁がありました。

委員より、31年度予算どおりにいった場合、基金の残高が減ってくるということは近いうちに国保税を見直し適正な金額にしないといけないと思うが、そのあたりをどのように考えているのか、またそれにあわせて保険税の平準化ということについてどう思われているのかという質問があり、執行部より、制度として市としてできることは少ない、時系列の話ですが、可能性としてなくはないと思うが返還金という問題は生じないと思われる、平準化については地域間の問題があり、全国的にも同じような考えが多く、県も市も国の方針に不安がある、医療水準が高いところの負担を我々のような低いところが負うというようなことが生じることには納得いかないところであり、税の平準化については当面の間しないという考えですとの答弁がありました。

委員より、31年度の保険税が4,700万円減り、基金繰入金を8,500万円増やすという予算組みについて、31年度だけのことであり、今後についてはそんなには起きないだろうということで間違いないかという質問があり、執行部より、8,000万円の基金繰り入れというのはそう続かないと思うが、国保税の減少傾向はある程度続く可能性がある、就職し社会保険制度に移行していく人、また一方で後期高齢に移行する人もいるので、国保税が増えると思わないほうがよいと思う、これは全国的な傾向でもあると思われるとの答弁がありました。

保健福祉部関係では、委員より、栗井、英田、梶並診療所について平成31年度から35年度まで指定管理となっているが、歳入は診療所1カ所当たり交付税収入710万円ある中で30年度の決算見込みを踏まえて指定管理のメリットについて経費面を数字で説明いただきたいとの質問があり、執行部より、1診療所当たりの交付税収入が710万円で、3診療所分の収入となる、個別の歳出予算の合計は320万円の指定管理料を含んで、英田診療所が169万円、栗井診療所が157万4,000円、梶並診療所が211万8,000円の予算であるとの答弁がありました。

以上、全ての質疑終了後、討論、採決に入り、まず議案第30号「平成31年度美作市一般会計予算」について、委員より、大原保育園の設計委託管理については、クアガーデン武蔵の跡地利用のあり方について協議が十分にできていないこと、クアガーデン武蔵の跡地ありきで進められていることから反対する、また長期包括業務委託契約については32億円の債務負担行為と28億1,200万円の比較表を確認したが、32億円のはっきりしないものを根拠としていると考えることから反対するとの反対討論、また他の委員から、タクシー利用補助金事業については、高齢者や障がいを持つ方から継続拡充を求める声が届いており、新年度予算は試行としての予算ではあるが、早期に制度の確立をお願いしたい、また雲海においては、新たに就任した支配人を中心に問題や設備を整理されて平成31年度以降の施策を打ち出している、このほか市民の方から多くの要望があった大原、英田のグラウンドゴルフ場、地区懇談会でも要望のあった保育園のトイレの洋式化、災害対策としての排水ポンプの設置、地域おこし協力隊の定住につながる施策など市民のために必要な施策が

多数あることから賛成するとの賛成討論、また他の委員から、武蔵の里は武蔵ブランドのために生かす、幼稚園は学校地区の環境の中で生かしていくということが将来的に理想であるとする、地元の方がもろ手を上げて賛成していないなど、大原保育園の場所について納得ができない、またクリーンセンターについては28億円の費用について納得ができない、十分な研究が必要であるとすることから反対するとの反対討論、また他の委員から、大原保育園について、保育は自然に触れることで生きていく力を伸ばすという前提があり、小学校に近いという利便性以上に日々の保育をする場所として最適であると考えている、クリーンセンターについては5年で見直しを行っていくとのことから賛成するとの賛成討論、また他の委員から、平成31年度207億円の予算は市財政調整基金から5億7,000万円を繰り入れることとしていることから予算上の財源不足があり、市の財政は厳しい状況になると考える、財源不足の原因をしてみるとソフト事業に使い過ぎている気がする、ベトナム関連事業など市民へ直接影響のない予算は見直すべきである、またクリーンセンターについて、長期包括契約とは何かということについて質問したが、その答えが返ってこなかった、大原保育園など公共施設については反対者がゼロに近い状況になってから行ってもらいたいと考える、また行政財産と普通財産について議論したが、行政に必要なない財産である普通財産を市の税金を充てて購入することは考え方が違うと考えることから反対するとの反対討論、また他の委員から、今回の当初予算には復旧工事の繰越明許費や内水対策、緊急避難場所に公衆無線LANを設置するなど市民の安心・安全の確保に大きく寄与するものであることから賛成するとの賛成討論、また他の委員から、市長は市民の皆様の声なき声の市政への反映と言われているが、大原保育園では反対の声も出ている、また災害対策について赤外線カメラもようやく1台を設置する予算が出されるなど市民の安全・安心について少し理解が少ないのではないかと考えることから反対するとの反対討論がありました。

ほかに、討論はなく、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

次に、議案第31号「平成31年度美作市国民健康保険特別会計予算」につきましては、討論はなく、全員賛成により可決しました。

以上、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたしました。

執行部におかれましては、このほかにも審査の過程で出された意見や要望を十分考慮し、事務事業の執行に当たられますようお願いし、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

御審議のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員におかれましては、2時間にわたる報告をいただきました。大変御苦労さまでした。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

青山委員長。

1番（青山 慶君）〔登壇〕

それでは、これより決算特別委員会委員長報告をいたします。

去る2月21日、3月定例会第1日目の終了後、議員控室におきまして、委員1名欠席で、委員17名のもと、決算特別委員会を開催いたしました。

継続審査としております認定第1号「平成29年度美作市一般会計決算の認定について」、参考人の招致を行うべく調整を行ってきたが、3月末までの日程調整がつかなかったことの報告を行い、引き続き審査を行うこととなりました。

委員より、継続審査ということであるが、3月中に結論を出さないといけないのではないのかとの意見があり、またほかの委員より、参考人については1人でもよいから来ていただくよう日程調整を行ってほしい

との意見があり、協議の結果、今会期中に再度日程調整を行い、審査を行うこととしました。

また、去る3月15日に予算審査特別委員会終了後、美作市民センター3階大研修室において、決算特別委員会を開催いたしました。

まず、前回2月21日開催以降の経過について説明いたしました。21日の委員会では改めて参考人を招致することとなり、翌2月22日に委員長の私と和田副委員長、議会事務局と県庁に赴き、1名と面会したところ、極力努力すると回答があり、出席できそうな日程を提示していただきました。また、もう一名にもお願いしておりましたが、2月26日に電話で、公務の都合上出席できないため文書での回答を行いたい旨の申し出がありました。

3月4日には委員の皆さんに3月14日に県から1名を参考人として招致ができること、またもう一名については、文書で回答したい旨の申し出があったことを御報告いたしました。

そして、3月7日に3月14日の決算特別委員会の開催について連絡を行ったところ、3月12日に参考人から正式に回答があり、出席できると言っていたが、3月中は公務の都合により出席できない、文書での回答をお願いしたい旨の申し出がありました。ここまでがこれまでの経緯です。

前回参考人招致をすると決定していながら本日まで実現に至らなかったことは大変申しわけなかったと反省をし、委員長として陳謝いたしました。

各委員からの意見としましては、委員より、再度日程調整はできないのかとの意見があり、日程の再調整についてはこれまで電話や面会をして調整してきたが、先方から3月中は公務の都合上調整がつかないと回答があり、回答があった後も再度調整をしたが、調整がつかなかったことを再度説明させていただきました。

また、他の委員から、3月末までに決算の認定について結論を出すべきと考えている、今後の進め方について選択肢を示しながら決めていくべきであるとの意見、また他の委員から、昨年11月から滋慶学園の補助金について議論を重ねてきたが、このまま委員会を終わることは何をしてきたのかわからないことになる、議員としての務めを果たせていないという思いがあるとの意見がありました。

また、他の委員から、いろいろと委員から意見が出されているが、ここで認定、不認定についてこの委員会としての採決を行い、けじめをつけた上でその後において議員の皆さんが集まって今後のことを話し合うということで進めていけばよいと思うとの意見、また他の委員から、決算の審査については3月末までに終わるべきだと信念を持っている、しかし滋慶学園の補助金についてはまだ疑問点があり、参考人に来てもらって話を聞くこともできていない、できれば継続的に審議していきたいが、矛盾も生じるので、26日の議会最終日に審議できる場を立ち上げてもらって、4月1日からでも審議できるようにしてほしいとの意見、また他の委員から、大変重要なことであり、議員それぞれの考えもあるが、人口減少社会の中、少しでも大原地域あるいは美作市の人口を増やそうと、また活性化につなげようという思いの中で行ってきた事業でもある、そうしたことを踏まえてそれぞれの委員の判断により採決を行うべきとの意見がありました。

協議の結果、認定第1号「平成29年度美作市一般会計決算の認定について」は、討論、採決を行うこととしました。

その後、討論に入り、委員より、滋慶学園の補助金について、まず第1に、執行部は国の補助金があると説明してきたが、一度も撤回せずに決算まできている、調査すると同じような補助金が県の制度にもあった、もう一点は、滋慶学園の補助金がなぜもらえなかったのかについては、工期を短くしたことから指令前着工となり、交付されなかったと新聞に出ており、大いにわからないことがあり、それを精査しない限りは反対であるとの反対討論、また他の委員から、1点目は、補助金交付要綱には控除すべき補助金があった

場合には控除するという条項があり、違反している、また2点目は、過去の議事録に「諸般のことを考慮し、市長と相談した上で控除しない」とあったが、その判断に瑕疵があったのではないかという点から、妥当性を欠く裁量権の濫用、逸脱であったと考える、次に3点目としては、私が県医療推進課に行って補助金について確認したが、平成25年度でなくなっていると説明を受けている、しかし平成28年6月22日に工期の延長をしないと補助金の対象にはならないと医療推進課から言われているにもかかわらず、執行部は議会において補助金はあるとの説明をされており、理解できるものではないことから反対するとの反対討論、また他の委員から、昨年9月に医療推進課に出向き、平成25年度に補助金がなくなっていると聞き、いろいろと調べ、過去の議事録も確認したが、納得できるものがないことから反対するとの反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、賛成少数で、不認定となりました。

以上、決算特別委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

各委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各委員長の審査報告への質疑を行います。

初めに、産業建設委員長の報告に対する質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

1点、議案第2号、個人情報保護条例につきまして質問をさせていただきます。

私は本件に関しましては議案質疑でも何点かお聞きしたわけなんですけど、今回の改正で第5条中4項の改正、項目が3つございます。思想、信条及び信教に関する個人情報、それから2番目に、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、そして3つ目は、個人の特質を規定する身体に関する個人情報ということ、これらを要配慮個人情報に変えるというものでございます。総務省の通達によりますと、センシティブ情報と言われているわけなんですけど、議案質疑でも総務部長がお答えになられました。私が申し上げましたのは関連の第46条の第2項、事業者の責務のところと同じ文言がございますので、これを要するに同じように変えるべきだろうと、条例というのは部分的に見るのではなくて1条から60条あれば全体をこうすべきだという質問をしたんですが、さて質問をいたしますが、先ほどの委員長報告の中ではこれについて言及がなかったんですが、私は今申し上げましたように条例は一元的に見て改正されるべきものと思います。したがって、今回はこれがなされておられませんので、この個人情報保護条例の一部改正には反対をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

質問なんですけど、質疑です。委員長に対する質疑です。

4番（岡野 鉄舟君）

失礼しました。

そういう質疑がなされましたでしょうかという質問です。

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8 番（安藤 功君）

なされておられません。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑はございませんか。

岩崎議員。

3 番（岩崎 清治君）

議案第22号と議案第32号の介護保険の部分で予算のほうについて質問をしますけれども、委員長のほうが報告をされたんですけど、少し聞き漏らしてるんで丁寧な説明がしてもらいたんですけど、30年度の補正予算の中で第7期の介護保険事業計画と、それから介護給付費だろうと思うんですけど、実施率が97.7かみみたいな数字を言われたんですけど、それで非常によくできたというふうな話をされたんですけど、その介護保険事業計画そのものについては、3年間を平均とする部分と単年にする分がある、それによってすごく数字が違ってくるという中で、どっちに対して、私聞き間違ってるんかもわからんですけど、97.7、2%前後というのは非常にいい数字なんですけど、それがどっちなんかなというのが1つと、それにあわせて、31年度は保険給付費は対前年に比べて40億3,200万円で、対前年から7,600万円下がってるわけですね。先ほど3年間のうちの平均ではなしに単年度の部分、一番最初の年度であれば、この年度についてはブラ・マイ・ゼロ、1.0が一番いいわけなんですよね、それが少ないというのがなぜか、そのあたりの議論をどういうふうにされたか。

それからもう一点は、介護保険そのものについては、7期全部で計算されて数字を出されてる、実際の収納率の問題等々があつて決算ではないんですけど、対前年から100万円増えてる、これはいいんですけど、説明でもありましたけれども、介護保険料を下げるために一般会計から3,800万円を30年度に入れられた、31年度はないわけですね。先ほどの説明ではたしかなんですけど、一番最初の年に入れて、その残ったものを使えばいいよというみみたいな勘定をされたんですけど、介護保険そのものの会計の本質からいうと、第7期に3,800万円を入れるとしたならば、1,230万円、1,200万円幾らの部分を3カ年に分割して入れるのが介護保険の会計上からいうと一番正しい会計のやり方だと。私は一般会計から下げるために入れるというのは法的な趣旨からいうと違法だと思うんですけど、そのあたりの部分どのように議論されたんかが教えてもらいたい。説明は少しされたんじゃない、部分的にはされたもんで、少しだけわかるんですけど、全体的なものをされてないんで、そのあたりについて説明をしてもらいたい。

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

9 番（金谷のり子君）

先ほどの岩崎議員のおっしゃられたところで保険料は幾らになるんですかというところとか、そこまでのところは質疑の中で出てないと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3 番（岩崎 清治君）

介護保険の事業計画に対して実施率がこれくらいでというのを確かに言われたわけですね。それがもとの数字の90何%は、もとの数字は7期の計画というのはいろいろな見方があって、どれを指して97%と言われてるんですかという質問をしてる。

それから、3,800万円を一般会計から入れて介護保険料を安くされましたよ、アンケートの部分でされましたよという話をされたわけですね。介護保険の会計の原則からいうと、毎年お金が同じ金額が入ってこにゃいけんわけですね、介護保険料と一緒に、そのあたりをどういうふうに議論されたんですかと。委員長ちゃんと報告された部分の一部ですから、今私が言ってるのは。だから、ここが十分できるか聞いてないんで、どうなんですかという質問をしてるん。確かに言われたわけです。

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

議事録から申し上げますけれども、3,800万円の執行率が96.6%というのは何に対しての執行かということが出ました、質問で。これは第7期計画を立てたとき、数値と、30年度が当初の年でしたから、大体計画として同様の予算を立てているわけですが、どちらから算定しても執行率は96.6%、若干小数は違いますが、四捨五入しますと96.6%となっていますということで、その後これが理想の数値ということでいいんでしょうかということで、理想であるという回答がございました。

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員、報告された10ページの下から4行目ぐらいを言われたらいいんじゃないでしょうか。休憩しましょうか。

〔3番岩崎清治君「9割は言ってるわけです。あと一割が出てねえから聞いてるだけで」と呼ぶ〕

9番（金谷のり子君）

それでは、もう一度。

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

委員より……。

議長（鈴木 悦子君）

暫時休憩します。

午後4時44分 休憩

午後4時49分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、金谷議員、答弁から。

9番（金谷のり子君）

先ほどは議事録に基づいて詳しく申し上げましたが、先ほどのところを私が委員長報告したところとしましては、7期計画で立てた平成30年度の当初予算計画値に対してということでございます。

それから、3,800万円については、毎年入れるという議論はございませんでした。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

委員会の中でどういう議論されたのか詳しくはないんですけど、介護保険というのは3年間で年度年度決まるやり方と3年間の平均という、条例は3年間の平均なんですけど、その部分で96.6というのは、もともと介護保険の一番というか、ホールインワンみたいな数字はないんですけど、一番正確になってるのは2%前後、3年間の1年目には2%で、次の年はブラ・マイ・ゼロで2%多い、トータルでブラ・マイ・ゼロというのが理想中の理想と言われてるんですけど、今回の部分で30年が96.6ということになれば、全てが介護保険料だけであれば、これは多過ぎる、もう少し金額、サービスの量と介護保険料のバランスが悪い。その悪い1つが、一般会計から入れた部分か基金から入れた部分かは別なんですけど、収支のバランスが悪いというのが1つありますね。それからもう一つは、先ほど言いました一般会計から入れるというのはもともとは私は反対ですし、制度からおかしいんですけど、もしどうしても入れるとするならば、介護保険料と同じように3カ年平均をするというのが介護保険の会計上のシステムですので、今後はよく見て議論をしていただきたいというふうに思います。

私の質問は終わります。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、議会改革特別委員長報告に対する質疑ですが、委員会は議員全員で構成され、審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、議会改革特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認め、議会改革特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、議会運営委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議会運営委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、予算審査特別委員長報告に対する質疑ですが、委員会は議員全員で構成され、審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認め、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑ですが、委員会は議員全員で構成され、審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、決算特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思います。これ

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認め、決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。討論は議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意思を表明することとなっておりますので、そのつもりでよろしくお願いいたします。

初めに、認定第1号「平成29年度美作市一般会計決算の認定について」、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不認定であります。

原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

認定第1号「平成29年度美作市一般会計決算の認定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。よって、認定第1号は不認定とされました。

続きまして、議案第2号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

どうも先ほどは失礼いたしました。

改めて反対討論をさせていただきます。

関連の条文は今回改正されようとするところの条文で申し上げますと、第5条、収集の制限の第4項のところ、実施機関は次に掲げる個人情報を収集してはならないということで、(1)から(3)までございます。改正されたとおりのことを申し上げますと、(1)の思想、信条及び信教に関する個人情報、それから(2)の社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、そして(3)の個人の特質を特定する身体に関する個人情報、総務省はこれをセンシティブ情報と言っておりますが、これを要配慮個人情報に今回の条例の一部改正でなされているんですが、これをずっとこの条例の第46条、事業者の責務というところなんです、ここの2項に今私が申し上げました(1)から(3)まで同じものです。条例改正をするときに大事なことは、その問題となっているところだけをするんじゃなくて、1条から60条あれば、それを全部関連性のあるものかどうかということをやらなければならないかと思えます。もしここのところをこのまま改正前のおり残すとすれば、事業者

の方がこの個人情報条例を見られると思います。その5条のところは要配慮個人情報となっているのに、じゃあ私が事業者の責務としてこの条例を見たときに、これは3つあるというのはおかしいじゃないの、事業者が見られても思われると思います。したがって、ここのところも同じように要配慮個人情報というふうに改正されるべきが正しいものと思います。そういったことで、この改正がなされておられませんので、私はこの一部改正には反対をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第2号は委員長の報告どおり可決されました。

〔11番山本雅彦君「議長」と呼ぶ〕

山本議員。

〔11番山本雅彦君「ちょっと暫時休憩お願いします。動議です」と呼ぶ〕

暫時休憩をいたします。

午後4時58分 休憩

午後5時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

議案第2号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第3号「美作市駐車場条例の制定について」、討論に入りますが、初めに討論の順序について申し上げます。

本案は修正案が提出されておりますので、まず1番目に原案に賛成の方、それから2番目に原案にも修正案にも反対の方、3番目に原案に賛成の方、4番目に修正案に賛成の方という順に1から4番までを繰り返しながら発言をしていただきます。

〔15番岩江正行君「議長」と呼ぶ〕

はい。

〔15番岩江正行君「このマル・ペケするやつはどがに書いたらええんな、ほんなら」と呼ぶ〕

〔「それは後から聞きゃあええ」と呼ぶ者あり〕

[15番岩江正行君「後から聞きゃあえて、そがなわけにはいかんがな。そがに3つも4つも言うたら、このマル・ペケするのに……」と呼ぶ]

マルかペケかでしてもらったらいいです。

[15番岩江正行君「マルかペケて、3つも4つも言うたらおかしゅうなるがなと言よんじゃ」と呼ぶ]

今は修正案が出ておりますので、修正案が。ですから……

[15番岩江正行君「原案にマルだったらマルじゃというて言うたらいいんじやが」と呼ぶ]

そうですけど、まず原案に修正案が出てないものとして一番最初に原案に賛成の方。

[「最初に諮るのは修正案です」と呼ぶ者あり]

それでは、討論の順番に入ります。

1番目に原案に賛成の方、討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

2番目に、原案にも修正案にも反対の方、ありませんか。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

私はこれ市民の皆さんが利用しとられる駐車場において1日料金というふうに設定すると、1回の出入りでもって複数日利用される方がおられた場合、利用した日数分の料金がかかってくる、そういった方がおられるかどうかということの検証がされてるのかどうかということで、この日にち料金を条例を修正する条例を含めることに対して反対とします。

議長（鈴木 悦子君）

今の倉地議員、原案にも修正案にも反対という討論ですか。

6番（倉地 重夫君）

修正案を含む原案に対しということ。

議長（鈴木 悦子君）

今私が言ったのは原案にも修正案にも反対の方ということで言いました。

6番（倉地 重夫君）

それでいいです。

議長（鈴木 悦子君）

いいですか。反対でいいんですね。

6番（倉地 重夫君）

はい。

議長（鈴木 悦子君）

3番目、次に、原案に賛成の方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

修正案に賛成の方ございますか。修正案に賛成の方。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

じゃ、もう一回、回ります。
原案に賛成の方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

2番目に、原案にも修正案にも反対の方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

3番目に、原案に賛成の方ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

4番目に、修正案に賛成の方ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、討論がないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。
初めに、採決の方法について申し上げます。
まず、修正案について採決をし、修正案が可決された場合は、修正部分を除く原案について採決を行います。よろしいですか。
まず、修正案について採決をいたします。修正案が可決された場合は、修正部分を除く原案について採決を行います。

それでは、議案第3号「美作市駐車場条例の制定について」の修正案について採決をいたします。
この修正案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第3号「美作市駐車場条例の制定について」の修正案は可決されました。
次に、ただいま修正議決をいたしました部分を除く、そのほかの原案について採決をいたします。
それでは、議案第3号「美作市駐車場条例の制定について」の修正部分を除く、そのほかの原案について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第3号「美作市駐車場条例の制定について」の修正部分を除く、そのほかの原案について原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第4号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。
反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第4号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第5号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第5号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第6号「美作市土地開発基金条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号「美作市土地開発基金条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第6号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第7号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第7号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第8号「美作市少林寺拳法記念館の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号「美作市少林寺拳法記念館の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第9号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第9号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第10号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第10号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第11号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、委員

長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第12号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第13号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第13号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第14号「市道路線の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第14号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第15号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第15号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第16号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第16号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第17号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第18号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第19号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

私は反対の立場から討論をさせていただきます。

内容は、債務負担行為の補正、美作クリーンセンター長期包括運營業務委託、32億円を28億1,200万円に変更するものについてでございます。

今回の28億1,200万円は各費目、人件費、修繕費などいろいろとございますが、これは私も議案質疑でいたしました、32億円をベースにしたものでございます。内容的にはこれがいいというような説明はございません。したがって、これをベースにした28億1,200万円についても、私は賛成することはできません。

2つ目に申し上げたいのは、前半5年、後半5年に分けてみなしをしたとされておりますが、いずれにつきましても、各費目につき各年度ごとに、例えば近隣団体の比較、建設年次、あるいは規模、類似施設等の費用などを用いて客観的にこれがいいんですよという、こういった説明がないものでございます。したがって、前半5年、後半5年に分けたことをよしとされている議論もございますが、私はこれには賛成することはできません。

そして、3つ目でございますが、今回変更されようとしている債務負担行為限度額の総額28億1,200万円の検証でございますが、私は素人でございますが、それなりにだめではないかということをお知らせしたいと思います。

まず、修繕費でございますが、前5年間で2億6,705万円、1年にすれば5,341万円になります。そして、後5年が3億4,025万円でございますが、年に直せば6,805万円となります。まず、これが高いという、なぜどこが私が疑問に持つかということをお話をいたしますと、まずは今申し上げましたように客観的な実証がないということが第1上げられます。では、なぜこれがこのままいけないかということなんですが、私は先般昨年近隣市町の施設を訪問しましたし、建設年度から判断して大体2,000万円ぐらいでもう建設年次からいけば、それぐらいしかかからないのじゃないかなということをお勉強してまいりました。それで、前5年間でも2,000万円に直したときに1億6,000万円ぐらいが多いだろうと、そして後半5年がどうかと言えば、1億7,000万円ぐらいが高いんじゃないかなと思われまふ。トータルで言えば3億5,000万円です。これだけを素人なりに見たとしても、28億1,200万円から3億円を引けば、24億5,000万円ぐらいの金額で済むということになります。

これだけではいけませんので、人件費をここの32億円と28億1,200万円の対表で見ますと、前半が3

億5,870万円です。後半が5億4,370万円です。トータルで言えば、9億240万円でございますが、私は議員である前のことでございまして、3交代から2交代にも関わった公共人件費をだんだん減らすという努力はわかるんですが、これが2交代になっていることを踏まえて、この金額の妥当性が一体どこにあるかということの説明がございませんし、もちろん私もこれだけ高いんじゃないかということは修繕費のようにはいえないんですが、やはりこれは疑問が残ります。

そして大きいのが、その他の一般管理費等でございます。前半の金額は2億2,931万円です。後半は3億4,864万円でございます。これ何が私なりに問題かと申しますのは、中身が内容が不明であるということでございます。32億円の限度額と今回の補正限度額を比較しましたときに、トータルで見ましたときに人件費は確かに2億8,200万円の減になっております。それから、点検、測定等につきましても、1億7,400万円の減になっております。修繕につきましても5億800万円の減に、トータルで言えば9億6,400万円が減になっておるんですが、今申し上げました一般管理費の中でプラスの3億4,100万円が増になっております。非常にフuzzyな部分大きいと思います。これは契約のあり方としてはプロポーザル方式ということになされているというふう聞いておりますが、契約のあり方につきましては、平成31年度の歳出予算の中で私なりにそれはおかしいんじゃないかなということをお願いしたいと思いますが、今回の補正予算につきましては、素人の私が見ましてもおかしいと思われまして、出される提案側でこの部分がいいんだよということが一切わかりません。担当常任委員会ではございませんが、素人なりに見てもおかしいんじゃないかなという思いはございますので、この補正予算には反対でございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

この件については、委員会でも審議をいたしましたし、また昨年附帯決議の関係もございまして、その附帯決議も提出をさせていただいている、その中で32億円という当初の予算計画の中でこれをどこまで圧縮できるかということが私にとっては一つの大きな問題でありました。本来このこういった施設については、なかなか標準的な単価基準というのが見つけにくいというか、そういった単価表もないものもあるわけでありまして、勢いこのコンサルタント、いわゆる設計会社、そういったところの試算が中心になるわけでありまして、それが高いか安いかということとはなかなか私たちでは立証できませんけれども、先ほど反対討論の中でありました内容について私はそこまでのことがなかなか個々の単価を拾い上げていくというのが難しかったというふうに思っております。なぜ私が最初の4年間でその実績を踏まえて5年後に6年目以降の金額についてしっかり検討していただきたいということを申し上げたかということは、それはその4年間の実績をもとにして後半の5年間しっかりこれも予算を圧縮できる可能性があるもので、そのように申し上げたわけでありまして、したがって、この28億1,200万円が、これは消費税込みの金額ですけども、これが決して安いとか、あるいは高いとかということではなくて、この金額でできるものが5年後以降はもう少し安くなるかもしれない、逆に高くなるかもわからない。しかしながら、これが一つの基準にもなるだろうというふうに思うわけでありまして。

したがって、私はこの附帯決議を最大限尊重していただいたというふうに考えておりますので、このことが中心としてこの補正予算については賛成をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

私はこの債務負担行為32億円から28億1,200万円への減額を評価しないわけではないんですけども、今理由については岡野議員が詳しく述べられましたので、そこについては私は発言はしませんが、同僚議員が近隣の市町の1人当たりの処理単価について審査の段階で報告されておりますが、1人当たりの処理単価が割高になっているという1点を見ても、市民にこのままこれを納得してもらおうということではできないという思いから、このプロポーザルによる契約の金額について反対の立場です。

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

私は反対の立場から、産業建設委員会に付託されとって、そこでも反対をさせていただいたんですが、これちょっと廃棄物処理施設に係る入札契約の適正検討委員会という、そういうなとこが出しとる資料なんです、工事の品質を確保し、価格を適正化というような形の中で、市町村においては受注側における要因と市町村側における要因ということで、発注者である市町村にとって20年に1度程度の事業であるため技術力の蓄積が困難じゃと、こういうように言われとるわけじゃね。それと、技術的に複雑高度であり、プラントメーカーが市場において強い影響力を持つという中で、これ競争力が十分に働かず、市町村発注者に十分な技術力がないまで書いとるわけじゃ、これ。それと、そういう中で今回うちの廃棄物処理の審査委員会がプロポーザルの中でいろいろと審議したんでしょうけども、包括運営事業審査委員会の委員が外部の者を入れてない、内部の者ばっかしでやるとと、幹部職員ばっかしでやるととということで、これ美作市の一般廃棄物処理施設の審査委員会の規則として、これが学識経験者を有する者が2名以上要るんじゃというてここへ書いとるわけじゃ。平成27年4月1日から施行するというて書いとる。それで、長期包括契約の関係で全て市町村の幹部で構成されとんですが、これは地方自治法施行令第167条の10の2及び地方自治法施行規則第12条の4、2人以上の学識経験者の者を聞く義務があるというて書いとるわけじゃ、の規定に抵触し、法令違反に当たるのではないかというようなことを言われておりますが、もし法令違反の審査委員会であったとすれば、今ここで皆さんが議論しようやつは、これはちょっと無効じゃないかという、そういうな観点で私は反対をさせていただいとんです。これちょっとはっきりしてもらいたいわけじゃな。はっきりしてからでも遅うないと思うとんですが、それと今言よう金額が、これ初めこれ岡山県を6つに分けて、この美作地域の中で何カ町村か、ちょっとそれはなんです、そこで事業計画を立ち上げたときには……。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、暫時休憩させていただきます。

〔15番岩江正行君「何でじゃ」と呼ぶ〕

先ほどの討論の中で法律に抵触しとるということ言われたんで。

〔15番岩江正行君「抵触してはないですかというて言よんじゃ。しとつたらと

いう話をしょんじゃ。しとると言よりゃへんが」と呼ぶ]

それをちょっと確認をしたいと思いますので。

暫時休憩します。

午後 5 時 32 分 休憩

午後 5 時 43 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

萩原市長のほうから発言を求められておりますので、許可いたします。

〔「議長、討論のときにそがんことできんよ」「討論のときにはルール違反でしょう。そういうことはできんでしょうが。局長、しゃんとせにゃおえん」「討論で〔聴取不能〕』と呼ぶ者あり〕

市長（萩原 誠司君）

議長の許可をいただいたんで、発言をさせていただきますが。

議長（鈴木 悦子君）

はい。

〔「議長、できん〔聴取不能〕」「ルール〔聴取不能〕」「議長」「できんでしょうがな」「議長』と呼ぶ者あり〕

市長（萩原 誠司君）

まず、岩江議員が引用された条文が地方自治法施行令の……

〔「できんでしょうが、議長。局長、しゃんとせえ」「議長」「それはいけんで」と呼ぶ者あり〕

167条の10なんですけど……

議長（鈴木 悦子君）

静かにしてください。静かにしてください。

〔「議長』と呼ぶ者あり〕

市長（萩原 誠司君）

本件につきましては……

〔「おい』と呼ぶ者あり〕

もう一回言いますけども……

〔「議長』と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

静かにしてください。

市長（萩原 誠司君）

167条の10……

〔「議長」「〔聴取不能〕でしょうが」「それはだめじゃ』と呼ぶ者あり〕

167条の10の表題を見ますと、一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を入札者とする事ができる場合という条項の中に含まれてます。つまり一般競争入札である必要がありますし、最低価格以外のものを落札者とするという場合の特例事項における判断の場合に専門家を入れろという趣旨でありまして、そ

もそもこの条例、本件につきましては適用がない条項を引用されていると思います。

以上でございます。

〔「おおい」「いけんで」「ルール違反じゃが」「いけんで」「議長」「どうして、議長、あなたの〔聴取不能〕それで済むんでしょ」「議長、おかしいで」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、討論を続けてください。

〔「いけん、そりゃいけん。」「おかしいよ」「議長、おかしいで」と呼ぶ者あり〕

15番（岩江 正行君）

それと、そういうなことも今までわしも9回も出してもろうたけど、こがいなことをさせてもろうたのは初めてじゃ、聞いたのは。そがいなものをわしが言い切ってしまうとんだつたらええで、これ違反ですよというて、抵触したらこれは無効になりゃへんかということ言うただけじゃからな。そうでしょう。抵触しとると言ようりゃへんでしょうが。

それと、とりあえず津山に参加するかせんかというたときの話、このときには全部で津山に参加せずに美作市がじかにやった場合については72億円かかるというて言ようたんよ、15年の計画の中で。それで、その中で今言ようる45億円の建設費がかかるから、あとの27億円が今言ようるこの包括になるわけじゃな。そうしたときに今度は今言ようる15年が27億円だったやつが、今度は10年間で何で28億円になるんじやろうかと思うて、どがいにも納得ができんのんじや。ほれで、津山行くというたときには全部で包括の関係計算したら27億円、何も安うなつたらへんのんじや。10年間で28億円になるような計算がどがいにしたってわからんわけ、説明ができんのんじやから。

それから、先ほどうちの産業建設委員長の報告の中で、修理についたら業者と相談したというて言ようろう。これはとんでもない話じゃ、こんなもん。こんなもん許されることじゃないんじや、こんなん。業者と相談して修理代を決めたというようなね、これこそ問題じゃ、これ。なぜそのときに委員長が報告したとき、それは違う、ちょっと待ってくださいってなぜ言わなんだん。おかしいでしょうが、それ。

それと、今言ようる油賃やこうは別に予算に計上しとんよ。1年間に光熱費が3,500万円としたら10年だったら3億5,000万円になる。28億1,200万円か、これに3億5,000万円足してみなされや、何ぼになるんじや。ちよつとも安うならん。高う高うなつとんじや、これ。高うなる根拠だけは言うてもらわにや困る。そうでしょう。そういうことで、もう長う長う言よつたらなんですから、とりあえずそういうことで、こういうふうな試算の根拠がきちつと説明できないようなやつについては、私は反対でございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

討論をやめようかと思ったんですけど、議長のほうがルール無視のことされるから、これは絶対言うとかにやいけんなどと思って。

もともとプロボのときにプロボをしたほうが10年間で5,000万円安くなりますよというのを言われたわけです。じゃあ、どの部分が5,000万円安くなるかという根拠が全然示されてない。もともとプロボについては非常に提案型ですから、提案をした場合には1社じゃなしに数社が提案をするのが普通ベースだけど、今回は1社です。なおかつ、もとの数字の32億円という数字がどのように積算されたかという、今までの経費、市のほうでできる経費を最大限見て、それプラス修繕費を業者から言われたのを積み上げて32億円、じゃあ5,000万円どこで安くなるのか、本来の長期包括運営委託というのは、運営をしながら業務改善をしてトータルを安くするのがそう。じゃあ、今回32億円から28億円に下がったときにどれを合理化されたんですか。ひつこく聞いたんですよ。運転時間は何時間ですか、ごみの量が少なくなったらどうなんですか、その答えが全然返ってこなかったんです。ということは、私自身が納得してないんで、納得してないものについては、賛成する立場と反対する立場があるんですけど、私は納得してないんで反対ですよ。納得させてください、そしたら賛成もありますよという意味で委員会でも反対してますんで、本議会でも反対の立場で討論します。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

反対の方がたくさん出てるんですけど、私も反対の立場でちょっと言わせていただきます。

まず、去年の6月に32億円で出てきたのが今回は28億円になったということで、4億円減ったということで、いいんじゃないかなという思いを持たれてる方もおられるかもわかりませんが、非常にこの数字には不思議なところが多いです。例えば人件費なんですけど、これ私ちょっと消費税をのけた部分で話をしますから、人件費は32億円のときと28億円のときを比較すると、2億5,700万円安くなってます、28億円のほうがね。そして、物品費なんか見ると、0円でずっと計上してあったのが4,800万円ここでぼんと出てきて、それからもっとおかしいのは、点検測定検査費が30億円のときは1億6,800万円も計上してあったのに、今度28億円になると1,000万円、1億5,800万円も安くなって。それから、施設修繕費が32億円のときは10億6,900万円だから10億7,000万円ぐらい見てあったのが、28億円になると6億700万円、4億6,000万円も安くなって。それが次々と言うて申しわけないですけど、周辺環境測定費も0円だったのが1億5,900万円も今度は28億円のところで出てきてるんです、プラス1億6,000万円。その他一般管理費も3億1,000万円、28億円のほうは高くなって。もう数字がばらついているというんですか、どうしてこんなことになるのか、私はちょっと理解できませんよ、この数字を見たときに。ですから、積み上げがどんなになってるのかという、先ほど岡野議員も言われましたけど、一体この数字の積み上げは、28億円と32億円のときの積み上げは一体どんなことを計算してこの積み上げができてるのか、もうさっぱりわからない、この数字見ると。どうしてもこの数字は信用できない。何でこんなことになるのか。議員の皆さんもそう思いませんか。この数字の積み上げがどうなってるのか。4億円安くなったからというて手放して私は全然喜べないです。どうしてこんなにばらつくのかということ。それに対する私は産建の傍聴もしようたんですけど、別にぼんと響くような答えが返ったという記憶はありません。もう32億円のときも28億円のときももう鉛筆でも転がしてしたんだろうか、もう何が何だかさっぱりわからん、この数字は。ですから、私はこの

28億円という数字ももう全然信用できない。どういう積み上げになったんかということがわからない。ですから、この債務負担行為補正に対して私はもう納得できません。そういった意味で今度の補正予算には反対いたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第20号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）」について、原案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どお

り決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第21号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第22号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、討論に入ります。

反対討論、まずございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第22号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第23号「平成30年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号「平成30年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第24号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第24号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第25号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第25号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第26号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第27号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第27号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第28号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第28号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第29号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第29号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第30号「平成31年度美作市一般会計予算」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

少し長くなりますが、たくさんあるんですが、2つの点で反対討論をしてみたいと思います。

1つは、先ほど議論になっております長期包括業務委託に係ります歳出予算、2つ目は、大原保育園に係ります設計委託料でございます。反対討論をいたす前に去る3月20日に瀬戸内市議会で、皆さん御承知と思いますが、議決された案件を御紹介いたしたいと思います。それは国宝であります備前の刀山鳥毛の購入につきまして、瀬戸内市は寄附金で募ってやろうとしたところ、なかなか集まらなくて財政調整基金を投入しようとしたところ、市民の方から反対が出まして、武久市長はこれをこの声ある声に真摯に耳を傾けられて、みずから議会に対してその予算を撤回すると、この議案を出されております。そして、議会もこれに正鵠を得た判断をなされ、了承されておまして、3月20日にその財源を財政調整基金から寄附金に全額をかえるんだということで修正案が可決されております。私は何を申し上げたいかと申しますと、市民の方の声ある声を聞かれたということを冒頭申し上げたわけでございます。

さて、本論に入りますが、第1点目は、クリーンセンターの長期包括運営業務委託契約でございます。先ほど岩江議員が疑問を呈せられましたが、私は別の観点から討論をしてみたいと思います。

この契約締結方法はプロポーザル方式と聞いております。つまり随意契約であります。御承知のように随意契約をする場合には地方自治法の167条の2で、性質または目的が競争入札に適さない場合にできるんだというふうに限定的に書かれておまして、そこではあるできる場合が書かれております。原則は御承知のように価格主義でございます。地方自治法の234条の2項、3項あたりは価格主義なんでございますが、昨今の、例えば一般廃棄物なんかにつきましては、なかなか技術的な評価をしないと、つまり専門的な観点を入れないと、やはり廃棄物の運搬の中で市民の安全とか、そういうものが図れないと、こういった流れがございまして、価格のみではなくて技術的な評価をしていく必要があるだろうというのが政令に移されてお

まして、それが167条の10の2でございます。つまり価格だけではなくてノウハウ、つまり価格以外の要素も含めて評価しようと、総合評価一般競争入札と言われております。冒頭に戻りますが、うったてのところ、審査委員会を副市長以下、部長が入っておられますが、なぜこれをプロポーザル方式にしたかということが議論されただろうかということを審査講評の中で今年の12月20日に講評されているのを見ましたが、その形跡はありません。つまり私は一般競争入札でよかったんじゃないかなと思います。それはなぜかと申しますと、判例で出ておりますのは、廃棄物の収集、運搬、処分であれば随意契約もそれはいいですよと裁判所が言っているわけでございますが、それを返して見たときには一般競争入札でやるべきということを、その導入を図るときにプロポーザルにするか、一般競争入札にするかということの適否を審査委員会の中で十分議論しなければいけないと思います。これは入り口論でそれが私はなされていないと思います。したがって、私は今回は今申し上げましたようにプロポーザル方式ではなくて、つまり随意契約方式ではなくて、一般競争入札で外部の方も入れてやるべきだったと思っております。

ちょっと論点を変えまして、随意契約方式でございますので、先ほど岩崎議員がプロポーザル方式については1社ではなくて2社以上の見積もりと、こういうことを言われましたが、私なりにそれを見てまいりますと、地方自治法の234条の2項では随意契約できる場合で政令で定める場合と、じゃあその政令は何かと申しますと、施行令167条の2の第1項の2号で、随意契約できる場合として、その性質または目的が競争入札に適しないものとあると、つまり本来入札できるもの、一般競争入札にできるようなものというのはプロポーザルでは契約できないんです。このことが審査委員会で議論されていないと思います。

抽象論ばかり言ってもなんでございますので、各論的に、じゃあ当市の美作市の契約規則との関係の中で、随意契約という項目が53条にあります。これに沿っているかどうかという私なりの疑問を呈してみようと思います。53条の第1項では、随意契約を締結しようとするときは契約状況、設計書、仕様書、その他見積もりに必要な事項を示して、2人以上から見積書を徴しなければならないと、この項目がございます。しかし、例外もございますので、その契約規則の第3項では、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は随意契約を締結しようとする者から見積書を徴することにより、他の者から見積書を徴しないことができるということで、それに当たるかなと思われるのが2つあるんですが、読んでみますと、1つ目は、緊急の必要により2人以上の者から見積書を徴するいとまがないとき、はたと考えたときに本件についてはこんなことは言えないと思います。2つ目ですが、契約の性質または目的により契約の相手が特定される時、これ私がコメントルで見ますと、これはどういったことかと申しますと、不動産の購入とか借入れをする場合のことと書いてあるんです。したがって、今回のような例外規定に果たしてあるかなと思って見たときに、いずれも見積書を2者以上からとらなければならないと、この法令というか、規則に沿っていったときにこれがどうでしょうかと考えたときに、私は否と言わざるを得ないと思います。審査講評の過程の中で12月に出された分を見ますと、要するにいろいろな経緯の中でされておりますが、1社の提示があっただけで、さらにもう一社、さらにもう一社と公開を募るとか、そういうことをされたかなと思って見たところ、それもあります。つまりこれで何が疑われるようなことが想像できるかと言いますと、その価格のみならず、一般的な技術的な判断が必要な条例に関して物すごく疑問を呈さざるを得ないということでございます。

その次に、では審査講評が平成30年12月に出ておりますので、私なりにその問題点を呈してみたいと思います。

1つは、技術評価点です。100分の100点満点中71.5点です。ここの中ちょっと今字が小さいものが見えないんで、私が書き出しとんですが、例えば運転計画については、配点が10点の評価がその素人の方が評価さ

れたものでもCというふうに5点なんです。つまり50%しかないんです、運転の計画について。じゃあ、保守更新についてどうかということを見てもみますと、配点の12点の評価中6点なんです。つまり50%なんです。さらに、全体の項目14項目ありますが、それを見てもみますと、14項目中の10項目が、7割が75%評価なんです。及第点は恐らく60点だろうと思うんですが、これはちょっと低過ぎるのではないかなというのが素人の思いでございます。

ではもう一方、技術評価、67点の配点中67点です。つまり100点満点ということですが、るる債務負担行為の中でいろんな各議員も言われたように26億円のオファーに対して、確かに4,200万円の値切りは努力をされてる、随意契約は値切ることもできるから、それはそれで努力の跡を認めますが、ただ先ほど申し上げましたように4億円から5億円安くなるのではないかなというのが素人の思いがありますので、これから見ても不適切じゃないかなと思います。

2つ目の価格の点で素人なりの検証をいたしました。津山広域構成団体の平成29年度の決算数値、これをもとに美作市の人口1人当たりをざっと計算をしてみますと、9,900円するんです。津山市は3,400円です。鏡野町は3,400円です。勝央町は2,200円、奈義町は2,400円、美咲町が2,500円と、こういうふうに単独と、それから広域との差はありまじょうが、私から見るときにどうやってこの数字がどうかという検証のしようがないから、これを引っ張り出したわけでございますが、これから見ても約3倍以上高いと、これはおかしいんじゃないでしょうかというのが私の思いでございます。

じゃあもう一つ、別の違った観点から、他団体との比較をしてみました。同じDBO方式をとっている津山市なんです、人口1人当たりが約3,200円です。DBO方式をとっているのをちょっとインターネットで調べますと、今治市というのがあったんですが、人口が約16万8,000人です。1人当たりが何と2,760円です。美作市は10年間で27億6,264万円、これを今の人口で割りますと9,900円です。ざっと3倍です。補正予算や当初予算で国保の軽減をしたんだと、介護保険のあれを減らしたんだと、数百円の問題の比ではありません、これだけの高いものをやるということは。つまり1人当たりでも美作市の場合は6,000円高くなるんです。私は今のところ2人家族ですから、1年間に1万2,000円もの余計なものを払わなきゃいけないと。3人であれば1万8,000円は払わなきゃいけない。今申し上げましたように私はるるできる範囲でこの数値がおかしいということを提示をいたしました。

ということで、1つ目の長期包括については反対でございます。

そして、2つ目の大原の保育園の設計委託料2,330万円だったと思いますが、出ております。私は債務負担行為のときでも反対をいたしました。地元の方から請願が出ておまして、議長預かりになっておりますが、債務負担行為だからだめだ、もう決まったからだめだというようなことがなされておりますが、債務負担行為があれば、次に歳出予算があります。工事費があります。だからこそ私は今回この予算がだめですよということをこれから申し上げるわけでございますが、先般私は、私はと申し上げるよりも、これまで地域の地域をよくしたい方々と、それから保護者の方の一部の方と、役員の方とるる意見交換をして、どうすればいいかということをやっておりましたが、やはりこの当該年度の2,330万円だけを見るんじゃなくて、一つはやはり場所がいいところがあると言っているわけでございますので、あそこが宮本武蔵のネーミングに近くていいとか、そういうことじゃなくて、いろいろ出ましたが、宮本川という災害がもう起きるかもしれない。そして、今後の解体、それから整備、それからその建築とのトータルの金額を見たときに莫大な金額がかかるということの中で、今地元の方々は地元もよくしたい、大原の小学校のあれも建てたいと、こうやって皆さん声を大にしてされとるわけでございます。私は今回のプロポーザルについては、私も感心したことが1つあります。それは学識経験者を教育委員会に入れておられるということ、これは今の一

般競争入札かプロポーザルかの議論ではありませんが、私は感心をいたしております。その結果が4月下旬ということなのですが、やはりこれは教育長にもちょっとお話をしましたが、やはり流れていくことの中で、やはり地元に禍根を残さないような、そういった契約の工夫なんかをぜひしていただきたいという思いがございます。今回とりあえずは今回の設計委託料の2,304万円は、あそこのクアガーデンを壊して、そこに建てるということでございますから、この1点だけになります、私は賛成することができません。

ということで、いろいろほかにもありますが、この2つのことを申し上げて、平成31年度の一般会計予算の反対討論といたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

青山議員。

1番（青山 慶君）

本一般会計の各種事業の中で特に取り上げたいものとしまして、タクシーの利用補助事業につきまして、高齢者や障がいを持たれた方々から継続や拡充を求める声がたくさん届いております。新年度におきましても、試行としての予算計上ではございますが、早期に制度の確立をお願いするとともに、あわせて各種の福祉施策の継続、拡充を図ることをお願いしたいと思います。

また、雲海におきましては、今年度就任された支配人を中心に問題点ですとか、設備の整理をして、来年度に向けて売り上げを伸ばすような施策を取り入れております。

また、市民の多くから要望のある大原、英田のグラウンドゴルフ場の整備ですとか、行政懇談会でもありました保育園のトイレの洋式化、そして災害対策としての美作、英田への排水ポンプの設置、また地域おこし協力隊が定住につながるような施策もあり、市民のために必要な施策が多数あるということで、私はこの案に賛成したいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

反対の立場からちょっと何点か。

全部この予算は反対じゃと言ふんじゃないんで、この前も一歩前進していただいたなというのは、今言ようこの空き家対策、私も3回ぐらい一般質問しました。ようやく重い腰を上げたんじゃないかなというような感じは、そのことについては評価しとるわけでございますけれども、もう一つ、これも事業主体が市になったら、これ国の補助裏を過疎債使うたら、もっと空き家対策が解消しゃあせんのかなというような感じがします。これについても、もう一腰入れて、事業主体は市がして、市がせなんだら個人には過疎債使えんから、市が事業主体になって、補助裏を過疎債でも使うて、今の潰れかかった家、危険な家、こういうような家を一日も早く解消していただきたいなと思います。

それと、欧州剣道のチームの剣道大会、交流事業の補助金477万円、700万円も使うてベルギーのほうに何人行かれたんか知らんけども、世界剣道選手権大会に行かれて、お金はこっちが滞在費をしょう、交通費をしょうということで、今言よう来ていただきょんじゃろうけども、これ金がある間はよろしいんですよ、市の財政がまうときには。これ回ようになったらどがなるんな、はやことして去年よりまだ100万円増えとんじゃないな、これ、100万円ぐらい増えとん。ある間はこれ金つぎ込んでいったらよろしいがな。来て、飲んでもうて、食べてもうて、飛行機に乗ってきてもうて、湯郷温泉に泊まってもうて、そのお金はあ

っかが払うんじゃない、こっちがほとんど477万円というのはそこら辺、交通の関係と、それから宿泊代をこっちが払うんですが、これらについても、こればっかしじゃなしに、ラグビーの7人制の関係でも350万円、それから自衛隊の関係でも、言ようる体育学校の関係で3本指が上がったやつが今度はもうほかのところ2本とも手をおろしてしもうたから、美作市だけじゃというような説明がございませうけれども、本当にそんだけのこういうふうなことをして、いいとこ見てもろうて、ほんまに来るんじゃないかなという、その心配があるん。これ心配がもう7割も8割もある。ほじゃから、こういうのはしっかりと日本の国を防衛する自衛隊がここに来るのに、沖縄じゃあたくさんの金を使いようらしいですけども、美作市の大きな分限者のとこへお金出して来てもらうんだつたらええけども、金がない美作市に来ていただくののうちが金出して、国の防衛しようるようなところが金出してまで来てもらわにやいけんような、これはいかげなもんかな、ちょっと疑問を感じるわけでございます。

それと、これはずっと言ようることでございませうけれども、愛の村のこの武蔵の里の指定管理の問題、指定管理の問題が、誰やらがあつこの認定保育園をするというて言うたら、あつこは静かなところじゃけんどもえらいよらしいというて、あそこがもう武蔵の生誕の地が静かにあつたら困るん。にぎわあななら困るん。湯郷温泉もにぎわいがなかつたら困るん。そういうふうな保育園するのに静かなとこじゃけんというて、それは今言ようる静かなとこのほうがよらしいでしょう。ほじゃけども、これやっぱし静かにあつたらあつこの武蔵の関係が潰れてしまうん。ここへこの大会のお通杯の関係でもあつこは剣道大会でも500万円から予算組んどんじゃ、小・中学校へ行つて。それから、ここの今言ようる先ほど言うたけど、この欧州の剣道チーム、ここの恐らくあそこの武道館へ来るじゃろうと思うん。やっぱしあそこにはブランド武蔵を顕彰しながら来られるんじゃないことになったら、もうセキュリティの問題もあるし、たくさん問題がございませう。都市部でも今言ようる保育園というのは2階建てはだめじゃと、1階にしなさいというようなことも言われておりますし、そういうな形の中で武蔵の里は今言ようるお客がどんどんどんどん来て、愛の村も来ていただいて、にぎやこうて、地元の生産者がつくつたやつでも買つていただくんじゃないかと、そういうな形の中でにぎわいがなかつたら、もうあそこはほんまに保育園だけのほうがええかもわからん。

それで、言いたいのは指定管理料を5,000万円から払いようるわけですわ。5,000万円、前回は6,333万3,000円払うたんじゃけども、今度は1,000万円少のうして5,000万円じゃけれども、この間ちょっと部長に言うたんじゃけど、私はあそこの庭園というのは裏の山を借景にしながら自然を楽しんでもらう、紅葉の時期には紅葉を楽しんでもらうというような、そういうにまちづくりするときに私はあつこを特別委員長されつたんで、そういうな形の中で庭園したように思うんです。この間行つてみたら、もみじの枝が皆のうなつてしもうとんじゃ。やっぱし時代も変わればどえらい考え方も変わるんじゃないかというて、私は紅葉を楽しむために植えとんかと思つたら、今度は今言ようる枝ばっかしになつてしもうとる。それから、今言ようるモミの木のはあそこの一級建築士に聞いたら、モミというのはどがなんか、やっぱし切つて枝をばつと横へ出さないけんのか、何言つとんですか、モミの木というのは今言ようるクリスマスツリーのような形の中でこういうになるからモミの木としての魅力があるんじゃないかと、そのように言うておりました。そういうな、初めからの余分なことをしていただくんだつたら、ちょっとお金が出し過ぎじゃねえかと思うん。ほれで、肝心かなめの草刈りはしょうらん、上がつたら、まだな。山と違うんじゃないからね、山と。勝田は1町歩ほどじゃと、公園が。あそこは入れようたら4町歩ぐらいあるんじゃないかと、というたら勝田が500万円したら、2,000万円ぐらいな金じゃから、ざつと計算してもわかるわけじゃから。ほれで、私んところの道路の補修でも、町道の補修でもこの4月になつたらもうぼちぼちします。それから、お盆の帰省客が来るまでには道のまた草刈りもします。うちの部落内の道路でも年に2回管理するわけですから、もう少し指定管理料

を払うとんだったら、きちっと仕事させなんたら、そういうなことについて私は納得ができないということで、今回のこの予算については、残念ながら、いいこともしてもらおうとんじゃけども、これは反対をさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

和田議員。

2番（和田 広宣君）

賛成の立場から討論させていただきます。

昨年4月の豪雨災害により市内の多くの地域で災害が発生いたしました。今日までの補正予算等では実際に工事は進んでいるものの、まだまだ工事の完了を待っている市民の方も大勢おられます。さらに迅速な復旧推進をするため今回の当初予算には市民の安心・安全を確保する復旧工事の繰越明許費や継続の工事費が含まれております。また、内水による洪水対策としての排水ポンプの整備事業費、緊急の避難所に設置する公衆無線LANの整備事業費が計上されており、大原保育園の設計委託料も含め、市民の安心・安全の向上に大きく寄与するものであります。市民の命を守る大切な予算であります。よって、今回の予算に賛成といたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

当初予算ですから、先ほど岩江議員が言われたように、また和田議員や青山議員が言われたようにいいもんもたくさんあるという思いも私も持っております。しかしながら、どうしても目がつぶれないなというところがあるので、反対をさせていただきたいと思っております。

というのは、先ほど岡野議員から出ましたけど、大原保育園のことなんです。クアガーデンの跡地に新大原保育園をつくりたいということで予算が2,330万円上がっているわけでございます。このクアガーデンに関しましては、平成28年に地元の人の1,800人でしたか、存続署名が出たり、またこのたびもこの地ではどうかという240人の陳情が出ておりました。それは議長預かりということで審議されておられませんけれども、そういった地元の声が非常に高いところですね。地元に関心が非常に大きい場所であるという思いです。この場所は先ほど来、岩江議員も言われておりますけれども、私はやっぱり武蔵ブランドを生かすためにはどうしても必要な土地だという思いがしております。この場所に保育園をつくるということに対して私は将来に大きな禍根を残す、保育園というものはもう30年、40年、50年とずっとやっていく施設ですから、一旦できると、もうそう簡単に移転したりなんかすることはできない、そういった施設ですわね。恒久的な施設に近いものです。そういったところを武蔵の里に何もする必要はないんじゃないか。そして、教育委員会なんかの説明ではあそこしかないんだという議論がずっとされてきてるわけです。本当かなと思うて、私たちいろいろと地元の人に聞いたり、研究していってみますと、地元の方は、例えば小学校の近くの人なんか声がかかってないんだと、ここでさせてもらえませんかというような声は私がかかってないという言われるんです。おかしいなと思っていろいろと私も地元の人に聞いたりしました。そういった中で進んでるんだということが現実的な問題だというふうに思います。そういったことであの土地は先ほど岩江議員がにぎやかにならにゃいけんのじゃと言われておりましたけど、私もそう思います。賑わいのある田園観光都市というようなキャッチフレーズも以前あったんですけど、そういったことで考えれば、宮本武蔵というブラ

ンドはもう美作市民にとっても大切にせにゃいけんブランドだと思うんです。もう湯郷温泉も確かにあっていいんですけど、例えば北海道のほうへ行って、湯郷温泉と言ったって知ってる人はそんなにいないですよ。沖縄行って知つとる人はいない。でも、宮本武蔵生誕地じゃと言ったら、お、そうか、宮本武蔵か、みんな知ってるんです。それだけ価値のあるブランドですわね。市長も欧州まで行かれて、観光客と言うんですか、剣道に対する愛情を持った人をあそこへ呼び込んで活性化を図ろうと、宮本武蔵のブランドを世界的に広げていこうと努力されているようでございます。そういったことも考えれば、あの土地はどうしても保育園の適地としては私は認められない。そして、適地はほかにもある。地元の人も小学校の南側の6筆の土地が協力しましょうという声が出てるといふふう聞いております。そういったところをぜひ当たっていただいて、ここは方向転換をしていただいて、仕切り直しをしてほしい。市長も前に一度言ったことはあるんですけど、告知放送のときはぱんと仕切り直しされて方向転換されたんです。先ほど岡野議員が備前の刀のことでも言われました。備前の市長もぱんと方向転換されました。ぜひ市民の声を聞いて、ここは方向転換していただきたい。仕切り直しをしてください。そういった意味でこの土地は大切にしてもらわなければならないと私は思います。何か宮本武蔵でブランドで手を打とうとしたときにどうしても幼稚園が私は障害になってくる。そして、地元の父兄も、それはほかのところへあるんならほかのところへしてほしいという思いは強いんですよ。それをよく考えてください。教育委員会があそこしかないんだというリードされるから、それはもうしょうがないなという思いになつとられるんですけど、いや、ここがあるんだけどどっちがいいですかという言ったら、絶対小学校のほうをとられますよ、どっちがいいかと言われたら。ですから、そこら辺のことはしっかり議員の皆さんも考えていただきたいと思うんです。小学校の南側の土地の6筆、9,000平方メートルが提供してもいいという声が出てるんです。その声を大切にしてください。そうしないと、本当に美作市は禍根を残します。宮本武蔵ブランドに傷がつくんです。そういったことは私はする必要ない。あえてする必要ない。本当にどうしてもどっこもないんなら、それはもう私ももう何も言いません。そういった声が出てるといふことを大事にしてもらわなきゃいけんと思うんです。そうすれば、大原の方も安心して進めてくださると思います。

それから、子どもたちが一番安全・安心が大事ですわね、小さい子どもですから。観光地につくると、そこは不特定多数の人が来るんですよ。県外ナンバーの車もたくさん来ますよ。どの人がいいか悪いかというような判断全然つかないんです。ところが、小学校の近くだったら、よう何かよその県の車が行ったり来たり行ったり来たりしょうが、何だろうか、おかしいぞというようなことも気がつくことが多いと思うんですよ。そういったことも考えて、子どもたちの安全・安心を将来担保するためにはやっぱり文教地区は文教地区、観光地区は観光地区と分けて考えて進めてもらいたいと思うんです。私はそんなに無理なことを言ってるとは思いません。もうごく自然のことを言ってるんだと自負しておるんですけど、皆さんがどうとられるかはちょっとわからないところもあるんですけど、私はもうごくごく普通の考えですけど、皆さんも同じ考えじゃないかなという思いを持っております。もう子どもたちの将来のためにぜひここは立ちどまって仕切り直し、それをぜひお願いします。

それからもう一つ、包括契約に関しても私は先ほど数字のことでる申し上げましたが、どうもあの数字の根拠がはっきりしない。そういった意味で今度も予算書に包括契約の金額が出ておりますので、その金額も私はもう少し納得できる、腑に落ちるものがないので、その2つの件に関して反対討論をさせていただきます。

ほかにも細かいことを言えばもう少しあるんですけど、主な理由としてはその2つです。当初予算で本当に災害に対する予算もあれば、タクシーのこともあって、それは市民に直結した予算、もうそれはよくわか

ってる。いいこともあるんですけど、この2つはどうしても飲み込めない、そういう思いで反対させていただきます。ぜひ議員の皆さんもよく考えてみてください。私は仮に否決になってもそれを市長が修正していただければ、また笠岡の市議会でも修正して、よその議会でも修正していったるんです。否決になったからといって、そがいにはたばたせんでもいいと思います。否決になっても修正していただければ通っていくわけですから。本当は修正案を出したかったんですけど、ちょっと包括契約と保育園のこの絡みがあって、ちょっと修正動議が出せなかったんで、本予算の反対ということになってしまいました。その辺のことも御理解いただきたいと思います。

以上で私の反対討論を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

賛成の立場で討論させていただきます。

当初予算は約207億円ですか、この当初予算で例年ベースで換算すると少し減額になってるなというふう
に思っております。また、交付税の一本算定があと一年続くわけでありまして、その減額になる中で予
算編成は随分苦勞されたというふうに思います。その中で市長が就任してから里山公園の整備をされて、今
年度で約1億2,000万円ほどですか、交付税の増額も見られる中で、いろんな政策も新たに出てきたとい
うこと、これは予算にも反映しております。皆さんがいろんな討論されまして、我々の私の個人的な思いです
けども、それは討論としてしっかりとその意見は教訓にする、あるいは参考にする、そういうことはそれぞ
れ必要だろうと思います。ただ、私はこの新年度予算については、賛成の立場で今討論しておりますので、
幾らか申し上げますと、最初はこの一般会計予算については、少し私は不満があったんです。何が不満だっ
たかという、市長が美作市内の地域創生事業と、それからものづくりの支援補助事業というのを本年度予
算計上してないんですね。私はこれはすごく不満がありました。なぜまだ2年、3年やったものをここで廃
止にするのか、あるいは予算計上しないのかということについては、委員会でもお尋ねをいたしましたし、
そのことについては少し需要が減ってきたので、また要望があれば、これはまた予算計上するという確約い
ただいたので、これはよしとしたというところであります。

加えて、この新年度予算では定住対策に対する新婚さんいらしやい事業だとか、あるいは女性に対する
支援事業だとか、いろんな事業をやる中で国としてやるプレミアム付の商品券事業もここで予算化されてお
りまして、約2億円程度計上されております。そういったさまざまな生活者に密着したこの新年度予算であ
ります。災害関連も先ほどからありますようにここに計上されておりますし、この予算を待ってる方もたく
さんいらしやる、そういったことを考えると、いろんな皆さん方の討論もよくわかるわけでありまして
けども、私はまずはこの新年度予算は成立させるべきであると、このように思いますので、賛成といたしま
す。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

私も大原保育園の設計監理委託料2,330万円を含む項目について反対の立場から討論させていただきます

す。

武蔵ブランドを大切にとの思いから、その地域の方々からこれ要望書が議長預かりになっておるんですけども、241名の方がこの要望書を出しておられます。先ほどからいろいろほかの議員が指摘されておるよ様に市政というのは市民の声に耳を傾けてやってこそ市政がスムーズに行くというんか、市民が反対してることを無理やりごり押しで通して行って、そこにできた保育園に通う園児たちが本当に幸せかどうかという観点からも地元の方があそこへ保育園ができてというふうな、そういった言葉を聞くことになっても非常に不幸だと思います。したがって、私はこのクアガーデン武蔵の里跡地利用に関する要望書のことに鑑み、ほかに保育園の適地があるという指摘もありますんで、ここは先ほどから何度も言われてますように一度立ちどまって、ほかの場所を検討していただくことを要望いたしまして、これに反対の意見とします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

いろんな本当に胸打つような意見、それからそういう話は聞きます。私もまだまだ勉強していかなければいけないと思うのではございますが、この新しい予算どうしてもこれ待っておられる人という部分について、じゃあこれが将来いろんな思いがあって言われるのはよくわかるんですが、私はここで予算をどうしても通すべきだと。やっぱり弱者を我々が手を差し伸べて、そしていろいろとお力になる、それはいろんな意味で問題が違いますが、しかし今回この予算については、本当に苦渋の選択という意味で賛成の立場で討論させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私は反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、今年度の207億円の予算を見ますと、歳入のほうでは交付税が1億円減、そして反対に基金の繰り入れが9億円プラスになり、繰越金はほとんど変わってないですね。失礼しました。市債、俗に言う起債のほうで3億5,700万円増えています。その一方、歳出のほうは一番これも目につくところなんですけど、借金の返しの公債費のほうで1億円増えている。あとは、先ほど少し出しましたが、災害復旧費なんかについては7,500万円ぐらいいか上がってないわけですね。特に大きいのは衛生費、それから商工費、教育費、私が1個1個ずっと見た場合にハード事業の部分の起債の部分が3億円幾ら、この部分の工事費が歳出に上がってるんですけども、なおかつ予算を基金の繰り入れで賄わなければならないのかというのを見たんですけど、よく理解できなかった。改めて見たときにハード事業じゃなしにソフト事業をずっと使われている。来年になると、じゃあこの状況がよくなるのかというと、交付税のほうはことしよりもまだ減額、来年が最終ラインですから減額をいたします。ただ、交付税と公債費の部分の絡みがあるんで、すぐ減額が幾らというのは出てこないんですけど、公債費のほうもハード事業とか、大原の滋慶学園のお金なんかの償還が徐々に徐々に始まってくるということで、公債費のほうはこの数年財政の総点検を見ても増えていってるわけです。ということは、ことしぐらいから収支のバランスが悪くなる。マイナスになるということで、こういうふうなばらまきの予算を見直していかないと、美作市の財政は大変困ってくると、即破綻という話ではないんですけど、困ってくる状態が続いてくる。きょうも庁舎や文化センターの建築の話が出ましたけど、そ

こなんかの部分に行こうとした場合に公債費、起債の部分、借り入れ、公債費の償還というのが非常に大きくなってきますんで、そこに行くまでにはやはり非常に厳しい予算だな、今現時点の予算は非常に厳しい、見直しをすべきだということで、反対の立場で討論をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

内海議員。

17番（内海 健次君）

賛成の立場で討論いたします。

これ一般会計ですね、一般会計、あくまで、私は各論は申しません、わかりませんから。総論で申し上げますと、青山議員、和田議員、山本議員、中山議員がおっしゃるとおり、まず市民の生活のサイクルを戻さにかいけん。去年の7月から災害で壊れとるわけじゃから、サイクルを戻して、山に行き、田畑に行き、そういうものをするのが我々の役目じゃないかと。議員があればこれじゃというて小ざかしいことを言うようになっておりません。まず、市民の生活のサイクルを戻しましょうということで、賛成をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

次、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

一般会計のところでございますが、皆さん反対討論の中で大原の保育園のことが出ておりました。いろいろな御意見はあると思います。賛成の保護者の方のたくさん声も聞いております。反対の方もおられます。その判断は難しいと思いますが、私がすごく決め手となりましたのは、一般会計の予算を審議しておりましたときに地震がございました。3階におりましたんで、すごく揺れました。そのときに市長も席を立たれて確認をされたり、あのときに本当に大原で起こってなければいいなって本当に思ったんです。すごく思ったんです。それで、どうもなかったということで、一番に早く保育園、幼稚園をつくってほしいということが第一の賛成の理由でございますし、それから場所につきましても、保護者の方から御意見も聞きましたが、あの場所はもともと讃甘の幼稚園がありました場所で、保育に適さないということはございませんし、観光とも一緒になってにぎわいのある子どもたちの声も聞こえる場所としてにぎわっていただいて、そして保育の場所として自然が豊かです。教育長に確認いたしました。川もあり、それから山もあり、そこへ散歩に行くと自然に触れることで子どもたちの心が豊かになります。それから、幹線道路に近いと、散歩に行っても危ないということもありますので、そういうところをよく考えて、私は賛成いたします。

そして、出産祝い金の増額等、若者や、暮らしやすくなるような予算もたくさん出ておりますので、賛成の立場で発言させていただきました。

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

この時分になるとダブってきますが、私の気持ちを述べてみたいと思います。

市民の福祉増進の施策が多々講じられておりますが、その中からピックアップさせていただきます。例えばこれも青山議員が触れられましたが、新規の財源確保を図りながらタクシー利用補助事業を計上されております。この事業は多くの高齢者、障がいを持たれた方々の社会活動等を支援する有効な施策と思いますので、利用者の意向を尊重して拡充を図りながら、試行から条例、規則の制定への移行を期待して、賛成します。この事業は財源確保を図ってやっていただいているということで了解をしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論。

安藤議員。

8番（安藤 功君）

賛成の立場で討論させていただきます。

きょうの委員長報告もございましたが、尾高委員長さん、また萬代副委員長さんで、今回初めて全議員による予算委員会ということで、さまざまな意見が出ておりました。確かにきょうの討論もそうですけど、本当にいろんな意見があって、いろんな要望があって、100%満足といいますか、100点満点でなかなか難しいんじゃないかなというふうな気はいたします。しかしながら、今回の予算なんですけど、本当に限られた財源の中で子ども・子育て、また高齢者、交通弱者、老若男女に本当にバランスのとれた予算配分されてるんじゃないかなと私は考えております。もちろん各地域への予算配分、また災害関連もございます。したがって、今回の予算、本当にいろんな観点もございまして、私は賛成とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

きょうは非常に皆さんの協力を得て、5日間の特別委員長、萬代副委員長の支えがあればこそ今日を迎えたことを、きょう本当厚くお礼を申し上げます。といいますのが、この1週間というか10日ぐらいの間、皆さんのそれぞれの部署の考え方を一生懸命夜もかなり遅くまで読ませていただきました。その中で私は以前のそちらのひな壇に座っていた時分より数段部課長の皆さんの本当に成長というんですか、そういうものを感じましたし、私も単純に言いますと、これまで体をかけてやりましたので、単純に賛成したいし、皆さんを信じたいし、特に萩原市長を信じていきたいと思っておりますが、裏切るようなことがあれば〔 発言の削除 〕、そのような思いを持っております。

議長（鈴木 悦子君）

ちょっと、尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

今のちょっと削除お願いします。というような気持ちで、私はプロポーザルというもんにおいて正しいか正しくないか、一般管理費が3億円というもんが……

〔「議長、ちょっとそれは取り消ささにやいけん」と呼ぶ者あり〕

今取り消します。

それじゃ、ちょっと議長、取り消します。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

〔 発言の削除 〕という部分をちょっと削除願いますでしょうか。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員のほうから今削除の申し出がございました。許可してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

許可することに決定いたしました。

14番（尾高 誉久君）

ありがとうございます。私も……

〔「何を言うたん」と呼ぶ者あり〕

よろしいか。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ。

14番（尾高 誉久君）

私もその92ページまでやってた中で非常に頭がふつとしてちょっと倒れそうになりましたけど、この体をかけてやったこの特別委員長としての報告のものを単純明快に言うて、どうしても通したい、ただそれだけ。もういいか悪いかのことじゃなくて、私は通したい。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号「平成31年度美作市一般会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第30号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第31号「平成31年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号「平成31年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第31号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第32号「平成31年度美作市介護保険特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号「平成31年度美作市介護保険特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第32号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第33号「平成31年度美作市簡易水道特別会計予算」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号「平成31年度美作市簡易水道特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第33号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第34号「平成31年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号「平成31年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第34号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第35号「平成31年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号「平成31年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第35号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第36号「平成31年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号「平成31年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第36号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第37号「平成31年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号「平成31年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第37号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第38号「平成31年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号「平成31年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第38号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第39号「平成31年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号「平成31年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第39号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第40号「平成31年度美作市水道事業会計予算」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号「平成31年度美作市水道事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第40号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第41号「平成31年度美作市病院事業会計予算」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号「平成31年度美作市病院事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第41号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第42号「平成31年度美作市下水道事業会計予算」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号「平成31年度美作市下水道事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第42号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、陳情第1号「入湯税を課している鉱泉浴場施設の周知に関する陳情」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございますか。

青山議員。

1番（青山 慶君）

反対の立場で討論いたします。

本陳情書の最後に鉱泉浴場施設の利用者増加や税収増につながるとまとめられていて、実現すれば素晴らしいことなんですけど、入湯税を課す鉱泉浴場の公開は鉱泉浴場の経営者が入湯税の特別徴収義務者で納税者であることから、税の納税情報を公開することになり、少なくとも地方公務員法34条の職務上知り得た秘密、守秘義務の対象に含まれることになると思われます。この情報の公開は守秘義務違反に当たるおそれがあると思われます。

また、施設の広告につきましては、経営者それぞれに考えがあり、一様ではないと思います。このことから本陳情の採択は不適切と考えます。

ただし、本陳情の提出者は美作市鉱泉浴場の発展を願って陳情に及んだと思われますので、その気持ちは大切にしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

陳情第1号「入湯税を課している鉱泉浴場施設の周知に関する陳情」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。よって、陳情第1号は不採択となりました。

続きまして、請願第1号「後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める」請願書について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

この請願については、反対の立場で討論いたします。

この請願書については、その趣旨は大変よく理解できます。また、請願書の文章も大変耳ざわりのよい内容になっていると思うわけであります。しかしながら、このことについては、現在国においてその議論を行っている聞いております。超高齢化社会の中で毎年増え続けるこの社会保障費、医療費の増大はまことに深刻であります。このことは当美作市においても決して例外ではないわけであります。この請願書の中で後期高齢者の窓口負担原則2割化との表現があるわけでありますけれども、現在国の議論においては収入の高い層については2割から3割という議論もあるようであります。しかし、それ以外の一定の所得以下の方々については、現行のままでよいのではないかという議論もあるわけであります。

また、この社会保障費の財源については、消費税収入分も充てられている中であるわけでありまして、国においてはこの社会保障費の財源が不足する中でその見直しの議論と、そして消費税増税の予定であるわけであります。その中で反対をしている、つまり一方では自己負担は1割、そして一方ではその財源の捻出に反対するという、そういった政党も国にはあるわけでありまして、このことから考えますと、私はこの一定の所得以下の方々については、1割負担を堅持すべきであるというふうに思います。しかしながら、現段階では国の議論の先行きを注視していきたいと、このように思う、そういった判断から、この請願については反対といたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

今までずっと討論を長くしたので、簡単に賛成討論いたします。

耳ざわりがいいんじゃないかと、内容をずっとこう見ますと、非常に正鵠を得た内容になっていると思います。

それから2つ目ですが、先ほど議論の中で、国に議論をされてるかどうかどうだこうだというんじゃなくて、地方議会としてどうあるかと言っとるわけですから、やはり地方議会としてこうあるべきだと、こういう意見書の姿が正しい姿だと思いますし、そういった意味で私はこれに賛成をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号「後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める請願書」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、請願第1号は委員長の報告どおり採択されました。

続きまして、陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書」について、委員長から本案について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書」について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、陳情第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、陳情第3号「美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」について、委員長から、本案については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

陳情第3号「美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、陳情第3号は継続審査とすることに決定をいたしました。

続きまして、陳情第4号「美作市内の建設業者など中小零細企業への優先発注と、地元調達の徹底を適法かつ適正に行うために向けての規定整備等を求める陳情書」の審査、及び請願の受理・審査を行うに当たって改善等を求める陳情書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

タイムリーという言葉がございますが、私が通告を出したのがたしか2月5日だったと思うんですが、御本人は2月8日付で出されております。私は一般質問の中で、指名競争入札における指名基準を設けるということについて、これはやはり市が独自に粛々と定めて、しかもその中で指名基準を公表することと、それから私が申し上げましたのは県内の市でも市内業者、そして準市内業者、地場業者、準地場業者、こうやって地域振興を図っているところがございます。岡山県においてもそういった趣旨の規定を設けております。そういったことを考えましたときにまずさてやらなければいけないのは規定整備をすることです。そして、その規定整備をするときに勇気が要ります。それはそのときにどうするかというのは裁判例です。私はその一般質問の中でも最高裁の判例ということも申し上げましたし、御本人はここに別記の2として引用をなさっております。これは私も一般質問で申し上げましたが、市内業者だけをやるということはだめですよ、そういうことを最高裁は言っているだけであって、そのほかのことを総合的に勘案しながらやるということは最高裁であれ、地方裁であれ、反対はしてないんです。行政は勇気が要ります。そして、これを規定整備をすることによっていろいろ何か出てくる可能性もありますが、判例がこうだからといって後に下がったんでは何もいいことはできません。やはり一歩前に進むという勇気を持って、しかも制限的にならないような、法令違反にならないような、それをやらなきゃいけないし、その努力をやるべきだろうという、基本的に私は考えありますから、この議会に対する今回は陳情なんですけど、私はもうそういった哲学がございます。小ざかしいことではありませんが、私は賛成をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

それでは、陳情第4号「美作市内の建設業者など中小零細企業への優先発注と、地元調達の徹底を適法かつ適正に行うために向けての規定整備等を求める陳情書」の審査、及び請願の受理・審査を行うに当たって改善等を求める陳情書について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。よって、陳情第4号は不採択となりました。

続きまして、陳情第5号「美作市内の建設業者など中小零細企業への優先発注と、地元調達の徹底を適法かつ適正に行うために向けての規定整備等を求める陳情書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いします。

まず、反対討論ございますか。

山本議員。

13番（山本 重行君）

私は反対の立場で討論をいたします。

先ほどの陳情第4号につきましては、手続面であったり、あるいは取り扱いという分がありましたので、あえて今回の陳情に関して反対という立場で討論をさせていただきます。

まず、一般論として地域の振興は図るべきことは、これは当然のことでございます。これはどこでも認められることでございますけれども、しかしこの陳情の美作市内への優先発注と、そのための法整備についてでございます。この件に関しましては、先ほども言われましたけれども、判例においても二転三転しておりますし、また学説においても多々さまざまな議論があるところでございます。そうした中で、本陳情の中で我々議員に対して非常に一方的で厳しい御批判を受けておるわけでございます。そこで、あえて私はここで反対の討論をするわけでございます。法学者で、あるいは裁判官が地方自治法、あるいは施行令初め、各種の法をどのように解釈し、また判例をどのように理解されているのかといった面からの反対の討論でございます。

争点となっております契約における基本原則、入札をできるだけ広い入札をして価格を安く上げると、経済性、そして公平性と地域の振興とについてであります。経済性につきましては、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項の規定にあるとおりでございますし、また地域振興を重視して地元企業優先の指名の根拠も地方自治法1条の2第1項から言われる方もおられますし、また政策目的として一般論としては許容をされてます。また、先ほどの討論の中にありました争点となりました最高裁の平成18年10月26日、小法廷における判決においてもその合理性そのものは否定はされておられません。しかしながら、関西学院大学の野田崇教授が「法と政治」という中で述べております。地域振興は経済性が常に守られておる限りにおいて認めら

れると申されておりますし、また契約等に詳しい鈴木ミチル先生は、公共入札契約の中で入札の局面における経済性は地域振興に優先すると、このようにも述べられております。また、立命館大学の山本隆司先生は「判例から探究する行政法」の中で、地域振興は経済性の要素に対して副次的に考慮することしか認めないとも述べられております。そして、地方企業優先指名を許容する規定は私はないと思いますけれども、地方自治法の解説の中で松本英昭氏は指名基準の中で事業所の〔聴取不能〕に関して市町長の裁量権の方針とすることは可能と考えられると述べられておりますし、また地元企業優先指名を許容する考え方も、そういった考え方をせられる方もありますけれども、何よりも「行政判例百選」、有斐閣が発行されてますけれども、熊本大学の准教授、大脇成昭さんが述べております。指名回避または停止の措置に関しての幾つかの判例、特に地元企業優先が争点となった大分地裁判決に初め、いずれも要請が肯定されたと、そういったことを述べられております。先ほどありました非常に厳しいからと、でも調べて、法制化すべきじゃないかというような御意見ございましたけれども、私はそういった不安定な中で法整備とは非常に難しいだろうというふうなこと、それから先ほど申し上げたような観点から、本陳情に対しては反対をし、不採択にすべきと考えます。

以上で反対の討論とします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

それでは、陳情第5号「美作市内の建設業者など中小零細企業への優先発注と、地元調達の徹底を適法かつ適正に行うために向けての規定整備等を求める陳情書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。よって、陳情第5号は不採択となりました。

これより暫時休憩をいたします。

午後7時20分 休憩

午後8時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番中山議員が体調管理のため退席です。15番岩江議員が体調管理のため退席です。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。
尾高議員。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど休憩中に議員控室において、議長、委員、市長、副市長、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、追加議案として、議員からの発議1件、特別委員会からの閉会中審査の承認1件、執行部から送付されました議案2件の計4件について協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、追加日程第1としまして、発議第4号「後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出について」を、追加日程第2として、庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会の「閉会中の審査の承認について」を、追加日程第3として、同意第2号「副市長の選任について」を、追加日程第4として、議案第43号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第7号）」を上程いたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第4号「後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出について」、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」、同意第2号「副市長の選任について」、議案第43号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第7号）」を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として議題といたしましたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号「後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出について」、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」、同意第2号「副市長の選任について」、議案第43号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第7号）」を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として議題とすることに決定をいたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第1 発議第4号「後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出について」

議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第1、発議第4号「後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）〔登壇〕

発議第4号「後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出について」、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

〔以下朗読〕

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第4号「後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出の承認について

議長（鈴木 悦子君）

次に、追加日程第2、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」を議題とします。

庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決定をいたしました。

追加日程第3 同意第2号「副市長の選任について」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、追加日程第3、同意第2号「副市長の選任について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

皆さん御苦勞さまでございます。

それでは、ただいま上程されました同意第2号「副市長の選任について」を説明をいたします。

平成31年3月31日付をもって横山博光氏が副市長の職を辞することにより、同氏にかわりまして荒木利明氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

同氏は、平成元年4月1日に岡山県職員として採用され、以後、農林水産部農政企画課総括参事、土木部道路建設課副課長などの要職を歴任されるなど、地方行政に関し豊富な経験と知識を有しておられ、市政の円滑な運営を図るため適任であり、ふさわしい方と考えてございます。経歴等につきましては、配付をさせていただきます資料を御確認いただきますようお願いいたします。

御審議の上、何とぞ御同意賜りますようお願いいたしまして、提案理由といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第2号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに賛成の方の起立を求めます。

きちっと立ってください。

[起立多数]

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、同意第2号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

同意第2号「副市長の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、同意第2号は承認することに決定をいたしました。

追加日程第4 議案第43号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第7号）」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、追加日程第4、議案第43号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第7号）」について、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ただいま御上程になりました議案第43号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第7号）」でございますが、繰越明許費の設定を1件追加させていただくものでございます。

平成30年度の国庫補助事業であるジビエ倍增モデル整備事業によりコンソーシアムが事業主体として取り組みをしてございます有害獣減容化施設整備についてでございますが、昨年12月に事業主体が建物の新築工事入札を行ったところ、鉄骨同士をつなぐ高力ボルトが入手できないという不測の事態により入札が不調となり、年度内に事業が完成しないことから、中四国農政局と予算繰り越しの協議を行ってまいりました。このたび国庫補助の繰越承認の見通しが立ったことから、追加議案として補正予算を提案させていただくものでございます。

高力ボルトの不足は美作市だけの案件ではなく、国内全体に影響しており、工期延長や作業工程の見直し等が行われているところでございます。何とぞ事情を御賢察の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3点お聞きします。

1つは、事故繰越とは違いまして、財源を明らかになったものを繰り越すんですが、この1億3,694万9,000円、これの財源内訳を1点お聞きします。

2つ目でございますが、昨年のこの提案があったときにコンソーシアム、これについては私は減額修正を出したわけですが、今現在のコンソーシアムについての構成団体と、その現状をお聞かせいただきたいと思っております。

このコンソーシアムにつきましては、真庭市は先般の山陽新聞で見ましたけど、既に車を購入されてると、こういう経緯がございますが、このあたりについて中国農政局はどういったことを市のほうに言ってるのか、コンソーシアムの現状についてどうかと、そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目ですが、ボルトかナットか、もう調達できないということが大きいやには聞こえてくるんですが、これが繰越明許して、できなかつたら、事故繰りというわけにはいきません。したがって、そのあたりの目安は担当部としてどういうふうな確実性を持っておられるのか、その点を踏まえて3点お聞きします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、財源でございますが、こちらはコンソーシアムが事業主体となっております、美作市の予算ではコンソーシアムに対する貸付金と負担金が……

〔4番岡野鉄舟君「ゆっくり言ってよ」と呼ぶ〕

貸付金と負担金が歳出のほうで、歳入のほうは貸付金相当といいますのはコンソーシアムが国庫補助金を収入すると市のほうへ返還してまいりますので、財源を申し上げます。ちょっと割合で申し上げますが、貸付金元利収入が55%……

〔4番岡野鉄舟君「金額を言ってください、金額」と呼ぶ〕

金額が……。貸付金元利収入が7,617万5,000円、済みません。

〔4番岡野鉄舟君「当事者を美作市、それから国、そのあたりをわかりやすく説明してください」と呼ぶ〕

ちょっともとから、済みません、言いますけど、美作市分の事業が全体で1億3,924万8,000円ございました。このうち推進事業というのが74万8,000円ございます。こちらは100%補助なものですから、残りのハード整備のほう、施設整備、拠点整備事業と申しますが、こちらの事業費が1億3,850万円でございます。これが補助率が55%ということになってまいります。ですので、先ほど55%と45%と言いかけたのはその繰越限度額に対してその比率で財源ということになってくるわけでございますが、数字のほうは、この限度額にあります1億3,694万9,000円、これのうち55%が貸付金元利収入と、国庫補助対象の相当になります。45%につきましては、雑入として大黒天物産のほうから収入するということになっております。

〔4番岡野鉄舟君「わかりません。いや、それは1問目ですけど」と呼ぶ〕

それから、コンソーシアムでございますが、コンソーシアムの構成団体は美作市、それから真庭市、美作市猟友会、真庭市猟友会、それから岡山県、それから日本ジビエ振興会、済みません、正式名を申し上げます。済みません、少しお待ちください。正式名称があります。日本ジビエ振興協議会、この6団体でございます。奈義町につきましては、これとは別にこれらのメンバーで組織する連携協議会で協議をしながら美作市の施設のほうで処理を、協議をしたいということでお聞きしております。それから、真庭市のほうはジビエカーが導入されておりますけど、枝肉、食肉になる枝肉について美作市のブランドが維持できるようにこちらのほうで食肉として販売できるようにこちらのほうへ運びたいということでお聞きしております。

それから、高力ボルトが手に入らないということでございますが、半年ぐらいかかるということがありますが、繰り越しについて承認をいただきますと、この市内の鉄工所などを通じてその高力ボルト自体をコン

ソーシアムのほうが問屋を通じてボルト自体を用意する形にして建物の発注を行いたいということで、その方向で発注を行いまして、9月ないし10月には施設の完成を図りたいというふうに考えております。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問です。

御承知のように繰越明許をする場合はもう1年ぼっさりになりますので、そこで質問なんですけど、大黒天物産からはたしか今頭に覚えてますのは6,200万円が寄附金で入ってき、それを市からコンソーシアムのほうへ6,200万円の歳出を出すという予算であったと思います。もう一つは、7,200万円はその貸し付けの元利がちょっと今覚えてないんですけど、その財源として国から入ってきたもので返すという、そういう仕組みだったと思うんですが、質問なんですけど、遠藤部長、御承知のように3月31日までに歳入としての調定決議書をつくらなきゃいけないんですけど、今現在6,200万円について大黒天物産から、あと数日しかありませんが、それは実際に調定決議ができるんですかというのが1点。そして、国からの交付金は、これは農政局のほうでる話をされているんだと思うんですが、この辺の同じような調定決議をどのような見込みなのか、あと数日でです。その決議がなければ出納整理期間内にももちろんお金が入ってくればいいんですけど、その辺のことをまず1点目。そして、繰越明許の財源として、最初僕はお聞きしたんですけど、トータルの話とかそういう答弁ばかりになったんですけど、既収、未収を分けたときにどれぐらいの腹づもりでおられるのかということをお聞きします。

それから、次の質問ですけど、ボルトかナットか知りませんが、本当に入るんでしょうかということ、これ入らなかつたら、国のほうにも迷惑かけるようになりますよ。一方で真庭市はちゃんと歳出予算もつくって車をもう購入してるわけです。つまりコンソーシアムができるという前提になってるということなんですけど、その辺のちぐはぐがはたから見ると、農政局はそこまで中の財源のやりくりができるとかということまで関心はないんですよ。ちゃんとできるとだろという前提のもとで農政局は農水省の本省と話をしてる。私は今までの経験からすればそうなんですけど、そういうあたりをちゃんとできるとかという質問です。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、今回は繰り越しの限度額ということで補正予算のほうをお願いしております。詳しい財源などにつきましては、繰り越しの計算書として出納閉鎖終了後議会のほうへ報告させていただくこととなりますが、財源としては既収入ではなくて未収入と、収入なしということで、31年度に繰り越してそれぞれ収入をするということで、未収特定財源という扱いになります。

それから、もちろんそのボルトにつきましては、既に市内の鉄工所などを通じて問屋などに問い合わせをしております。確保に努めていきたいというところでございます。

ですから、収入しませんので、調定決議ということにはなりません。

それから、真庭市ヘジビエカーが導入されておりますけど、これは食肉についてを美作市へ持ち込むということで、こちらの処理のほうは現在あります獣肉処理施設のほうで受け入れていきます。減容化施設といいますのは、有害獣の残渣でありますとか、食用に使えない部分を処理しますので、こちらについては市内の有害獣の処理ということで現在事業を進めております。真庭市から来るのは食肉用ということですので、

御理解いただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

これ以上遠藤部長を責めるように厳しくは言えないんですけど、とにかく迷惑のかからんようにやらないと、もう信用を失うということですね。

3回目の質問ですが、コンソーシアムの構成団体の中で、例えば私は昨年現場の人とも話をしたりしてるんですけど、そのコンソーシアムの会議というのはこれまで何回やられて、どのようなことですか。猟友会の人とも話をするんですが、一切音沙汰なしだよと、こういうふうには話があるんですが、こんなことをやっちゃると、中国農政局はちゃんとその辺のことができたという前提で歳出予算を組んどるわけですよ。大変なことになりますよ。そこら辺はどういうふうになっとんでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

済みません、ちょっと会議の開催回数までは確認をしてないところでございますけど、現在予算を繰り越すことについて農政局のほうへお願いをしまして、農政局のほうは財務局と協議して、今正式に繰り越しの承認申請をしておりますので、最後の手続になっております。今承認の見通しが立ったということで、きょう補正予算をお願いしとるわけですけど、承認をいただきますと、またコンソーシアムの会議も開催しまして、十分説明をしてみたいというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

はい。

3番（岩崎 清治君）

先ほど数字のことを言われたんですけど、ちょっと今回の部分の繰越明許の補正については、1億3,694万9,000円と書かれてる数字と、それから1億3,850万円という数字を言われましたね、55%と45%で国の分。これ違いが155万1,000円なんですけど、それが100%どうのこうのと言われたこの部分と、それからはっきり記憶がもう途切れてきたんですが、1億3,850万円は美作市がもらって出す予算をしておりますわね。これは溶融施設だけの、建物と溶融施設だけで、真庭のほうは入ってるんか、入ってないんか、多分入ってないと思うんですけど、ちょっと再度説明してください。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

済みません。

1億3,850万円と申しますのが美作市分のハード事業の整備でございます。別に74万8,000円と申したのは、こちらはソフト事業がありまして、こちらは繰越対象になっておりません。そして、1億3,850万円のハード事業のうち、減容化施設の整備が主なものでございますが、プレハブの保管庫、こちらと、それから設計に要する費用、これを155万1,000円合わせてなります。それを1億3,850万円から155万1,000円を差し引いた未払いの部分が1億3,694万9,000円、これを繰り越しの限度額ということでお願いしております。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

それでは、155万1,000円はもう差し引きの部分、ここに出てない部分、差し引きの155万1,000円の部分については、コンソーシアムのほうへもう払われたわけですね。払って、向こうから払われてる感じになるわけでしょうから、もう支出済みですよ。残りが1億3,694万9,000円になりますよと、それを繰り越し、全繰りして、工事をして払いますよという考えでいいんですね。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

一部コンソーシアムからの支払いが残ってる部分はありますが、市からコンソーシアムへのこの予算の支出のほうは終わっておりまして、近日中にコンソーシアムのほうも支払いが行われることになっております。

[3番岩崎清治君「ようわからんな。聞いたことが余計わからんようになってくるんじゃけど」と呼ぶ]

おっしゃるとおりなんですけど、厳密に……

[3番岩崎清治君「僕の質問に、はいかイエスか言うてもらうたら」と呼ぶ]

はい、市の支払いは終わっております。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第43号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第43号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第7号）」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をお願いいたします。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

歴史に残るかもしれない大変な3月議会、予算特別委員会を設置をして、貴重な議論をいただいたこと、ありがとうございます。また、尾高委員長、萬代副委員長初めとして、予算議論をリードしていただいた方、心から御慰労申し上げ、また感謝を申し上げます。

いろいろ言いたいことがあったんですが、時間も押しておりますので、1点だけ申し上げますが、定例会終盤におきまして平成29年度の決算不認定ということが明らかになりました。このことの背景には私から見ますと、当局全体としての情報共有が不十分であり、またそのために議会の皆さんに対する説明が一貫性欠けていたというところがこの背景にあったということが明らかになったというふうに感じております。そういうことになった原因については、今後もう少し究明をしなきゃいけないところが残っているわけでございますけれども、一方でその事態が発生したことについては明らかだと、これ先ほど申し上げたんで、それについては行政の長としてまことに重く受けとめておりますし、また議会及び市民の方々に深くおわびを申し上げたいと、この場で考えております。また、必要に応じまして当局としてのけじめのつけ方についても検討していきたい、かように考えているところでございます。

いずれにしても、こういった議論も含めて当市のさまざまな課題について議会の方々に本当に熱心に御審議いただいたその成果を今後の市政、特に平成31年度の予算執行等に生かすことによって、賛成討論の中にありましたように市民の方々の生活を守り、安定させ、できれば魅力を高めて、より多くの方々に当市に来ていただくための最大の努力を傾注をしておりますので、よろしくお願い申し上げ、御挨拶にさせていただきます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、平成31年第1回3月美作市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶申し上げます。

皆様には2月21日開会以来、本日まで34日間、御審議を賜りました。特に平成31年度の当初予算、一般会計及び国民健康保険特別会計におきましては、全議員で5日間にわたり全ての部署の予算審査を熱心に御審議を賜り、ここに全議案を議了し、閉会する運びになりました。

国の地方創生号令のもと、地域活性化に注目が集まっております。美作市におきましても人口減少や高齢化などさまざまな課題が山積しており、市制施行15周年を見据え、美作市として輝き続けるためには行政と連携、協力して知恵を出し、汗をかきながらさまざまな政策に取り組んでまいらなければならないと考えております。市長を初め、執行部各位におかれましては、本市の発展、向上のためにより一層御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、私が議長に就任いたしましたあと一カ月余りで2年となります。公正、中立な議会運営となるよう2年間努めてまいりました。力不足、勉強不足も痛感いたすところでございますが、無事ここまで職務を全うすることができましたのも皆様の御理解と御協力によるものと深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。市議会に対し、市民目線の議会改革や活性化などが求められています。今後とも皆様とともに微力ながら頑張っている所存でございます。

5月1日には新たな元号となります。市民の皆様方におかれましては、新しい時代が希望に満ちた輝かしい幕あけとなりますよう念願し、3月定例会閉会に当たっての私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

お諮りします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成31年第1回3月美作市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後8時35分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成31年3月26日

美作市議会議長 鈴木悦子

会議録署名議員 倉地重夫

会議録署名議員 重平直樹

そ の 他 資 料

代表質問【平成31年第1回（3月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1	公明党美作市議団 11番 山本雅彦	1. 平成31年3月定例会市長所信表明 及び平成31年度主要施策について 総務部関係 市民部関係 企画振興部関係 経済部関係 保健福祉部関係 建設部関係 危機管理室、消防本部関係 環境部関係 教育委員会関係	①平成31年度、行政懇談会について ②美作市の人口動態について ③1億総活躍社会、美作市版「総活躍社会の実現について」 ④大苜高原温泉雲海について ⑤新市庁舎、新文化センター建設について ⑥新婚さんいらっしやい給付事業について ⑦パートナーシップ条例について ⑧マイナンバーカード登録について ⑨プレミアム付き商品券事業及びキャッシュレス・消費者 還元制度について ⑩美作市内の自治創生事業について ⑪南部産業団地の進捗状況について ⑫障がい者支援の拡充について ⑬風疹対策について ⑭31年度河川の浚渫計画について ⑮今後の里山公園計画について ⑯本市の防災、減災に対する課題について ⑰消防団関係の公衆無線LAN活用について ⑱ドローンの活用について ⑲空き家対策について ⑳美作クリーンセンター長期包括運營業務委託について ㉑特別支援学校について ㉒公民館事業について ㉓新大原保育園の進捗状況について ㉔小・中学校のエアコン設置（体育館）について	33

一般質問【平成31年第1回（3月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1	5番 中山忠明	1. 美作市と湯郷ベルの関係	①湯郷ベルは、市民あつてのサッカースポーツ団体か ②湯郷ベル運営は誰が、どういう経緯で決めたのか、その時の話は、いつ、どこで、誰としたのか ③湯郷ベルを支援している各団体会員、サポーターが次々とベルを離れ、又、辞めていき、選手も辞めていく現状は普通では無いが、市の責任者としてどう考えているのか 又、強いベルを復活さすのは、どうすれば良いと思っっているのか	52
		2. 美作市民が心を一つに出来る行事は何をすれば良いと考えているのか	①新しい年号が発表されることを受けて、市民が強い絆が出来るように、市が中心となった行事を何か考えているのか 例えば、美作市民全体の大運動会をするとか、美作市民踊りを作るとか等々考えているのか	55
		3. 災害に強い美作市を作る計画があるのか	①梶並川の久賀ダムの水量調整はどこが責任を持っているのか ②調整はどの様に、又、誰がいつどういう指示を出すのか ③豪雨を予測してダムの水量を調整出来ないのか	56
		4. 美作インター付近に有る道の駅建設はどこまで進んでいるのか	①市民の利用度と建設の期待が大である跡地（もうもう工房）は、美作市の玄関であります この跡地の開発利用をいつから工事にかかるのか ②西日本道路公団とは、どこまで話が進んでいるのか	57
		5. 大原クアガーデン跡地に保育園建設について	①クアガーデン跡地の保育園建設が決まった経緯 ②学園はお互いに近くにあった方が良いのではないか	58

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
2	16番 日笠一成	1. 高齢者・体が不自由な人の外出時の支援について	①自力のみでは、外出時に支障の有る人の支援について	60
		2. 市庁舎について	①市庁舎の整備計画について	62
		3. 作東中央公民館の有効活用について	①作東中央公民館の建て替え計画について	63
3	8番 安藤 功	1. 子育て・若者支援について	①それぞれの年代や各段階における美作市の支援策について	65
		2. 介護予防について	①介護予防、フレイルについて	74
		3. SDGsと森林保全について	①森林保全と、森林の利活用、SDGsについて ②美作市里山公園について	76
		4. 災害時における消防活動について	①災害時、特に火災時における重機の活用について	81
4	13番 山本重行	1. 中山間地域直接支払い等について	①中山間地域直接支払い・多面的機能支払い制度について 取り組み状況について ②補助金返還の件数・原因について ③事務の簡素化はできないか	86
		2. 鳥獣害対策と被害状況について	①市内の被害状況について ②防獣対策の実施状況について ③防護柵事業の実施要件等について	88
		3. 特別支援教育について	①インクルーシブ教育の目的と内容について ②市内の通級指導の取り組み状況について ③市内の支援学級の取り組み状況について	90

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		4. 市長の政治姿勢について	①庁舎等の事業に対する市長の姿勢について	93
5	14番 尾高誉久	1. 改正入管法について	①出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の概要について	95
6	6番 倉地重夫	1. 美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略について 看護・介護専門職の確保 看護師等養成学校の誘致	①昨年10月発表の改訂版における内容、及び成果について 尋ねる	105
		2. 発達が気になる子どもと保護者の支援	①発達支援センター設立事業について	107
		3. 若者の自立支援・社会参加の取り組み	①「ニートや引きこもり」自立支援の創設について	109
		4. 地域資源を生かしたスポーツ等の 人材育成と文化の醸成	①レーシング・スクール等の誘致・拡大について	111
		5. 高等学校（普通科）の魅力向上	①高校魅力化プロジェクトについて	113
		6. 安全で安心して暮らせる福祉の充実	①出生者数について、5年間で1,000人を目指す 合計特殊出生率について、平成32年に1.80、平成37年に 2.10を目指すとされているが	116
		7. 自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくり	①CO ₂ の排出削減を5年間で771トンから1,000トンに増やすについて	118

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
7	17番 内海健次	1. 水道法の一部を改正する法律の概要について	自治体が水道事業の運営を民間企業に委託しやすくする水道法が平成30年12月6日に可決、成立し、同月12日公布された ①水道法の一部を改正する法律の概要について (1)改正の趣旨 (2)改正の内容 (3)施行期日等	120
		2. 改正水道法と社会的共通資本の考えについて	自治体が認可を受けたまま運営を民間委託するコンセッション方式は豊かな社会を目指すと言えるのか ①社会的共通資本の考え方について	124
8	4番 岡野鉄舟	1. 人口減少化を見据えた大原病院の経営について	①病院事業決算統計調査（平成25年度～平成29年度）について、次のことを尋ねる (1)看護師（准看護師を含む）の年代別構成人数 (2)財務状況の全般の分析 (3)今後の課題 ②平成27年3月31日付総務省通知「新公立病院ガイドライン」について、次のことを尋ねる (1)求められる4つの視点とは何か (2)これら4つの視点から取り組むべきポイントは何か (3)これらポイントについて、どのように取り組もうとしているか ③医師の「働き方改革」に向けた取組はどうなっているのか ④医療と介護の十分な連携を図るための「美作市医療計画」の策定の意向は、どうか	127
		2. 美作市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）について	①公共施設等の内容について、次の内容を尋ねる (1)公共施設に係る箇所数と今後50年間の更新費用 (2)インフラに係る今後50年間の更新費用 ②現在の公共施設とインフラを更新する場合の財源不足はいくらか	133

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
			<p>③総務省の平成26年4月22日付けの通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の具体的状況について 次の2点をどのように取り組んでいるのか、また取り組むのか (1)全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有体制 (2)市民との情報共有 ④当該管理計画を総論から各論まで実現しようとする場合、考えなければならない全体的なフレーム、スケジュールはどうなるのか</p>	
		<p>3. 平成31年度予算方針（「3. 予算編成の留意事項」）の予算への具体化の状況について</p>	<p>①「総合戦略については、成果を検証し確実に成果が期待できる事業に限り実施すること。」（（1）留意事項）について、次のことを尋ねる (1)各部署は、4つの基本目標につき、平成27年度からこれまでの3年間の重要業績評価指数（KPI）達成状況をどのように検証しているか (2)担当部署毎に成功事例と失敗事例をそれぞれ1例挙げ、成功・失敗の原因・結果をどう検証しているか (3)3年間の4つの基本目標全体の事業費とその額について、地元発注とそれ以外の割合はいくらか ②「市営観光施設等について、経営状況を詳細に分析し、斬新な発想で見直しを行うこと。」（（6）留意事項）について、次の施設は、どのような斬新な見直し、工夫（指定管理施設については、運営方法の協議など）をしたのか (1)愛の村パーク&武蔵の里関連施設 (2)大芦高原国際交流の村</p>	138
		<p>4. 指名競争入札制度における指名基準の在り方、判例の動向などについて</p>	<p>①平成24年8月17日付「地域建設業の振興及び中小企業対策の充実に関する請願書」が採択された後、この請願趣旨実現の為、何に取り組んだのか</p>	149

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
			<p>②指名競争入札における指名基準の定め方に関する、平成27年10月1日付大分地方裁判所判決（平成25年（ワ）554損害賠償請求事件）について当該判決について、次の点を尋ねる</p> <p>(1)事例の内容 (2)原告と被告の論点に対する判断（何を違法としているかなど）</p> <p>③当該大分地裁判決が引用している指名競争入札に関する平成18年10月26日付最高裁判判決（平成17年（受）2087損害賠償請求事件）について当該判決について、次の点を尋ねる</p> <p>(1)事例の内容 (2)原告と被告の論点に対する判断（何を違法としているかなど）</p> <p>④「工事の指名基準」（美作市契約規則第46条第2項）の中に、「地域貢献」「市内産業の振興・中小企業対策」等の政策目的による入札条件を盛り込む規則改正の意向はないのか</p>	
9	3番 岩崎清治	<p>1. 暮らしやすく・住みやすいまちづくりアンケートについて</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2. 特別支援学校について</p>	<p>①31年度の予算規模、事業内容（増・減事業） ②調査対象者の無作為抽出の方法・集計コード ③対象者数・回答率・得点の計算方法 ④28年度アンケートの事業展開 ⑤アンケート項目と内容分析</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>①県との整備計画の協議内容はどのような状況か ②設置場所のバレンタインパークについて反対・賛成の要望があるがどうするのか ③学校入学の対象者数と現状は ④財政の総点検における学校費用 ⑤市立のメリット・デメリットは</p>	<p>155</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>163</p>

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		3. ベトナムとの交流事業について	①ベトナムとの交流事業でいくらの費用と成果は ②ホー・チ・ミン像設置に反対運動が続いているが ③バレンタインパークを含めベトナムからの観光客は年間 いくら増えたのか	
1 0	7番 重平直樹	1. 市民の命と健康を守る水道事業について	①施設の老朽化も進み、耐震化・施設更新はどうするのか ②水道法の改正が昨年行われたが、美作市はいかがなされるのか	170
		2. 滋慶学園の支援等について	①美作市の実質負担額について ②加速化交付金について	173
1 1	15番 岩江正行	1. 雲海の損害賠償請求訴訟について	①雲海出資損害賠償請求事件について 裁判の現状と行方について費用は現在いくらかかっているのか、勝訴の見込みはあるのか尋ねる	176
		2. 市民の暮らしの安全安心について	①平成27年に水防法が改正され、県が直接管理する一級河川、吉野川、梶並川、大滝川の浸水区域を発表、美作市役所で7.1mの浸水を想定させているが、今回の被害状況を教訓に危険ヶ所の調査対策はできているのか尋ねる ②河川管理上の問題 浚渫工事と洪水時の通水断面確認 堤防の耐震性、河川改修工事計画は ③土石流、地滑り予防ヶ所の確認 荒廃砂防施設、急傾斜地崩壊対策工事、予防治山工事、ダム、ため池の安全確認は万全か ④災害時の人道支援 給水、衛生、衛生促進、食糧の確保と栄養、保健活動、避難所の確保と一人当たりのスペース、避難指示の伝達	179

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		3. 水道の民営化について	①民営化になれば公共料金を決めるシステムはどうか 現状では基本料金を設定してその上に自分が使った分の料金を支払うという料金体系であると思うが（総括原価方式）民営化になるとどうなるのか ②耐震化の進捗状況について尋ねる ③需要と供給のバランスが崩れた場合についての対応は（過疎地域）	186
		4. 指定管理業務委託について	①指定管理者は武蔵の里及び愛の村パークの指定管理業務仕様書を遵守して管理運営に努めているのか ②放課後児童クラブ、指定管理業務委託の現状を検証し投資効果について尋ねる ③学校給食と指定管理業務委託、子どもの健康と成長に効果がでているか尋ねる ※給食費の全国平均との比率 ※地産地消についての現状 ④ジビエ倍増モデル事業 指定管理業務委託と投資効果	187
		5. 荒廃する教育現場、子どもの人権と教育の未来について	①権威の喪失と教育の危機 ②荒廃腐敗の中の教育条件整備、学校教育が果たすべき本質的な役割について尋ねる ③いじめ不登校、校内暴力と子どもを取り巻く情報・環境について ④教職員をとりまく職場環境 誰一人も取り残さない人権意識の現状と学校教育の果たすべき本質的な役割を發揮できているか ⑤人間誰もが未来をつかめる社会へ学ぶ力をどう育てるのかこのまま社会へ送り出すのか 不登校・いじめ・校内暴力の原因の究明・対応 子どもの苦しみを教師集団がどう受け止めているのか 相手を思いやる心が大切と思うが、取組の現状について尋ねる ⑥幼児教育の公共施設としての条件整備について	195

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1 2	10番 岡本泰介	1. 市有財産の処分について	①市有財産は適正に処分されているのかを問う	200
		2. 湯郷ベルの現状と今後について	①湯郷ベルの現在の状況と、今後の方針について市としての対応を問う	203
		3. 大原保育園新築場所の変更について	①クアガーデンに大原保育園を建設することは、武蔵の里を毀損すると思われるので、場所変更の余地はないのかを問う	206
		4. 市が指定管理に出している施設の現状の検証について	①指定管理者制度は機能しているのか、実は上がっているのかを問う	211
		5. 滋慶学園補助金について	①虚偽の説明が繰り返された原因と責任について問う	214
1 3	2番 和田広宣	1. 特定検診と人間ドックについて	①受診率の近年の推移と要精密検査の未受検査者やハイリスク者への受診勧奨の状況について	217
		2. 市民の安心・安全について	①住宅用火災報知器の設置状況と今後の取り組みについて ②救急車の出動状況と課題について	223
1 4	9番 金谷のり子	1. 子育て支援について	①保育園や幼稚園に通っていない小学校就学前までの子どもを持つ保護者の育児の支援の課題について ②対象の子どもの人数、割合、世帯状況（核家族等）市で把握している情報 ③子育て支援の美作市の充実している施策は何か、これから考えており今後取り組む予定の施策は何か	229
		2. 女性に優しい街について	①女性に優しい街と、暮らし、子育て、介護の関係について ②日本一女性に優しい美作市について	235

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
15	1番 青山 慶	1. 改元に伴う美作市の対応について	①改元に伴う美作市の対応内容、トラブル発生時の体制はどのように計画されているか	242
		2. 美作市独自の通信サービスの今後の展望	①美作市独自の通信サービスの今後の展望	244
		3. 姫新線の運営に関する勉強・検討状況	①姫新線の運営に関して開催されている勉強会、検討会の状況	246